

会計検査院百三十年史

会計検査院

発刊に寄せて

会計検査院は、明治13年3月5日に創設され、本年3月5日に満130年の創立記念日を迎えます。内閣制度が創設されたのは会計検査院の設置から5年後、帝国議会が開設されたのは更にその5年後のことであり、会計検査院は、実に130年間にわたり国の会計検査を担ってきた長い歴史を有する国家機関です。

我が国における近代的財政監督制度としては、更に10年ほど前の明治2年に設置された監督司にまでさかのぼることができ、その後、明治4年に検査寮が設置され、明治10年に検査局に改称されましたが、独立の国家機関による会計検査の制度は、この会計検査院の創立をもって確立したものと言えます。

会計検査院は、憲法上の機関として、内閣から独立し、国の収入支出の決算の検査等を実施し、検査の結果に基づき、検査報告を作成して内閣を通じて国会に報告するという使命のもと、社会経済情勢の変化、時代の要請に的確に対応した会計検査の実施に努めてまいりました。

会計検査は、国がある限り永遠に必要とされるものであり、会計検査院が、今後とも、これまでの長い歴史の中で築いてきた伝統と信頼の上に、検査の充実と中立性の確保を図り、国民の皆様、納税者の皆様の信頼を得て、その期待に十分応えられることを願っております。

この「会計検査院百三十年史」は、私が院長在任中の平成20年10月頃から、事務総局に設置された会計検査院130年史編集事務局を中心として関係職員により執筆、編集等の作業が進められてきたものです。関係職員の御苦勞に心からねぎらいを申し上げるとともに、「会計検査院百三十年史」が、今後の会計検査について、多くの方に考えていただく上での一助となることを心から期待しております。

平成22年3月

前会計検査院長

伏屋和彦

序

会計検査院は、明治13年3月5日、太政官に直属する独立の国家機関として創設され、この度創立130周年を迎えることとなりました。この間、会計検査院は、明治18年に創設された内閣制度の下においては内閣に直属する機関として、明治22年に発布された大日本帝国憲法の下においては天皇に直隷する憲法上の機関として、昭和22年に施行された日本国憲法の下においては内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、今日まで一貫して国の財政監督機関としての使命を果たしてまいりました。

明治、大正、昭和、平成の130年に及ぶ検査活動の一端を顧みますと、旧制度下においては、草創期には書面検査や実地検査等の現在の会計検査制度の基本となる諸制度を確立していきました。また、一部制約があったものの増大する軍事費についても幅広い検査を実施して多くの成果を上げました。さらに、旧会計検査院法第15条の規定に基づく法律又は行政上の改正意見について上奏を行うなどの活動も行いました。

また、新制度下においては、昭和20年代には、大幅に強化された検査体制で戦後の混乱と会計秩序の乱れを背景に多発した不正経理や不正行為を不当事項として大量に指摘しました。昭和30年代後半には、不当事項の指摘にとどまらず、法令、制度又は行政に関する意見表示、処置要求を積極的に発動するようになりました。昭和40年代には、事業効果の見地から有効性の検査に取り組むとともに、多様な検査の事績を明らかにするため、検査報告に処置済事項が設けられました。昭和50年代には、国の政策上の問題が絡むなど困難な事態についても積極的に取り上げて広く問題提起をすべく、検査報告に新たな検査所見表明の場として特記事項が設けられました。昭和60年代から平成元年代にかけては、これまで検査の中心であった公共事業等の「ハード」の分野に加えて、急速な高齢化、国際化に対応して、医療や年金という「ソフト」の分野、政府開発援助といった新しい領域の検査に取り組みました。また、国民の関心が極めて高い問題については、その検査の状況を明らかにするため、検査報告に特定検査状況を記述するようになりました。

近年は、不正経理の有無や入札契約事務の執行の妥当性に着眼した検査な

ど基本的な会計経理の検査にも積極的に取り組み、また、平成17年の院法改正により国等の委託先まで検査対象が拡大された委託費等に関する不当事項の指摘を多数行うなど、国民の期待に応えるべく会計経理の適正化を進めてきました。さらに、平成10年の院法改正による国会からの検査要請事項に関する報告、平成17年の院法改正による国会及び内閣に対するいわゆる随時報告など、国会や国民の関心にこれまで以上に積極的に対応した検査を実施してきており、個々の指摘内容をみても正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の検査の観点それぞれに対応した指摘の多様化、深化が進んできています。

これら検査活動の変遷は、社会経済情勢や国民の行財政に対する期待等が変化していく中で、会計検査院がそれぞれの時代の要請に応えるべく努力を積み重ねて来たその証しであると言えます。

今日の会計検査を取り巻く環境を見ますと、我が国の社会経済は、少子高齢化の急速な進展、世界規模での経済危機、地球的な環境問題といった多くの問題を抱える一方、財政状況は、連年の公債の発行により公債残高が増加の一途をたどるなど悪化しております。また、近年、予算執行や政策の事後の検証や説明責任の履行がより重視されるようになってきており、会計検査院が果たすべき役割もますます大きくなってきている状況にあります。

会計検査院におきましては、常に時代の変化に適応した検査を実施しているかという疑問を自らに呈しつつ、今後とも、新しい分野、領域、新しい手法の検査に果敢に挑戦し、国民の皆様の期待に沿った検査成果を上げられるよう業務に当たってまいりたいと考えております。

この「会計検査院百三十年史」は、会計検査院の創立130周年に当たり、会計検査院の職責や在り方を再確認し、今後の会計検査業務に資することを目的として取りまとめたものですが、本史が広く会計検査院の業務に対する御理解と今後の会計検査の在り方についての御考察の一助となれば幸いです。

平成22年3月

会計検査院長

西村正紀

目 次

発刊に寄せて	前会計検査院長	伏屋 和彦
序	会計検査院長	西村 正紀

第1部 会計検査院130年のあゆみ

第1編 会計検査院の創立

第1章 会計検査院の前身	5
第1節 監督司	5
第1 監督司の設置	5
第2 組織	6
第3 権限	6
第4 業務	7
派出／立按／稟議	
第5 新政府草創期の会計規定	8
第6 会計官職制章程	8
第7 会計帳簿と報告	9
第2節 検査寮・検査局	10
第1 検査寮の設置	10
第2 組織	10
第3 権限	10
第4 分課	11
第5 業務	11
予算調査／決算検査／職員を派出して行う検査／検査員派出規程及び検査条例／会計法規の発達と複式簿記の採用	
第2章 会計検査院の創立	17
第1節 会計検査院の組織等の変遷	18
第1 職制	18
創立当初の執務体制／会計検査院職制章程の制定／会計検査院職制章程の改正／会計検査院官制の公布／創立直後の会計検査院長等の変遷	
第2 分課と分掌	19
明治13年3月の分課・分掌／明治14年6月の分課・分掌／明治15年1月、同年2月の分課・分掌／明治15年8月、16年1月の分課・分掌／明治16年12月の分課・分掌／明治19年10月の分課・分掌	
第3 職権	20
創設時の職権／会計法の制定／会計検査院章程の制定／会計検査院章程と会計法の改定	
第2節 検査業務運営	22
第1 検査の方法	22
検査の方法の変革／証明方式の改定	
第2 証明書類	23
第3 検査の実施	23

各庁歳入出検査／国庫金出納検査／歳入歳出総決算報告書検査／国債準備増減報告書検査／作業費検査／ 別種金検査／各種報告検査／官有物検査／実況（実地）検査	
第4 建議	29
文官退隠料制定の議／支庁臨検の建議／費用出途の建議／内国旅費規則改正の建議／計数標位の建議／ 北京を北海道上川に置くの議	
第5 決算検査及び行務成績の報告	31
決算検査の報告／行務成績の報告	
第6 その他の行務	32
第2編 大日本帝国憲法下の会計検査院	
第1章 帝国憲法による会計検査院の設置	35
第1節 帝国憲法の決算に関する規定	35
第1 帝国憲法第72条の変遷	35
第2 「憲法義解」における憲法第72条説明	37
第2節 会計検査院法の制定の経緯	38
第1 会計検査院官制三案	38
第2 会計検査院法案の審議過程	39
第3節 会計検査院法の概要と改正の状況	41
第1 会計検査院法の概要	41
組織／職権等	
第2 会計制度の改編と会計検査院法の改正	47
会計制度の改編／会計検査院法の改正／会計規則への対応	
第2章 明治期旧憲法下の会計検査院	51
第1節 組織等の変遷	51
組織の変遷／委員の設置／台湾支庁設置の顛末／韓国への職員の派遣／検査各部課事務分掌の変遷	
第2節 検査業務運営	53
第1 計算証明と書面検査	53
計算証明規程の確立／書面検査	
第2 実地検査	54
実地検査の確立	
第3 委託検査	57
委託検査の実施	
第4 検査事務に関する規程の変遷	59
検査事務に関する規程の変遷	
第5 出納官吏に対する判決	60
出納官吏に対する判決の制度／弁償責任制度についてのフランスとの比較／弁償責任判決の状況	
第6 検査報告と行務成績書	69
検査報告／検査報告の調製／検査報告の提出時期／行務成績書（明治32年以降は、検査成績書）／会計検査官の 議会出席問題	

第7 会計検査に対する制限	72
軍事費検査を制約した特別法	
第8 臨時軍事費の検査	73
臨時軍事費の検査	
第3節 検査成果概観	75
第1 検査報告掲記事項	75
概要／軍事費の検査／岐阜震災復旧事業／帝国鉄道の多彩な批難事項／塩専売事業の批難／煙草専売事業の国損／砂糖消費税の検査／日清戦争臨時軍事費／日露戦争臨時軍事費	
第2 検査(行務)成績書	81
法律又は行政上の改正意見／地方土木費補助支出に関する改正意見	
第4節 職権をめぐる議論	85
第1 会計検査院法第14条運用の問題点	85
決算の検査確定／検査報告に掲記する法令違背の範囲	
第2 逋信省との検査権限論争	86
第3 日清戦争臨時軍事費検査功程図の奉呈をめぐる紛議	87
第4 会計検査官の議会出席問題	88
第3章 大正期の会計検査院	89
第1節 組織等の変遷	89
組織の変遷／技術顧問員の設置／職員の待遇	
第2節 検査業務運営	92
第1 計算証明と書面検査	92
計算証明規程の統合	
第2 実地検査	93
実地検査の定着及び発達	
第3 検査事務に関する規程の変遷	94
規程の変遷／検査事務手続	
第4 出納官吏に対する判決	96
制度の変遷／出納官吏弁償責任判決の状況／弁償責任の恩赦による免除／参考人制度の検討	
第5 検査報告と検査成績書	98
検査報告調製時期の早期化／国有財産の検査報告	
第6 その他	99
第一次世界大戦に伴う臨時軍事費の検査／関東大震災と会計検査院／補助特約保証団体等の検査	
第3節 検査成果概観	104
第1 検査報告掲記事項	104
概要／軍事費の検査／復旧復興費の検査／シーメンス・ヴィッカーズ事件／八幡製鉄所事件／阿片密売事件／官金の検査／第一次世界大戦に伴う臨時軍事費の検査	
第2 検査成績書	110
法律又は行政上の改正意見／補助特約保証団体等に対する指摘	
第4節 職権をめぐる議論	111
第1 事前監督制度の構想	111

第2 会計検査院法中改正法律案の議員提出	112
第3 産業組合中央金庫検査に関する論争	114
第4章 昭和期旧憲法下の会計検査院	116
第1節 組織等の変遷	116
4部制への組織の拡大／組織の縮小／職員の海外派遣／職員の減少	
第2節 検査業務運営	120
第1 戦時下における財政会計制度	120
予算決算制度の変容／会計法の特例の拡大／会計法戦時特例、会計規則等戦時特例の制定とその変遷	
第2 計算証明と書面検査	122
計算証明の戦時簡素化	
第3 実地検査	124
外地特別会計の検査	
第4 委託検査	125
委託検査制度の簡素化	
第5 出納官吏に対する判決	126
出納官吏弁償責任判決制度の戦時特例／出納官吏弁償責任判決件数及び制度の改正／判決取調委員の設置／認可状の簡素化	
第6 検査報告と検査成績書	127
議会出席問題の再燃／検査成績書上奏の効果の限界	
第7 会計検査に対する制限	128
会計検査に対する制限の拡大	
第3節 検査成果概観	130
第1 検査報告掲記事項	130
概要／軍事費の検査／不当な賞与の検査／帝国鉄道関係の批難事項／外地特別会計に関する検査報告	
第4節 臨時軍事費特別会計と会計検査	138
第1 臨時軍事費特別会計	138
設置及び変遷／終結	
第2 臨時軍事費特別会計の検査	139
臨時軍事費特別会計に対する検査／軍需工廠の会計検査／臨時軍事費特別会計決算検査報告	
第5節 庁舎	144
第1 関東大震災以前	144
第2 バラック庁舎時代	145
第3 庁舎建設	145

第3編 日本国憲法下の会計検査院

第1章 日本国憲法による会計検査院の設置	149
第1節 日本国憲法の決算に関する規定	149
第2節 会計検査院法の制定の経緯	151
帝国憲法改正草案の公表／「会計検査院法改正法律案要綱」の作成／「会計検査院法改正試案」の作成／「会計	

検査院法改正案」（第1次案）の作成／「会計検査院法改正案」（第2次案）の作成／「会計検査院法改正案」（法制局案）の提示／「会計検査院法改正案」（第4次案）の作成／「会計検査院法改正案」（最終案）の決定／帝国議会等での審議／財政法の制定と会計法の全文改正	
第3節 会計検査院法の概要	156
第1 組織	156
地位と独立性／組織	
第2 権限	158
検査の範囲／検査の方法／検定・懲戒処分要求等／検察庁への通告／意見表示及び処置要求／審査制度を創設したこと／会計事務職員の職務執行上の疑義に対する意見表示	
第3 会計検査院規則	161
第2章 昭和20年代、30年代の会計検査	162
第1節 院法の改正	163
第1 改正の状況	163
予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）附則第2項による改正／会計検査院法の一部を改正する法律（昭和30年法律第110号）による改正／会計検査院法の一部を改正する法律（昭和31年法律第137号）による改正	
第2節 組織等の変遷	167
組織の変遷／職制の変遷／定員の変遷	
第3節 検査業務	169
第1 検査の対象	169
検査の範囲／必要的検査対象団体の設立改廃／選択的検査対象に対する検査指定	
第2 検査の観点	171
昭和20年代の合規性中心の検査と正確性の検査／昭和30年代の経済性、効率性の検査の展開／検査の観点と院法の関係	
第3 検査の運営	173
会計検査のサイクル／検査の計画／検査の実施／検査結果の分析・検討	
第4 検査報告	177
検査報告掲記事項／検査報告の審議／検査報告の内閣送付・国会提出／指摘事項のフォローアップ	
第5 検査結果の反映	184
対国会業務／財政当局との懇談会	
第4節 検査成果概観	186
第1 昭和20年代、30年代の検査成果の特徴	186
昭和20年代／昭和30年代／終戦処理関係	
第2 租税	190
昭和20年代の掲記事項／昭和30年代の掲記事項	
第3 社会保障	192
社会保険費に係る掲記事項／社会福祉費に係る掲記事項／公的扶助費に係る掲記事項／雇用対策費に係る掲記事項	
第4 公共事業	193

戦後草創期の検査／直轄工事の架空経理／災害復旧等補助工事の検査／工事の施工不良の多発／意見表示・処置 要求の指摘	
第5 教育・科学技術	196
昭和20年代の掲記事項／昭和30年代の掲記事項	
第6 防衛	197
昭和20年代の掲記事項／昭和30年代の掲記事項	
第7 農林水産	199
昭和20年代の掲記事項／昭和30年代の掲記事項	
第8 商工業	203
第9 政府出資法人	203
3公社／公庫、公団等	
第3章 昭和40年代、50年代、60年代の会計検査	209
第1節 院法の改正と組織権限をめぐる議論	211
第1 改正の状況	211
第2 会計検査院の組織及び権限をめぐる法律上の議論	211
特別職移行問題／沖縄財政援助金に対する検査権限に関する問題／いわゆる肩越し検査と昭和54年の院法改正 問題	
第2節 組織等の変遷	217
組織の変遷／職制の変遷／定員の変遷／人事制度の変遷	
第3節 検査業務	222
第1 検査の対象	222
検査の範囲／必要的検査対象団体の設立改廃／選択的検査対象に対する検査指定	
第2 検査の観点	223
昭和40、50年代の有効性の検査の確立と展開／昭和60年代の経済性、効率性の検査	
第3 検査の運営	224
検査の計画／検査の実施／検査結果の分析・検討	
第4 検査報告	228
検査報告掲記事項／検査報告の審議／検査報告の総理手交	
第5 検査結果の反映	232
対国会業務／財政当局との連絡会	
第4節 検査成果概観	234
第1 昭和40年代、50年代、60年代の検査成果の特徴	234
昭和40年代／昭和50年代／昭和60年代	
第2 租税	235
昭和40年代の掲記事項／昭和50年代以降の掲記事項	
第3 社会保障	236
社会保障に関する指摘	
第4 公共事業	239
積算基準に関する指摘／事業効果に関する指摘／個別の工事に関する指摘	
第5 教育・科学技術	243

昭和40年代の掲記事項／昭和50年代の掲記事項／昭和60年代の掲記事項	
第6 農林水産	245
昭和40年代の掲記事項／昭和50年代の掲記事項／昭和60年代の掲記事項	
第7 防衛	249
防衛に関する指摘	
第8 政府開発援助・外務	251
援助体制の整備／外務検査課の設置／検査報告掲記事項の概要	
第9 政府出資法人	252
政府出資法人の状況／国鉄／電電公社／公団・事業団等	
第10 その他	256
郵政事業の検査／鉄建公団等のカラ出張等／各省庁等の押し売り物品高価購入／箕輪町の補助金等不正受給	
第4章 平成期の会計検査	259
第1節 院法の改正と組織権限をめぐる議論	260
第1 改正の状況	260
国会法等の一部を改正する法律（平成9年法律第126号）第2条による改正／会計検査院法の一部を改正する法律（平成11年法律第36号）による改正／行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）第1条による改正／行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第152号）第1条による改正／行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）第2条による改正／会計検査院法の一部を改正する法律（平成17年法律第112号）による改正	
第2 「行政機関」の定義規定に会計検査院を含める法律の制定	268
法律改正の概要／改正の背景、経緯等	
第3 憲法改正に関する議論	269
衆議院憲法調査会における議論／参議院憲法調査会における議論／会計検査院による説明	
第2節 組織等の変遷	272
組織の変遷／職制の変遷／定員の変遷／人事制度の変遷	
第3節 検査業務	283
第1 検査の対象	283
検査の範囲／必要的検査対象団体の設立改廃／選択的検査対象に対する検査指定等	
第2 検査の観点	285
平成期の検査の観点の多様化と3E検査の拡大／検査の観点と院法の関係	
第3 検査の運営	287
会計検査のサイクル／検査の計画／検査の実施／検査結果の分析・検討	
第4 検査報告	292
検査報告掲記事項／検査報告の審議／決算及び検査報告の内閣送付・国会提出の時期	
第5 検査結果の反映	298
対国会業務／財政当局との連絡会／検査対象機関に対する検査報告説明会／財務上の是正改善効果の試算	
第4節 検査成果概観	302
第1 平成元年代、10年代の検査成果の特徴	302
平成元年代／平成10年代	

第2 租税	303
徴収過不足の検査／徴収過不足以外の検査	
第3 社会保障	306
社会保障に関する指摘／社会福祉等に関する指摘／社会保障に係る事業全般についての指摘等	
第4 公共事業	312
公共事業の有効性等に関するもの／「安全・安心」に関するもの／入札・契約事務に関するもの／個別の不当事項	
第5 教育・科学技術	316
教育等に関する指摘／科学技術に関する指摘	
第6 農林水産	318
第7 防衛	321
概要／指摘等の態様	
第8 政府開発援助・外務	324
政府開発援助／外務	
第9 金融	329
政策金融／金融システム安定化対策	
第10 政府出資法人	330
政府出資法人改革／政府出資法人に関する横断検査／政府出資法人の事業運営、経営状況等についての検査／ 財務諸表の適正表示等に着眼した検査／資産の管理、保有の適否等に着眼した検査／入札、契約事務等に着眼 した検査	
第11 特別会計	336
第12 情報通信（IT）	338
情報通信（IT）に関する横断的検査／個別の検査	
第13 その他	340
横断的検査／予算経理等	
第5章 その他業務運営の変遷	347
第1節 検定、懲戒処分 の要求、検察庁への通告及び審査	347
第1 検定	347
制度の概要／検定事例の推移／検定に関する特筆すべき事項／検定に関する訴訟の事例／弁償責任に基づく債務 の免除	
第2 懲戒処分 の要求	349
制度の概要／懲戒処分 の要求実績	
第3 検察庁への通告	350
制度の概要／検察庁への通告の実績	
第4 審査	350
制度の概要／審査要求の実績	
第2節 職員の能力開発	351
第1 研修の変遷	351
昭和20年代から63年まで／平成元年から10年まで／平成11年以降	
第2 研修体系の見直し	353
第3 現行の研修体系	353

第3節	検査対象機関の監査担当部局等との連携	355
第1	地方公共団体監査事務局等との交流	355
第2	公会計監査機関意見交換会議（公会計監査フォーラム）	355
第3	検査対象機関に対する講習会等	355
第4節	調査・研究	357
第1	会計検査の研究	357
	会計検査問題研究会／「会計検査研究」の発行／特別研究官の設置／テクニカル・セミナー／学会への加入／自主研究及び委託研究	
第2	図書館	359
第5節	国際業務	360
第1	外国の財政監督制度の調査	360
	旧憲法下／現行憲法下	
第2	最高会計検査機関国際組織(INTOSAI)	361
	最高会計検査機関国際会議(INCOSAI)の開催／東京会議の開催と最高会計検査機関国際組織(INTOSAI)の成立	
第3	最高会計検査機関アジア地域機構(ASOSAI)	362
	ASOSAIの成立／東京における第3回総会及び第2回国際セミナーの開催／事務総長等としての活動	
第4	インドネシア津波援助会計検査諮問委員会への参加	364
第5	国際協力活動	364
	会計検査に関する国際セミナー等の開催／各国会計検査機関との交流／日中韓実務者協議	
第6節	国民、関係機関等との交流活動	366
第1	広報	366
	国民への広報	
第2	有識者との意見交換	368
	会計検査懇話会	
第3	他の関係機関等との情報・意見交換	370
	他の監査機関等との情報・意見交換	
第7節	情報公開、個人情報保護	371
第1	情報公開	371
	制度の概要／会計検査院における情報公開業務の状況	
第2	個人情報保護	372
	制度の概要／会計検査院における個人情報保護業務の状況	
第3	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会	373
	組織の概要／調査審議の手続／審査会の運営状況、諮問事件の処理状況／過去の答申例	
第8節	執務環境	375
第1	庁舎	375
	会計検査院の庁舎の変遷／安中研修所	
第2	宿舍	380
第3	情報技術（IT）の利用	381
	検査業務における大型コンピュータ利用の展開／PC(personal computer)の整備と業務処理／決算確認システム／コミュニケーション基盤	

第2部 資料

歴代の会計検査院長	387
現行院法下の事務総長（院長経験者等を除く）	392
第1節 機構・定員・予算の変遷	394
第1 機構	394
第2 定員	404
第3 予算	406
第2節 検査報告	410
第1 不当事項	410
第2 決算等受領、検査報告送付及び国会提出等年月日	418
第3 行務成績書、会計検査成績書等の総会議議決及び上奏年月日	420
第4 国有財産報告送付及び国会提出等年月日	421
第5 物品検査報告書送付及び国会提出等年月日	422
第3節 会計検査院関連法規	423
会計検査院職制章程（明治14年4月28日太政官達第35号）／会計検査院職制章程（明治15年1月16日太政官達第5号）／会計検査院官制（明治19年4月17日勅令第20号）／公布時（明治22年5月10日）の会計検査院法と最終改正後（昭和18年3月20日）の会計検査院法の対比／施行時（昭和22年5月3日）の会計検査院法と現行（平成19年4月1日最終改正後）の会計検査院法の対比	
第4節 年表	438

凡 例

1. 本文及び資料は、原則として平成21年12月現在で記述している。
2. 用字・用語は、原則として常用漢字、現代仮名遣いによった。ただし、固有名詞、専門用語、引用文などで原形を尊重しなければならない場合は例外とした。
3. 原文の片かなは、読みやすさを重視して、憲法、法律等の引用を除いて平がなに改めると共に、文意を損なわない範囲で、適宜、句読点や濁点をつけるなどしている。また、漢数字はアラビア数字に直したものがある。
4. 度量衡は、原則として当時のものをういた。
5. 本文中でたびたび使用される法律、省庁、法人等の名称は、特に正式名を使用する必要がある場合以外は、次のような略称を用いた。

<法律等>

大日本帝国憲法（明治22年2月11日発布）…帝国憲法（第3編「旧憲法」と記述している箇所がある）

日本国憲法（昭和21年11月3日公布）…憲法（第3編においては、「新憲法」「現行憲法」と記述している箇所がある）

会計検査院法（明治22年法律第15号）…院法（第3編においては、「旧院法」と記述している箇所がある）

会計検査院法（昭和22年法律第73号）…院法（第3編においては、「新院法」「現行院法」と記述している箇所がある）

予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）…予責法

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）…補助金適正化法

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）…独占禁止法

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）…予決令

<法人>

日本専売公社…専売公社 日本たばこ産業株式会社…JT

日本国有鉄道…国鉄 ◇◇旅客鉄道株式会社…JR◇◇ 日本貨物鉄道株式会社…JR貨物

日本電信電話公社…電電公社 日本電信電話株式会社…NTT

日本放送協会…NHK

独立行政法人◇◇…(独)◇◇ 株式会社◇◇（◇◇株式会社）…(株)◇◇（◇◇(株)）

6. 本文中の検査報告掲記区分、検査報告事例の表記は次のとおりとした。

<掲記区分>

法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項…不当事項

意見を表示した事項…意見表示事項

処置を要求した事項…処置要求事項

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項…処置済事項

特に掲記を要すると認めた事項…特記事項
特定検査対象に関する検査状況…特定検査状況
国会及び内閣に対する報告…随時報告
国会からの検査要請事項に関する報告…検査要請事項
＜検査報告事例の表記＞…太字（ゴシック体）にて記載

7. 年号は、元号表示を用いた。

第1部 会計検査院130年のあゆみ

第1編 会計検査院の創立

第1章 会計検査院の前身

我が国における近代的財政監督の源流は、新政府草創の明治2年5月8日、会計官の下に設けられた監督司に求めることができる。

監督司はわずか2年後の4年7月に廃止され、代わって翌8月、大蔵省所管の検査寮が設立された。検査寮は、10年1月に検査局と改称され、やがて行政

部内における独立性を付与された会計検査院に進展して行く。その経緯については、29年10月会計検査院が刊行した「会計検査院史」(「院史」)に記述がある。

監督司から検査局に至る一連の経緯は、我が国近代的財政監督制度生誕の前史というべきものである。

第1節 監督司

第1 監督司の設置

慶応3年(1867年)10月、徳川慶喜は政権を朝廷に奉還し、265年にわたる徳川幕府の治世も終わりを告げた。新政府は、同年12月王政復古の布告を発し、天皇親政の時代になったものの、封建諸侯の封地はそのままであり、没収した旧幕府直轄領からの収入も実際には入手できず、新政府にとって効果的な収入源はほとんどない状況であった。東征の号令を発したものの軍資金にも事欠く有様で、当時の政府の財政は、初め京阪における豪商からの献納金や借入金によって支えられ、次いで多額の太政官札(不換紙幣)が発行された。

このように当時、財政について新政府のとった方策は、急場しのぎの極めて計画性に乏しいものであり、また、会計制度も一定の成規や手続が定められるまでに至らず、おおむね旧幕時代の慣例や当局者の見解により処理していて、会計の監督についてもまだ顧みるに至らなかった。

同年12月、政府の会計をつかさどるため金穀出納所(新政府における最初の会計機関)が京都に設置された。政府は、翌4年4月太政官に議政・行政・神祇・会計・軍務・外国・刑法の7官を設置し、会計官には出納・用度・駅遞・営繕・税銀・貨幣・民政

の諸司を置き、会計の諸務を分掌させた。翌明治2年3月会計官を東京に移し、同月末、参与兼外国官副知事大隈重信が会計官副知事の兼務を命ぜられた。当時の外交問題の大部分が贋金や悪鋳貨に対する外国領事等からの抗議、金札兌換の申入れなど幣制に関するものだったので、外国官副知事に会計官副知事を兼務させ、外交・財政を併せて処理させることとしたのである。

会計官が設置されて以来、会計の収支と監督は会計官中の出納司に一任されていたが、大隈はこれが策を得たものでないことを指摘し、別に財政監督の官署を設け、冗費を省き濫費を戒めることを建議した。これにより、2年5月会計官中に監督司が設けられた。監督司は、かつて旧幕時代に置かれていた勘定吟味役に範をとったものといわれており、王政復古後初めて設けられた財政監督機関である。

監督司は、初め会計官に属していたが、太政官の官制改革に伴ってその所属が転々と異動した。開庁2か月後の2年7月に太政官所属の7官が廃止され、新たに民部・大蔵・兵部・刑部・宮内・外務の6省等が設置されたのに伴い、大蔵省に所属することになった。次いで、同年8月には大蔵省が民部省と合併することになり、監督司は民部省に移管され、さらに3年7月大蔵・民部両省が分離するに及んで、大蔵

省に復帰し、4年7月に同司が廃止されるまでわずか2年余の間に、3度も所属の変更をみた。監督司の所属の異動は次のとおりである。

- ① 会計官 明治2年5月 8日 — 同年7月 7日
- ② 大蔵省 7月 8日 — 8月10日
- ③ 民部省 8月11日 — 3年7月 9日
- ④ 大蔵省 3年7月10日 — 4年7月27日

第2 組織

会計官時代における監督司は、会計官所属の1局6司（造幣局、監督・租税・出納・用度・営繕・鉱山各司）のうち各司の首位に置かれ、その職員は、知事（5等官奏任、定員2人）、判事（6等官判任、定員2人）、権判事（7等官判任、定員2人）、附属（定員5人）であった。知事は、官中の庶務を総括し、金穀に関する事項その他各官各局及び府藩県の申牒を審査し、また、計簿を推明することをつかさどり、判事以下はこれらの事務を分掌した。このほか、別に判事10人、権判事10人、附属30人をもって府県その他の監督事務を分掌した。

明治2年7月会計官が廃止されて大蔵省の所管になると、監督司は諸司の第五位に置かれ、その職員として、正（奏任、定員1人）、権正（奏任、定員なし）、大佑、権大佑、少佑、権少佑、大令史、少令史（以上判任、定員なし）が置かれた。その後、同司が民部省に移り、さらに、大蔵省へ復帰するまで、その組織に変更はなかった。

同年5月監督司が設置された際、京都、大阪に、また同年7月横浜に、それぞれ支署を設置した。これら3支署は、4年7月に監督司が廃止されるとともに全部廃止された。

第3 権限

監督司の職制章程が定められたのは明治3年12月で、それまでは職権を明記したものはなかったが、

「院史」によれば、監督司の処理した事務については同司の所属が異動するに伴って相当な変遷がみられる。

会計官及び最初の大蔵省の所管のとき処理した事務の概要を列記すれば、

- ① 金穀出納に関する事項の検按
- ② 勘定帳の検査
- ③ 営繕土木起工の事由並びに費額の審議
- ④ 工事实況の検査
- ⑤ 金庫開閉の臨検
- ⑥ 会計法規の立按及び査閲
- ⑦ 金穀の恩賜及び拝借金請願に対する許否の立按
- ⑧ 贋金処分・汚損紙幣交換方法の立按
- ⑨ 貨幣改造通用方請願に係る許否の立按

等である。

2年8月民部省の所管になって、監督司の所掌事務は著しく拡張された。官有地の管理、府県庁舎の位置及び建築に対する審議立按並びに各司官吏選考についての事務等にも参画するようになったほか、戸籍、警保、救荒儲蓄、開墾、物産等の申牒に対する審議立按など民政に関する諸般の事項にも参与するようになった。

民部・大蔵両省が分離して大蔵省に復帰した後は、民政に関する事務が除かれ、3年12月職制が制定されて、その職権が初めて明らかにされた。

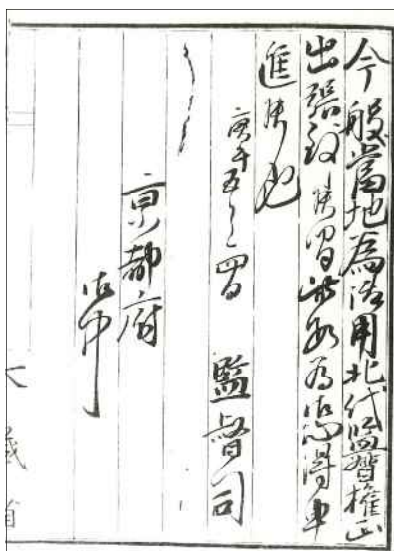
章程においては、冒頭に「本司は大蔵省の耳目にして各司は省中の手足なり。耳目能く明かにして手足各其用に供するを得故に此司常に専当の任なしと雖も本省内外の事務都て監視督察するを要す」と定め、任務を規定している。職制中には、大蔵省以外の行政についても監督することを定める規定もあった。

なお、「院史」においては、職制に定められた職権を次のように要約している。

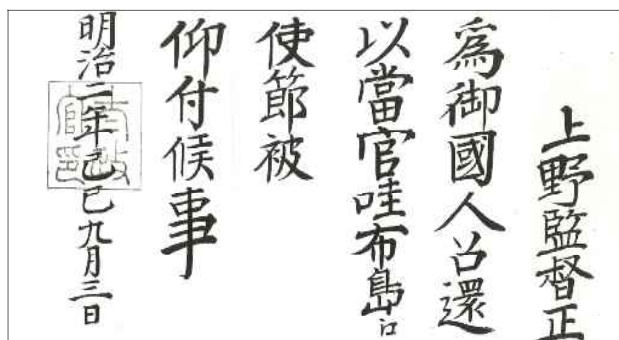
- ① 成規定例なき支出の審議
- ② 賞典付与、秩祿支給方当否の審按
- ③ 勘定帳の検査

- ④ 各司計簿の点検
- ⑤ 金庫の監察
- ⑥ 営繕土木実況の監督
- ⑦ 購入物品価格の検査
- ⑧ 各地方官各局申牒書指令按の査閲
- ⑨ 法規改廃に係る草按の査閲
- ⑩ 省中官吏の身分に関する監査

さらに、府県に派出して監視検査すべき事項として、金穀一切の出納、租税の厚薄、官庁諸費の当否、貨幣流通の便否、正贋貨幣交換の処分、土地の沃瘠、物産の多寡、通商の有無等を規定している。



北代監督権正出張につき進達
(重要文化財 京都府行政文書「諸官往復書」(明治3-12)
京都府立総合資料館蔵)



監督正上野景範のハワイ派遣辞令(国立国会図書館蔵)

第4 業務

明治の初め予算編成の法もなく、かつ経費節約、支出の圧縮が特に要請された時期には、収入支出の決議は特に重要であった。監督司は、このほか貨幣の制度、給与の法、租税賦課の増減、会計規定の新設改正等の議にも参与した。収入支出の検査は、各庁から提出された勘定帳を出納司で査算して監督司に回付し、監督司はこれを「閲過」のうえ表紙に押印して各庁に返付した。

地方に出張したときの業務も多く、監督正が東京・横浜間の鉄道施設工事の総理を命ぜられ、あるいは次に述べるようにハワイ国に邦人召還のため出張するようなこともあった。

京都その他支署における管掌事務は、各司出張所の収支に関する事件の商議、収支回議の検閲、勘定帳の検査、会計法規の弁明、倉庫開閉の臨検等である。収支に関する事件とは、用度司で物品を購入し、営繕司で庁舎を建築し、通商司で金円を貸与することなどで、これらは事前に各司から監督司へ商議する建前であり、また、収支回議は出納司で金穀を収支する証票とするもの、勘定帳は出納司で収支した金穀を精算して調製するもので、これらは監督司で検査することになっていた。

「院史」においては、当時行われた業務を派出、立按、稟議に分けて、次の数例などを挙げている。

1 派出

明治2年7月監督司知事心得が箱館府、新潟県、長崎県に派出され、贋金を検査している。これは、当時贋造の二分金が諸港などに流布していたので、各国の公使がこれを政府に通知し処理を求めたためである。また、2年9月監督正がハワイ国に派出され、本邦人の召還に当たったこともあった。さらには、3年6月、監督正を仏国人某とともに上武両州に派出し、繰糸場建設に関して同地方を巡回調査させている。

2 立按

立按は省卿の名をもって上申下達する文書を起草するもので、次の5種があった。

- ① 太政官に意見を上申し、又は稟裁を請う稟申
- ② 太政官からの諮問に対し意見を上申する答牒
- ③ 各省からの照会事項に対して答書を発する回答
- ④ 府県申牒の事項に対し指揮する指令
- ⑤ 各庁に達する申達

3 稟議

稟議は、監督司から省卿に対し文書で決裁を求めることをいい、例えば旅費規則、用度司取扱規則に関することなどがあった。

以上のように、監督司の職制は、業務範囲を明瞭に画することができず、職権は多岐にわたり過重であったが、その職員は最も多いときで88人、少ないときは50人に満たなかった。

各官庁は監督司による監督を忌避する傾向が強く、検査を受ける態度は非協力的で、監督司の職員は各司に出張すると受検庁の職員の厳しい視線にさらされたという。

第5 新政府草創期の会計規定

財政逼迫に悩み続けていた新政府は、経費節約について、明治2年5月勅諭を発して、5等官以上の官員及び親王公卿諸侯の意見を求め、また、同年12月太政官から官省府県に用度を節約すべき旨の諭告を発したが、新政に対応して、会計経理に関する諸条規及び帳簿報告の諸規程も次のとおり創定された。

2年1月「出納司の儀は米金御取締専一に相心得左の通取扱候様可仕奉存候」という前文をもつ「出納司規則書」が公布された。この規則書は、取締り専一という立場から金穀出納の処理方法を規定したもので、各種の帳簿を定めて各官司の諸経費の計算を可能ならしめ、月給、本祿、扶助米、旅費、臨時入

用、米金臨時御出方、拝借金等の出納心得と出納期日を定め、出納司と貨幣・鉱山・営繕各司及び府県との関係を規定するとともに、出納司内の御用金掛・御米掛・扶助米渡取調掛の3掛は互いに助け合って勤務するようという勤務心得をも定めている。

なお、この規則書は、当時の財政処理上最も重要な課題のひとつであった歳入歳出の混同を禁止し、総額計上の原則を打ち出している。

第6 会計官職制章程

明治2年5月「会計官職制章程」が公示され、職制について「会計官は租税、用度、秩祿、貢献、金銀貨幣、倉庫、検地、営繕、鉱山等の各事を総判し、造幣局、監督司、租税司、出納司、用度司、営繕司、鉱山司を管す」と規定され、これにより初めて監督司が設けられた。

会計官職制章程は、当時既に先進国においては実施していた予算決算制度、租税規定、経費統制、財政公開など近代的財政管理の萌芽がみられ、また、会計実地検査のことも規定されていて、節儉が財政の第一義であるという立場から、各官府県の経費支出の統制や例外緊急の出費を抑え、集権的財政運営を確保しようとしたものである。

徳川幕府の下における封建諸藩は、2年6月の版籍奉還の勅許により、各藩主は知藩事に任命され、制度上は封建藩主ではなく、中央政府の行政官となっていたが、3年9月太政官から藩制が令達された。

藩を大(15万石以上)、中(5万石以上)、小(5万石未満)に区別して官員の実数を定め、知藩事の家祿を石高の10分の1に限定して藩政と知藩事家政を分離し、残余の10分の9は公庁の費用に充てることとした。また、歳入歳出の計簿は、毎年10月から翌年9月までについて、一定様式どおりの明細書を年末に提出すべきこと、藩債の総額を年賦償還すること、各藩発行の紙幣を交換回収すべきこととした。

第7 会計帳簿と報告

明治2年1月には、前記のとおり出納司規則書により各種の帳簿が制定され、次いで3年1月金庫出納規則が定められ、金庫貨幣の出納及び日計・月計の整理は出納司の官吏が行い、金庫の開閉には、出納司官吏と監督司官吏が立会いの上、その出納する金額を記載した出納簿に検印し、また、監督正と出納正は毎月臨時にその現在高を点検することなどが規定された。

さらに、同年2月、出納司が、各官省にその定額経費金・臨時支費金及び予備支費金等を毎次交付する際、領受証票を使用して収受させていたのを改め、一定様式の帳簿(回帳)を2冊作成し、出納司と各官省にそれぞれ備え置き、出納のつど、相互に対照するようにした。これは領収証票の数が多いため往々混こうして誤りを生じやすかったので、これを防止することを目的としたもので、公納金も、この順序によって処理することになった。また、4月には、官省府月次精算簿の送致が遅延するのを督促し、その後も遅滞するときは次月の金穀を交付しないことを警告している。

3年10月、官省寮司の計算帳簿の様式を改定し、同11月には、官祿米・月手当・賞典米・家祿米・官省経費金穀・旅費金・営繕費・金銀地金購買・軍資金・国役金・石高割貸金及び諸上納等の費目を処理する大蔵省の内規を定め、4年1月には、府県及び諸藩寄託地の租税金穀出納の規則を改正し、かつ計算帳簿の様式を公布している。

このように、しばしば会計帳簿の様式、書式及び報告の指令を出した目的は、会計当務者が事務に不慣れで、誤りや脱漏が多かったためばかりでなく、府県や司法省など歳入を収納する官署で、収納金穀をそのまま経費に充当し、仮払を行って歳入歳出の整理を遅らせ、勝手に資金を留保する弊を絶つことにより、収入の確保と経費節約を期したことである。

第2節 検査寮・検査局

第1 検査寮の設置

明治4年7月の廃藩置県後、大蔵省は、監督司を廃止し、翌8月に検査寮を設置した。

旧民部省を併せて拡大された大蔵省においては、司を寮に昇格させて「本省統轄する寮司の班次を改定す」、「造幣、租税を一等寮と為し、戸籍、営繕、紙幣、出納、統計、検査を二等寮と為し、記録、郵便、勸業を三等寮と為し、正算を一等司と為す」と定めて、7月に廃止した監督司を検査寮として復活したもので、このとき正算司を新設した。

2週間前に廃止した監督司を復活させたのは、租税頭兼造幣頭伊藤博文の強硬な廃止反対意見によったものといわれる。これについて、伊藤は4年8月、民部省の廃止と大蔵省の職制改革を批判して、意見書を大隈参議、井上大蔵大輔、渋沢大蔵大丞の3人にあて提出している。

検査寮については、伊藤が米国における調査研究の結果、4年6月に提出した大蔵省職制改革案「改制綱領」にその概要が記載されており、同年8月に定められた検査寮の職制及び事務章程は、これを模範として作成された。

第2 組織

検査寮職制事務章程は、明治4年8月に制定され、頭、権頭、助、権助の4等官から7等官までの奏任官、及び大属、権大属、中属、権中属、少属、権少属の8等官から13等官までの判任官の諸官が置かれた。さらに、8年12月には権少属の下に史正(14等官)、寮掌(15等官)の諸官が置かれた。

検査頭は、収入支出に関する諸請求書を検案し、出納の命令書すなわち伝票を作成する以前に、まず正当であるかどうかを精査し、一切の金穀出納の当

否を検査することをつかさどり、寮中諸官員の処務を指令し、各分局分課のことを管理する。各分局分課の廃置、寮中官吏の配置替、増減は大蔵卿の決裁を経て処分することとされていたが、分課改廃のことについては、9年6月に職制改正以降寮頭の専決事項となった。次に、権頭は頭に事故あるとき又は欠員のとき頭の職務を代理し、また、助及び権助は寮中局課の事務を担当するもので、上記の改正からは頭、権頭の事務を代理できるようになった。属は上官の指揮を受け、寮中の事務に従事した。

10年1月11日、検査寮は検査局と改称され、奏任官（大蔵大書記官、同権大書記官、同少書記官、同権少書記官の4等官から7等官まで）及び判任官（大蔵一等属ないし十等属の8等官から17等官まで）が置かれた。

書記官のうち1人は局長となって局務を統轄し、その他の書記官は掛長となって掛務を分掌し、属は各掛に分属して事務に従事した。

第3 権限

検査寮事務章程は、その冒頭に、「検査寮は一切金穀の出納に関する事務を審按検査する所なり」と明記し、さらに、検査寮の任務を18項目にわたって明確に規定している。その事務の概要は、

- ① 金穀出納に係る申請書の検査
- ② 収入に係る納入証書の点検
- ③ 勘定帳の検査
- ④ 実況検査
- ⑤ 出納寮簿冊の点検及び処務の監視
- ⑥ 倉庫の視察及び鍵錠の管守
- ⑦ 公債証書、紙幣、諸印紙類製造の臨検
- ⑧ 検査に係る規則の考按
- ⑨ 考課状の調製

等である。

明治5年10月に正算司が廃止されると、同司の所管であった各官庁及び府県の「出納金穀の券書又は伝票を調査正算する」事務が加えられた。

検査寮事務章程は、9年6月全面的に改正され、「検査寮は金穀出納の当否を検査し計簿を整理する所」として、さらに所掌事項が従前より詳細に大蔵卿の決判を経てから施行する事項19箇条、検査頭の意見をもって専行することのできる事項42箇条計61箇条にわたって定められた。

これらの所掌事項のうち主なものは、

- ① 歳入出予算の検査
- ② 租税その他収入金の検査
- ③ 定額及び臨時支出の検査
- ④ 勘定帳の検査
- ⑤ 諸物品在高帳の検査
- ⑥ 実況検査
- ⑦ 金庫の検視及び鍵錠の管守
- ⑧ 銀行預け金の検視
- ⑨ 紙幣公債証書各種印紙製造の検視
- ⑩ 決算証書の交付
- ⑪ 中仕切決算の処分
- ⑫ 定額常費内流用の承認
- ⑬ 検査執行上に係る法規の考按
- ⑭ 勘定に関する規則の弁明
- ⑮ 各庁適宜設定に係る給与法の査閲
- ⑯ 歳入出の概計及び決算に係る明細簿の調製
- ⑰ 年報書の調製

等である。

このうち、予算の検査、物品の検査、銀行預け金の検査、決算証書の交付、中仕切決算の処分、流用の承認、法規の弁明査閲等は旧章程に比べて増加した。

検査寮の権限には、監督司の職制にみられるような「大蔵省の耳目」、「省中官員の非違不正を監察」、「正贋貨幣の交換」、「物産の多寡、通商盛衰視察」などの行政関係の事項は全くない。検査寮は純然たる会計監督の事務的機関として設置された。

検査局の設置時には、事務章程の改定は行われず、検査寮の章程に準じて事務を執行することとされた。その後検査局は13年3月5日に廃止された。

第4 分課

検査寮創立後、検査寮の管掌する事務を分担させるため、初めて課制を敷いた（明治10年1月以降、課制を廃止）。管掌事務の変遷の主なものは以下のとおりである。

[検査寮]

- （4年 9月）往復、編纂、検按、照査の4課
- （5年 6月）成算、検按、編輯、受付の4課
- （5年10月）検按、調査、照査、正算、編輯、受付の6課
- （8年 3月）受付、諸務、編輯、第一～第五成算の8課及び改正掛
- （9年 5月）諸務、編輯、第一～第五成算の7課

[検査局]

- （10年 1月）予算、院省、府県、追算、製表、諸務、編輯の7掛
- （11年 6月）予算、調査、追算、諸務、編輯の5掛
- （13年 1月）予算、調査、決算、簿記、諸務、編輯の6掛

第5 業務

検査寮・検査局の業務は、予算調査、出納査閲、決算検査、実況検査、簿記改正、年報調製等であるが、これらのうち主なものを以下に述べる。

1 予算調査

予算調査は、各省庁の予算帳を審査することと、公布される予算表を起案することに分けられていた。

予算表が初めて公布されたのは、明治8年10月「明治8年度歳入歳出予算表」からである。それまでの経緯をみると、4年に開拓使及び府県の経費を定め、5年初めて文部省の1か年の歳費定額を予定し、

また、左院及び外務、陸軍、海軍、工部、宮内5省の1か年の経費を定め、漸次、収支に拘束を加える方法を設けたが、まだ予算を公布するまでには至らなかった。

6年5月、当時の大蔵大輔井上馨、大蔵省三等出仕渋沢栄一は、政府と議合わず、辞職に当たり、財政危機を訴える建白書を政府に提出したが、これが「日新真事誌」の記事となり、「朝野中外の議論沸湧」する状況となった。

ここに至って、政府は財政に対する信用を維持するため、歳計の概計を公表する必要を認め、5月参議大隈重信を大蔵省事務総裁とし、6月太政官達をもって「明治6年歳入出見込会計表」を公布し、世論を沈静させた。

この表においては、歳入総計4873万円、歳出総計4659万円で差引214万円の歳入超過となり、また、国債の額は内外債を合わせて3122万円になるとし、これにより一般に対して財政に余裕のあることを示した。

この見込会計表の公布が例となって、以後年々公示することになった。見込会計表は、単なる歳計の概計表であり、支出を規制するものではなかったが、後日の歳計予算の基となった。

次いで、6年12月政府は太政官達をもって「金穀出納順序」を定めた。これは、収入金額と経費の区別を明瞭にし、毎日の出納を登記する帳簿を制定し、それにより月計、年計を正確にしようとするもので、帳簿書式、出納の方法等を定めた最初の規程として後日会計法制定の基礎となる重要なものである。また、この規程によって各官庁より翌年の費用のすべてを概算して毎年11月15日までに大蔵省に送付し、大蔵省はこれによって概算表を作成して太政官に提出すべきことも定められた。

検査寮頭安藤就高の建議により、8年3月太政官達をもって各庁及び府県に「収入金穀及び経費金穀概計表」の式例が達せられた。その内容は、製表順序、収入科目名簿、経費概目、収入概計表書式、未納副表書式、経費概計表書式、未決算副表書式、収入予

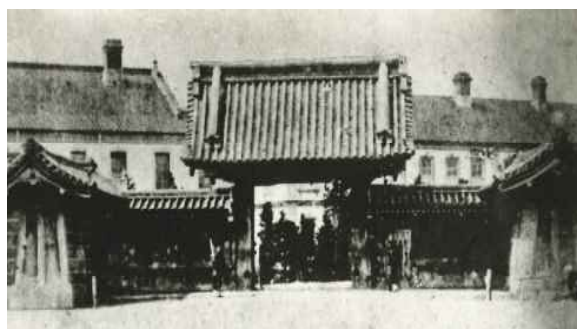
算内訳簿書式、収入増減簿書式、経費予算内訳簿書式であり、帳簿送達期限表を付している。

これが、我が国において予算としての体裁を整えた初めであった。検査寮においては、各庁の主務の官吏を大蔵省に集合させ、事務の順序を指示し、疑問の点を説明し、計表及び明細簿その他の書類を説明するなどして周知徹底を期した。

検査寮・検査局における予算調査は、各庁の作成した予算帳の内容を科目ごとに審査したうえ太政官に提出して決裁を仰ぎ、各庁の総額が決定された後に予算表を作成して上呈するものであるのに、実際は、この手続により上呈していたのは府県の分だけで、各省庁の分は、まず太政官で各省庁の予算総額が決定され、その後各省庁において科目ごとに分配して予算帳を作成していた。

予算起草前に完了するはずの各庁予算審査も実際には非常に遅れ、予算表を大蔵卿が上呈したのは、8年度11月25日、9年度12月13日、10年度12月27日と、年度開始の6か月後という状況であった。

検査寮・検査局時代における予算の調査は、内容の当否に及ぶ実質的なものではなく、単に予算表・会計表を作製するための計数整理と集計に過ぎなかったが、この状態は14年4月会計法及び会計検査院職制章程制定時まで続いた。



太政官（明治6～7年ごろ）

2 決算検査

決算の検査は、収入支出勘定帳を検査するものである。勘定帳は維新当初から引き続き使用されていたが、まだ命令官も出納官も定められず、各庁長官の署名捺印により提出していた。勘定帳による各庁

の証明は、概算受領の分だけだったので、使用の全額は統計寮で見なければ不明という状況であった。6年12月金穀出納順序の制定により帳簿の書式が定められ、8年3月科目別に記入する経費概計表、収入概計表など予算関係の帳簿報告が定められて、各庁に全額を証明させることになった。

勘定帳に添付する証拠書類としては、初め証書、小訳書等が用いられたが、7年1月以降収支勘定帳には、通算表、明細表を添付させることになった。

勘定帳は、旧幕府時代には「御勘定目録」又は「御勘定帳」と称していたが、明治の初めこれを踏襲して「御」の字を省き、単に「勘定帳」といった。勘定帳は、13年に決算帳と改称され、計算書となったのは23年度からである。

証拠書類として勘定帳に添付する証書は、歳入については納人より差し出す納付証又は収入の确实を証する書類、歳出については受領証又は支出の确实を証する書類であった。また、小訳書は、検印帳、渡帳の類で、例えば、定式小買物検印帳、諸品買上検印帳、月給渡帳、旅費渡帳などがあり、これらは受領の証憑又は内訳を示すものであった。

当時、勘定帳に記載した金穀の種類は多種多様で、金（円）に止まらず、アメリカ、イギリスなど外国の通貨、銀、洋銀、大判、小判、金銀塊、米麦雑穀に至るまで65種類の多きに達し、その計算単位は円、ドル、貫、石など雑多で、きわめて繁雑であったので、伝票は9年1月から、また、勘定帳は11年1月からすべて通貨をもって計算記載させることに定められ、取扱いが単純化された。

勘定帳の検査について、「院史」は、「検査の程度も亦高からず、只例規に照らして査算するに過ぎるなり、其誤謬なきは則ち決算証書を交付し、若し判明ならざるあれば付箋を以て推問し、果して誤謬なれば則ち之を訂正せしめ、而る後決算証書を交付す」といっている。

勘定帳の検査済件数は、8年上半歳から11年度までに4万1634冊、決算証書交付数は1万1378通であった。この勘定帳の検査は専ら庁内で行われた。

西南征討費決算の検査

この時代の決算検査に大きな影響を及ぼした事件として特筆すべきは、10年2月に起こった西南の役に関する軍事費の決算である。西南の役は同年9月末に終結したが、この戦乱に伴う費用は4156万余円の多額に上り、一般の例規をもっては決算を行うことができなかった。

当時はまだ戦時非常の場合に処する出納の規則がなかったので、陸軍省は2月達乙第52号「戦時費用区分概則」及び第59号「出征会計事務概則」を制定し、海軍省は陸軍にならい6月達丙第68号「戦時費用概則」を定めた。

この決算を整理するため、10年11月太政官達第86号をもって太政官中に「征討費総理事務局」が設けられ、大蔵卿大隈重信を長官とし、検査局長安藤就高が主として事務を処理することになった。そして、各庁の主任者に征討費に関する一切の書類を携行出頭させ、大蔵省官員と商議協力して直ちに勘定帳その他の計簿を調製させることにした。

この事務局に集合したのは、太政官・陸海軍両省・開拓使・警視局を始め、外務・内務・大蔵・文部・工部・司法・宮内の7省、戦場となった福岡・大分・熊本・鹿児島等の4県その他関係府県の官吏で、これらが机を並べて簿書を整理し証明の事務に従事した。戦闘に関する費用のほか徴募費、警備費、駐輦費、犯罪処分費等があり、また、被奪金、分捕金、廃棄品、紛失金のような平常の例規に違うものもあったが、整理に当たっては、明細表作成の労を省き、現存の領収証書を用い、また、甲庁の費途に属すべきもので現に乙庁で使用したものは直ちに乙庁の決算に編入するなど簡便を旨とした。各主任から提出された書類は逐次査閲を了し、その証拠として代用証書を交付して決算を終了したが、決算の総額は年間の一般歳出総額(10年度決算額4842万余円)にも匹敵する4156万余円の巨額で、その内訳事由は13年2月13日太政大臣決判に係る決算報告書に掲記された。

この検査は、我が会計監督史上、最初の試練であったが、明細表作成の労を省くため、歳出証明の証

拠書類に使用した「領収証書」は、作為可能の明細表、集計表等よりも有効であることが認識され、計算証明に転機をもたらした。

3 職員を派出して行う検査

検査局の職員を派出して行う検査には、中仕切決算検査、派出検査、実況検査があった。

(1) 中仕切決算検査

この検査は、9年6月改正の検査寮職制事務章程第8条「各庁一切の経費中中仕切決算し難き者を処分する事」という規定により、10年から行われた。当時各庁では、国庫から受領した定額について需要の有無を論ぜず、これを消費し尽すまで、年度経過後長期にわたり決算整理を行わないものが多かった。また、年度末に至って歳費に残額があれば、仮払の名目で留置保管し、庁舎を建築したり、不要不急の物品を購入したりするもの等があり、決算を遅延させるばかりでなく、濫費の弊に陥る原因となり、会計上大きな支障を来たしていた。その防止のため、中仕切決算検査が行われるに至った。

この検査は、検査局の職員を各庁に派出して出納原簿について現在の残金及び仮払その他のてん末を検査し、その未決算に属するものについて金額、事由を調査の上、整理の指示をし、精算の期を定めて不用額を還付させるようにしたもので、決算整理上すこぶる効果があった。中仕切決算検査のため派出した回数は、10年から13年までの間に前後9回である。

(2) 派出検査

この検査は、検査局の職員を各庁に派出して勘定帳の内訳を検査するもので、安藤局長の建議により11年1月から実施された。

派出検査は、7年1月から勘定帳の証拠書類として添付提出させていた通算表、明細表を各庁において作成するのに煩労が多く、廃止を望む声が強かったため、たまたま減租の詔が出て、各庁の事務省略を要するときでもあったので、証拠書類を各庁に備えさせておき、検査局の職員を派出してこれを検査させることにした。

派出検査は、従前在庁して検査を行っていた勘定帳の内訳について、検査局の職員を現地に派出して書面検査させるものであるため、派出の日数や職員の能力などにより制約され、實際上数か月分だけの抜き検査になった。その摘発する事項も、主として給与計算の誤りや計数の差違などに止まり、これを訂正させる程度で大きな効果はなかった。

(3) 実況検査

この検査は、検査局の職員を各庁に派出して金穀及び物品の出納保管や計算の実況を検査するもので、派出検査と同様11年1月から実施された。

検査上発見した事項としては、記帳登録の誤りや事務整理の延滞などは、どの官庁にも見受けられたが、摘発事項の1例を挙げると、次のとおりである。

大阪府で、貸下金の利子、公債証書の利金、冥加金、諸物品払下代その他種々の雑入を3年以降同府限りで収支していたものが32万円あった。これら金員の処分に関しては、5年及び6年に大蔵省から上納するよう通達を発しているところであり、成規に違背するもので、派出員から大蔵卿に上申のうえ、処理すべき旨を府知事に達している。

10、11両年度において各庁に職員を派出して検査を行ったのは73回で、そのうち5回は派出検査だけを行い、60回は派出検査と実況検査を併せて行い、8回は両者と中仕切決算検査を併せ行っている。

以上述べたように、これらの職員を派遣して行う検査は、効果の高い分野とあまり効果の挙がらない分野があったが、これに対する受検庁の抵抗はすこぶる強かったようである。

派出検査は、15年度以降、特別なものを除き関係書類を会計検査院に送付させ、在庁して検査する書面検査に一本化された。また、中仕切決算検査は13年度限りで廃止されたが、実況検査は、ますます進展し、22年5月大日本帝国憲法下の会計検査院法が施行された後は、名称を「実地検査」と改めて、書面検査と並行実施されてきた。現行会計検査院法においてもそれが引き継がれ、現在、検査の中軸をなしている。

4 検査員派出規程及び検査条例

このように職員を派出する検査が広く行われることになり、11年1月太政官達第2号検査員派出規程が制定され、次いで同年2月検査条例が制定された。

(1) 検査員派出規程

検査員派出規程により行われる検査は、規程の前文にあるとおり、「金穀及び物品出納の実況検査の為め大蔵省官員をして毎歳各庁へ派出せしめ」るもので、第1条に、「……各官庁に整備する内訳明細簿を始め総て金穀及び物品の出納並に計算の実況を検査する為め毎歳二回より少からず検査員をして官院省使府県に派出せしむべし」と定められた。

この検査員派出規程をみると、派出の事前通知、人員、検査の要領、復命書の提出など今日行われている会計実地検査の基調がうかがわれる。

(2) 検査条例

検査条例は、「歳入出予算表の事」、「歳入出勘定帳を調査勘算する事」、「歳入出決算表の事」など6款49節から成り、詳細に検査事務の内容及び検査執行の指針が定められ、併せて会計に関する事項も規定された。

検査条例は、初めて検査事務の内容と検査執行の方針が、明文をもって規定されたもので、130年前に創定された我が国最初の会計検査法規である。

5 会計法規の発達と複式簿記の採用

6年6月政府は、太政官番外達をもって6年歳入出見込会計表を公布したが、政府は、これにより会計を調理監督するのが便利で、しかも効力を有することを悟り、以後毎年この表を調製公布するようになった。やがてこれが予算を形成するようになり、これに伴って会計法規の発達を促すことになった。

(1) 金穀出納順序

金穀出納順序は、11箇条の簡単なもので金穀出納に関する手続法だったが、会計法制定の基礎はここに置かれたといえることができる。

(2) 近代的会計年度の制定

政府は、早くから「入るを量って出づるを為す」を

もって財政の基本方針としていたが、これを実施するためには、会計年度の独立すなわち年度内の歳入で、その年度内における一切の歳出を支弁するという原則を確立させることが必要であった。7年10月太政官番外達で、この近代的会計年度を制定した。

すなわち甲年7月1日から乙年6月30日までの1周年をもって会計上の1会計年度とし、この間に生じた歳入歳出をもってその年度の所属と定め、8年度からこれを実施することにした。

5年12月太陽暦が採用され、これに伴って歳計整理の年度を暦年制によることに定められて以来わずか1年9か月、早くも年度の始期終期が変更されるに至ったのは、6年と7年の会計見込表が公示された結果、予算の1年制及び年度間歳入歳出の混同を抑制する会計年度独立の原則に対する認識が深まったことと、この意味で会計年度の独立を維持するためには、年度の始期を7月とすることが、租税徴収時期の関係から最も適当と判断されたことによる。

(3) 作業費に関する条例

すでに、製糸、製鉄、鉱山など各種の官業が漸次発達してきたので、これらについて独立の経済を立てることが必要となってきた。政府は、9年9月太政官達「各庁作業費区分及受払例則」を定めた。これは、各庁一般の経費中作業に属する費途を区分して作業費とし、その受払の順序を確定したものであり、造幣、紙幣、造船、鉱山、鉄道、電信その他諸製作等一般作業に属するものは、すべてこの作業費に編入区分し、平常の経費と混同しないようにした。

作業費として一般の歳入出と別の会計を立てるものには、大蔵省の印刷局、造幣局、陸軍省の砲兵工廠、千住製絨所、海軍省の石炭用所、造船所、工部省の電信局、鉄道局、硝子製造所等々多数の政府事業があった。

(4) 大蔵省出納条例

9年9月大蔵省出納条例が制定された。これは、20款274条に及ぶもので、会計全般にわたり、収支の科目、予算の調製、出納の方法、監督、金穀の処置、計簿の調理等について、実体法のみならず手続法に

至るまで、すべてを網羅していた。

(5) 出納閉鎖期限の創設

11年7月太政官達第34号で出納閉鎖期限が定められ、各庁府県に公布された。会計の決算については、9年9月制定の大蔵省出納条例には、出納閉鎖の期限について明確な規定がなかったため、各年度所属の出納が数年にわたりなお完結せず、計算が煩雑を極め決算の遅延を来していた。

出納期限の設定により、会計整理上の不便が取り除かれ、会計法規は一層整備されることになった。

(6) 複記式簿記の採用

9年7月、簿記改正の事務が検査寮の主管となった。それまでの経過をみると、6年12月太政官達「金穀出納順序」を制定し、出納勘定帳の種類と記帳法を制度化したが、金穀の出納を登記する日計簿の制定により、毎日の受払はもちろん返納、交換に至るまで登録し、科目に従って各種帳簿に転記することになり、従前に比べて大いに面目を改めた。大蔵省は、さらに、8年以降、貸方・借方を設ける複記式簿記法を全官庁に普及させるため、9年1月に簿記法取調掛を設けてポルトガル人ブラガVincente E. Bragaを雇い、複記式簿記法を制定したが、同年7月この事務は検査寮に移管され、10年1月検査局が設置されると同局に引き継がれた。

11年2月に大蔵省達乙第9号をもって、各庁及び府県に令達し、複記式簿記の講習会を行った。

11年8月「複記帳簿法の儀に付伺」が太政官に提出され、9月太政官達第42号をもって「金銭出納簿記の儀明治十二年七月より複記法に改正可致尤既に習熟の向は即今より改正」することができると定めた。

次いで、11年11月大蔵省乙達第55号「計算簿記条例」により、複記式簿記の実施方法が定められた。

この条例は全文10箇条、不慣れの会計事務取扱者でも理解できるように、複記法によって金銭の出納を左右に大別し貸借の文字を掲げて対比記入すること(第2条)、金員に係る数字はすべてアラビア数字を用いること(第3条)、現金受払簿、日記簿、原簿、予算簿は大蔵卿の承認を経なければ、増損取捨でき

ない制式帳簿であるが、必要に応じて補助簿が設けられること(第9条)など懇切に規定している。

複記式簿記の採用により、官庁会計積年の悪弊である仮払も一掃の気運が醸成されるに至ったが、複記式簿記の採用は、決して抵抗なく受容されたわけではなかった。

その後15年8月大蔵省達第29号改正「記簿組織例言」が達せられ、それまで貸借複記式の記帳方式を採用していなかった予算簿が廃止されて、予算記録と現金出納が日記簿、原簿及び各種の補助簿に一元的に複式記入されるようになった。しかし、反面、予算執行の全面にわたり収支を一貫して複式記帳を行うため、仕訳、転記など事務上の煩雑さは累加され、各庁の制式記簿は、おびただしい数に上った。

22年帝国憲法が制定され、その附属法規である会計法が、在来の会計法規と全く別な観点に立って制定されるに及び、官庁簿記は複式原則から一転して、おおむね単式化された。

検査寮・検査局を通じて8年間に、金穀出納順序、作業費に関する条例等が制定され、また、複記式簿記の採用などがあり、会計制度も逐次整備された。しかし、会計検査の実施に当たっては、まだ不十分な点が多く、また、派出検査に対して各庁が難色を示したことは先にも述べたとおりである。

当時、大蔵省の一部局にすぎなかった検査寮・検査局としては、法文がありながら実行の伴なわなかったものもあった。検査条例では、検査の結果、決算金額中背規と認めたものは「規則第何条に違反するを以て決算に立がたき旨を大蔵卿の名を以て該長官に達するものとす」(検査条例第3款第16節)と規定していたが、これを断行したものはなかったという。「院史」は、「是果して背規の事なきか。抑々亦勢行はれ難きなり。」と記述している。

しかし、監督司、検査寮、検査局と名称が変わるにつれて、内容が次第に充実し、検査権限も強化されて、検査の執行は当時の財政に寄与するところ大なるものがあり、会計検査院の基礎は、この時代に整ったということができよう。

第2章 会計検査院の創立

会計検査院創立の経緯

我が国は、明治維新により長年にわたる封建制を打破して中央集権を確立し、前章に記述したとおり、これに対応する財政監督を大蔵省又は民部省において実施してきた。

しかし、大蔵省の一部局にすぎない検査寮・検査局によって実施する財政監督は、おのずから限界があって、職権の効力が及ぶのは、府県の会計にとどまり、中央官庁にまでは及ばなかった。

明治13年2月、政府は財政権力の統一に焦点を置いた太政官制度の改革を行い、その一つ的手段として太政官に直属する会計検査院を創設し、財政監督機構の充実を図ることとした。

太政官に直属し、一般行政部に対して独立の地位を与えられた会計検査院の設立に当たって、その強い推進力となったのは、監督司の生みの親であり、当時、財政を総覧していた参議兼大蔵卿大隈重信であった。会計検査を効果的に行うために、一院の設立を要するとし、太政大臣に対して建議を行った。

この建議が政府に受け入れられ、13年（1880年）3月5日、「太政官中会計検査院設置大蔵省中検査局被廃之事」の裁可があり、同日太政官達第18号により、「今般太政官中会計検査院ヲ設置シ大蔵省中検査局相廃シ候条此旨相達候事」と布告された。

こうして、まだ国会が創設されていなかった当時、広範複雑な財政権を太政官に統一し、太政官においてこれを一元的に運営するため、財政監督の任に当たる会計検査院が、初めて独立の官庁として太政官内に創設された。

会計検査制度の進展

明治13年3月に創設された会計検査院は、決算検査のほかに予算審査、決算調製の権限が与えられていたが、翌14年10月、いわゆる明治14年の政変を契

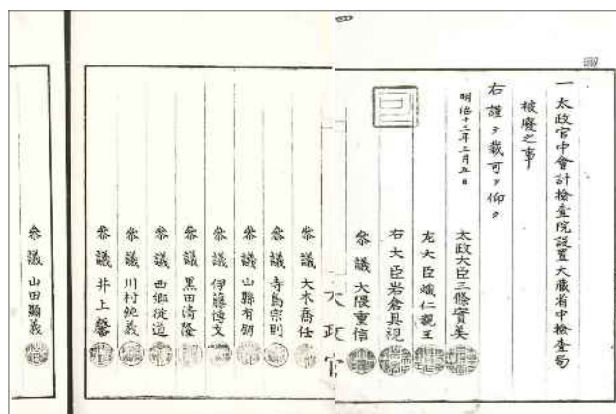
機として、財政制度におけるその位置を変更した。

15年1月、太政官達第5号により会計法及び会計検査院職制章程が改定され、会計検査院の職権とされていた予算審査権及び決算報告調製権は、共に職権から除外され、以後会計検査院の職権は、決算検査の範囲に限定されることになった。会計検査院は欧米先進諸国と同様に、決算検査を行う会計監督機関となったのである。

18年12月、新政府草創以来の太政官制度が廃止され、内閣制度が創設された。会計検査院は、これによって内閣に直属する機関となり、19年4月、会計検査院官制（勅令第20号）が公布された。

このように国家機構の中に確立された会計検査院の位置は、その名称とともに、後に展開する帝国憲法下の天皇直隸時代、さらに現行憲法下へと発展的に受け継がれて、現在に至ることとなる。

その間、国家機構は整備され、複雑化するとともに、財政規模は拡大した。これに伴い会計検査の対象は増大し、検査制度及び検査方法も充実するが、その基本となっている書面検査と実地検査の制度は、太政官制下の会計検査院時代において、その基盤が確立された。



会計検査院設置の裁可
『公文録』明治13年（国立公文書館蔵）

第1節 会計検査院の組織等の変遷

第1 職制

1 創立当初の執務体制

明治13年3月、太政官達第19号により、院長以下職員の設置が次のとおり定められた。創立当初の職員は、総数88人であった。

会計検査院長	勅任
会計検査院幹事	四等
一等検査官	四等
二等検査官	五等
三等検査官	六等
四等検査官	七等
属	一等ヨリ十等ニ至ル

発足当初の会計検査院は、太政官内に所在していたが、大蔵省内旧検査局にも分局を置き、14年2月までの間、両所に分かれて業務を行っていた。

2 会計検査院職制章程の制定

14年4月、会計検査院職制章程（太政官達第35号）が制定され、会計検査院は、同時に制定された会計法（太政官達第33号）の規定と相まって、予算から決算に至る広範な財政監督機関として組織が整備された。会計検査院職制章程は、会計検査院の職員及びその職務内容を定めた「会計検査院職制」と、会計検査院の目的及び職権を定めた「会計検査院章程」によって構成されていた。

これにより、院長は会計検査院中の官吏の人事を総括して統率し、主管の事務を統理し、副長は院長の次に位し、検査官は官金及び物品の出納、官有財産管理方法の監督、予算決算に関する事務を分担するなどした。

3 会計検査院職制章程の改正

15年1月、会計法及び会計検査院職制章程が改定された。会計検査院は、この職制章程の改定により、

純然たる決算監督機関となった。また、それまで1等ないし4等の等別を冠していた検査官は、単に検査官と称することになり、その職務も会計検査の事務のみとなったが、審査各部を管掌する検査官のうち1人を部長とするとした。

4 会計検査院官制の公布

19年4月、会計検査院官制（勅令第20号）が公布され、これにより副院長が置かれることとなった。

5 創立直後の会計検査院長等の変遷

13年3月の会計検査院創立と同時に、既に検査局長であった大蔵省精算局長安藤就高は、会計検査院幹事兼任となり、次いで院長心得に発令された。

はじめ、院長は発令されないまま安藤幹事が院務を総理したが、14年5月、岩倉使節団の副使であった元老院幹事山口尚芳が初代の会計検査院長に就任し、安藤幹事は副長に発令された。山口院長は、同年10月、新設された参事院の議官に転出し、元老院議官岩村通俊が第2代院長に就任した。

さらに17年5月、岩村院長は司法大輔として転出し、参事院議官渡辺昇が院長に就任した。



岩倉使節団

左より木戸孝允、山口尚芳（初代院長）、
岩倉具視、伊藤博文、大久保利通

第2 分課と分掌

会計検査院の創立後から内閣制度が創設されるまでの会計検査院の分課と分掌の変遷は次のとおりである。

1 明治13年3月の分課・分掌

会計検査院は、審査（第1部～第5部）、簿記、決算、編輯、庶務の5課を設置し、分掌事務を定め、また、検査の主体となる審査課各部の担当区分を定め、会計検査院の新しい機構が整備された。

審査課は、会計諸規則の考案、歳入出予算表の検査、歳入出勘定帳の検査、物品受払表の検査、金穀出納の検査、作業費の検査及び各庁会計簿の検査を担当し、これを受検部局別に各部の所掌とした。

簿記課は、簿記法式の考案、歳入出金穀の記帳及び決算証書の付与、決算課は歳入出決算報告書の調製、編輯課は文書の編さん、庶務課は院中の雑務を分掌した。

このほか、随時に委員を任命して、特別の事項を調査し諸規程を起草する機関としたが、この方法は、以後太政官及び内閣直属時代の全期間について踏襲される。

2 明治14年6月の分課・分掌

会計検査院職制章程の制定に伴い、14年6月、審査課を廃止して、審査第1部、審査第2部、審査第3部、審査第4部及び審査第5部を設置するとともに、簿記課を簿記部に、決算課を報告部にそれぞれ改定し、また編輯課及び庶務課を廃して書記課を設置した。各部は検査官が管理して、それぞれ検査官補を分属させ、また、書記課は書記官の管理として属を配置した。

審査各部は、歳入出予算及び決算の検査、各庁事業の実況検査、物品の受払い及び官有財産管理の検査、会計官吏に対する懲戒断案の起草及び規則その他の文書の立案を、受検部局別に分掌した。

また、簿記部は会計の記簿管理及び簿記式様の承

認、報告部は年報書及び歳入出決算報告書の調製を分掌し、書記課は庶務、調度、記録の各掛を置いて、院中の庶務を担当した。さらに、同年8月書記課に受付掛を設置した。

3 明治15年1月、同年2月の分課・分掌

15年1月、会計検査院職制章程が改定され、同月、これに対応する分課と分掌事務の改正が行われた。審査部を3部制にするとともに、報告部及び簿記部を廃して書記課中に年報掛を新設し、翌2月統計掛を設置した。

審査各部は、3人ないし4人の検査官が管理し、従前と同様これに検査官補を分属させたが、各部検査官のうち1人を部長とした。

4 明治15年8月、16年1月の分課・分掌

15年8月、審査部を2部に改定し、次いで翌16年1月、審査各部に第1、第2、第3、総務、簿記の5科を設置した。審査部第1～3科は検査事務を受検機関別に分掌し、総務科は、各庁諮問に対する答議及び各科の回議等の査閲、文案の起草、文書の受付保存及び部中の庶務を分掌し、また、簿記科は歳出入予算決算に係る金額事由の記載を担当した。

各部は部長の検査官が掌理し、第1・第2・第3各科は検査官、総務・簿記両科は検査官補の管理となった。また、書記課は庶務・年報・往復・記録・調度・統計の6掛を置いて書記官の管理とした。

5 明治16年12月の分課・分掌

審査各部の分掌は、従来の省庁別区分から事項別区分に変更され、総務科を部長附とし、簿記科が廃止された。また、書記課が書記局と改称された。

6 明治19年10月の分課・分掌

18年12月、それまでの太政官制度に代わって内閣制度が創設され、19年4月会計検査院官制(勅令第20号)が公布された。これに伴い、同年10月院内組織を改定したが、従前と異なり、審査第1部と審査第2

部は、全く異質の事務を担当した。

審査第1部は、検査上全般に関する事務の審理機関とし、部中に審閲・報告の2課を置いて、副院長又は検査官である部長がこれを管掌し、審査第2部は、官庁又は科目によって分掌する検査事務の機関とし、8課及び部長附をもって構成するとともに、検査官のうち1人を部長とした。

以上の検査組織は、その後一部分掌事項の異動があったにとどまり、22年5月の帝国憲法下の会計検査院時代に連結する。

第3 職権

1 創設時の職権

会計検査院の当初の院務は、「会計の規則記簿の法式を定むる事」以下9項目の「会計検査院取扱事務」により取り扱い、その執行は、大蔵省検査局時代の「成規定例」により、また、執行上の疑義は、太政官に「伺出」ることとされた。

会計検査院の事務章程は、制定が遅延し、1年余も制定されなかったが、明治14年4月、会計法とともに会計検査院職制章程が制定された。

2 会計法の制定

14年4月会計法の制定によって、監督の客体となる会計の制度は一段と整備された。すなわち、会計法は全文61箇条によって構成され、「凡ソ会計ハ予算ニ起リ之ニ拠テ出納シ決算ニ結了ス」(第1条)に始まり、予算は「各庁ノ申牒ニ就キ大蔵省之ヲ調理統計シ会計検査院ノ審査ヲ経内閣ニ於テ決定ス」(第7条)とし、また、決算は「各庁収支ノ決算額ヲ会計検査院ニ証明シ太政官ヨリ之ヲ公達スヘキモノトス」(第44条)として、その大綱を規定するとともに、「各庁ハ毎会計年度諸経費ノ決算報告書ヲ編成シ出納閉鎖後五ヶ月限り会計検査院へ差出スヘシ」(第50条)と定められた。

3 会計検査院章程の制定

会計検査院の目的及び職権を規定した「会計検査院章程」においては、会計法の諸規定に対応して、会計検査院の広範かつ強力な権限が定められた。

会計検査院章程及び会計法によって付与された会計検査院の主要な職権は、予算の審査、決算報告の調製及び会計主務官吏の懲戒断案にわたる極めて広範なものであった。

予算審査権は、立憲政体であれば、当然に国会の権限となるが、会計検査院の職権として規定された予算審査権は、政府の予算帳を集計整理したにすぎなかった検査寮以来の審査権とは全く性格を異にし、各部の要求予算について「大蔵省之ヲ調理統計シ会計検査院ノ審査ヲ経内閣ニ於テ決定ス」るものであった(会計法第7条)。

また、決算に対しては、太政官が公達する歳入歳出決算について、各省庁の報告を調整する権限を付与され、さらに、会計主務官吏に対する懲戒断案の起草権が与えられ、また刑法に触れる場合には検事に対して告知することとされた。

会計検査院章程と会計法の起草者は、大隈参議の意を受けた検査官小野梓であった。小野は、7年英国遊学から帰国し、司法少丞、太政官少書記官を経て、13年4月三等検査官として創立直後の会計検査院に転じた。小野は、参議と省卿分離による政治権力の太政官集中が決定すると、予算に始まり決算に終わる財政権を太政官直属の会計検査院に統一することにより、藩閥と隔絶した公正な財政運営が期待できるとして、会計検査院章程と会計法を起草した。

翌14年8月、一等検査官になった小野は、9月、北海道開拓使官有財産払下げにつき、会計検査院の名において、薩派の総帥、開拓使長官の黒田清隆免官を含む「払下処分ノ非を議するの書」を太政官に提出することを画策したが、実現することなく、翌10月の明治14年政変により大隈が下野すると、その派の多数官吏ともども退官した。

18年5月に内閣に進呈した13年度会計検査院年報によれば、14年4月の章程により、会計検査院の職

権に付された13、14両年度予算の審査について、ほとんど審査ができなかったとしている。

4 会計検査院章程と会計法の改定

15年1月の会計検査院章程と会計法の改定により、会計検査院の職権とされていた予算審査権及び決算報告調製権は、共に職権から除外され、以後、会計検査院の職権は決算検査の範囲に限定され、会計検査院は純然たる決算検査機関となった。上記の章程及び会計法に規定された新しい職権の概要は、次のとおりである。

①歳入歳出決算の審査判定、②各庁長官会計報告書の審査、③会計帳簿及び金銭物品出納の検査、④認可状の宣告、⑤会計官吏の違法及び刑事に係るものの告知、⑥会計上に関する規則を制定又は改定する各庁通知の査閲、⑦各庁長官会計報告書に対する証明、⑧行務の成績を掲記する年報書の調製、⑨会計上の意見陳述、⑩国庫簿記の承認、⑪恩給計算書の点検、⑫紙幣焼棄の臨検、⑬会計法規の制定及び改定に対する意見建議、⑭事業の実況査閲、⑮検査上必要な書類の点検と主務者の弁明要求。

なお、旧章程第11条による会計主務官の懲戒断案の起草と検事に対する告知に代えて、新章程においては「所属長官に対し其旨を告知す」ることと規定している(第8条)。

◆草創時代の功労者—安藤就高◆

安藤就高は、天保元年(1830年)岐阜県大垣に生まれ、藩に仕えて後、預所役人となった。明治元年、会計事務局出仕となり、監督司知事、監督正を歴任し、6年6月検査頭、10年1月大蔵大書記官として検査局長を命ぜられた。13年3月に会計検査院が創設されたとき、大蔵省精算局長に転じ、同月10日会計検査院幹事に兼任され、同12日会計検査院長の心得をもって事務を取り扱うべきことを命ぜられ、14年5月28日会計検査院長山口尚芳が新任されるまで院務を統轄した。院長発令と同日付で会計検査院副長に任ぜられ、在任中の19年1月10日に肺疾患のため死去した。享年57歳であった。

検査寮、検査局における業績の中でも、特に会計監督上の新機軸というべき予算制度の整備、派出検査、中仕切決算検査などは、いずれも安藤の発想建議によったものであり、また、西南戦争の巨額の戦費について画期的な検査を行うなど、その生涯のほとんど全てを会計監督の進展に尽くしたと言っても過言ではない。



安藤就高

第2節 検査業務運営

太政官及び内閣に直属した約9年の間（明治13年～22年）には、会計検査院の検査事務においても新生面が開かれ、逐次体制が整備されるに至った。これに伴い、検査方法も進歩し、会計検査の業績も著しく上がった。すなわち、国の収入支出、財産等について、予算及び法律規則に違背するものはないか、不経済にわたるものはないかなどに会計検査の重点が置かれるようになり、また、計算証明の方法が整備されて、書面検査の制度も確立するのである。

これは、15年1月の会計検査院章程改定によって、「政府の会計を検査し会計法規の統一を主持する所」（第1条）となった会計検査院の行務が、行政事項を除外されることで純然たる決算検査に集約されたため、初めて単純なものとなり、旧態依然の制度を脱して、新路を開くことになったことによるものである。

第1 検査の方法

会計検査院は、明治15年に改定された会計法に基づいて、一般の決算検査だけを実施することとし、従来の中仕切決算検査など法律に明文の規定のない特別の検査をすべて13年度分限りで廃止した。

行務の重点が決算検査に移行するとともに、検査は新生面が開かれ、従前いわゆる計算検査の域を脱することができなかったものが、必ず、最初に予算及び法律規則に違背するものがないか、不経済にわたるものがないかどうかに注目することとなった。

1 検査の方法の変革

検査の方法については、次のような変革がみられた。

- ① 検査寮及び検査局の時代の決算検査は、細科目以上によって調製された決算帳により、これを実

施し、細節すなわち俸給、旅費、物品及び営繕費などの支出内訳については、派出検査によることとしていた。しかし、短期間に、2、3人の検査職員を派出して、各庁すべての簿書を検査させることは不可能であり、2～3か月分のみを収支を計算するだけで、ほかは全体を推定してその当否を判断するいわゆる抽出検査の方法によっていたため、必ずしも検査の徹底を期することはできなかった。そこで、在庁検査によって、年度の全部を通して検査することに改め、16年9月には、「証書類調理順序」を定め、これによって、15年度所属以降はすべて客観的証明力を持つ納金証書や領収証書を証拠書類として提出させ、院内においてこれを検査するようにした。これは現在の計算証明制度の芽ばえといえることができる。

- ② 勘定帳の不明な事項については、それまで各主任を召喚して推究し、口頭による答弁を得てきた。しかし、証跡が残らない弊害があったので、推問書を発して答弁書を徴することに改めた。このことは検査方法の有力な手段であり、質問発遣制度の創始になった。
 - ③ 検査において背規事項を発見した場合の処理についても、それまでは発見の際主任者を召致してこれを更訂させることとし、その是正をまって検査完了としていたが、所属長官に対する告知によって、これを処分させることに改めた。
 - ④ かつては決算の作成又は中仕切決算検査を兼ねて実施されることの多かった実況検査は、後にみる純然たる実地検査に変遷した。
 - ⑤ 従前は検査の事績については文書をもって行わなかったが、これを改め、判定書、審査書の書式を定めた。
- なお、会議の法は会計検査院法の公布に至って初めて備わったものである。14年制定の予算調査細則

中に検査官会議のことがあり、それ以来会議を開いて事を議するようになった。19、20両年度間には37回の会議を開き、検査の順序、証明の方法、法規の適用について合議した。この時代には会議の体裁も整わず多くは昼食後その席上で会議を行った。当時会議の制も備わっていなかったので決議の効力も強いものではなく、いわゆる「諮問會たるに過ぎ」なかったといわれる。

2 証明方式の改定

決算帳の提出は、15年1月の会計法改定によって、年1回すなわち年証明と定められたが、その証明遅延は直ちに検査の支障となった。これに対し19年5月、とりわけ影響が大きい歳出について、年証明の間に毎月証拠書類を調製の上、仕払内訳書と共に提出させるように証明方式を改定し、19年度所属分から適用し、随時検査をすることに改めた。この改定については、各庁から主として事務の繁忙を理由とした様々の異議があったが、当時剣豪としても名を馳せていた渡辺昇院長がこれを抑えることによって、以後、決算の完結は大いに早められるに至り、決算検査に進展をみた。

第2 証明書類

明治15年の職権改定によって、行務を決算検査に集約したことに伴い、決算帳による年証明の間に、証拠書類を添付した内訳表を毎月提出させるなど証明方法が逐次進展した。

従前は、現金の出納は各庁において取り扱っていた。しかし、19年3月歳入歳出出納規則（閣令第3号）が制定され、収入については徴税令書及び納額告知書、支出については仕払切符によって所管金庫が行うこととなり大蔵大臣においてすべての現金を管理することとなったため、各庁においては収支の計算を証明することを主眼に置くこととなった。また、同月、閣令第4号により、歳入科目は従来の大科目・小科目から款・項・目に、歳出科目は大科目

・中科目・小科目・細科目から款・項・目・節に改められた。会計検査院は、これに基づいて決算帳を改定した。

歳入については、19年5月、従来の租税決算帳を内国税決算帳に改称するとともに、記載事項は従来の収入高・納入高・翌年度へ繰越高・官損及棄損高・未納高から、徴収高・官損高・未納高に改定され、予算額や徴収額を記載することとなり、また、20年5月、手数料など税外収入について、「第二部歳入某款決算帳」を定め、また、「第二部歳入郵便及電信収入決算帳」を定めた。

また、歳出については、19年5月各庁に対して「歳出決算証明式」を通達した。従来の某大科目決算帳は某款決算帳と改称され、様式は、歳入については従来の縦書きを踏襲したが、歳出については横書き算用数字表示となった。旧決算帳において元受高・決算高・未決算高に区分されていた記載事項は、予算額と支出額を記載することとなり、各項目ごとの支出額が予算と対比できるようになり、予算欄には流用増減欄が設けられた。

決算帳による証明の方法は、22年度をもって廃止され、計算書による証明となるが、この間における会計制度の整備や改定に伴って、決算帳も整備改廃された。

第3 検査の実施

この時代の検査をみると、各庁歳入出、国庫出納、歳入歳出総決算報告書、国債準備増減報告書、作業費、別種金、各種報告、官有物（官有財産、物品）について行われ、また、書面だけでなく実地についての検査も行われた。

1 各庁歳入出検査

明治15年1月、会計検査院の職権が決算検査に集約されたことによって、各庁歳入出決算検査は会計検査の中心的行務となった。15年度以降20年度に至る6年間に検査した歳入歳出決算の年間の平均数を

あげれば、金額にして1億5500万円、証明書類3万8500冊余、発した認可状は約1,000通に上った。検査上発見した背規事項も非常に多く、その通知を長官に発したものは500件もあった。この500件のなかには、推問後各庁で整理期間内に訂正済のもの、決算書提出後自ら誤びゅうを発見し、処分の承認を得たものは含まれず、なお同様の事例で通知を発していないものも多数あった。各庁歳入歳出決算の検査は、現在の一般会計歳入歳出決算に対する検査に相当するものであるが、検査の方法として、予算及び法規に適合するか、予算の執行が不経済にわたるものはないかについて、必ず注目するようになったため、背規事項が多数指摘されるようになった。

(1) 背規事項

「院史」の記述によって、背規の主な事例を紹介する。

- ① 15年度東京府において、乗馬等の売却代金190円を、新たに購入した乗馬及び引具代の支払いに充当して、歳入歳出を混同した。
- ② 16年度鳥取県及び岩手県において、二重払が多く合計758円追徴した。
また、大蔵省出納局において、第二国立銀行に対し株式取引所仲買人税取扱手数料500円を支払ったが、同銀行の仲買人税取扱高は80円であった。
- ③ 17年度函館県において、官費で支払うべきでない祭服代及び運搬費243円を支出した。
- ④ 18年度陸軍省広島鎮台において、大麦24石2斗の購入代99円70銭を二重払した。
- ⑤ 19年度兵庫県において、4年2月から3年間の約定で雇い入れた英国人某を、期間満了後12年にわたり雇継ぎの処置も執らず漫然と雇使していた。

また、この期間の検査において発見された背規事項のうち特筆されるのは、18、19両年度にわたる徳島県の事例である。

同県における15年度から17年度まで各年の備品費使用実績は、最高2,300円程度であったのに、18年度は6,296円に急増した。内訳証書を検査すると、地方庁においては必要と認められない錦織ほか数十

点を購入したほか、華美にすぎる高価な卓子等の購入、職員定数をはるかに超える卓子・椅子などの過大購入があり、さらに19年度においても同様であった。

この指摘に対し、20年8月、内閣総理大臣は徳島県知事に対して、18、19両年度において程度を顧みず、地方庁においては官用上必要とは認められない、高価な物品を購入し経費を浪費したことは不都合であり罰俸100円を科すことを達した。

まもなく立憲政治に移行されようとしていた当時において、急激な西欧指向と文明開化の風潮によって生じたと思われるこのような事態は、程度の差はあったにもせよ、府県だけにとどまるものではなかった。この種の不経済事項は中央官庁にも多く見受けられた。

21年11月、内閣に提出した20年度会計検査院報告書によると、「接待費・交際費を釐革^{りかく}するの意見」において、毎年各庁の接待費及び交際費は数万円にまで至っており、その中には、雇外国人のためのものと称して、実際には、官吏同士が宴会を行うなどするものも含まれていた。このため、外務大臣、同次官、三府開港場府県知事及び税関長のほかは一切の交際費を廃止し、その他の府県及び開港場所在の裁判所において外交上や府県会議員の慰労等に関して、實際上必要がある時には予算に編入したり、臨時に交付するなどして、実費をもって決算させることで、従来の弊害を一掃し濫費を防止しようとして事態の改善を求めた。

(2) 歳入歳出に係る検査の限界

会計検査院においては、検査の重点を歳入歳出決算に指向して、検査の方法を改め、相当の成果をあげることができた。しかし、議会はなく予算制定権は行政部に専属し、財政制度も完備されていなかった当時において、内閣に従属する会計検査院としては、受検庁に対する検査の効果という点では、その実効を府県長官等の下部に徹底することはできたが、これを上層の中央省庁にまで及ぼすことはほとんど不可能な実情であった。特に、検査の際に背規事項

があったとしても、各省卿からの抗弁を受け、太政大臣に対して直接稟請され判断されると、当時の太政大臣の命令は非常に重く法律と同等の効力を持っていたためこれに従わざるを得なかった。

2 国庫金出納検査

15年1月の会計法において、大蔵省出納局長は毎会計年度に属する国庫出納の決算帳を調製し翌年度4月30日までにこれを会計検査院に証明しその認可を請けなければならない（第39条）と定められ、国庫金出納検査は、この規定に基づいて行うものであった。

初め出納局長であった決算帳の証明者は、19年1月金庫局設置後は同局長となり、さらに同年、各地国庫金出納所の収支に係るものについては出納局長、その他は金庫局長となった。

この検査は、14年度から20年度までの7年度にわたって行われたが、極めて単純なもので、ただ国庫から提出した収支現計書と各庁証明の決算帳を対査するものであり、決算額は収支現計書を積算した額であるから両者の計数は当然符合すべきものであった。しかし、実際には証明事項の脱落・重複・錯誤などによる不都合が1年度に2,000件を上回ったこともあった。会計検査院では検査の際各庁の誤りを指摘し、また、各庁が自分で発見して訂正することもあり、このため出納の額に異動を生ずる結果となり、決算帳を数度も更正しこれが決算完結遅延の一大要因となった。

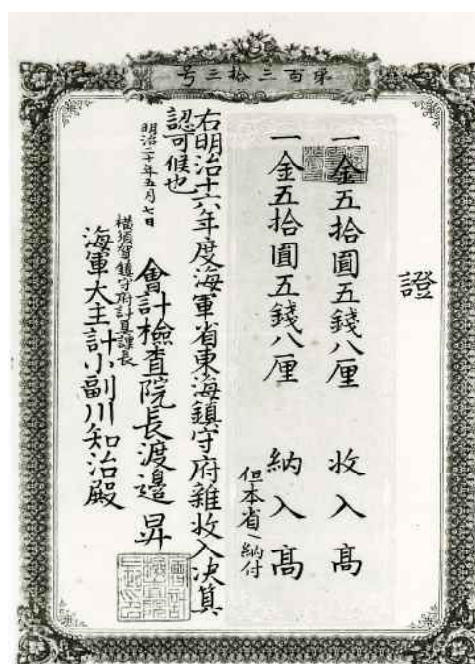
3 歳入歳出総決算報告書検査

歳入歳出総決算報告書の検査は、15年1月の会計法第43条に基づき、大蔵省から太政官（後に内閣）に進達する歳入歳出の決算を検査するもので、歳入歳出総決算報告書と各庁決算帳及び国庫金出納決算帳を対査し、その正確を証明するものであった。

歳入歳出総決算報告書は、18年度以降上記の会計法にいう国庫歳入歳出総決算報告書を改称したもので、調製の期限は定められていなかったが、太政官（後

に内閣）に対する報告書進達は毎年遅延し、14年度以降、各年度の遅延は約4年を数える状況であった。その原因は、各庁における決算帳調製の遅延にあったが、さらに会計検査院の審査により差違事項が発見されて、決算公達を遅延させることとなり、この結果、収入支出を早期に確定し、後年度における予算調製の資に供する決算検査の意義は、まったく没却されていた。

このため、前述のとおり、渡辺院長が決算検査の遅延を憂慮し証明書類の提出方を改定した。



決算認可状

4 国債準備増減報告書検査

この検査は、大蔵省が太政官（後に内閣）に進達し、太政官から会計検査院に下付された国債準備増減報告書を検査するものである。

国債準備増減報告書に対する検査は、15年の会計検査院章程第3条によるものであるが、審査によって発見される「差違」は、太政官に対する答牒を遅延させる結果を招いていた。その一例についてみることにする。

14年度の増減報告書が太政官から下付されたのは、

16年7月であった。9月から検査官を派出して関係帳簿を検査したところ、計数の不都合や科目編成の未整備によって、その正確さを証明できる状況ではなかった。このため大蔵省の上請に基づき報告書を太政官に返進し、18年10月再下付された報告書に対する検査によって、19年7月ようやく答牒に至り、検査が終了した。当初、報告書を領収してからこの間3年の歳月を経たわけであり、15年度以降の状況もほぼ同じであった。

検査で発見された差違は、例えば、未納に係る損傷公債証書を既納として掲載したもの、準備部に直接返納した金額を諸貸付金に掲載したものなどである。

これらの差違の件数は、14年度から19年度までに125件、金額にして5566万余円に上っている。

5 作業費検査

明治政府草創以来の国家近代化政策は、急速な殖産興業の推進に始まり、相次いで官業の設置をみた。

9年9月、「各庁作業費区分及び受払例則」が定められ、これらの会計はすべて一般の歳入歳出から分離して経理することとなった。次いで、10年7月作業費出納条例、12年5月開拓使作業費出納条例が定められた。作業費は設置の当初から会計検査の対象であったが、会計検査院の創立後は、13年3月に達せられた事務取扱箇条書第6項により、また、14年4月以後は会計検査院章程、会計検査院官制の規定に基づいて検査を実施した。

この検査は、作業費に係る興業費、営業費、作業収入、作業益金、営業資本闕額補填、営業資本の6種の決算帳を検査するものである。

15年度から20年度までの6年間に検査した決算帳、更正決算帳等は6,607冊で、元受高総額は2億378万5500余円である。検査の結果背規事項を発見して通知を発したものは60件2万1000余円、認可状を交付したものは347通で、検査のために派出した回数は18回であった。背規事項の多くは、計算誤りなどを原因とするものであった。

6 別種金検査

別種金は、歳入歳出及び作業費に所属しない収支の起業費、国庫別途収支、各庁別途収支である。鉄道、公債整理、士族起業、府県勸業、森林などの資金を処理したり、学校創立などの事業を行ったりするためのものであるが、19年1月には、雑種金と改称された。別種金も作業費と同じく、設置の当初から会計検査の対象になっていた。

15年度から20年度までの6年間に検査した決算帳、更正決算帳等は7,424冊で、元受高総額は4億84万7500余円である。検査の結果背規事項を発見して通知を発したものは22件1万7100余円であり、認可状を交付したものは682通であった。作業費と同様に、背規事項の多くは、計算誤りなどを原因とするものであった。

背規事項のうち特筆すべき事項として、15年、鉄道局は琵琶湖に配備していた汽船金ヶ崎丸を売却して新たに長浜丸を購入し、これを1年後に売却していたが、両船の売却代金は、局長専断で無利子年賦納としていて、代金徴収方法が適切を欠いていたとともに、長浜丸については、購入費を仮払として購入の事実を証明しないなどの処理をしていたため、この事態について巨額の官金を貸し付けたものと何ら変わらないものであると指摘したものがある。

7 各種報告検査

この検査は、歳出決算や作業費決算に附帯し、又はこのほか別に報告される収支を対象とするもので、検査は歳入出、作業費及び別種金の検査に準じて実施された。

検査の対象となった報告は3種に類別できるが、その1は歳出のうち払切費に立てたもののその後の結末を報告するものであり、例外経費受払(府県)、打切金精算(官省府県)、元利償還金仕払(国債局)、古社寺保存費(内務省)の各報告書であった。その2は決算に立てた金額のうち特に報告を要するもので、請求書籍代(太政官)、営業資本総決算(旧工部省)の各報告書であり、その3は別途の収支に係る薬用阿

片購入基金受払(内務省)、積金(印刷局)、預金運転損益比較(預金局)、書籍資本(陸軍省)、兵器補欠費(海軍省)、博物館資(農商務省)、諸収金(皇居御造営事務所)、倉庫資本(工部省)、未収利益金未渡損失金(預金局)等の各報告書であった。

15年度から20年度までの6年間に検査した報告書は283冊1326万余円であったが、各種報告は決算帳に附帯して提出されるため、これに対して認可状の交付は行われなかった。

15年度から20年度までの間において、所掌長官に通知を発した背規事項は2件であった。

このほか、打切金精算についての建議がなされている。打切金とは年度閉鎖の日において収入支出の未だ決算に至らないものをいい、これを歳計上決算額に加えて完結するものであるが、この金額はもともと純粹の決算ではないから精算を完了すればその結果を報告するのを例としていた。そして、17年中にその報告の遅れていたものを検査したところ、その数は1官、6省、1府8県で金額は5年から8年6月までの間に151万余円、8年度から13年度の間に238万余円合計390万余円の多額に上り、このうちには13年間の長期を経過したものさえある状況で整理が著しく遅延していた。このため、17年8月太政官に対し、その促進を求める建議を行った。

8 官有物検査

検査の対象は、官有財産と物品に区分されるが、官有財産の検査については、14年の会計検査院章程第3条、19年会計検査院官制第2条に規定されている。ただし13年3月公達の事務取扱箇条書及び15年改定会計検査院章程においては、明文を欠いていた。

官有財産検査の権限は、この全期間を通じ、会計検査院の職権に包含されていたとみられるが、国有財産管理制度が確立されていなかった当時においては、事実上十分な検査が行われていたとは認められない状況で、その制度の整備は、会計検査院の建議に基づき、23年11月に制定される「官有財産管理規則」（勅令第275号）を待たなければならなかった。

また、物品については、大蔵省検査寮時代の9年9月、太政官達第85号により「諸物品出納順序」が制定され、物品の受払報告について定められたが、この報告は、物品の受払について行うにすぎなかった。

物品に対する検査は、13年3月公達の事務取扱箇条書第4項、14年4月会計検査院章程第3条、15年1月改定章程第4条、19年4月会計検査院官制第2条の規定によって行うことと定められ、13年3月から15年1月までの間に、物品受払表382冊を検査した。

物品受払表は、9年太政官達第85号により、また14年会計法制定後は同法第55条によって各庁から提出されたもので、受払表の内容は、単に購入価格を計上し、受払を掲げていたにとどまるものであったが、15年1月の会計法改正によって、物品受払報告の規定が廃された。この結果、物品については、実地検査以外に検査の方法がないこととなったが、当時物品会計の規則がなかったため、15年章程による物品出納の検査及び19年官制による物品会計の審査判定に係る規定は、実際には、検査を行うことができない状況になった。

物品会計におけるこのような事態に対し、会計検査院は、20年8月、19年度会計検査院報告書によって、徳島、秋田両県における不適当な事態を掲げ、物品会計の規律を設けるよう意見を内閣に提出した。

22年6月、この意見に基づき勅令第84号「物品会計規則」が制定された。

9 実況（実地）検査

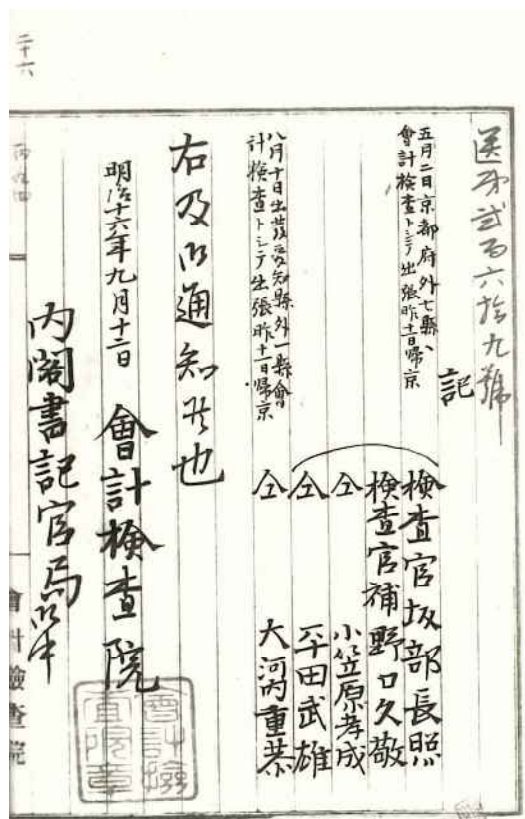
実地検査は、事業の実況を査閲し、会計帳簿及び金銭や物品の出納を調査するものであるが、既に明治初期から始められたこの方法は、10年代になると、決算整理の援助まで行う有力な検査の方法となった。

実地検査という名称が規定上設けられたのは、22年制定の会計検査院法によってであり、会計検査院設立後章程制定までは、検査局時代の慣例により、また、その後は章程の規定により、これを実況検査と称していた。

実況検査は、初め決算検査あるいは中仕切決算検

査を兼ねることが多かったが、中仕切決算検査は13年度限りで廃止し、派出による決算検査も、15年度以降は特別の場合を除いて廃止することになり、実況検査は、事業の実況の査閲のみをその目的とすることになった。

創立から22年5月会計検査院法公布までの実況検査は480回であった。



実況検査からの帰京通知

「公文録」明治16年（国立公文書館蔵）

背規事項

実況検査の結果、発見される背規事項は年々増加し、書面検査によっては発見できない事項も多数に上っているが、これを類別すれば、収入、支出、繰替、貸付、決算、現金支用、現金管理、物品管理、交換紙幣印紙類管理、銀行預け金の各違法事項などで、主なものを挙げると次のとおりである。

ア 収入

収入の違法についてみると、歳入とすべき官地賃下料、物品売払代、過誤払いによる返戻額などを国庫に納付しないで、公園費に使用したり、長期にわたり別途金や仮入金として保有したりしていた事例が、東京府、千葉県、印刷局において発見されている。

イ 支出

支出については、宮城県や大阪砲兵工廠において、銀行借入利子を支払ったとして他の費途に充当したり、未完成工事に対して代金を支払っていたりしている事例が指摘されている。

ウ 繰替

繰替の違法は、国費支弁の対象とならない民設の神社建築費や官費補助の許可を得ていない人件費などに国費を繰替払していたもので、樺戸集治監、兵庫県、函館県と多くの事例が見受けられた。

エ 貸付

貸付の違法は、福島県において移住者に貸し渡すべき開墾費を製糸会社に貸し付けていた事例があった。

オ 決算

決算の違法は、未完成工事を完成したことにするなどして、虚構による精算帳を調製していたもので、事例が多く、福岡県、新潟県、福井県で発見された。

カ 現金の支用及び管理

現金の支用及び管理についての違法は、山口県において出納局長が発行する所定の払切符によらないで同局預り金3万余円を支払っていた事例、千葉県において歳入に納付すべき雑収入1万円を簿外に銀行預金していた事例、大阪工兵第二方面において、未完成工事代金を支払って相手方から担保の現金を徴し、これを机中に保管していた事例があり、このほか大分県、山形県、宮城県及び生野鉱山局において、同種の事態が発見された。

キ 物品管理

物品管理の違法は、簿外物品や出納の整理不良などの事例があり、物品管理制度が確立されていなか

った当時を象徴しているが、その中でも、18年の検査で発見された東京・大阪両砲兵工廠の簿外物品はその量がきわめて大きく、水銀・鉄・鋼など454万斤、硝石及び硫黄221万斤、洋紙11万枚、空雷管539万個、銃身鉄8万本、木栓192万個、評価額822,600円に上った。

ク 府県の予算外経理

決算検査等を兼ねない純粋な実地検査の増加によって背規事項の指摘は増加したが、更に特筆されるのは、府県の予算外経理に関する指摘であった。当時各府県などでは、仮払などにより別途資金を保有して、旧来の宿弊である予算外経理を踏襲し、適正な予算執行の障害となっていたが、実地検査によって、積年の悪弊が多数発見され、これを是正させた。この中でも、最も金額が大きかったものは、探偵費であり、多くの官庁において公簿に登録しておらず、2府19県において、17万1594円余について、これを処分させ一掃した。

ケ その他

その他の違法事項として、徳島県における保管中の新紙幣汚損、青森県における印紙1万7000枚不符合、関係書類を煮潰するなどして会計記録を隠滅していた京都府及び千葉県の事例などがあった。

第4 建議

会計検査院章程においては、会計に関する諸法規の創改定について「其意見を内閣に建議する」職権を定めているが、このような規定によらなくても、中央官庁として太政官や内閣に建議することは当然の権限であり、会計検査院創立以来、前述の章程改定までの間に20件、その後会計検査院法制定までの間に10件の建議が行われた。

この建議のうち16件が採択され、制度の創定などによって具体化した。この期間における建議の主なものは、文官退隠料の制定、内国旅費規則の改正、費用出途の明確化、計数標位の設定、打切金精算の促進、会計法中改正に関するものである。このほか

院長の視察の申報書において、北海道上川における北京の設置、府県における会計制度の整備、士族授産等における資金効率の促進など、制度改正に対する意見が表明されている。

これらのうち、幾つかの事例について掲記すると、次のとおりである。

1 文官退隠料制定の議

明治15年11月、「文官退隠料に関する件」を建議し、文官に対する恩給制度の設定を具申している。当時、満年賜金の制度が存在していたが、文官に対する統一的恩給制度は、まだ定められておらず、各官庁が個別に定めていた。

この状況に対し、会計検査院は、満年賜金の制度は一時的な恩賜にすぎないもので、また、国庫から現在の官吏に対し毎年、俸給総額530万円余の24分の1、つまり22万円余の支出を永遠に負担せざるを得ないものであると指摘し、官吏の俸給から毎年その俸額の100分の4を徴収し、徴収金及びその利息をもって維持運営する文官退隠料の制度を具申した。

この建議による財源調達方法について、参議兼大蔵卿松方正義は、文官退隠料の制度は、国家の恩典に類するものではなく官吏の協救に近いものであって、恩給の資金については、国庫支弁である軍人恩給に合併し、毎年、恩給金櫃に移転し、貯蓄を増やす制度を定めるべきであるとする反対意見を表明した。

この建議については、16年12月、太政官の諮問に対し山県有朋、伊藤博文、松方正義各参議の意見書が提出され、上記のとおり財源調達に関する有力な反対意見もあったが、文官退隠料については、いずれもその必要を認める旨が上申された。

このような経緯があって17年1月、太政官達第1号をもって官吏恩給令が公布され、太政官に恩給局が設置されるが、初代長官は岩村通俊会計検査院長の兼任となった。

2 支庁臨検の建議

会計検査院が創設されて間もない13年8月、太政大臣に対し、「出納検査として各支庁へ検査官派出之義に付伺」が建議された。

各庁への派出検査については、太政官達第2号検査員派出規程に基づいて、11年1月以来実施されていたが、本規程では、各本支庁分派の旨明記されていなかったため、各支庁の検査は実施せず、各支庁から明細帳簿を各本庁に提出させ、本庁への派出の際に検査するに止まっていたため、各支庁への検査が徹底されていなかった。

会計検査院は、これに対し、各支庁であっても、内務省の駅通及び警視兩局、工部省その他の作業主務の各局、陸軍及び司法兩省の各軍管裁判所のようにその各省庁の出納の大部分を占めるような場合もあることから、各庁に対し、本庁と同様に支庁にも検査官を派出することに対応するよう通達を出すよう具申している。

これにより、同年9月太政官達第47号をもって官省院使局府県に対し、「各庁金穀物品出納検査の儀是迄各本庁に就き検査執行候処向後は時宜に因り支庁等へも派出検査せしめ候条此旨相達候事」が達せられた。

3 費用出途の建議

13年8月、費用出途の建議が行われた。この建議は、各省庁が主管事務参考のため、府県に命令あるいは依頼して提出を求めた資料作成等の経費について、府県の負担としていた従来の取扱いに対し改善を求めたものであるが、同年9月この議に基づき、各省庁が負担するよう、太政官達第50号が発せられた。

4 内国旅費規則改正の建議

15年10月に提出された内国旅費規則改正の建議は、9年6月の旅費定則（太政官達第64号）によって定められていた旅費計算方法に対し、その後の交通機関発達に基づき、旅行の実情に応じた旅費支給基準制

定の意見を表明したものであるが、19年6月、これに基づいて内国旅費規則（閣令第14号）が定められた。

5 計数標位の建議

14年9月、太政官に対し「計数標位の建議」が行われた。この建議は、計数の表示について、西洋の方式に準じて3桁ごとに句読点を置いている従来の方法に対し、万、億、兆の称呼に従い、4桁ごとに標位を置くように改正することを求めた意見である。

この建議は、同月不採用となったため、翌10月に太政官に対し再び同旨の議を上呈したが、12月に「聴許し難き旨裁令」があり、意見は実施されないこととなった。

6 北京を北海道上川に置くの議

15年5月から20年3月までの間、会計検査院長による地方実況の視察は3回行われ、その結果に基づく意見は、いずれも太政官(後に内閣)に対し、申報書として上呈された。

すなわち、15年5月～8月の北海道3県視察における「北京を北海道上川に置くの議」、17年7月～11月の九州7県及び関西各税関視察における「府県会計の組織を一定すること」など4事項、19年11月～20年3月の新潟県ほか6庁視察における「土族授産金にすること」など4事項であるが、その一例を15年10月上呈した「北京を北海道上川に置くの議」についてみると、大要は次のとおりである。

当時の北海道は、2年7月の開拓使設置以来、札幌に使庁を置いて北海道開拓の拠点としていたが、これに対して、当時の会計検査院長で後に初代北海道庁長官となった岩村通俊は、北海道は未だに開拓が進んでおらず、永遠不朽の鴻基を建てるべきであるとした。そして、上川が北海道の中心に位置し土地が肥沃であることから、ここに北の京として北京を置くことで、大勢の住民の移住、土地の開拓、農業の奨励によって一大都府を開くこと、さらに行宮^{あんぐう}を置くことなどを上申した。

これは、殖民事務局を上川に置き、総裁は皇族をもって任ずることになるとともに、華士族の移住によって華士族救済を図り、北海道開拓の促進を意図したものであったが、上川における北京設置は実現しなかった。

第5 決算検査及び行務成績の報告

1 決算検査の報告

(1) 検査報告の出現

検査報告という名称が法律上規定されるようになったのは帝国憲法からであるが、決算検査の報告書を作成するという歴史は、会計検査院創設のとき以来絶えることなく続いていた。ただし、創設時の会計検査院はその職掌中に会計検査院自らが歳入歳出決算の報告書を調製することになっていたことから、あえて検査の結果の報告の必要はなかった。そしてその後、明治15年1月に会計法及び会計検査院職制章程の改定により、会計検査院は各庁長官会計の報告書について太政官に対してその計算を証明することとなり（会計検査院章程第3条）、各庁長官の決算報告書について、答牒の形で太政官に対する報告が行われるという制度が生まれた。事実上の検査報告の出現はこのときからといえる。

このように、太政官に対する答牒の形で行われた報告は、18年度所属分についてまで行われたが、会計検査院法施行後の23年10月に内閣に提出された19年度の決算についての報告からは、「歳入歳出決算検査報告書」の形式がとられた。

(2) 19年度歳入歳出決算検査報告書

19年度歳入歳出決算検査報告書は、会計検査院法制定後の23年10月24日内閣に提出されたが、歳入歳出決算額符合証明、背規事項及び冒頭の検査結果概要によって構成されている。

そして、検査結果の概要において、19年度決算の状況については予算その他の諸法規が整備されたことで、18年度以前と比較するとわずかながら進歩は

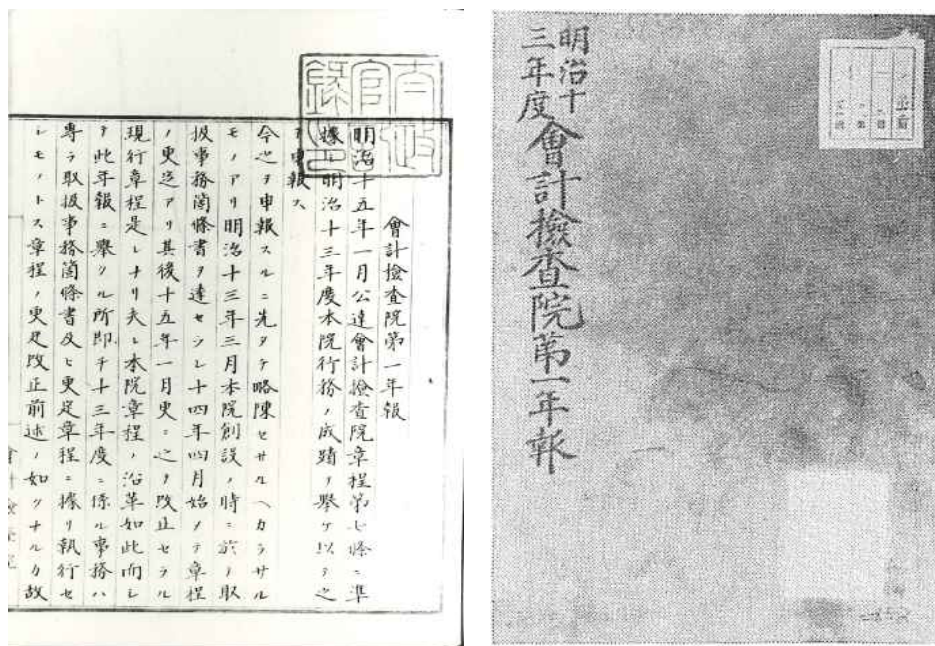
しているものの、予算査定の方法や定額使用の規程は不明瞭であったり、命令官及び出納官の責任も明確ではなかったり、売買貸借の順序や営繕工事の方法等の規定を欠いていたりしているため、決算検査上、なお完全なものには至っていないとした。

しかし、会計検査院は当時の法制に準拠し、最も精確な検査をすることに努め、背規事項は、科目違い、年度違い、又は給与規則の違反、計数の誤びゅうなど、歳入歳出を通して1,364件に及んだ。

2 行務成績の報告

会計検査院章程には、検査の行務成績及び会計に関する意見を掲げた年報を調製し、内閣に進呈することを規定しているが、これに基づき、13年度の第1年報から18年度の第6回年報まで調製し上呈された。当時は、前述のとおり決算の調製に非常に時間を要していたため、年報の上呈についても会計年度が終了してから3、4年後となっており、例えば第1年報（13年度）は18年5月、第6回年報（18年度）は22年9月に内閣に進呈した。

19年4月、会計検査院官制が制定され、院長は毎会計年度の終了後、5か月以内に報告書を調製して前年度の会計について検査の功程を内閣総理大臣に上申しなければならないこと及び需費の成績について行政上の意見を開申することができること（第8条）が定められて、従来の年報は会計検査院報告書と改称された。19年度から会計年度が4月から翌年3月までに改められ、19年度報告書は、期限内の20年8月に上呈したが、その内容は、検査の功程については、決算証明式の更改の経緯、決算検査結果の詳細、検査事務の成績などを記述し、また、需費に関する行政上の意見としては、各庁官吏人員俸給の実績及びこれに関する意見、内国旅費規則実施の成績、物品会計規則創設の意見が開申されている。



会計検査院第一年報
(国立公文書館蔵)

第6 その他の行務

この時期、会計検査院には、以上に述べた行務のほか、予算審査、地方税予算決算報告査閲、歳入出決算報告調製、恩給点検、臨検、弁明、承認に関する行務があった。

予算審査は、前述のとおり明治15年1月の会計検査院章程改定まで1年余の間だけ職権として定められていたものであるが、政府の予算編成遅延によって、実際は金額の適否を精査するには至らなかった。

地方税予算決算報告書査閲及び歳入出決算報告書調製は、14年4月の会計検査院章程によって職権に規定されたが、9か月後の章程改定によって除外され、実際には行われることはなかった。また、恩給点検は、陸軍恩給及び警視恩給について、13年4月から17年2月恩給局設置までの間、恩給計算書230通の確否を点検した。

臨検は、大蔵省における紙幣焼棄及び公債証書の抽選に立会するものであり、前者は42回、後者は4回これを行った。

弁明は、会計法規に関する各庁の質疑に対する応答で、前述の章程改定によって職権外となったが、13年会計検査院創設以後の処理件数は1,580件の多数に上った。

承認は、簿記、官金棄捐、決算延期及び未決算について行うもので、処理件数は188件であった。

第2編 大日本帝国憲法下の会計検査院

第1章 帝国憲法による会計検査院の設置

明治22年2月、大日本帝国憲法の発布によって、我が国は、立憲政治の形態を整え、憲法の附属法として、同時に議院法や会計法を制定し、ついで5月9日会計検査院法を制定した。これによって、立憲的財政制度とその監督体系は確立された。

太政官直属の会計検査院が創設されてから9年、帝国憲法下の会計検査院は、天皇に直隸し国務大臣に対して特立の地位を有する独立機関として、日本国憲法が施行されるまでの58年間にわたり、国の財政監督を担うこととなる。

第1節 帝国憲法の決算に関する規定

第1 帝国憲法第72条の変遷

明治22年2月11日に発布された大日本帝国憲法は、第6章会計の第62条～第72条において財政の基本を規定している。このうち決算については、第72条に「国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議會ニ提出スヘシ」（第1項）、「会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」（第2項）と規定され、会計検査院による決算の検査確定と検査報告の調製、会計検査によって確定した決算を議会に提出すべきことが定められた。

帝国憲法は、参議伊藤博文が制定に当たって行ったドイツ諸邦特にプロイセンにおける立憲制度調査の影響を大きく受け、第72条の決算規定も、プロイセン王国憲法（「プロイセン憲法」）の第104条を模範として定められた。プロイセン憲法第104条は、「財政予算ニ対スル決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ毎年ノ財政ニ関スル総決算報告ハ之ニ国債ノ計算書ヲ附シ政府ノ責任解除ヲ受クル為会計検査院ノ検査報告ト俱ニ之ヲ両院ニ提出スヘシ」（第2項）、「会計検査院ノ組織及権限ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」（第3項）と規定しているが、この第104条第2項から「国債ノ計算書ヲ附シ」及び「政府ノ責任解除ヲ受クル為」という部分を除いた文言は、帝国憲

法第72条第1項の規定となり、また、第104条第3項は、そのまま帝国憲法第72条第2項の規定となった。

当時の欧米立憲諸国の憲法の多くは、プロイセン憲法と同様に「政府の責任解除を受けるため」又は「議会の承認を求めるとし、議会の承認によって成立した予算の執行結果について議会の批判監督を受けることを明記していたが、帝国憲法では、決算を議会に提出する目的については、明記されなかった。

しかし、草案起草の過程においては、明記すべきであるとする意見が出されていた。

帝国憲法の草案は、19年伊藤博文、井上毅らによって起草され、その後作成されたドイツ人政府顧問ロエスレル Hermann Roeslerの「日本帝国憲法草案」や井上毅の「試草」甲案及び乙案等では、決算提出目的が明記されていた。しかし、20年8月に神奈川県夏島で作成された帝国憲法草案においては、決算提出目的は削除された。そこで、井上は、議会による決算承認権の明記を求めたが、その意見は採用されず、プロイセン憲法第104条にならって、以下のように、決算を議院に提出する主体が政府であることを明記する修正のみが採用されるにとどまった。

歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定ス

政府ハ会計検査院ノ報告ト俱ニ決算ヲ帝国議會ニ提

第2編 第1章 帝国憲法による会計検査院の設置

出スヘシ

21年6月以降に行われた枢密院の憲法会議においては、特に決算について議会の監督要件が除外されていることに質疑はなく、その結果、政府の議会に対する決算提出目的は、帝国憲法第72条に明記されない結果となった。

ただし、帝国憲法第72条による議会の権限については、憲法の公的逐条解説書「憲法義解」において、ロエスレル及び井上毅の構想と同じく「議会は検査

院の報告と共に政府の決算書を受けて其の正当なるを承諾し之を決定すべし」とされている。

そして、27年5月、初めて24年度決算の提出を受けた第6回帝国議会においては、決算に対する議会の権限をめぐる論議が紛糾した。しかし、帝国憲法において、ただ「帝国議会ニ提出スヘシ」と規定されていたため、決算は、貴族院及び衆議院に対する政府の報告として提出され、両議院とも決算を「議案」とせず「報告」として取り扱うことが定着した。

帝国憲法第72条の立案の経緯（決算の提出目的についての推移を中心として）

年月	帝国憲法案・修正意見等	備考
1850年 1月31日	プロイセン憲法第104条第2項 「財政予算ニ対スル決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ毎年ノ財政ニ関スル総決算報告ハ之ニ国債ノ計算書ヲ附シ政府ノ責任解除ヲ受クル為メ会計検査院ノ検査報告ト俱ニ之ヲ両院ニ提出スヘシ」	決算提出目的を明記
1887年4月 (明治20年)	ロエスレル「日本帝国憲法草案」 「国会ノ通常会ニ於テ会計予算表ノ総計算及国債ノ現状ニ会計検査院ノ一般ノ証明書ヲ併セ政府ノ義務ヲ免レシムル為メ之ヲ国会ニ提出ス」	決算提出目的を明記
1887年5月 (明治20年)	井上毅「試草」甲案・乙案 「歳出歳入ノ決算ハ毎年会計検査院ノ審査報告ヲ併セ両議院ニ附シ其承認ヲ経テ之ヲ完結ス」	決算提出目的を明記
1887年8月 (明治20年)	帝国憲法草案(夏島草案) 「歳出入ノ決算ハ会計検査院之ヲ審査確定ス其審査報告ハ証明書ト共ニ之ヲ帝国議会ニ付ス」 井上毅提案① 各国において決算を議院に提出するということは、その議院の承認を得るためにするか、又は、決算法として公布するがためにするものである。夏島草案では、『之を議院に付す』として、議院は何の目的で決算を受け取るのか明記していない。私が思うに、決算を議院に提出するのは、予算を議決するための参考とするためである。そうであるならば、そのような趣旨を明記して、将来、疑義が生まれないようにするべきである。予算が既に議会の承認を得ているときは、決算も又必ず議会の承認を得ることによりこれを完結すべきである、というのは、物事を行う上で当然であろう。	決算提出目的を削除 →採用されず
	井上毅提案② この文章では、検査院が決算を議院に提出するかのように見える。プロイセンの検査院章程及び日本の大蔵省が起草した会計法によると、検査院の意見書は、大蔵大臣に送付し、政府は決算及び検査院の報告を共に議院に提出することをもって、正当の手續としている。プロイセン憲法第104条の文例によって左のように修正すべきである。 歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定ス 政府ハ会計検査院ノ報告ト俱ニ決算ヲ帝国議会ニ提出スヘシ	→採用 決算を提出する主体は政府であることを明記
1889年 2月11日 (明治22年)	大日本帝国憲法72条第1項 「国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ」	決算を提出する主体は政府であることを明記
1889年4月 (明治22年)	憲法義解 「議会は検査院の報告と共に政府の決算書を受けて其の正当なるを承諾し之を決定すべし」	議院が決算の内容を承諾・決定することを補足

第2 「憲法義解」における憲法第72条説明

帝国憲法が枢密院に諮詢された明治21年5月、各大臣及び顧問官に対し、審議の参考として井上毅起草の逐条説明書が配布された。この説明書は、その後の修訂によって「憲法義解稿本」となり、帝国憲法発布後の22年2月～3月に憲法起草関係者のほか、穂積陳重、富井政章、末岡精一各帝国大学教授、法制局参事官斯波淳六郎、宮崎道三郎及び大蔵省主計官阪谷芳郎の6名によって共同審査が行われた上、22年4月帝国憲法の公的説明書として「憲法義解」が公刊された。

帝国憲法第72条は、前述のとおり、プロイセン憲法に範をとり、会計検査院の職掌は、国家の歳出歳入決算の検査確定と規定され、枢密院における帝国憲法の逐条説明及び「憲法義解稿本」にも、その趣旨が記載されている。しかし、共同審査は、「憲法義解稿本」の記述を原案として行われたが、フランス流の財政監督構想が導入されたことによって、「憲法義解」における会計検査院の職掌説明は次のようになった。

帝国憲法第72条の解釈の推移

憲法義解稿本 明治21年5月頃	憲法義解 明治22年4月
「検査院の職掌は 一に各部の会計官を監督し非違を糾責し正当を証認するに在り 二に支払命令官の処分を監督して其の予算超過予算の外の支出及予算又は法律命令に違反したる事件を検査するに在り 三に大蔵大臣の調製せる総決算を検査し各会計官の報呈したる各部の会計と対照し以て之を確定し報告するに在り」	「検査院の職掌は 一に各部の出納官の証明を検査し其の責任を解除するに在り 二に支払命令官の処分を監督して其の予算超過予算外の支出及予算又は法律勅令に違反したる事件を検査するに在り 三に国庫の総決算又各省決算報告を検査し各出納官の報呈したる各部会計の積数と対照し以て之を確定するに在り」

すなわち、共同審査による修正の要点は、検査監督の対象を「会計官」からフランス流の「出納官」に修正したことにある。

すでに会計法は制定され、出納官吏という語は使用されており、草案の「会計原法按」では、「第七章 出納官」において、出納官の定義・職掌は次のように規定されていた。

会計原法按 第141条 出納官トハ収入金ノ徴収若クハ支出金ノ仕払ヲ担任シ其他一切官金ノ取扱ヲ為ス所ノ官吏ヲ云フ 第142条 出納官ハ総テ大蔵大臣之ヲ任命シ同大臣ニ隷属シ同大臣ニ対シテ其担当スル所ノ会計ノ責任ヲ負ヒ又総テ会計検査院ノ判決ヲ受クルモノトス

このため、「憲法義解」による会計検査院職掌の基調は、現金出納に対する監督となり、帝国憲法第72条「国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ」とする職権の基本原則、及び会計検査院法によって規定される会計検査院の職権に対し、矛盾を来す結果となった。

第2節 会計検査院法の制定の経緯

第1 会計検査院官制三案

帝国憲法草案の起草を始め立憲国家体制確立への準備が本格化する中で、会計検査院においても、立憲制下の会計検査制度について調査研究が重ねられていた。主な資料は、パウル・マイエットPaul Mayetにより集成された会計検査院官制調査書、伊藤参議欧陸憲法調査時のプロイセン会計検査院調査復命書、ヘルマン・マイスネル著「行政官必携」におけるプロイセン会計検査関係法令解説等である。

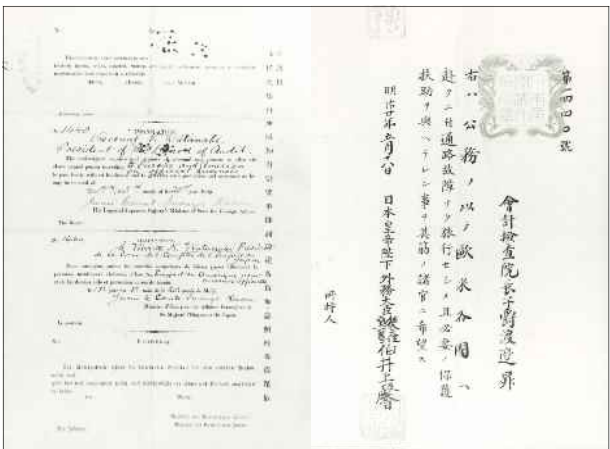
そして、明治20年5月から21年12月にかけて院長渡辺昇、検査官浜弘一、検査官補平塚定二郎及び属小鹿島果の4名が欧米諸国会計検査制度調査を行った。

当時、枢密院の憲法審議は最終段階を迎え、会計法は既に21年9月枢密院の審議を終えて確定しており、憲法の附属法である会計検査院法の起草が急がれていた。

院長の帰国とともに法案の起草に着手した会計検

査院は、同年12月内閣に対し会計検査院官制案を提出した。しかし、その半年前の21年6月、大蔵大臣松方正義は、会計法を提出した後に既に会計検査院官制改正案を建議しており、さらに22年1月には法制局が会計検査院官制案を起草していた。

上記の会計検査院官制案の特徴、背景等は次のようになっている。

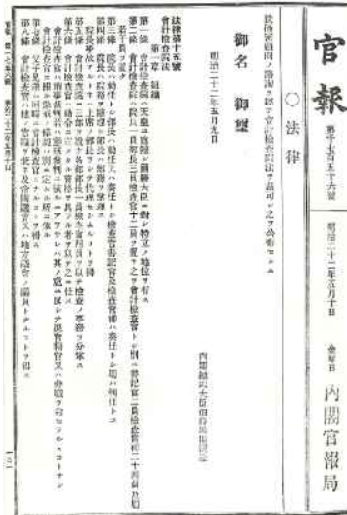


渡辺院長の欧米出張旅券

会計検査院官制三案の比較

起草者	大蔵省	会計検査院	法制局
起草時期	明治21年6月	明治21年12月	明治22年1月
構成	総則、組織及び検査判決の3章28箇条	41箇条	総則、組織及び検査判決の3章30箇条
模範とする法律等	フランスの会計法規	プロイセンの会計検査院権限法	大蔵省原案・会計検査院原案
特徴	会計裁判所的な制度を導入。	天皇直隸、多数合議制、合議体構成員の終身身分保障を基調とし、検査結果による批判の行政的効力によって、政府の予算執行を監督することに重点を置くもの。	行政的監督を基調としたもの。
背景等	永年の乱脈経理と濫費等の弊害を一掃するため、大蔵省による会計統制の強化、全会計官吏を対象とする会計検査院の弁償責任判決及び現金・物品・不動産管理の適正化を企画した。このような大蔵省の意図は、明治20年に起草した会計原法按によって具体化されたが、その後、渡辺院長の要請により、会計原法按全11章201箇条の内の「第六章会計検査院」を削除し、「会計検査院官制案」として独立して起草。	立憲制下の会計検査制度確立を意図し、アメリカ、イギリス、ドイツ等各国で行われた調査結果をまとめた「欧陸諸邦会計検査院事務取調書」を参考として起草。	大蔵省起草の「会計検査院官制改正案」及び会計検査院起草の「会計検査院官制案」を法制局で検討した結果、作成されたもの。 後の部長平塚定二郎は、「検査院が官制案を作って法制局に提出し、法制局担当者との相談の結果法制局案が完成したため、これは法制局・会計検査院の合議案ともいうべきものである」と述べている。

内閣では、上記3案を調整し、さらに、会計法の対応条項と調整を図り、22年4月、全文26箇条からなる会計検査院法案として枢密院に諮詢した。枢密院の審議の結果、組織の章と職権の章を一部入れ換えたほか、数箇所の字句修正がなされた。同月、審議は終了し、会計検査院法は22年5月9日、法律第15号として制定され、翌10日、公布された。



会計検査院法公布の官報

第2 会計検査院法案の審議過程

会計検査院法は、基本的構想においてプロイセン法と同一で、会計検査院は、天皇直隸、内閣に対し独立、課長以上の職にある会計検査官の多数合議制及び会計検査官に対する終身の身分保障制をもって、組織独立の要件とした。また、職権は、国の決算に対する検査確定、検査成績及び意見の上奏など行政的職権に加え、フランス的構想による司法的職権として出納官吏に対する弁償責任判決権を有することとなったが、会計検査院法案の審議過程において、幾つかの問題点が論議の対象となった。

まず、諮詢案第1条「会計検査院ハ天皇ニ直隸シ国務大臣ニ対シテ特立ノ地位ヲ有ス」と規定された会計検査院の天皇直隸が問題になった。当該条項については、①『天皇ニ直隸』という文言は従来法律上に規定されることが少なく、かつ、天皇が自らすべてのことについて裁決を下さなければならないかの

ように好ましくない、②会計検査院が陸海軍と同様に、天皇の大権に属するかのように好ましくない、③憲法第72条に基づき、法律により、会計検査院が独立した地位にあり、天皇といえどもこれを左右することはできないにも関わらず、「直隸」としてしまうと、あたかも天皇が随意にすることができるかのような誤解を生む、などとして、削除あるいは修正意見が出された。枢密院に出席を求められた渡辺院長は、「会計検査院は、天皇に直隸して、天皇と密接な関係にあることをもって重きをなしているというべきである。今、これを削除するなら、それは、検査院の骨子を抜くようなものである。」と意見を述べ、表決の結果、原案は可決され、天皇直隸の条項は第1条に明記された。

また、諮詢案第2条「会計検査院ハ官金ノ収支官有物及国債ニ関ル計算ヲ検査確定シテ財政ヲ監督ス」のうち「監督」の文字についても、これを不適切とし、あるいは監督権の有無をめぐる枢密院会議において議論が交わされた。

「監督」という文言に対し、①検査確定すると規定すれば、監督の実質的な意味も確定しているのであり、再度、区域が判然としない「監督」という文字を用いる必要はない、②国家の財政は国会が監督するもので、検査院に監督権限があるのではない。検査院は、政府の計算を検査確定するものである、③行政部内に立ち入り、その当否まで監督するというならば、わずか12名の会計検査官で足りる筈はない。したがって、会計検査院は、いうまでもなく、このような職権を有しているものではないという反対意見が表明された。

これに対し渡辺院長は、「監督の権限は、会計検査院に必ずなくてはならないものである。アメリカのように監督権が国会にある国では、会計検査院にその権限がなくても良いかもしれないが、我が国の制度はアメリカと同じではない。故に検査院の検査は、単なる計算上の検査にとどまるものではない」と主張し、諮詢案第2条は、原案どおり可決され院法第12条となった。

◆欧米諸国会計検査制度調査―渡辺昇と平塚定二郎◆

太政官制下会計検査院において第3代院長となった渡辺昇は、引き続き立憲制下における会計検査院長として、明治31年12月20日退官するまで14年7か月にわたり在任した。

渡辺院長は、天保9年4月肥前大村藩士渡辺巖の次子として生まれた。安政元年江戸に出て安井息軒に漢籍を学ぶとともに、斉藤弥九郎に師事して剣道を修め塾頭になるが、この間に桂小五郎（のちの木戸孝允）と親交を結び、帰藩後は坂本竜馬とともに薩長両藩の調停に尽力した。王政復古ののち政府に出仕し、元老院議員、参事院議員などを歴任した後、明治17年5月7日会計検査院長に就任した。

20年5月から翌21年12月に至る間に行われた、渡辺院長らによる欧米諸国会計検査制度調査の結果は、帰朝後会計検査院官制案として具体化され、当時大蔵省によって意図されたフランスの会計裁判所に類する会計検査院の構想を抑えて、今日の会計検査制度の基礎を確立したものであった。また、常時検査の本格化や決算整理の迅速化など渡辺院長の推進により実現をみたものも数多い。

渡辺院長は、立憲制下会計検査院の草創期に在任したが、30年3月8日、日清戦争臨時軍事費の検査について上奏し、検査功程図を奉呈したことが院内に紛議をもたらして、同年5月会計検査官退官決議事件をみるに至った。翌31年12月、これが衆議院において問題化するに及んで、同月20日辞任し会計検査院を去った。

退官した渡辺昇は、麻布の自邸内に剣道場微神堂を開き、自ら竹刀を執って剣道発展に尽力した。また、37年8月貴族院議員となり44年7月まで在任したが、2年後の大正2年11月9日、76歳で病没した。

平塚定二郎は、安政6年7月和歌山に生まれ、父の従兄陸軍大輔津田出の家に寄寓中ドイツ語を学び、やがて外国語学校に入学したが、卒業をまたずに教授になり、参事院及び農商務省を経て、明治19年4月会計検査院に転じ、10月検査官補（判任）となった。

ドイツ語に練達した平塚の学才は、プロイセンの会計検査に焦点を合わせた前記制度調査において大きく貢献した。21年12月の帰朝時、既に大蔵省は、裁判所型のフランス会計検査院を範とする会計検査院官制改正案を建議していたが、これを一転させたのは、渡辺院長の力量と平塚の学才に負うところが大きかった。

この間における平塚の功績は高く評価され、異例の昇進が行われた。すなわち当時高等官候補者である試補は、帝国大学卒業者若しくは高等試験の合格者と定められていたが、25年7月、後に平塚勅令といわれた勅令第61号が公布され、これによって奏任官の検査官補に任命された。さらに33年6月勅令第270号によって、翌7月平塚は検査官に任命された。

大正6年10月部長に昇進し、翌7年2月以後は上席の部長として院長に次ぐ地位にあり、13年6月退官した。なお、平塚定二郎は、女性解放運動に活躍した平塚らいてうの父である。



平塚定二郎

第3節 会計検査院法の概要と改正の状況

帝国憲法下における行政各庁の官制は、帝国憲法第10条「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル」の規定により勅令によって定められることとされたが、会計検査院については、第72条「会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」（第2項）の規定に基づ

き、法律によって定められた。この規定については、枢密院における憲法審議時の逐条説明や「憲法義解」においては、「会計検査院は政府の会計を監督する為に政府と議会の間に立ち独立の地位を有するものである。そのゆえに検査院の組織及び職権は法律で定め、行政命令の区域の外にあるものとする」とされている。

第1 会計検査院法の概要

制定当初の会計検査院法の規定内容の概略は次のとおりである。

1 組織

会計検査院法の組織に関する条項は、次表のとおりであった。

会計検査院法

※制定後の改正の状況については、資料編の新旧対照表を参考（425ページ）

第1章 組織	概 要
第1条 会計検査院ハ天皇ニ直隸シ國務大臣ニ対シ特立ノ地位ヲ有ス	【会計検査院の地位】 ・天皇に直隸、國務大臣に対し特立の地位 【院長以下の職員構成及び掌理事務】 ・会計検査官(院長、部長、検査官)、書記官、検査官補、属の数 ・勅任、奏任、判任の別 ・院長、部長、検査官の事務 ・組織を3部制とする
第2条 会計検査院ハ院長1員部長3員検査官12員ヲ置キ之ヲ会計検査官トシ別ニ書記官2員検査官補24員及属若干員ヲ置ク	
第3条 院長ハ勅任トシ部長ハ勅任又ハ奏任トシ検査官書記官及検査官補ハ奏任トシ属ハ判任トス	
第4条 院長ハ院務ヲ総理シ部長ハ部務ヲ掌理ス ② 院長事故アルトキハ上席ノ部長ヲシテ代理セシムルコトヲ得	
第5条 会計検査院ニ3部ヲ設ケ各部部長1員検査官4員ヲ以テ検査ノ事務ヲ分掌ス	【会計検査官の資格、条件、身分保障】 ・勅令で定めた資格を備える者を任命 ・終身身分保障 ・父子兄弟は同時に会計検査官となることはできない ・兼職禁止
第6条 会計検査官ハ勅令ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス ② 会計検査官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其ノ意ニ反シテ退官転官又ハ非職ヲ命セラルルコトナシ ③ 会計検査官ニ関ル懲戒ノ条規ハ別ニ定ムル所ニ依ル	
第7条 父子兄弟ハ同時に会計検査官トナルコトヲ得ス	
第8条 会計検査官ハ他ノ官職ヲ兼ネ及帝國議會又ハ地方議會ノ議員トナルコトヲ得ス	
第9条 会計検査院ノ議事ハ総會議又ハ部會議ヲ以テ決ス総會議ハ院長ヲ以テ議長トシ部會議ハ部長ヲ以テ議長トス ② 議事ハ多数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル	【合議制に関する事項】 ・総會議(議長は院長)、部會議(議長は部長)の議事 ・総會議の議決事項 (1) 天皇に検査成績を上奏するとき (2) 検査報告を確定するとき (3) 各省庁会計規則の創定及び改正について意見を陳述するとき (4) 検査事務の規程、計算証明の様式及び提出の期限を定め又は改正するとき (5) 院長が総會議に付す必要があると認めたとき
第10条 左ノ場合ニ於テハ総會議ヲ以テ議決ス (1) 第15条ニ依リ上奏ヲ為シ又ハ天皇ノ下問ニ奉答スルトキ (2) 第14条ニ依リ報告書ヲ確定スルトキ (3) 第17条ニ依リ意見ヲ陳述スルトキ (4) 検査事務ノ規程計算証明ノ様式及提出ノ期限ヲ定メ又ハ之ヲ改正スルトキ (5) 其ノ他院長ニ於テ総會議ニ付スルノ必要アリト認メタルトキ	
第11条 計算検査ノ判決ハ凡テ會議ニ於テス其ノ總會議ニ於テスルト部會議ニ於テスルトハ会計検査院長ノ定ムル所ニ依ル	

以下、上表のうち、主なものを取り上げてその詳細、背景等についてみていくこととする。

(1) 地位（第1条）

太政官・内閣直属時代の会計検査院は、検査体制の整備によって検査の効果を上げ、決算監督の実を高めてきたが、政府従属の会計検査院という制度における検査権限の作用は、大蔵省検査局時代と同様、中央省庁には及ばないものであった。

立憲制下の会計検査院は、職権を阻害する条件を制度的に排除し、独立性を確立する必要があり、大蔵省、会計検査院及び法制局起草の会計検査院官制案は、いずれも天皇直隸及び会計検査官の身分保障によって、その構想を具体化したものとなっている。

会計検査院法は、第1条において会計検査院は天皇に直隸し国務大臣に対し特立の地位を有すること

を明記した。これは、プロイセンの会計検査院組織権限法（「プロイセン法」）第1条を模範としたものである。また、第6条の会計検査官の終身身分保障の規定は、プロイセン法第5条第4項を模範としたものである。こうして会計検査院は、行政府を始めとするすべての機関からの独立が保障され、公正な検査活動の基本条件を備えることとなった。

その後、会計検査官の終身身分保障については、会計検査官退官ニ関スル法律（明治29年法律第91号）により、「身体若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタル」（第1条）場合は、会計検査官会議の決議に基づいて退官を命じ得ることとなり、また、会計検査官懲戒法（明治33年法律第21号）の制定に伴い、会計検査官懲戒裁判所が設置された。

会計検査院法とプロイセン会計検査院組織権限法の対比

会計検査院法	プロイセン会計検査院組織権限法
第1条 会計検査院ハ天皇ニ直隸シ国務大臣ニ対シ特立ノ地位ヲ有ス	第1条 会計検査院ハ国王ニ直隸シ各大臣ニ対シテ独立ノ地位ヲ有シ官金ノ収支官有物ノ増減及国債行政ニ係ル決算ノ検査確定ニ由リ財政ノ全般ヲ監督スルノ庁トス
第12条 会計検査院ハ官金ノ収支官有物及国債ニ関ル計算ヲ検査確定シテ会計ヲ監督ス	
第6条 会計検査官ハ勅令ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス	第5条 (略)
② 会計検査官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其ノ意ニ反シテ退官転官又ハ非職ヲ命セラルルコトナシ	④ 会計検査院列員ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ転任セシムルハ従来ノ地位ヲ有セシメテ裁判官ニ転セシムルカ或ハ本人ニ於テ有スル法律上ノ資格ニ応シ他ノ高等行政官ニ転セシムルニ限ル
③ 会計検査官ニ関ル懲戒ノ条規ハ別ニ定ムル所ニ依ル	

(2) 組織の構成（第2条～第8条）

組織を構成する職員は、院長1人（勅任）、部長3人（勅任又は奏任）、検査官12人（奏任）を置いてこれを会計検査官とし、別に書記官2人（奏任）、検査官補24人（奏任）及び属若干員（判任）を置くこと定められた。機構は3部制とし、各部は部長1人、検査官4人をもって検査の事務を分掌することが規定された。なお、第6条において勅令に定めるとされた会計検査官の資格は、会計検査官資格の件（明治22年勅令第80号）によって年令30歳以上、5年以上検査官補又は他の高等行政官にあった者と定められた。

また、会計検査院長の待遇に関する件（明治29年勅令第160号）によって院長は勅任から親任官待遇

となり、会計検査院法中改正（明治43年法律第31号）によって、検査官補は副検査官、属は書記及び技手（速記者）に改称されるとともに、部長は勅任又は奏任から勅任に、検査官は奏任から勅任又は奏任に改められた。

(3) 合議による多数決制（第9条～第11条）

会計検査院における合議制は、プロイセン等西欧諸国会計検査機関において、既に定着しており、大蔵省、会計検査院、法制局起草の会計検査院官制（改正）案は、いずれもこの制度をとった。欧米諸国会計検査制度調査から帰朝直後の渡辺院長は、会計検査院の合議多数決制について、①会計検査院の裁決は、国庫の保安や財務官・出納官等の取り扱う財産上の損益如何に関するものであり、また、行政

長官の進退名誉如何に関するものであるもので、公正かつ無私に行なわれるべきであり、独決専行の方式になってはならず、できるだけ慎重に行う必要があることから、多数裁決の方法を用いるべきである、②ドイツ、イタリア、フランス等西欧諸国では、従来から合議制を用いていると述べている。

総会議、部会議については、会計検査院事務章程（明治22年勅令第106号）によって詳細が規定され、会議の運営については、院法第11条の規定に基づき、議事細則（明治23年院中達第8号）が制定された。議事細則により、総会議で議決する事項について、①会計検査院法第15条に係る上奏書又は天皇の下問に対する奉答書、②会計検査院法第14条に係る報告書、③会計検査院法第17条に係る意見書を含む11事

項と定め、部会議の議決事項について、①恒例の判決原書、②恒例の認可状按、③部長による主意又は事実の変更意見に対して同意を得られない課長提出文書と定められた。



総会議決議録

2 職権等

会計検査院法の職権等に関する条項は、次表のとおりであった。

会計検査院法

※制定後の改正の状況については、資料編の新旧対照表を参考（425ページ）

第2章 職権	概 要
第12条 会計検査院ハ官金ノ収支官有物及国債ニ関ル計算ヲ検査確定シテ会計ヲ監督ス	【検査の目的】 ・官金の収支、官有物及び国債に関する計算を検査確定し会計を監督する
第13条 会計検査院ノ検査ヲ要スルモノ左ノ如シ (1) 総決算 (2) 各官庁及官立諸営造ノ収支及官有物ニ関ル決算 (3) 政府ヨリ補助金又ハ特約保証ヲ与フル団体及公立私立諸営造ノ収支ニ関ル決算 (4) 法律勅令ニ依リ特ニ会計検査院ノ検査ニ属セラレタル決算	【検査の対象】 ・会計検査院の検査を要するもの (1) 総決算 (2) 各官庁及び官立諸営造の収支及び官有物に関する決算 (3) 政府から補助金又は特約保証を与えられた団体及び公立私立諸営造の収支に関する決算 (4) 法律勅令により特に会計検査院の検査に属するとされた決算
第14条 会計検査院ハ憲法第72条ニ依リ決算ヲ検査確定スルト同時ニ左ノ諸項ニ付報告書ヲ作ルヘシ (1) 総決算及各省決算報告書ノ金額ト各出納官吏ノ提出シタル計算書ノ金額ト符合スルヤ否ヤ (2) 歳入ノ賦課徴収歳出ノ使用官有物ノ得有沽売譲与及利用ハ各、其ノ予算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ (3) 予算超過又ハ予算外ノ支出ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナキヤ否ヤ	【決算の検査確定及び検査報告】 ・検査報告に掲記すべき事項 (1) 総決算及び各省決算報告書の金額と各出納官吏の提出した計算書の金額との不適合の有無 (2) 歳入歳出及び官有物の所得等の予算・法令違反の有無 (3) 予算超過又は予算外の支出の内、議会の承諾の有無
第15条 会計検査院ハ各年度ノ会計検査ノ成績ヲ上奏シ其ノ成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスヘキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得	【検査成績の上奏】 ・各年度の検査成績の上奏 ・法律又は行政上の改正の必要があると認める場合の意見の上奏

第2編 第1章 帝国憲法による会計検査院の設置

第2章 職権	概 要
第16条 会計検査院ハ各官庁中一部ニ属スル計算ノ検査及責任解除ヲ其ノ庁ニ委託スルコトヲ得但シ其ノ検査ノ成績ハ該庁ヲシテ之ヲ会計検査院ニ報告セシムヘシ ② 前項ノ委託ニ拘ラス会計検査院ハ時宜ニ依リ其ノ所管ノ官庁ヲシテ計算書ヲ送付セシメ之カ検査ヲ行フコトアルヘシ ③ 第13条第3項団体及公立私立諸營造ノ決算ニ就テモ亦本条ヲ適用スルコトヲ得	【検査及び責任解除の委託】 ・各官庁の一部の計算の検査及び責任解除の当該官庁への委託 ・検査成績は委託庁から会計検査院に報告
第17条 金庫ノ出納及簿記上ニ関ル各省ノ命令ニ付会計検査院ハ其ノ発布ノ前通知ヲ受ケ意見アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ得 ② 会計検査院ハ収入及支出ニ関ル規則ヲ定メ及既定ノ規則ヲ改正スル各省ノ命令ニ付其ノ発布ノ前通知ヲ受ク	【各省庁会計規則の創定及び改正に関する職権】 ・発布の前に通知を受け、意見があるときは、陳述することができる
第18条 会計検査院ハ計算書及計算証明ノ様式並ニ其ノ提出及推問ニ対スル答弁ノ期限ヲ定ム	【計算証明に関する規程の制定権】 ・計算書、計算証明の様式、提出期限、推問に対する答弁の期限の設定
第19条 会計検査院ハ各官庁ヲシテ検査上必要ナル簿書及報告ヲ提出セシメ及主任官吏ノ弁明書ヲ求ムルコトヲ得 ② 会計検査院長ハ検査上必要ト認ムルトキハ主任官吏ヲ派遣シ実地検査ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ予メ本属長官ニ通知シ該長官ハ主任官吏ヲシテ検査ニ立会ヲ為サシムルコトヲ得	【資料等の提出要求及び実地検査】 ・検査関係資料、報告、主任官吏弁明書の提出要求 ・実地検査
第20条 会計検査院ハ出納官吏ノ計算書及証憑書類ヲ検査シ正当ナリト判決シタルトキハ該官ニ対シ認可状ヲ付シ其ノ責任ヲ解除ス若必要ナル場合ニ於テハ之ヲ推問シ弁明又ハ正誤ヲ為サシメ仍正当ナラスト判決シタルトキハ本属長官ニ移牒シテ処分ヲ為サシム	【検査結果に基づく判決及び処分の要求】 ・正当と判決したときは認可状により責任解除 ・正当でないとは判断したときは処分要求
第21条 会計検査院ノ判決ニ拠リ弁償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本属長官ノ之ヲ減免スルコトヲ得ス	【弁償に対する判決効力の保障】 ・弁償責任は天皇の恩赦以外で減免されない
第22条 出納官吏計算書及証憑書ノ提出ヲ怠リ又ハ様式ヲ守ラサルトキハ会計検査院ハ本属長官ニ移牒シテ懲戒処分ヲ要求スルコトヲ得	【計算証明不履行に対する懲戒処分の要求】
第23条 政府ノ機密費ニ関ル計算ハ会計検査院ニ於テ検査ヲ行フ限ニ在ラス	【機密費の検査対象からの除外】
第24条 会計検査院ハ認可状ヲ付スルノ後ト雖其ノ付シタル日ヨリ5箇年以内ニ於テハ出納官吏ヨリ之ヲ請求スルカ又ハ計算書ノ誤謬脱漏ニ重記載アルコトヲ発見シタルトキハ再審ヲ為スコトヲ得但シ詐偽ノ証憑ヲ発見シタルトキハ5箇年後ト雖再審ヲ為スコトヲ得 ② 出納官吏ハ会計検査院再審ノ判決ニ対シテ再ヒ審判ヲ請求スルコトヲ得ス	【再審】 ・以下の場合に再審を実施 ①認可状交付後5年以内において出納官吏から請求があった場合、計算書の誤謬等が発見された場合②5年後であっても、詐偽の証憑が発見された場合
第3章 附則	
第25条 会計検査院ノ事務章程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	【事務章程】

以下、上表のうち、主なものを取り上げてその詳細、背景等についてみていくこととする。

(1) 決算検査報告・検査成績書（第14条・第15条）

検査報告に掲記すべき事項は、院法第14条によって、①総決算及び各省決算報告書と各出納官吏の証明による金額との不適合の有無、②歳入歳出及び財産物品の会計における予算及び法律違背の事項、③議会の承諾を得ない予算超過又は予算外支出の有無の3事項とされた。

しかし、第14条の規定は、条文の文言から、会計検査は法規違背だけを対象とするもので、不経済など行政事項は検査の対象外であるとする誤解を一部

に招いたようであり、現に24年に逋信省から、法規の許す範囲内において行う行政上の裁量についてまで問題にするのは越権であるとする意見が提起された（86ページ参照）。

これに対して、既に院法制定の前、会計検査院において作成した官制案第21条に以下のような条文を設けていた。

会計検査院官制案(明治21年12月会計検査院起草)
第21条 会計ノ検査ハ出納上ノ正否ハ勿論尙左項ノ目的ヲ以テ執行スルモノトス
第1 官有物ノ所得利用売却及歳入ノ徴収使用ハ法律規則及行政ノ原則ニ遵ヒ執行シアルヤ否
第2 会計ノ検査ニヨリ行政ノ成跡ヲ観察シ其ノ改正ヲ要スヘキモノアルヤ否

このことから分かるように、会計検査院の職権は単に収支決算の形式的査閲にとどまらず、予算施行の実質に及ぶもので、不経済など行政事項に関する検査は、これを実施するのが当然のことと理解されてきた。

また、第15条に基づき、24年（20年度行務成績）より、行務成績書（32年以降は検査成績書）が天皇に上奏されることとなった。

（2）委託検査（第16条）

委託検査は、国の会計は、すべて会計検査院が検査確定するという原則に対する例外として、一部の検査及び判決について、会計検査院に代わって受託官庁が検査し、責任解除を行う制度である。

しかし、毎年受託官庁から検査成績を報告させる権限、必要に応じて直接検査を行う権限を有しており、委託検査に係る責任解除及検査成績報告順序（明治24年総第62号）、委託検査取扱順序（明治35年総第12号）を定めて各関係庁に通達し、委託検査実施に関する規定を整備した。

（3）各省庁会計規則の創定及び改正に関する職権（第17条）

院法第17条の規定によって、各省庁が創定し又は改正する会計規則は調整統一されることになった。ただし、実際の運用においては、会計検査院に対する各省庁からの事前協議によって措置されることとなり、会計検査院の意見は、その段階において反映されていた。

（4）計算証明と行務（第18条）

計算証明は、決算の検査確定に必要な要件を完全に確保するためのもので、会計検査院において、計算証明の様式、提出期限、質問事項に対する回答など必要な事項を定め、これに違背する場合は、懲戒処分の対象とした。院法第18条の規定に基づき、最初に制定された計算証明の規程は、22年9月の物品出納証明程式であり、その後、支出証明規程、金庫出納証明規程等、各種の証明規程が、それぞれ相次いで定められた。

会計規則（明治22年勅令第60号）によると現金前

渡を受けた官吏による仕払計算書以外の計算書は、年1回の提出と定められていたが、26年10月の会計規則（明治26年勅令第112号）により、支出計算書が月証明に改められた。

行務の実施に関しては、当初の会計検査院事務章程において「会計検査院は行務年度を定め院長定むる所の行務監督規程に拠り其の年度中に於て執行すべき事務の程度及各員担任の事項を定む」（第33条）と規定された。また、検査において摘発した事項については、「当該官吏に審理書を発付し答弁又は正誤せしむ」（第36条）と規定され、審理書に掲げる事項は、不合规の件に対する批難、将来の措置に対する注意、不明瞭の件に対する推問と定められた（第38条）。

会計検査院は、上記事務章程第33条の規定に基づき、22年10月7日行務年度規程、次いで9日行務監督規程を定め、これによって書面検査が行われることになった。

（5）資料等の提出及び実地検査（第19条）

第19条第1項においては、書面検査に係る第18条と実地検査に関する第19条第2項の双方に係る資料、報告及び主任官吏弁明書を提出させることが規定され、同条第2項においては、実地検査について規定している。

（6）出納官吏に対する判決（第20条、第21条）

大蔵省は、別途経理や経費仮払など明治政府草創以来の宿弊に対して、国庫金の公正な管理を意図し、会計法において、会計検査院の厳正な検査判決制度を創定することによりこれを具体化した。すなわち、次のとおり出納官吏に対し、不可抗力によるもの以外、すべての責任を負わすこととしたのである。

会計法

第26条 政府ニ属スル現金若ハ物品ノ出納ヲ掌所ノ官吏ハ其ノ現金若ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ会計検査院ノ検査判決ヲ受クヘシ

第27条 前条ノ官吏水火盗難又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ其ノ保管スル所ノ現金若ハ物品ヲ紛失毀損シタル場合ニ於テハ其ノ保管上避ケ得ヘカラサリシ事実ヲ会計検査院ニ証明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ負担ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

後に制定された院法は、この規定によって拘束され、上記の会計法の規定に対応して、第20条、第21条が定められた。

会計検査院起草の会計検査院官制案において使用していた「裁決」は、先に議決された会計法の文言に基づいて「判決」とされた。しかし、会計法における判決は、出納官吏個人に対して宣告する司法的な判決とされたのに対し、院法においては、検査結果に対する決定は批判の効力を有するに過ぎないものであり、会計検査院の判決は、出納官吏に対し直接の効力を及ぼす宣告ではなく、本属長官に対し処分を要求する理由書であるとする建前によった。このように出納官吏弁償責任制度については、会計執行を規制する会計法と、その執行を監督する会計検査院法において不一致をみることとなった。

また、会計法施行に先立つ22年10月に物品会計規則が施行され、国の物品一般を対象とする弁償制度が設定されていたことを受けて、会計法第26条の規定に基づき、物品会計官吏についても、会計検査院による検査判決の対象となった。

院法第20条では、検査の結果、会計検査院が出納計算書を正当と認めた場合は、出納官吏に対し、その責任解除の証書である認可状を交付することを規定している。また、会計検査院の判決に基づいて本属長官が発した弁償命令に対し、弁償が完了した場合にも、認可状が交付された。

なお、会計法規における認可状の制度は、会計法（明治15年太政官達第5号）の第41条において、「会計検査院ハ翌々年度4月迄ニ各庁ノ決算ヲ審査判定シ其認可状ヲ宣告スヘシ」とする規定により創設され、決算確認の証書として位置付けられたものであるが、太政官制下の会計検査院において、決算確認の証書として交付された認可状は、会計検査院法下において、出納官吏に対する責任解除の証書となった。

また、会計法第28条は、「現金又ハ物品ノ出納ヲ掌ルニ付身元保証金ヲ納メシムルコトヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」と規定し、身元保証金

の件（明治23年勅令第4号）が定められ、出納官吏に対し身元保証金を納付させることとなった。しかし、實際上これを納付させたことはほとんどなく、大正10年会計法及び会計規則改定において、身元保証に関する規定は削除された。

(7) 機密費（第23条）

国の会計は原則としてすべて会計検査の対象であるが、例外として機密費を検査対象から除外することを規定している。大蔵省、会計検査院及び法制局起草の会計検査院官制（改正）案においても、いずれも同様であり、立案の参考としたプロイセン法第9条第3項においても、「会計検査院ノ検査ニ付スルノ規外ニ出ツルモノハ唯内閣ノ予算中一般政略上ノ目的ニ用ユル資金及内務省ノ予算中警察上ノ秘密件ニ供スル資金ニ関スル決算ノミトス」と規定されていた。

機密費は、「国家の安全利益を計るが為め政府が機密の運動を為し世上一般並に外国に聞知せらるる事を憚るもの」（明治20年7月会計原法草案説明）であり、会計検査の対象から除外することについては、当時、会計検査院を含めて一般に当然のことと認識されていたようである。

院法の上記規定により、機密費については、検査上、受取名義人の確認、予算の使用額、年度末残額等を検査するにとどめ、用途の内容などについては触れなかった。

(8) 再審（第24条）

再審には、①出納官吏の請求による場合、②認可状交付後5年以内において計算書の誤謬等が発見された場合、③認可状交付後5年以上経過していても詐偽の証憑が発見され職権によって行う場合があった。

また、委託検査の制度に基づき、委託検査受託庁から、有責任の判決を受けた出納官吏は、これを不服とする場合、直接会計検査院の判決を求めることができたが、この場合においては、再審の手続によって行われることとされた。

第2 会計制度の改編と会計検査院法の改正

会計検査院法は、明治期にも組織や人員の変更を踏まえ数回改正されたが、大正期には、それらに加えて、会計制度及び国有財産制度の改編に伴い、職権に関する規定も改正された。ここでは、大正10年の改正を中心に、会計検査院法が制定されて以来昭和22年の廃止に至るまでの改正状況について、帝国憲法下における会計検査院法の改正の概要を述べることとする。

1 会計制度の改編

(1) 会計法の全文改正

明治22年に制定された会計法は、その後、制度の根幹に関わる改正が行われることはなく、各種の特別会計法等の法律や勅令により、会計法及び会計規則の例外規定を定め、措置を講じていた。この間、帝国議会では、議会の財政監督権限をめぐる、憲法の財政条項に関する論争が展開されたほか、予備

金外支出(責任支出)の制限、決算の議会提出時期の繰上げとその成文化などについて、会計法改正案、会計制度に関する建議案が論議されていた。

その後、日本銀行の国庫金について、金庫制度から預金制度に改める方針が決定し、国庫制度改革を中心に会計法を整備改定するため、大蔵省においては会計法の全文を改正する法律案が作成され、9年2月第42回議会に提出された。同法案は、その審議中、衆議院が解散されたため、翌10年3月第44回議会に再び提出され、貴衆両院の協賛を得たのである。このように、会計法は、大正10年4月法律第42号をもって全文が改正され、つづいて翌11年1月には勅令第1号をもって会計規則も全文改正され、共に同年4月1日施行された。また、会計法、会計規則の原則的規定に対し、多くの例外を規定していた法律3件、勅令122件は廃止され、会計法令の改定にあわせて、その整理統合も実現された。

会計法の改正の要点は次のとおりである。

会計法の改正の要点

改正の要点	改正前	改正後
①国庫金出納制度の改革	金庫制度（日本銀行が国庫金の保管出納をすべて行う）	預金制度（日本銀行における国庫金の出納を政府預金の受払とし、銀行が国庫金を一般の預金とともに運用できる）
②決算提出時期の繰上げ	明文の規定なし（実際の取扱上、年度終了後翌々年の通常議会へ提出）	年度終了後翌年に開会される通常議会へ提出
③第二予備金（予算計上していない新たな目途の経費に充てる予備金）支出の事後承諾案提出時期の繰上げ	議会の事後承諾を得るため、年度経過後の通常議会に提出	支出後最初の通常議会へ提出
④随意契約及び指名競争契約の範囲拡張	原則－競争入札 例外－随意契約によりことができる場合を列挙。その他に勅令で随意契約を認める場合を規定	(1)原則－勅令で定める以外はすべて競争契約 例外－会計規則に指名競争契約、随意契約を認める場合を明文化 (2)各省大臣の責任において、勅令の有無に関係なく指名競争又は随意契約により契約を締結できる場合を規定
⑤時効に関する画一主義の廃止	金銭給付を目的とする政府の債権債務は、原則として年度経過後5年で時効により消滅	民法、商法等に特別の規定がある場合はすべてその規定に従い、規定のない場合に限り会計法上の5年の消滅時効を適用
⑥翌年度にわたる契約に関する規定の新設	規定なし	災害等不可避の事由がある場合、議会の協賛を経た金額の範囲内で、大蔵大臣の承認を受け、翌年度にわたる契約を締結することができる制度を新設
⑦出納官吏の弁償責任を過失原則に改定	出納官吏は、現金又は物品の紛失毀損に対し、保管上避けることのできない事由による場合を除き、弁償の責任を負う	(1)善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明すれば、弁償の責任を免れることができる (2)出納官吏の身元保証金制度を廃止

(2) 国有財産法の制定

国有財産法が10年4月制定され、会計法の改正と同じく翌11年施行され、同時に各種の関連法規の制定改廃が行われた。

国有財産の管理に関する基本法規としては、官有財産管理規則（明治23年勅令第275号）があったが不備が多かったこと、法形式が勅令であり、議会の協賛を受けたものではなかったことから、同規則制定当時から国有財産管理制度を法律により規定すべきとする意見があり、衆議院においては、議員により、法律案が第1回議会から第8回議会まで引き続き提出されていた。

会計検査院においても、明治34年4月に提出した明治31年度会計検査成績書の中で、国有財産管理制度について「管理の統一を欠くこと及監督の方法備らざること」を指摘し、「大蔵大臣をして之が統一の任に当らしめ」、官有財産管理法の制定により「官有財産目録及其増減異動報告書は総て会計検査院の検査を経て之を帝国議会に提出する」ようにすることが至当である旨を上奏した。さらに、36年11月には、内閣総理大臣あて官有財産管理制度に関して同趣旨の注意書を発遣し、43年2月には、40年度会計検査成績書において、府県の管理する官有地の有効利用を図り、利用の余地がない土地は適当に処分することが、財政上及び国民経済上有利である旨を上奏した。

その後、大正6年、第39回議会の衆議院において、「国有財産の整理をして財政資金を得ることは時代の要求であり、政府は調査会を設けるべき」との建議案が満場一致で可決された。翌7年6月、大蔵大臣を会長とする官有財産調査会が大蔵省に設置され、会計検査院からは第1部長がこれに参画した。

同調査会においては、国有財産に関する基本法規である国有財産法の制定がまず必要であるとして、これを立案し、政府に報告した。国有財産法案は、第44回議会において可決された。

新制度において改定された主要な点は、①国有財産の範囲を拡張し、かつ、その種類区分を明らかに

したこと、②国有財産管理の系統を明確にし、かつ、その総括機関を設置したこと、③国有財産の処分に關する手続を厳正にしたこと、④国有財産の台帳の整備を図ったこと、⑤国有財産に関する計算及び報告の制度を改めたこと、である。

2 会計検査院法の改正

会計制度及び国有財産管理制度の改編に伴い、会計検査院法が改正された。

会計法の全文改正法律案が議会に提出される運びとなったため、会計検査院はこれに併せて会計検査院法を改正することとし、法律案を作成し、9年1月内閣にこれを提議した。内閣は、この会計検査院法中改正案を会計法改正案とともに議会に提出し、議会においては、10年3月可決した。こうして、会計検査院法は、大正10年4月法律第53号をもって一部改正されたのである。改正の要点は、(1) 会計検査院の組織が3部12課に復歸することに伴う規定の改正 (2) 国庫金出納について預金制度が採用されたことに伴い、日本銀行の取り扱う国庫金及び有価証券の出納に会計検査院の検査権限が及ぶように明文規定を設けることであり、具体的には、次のとおりである。

- ① 会計検査院の検査を要するものに「日本銀行ノ政府ノ為取扱フ現金及有価証券ノ出納ニ関スル決算」（第13条第3号）の規定が新たに設けられた。
- ② 検査報告掲記事項のうち「総決算及各省決算報告書ノ金額ト各出納官吏ノ提出シタル計算書ノ金額ト符合スルヤ否ヤ」（第14条第1号）について、「各出納官吏」が「日本銀行」に改められた。
- ③ 会計検査院は各官庁に対して検査上必要のある場合、簿書及び報告書を提出させ、弁明書を求め、あるいは主任官吏を派遣して実地検査を行うことができるが、さらに、日本銀行のように、会計検査院の検査を受ける官庁以外の団体に対しても、これらの方法がとることができる規定が第19条に追加された。これに伴い、金庫実地検査に派出官が携帯した金庫検査の証票が、日本銀行検査の証

票に改正された。

- ④ 国庫金出納制度の改正により、政府と日本銀行との財産上の関係は、私法的性質のものとなった。そこで、日本銀行の責任は出納官吏の責任と別のものとなり、「会計検査院ハ日本銀行ノ計算ヲ検査シ正当ナリト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ大蔵大臣ニ通知スヘシ正当ナラスト決定シタルトキハ大蔵大臣ニ移牒シテ相当ノ処置ヲ要求スルコトヲ得」（第20条の2）と定められた。

そのほか、従来「金庫ノ出納及簿記上ニ関ル各省ノ命令ニ付会計検査院ハ其ノ発布ノ前通知ヲ受ケ意見アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ得」（第17条第1項）になっていたのが、その範囲を拡大されて、「金庫ノ出納」が「現金物品ノ出納」に改められた。

なお、計算証明に関しては、計算証明規程の「金庫」の章が全面的に「日本銀行」の章に改編されて、従来は、金庫出納役は金庫出納計算書を毎年、また、各金庫出納内訳書を毎月調製して提出すべきこととされていたのに対し、日本銀行は国庫金出納及政府

有価証券受払計算書を毎月、また、同総計算書を毎年調製して提出すべきことに改められた。

このような10年における改正を含め、帝国憲法下における会計検査院法の改正は、以下の表の通り、15回行われた。



日本銀行検査に携帯された証明書

帝国憲法下における会計検査院法の改正状況

根 拠 法	内 容	公布年月日 (施行年月日)
会計検査院法中改正法律 (明治29年法律第90号)	・検査官補の数を改めるもの（第2条改正）	明治 29年 5月 2日*
会計検査院法中改正法律 (明治33年法律第81号)	・検査官補の数を改めるもの（第2条改正）	33年 4月 5日*
会計検査院法中改正法律 (明治43年法律第31号)	・書記官等の数を改めるもの（第2条改正） ・部長、検査官等の任命の態様を改めるもの（第3条改正） ・会計検査官の身分保障規定の改正（第6条改正）	43年 3月28日 (43年 4月 1日)
会計検査院法中改正法律 (明治44年法律第23号)	・副検査官専任の数を改めるもの（第2条改正）	44年 3月23日 (44年 4月 1日)
会計検査院法中改正法律 (大正2年法律第11号)	・部長、検査官、副検査官専任の数を改めるもの（第2条改正） ・会計検査院の組織を3部から2部に改めるもの（第5条改正）	大正 2年 4月 7日 (2年 6月13日)
会計検査院法中改正法律 (大正5年法律第36号)	・副検査官専任の数を改めるもの（第2条改正） ・院長の任命の態様を改めるもの（第3条改正）	5年 4月 4日 (5年 4月13日)
会計検査院法中改正法律 (大正8年法律第4号)	・副検査官専任の数を改めるもの（第2条改正）	8年 3月25日 (8年 4月 1日)

* 施行年月日については不明。

第2編 第1章 帝国憲法による会計検査院の設置

根 拠 法	内 容	公布年月日 (施行年月日)
会計検査院法中改正法律 (大正10年法律第53号)	・部長、検査官、副検査官専任の数を改めるもの(第2条改正) ・会計検査院の組織を2部から3部に改めるもの(第5条改正) ・会計検査院の検査を要するものに日本銀行が政府の為に取り扱う預金及び有価証券の出納に関する決算を追加するもの(第13条改正) ・検査報告掲記事項の整理、日本銀行の検査に関する規定の追加等(第14条、16条、17条改正、第19条第3項追加、第20条の2追加改正)	大正 10年 4月 9日 (10年 9月 1日、 11年 4月 1日)
会計検査院法中改正法律 (大正14年法律第43号)	・副検査官専任の数を改めるなどするもの(第2条改正) ・官職から技手を削除するもの(第3条改正)	14年 4月 1日 (14年 4月 1日)
会計検査院法中改正法律 (昭和2年法律第26号)	・副検査官専任の数を改めるもの(第2条改正)	昭和 2年 3月31日 (2年 4月 1日)
会計検査院法中改正法律 (昭和4年法律第22号)	・書記官専任の数を改めるもの(第2条改正)	4年 3月29日 (4年 4月 1日)
会計検査院法中改正法律 (昭和9年法律第19号)	・理事官専任の数を定めるもの(第2条改正) ・官職に理事官を追加するもの(第3条改正)	9年 3月28日 (9年 4月 1日)
会計検査院法中改正法律 (昭和12年法律第28号)	・部長、検査官、副検査官専任の数を改めるもの(第2条改正) ・会計検査院の組織を3部から4部に改めるなどするもの(第5条改正)	12年 3月31日 (12年 4月 1日)
会計検査院法中改正法律 (昭和15年法律第20号)	・検査官、副検査官専任の数を改めるなどするもの(第2条改正、第5条改正)	15年 3月28日 (15年 4月 1日)
会計検査院法中改正法律 (昭和18年法律第77号)	・部長、検査官の数を改めるなどするもの(第2条改正) ・書記の任命の態様を勅令により奏任とすることができるようにするもの(第3条改正) ・会計検査院の組織が4部から3部に改めるなどするもの(第5条改正)	18年 3月20日 (18年 3月20日)

3 会計規則への対応

会計制度の改編により、会計行為に対する規制が緩和されたこともあって、制度の濫用を監視することなどを目的に、大蔵大臣及び各省大臣から、事案が生じるつど会計検査院へ通知すべき事項が、会計規則において次のとおり定められた。

- ① 災害、事変その他避けることのできない事由がある場合、大蔵大臣の承認を受け翌年度にわたる予算外の契約を締結することができる制度が新設されたが、大蔵大臣はその承認を行ったときは、その金額、理由及び計算の基づくところを明らかにした書類を添え、会計検査院へ通知すべきこと(第27条)。
- ② 勅令により指定した費途に対しては、大蔵大臣の承認を経ない限り他の費途の金額を流用できないこととされたが、大蔵大臣は、この流用を承認したときは会計検査院にその旨を通知すべきこと(第39条)。

- ③ 各省大臣が契約に際し一般競争入札に付すことが不利であると認めた場合、指名競争に付し又は随意契約にすることができるとする規定が設けられたが、各省大臣は、この規定に基づいて指名競争契約又は随意契約によった場合には、事由を詳具し直ちに会計検査院に通知すべきこと(第112条、第119条)。なお、会計検査院においては、その通知すべき事項を定めて、11年5月各省大臣等あてに照会を発遣した。
- ④ 出納官吏弁償責任の改定に伴い、出納官吏が保管する現金を亡失し、又はその行為により政府に損失を生ぜしめたとき、所管大臣は遅滞なく大蔵大臣及び会計検査院にその旨を通知すべきこと(第130条)。

第2章 明治期旧憲法下の会計検査院

明治22年2月、帝国憲法の発布により立憲政体が創設されるとともに、財政執行に関する会計法が制定され、また、これに対応する会計検査制度も確立されて、我が国の財政制度はその体系を完備した。

23年11月第1回帝国議会が開会されたが、衆議院の構成は、かつての自由民権派を背景とする野党勢力が多数を占め、政費節減、民力休養、地租軽減を強く主張し、予算は27年度に至るまで抑制された。

しかし、27年8月、近代日本が国運を賭けた最初の大戦日清戦争が勃発、政府と議会の対立は一転し、各政党は一致して未曾有の国難に対処することを標榜して結束した。日清戦争は勝利によって終結し、その結果台湾が割譲され、我が国の領土となったが、一方、遼東半島をめぐる三国干渉を契機として始ま

った軍備拡張政策は、軍事費を中心とする財政規模の拡大をもたらし、29年度予算は、28年度に比べて倍増した。

さらに、37年2月、我が国は日露戦争に突入し、これに伴う戦費と戦後の新領土経営及び鉄道国有化断行等によって財政需要は拡大し、予算は、その後40年度に至るまで膨張の一途をたどった。

日清日露の両戦争がもたらした財政規模の拡大とともに、この間における相次ぐ新事業の創設によって、数多くの特別会計が設けられた。こうして複雑化した会計機構は、いずれも会計検査院の検査対象となったが、さらに巨額の両戦争臨時軍事費と、台湾・朝鮮・関東州・南樺太の領有あるいは保護領化は、著しい検査対象の増加をもたらした。

第1節 組織等の変遷

1 組織の変遷

明治22年5月9日会計検査院法の制定によって、会計検査院の組織は、院長1人、部長3人、検査官12人、書記官2人、検査官補24人及び属若干員による3部制に決定された。各部は部長及び検査官4人によって検査事務を分掌することと規定され、同年9月に会計検査院事務章程が制定されて、各部課の機構及び各職員の職務内容が定められた。これによって、各部に第1～第4課を置き、各課は、検査官である課長以下検査官補及び属若干員をもって構成されることとなった。次いで、各部課の管理事務が定められ、立憲制下における会計検査院の検査機構が発足した。官房事務は従前の書記局を踏襲して、庶務、往復、記録、会計、統計の5掛とし、さらに院長官房に登記員を置き、各部に派出して行務監督の資料を収集させた。以後における機構の改廃は次のとおりであ

る。

(1) 明治23年6月の改正

書記局を廃し、官房、庶務科及び会計科を置いて書記官の管理とし、庶務科中に往復、記録の2掛を設けた。

(2) 明治29年12月の改正

検査各部に検査制度の向上を目的として審閲掛を設置し、部長から下付される文書の調査等に従事させたが、31年10月以降、部附と改称された。

(3) 明治30年5月、33年4月の改正

30年5月、台湾地方所在官庁の検査を担当するため、新たに1部2課が増設され、検査機構は4部14課制となったが、33年4月、増置部課職員の廃官によって、再び3部12課制に復した。

(4) 明治32年5月、同年10月及び34年1月の改正

32年5月、各部提出議案等の調査機関として、官

房に調査掛が設置されたが、同年10月、院長官房事務規程の制定によって、従前の官房、庶務科及び会計科を廃し、新たに院長官房を設け、これに秘書、調査、往復、記録、会計の5掛を置いた。また34年1月、院長官房に議事掛が設置された。

2 委員の設置

- ① 検査報告及び行務成績書を調製するための機関として、毎行務年度開始前、部長以下の取調委員を発令するとともに、要員が常置された。
- ② 28年5月、「臨時軍事費検査委員」を設置した。
- ③ 43年8月、韓国併合に関する条約が調印され、同月朝鮮総督府が設置されたが、これに対処して翌9月「朝鮮総督府会計検査に関する委員」を設置した。

3 台湾支庁設置の顛末

27年8月、日清戦争が勃発し、同年10月に臨時軍事費特別会計が設置された。28年4月、講和条約が締結され、同戦争は日本の勝利に終わったが、この検査については、28年5月に属35人が臨時増置され、次いで29年5月に検査官補8人が増置された。同時に、台湾が我が国に割譲されたことに伴い、「台湾ニ会計検査院支庁ヲ設置スルノ法律」が公布され、台湾に会計検査院の支庁を設置することが決定された。

この法律の制定と同時に「会計検査院台湾支庁事務章程」が定められたが、直ちに台湾に支庁を設置することが現地の情勢から困難であったので、支庁開設に代えて、30年5月、会計検査院本庁に1部2課が増設され、要員が配置された。

しかし、33年4月、台湾支庁設置法は廃止され、支庁設置は実現をみないまま、先に本庁に設置した部課も廃され、所属職員はすべて廃官になった。

4 韓国への職員の派遣

日露戦争開戦直後の37年2月、日韓議定書が調印され、同年8月第1次日韓協約によって、我が国は、韓国の政治、行政及び財政に対する主導権をもつこ

とになった。次いで38年11月第2次日韓協約が調印された後、40年3月統監府に財政監督庁が設置され、これに伴い、同年6月以降、会計検査院からも要員が招かれ、判任官10人が同国財政顧問本部その他の機関に赴任した。

5 検査各部課事務分掌の変遷

各部課の事務分掌を定めることは、明治22年勅令第106号会計検査院事務章程第11条によって院長の職権と規定され、同年9月、3部12課制により検査各部課の分掌事務が定められた。検査各部課の分掌事務のその後の変遷のうち主なものは次のとおりである。

- ① 29年12月の改定により、日清戦争臨時軍事費の検査体制が整えられ、26年4月以降各1課で担当してきた陸軍及び海軍の検査は、それぞれ2課をもって担当することとなった。
- ② 30年3月、台湾支庁設置関連における本庁1部2課増置により、同年5月、台湾所在各庁の検査を専担する第4部の分掌事務が定められた。
- ③ 明治30年5月勅令第142号事務章程中改正により、従来勅令事項であった課の設置は、院長の職権となった。33年4月、台湾支庁設置に代えて設けられた1部2課は廃止され、3部12課制に復した。
- ④ 37年2月、日露戦争の勃発に伴い、3月に臨時軍事費特別会計が設置されたが、これに伴う事務分掌の変更は行われなかった。
- ⑤ 38年3月から42年1月にかけて、それぞれ事務分掌の一部が変更されたが、これらの改正は、主として鉄道の国有化及び韓国における統監府の設置に対処するものであった。また、39年8月関東都督府、40年3月樺太庁が設置され、これらの検査対象の増加に対応し、43年7月事務分掌が改められた。
- ⑥ 43年8月、韓国併合に関する条約が調印され、同月朝鮮総督府が設置された。会計検査院は、これに対処して翌9月、分掌事務を改定して朝鮮総督府を追加した。

第2節 検査業務運営

国の決算を検査確定し会計を監督する機関として発足した会計検査院は、会計検査院法の規定に従い相次いで計算証明の規程を制定し、決算検査の基本的要件を整えるとともに、検査執行に関する院内諸制度を整備し、新制度による会計検査に対処した。

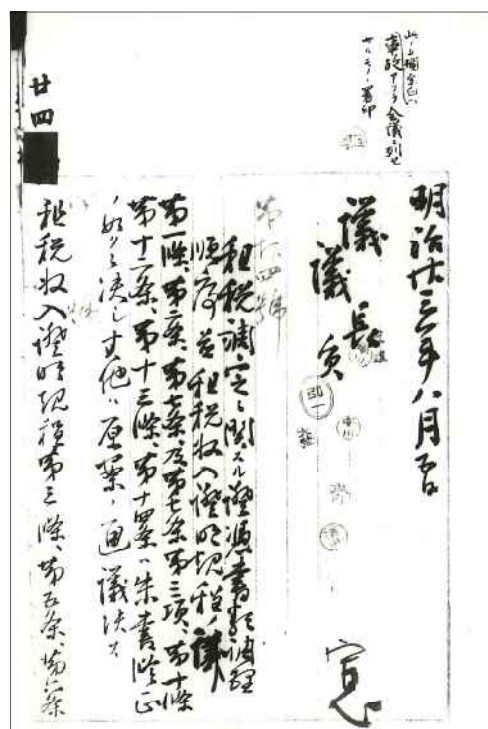
検査は、計算証明に基づく書面検査及び実地検査によって行われたが、特に実地検査は、予算執行の実態を直接検査することによって、書面検査によっては発見できない違法不当の事項を知ることができ、書面検査の効果を万全にするために必須のものとなった。

国の決算はすべて会計検査院の検査によって確定する原則に対し、歳入歳出外現金、庁用物品など会計の一部については、会計検査院の委託により、当該官庁においてこれを検査し、その結果を会計検査院に報告する制度が設けられた。

明治22年勅令第106号会計検査院事務章程第34条は、会計検査について、命令官決算の検定と出納官吏計算の検査判決に区分し、命令官決算の検定は総決算、各省決算報告書及び証憑書により執行し、また、出納官吏計算の検査判決は、各出納官吏提出の計算書及び証憑書により執行することと規定した。

検査の結果、検査報告に掲記する事項は、会計検査院法第14条の規定によって、証明額における計数の合否、予算及び法令に対する違背の有無と定められた。

ム」とする規定に基づき、計算証明制度を確立することとなるが、これによって整備された規程は、物品については明治22年度所属の分から、その他については23年度所属の分から適用された。会計検査院法が公布される前の22年1月、検査官浜弘一を委員長とする決算証明式取調委員が設置され、この委員によって立案された計算証明の規程は、24年11月までに各省庁に通達された。これらの計算証明の規程は、検査対象となる経理ごとに定められ、41の多数にのぼったが、このうち5規程は上記の期間中に廃止され、26年11月末現在36規程になった。



証明規程制定の原議

第1 計算証明と書面検査

1 計算証明規程の確立

(1) 計算証明の規程

帝国憲法下で新たに発足した会計検査院は、会計検査院法第18条「会計検査院ハ計算書及計算証明ノ様式並ニ其ノ提出及推問ニ対スル答弁ノ期限ヲ定

26年10月には、勅令第112号によって、会計規則が改正され、「歳入を調定する官吏」は、新たに歳入調定額を計算証明することが定められ、支出については、会計主務官が廃止されるとともに、仕払命令官による月証明制度が定められた。

計算証明の規程はこれに伴って改定されるとともに、特別会計については、新たに臨時軍事費及び葉煙草専売資金に関する計算証明制度が設けられるなど、26年12月以降31年末までの間に、35規程を設定し1規程を全面改正したが、このうち「臨時軍事費計算証明規程」は上記の期間中に廃止し、また、26年11月末現在における36規程のうち、「物品出納計算証明程式」など22規程を廃止した。このように多数規程の新設改廃が行われたため、31年末においては最多数となる合計49の計算証明規程が設けられていた。

(2) 証明規程の統合

このように、検査対象となる経理ごとに設定された証明規程は、32年以降統合集約化が進められた。特に特別会計に属する収入、支出、仕払、物品の各証明規程は、一般会計における収入支出等同種の規程と共通化された。計算証明規程の本格的な統合は、大正4年7月の計算証明規程の制定をまたなければならないが、この期においては、新たに16規程を設定し3規程を全面改正したが、この間、明治31年末における49規程のうち「政府より補助金を受くる公共事業費決算証明規程」など3規程以外の46規程を廃止し、また、この期において設定した規程のうち、「非常特別税法に依る歳入徴収額証明規程」など2規程を廃止した。この結果、計算証明の規程は44年末において20に統合整理され、大正期に引き継がれることになる。

2 書面検査

太政官下の会計検査院時代における在庁検査は、各庁から決算帳を提出させ、これを検査する制度として定着したが、この間に証拠書類の徴求、月証明及び文書による質問などの制度が創設され、計算証明による常時検査の体制が整えられた。

前述のとおり、会計検査院法に基づく計算証明制度は、22年9月の物品出納証明程式を初めとする多数の計算証明規程の制定によって確立した。

一方、このような計算証明制度に基づく書面検査

は、会計検査院事務章程の規定によって実施することと定められたが、会計検査院においては、22年10月から11月にかけて、行務年度規程、行務監督規程、検査要書規程、文書取扱順序を相次いで制定し、書面検査実施の具体的要項を定めた。こうして、書面検査制度は整備されたが、その後24年2月に定められた認可状交付細則等を含めて、これら多数の規定を整理統合し、33年5月に検査事務規程が制定された。

また、書面検査の結果摘発した事項については、審理書によって責任官吏に対する推問、注意又は批難が行われ、国务大臣に対しては、文書をもって質問をし又は注意することが規定された。

30年代における会計検査院の書面検査は、日清、日露の両戦争を契機とする財政規模の拡大及び検査対象の急増によって、膨大かつ複雑化したが、職員数はこれに対応しなかったため、年々検査未済が多く、院内においては、しばしば検査の促進方が指示される状況であった。

第2 実地検査

国の会計の検査方法としては、検査職員が、その属する機関の庁舎において、受検機関から提出される書類を検査し、必要のつど受検機関に赴いて検査を行う方法と、検査職員が、受検機関に常駐して検査を行う方法とがあり、我が国会計検査院は、その130年の歴史を通じて、伝統的に前者の方法を採用してきた。

この場合、多くの諸外国と同じく、我が国会計検査院も、計算証明の規程に基づいて受検機関から提出される計算書及び証拠書類について在庁して検査を行ういわゆる書面検査を原則とし、必要に応じて、受検機関に赴いて実地検査を行ってきた。

実地検査の確立

会計執行の現地に検査職員が出張し、その事実を直接検査する制度は、監督司時代に創設され、検査局時代の11年には検査員派出規程に基づき、実況検査として実施されるようになった。この実況検査は、会計検査院法の制定によって名称を実地検査と変更し、「検査上必要ト認ムルトキハ主任官吏ヲ派遣シ実地検査ヲ為スコトヲ得」(第19条第2項前段)とする規定に基づき、書面検査とともに、会計監督に不可欠の制度として運用されたのである。

24年2月、院中達によって「実地検査心得書」及び「実地検査に関する要件」が定められて、実地検査実施に関する要綱が規定された。この院中達の要目は、実地検査の目的、対象の範囲、検査方法、事後処理など各般の事項にわたっており、実地検査は現実の物件事業の検査を目的とする。すなわち、実体上の検査を主要とし帳簿その他形式上に関する検査はできるだけ省略すべきであるとして会計の実体に重点を置き、また、実地検査の執行を要する箇所として、各省庁以下諸官庁を列記した。

検査方法についても、現品と出納簿との対査を始めとして、物品調達における不用不急品及びぜいたく品の有無、簿外物品の有無等管理の適否、金庫等における特別資金の運用及び官有財産等の管理等について、具体的要件が示された。また、工事については、請負工事における契約の手続、契約額の当否、契約書及び設計図書に対する施工の状況、直営工事における材料の購入及び職人の雇入れ方法の得失などの検査事項が規定され、実地検査の重点は、予算執行の効果を含む会計処理の実体に置かれることになっていた。

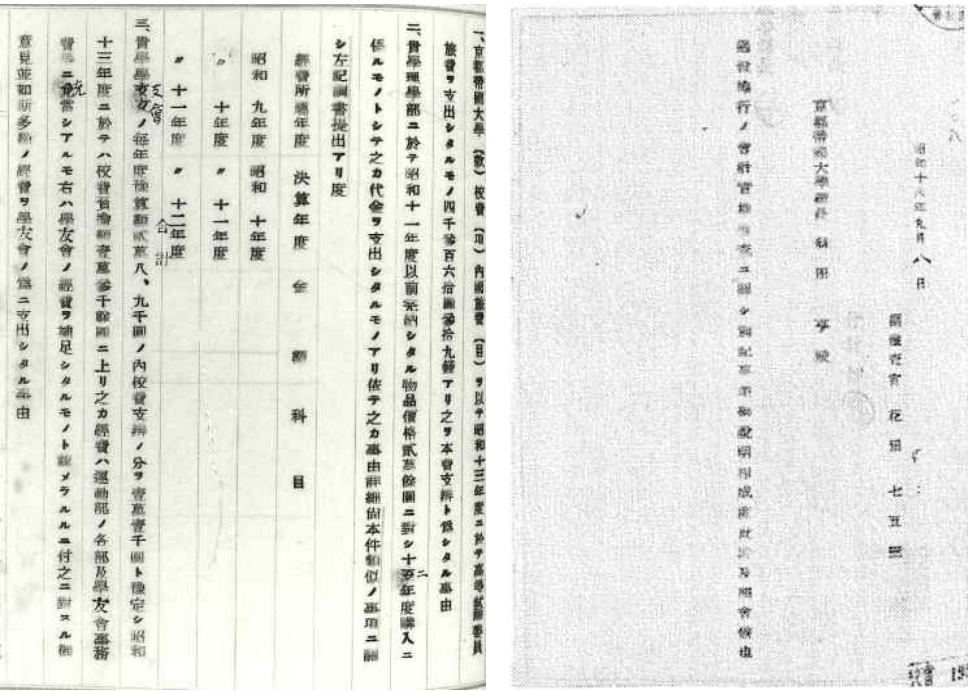
この院中達においては、実地検査を要する箇所が定められるとともに、在京機関については担当課において適宜これを施行することとし、地方所在機関については全国を3区に分け、これを各部に担当させることとした。そして派出官は検査官1人、検査官補又は試補1人、属2人によって編成することとされた。

実地検査については、会計検査院法第19条第2項後段の「予メ本属長官ニ通知シ該長官ハ主任官吏ヲシテ検査ニ立会ヲ為サシムルコトヲ得」とする規定に基づき、事前通知を行って実施するのを通例とした。しかし各地所在金庫については、31年10月、大蔵大臣との協議に基づき、金庫検査の証票を携帯し、事前通知によらないで検査できることとした。

これら実地検査の対象となる機関は年々増加し、日清戦争以後、新たな領土の取得などによって、検査のために派遣された地域は台湾、朝鮮、清国に及び、次いで樺太、関東州に拡大していった。

実地検査の結果は、当初は復命書によって、その後は申報書によって院長に報告されるとともに、法規違背又は不当として指摘された事項は、部会議に付されて責任官吏に対する照会が発遣され、答弁の結果に基づいて所定の処置が行われた。こうして、書面検査においては発見できない背規不当の事実が指摘され、多数かつ多様の批難事項として、検査報告に掲記された。

実地検査は、このように予算執行の実体に重点をおいて実施されることに定められたが、立憲制下の会計検査院発足の当初においては、後述(86ページ)のとおり、実地検査の対象年度について、一部受検官庁との間に論争が展開された。



照会

◆実地検査の効果◆

会計検査における書面検査と実地検査との関係は、建前の上では、書面検査が基本であり、実地検査は、書面検査を補完するものであって、会計検査院設立以来の130年の歴史において変わっていない。

しかし、会計検査院創設の当時行われていた実況検査以来、会計検査院法の制定によって実地検査と名称が変わって現在に至るまで、我が国の会計検査では、実地検査が大いに活用され、多大の効果を上げてきた。

立憲制下の我が国の会計検査制度が、プロイセンの制度を模範にしたことは、既に述べたとおりであるが、この実地検査は、我が国独自のものであり、その起源は、院史130年より10年古く、明治2年5月に創定された会計官職制章程にある。

実地検査は、会計検査院長が検査上必要と認めるときに主任官吏を派遣して行うものであり、この場合あらかじめ本属長官に通知し、その所属主任官吏が実地検査に立ち会うという実地検査の方法については、帝国憲法下の60年間変更はみられなかった。そして、この間、国の財政規模は飛躍的に拡大した一方で、会計検査院の職員数や予算には、実質的な増加はみられなかったため、実地検査の規模は、職員数の若干の増加による伸びはみられるものの、その内容は60年間、あまり変わらずに推移したといえよう。むしろ、この間、会計検査院の努力によって、実地検査の手法や技術を向上させ、財政規模の拡大に追いつかない要員や予算の不足を補っていたとみられる。

第3 委託検査

委託検査の実施

委託検査は、受託庁において、会計検査院の委託によることを明示して検査及び出納官吏の責任解除を行い、その結果を会計検査院に報告するものである。会計検査院においては、明治24年4月総第62号「委託検査に係る責任解除及検査成績報告順序」を定めて各庁に通達し、委託検査はこれに基づいて実施された。さらに、明治35年2月には、総第12号「委託検査取扱順序」をもって、「委託検査に係る責任解除及検査成績報告順序」を改定し、出納官吏に交付する認可状の書式、会計検査院に提出する検査成績報告の期限及び書式を定めるなど、委託検査実施に関する規定を整備して、関係各省庁に送達した。

委託検査は、ほとんどの各省庁の会計について行われ、その主な事項は物品及び歳入歳出外現金であった。通信省など事業官庁においては受託庁の検査対象も多く、また、陸軍省については、委任経理に属する糧食被服等の定額及び給与に対する検査も委託によって実施された。

委託検査は、会計検査院法第16条「会計検査院ハ各官庁中一部ニ属スル計算ノ検査及責任解除ヲ其ノ庁ニ委託スルコトヲ得」の規定に基づき、会計検査院の委託によって行われるものであるが、明治23年3月法律第27号「陸軍給与ニ関スル委任経理ノ件」が制定され、その第5条において、陸軍軍隊の委任経理に対する会計検査は、この法律に基づき、当然に委託検査とすることが規定された。この条文は、会計検査院法第16条において「委託スルコトヲ得」とする規定に抵触するもので、会計検査院においては、23年4月5日、総会議の決議に基づき、一般の場合と同様に会計検査院法第16条の規定を適用し、陸軍大臣に対して検査事務を委託した。

また、22年10月物品会計規則の施行後、物品に関する計算証明は相当に複雑化したが、物品の出納保管は適正化されたので、28年度以降証拠書類の簡略

化が図られた。しかし、依然として物品一般の計算証明に対する各省庁の手数が大きかったため会計検査院は、32年5月総会議の決議に基づき、「生産の資本となり収入の基本となり其他重要なもの」以外の物品については、これを各省庁の委託に付すこととなった。

受託庁における委託検査は、担当課を設置する庁などもあって、厳密に実施されたが、責任解除のため受託庁が交付する認可状の数も多数に上った。37年6月、認可状の数が実に1年間で6,000余通に達し事務の繁忙により経費が増大することが少なくないので、通信公報に掲載することをもって、認可状を交付したものとした旨の通信省からの照会に対し、会計検査院は、異存無き旨回答した。

なお、委託検査制度において、計算の検査及び責任の解除を各庁に委託した事項についての検査報告書は、当該官庁が認可状を交付した後15日以内に会計検査院に報告することになっていたが、認可状の交付が遅延するのが普通であったので、報告書の提出もこれに従って遅延した。そこで31年6月、委託検査事務完結期限を定め、当該年度経過後1か年以内にこれを完了し検査成績報告順序に定めた期限内に報告書を提出するよう通牒を発した。

◆委託検査制度◆

帝国憲法下の会計検査院においては活用されたが、現在は全く採用されていない制度の一つに、委託検査がある。委託検査の制度は、会計検査上の他の諸制度と同じく、プロイセンの会計検査院を範として設けられたものであり、会計検査院が、国の収入支出その他すべての会計行為について検査を行うことが原則ではあっても、国の機関の末端等で財政規模の小さな会計までも検査する煩を避けるため設けられた制度である。

現在、受検機関の多くで行われている内部監査と異なるのは、内部監査が、それぞれの機関の管理運営上必要なものとして行われているのに対し、委託検査は、会計検査院の権限の一部を受検省庁に委託する点にある。

委託検査とはいっても、会計検査院は、毎年受託庁から検査成績を報告させる権限及び必要な場合には直接検査を実施する権限を留保しており、委託検査の実施に関する規程も会計検査院が制定することとした。

このように受検官庁に検査を委託するということは、一見奇異な感じをいだかざるを得ないが、この制度によって会計検査院も受検官庁も共に便宜を得たもので、委託事項についての受託庁の検査は委託検査を担当する課を設けるなど相当多数の職員がこれに従事しその組織も整備され、また、検査も非常に厳密に行っていた。

帝国憲法下の会計検査院は、立院以来60年常に300人前後という少数の職員しかもたなかった。このような状況下で、委託検査の規定は会計検査院にとって会計監督に効果をあげてきたが、終戦後新院法制定に当たって廃止された。

参考 昭和8年当時の委託状況(当時の会計検査院の部課ごとに分類して示したもの)

部 課	第1部				第2部				第3部			
	第1課	第2課	第3課	第4課	第1課	第2課	第3課	第4課	第1課	第2課	第3課	第4課
所管	①大蔵省 ②国債 ③日本銀行出納	①租税 ②内国税徴収費 ③税関	①農林省 ②商工省	内務省	陸軍省	海軍省	鉄道省	文部省	①司法省 ②外務省 ③拓務省	逓信省	①朝鮮総督府 ②関東庁 ③南満州鉄道株式会社 ④東洋拓殖株式会社	①台湾総督府 ②樺太庁 ③南洋庁
受託庁数	7	13	2	1	1	1	1	113	3	1	2	3
受託事項	物品	①物品 ②歳入歳出外現金	①物品 ②歳入歳出外現金	①物品 ②歳入歳出外現金	①委託経理に属する現金並びに物品 ②現金前渡にかかわる召集諸費 ③物品 ④歳入歳出外現金	①物品 ②歳入歳出外現金	物品	①委託経理に属する現金並びに物品 ②歳入歳出外現金 ③物品	①物品 ②歳入歳出外現金	①物品 ②歳入歳出外現金 ③通信官署における現金	①歳入歳出外現金 ②通信官署現金 ③収支 ④収入金 ⑤物品	①歳入歳出外現金 ②物品 ③繰替払

第4 検査事務に関する規程の変遷

明治22年帝国憲法発布後、会計検査院は、憲法第72条の規定により制定された会計検査院法に基づく広範な職権を遂行することとなり、このために、同年会計検査院事務章程（勅令第106号）が制定されたが、さらに会計検査院においては、内部の事務手続に関する諸規程が達をもって定められ、業務の展開に応じる体制が整備された。



院中達（会計検査院の内部規程類を年代順に編綴したもの）

検査事務に関する規程の変遷

(1) 明治22～32年の変遷

検査事務は、22年制定の会計検査院事務章程第33条によって、会計検査院は行務年度を定め院長が定める行務監督規程により執行することと規定された。会計検査院においては、これに基づき、22年10月、①行務年度規程、②行務監督規程を制定するとともに、③統計規程及び④文書取扱順序を定め、検査実施に関する行務運営の制度を創定した。

これらの規定は、いずれも会計検査院法第10条の規定により、会計検査官により構成される総会議において決定されたが、総会議の運営については23年7月議事細則が定められた。

検査の執行方法及び結果の処理については、22年11月、検査要書規程を制定し、摘発した事項に対する審理書の発遣、出納官吏に対する判決、本属長官に対する処分要求、大蔵大臣に対する判決通知及び命令官批難である検定通牒の取扱いについて、具体

的な執行方法を定めた。

24年2月には、「実地検査心得書」、「実地検査に関する要件」及び「認可状交付細則」が定められた。また、28年10月には、各庁証明額と金庫証明額の対照順序規程が定められ、さらに実地検査の申報制度、覆審制度を規定化し、また臨時軍事費検査に対応する機密文書の取扱要領などが定められている。

前述のとおり、計算証明諸規程及びこれら院内諸規程の整備によって、検査制度はその大綱が確立されたが、検査結果に対する当否の処置については、25年7月検定及判決規程、30年3月再審規程が設定されており、決算検査報告及び行務成績書については、25年2月検査報告及び行務成績書調製規程、翌3月決算報告検定規程が制定されている。

なお、明治32年12月勅令第457号会計検査院事務章程全文改正によって職権の一部改定等をみることとなるが、検査制度に対する本質的な変更は行われなかった。

(2) 明治33～42年の変遷

33年5月上記諸規程のうち検査要書規程、検定及判決規程、再審規程、各庁金庫証明額対照順序規程、認可状交付細則及び決算報告検定規程は廃止され、新たに設定した検査事務規程(明治33年5月達第7号)として統合集約され、以後、この規程が検査報告及び行務(検査)成績書取調規程(明治31年5月達第5号)とともに、帝国憲法下における会計検査院の業務に関する一般的手続規程として重要な機能を果たした。

33年の検査事務規程は、全20か条からなり、まず①計算書を審査又は検査完了した時の手続を定め、以下②出納官吏弁償責任の判決及び再審、認可状交付に関する手続、③歳入徴収額計算書及び最終支出計算書と金庫の証明との対照に関する手続、④決算書類の審査及び決算の検査確定に関する手続を主な内容として規定していた。その後、33年の検査事務規程は34年、35年、42年に改正されたが、いずれも小規模なものであった。

第5 出納官吏に対する判決

1 出納官吏に対する判決の制度

(1) 明治会計法と弁償責任

明治22年に制定された会計法（明治22年法律第4号）は出納官吏という語句を初めて用い、その弁償責任制度を身元保証金制度と並べて規定していた。その弁償責任については、政府に属する現金又は物品の出納を掌るところの官吏はその現金又は物品につき一切の責任を負い会計検査院の検査判決を受けなければならない（同法第26条）旨、また、前条の官吏水火盗難又はその他の事故によりその保管するところの現金又は物品を紛失毀損した場合においてはその保管上避けることができなかった事実を会計検査院に証明し責任解除の判決を受けなければその負担の責めを免れることができない（同法第27条）旨規定していた。

このように会計法において弁償責任の対象となる範囲は、出納官吏の現金又は物品の亡失毀損に限られていたが、弁償責任は亡失毀損の事実があれば理由の如何を問わず当然発生し、出納官吏が不可抗力であることを会計検査院に証明し得た場合のみ解除されるものとされていた。

(2) 会計検査院法等の規定内容

ア 会計検査院法

会計検査院法は、会計法によって定められた出納官吏弁償責任の制度を踏まえ、「会計検査院ハ出納官吏ノ計算書及証憑書類ヲ検査シ正当ナリト判決シタルトキハ該官ニ対シ認可状ヲ付シ其ノ責任ヲ解除ス若必要ナル場合ニ於テハ之ヲ推問シ弁明又ハ正誤ヲ為サシメ仍正当ナラスト判決シタルトキハ本属長官ニ移牒シテ処分ヲ為サシム」（第20条）と規定した。

イ 会計検査院事務章程

検査執行に伴う手続の細部は22年9月制定の会計検査院事務章程に定められた。これによると、会計の検査は、命令官決算の検定と出納官吏計算の検査判決の区分に従って行い、命令官決算の検定は総決算、各省決算報告書及び証憑書により執行し、また、

出納官吏計算の検査判決は、各出納官吏提出の計算書及び証憑書により執行することとし（第34条）、検査の結果指摘した事項に関して当該官吏の答弁を要するものについては審理書を発し答弁又は正誤させることとした（第36条）。この審理書には、①不合规の件に対する批難、②将来の措置に対する注意、③不明瞭の件に対する推問を記載するもので（第38条）、審理書に対する答弁又は正誤が不十分と認めたときは再度審理書を発することとした（第39条第1項）。また、国务大臣に対しては、審理書を発することはできないが、文書をもって質問をし又は注意を要求することはできると規定された（第37条）。

このようにして、検査の後、計算を正当ではないと認定したときは、命令官に対しては本属長官に通牒し、出納官吏に対しては判決書を発することとした（第39条第2項）。また、出納官吏に認可状又は判決書を交付したときは、会計検査院はその謄本をもって大蔵大臣に通知しなければならないこととした（第40条）。さらに会計検査院が判決書を発したときは速やかに本属長官に移牒してその処分を要求し（第41条）、その要求に対する本属長官の処分をもって適当ではないと認めたときは、その旨を行務（検査）成績書に掲載し上奏しなければならないと規定した（第42条）。

一方、会計検査院法第24条の規定に基づく出納官吏からの再審請求のあった場合はその検査を担当しなかった他の部に移して審査させることになっていた（第44条）。

その後、32年12月勅令第457号会計検査院事務章程の改正によって、旧事務章程第39条の「出納官吏に対しては判決書を発す」及び第41条の「本属長官に移牒して其の処分を要求すべし」とする規定は削除され、第28条において「正当ならずと判決したるときは本属長官に対し処分要求書を発すべし」と改められ、有責の判決をしたときは、すべて本属長官に対する処分要求を行うこととされた。また、出納官吏に対する公訴に附帯し私訴が提起された事項については、第29条において、通常又は特別裁判所の判

決執行の結果によりその検査判決を行わなければならないと規定された。

ウ 個別規程の制定・検査事務規程による統合

22年11月検査要書規程を定め、判決書等の様式とともに、その取扱いについて規定した。これにより、出納官吏に対し発付するものとして「判決書」、本属長官に発付するものとして「判決処分要求書」、大蔵大臣に通知するものとして「判決通知書」がそれぞれ定められた。

次いで25年7月、検定及判決規程が制定され、検定及び判決はすべてこの規程により行なうことと定められ、23年度から施行された。これは18か条からなり、検定通牒書、判決書は各決算報告書、各種計算書の審理完結するに従ってこれを発すべきとし、検定通牒書、判決書を発すべき事項、これに掲載すべき要件、認可状交付の時期、委託検査の判決に対する処置等を規定したものである。判決書を発すべき事項としては、同規程第4条において、①誤払過渡又は払不足、②収入不足又は収入過、③現金及び物品の紛失毀損、④①～③のほか予算又は法律命令違背その他出納官吏の責任に属する事項が規定された。

30年3月、再審規程が制定され、再審の手続が定められ、出納官吏の再審請求があったときは直ちに、又は会計検査院で再審を要すべき事項を発見したときはこれを総会議にかけた後、院長は再審担当部を指定して審査をさせなければならないと定め、再審は別の部課でこれを行う旨を規定していた。

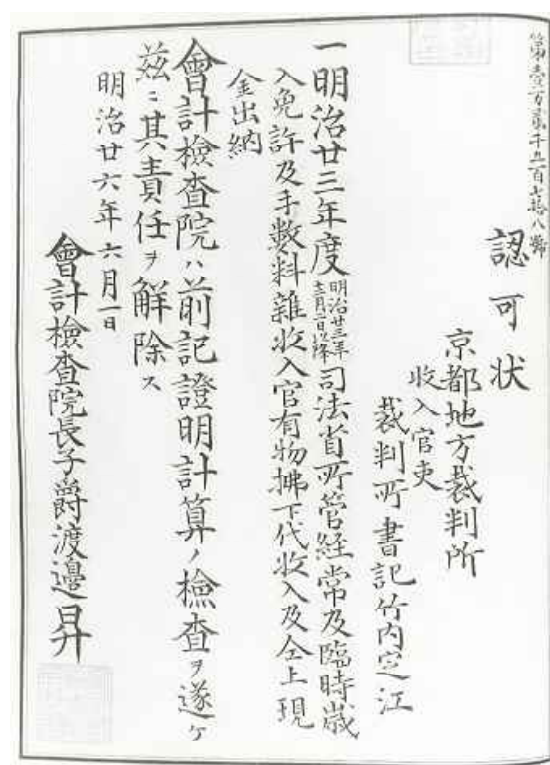
しかし、これらの規程は個々の事項について定められたものであって、これらを集大成した規程の作成の必要が痛感され、院内諸規程取調委員が設けられ、33年5月に検査事務規程（達第7号）が制定されることで、上記の検査要書規程、検定及判決規程、再審規程は廃止され、すべてこれに包含されるに至った。

(3) 認可状制度の運用と変遷

会計検査院は出納官吏の計算書及び証憑書類に対する検査の結果、正当と認めた場合、会計検査院法

第20条の規定に基づき、当該出納官吏に対し、その責任を解除するため認可状を交付し、その数は多い年には2万を超えた。この認可状は、出納官吏がその所属長官の弁償命令に服し、弁償を完了している場合にも交付された。

責任解除証書としての認可状の性格は、帝国憲法下の60年間変わることはなかったが、その形式等については、幾度か簡素化が図られた。



出納官吏に対する責任解除のための認可状

ア 認可状制度の創設

我が国の会計法規における認可状の制度は、15年1月に、太政官達第5号会計法第41条の会計検査院は翌々年度4月までに各庁の決算を審査判定しその認可状を宣告しなければならないとする規定により創設された。また、同時に制定された会計検査院章程第2条において、会計検査院は歳入歳出の決算を審査判定しその証明者に対して認可の状を宣告すると規定された。しかし、ここでいう認可状は、13年3月に太政官達第18号会計検査院取扱事務によって規定された歳入出決算証書交付の制度を踏襲したもの

で、後年のものと性質が異なり、単に決算確認証書にすぎなかった。

19年4月に、勅令第20号会計検査院官制第7条において、院長は会計が正当であると判定したときは主任官吏に対し認可状を下付すると定められた。

前述の会計法の規定によって出納官吏の無過失責任の制度が創設され、出納官吏は、所掌する現金及び物品に対する一切の責任を負うこととなり、この責任は、会計検査院による検査判決の結果に基づく認可状の交付によらなければ解除されないこととなった。

22年5月に、会計検査院法が制定され、上記会計法の規定に対応し、会計検査院は出納官吏の計算書及び証憑書類を検査し正当であると判決したときは該官に対し認可状を交付しその責任を解除すると規定され、従来、決算確認証書として交付された認可状は、ここに初めて、出納官吏に対する責任解除の証書として法定された。

イ 認可状制度の諸規定

認可状の交付については、明治22年9月勅令第106号会計検査院事務章程によって、出納官吏に認可状又は判決書を交付したときは会計検査院はその謄本をもって大蔵大臣に通知しなければならない(第40条)と定められたが、認可状の様式、交付手続など具体的運用については、会計検査院によってそれぞれの制度が設けられるとともに、その後における様式等において、幾多の変遷をみることとなる。

認可状交付に関する細則の制定は、会計検査院事務章程第11条によって院長の職権と規定された。会計検査院においては、22年12月総会議の決議を経て、判決書及び認可状案は、重要又は異例に属する場合を除き、部会議において議決することを定めたが、翌23年7月議事細則が制定され、重要又は異例の認可状案は総会議をもって議決し、恒例にかかる認可状案は、部会議の議決事項とすることが規定された。

認可状の様式は、まず22年12月物品出納認可状書式が定められた。

また、認可状の交付については、24年2月「認可状

交付細則及認可状書式」が定められ、これによって、認可状は、計算のすべてを正当と判決したものに対して交付するもの(第1種)、審理書を発し弁明により明瞭に帰したものの又は誤りを正したものに対して交付するもの(第2種)、判決書を発し、その処分完了したものに対して交付するもの(第3種)の3種類として、それぞれの書式が定められた(第3条)。これらの認可状は検査官補の報告に基づき、部会議で決定の上、院長名をもって交付されたが、いずれも毛筆でしたためられたものであった。また、認可状の交付は本属長官を経由するものとされた(第4条)。

ウ 認可状作成事務の簡素化

認可状は、前述のとおり総会議又は部会議の議決に基づき、すべて官房において毛筆により調製したが、太政官制下会計検査院時代の15年度から20年度までの間、各年度1,000～1,300通程度にすぎなかった認可状交付件数は、その後著しく増加し、26年1月現在において、23年度分13,800通、24年度分22,500通となり、この他物品出納に対するものなどを含め、同年10月までの間に交付を要する認可状は約40,000通に達した。

このように増加した結果、認可状交付事務の合理化は急務となり、26年2月には、認可状作成の事務を簡素化するため書式を改正し、従来認可状の文言中に書き下されていた当該官吏の官職氏名、年度科目等を前書きの部分に分離し、これを除く不動の文言の部分の石版摺りにすることとして、全文毛筆による手書きの労を省いた。次いで、同年4月には、第2種及び第3種の認可状が、いずれも計算が正当に帰した後に交付されるものであることから、これらの書式を廃し、第1種の認可状に統合簡素化され、「会計検査院は前記証明計算の検査を遂げ茲に其責任を解除す」の文言だけとなった。

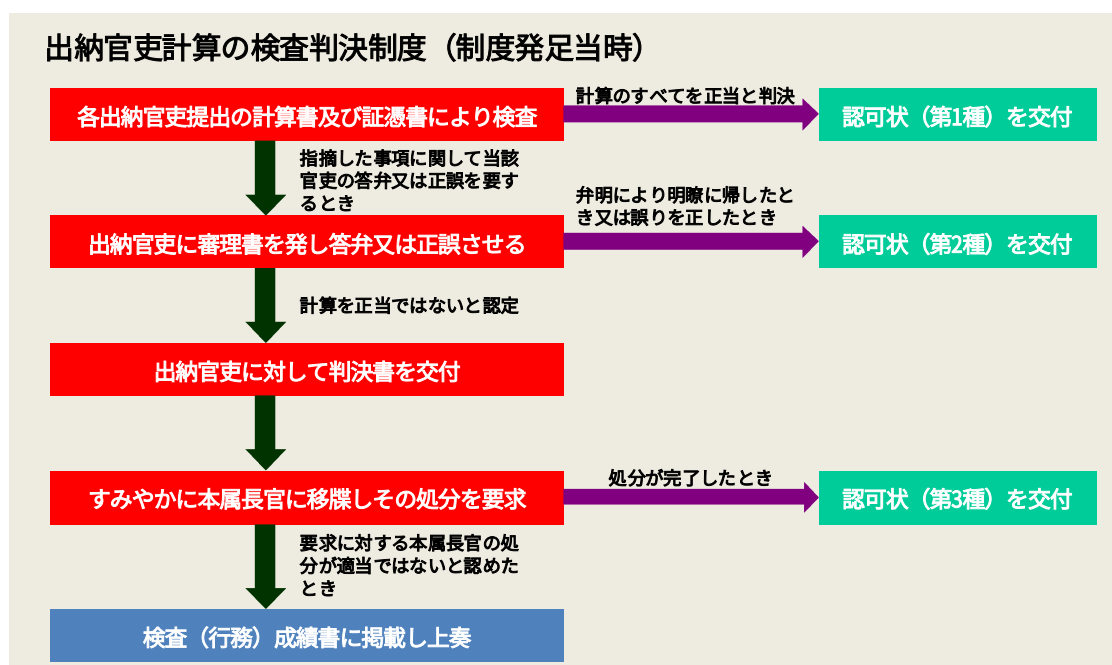
明治32年12月勅令第457号会計検査院事務章程改正によって、認可状は本属長官を経由して交付する(第28条)と定められ、前記認可状交付細則第4条の規定は法定化された。この後33年5月検査事務規

程の設定によって、検査執行に関する院内諸規程が廃止統合されるに伴い、認可状の取扱いについても、上記検査事務規程によって規定されることとなったが、認可状の様式及び交付の手続については、従前の制度が踏襲され、以後大正11年5月の検査事務規程改正までの間、この取扱いが継続された。

なお、各官庁中一部に属する計算の検査及び出納官吏責任の解除については、会計検査院法第16条の規定によって、各省大臣又は各府県知事等に対する委託が行われたが、この場合においては、会計検査院が定めた書式によって、当該受託各庁長官名による認可状が交付された。

(4) 身元保証金制度の創設

前述の会計法に基づく弁償責任を担保するものとして、身元保証金の制度が創設された。すなわち、「現金又ハ物品ノ出納ヲ掌ルニ付身元保証金ヲ納メシムルコトヲ要スルモノハ勅令ヲ以テコレヲ定ムヘシ（会計法第28条）」と規定され、明治23年勅令第4号をもって、身元保証金を徴収する場合が定められていた。しかし、出納官吏だけに特別の経済的負担を強いるこの制度は実施が困難で、實際上これを納付させたことはほとんどなかった。



会計検査院事務章程(明治22年勅令第106号)

第4章 行務

第34条 会計の検査は左の区別に従ひ之を執行す

第1 命令官決算の検定

第2 出納官吏計算の検査判決

(略)

出納官吏計算の検査判決は各官吏の提出したる計算書及証憑書に拠り之を執行す

(略)

第36条 会計検査院は検査の成績に依り摘発したる事項に付当該官吏に審理書を発付し答弁又は正誤せしむ

第37条 会計検査院は國務大臣に対し文書を以て質問を為し又は注意を要求することを得るも審理書を発することを
得ず

第38条 審理書には左の事項を掲ぐ

第1 不合规の件に対する批難

第2 将来の措置に対する注意
第3 不明瞭の件に対する推問
第39条 会計検査院は第一回の審理書に対する答弁又は正誤を以て仍不充分なりと認定したるときは再三審理書を発す
検査の後計算を正当ならずと認定したるとき命令官に対しては之を本属長官に通牒し出納官吏に対しては判決書を発す
第40条 出納官吏に認可状又は判決書を交付したるときは会計検査院は其の謄本を以て大蔵大臣に通知すべし
第41条 判決書を発したるときは会計検査院は速に本属長官に移牒して其の処分を要求すべし
第42条 会計検査院前項の要求に対する本属長官の処分を以て適当ならずと認むるときは其の由を行務成績書に載せ上奏すべし
認可状交付細則（24年2月制定）
第3条 認可状は左の3種とす
第1種 計算総て正当と判決したるものに対し交付するものとす
第2種 審理書を発し弁明に依り明瞭に帰せしもの又は正誤せし者に対し交付するものとす
第3種 判決書を発し其処分完了せしものに対し交付するものとす
第4条 認可状の交付は本属長官を経由するものとす

2 弁償責任制度についてのフランスとの比較

帝国憲法下、国の会計において、会計法はフランスを範とし、会計検査院法はプロイセンを範として制定されたため、法の運用においていくつかの不調和な面を生じたが、出納官吏に対する弁償責任の判決の制度については、最も大きい不調和があって、制度の合理的運用のために、会計検査院の当局者は、長期間にわたって苦心した。

(1) 無過失賠償原則

出納官吏の弁償責任制度の母国であるフランスでは、その取り扱う公金の管理において、計算の結果、不足額を生じた場合には、出納官吏は、その不足を生じた事実について、故意過失の有無にかかわらず不足額を弁償しなければならず、この不足額を認定する職務を行うのが会計検査院である。

フランスでこの制度が設けられたのは、出納官吏は地方の有力者が任命されて独立性が強く、その裁量によって補助者を任命して、支払命令官の支払命令の審査等強力な権限を執行していたので、その放漫に陥りやすい公金出納を規制するため、会計検査院による弁償責任の判決が行われることになったものである。このため、出納官吏の責任を無過失賠償原則によることとし、これを担保するため、身元保証金の制度を設けたのである。

明治会計法は、このフランスの制度を我が国にそのまま移入したため、公金の出納保管という計算的業務を主たる職務とするだけで、その権限、経済的地位もフランスに比べて極めて低い我が国の出納官吏に無過失賠償原則に基づく弁償責任が課されることになった。ただし、法の建前は、フランスを範とした会計法においては、判決を、出納官吏個人に対する宣告であるとしたのに対し、会計検査院法においては、判決を出納官吏に対し直接の効力を及ぼす宣告ではなく、出納官吏の属する省庁の長に対して処分を要求する理由書の性格を持つものとした。

このようにして、無過失賠償原則に基づいて設けられた出納官吏の弁償責任に対する判決制度が設立されたが、その後、29年に制定された民法、同じく32年に制定された商法において、賠償責任は、すべて過失原則に基づいて設定されるに及び、会計検査院内部において、会計法による弁償責任は、民法上の損害賠償と同じ性格のものであるのに、無過失原則を適用するのは、両者の間に著しく衡平を欠くものであるとの意見が有力となった。

こうして、出納官吏の弁償責任判決制度は、その制定後十数年にして、法文の規定はそのままながら、その運用において大きく補整されるに至った。会計検査院は、実際の判決に当たって、出納官吏に故意

又は過失のあった場合に限って、弁償責任があると判決するようになったが、この場合、会計検査院は、現金又は物品の亡失毀損の事実があったことにより当然に発生した弁償責任を、判決によって受動的に解除するのではなく、むしろ、判定機関として能動的に当該出納官吏の故意過失の有無を判定し、その判決により、出納官吏の弁償責任が決定されとした。

(2) 弁償責任判決の手続

帝国憲法下の会計検査院においては、出納官吏の弁償責任について司法裁判所と同様の判決をしたのであるが、我が会計検査院による出納官吏弁償責任判決制度は、会計検査院法制定以前、フランスなどラテン諸国の制度を導入した会計法において、既に設定されていた。

フランスにおいては、判決を慎重にするため訴訟手続に必須の検察官、主任報告官を対置させるいわゆる対審手続をもち、部単位の少数合議によって判決を行っていた。

これに対し我が国の会計検査院は、プロイセン方式の多数合議制による純行政機関として組織され、裁判機関としての機構及び機能は備えられていなかった。その起案と会議提出の業務は、行政上の違法不当の検査を主たる任務とする検査各課において行われた。主任課は、検査の結果出納官吏に事故のない場合は、責任解除の起案を行い、出納官吏自身の犯罪については、有責案を起草し、いずれも恒例に属するものとして部会議に提出した。また、出納官吏自身の犯罪によらない原因によって有責任と認められる場合、若しくは無責任とするのに疑義のある場合には、担当各検査課において、有責任又は無責任の原案を起草して直接総会議に提出し、その多数決によって、出納官吏弁償責任の有無が一審かつ終審として決定され、有責の場合は、その弁償金額も決定された。このように、弁償責任判決の起案から決定まで、我が国の場合は、その手続がフランスに比較して著しく簡単疎略であった。

(3) 再審

出納官吏の検査判決については、会計検査院において再審を行う制度が設けられていた。フランスの出納官吏弁償責任の判決制度においては、会計検査院の審決に対し不服のある場合は、最高裁判所に相当する破毀院に上訴することができるいわゆる覆審の性格をもつものであるのに対し、帝国憲法下の我が国会計検査院の下す判決は、一審かつ終審であって、その効力は不動のものであり、再審を行う場合でも、同一事件に対する再議ではなく、初審のときに審理の対象にならなかった新しい事実についてだけ再審議するものである。ただ、委託検査の結果の判決に対し不服のある出納官吏は、会計法において認められた会計検査院の判決を受ける権利を失う理由はないから、会計検査院の直接判決を求めることができ、この場合、会計検査院は再審の手続によって判決を行った。

再審には、出納官吏の請求による「請求再審」と、会計検査院が職権をもって行う「職権再審」の2種がある。前者については、当初、請求を受理する場合を、会計検査院事務章程で限定的に列挙していたが、列挙事項以外の再審請求もあるので、32年これを削除した。なお、再審手続は、当初は再審規程により、また、33年5月以降はこの規程を全部採り入れて制定された検査事務規程によって行われた。再審の案件は、認可状交付後に出納官吏の犯罪が発覚したものが、最も多かった。

(4) 物品会計官吏の検査判決

物品会計官吏の弁償責任判決制度は、現金と同じく、22年会計法の制定によって創設されたものであるが、このような国の物品一般を対象とする弁償責任制度は、弁償責任判決制度の母国フランスにも例をみない我が国独特の制度であった。

この弁償責任の基本的考え方は、現金出納職員に対するものと同じく、無過失賠償原則によるものであるが、会計法の施行より半年前の22年10月に施行され、昭和32年1月の物品管理法施行まで約70年間有効であった物品会計規則では、故意怠慢又は合規

の監督を怠った場合と規定されていた。会計法の施行後は、その規定が優先することは自明の理であるが、その考え方に若干のずれがあったようであり、大正10年の会計法の改正によって、両者に歩み寄りがみられたと考えることもできる。

会計検査院では、事業用など重要な物品を除いて、その出納保管にかかる検査判決は、すべて委託検査によることとしていた。判決において問題となった

のは、たばこ及び印紙切手類の弁償金額算定の方法であって、会計検査院では、当該物品が販売流通の状態に置かれる前に亡失毀損が生じたときは、製造原価により弁償額を算定し、流通状態に置かれた後に亡失毀損が生じたときは、実際に売れたかどうかにかかわらず、亡失毀損数量全体について、売価により弁償額を算定することと議決していた。

日仏出納官吏弁償責任の制度対比表

	日本	フランス
弁償責任の決定基準	無過失賠償原則（後に、運用により故意過失の有無により決定） ※会計法第26条及び第27条	無過失賠償原則
身元保証金制度の有無	有（形がい化のため大正10年に廃止（後述（96ページ）参照）） ※会計法第28条	有
判決の性格	出納官吏の属する省庁の長に対して処分を要求する理由書 ※会計検査院法第20条	出納官吏個人に対する宣告
判決手続	総会議における多数決によって、弁償責任の有無が決定され、裁判機関としての機構及び機能はない	検察官、主任報告官を対置させるいわゆる対審手続をもち、部単位の数合議によって弁償責任の有無が決定される
再審制度の性格	判決は、一審かつ終審でその効力は不動のものであるため、再審は、原則として、同一事件に対する再議ではなく、初審のときに審理の対象にならなかった新しい事実についてだけ再審議するもの ※会計検査院法第24条	会計検査院の審決に対し不服のある場合は、最高裁判所に相当する破毀院に上訴することができる覆審の性格をもつもの
物品会計官吏の検査判決制度の有無	有 ※会計法第26条及び物品会計規則第7条	無

3 弁償責任判決の状況

(1) 弁償責任判決の件数

会計検査院は、出納官吏の証明した計算書及び証拠書類について検査し、その計算をすべて正当と認めた場合には、責任解除の判決を行い認可状を交付したが、現金亡失等の事故が認められる場合には、出納官吏の弁償責任の有無について、事案の内容に応じ総会議、略式総会議又は部会議において審議した上で、無責任と判決したもの及び出納官吏の弁償責任に基づく債務の免除に関する勅令により債務が免除されるものと判決したものについてだけ認可状を交付した。

出納官吏の判決のうち総会議又は略式総会議において議決したものについてみると、明治24年7月、軍艦天龍の現金前渡を受けた官吏の保管金紛失に対する有責任判決以来、明治年間において総数231件に対し、有責任154件の判決が行われた。

有責任判決の対象となった出納官吏別内訳は、収入官吏48件、現金前渡を受けた官吏45件、物品会計官吏32件、金庫出納役11件、歳入歳出外現金出納官吏9件、繰替払を取り扱っていた現金出納官吏8件及び会計主務官1件であり、特に収入官吏と現金前渡を受けた官吏が多数を占めた。

このうち収入官吏の有責任となった事態について

みると、本人又は補助者の犯罪によるものが多く、そのほか不注意による被窃取及び亡失等であったが、これを部局別にみると、税務管理局及び税務署に多数の事例があった。また現金前渡を受けた官吏についてみると、本人又は補助者の保管金費消及び詐取等によるものが多く、このほか紛失又は被窃取等の事態であったが、過半数は陸軍において発生したものであった。

(2) 弁償責任判決の実例

これらのうち、その種類等別に、判決例を紹介すると次のとおりである。

① 現金出納官吏に対する判決例

その第1号判決は、24年7月24日の総会議において、軍艦天龍主計長心得が前渡を受けた現金の金櫃格納中、1,350円の紛失金を生じた事故に対し、金櫃の鍵の保管等に手落ちがあるとして有責任と議決した。

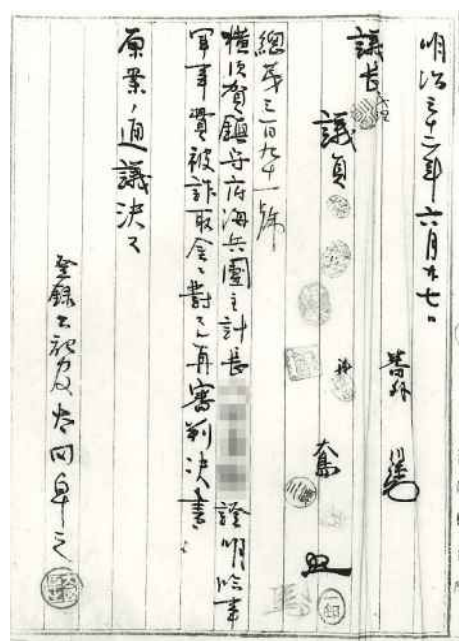
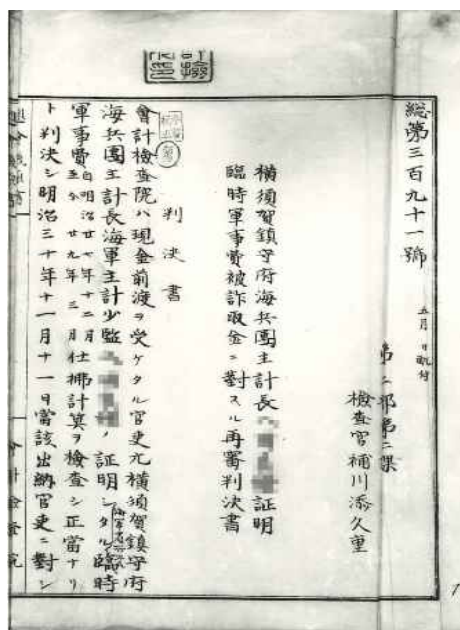
② 物品会計官吏に対する判決例

これは、物品に関する判決の第1号で25年8月22日の略式総会議において、第一師団司令部物品会計官吏が、宮城内号砲所哨舎に官置した号砲用時計2個（原価50円）を窃取された事故に対し、囲柵を越え、哨舎の錠を切断した賊の所為によるもので、「該物

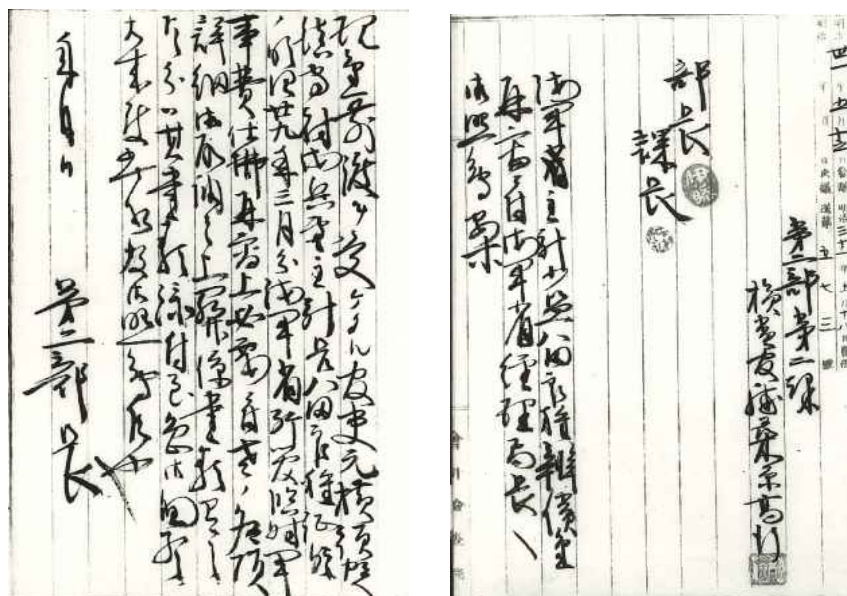
品保管上豪も過失怠慢なきもの」として無責任と議決した。

③ 再審による判決例

前述のとおり、一度会計検査院の検査を了し、計算正当なりと判決され認可状を交付されたものであっても、後日、初審のときに審理の対象にならなかった新事実が発見されたなどの場合には、会計検査院において再審を行うことができることとなっていたが、帝国憲法下の60年間に於いて、再審によって有責任としたものは62件、勅令により弁償債務が免除されるとしたものは3件、また、無責任としたものは18件で、総計83件の再審判決がある。これらのうち第1号判決は、32年6月27日の総会議において決議された。その内容は既に検査を了し計算正当なりと判決して認可状を交付した横須賀鎮守府海兵団海軍主計少監某の臨時軍事費の支払に関して、後日、居住地役場に依託送金した某水兵の日清戦争召集中の手当金36円について役場雇員による偽造領収書であることが明らかとなったため再審手続をとったもので、出納官吏の執った送金手続、領収書の確認に過失怠慢がないとして無責任と議決した。



再審判決の原議 総会議決議録第23巻



判決に関する照会の原議

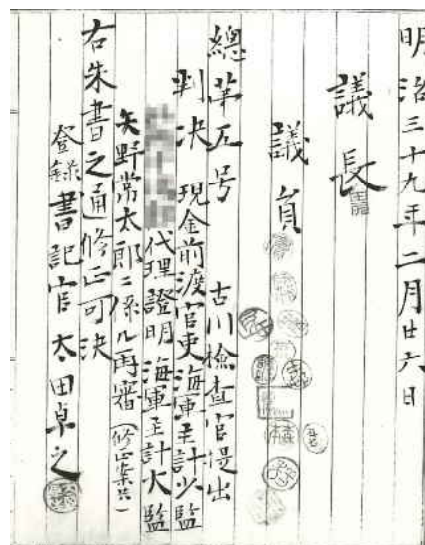
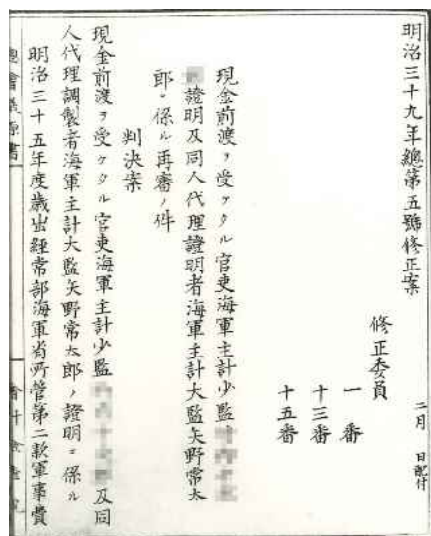
④ 弁償金額最高の有責任判決例

弁償責任有りとされた金額は千差万別であるが、次の例は、帝国憲法下の60年間に於ける弁償責任判決の金額として最高であり、また、その時点が、明治末期という点からみて、実質的にも、史上最高の弁償有責任額といえる。

これは、造船造兵監督会計官であった海軍主計少監某のロンドン出張中の現金費消に係るもので、同人は、35年6月から37年11月までの間に、他の海軍経理官と共謀するなどして、自己又は共謀者を債主

とする引出切符(現在の小切手に相当する。)を発行し、横浜正金銀行倫敦支店において、現金を引き出し、これを共謀者に送金したり、自己の賭博及び遊興の資金として、33万5512円余の前渡資金を費消したものである。

同人は、公金費消の発覚を察知して逃亡してしまったが、判決は、「右費消金に対し、当然之れが負担の責に任ずべきものとす」と通常の有責判決にはみられない「当然」の語を加えて、強く判示している。



判決の原議（金額最高の判決） 総会議決議録第41巻

第6 検査報告と行務成績書

帝国憲法下の会計検査院においては、憲法の規定に基づいて作成し、内閣を経由して帝国議会に提出する検査報告のほかに、天皇に直接上奏する行務成績書（明治32年以降は、検査成績書）があった。検査報告と異なって、行務成績書は、一般に公表されるものではなかったが、会計検査院の検査活動の成果として重要なものであることには変わりがなかった。

1 検査報告

(1) 検査報告制度の創設

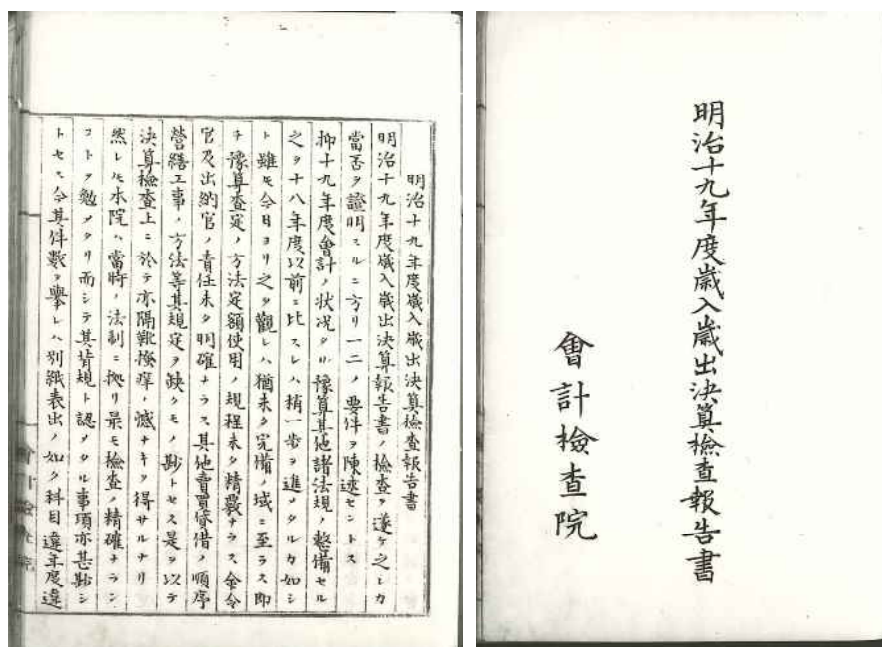
国の決算に対する検査結果の報告に関する制度は、明治15年1月、太政官制下の会計検査院を決算監督機関として確立したことに伴い、太政官から回付される官省院使の決算に対する答牒制度として創設された。やがて22年帝国憲法が制定され、「国家ノ歳入歳出ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其

ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ」(第72条第1項)の規定に基づき、会計検査院は検査報告を作成することが義務付けられた。

18年度までの決算については、答牒制度によって、検査結果の報告が行われていたが、19年度の決算については、23年10月内閣に対して、19年度歳入歳出決算検査報告書として報告され、以後、毎年検査報告書が作成されることとなった。

(2) 検査報告掲記事項

検査報告に掲記すべき事項は、会計検査院法第14条によって、①総決算及び各省決算報告書と各出納官吏の証明による金額との不適合の有無、②歳入歳出及び財産物品の会計における予算及び法令違背の事項、③議会の承諾を得ない予算超過又は予算外支出の有無の3事項と規定された。その中でも、法令予算違背及び不当に関する掲記事項は、会計経理の執行に対する具体的批判の集積として、検査報告の重点項目となった。



最初の決算検査報告書

「公文類聚」第14編第46巻財政門(国立公文書館蔵)

2 検査報告の調製

24年度決算は、これに対する検査報告とともに、初めて帝国議会に提出されたが、会計検査院は、25年2月検査報告及行務成績書調製規程を制定して、これを23年度分から施行し、また、同年3月決算報告検定規程を定めて、検査報告調製の体制を整えた。

すなわち調製規程によって、検査報告及行務成績書取調委員を設置するとともに、検査報告掲記事項案の起草提出を含む詳細手続が規定され、検査報告の調製はこれに基づいて行われることとなった。

会計検査院の検査各課は、書面又は実地の検査の結果により、違法不当と認められる事項があるときは、部長名をもって、審理書又は照会を発し、各官庁の弁明を求めている。その結果、検査報告又は検査成績書に掲記すべき事項があると認めたときは、その案を作成し、部会議の審議を経て総会議に提出することとなっていた。

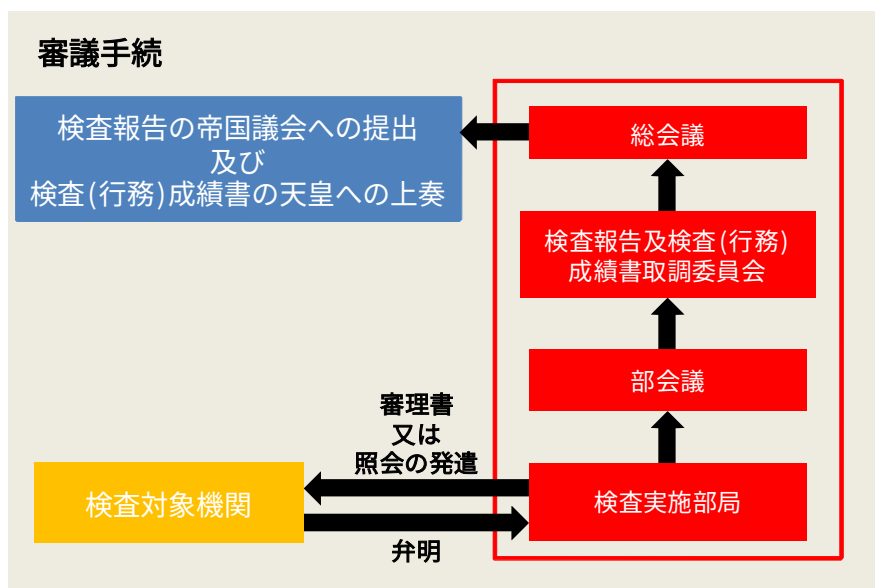
部会議で可決された案は、明治23年から大正11年5月までは、検査官1人、検査官補若干人をもって構成される検査報告及行務成績書取調委員会、それ以降は、部長1人、検査官3人、副検査官4人をもって構成される検査報告及行務成績書取調委員会によって、慎重な調査が行われた上、行務年度が終結する

毎年10月を期して、総会議提出案が作成され総会議に提出された。検査報告書の掲記事項案は、この委員会を通過させることが、提案者にとって最大の難関であった。なお、明治31年5月検査報告及行務成績書取調規程が制定され、次いで33年5月同規程の改定があって総会議提出期日等が改められた。

総会議においては、別に検査官1人、副検査官3人が毎年覆審委員に任命されており、この覆審委員の報告を聴取した後、主任課長の説明と各議員の質問に対する答弁を求めた上で採決を行っていた。総会議は第3読会まで開き、決定の慎重を期していたため、検査報告の掲記事項案のうち、総会議で不問に付されるものも、毎年相当の件数に上った。部会議に提案されたもののうち、委員会の難関を突破し、総会議で可決されるものは、犯罪と租税関係の案件を除くと、平均約10%という狭き門であった。

また決算額は、各課長により決算報告検定規程に従って確認され、その結果は検定報告書によって院長に提出された。

総会議において可決された検査報告は、決算に添付して政府に送付され、政府によって決算と共に帝国議会に提出された。



3 検査報告の提出時期

現行憲法第90条は、決算の国会提出時期を「次の年度」と規定しているため、これに添付される会計検査院の検査報告も当然決算年度の翌年度に内閣を経由して国会に提出することになり、現在は、11月上旬に内閣に送付し、毎年度の決算は、臨時国会が開かれている場合は、11月20日前後に国会に提出されている。

これに対し、帝国憲法や22年制定の会計法においては、決算の作成、会計検査院への送付及び議会への提出のそれぞれの時期については、全く規定していなかった。

このため、40年度ごろまでは、決算の会計検査院への送付が、翌々年度の7、8月、40年代は同じく翌々年の11、12月ごろとなっていたので、会計検査院から政府への回付を経て、政府が会計検査院の検査報告を添え、決算を議会へ提出するのは、早くても、決算年度終了後2年、遅い場合は2年半以上も経過していた。

4 行務成績書（明治32年以降は、検査成績書）

(1) 年報及び会計検査院報告書

会計検査院における各年度行務成績の報告制度は、14年4月会計検査院章程によって設けられ、13年度分の行務成績が、18年5月に第1年報として太政官に提出された。年報は、18年度分の第6回まで継続したが、19年度分からは、19年4月に制定された会計検査院官制の規定によって、会計検査院報告書として、内閣総理大臣に提出されるようになった。

(2) 行務成績書の創設

立憲制の確立とともに天皇直隸機関となった会計検査院は、会計検査院法第15条によって「会計検査院ハ各年度ノ会計検査ノ成績ヲ上奏シ其ノ成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスヘキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得」と規定され、天皇に対し各年度の検査成績を上奏することが定められた。この上奏書の名称は、22年9月制定の会計検査院事務章程において、行務成績書と規

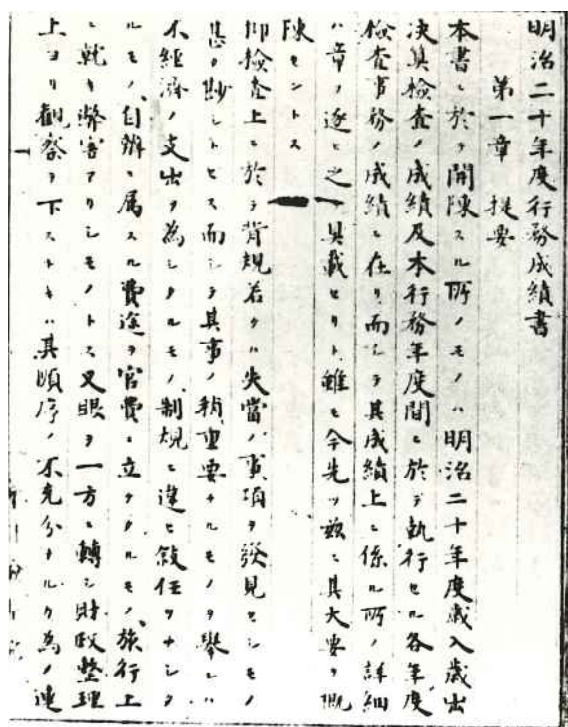
定されたが、32年12月の事務章程改定によって、その後は検査成績書と改称された。

最初の上奏は、24年7月、20年度行務成績について行われた。

また、21年度行務成績書は26年9月上奏され、22年度行務成績書は27年10月、広島大本営において上奏された。25年2月に検査報告及行務成績書調製規程が制定され、23年度以降の行務成績書はこれに従って作成された。調製の過程は、既に述べた検査報告の場合と同様で、検査の過程において上奏を要すると認められた事項は、課長によって直ちに報告されるとともに、その起草に係る事項案は、部長を経由して院長に提出され、取調委員に交付された。こうして、行務年度の終結を期し、取調委員によって編成された行務成績書案は、総会議に提出された。この総会議提出について、当初その期日は定められていなかったが、31年5月前記調製規程の改定によって、翌々年度2月と定められた。

行務成績書の作成手続は、検査報告と同じで、天皇に対する上奏の手段であるので、特に慎重に作成された。綿密な調査と審議を経て調製され、総会議において決議された各年度の行務成績書は、天皇直隸の会計検査院における行務の集大成として、院内の能書家により、細密な統計表等も含めて全文毛筆によって浄書された。このようにして調製された行務成績書は、歳入歳出決算、公債、国有財産等についての累年統計を色分けしたグラフを添付し、正副2通の上奏書を作成し、院長がこれを持参して参内し、天皇に奉呈して単独上奏を行った。

行務成績書は、前述のように事務章程改定により30年度分から検査成績書と改称されるが、各年度の成績書は、おおむね歳計の状況、特殊事項の状況、不合规及び不適当事項、会計実地検査成績、法律及び行政上の改正意見等によって編成されていた。



最初の行務成績書

(3) 法令又は行政上の改正意見

法令及び制度の創改に関する意見は、既に監督司以来、数多くの建議によって表明されたが、立憲制下会計検査院の発足とともに、法律又は行政上必要と認める改正意見は、会計検査院法第15条の規定に基づき、各年度の検査成績に併せて上奏することと定められた。これに基づく改正意見の上奏は、24年7月の20年度行務成績上奏時以降、明治期において16事項をみることができるが、上奏された意見は、法令改廃、予算制度、補助工事の実施等多岐にわたっていた（後述（81ページ）参照）。

なお、この後における改正意見の上奏は、大正7年度検査成績書における1件にとどまり、以後は行われなかった。

5 会計検査官の議会出席問題

後述（88ページ）のとおり、検査報告に掲記された会計検査院の指摘に対して政府と対立するものも少ない中、決算委員会には会計検査院は出席せず、政府の説明のみで審議が行われていた。このため、

決算審査について、会計検査官の出席を要求しその意見を聴くことができるかどうかについて問題となった。

第7 会計検査に対する制限

軍事費検査を制約した特別法

明治22年、立憲制下会計検査院の発足以来、最大の検査対象は軍事費であり、その中でも陸軍関係の歳出であったが、軍事費は一般会計所属経費のほか、日清、日露の両戦争における臨時軍事費特別会計によって著しく増加した。

したがって、軍事費の検査は会計検査対象として大きい比重を占めることとなったが、陸海軍の検査については、法律による出師準備品に対する検査除外があり、また軍機保護法もあって、厳しい制約下に置かれていた（検査結果については後述（75ページ）参照）。

(1) 出師準備品に対する検査除外

会計検査院法が制定された翌23年8月、法律第70号によって、陸海軍の出師準備に属する物品に対しては陸海軍大臣の責に任じ会計検査院法を適用しない旨規定され、軍事機密漏洩防止の目的において、出師準備品は会計検査院の検査対象外とされた。しかし、その運用においては、陸軍と海軍の間に大きな開差を生じ、陸軍はこの法律に基づいて、会計検査対象外物品の範囲を拡大していった。

出師準備品の検査除外によって、会計検査は著しい制約を受けることとなったが、これより先の23年7月8日陸軍大臣請議に基づき、この法案を下付された元老院においては、23日同案について、将来的に平時に使用する物品と混在することになり、ついには陸海軍の全体に対し会計検査院法の効力が及ばなくなるおそれがあり、本案のような特例法を設けることは会計検査院法制定の精神を没却するものであるとして、これを否定しその旨を上奏した。

しかし、8月14日、内閣によって、元老院が同案を否定したことについて、出師準備に要する物品は

軍略上特別の取扱いを要することは当然であって、通例によって論ずるべきではないとする意見が上奏され、上記の法律が公布された。

これと前後して、23年3月海軍兵備品会計規則(勅令第64号)、24年3月陸軍兵備品会計規則(勅令第22号)が制定されたが、兵備品の範囲及び取扱いについて、陸海軍の間に大きな相違があった。

海軍についてみると、上記の規則で兵備品を兵器ほか10種とし、その会計については、政府の一般物品と同じく物品会計規則を適用するが、兵備品のうち兵器、秘密図書、軍事教育図書及び水路図誌の4品目だけは、会計検査院に対する計算証明を価格の表記にとどめ、数量は検閲官の保証書をもって証明することにした。すなわち出師準備品については、法律により検査除外の特権が与えられたにもかかわらず、この取扱いをしなかった。

ところが陸軍兵備品会計規則は、兵備品を出師準備品及び通常兵備品の2類に分け、通常兵備品は兵器弾薬及びその材料、馬匹、陣中事務用品、戦用に属する糧秣被服等その他の10種とした。そして通常兵備品の会計は物品会計規則によるが、出師準備品の品目数量は、陸軍大臣が参謀総長と協議のうえ勅裁を経てこれを定め、その保管出納及び検査の方法等は、陸軍大臣がこれを定めるものと規定した。

この規則だけみても、陸軍と海軍との間に大きな差がみられるのであるが、その実際の運用についてみると、陸軍においては、出師準備品の品目数量について勅裁を受けることと定められているのに、これを実行しなかったばかりでなく、44年2月、一片の陸軍大臣達で戦用品取扱規則を定め、物品の主要なものは、ほとんど戦用品と称して出師準備品に編入し、会計検査院の検査対象外にしてしまった。

その後、会計検査院は、大正14年7月、総会議において「陸海軍出師準備品取扱方改正の件」を決議し、内閣総理大臣に照会を発遣した。その要旨は、本院の検査はその方法を適当に考慮する場合には、必ずしも軍事機密の確保と両立しないものではないとし、明治23年の出師準備品を会計検査の対象外と

する法律は廃止して単に証明計算等その数量の表示に関し特例を設ける程度にとどめるべきであるとするものであったが、回答はついに得られなかった。

(2) 軍機保護法

27年日清戦争の開戦を前にして、軍事機密の漏洩を防止するための措置が強められた。陸海軍はそれぞれ省令を発し、明治20年勅令第75号新聞紙条例による記事掲載禁止事項の範囲を、軍事上の事項に及ぶように拡大したが、32年7月には軍機保護法が制定され、軍事費に対する会計検査の執行は、さまざまな制約下におかれるに至った。

第8 臨時軍事費の検査

臨時軍事費の検査

(1) 日清戦争臨時軍事費

日清戦争臨時軍事費の支出が始まると、会計検査院ではその決算を検査するため、会計検査院事務章程第2条により、特に臨時軍事費検査委員が設けられた。臨時軍事費の検査については、明治28年5月勅令第59号によって属35人臨時増員の措置が講じられ、部長1人、検査官2人、検査官補3人、属35人及び雇10人がこの検査に当てられた。

計算書及び証拠書類の調査、審理書その他照会等の起案は、一般の事務取扱順序に従って行われたが、外部に発送する審理書、照会案等はすべて秘印を押し親展封として取り扱った。これは陸海軍当局から「今回の事件に関する決算については、戦時の編成、作戦の計画、攻守の地点等をすべて厳重に秘密を保持して検査するを要する」との申出があったため、会計検査院では陸海軍両省と協議の上、軍事上秘密を要する諸件を極秘として検査を行い、往復文書類も秘扱いの処理をした。また、臨時軍事費に関する検査報告及び行務成績書は、戦争の終結をもって決算が確定されるものであるから、決算完結まではこれを金庫に収納し、終結を待って総会議にかけることとして取り扱った(検査結果については後述(80ページ)参照)。

(2) 日露戦争臨時軍事費

日露戦争臨時軍事費の決算額は歳入17億2121万余円、歳出15億847万余円となり、日清戦争臨時軍事費の7倍余に達し、会計検査院に提出された計算書は7,700余冊、証拠書類は923万余枚に上った。検査業務の増大については、明治40年3月勅令第61号によって属30人の臨時増置が行われ、さらに、臨時雇を採用してこれに対処したが、検査の遂行は容易ではなかった。また、37年11月以降、臨時軍事費に対する実地検査を、国の内外にわたって施行することになった。

臨時軍事費の検査に当たっては、不当経理と認められるものについてはできるだけ速やかに当局者に対して改善を促すなど、ともすれば濫費放漫に流れ不正不当に陥りやすい戦時会計の監督に関して、会計検査院は全力を傾注した（検査結果については後述（80ページ）参照）。

◆立憲制下の会計検査院―田尻稲次郎◆

明治34年6月5日、大蔵総務長官田尻稲次郎が会計検査院長に任命された。

田尻院長は嘉永3年6月生まれの旧薩摩藩士で、在米8年、イエール大学で経済財政学を修めて帰朝した。明治13年1月大蔵省少書記官となり、以後同省各局長を歴任し、23年12月貴族院議員に勅選され、大蔵次官、大蔵総務長官となったが、この間専修学校（後の専修大学）の創立に参画し、また帝国大学において14年から引き続き経済財政学を講述するなど人材の教育にも努めた。

田尻院長は、大正7年2月に退官するまで、数次の戦争によって激動する財政下に重責を担い、その在任期間は実に16年8か月の長期にわたった。その間、院長として実地検査執行の充実を図るとともに、計算証明規程を整理統合し書面検査の一層の合理化を推進した。また、在任中は多くの逸話を残し、退官に際し田尻院長の人柄を慕う職員らは彫刻家朝倉文夫氏に委嘱して院長の寿像をつくり、これを贈呈したという。



田尻稲次郎胸像(昭和55年復元)

第3節 検査成果概観

第1 検査報告掲記事項

1 概要

明治24年度以降44年度までの検査報告に掲記された予算及び法律勅令違背事項の件数は、次表のとおりである。

検査報告掲記事項数 (単位：件)

年度	歳入	歳出	国債	官金	官有物	合 計
明治24	16	62	-	-	-	78
25	19	20	-	-	-	39
26	5	30	-	-	1	36
27	7	31	-	-	-	38
28	9	19	-	-	-	28
29	5	62	-	1	-	68
30	4	91	-	-	-	95
31	3	99	-	-	-	102
32	2	151	-	-	1	154
33	14	139	-	1	2	156
34	14	103	-	-	-	117
35	13	62	-	-	-	75
36	11	55	-	1	-	67
37	23	40	2	-	-	65
38	7	23	1	-	5	36
39	21	26	-	2	3	52
40	32	76	-	-	2	110
41	25	72	-	-	6	103
42	14	37	-	-	-	51
43	9	72	-	-	1	82
44	8	68	-	-	1	77

検査報告に掲記される予算及び法律勅令違背事項は、いずれも各段階における慎重な審査によったものであるが、明治全期間を通して、軍部特に陸軍に

関する掲記事項は各年度とも件数が多かった。また、鉄道及び通信事業の発展に対応し、通信省所管に多くの不当な事項をみることとなるが、さらに、会計職員による公金横領などの犯罪及び虚構支払、租税の徴収過不足の問題は恒常的な事項として例年検査報告に多くの事態が掲記された。

2 軍事費の検査

軍部に対する検査については、23年8月に制定された出師準備品の会計検査を除外する法律及び32年7月に制定された法律第104号軍機保護法があり、検査の実施に著しい制約を受けた。しかし、軍事費の増大に対処して会計検査能力の多くが傾注され、その結果は、検査報告における多数の掲記事項となって現れている。検査報告に掲記された事項を陸海軍の別に述べる。

(1) 陸軍省

一般会計陸軍省所管の決算額は、24年度から26年度までの間は毎年度約1400万円、27、28両年度は日清戦争臨時軍事費特別会計が設置された関係で1000万円程度であったが、軍備拡張事業の実施によって、29年度は5324万円になり、さらに30年度は6014万円、31年度は5389万円となった。

軍備拡張事業の主なものは、師団増設に伴う營繕、物品の初度調弁、砲台建築、兵器製造、砲兵工廠の拡充などであったが、これに対する会計検査は、書面検査とともに、実地検査によって行われた。この結果、多数の法令違背及び不当の事態が指摘され、陸軍省所管の掲記事項は、毎年度検査報告の大きな部分を占めた。

このうち主なものとしては、工事の契約に対する批難について、競争に付すべきであるのに随意契約としていた事項や、予算の目的外支出があり、設計に対する違背及び施工不良の事態が数多く掲記され

ている。また、物品購入についても数多く掲記されているが、これらは、購入契約に当たり、通常の物品についても、これを特殊物品として、随意契約としていた事例が多かった。

競争に付すべき工事を随意契約により請け負わせたものの

近衛師団監督部は、旭川市に近い北海道上川郡鷹栖村に第7師団の施設を設置するため、随意契約により兵営建築、敷地造成等の工事を総額191万余円で請け負わせたが、随意契約としたことに対する当局の弁明は、「北海道に於ける陸軍管理の工事随意契約の件」(明治31年勅令第38号)により、交通不便の場合に限る随意契約条項を適用したというものであった。

しかし、工事箇所は旭川市に近く、かつ、官設鉄道に直結する専用鉄道をすでに布設し、これを無償で工事に使用させることとしていた。

会計検査院は、この実情に基づき、交通不便を理由として随意契約を行っていた当局の処置に対し、会計法第24条違背として批難した。

(33年度 1,914千円)

予算目的外の工事を施行したもの

陸軍省経理局は、清国事件費で陸軍用地を造成拡張する工事を実施したが、清国事件はすでに工事着手前に終結していた。これに対する当局の弁明は、「一時鎮静の姿なりしも尚ほ事件の趨勢定まらず」とし、「不当の支出にあらず」というものであったが、会計検査院は、事件終結後に着手し35年に完成するこの工事に対し、予算の目的に違背する不当の支出として批難した。

(34年度 336千円)

競争入札に付すべき物品を随意契約により購入したもの

陸軍被服本廠及び大阪支廠において、縫製用のカタン糸7万余円を購入していたが、いずれも随意契約によるものであった。これに対する当局の弁明は、競争契約においては、所定の強度を有するものが得られないというものであったが、実際

に購入したカタン糸は一般の販売品と同様であり、これを特殊物品として随意契約によって購入した当局の処置は、適切と認められるものではなかった。会計検査院は、「競争入札に付すること能はざるの事実を認むるを得ず」とし、会計法第24条違背として批難した。

(40年度 75千円)

施工が設計に違反した粗造工事に支出したもの

第1師団経理部が実施した東京陸軍兵器支廠の兵器庫等新築その他の工事は出来形が設計と相違しているばかりでなく、建物小屋組等の材料には劣等材が用いられ、コンクリート及び煉瓦目地モルタルは、ほとんど硬化していない状況となっていた。会計検査院は、著しい施工不良になっていたにもかかわらず、工費を支出したとして批難した。

(42年度 1,309千円)

(2) 海軍省

一般会計海軍省所管の決算額は、30年度において5039万円となり、29年度の2000万余円に対して急激に増加したが、さらに31年度は5852万余円、32年度は6166万余円となった。海軍における軍備拡張は、29年度に始まる10か年計画による軍艦建造を中心とするものであったが、これに伴う陸上施設についても、並行してその整備が促進された。

海軍費が、会計検査の大きな対象となったことは陸軍の場合と同様で、各事項の1件当たり金額は陸軍の同種事態に対し少額のものが多いが、批難の対象となった内容については、陸軍の場合と大きな相違はなかった。このうち主な事項について挙げると、次のとおりである。

予算の使用が当を得ないもの

呉鎮守府は、33年度に軍艦兵器費及び水雷艇兵器費から135万余円を流用し、呉兵器製造所機械の購入費に充当していた。流用によって整備した機械は、大砲等の製造に供するためのものであり、流用予定額は合計360万余円であった。

上記の兵器製造所は、海軍拡張計画に基づく40

万余円の予算措置によって、既定の製造設備は完了していたが、海軍は、この予算流用によって、海軍拡張計画に10倍する規模の設備充実を図った。

会計検査院は、この事態に対し、「名は流用と称すと雖も其实特定事業の創設に外ならず。依て本件は不当なり」として批難した。

また、同鎮守府は、34年度においても上記と同様の方法により流用し、兵器製造所造兵機械の整備に充当していたが、会計検査院は、前年度に続き、不当としてこれを批難した。

(33、34年度 3,110千円)

3 岐阜震災復旧事業

24年10月28日に岐阜、愛知両県を中心とする大地震が発生し、その被害は全壊焼失14万余戸、死者7,200人を数えた。

この岐阜震災の復旧事業に関し、24年度決算検査報告において計22件が掲記されたが、虚構に起因する事項の7件はいずれも官民共謀により工事量を水増しするなどしていたもので、このうちには、次の事例のように、事業を実施した事実が全くないのに、架空の設計を作成し、あたかも設計どおり完成したように装い、工事費を詐取していた事態もあった。

虚構の事実に対し支出したもの

- ① 羽栗郡笠松町で実施した堤防の修繕に係る費用は虚構の設計に対し支出したものであった。この工事について実地検査を行ったところ、現地は人家が接していて本工事を施行する余地はなく、小段は既に他者が請け負って落成した箇所属していて、工事を要する理由がないことから、全くの虚構であったことを発見した。この事態について、「本工事は初より実行を期するものにあらざして徒に名を此に藉り以て不正射利の目的を達せんと欲したるに外ならざるは復た疑を容れざるなり」として、その理由を推問したところ、岐阜県知事もまた設計が虚構であったとして、工区主任を官文書偽造、請負人外数名を詐欺取財と認め岐阜地方裁判所検事に

告発した。

(24年度 内務省 10千円)

- ② 厚見郡旦ノ島村字尻毛橋下新堤工費は、虚構の設計に対し支出したものであった。この工事は契約上の条件を変更したため、工事額を減少すべきところを減少せずに当初額を支出していたのを推問したところ、岐阜県知事は、「本費は既に成功し全く修繕すべき事実なき箇所に対し仕払ひたるものなるを覚知」し、工区主任を官文書偽造及び詐欺取財、請負人外数名を詐欺取財と認め岐阜地方裁判所検事に告発した。

(24年度 内務省 2千円)

政府は、上記2件を含む岐阜震災復旧事業に対する会計検査院の批難に対し、いずれも「国庫の支出を了したる地方経済に対するの非難なるを以て爰に弁明せず」とした。

なお、岐阜震災をはじめとして、毎年発生する災害に対して行われた地方土木費補助事業については、復旧以外の不急の改良工事を実施するなどの事態が見受けられ、27年度行務成績書で改正意見を上奏している（84ページ参照）。

4 帝国鉄道の多彩な批難事項

39年以降に行われた全国主要鉄道の国有化以来、帝国鉄道は陸海軍とともに、会計検査の対象として最も大きいものの一つになったが、検査報告においても、多彩かつ多数の批難事項が掲記されてきた。そのうち主なものについて掲げると、まず、鉄道国有化に伴い民間鉄道会社に支払う買収決定額が計算上過大とした事態があり、41年度決算検査報告において、関西鉄道1,218千円、日本鉄道415千円、九州鉄道7,601千円、総武鉄道1,047千円が批難されている。

次いで42年度から44年度にわたる万世橋駅新設工事費256千円は、「実用の程度を超え不急の工事」として批難された。当時中央線は飯田橋が起点であり、山手線は神田上野間が未開通で、中央停車場として東京駅を新設し、これを中央線の始発駅とする

構想が立てられていた。この構想が実行されると、万世橋駅は単なる通過駅に過ぎなくなるのに、同駅を中央線の発着駅とする見込みによって過大な工事を行ったことを不当であると批難したのである。

44年度決算検査報告において、軌間の広狭問題に関連し、東京・下関間及び城東、常磐両線の改良工事、岩越、新庄、房総、新発田、佐伯、宮崎、浜田、平の各線建設工事において、現行軌間の建設改良を施行する予算をもって、狭軌線路用としては幅員が広過ぎる道床敷、巨大な隧道及び橋梁工事を行い、広軌式のための準備をしたのは不当であると批難している。

時の鉄道院総裁後藤新平は、将来我が国の鉄道は広軌を採用する必要があるとして、まず東京・下関間の改良を計画し、第27回帝国議会に対して総額2億3000万円の予算を要求した。計画された事業は44年度以降13か年度継続事業とするものであったが、議会の協賛を得ることはできなかった。

しかし、その予算審議中の44年2月、鉄道院は、すでに工事に着手したものは広軌式に設計を変更し、その後に起工した永久的工事の主なものについては、すべて広軌式の基準によって施工することとした。こうして45年度起工の事業についても引き続き同一の方針を踏襲し、その実施区域についても当初議会に提出した東京・下関間の改良工事にとどまらず、前記各線の改良及び建設工事に拡大していった。

会計検査院は、各工事の出来形は現行軌間のものより、その構造が著しく増大しており、当局が広軌鉄道改築準備委員会に提出した広軌式基準に符合していることなどから「現行軌間に対する必要に出でたる変更にあらずして広軌改築準備の施工と認めざるを得ず。又改良工事に就ては広軌改築の準備たることは当局者の認むる所なり。」とした。

5 塩専売事業の批難

38年に塩専売法(明治38年法律第11号)が公布され、塩の専売制が施行されることになった。塩の移輸入の対象地は、主として台湾及び関東州であったが、

移入塩の売渡しに関して、輸送中の量減歩合を過大に算出し、国損を生じたとした批難の事例がある。

39年度決算検査報告は、神戸塩務局における台湾撒塩3054万5700斤の売渡しに関し、運搬中に生じる量減の歩合を過大に見積り、国庫に不利を来したとした。

すなわち、移出機関である台湾総督府は、運搬中に生ずる塩の減耗率を16%として、これを補足するため船積証明書の記載数量100斤に対し120斤を交付したが、実際の減耗率は10%程度にすぎないのに、そのまま船積証明書記載数量によって売り渡していた。この結果、国庫の損失は5万余円に上った。検査報告は、この事態を次のように掲記している。

「多数撒塩の引渡しに付適當の方法を以て予め量減歩合を定め秤量を省略するは固より妨なきも其歩合は最も適実ならざるべからず。然るに之に関し何等の調査を為さず、而して40年7月小栗某に対する従来の命令を取消し新に移入塩の運搬のみを命じ、爾後41年6月に至る秤量実行の成績に徴するに、其減耗歩合は百分の十余に過ぎざるを以て所定の減耗歩合百分の十六余は多きに失すること明なり。(中略)要するに本件は事実に伴はざる量減歩合に依り台湾塩の受授を為し国庫に少からざる損失を来したるものにして不当なりとす。」

しかし、このような批難にもかかわらず、神戸専売支局は、先に批難したと同様の方法によって売渡しを繰り返したことから、会計検査院は、40年度及び41年度決算検査報告において、同様の事例を引き続いて批難している。

また、輸入関東塩の売渡しについても、大阪収納所神戸出張所において、量減歩合に適実を欠き、国庫の損失となった事例が40、41両年度決算検査報告に掲記されている。これは、はじめ関東塩の輸入においては、38年度に運搬中減耗歩合を5%と定め、仕入書記載の数量からこれを控除して受渡しをしていたが、39年度以降は台湾塩に準じ、その減耗歩合を16%余に改定実施したものである。

専売局における連年の同種批難について、衆議院

は41年度決算審査において、政府に対し「関東州塩及台湾塩に対する予定減量歩合は国庫に多大の損失を来したるのみならず実に塩田整理の結果移入塩額の増加に想到すれば其の損失驚くべき巨額に達すべし。故に政府は速に実量計算の授受に改め官業の健全収入の増益を期すべし」という警告を発した。

6 煙草専売事業の国損

煙草専売法(明治37年法律第14号)の公布により、煙草の製造及び販売は専売制になり、この後、煙草専売は財政上の重要な位置を占めることとなった。40年度決算検査報告においては、煙草定価の改定直前、売捌人に対して著しく需給適度を超える製造煙草を売り渡し、この結果、国損を生じた事例があった。

すなわち、40年12月25日、専売局においては各販売官署に対して製造煙草の定価改正を予告し、3日後の同月28日これを実施したが、値上げの内定は、販売官署職員によって元売捌人に周知されることとなり、専売局東京販売所ほか34箇所において、定価値上げ直前3日間、元受捌人に対する販売官署の売渡量は著しく増加し、その代価は286万余円に達した。とくに大阪販売所及び宇都宮製造所烏山分工場から売渡しを受けた者のうちには、年間売渡実績の50%あるいは90%に達する事例も生じ、この結果国庫に損失を来したが、検査報告はこれについて次のように指摘している。

「担保の不足せるに拘らず売渡を為し値上後之が補充を為さしめ、或は担保提供、現金納入の為め特に金庫の取扱時間を延長せしめ、或は値上予告の電報接受後停滞品処分にあらざる多額の売渡を為し、或は同一人にして担保又は現金の調達に随ひ、一日数回の売渡を為したるものあり、甚しきは値上後に於て前日売渡の如く装ひ旧定価を以て売渡し、或は値上の内報に接し夜間登庁元売捌人と会合し又は急遽売渡を為すべき旨の電報を発し買受を促し(中略)本件は値上に際し需給適度の範囲を超越して煙草の売渡を為し国庫に少からざる損失を来したるものにして不当なりとす。」

会計検査院の批難に対する政府の弁明は、「元売捌人の請求を斥くこと能はずして幾分過大の売渡を為したるものなきにあらず」というものであったが、貴族院は、これに対し「煙草定価の値上に際し過度の売渡を為し国庫に尠からざる損失を来したるものにして不当の処置なり」と決議した。

7 砂糖消費税の検査

34年に砂糖消費税法(明治34年法律第13号)が公布されたが、43年度決算検査報告において、砂糖消費税の課税方法が適切を欠いていたため、国に不利を及ぼした事態が指摘され、同様の事態が44年度決算検査報告においても掲記されている。

亀戸、玉造、小倉、神奈川及び神戸各税務署において、43年度に大日本製糖株式会社ほか2会社から、砂糖消費税624万余円を徴収した。当時における砂糖消費税の徴収は、「消費税ハ製造場、税関又ハ保税倉庫ヨリ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取ルトキ之ヲ徴収ス」(砂糖消費税法第4条)とする規定に基づいて行われたが、上記各税務署においては、課税対象となる砂糖の数量について、実際引取りの数量によらないで、製造工場における使用原料糖の数量に一定の標準率を乗じ、これによって課税対象数量を算定したもので、また輸出糖については、別に特別の標準率を適用していた。この結果、徴収税額は、上記各社の砂糖製造実績に基づいて算出した正当税額に対し、43万余円の差額を生じ、国損を来したというものであった。

この事態に対し、会計検査院は、「本件は現実引取数量に基き課税すべき物件に対し、推算の方法を執り、且つ実際に適合せざる標準率に依り消費税を徴収したるものにして不当なりとす」と批難した。当局は原料糖使用分界ごとに製成数量を区分するのは不可能であるなどとして「不当の取扱にあらず」と弁明したが、衆議院は政府に対する警告の決議を行った。

砂糖消費税は、上記砂糖消費税法の規定に基づき、

製造場から砂糖を引き取る時点において、種別ごと実際の数量に対して課税すべきものであり、原料糖使用量によって製成糖数量を推算し、課税対象となる実数を無視した課税方法は、法令に違背する不当な処置にほかならないばかりでなく、各工場に対する画一的な製成糖標準率の適用は、製品歩留りが区々である実情に照らし、税負担の均衡を失することとなり、製品課税の趣旨にも反するものであった。

8 日清戦争臨時軍事費

27年7月に始まった日清戦争は、我が国にとって文字どおり国運を賭した大戦であった。戦争に伴う経費については、同年10月23日法律第24号によって戦争終結までを1会計年度とする臨時軍事費特別会計が設置され、戦争経費は一般会計と分離して整理されることとなった。

日清戦争臨時軍事費特別会計は、「臨時軍事費特別会計ニ関スル法律」(明治29年法律第10号)により、同年3月31日をもって終結した。その決算額は、歳入2億2523万余円、歳出2億47万余円に達したが、決算終結時における支出未済額は、予算を一般会計に移して経理することとなった。決算に対する検査報告は30年11月13日内閣に回付されたが、検査報告に掲記された批難事項は10件で、次のとおりいずれも陸軍省に関する事態であった。

物品を著しく廉価に払い下げたもの		
	1件	1,374円
予算の使用が宜しきを得ないもの		
	2件	17,881円
予算を目的外に使用したもの		
	5件	155,799円
虚構の事実に対し支出したもの		
	2件	565円

このうち主なものは予算の目的外支出に対する批難であり、陸軍省の弁明は「不当にあらず」又は「違背したるものにあらず」というものであったが、衆議院によって「会計法第12条違背」などの決議が行われた。次にその一例を掲記する。

予算の使用が宜しきを得ないもの

戦争の終結に際して広島で行った軍用水道布設工事は、元来数年にわたる一大工事で、その進捗も予定の60分の1に過ぎないことから日清戦争に直接の関係を有しておらず、予算を目的外に使用したもので会計法第12条違背であるとして批難した。政府は、清国との和議約款の実行に至っていない当時の状況などから実施したもので、日清戦争に直接関係した費用であると弁明したが、衆議院において「会計法第12条違背」とする決議が行われた。

(陸軍省 10千円)

9 日露戦争臨時軍事費

37年2月、日露戦争が勃発し、同年3月法律第2号をもって臨時軍事費特別会計が設けられた。これによって、戦争に要する経費は、日清戦争の場合と同じく戦争終結までを1会計年度として整理されることになった。

日露戦争臨時軍事費の決算額は歳入17億2121万余円、歳出15億847万余円となり、日清戦争臨時軍事費の7倍余に達した。日露戦争臨時軍事費特別会計は、「陸海軍ニ属スル臨時事件費特別会計終結ニ関スル法律」(明治39年法律第52号)をもって40年3月31日までに終結することとなり、同日までに支出を終わらなかった分は、その支出未済の予算額について一般会計に移管された。臨時軍事費決算検査報告は41年3月2日内閣に送付されたが、検査報告に掲記された事項は次のとおりである。

収入金を直ちに他の費途に充て若しくはこれを私消したもの

3件 146円

予算目的外に支出したもの

8件 491,057円

工事の実施に当たり確実な仕訳書の調製を欠きかつ材料価格の算定当を得ないもの

1件 291,103円

工事の施行上不必要な盛土をなし国庫に損失を与えたもの

1件 16,118円

粗悪の工事に対し請負金額を支出したもの

1件 21,430円

工事の施行に適切を欠き工費を無用に帰せしめたもの

2件 34,796円

不適当な建物を買収するなどして国庫の不利を生じたもの

2件 22,090円

虚偽の事実に対し支出したもの

33件 92,611円

会計の監督宜しきを得ず巨額の官金を窃取され国庫に損失を与えたもの

1件 303,675円

その他不当なもの

3件 34,601円

陸軍省所管は46件、海軍省所管は9件で、これらのうち主なものを挙げると、次のとおりである。

工事の実施に当たり確実な仕訳書の調製を欠きかつ材料価格の算定当を得ないもの

陸軍会計監督部は、東京砲兵工廠銃砲製造所等の新築並びに板橋王子間電気鉄道線路工事に要した費用29万余円の支出を行った。实地検査で、圧延場以下諸工事について主要材料品の煉瓦やコンクリートの使用数量と工費仕訳書の数量とを対比したところ、仕訳書の数量は実際の使用高に対し、煉瓦16万8千余本、コンクリート105立坪余が超過したものとなっていた。また、橋台の両袖石材について仕訳書の数量は実際の使用高に対し69面坪分を超過し、橋梁や隧道等についても仕訳書見積りの石材代価は他庁の購入に係るものに比し著しく高価なものとなっていた。会計検査院は、検査報告で「本件は工事の実施に当り、確実なる仕訳書の調製を欠き、且つ材料価格の算定其当を得ざるものにして不当の支出なり」として批難した。

政府はこの指摘に対し、「戦役中最も急施を要

し」たことによるもので、「不当の支出にあらず」と弁明したが、貴族院はこれに対し「政府の弁明は穏当を闕く」として決議し、また衆議院は「不当」として決議した。

(陸軍省 291千円)

会計の監督宜しきを得ず巨額の官金を窃取され国庫に損失を与えたもの

海軍省経理局の支出において、英国派遣造船造兵監督会計官であった海軍主計少監が、「自己を債主とし引出切符を発行し、或は横浜正金銀行倫敦支店を債主としたる引出切符に依りて現金を引出し、或は自己の保管せる現金」について、これを領得していた。これについて、会計検査院は、「会計の監督其宜しきを得ず前後三箇年度に互り巨額の官金を窃取私消せられために国庫に多大の損失を生ぜしめたるものにして不当」であるとした。

(海軍省 303千円)

第2 検査(行務)成績書

立憲制の確立とともに天皇直隸機関となった会計検査院は、会計検査院法第15条により、天皇に対し各年度の検査成績を上奏することが定められた。この上奏書の名称は、明治22年9月制定の会計検査院事務章程において、行務成績書と規定されたが、32年12月の事務章程改定によって、その後は検査成績書と改称された。

1 法律又は行政上の改正意見

法律又は行政上必要と認める改正意見は、会計検査院法第15条の規定に基づき、各年度の検査成績に併せて上奏することと定められた。これに基づく改正意見の上奏は、24年7月11日の20年度行務成績上奏時以降、明治期において16事項、大正期において1事項となっている。

会計整理期限に関する件

8年度以降19年度に至る12か年度間における歳入歳出総決算の調製は、各年度にわたって遅延し、総決算の発布は年度経過後平均4年を要している。総決算調製の遅延は各省における決算の遅延によるが、24年度以降の総決算は、翌々年度の帝国議会に提出する取扱いとなったことに伴い、大蔵省及び各省は、20年度以降の総決算について、所定期限内に整理完結する要がある。

(20年度)

官舎に関する件

各省における官舎建築費は毎年度巨額に上っているが、統一的な官舎建築基準の不備及び責任者の不注意によって、各省間に建築費の著しい不均衡を生じ、府県官舎においても同様の事態となっている。また、官舎修繕費等を庁費支弁としている現行制度は改正の要がある。ついては9年制定の官舎貸渡規則を改定し、所要の適度に基づく官舎構造、需用物品等の費額を厳重に規制するとともに、予算上官舎費を設置し、修繕費等については一般の庁費と分離する要がある。

(20年度)

海軍造船事業及海軍造兵廠の経済を特別会計となすの意見

海軍造船事業は、鎮守府造船材料資金会計法(明治23年法律第19号)によって、材料貯蓄の資本のみを特別会計とし、工作事業は一般会計の所属としているため、経理上の不便を生じている。一方、事業の性質を同一にする陸軍砲兵工廠は特別会計としており、理財上当を得たものとなっているが、海軍における造船事業及び造兵廠についても、その事業を特別会計とする要がある。

(21年度)

地方土木費補助支出に関する改正意見

(84ページ参照)

(27年度)

日本鉄道株式会社社会計規則改正意見

日本鉄道株式会社に対する利益補給は、会社総

収入から営業費を控除して算出した純益が8分未満の場合、その不足額を補助するものであるが、25年11月実施の同社会計規則によれば、営業費は営業に関する諸経費及び鉄道財産の維持保存に要する経費としていた。しかし、28年11月上記会計規則の改定によって、新たに非常災害復旧費及び鉄道改良費を営業費に含めたため、利益補給額を増額したが、災害復旧費及び改良費は、営業費から除外するよう同社会計規則を改正する要がある。

(28年度)

事業費予算調製に関する改正意見

各省における事業費はおおむね継続費予算に属し、各年度予算の使用残額は、順次翌年度に繰越使用できるとされているが、事業費予算の繰越額は、29年度に5割7分、30年度に4割3分に上っている。このような事態を生じたのは、予算調製に適切を欠いたことによるものであり、政府は予算調製において、年度内に実行可能な事業の功程を調査するなどして、各省による過大な予算要求を排除し、財政に及ぼす弊害の発生を防止する要がある。

(29年度)

予算科目改正に関する意見

現行の予算科目は、各款項の区分が粗大にすぎ、行政事務又は種類の異なる経費を1科目に包括しているなどのため、行政上及び財政監督に不便を生じている。ついては予算科目に関し、各庁共通科目の内容統一、給与の性質がある費途と物品費の別項化、種類の異なる行政事務経費の款による区分、陸海軍軍事費の組織別による款の設置、1項中性質の異なる費用又は範囲の大きいものについて数項に分割、新営事業経費について事業箇所ごとに項の設置、事業経費に対する事業費と事務費の区分、広範囲の事業に対する区間ごと款項の設置、作業費については営業費と資本に区分し別項とするなど改正の要がある。

(30年度)

官有財産管理法制定に関する意見

23年に勅令をもって官有財産管理規則が制定されたが、管理の統一を欠き、監督の方法も備わっておらず著しく不備なものである。現行規則では、官有財産を統一する機関もなく、政府は速やかに調査を了し、法律制定の手続を尽くして国家会計の秩序を整備する要がある。

(31年度)

貨幣整理資金特別会計法の廃止

貨幣法の改正により1円銀貨を引換整理するため、30年に設置した貨幣整理資金特別会計は、33年末において資金138万余円を保有し、さらに、造幣局作業益金の繰入れによって増加が図られている。しかし、円銀処分は既に完了し、特別会計として巨額の資金を存置する要はないと認められ、上記特別会計は廃止して、資金は国庫の疎通に供する要がある。

(32年度)

収入印紙及郵便切手の併合

31年7月、証券、煙草、訴訟、売薬、登記の各印紙を廃し収入印紙としたことは、官民にとって大きい便益となったが、郵便切手についても収入印紙と併合して一種の印紙とし、行政上及び売捌事務の利便を図る要がある。

(32年度)

中央営繕局の設置

国家事務の増加に伴い、建造物の新営は増加しているが、各省独自にこれを実施しているため、緊急の設備が不完全である一方において不急の工事を実施していたり、同一種類の建物について構造を異にしているなど、各庁間に不均衡を生じている。また、各省独自に技術官を置き、経費の加重を生じているが、中央に営繕局を設置して、工事施設及び建造物管理事務を統一し、経費の節減を図る要がある。

(32年度)

継続費予算編製の改正

継続費は、総額、年限及び各年度の年割額を予

定し、帝国議会の協賛を求めることになっているが、経済事情が急速に変遷する今日において、数年又は十数年にわたる年割額を定め、当初の予定によって事業を実施することは困難な状況となっている。また、継続費は財源の多くを国債に求めているが、数年間の年割額を予算に明記し、将来の募債額を表示しているため、財政上の不利を生ずるおそれがある。今後の継続費予算は、総額と年限のみを定め、年割額については、財政の状況に応じ、毎年度予算によって適宜これを定めるよう改正の要がある。

(32年度)

予算編製に関する意見

予算は算出の基礎を正確にし、決算との間に大差を生じないようにすべきであるが、毎年度決算の各項についてみると、3割以上の不用額及び5割以上の繰越額を生じている。このような事態を生じたのは、予算編成において、既往の決算を顧みないまま前年度の予算を踏襲したり、予算の調理に統一を欠いているなどによるが、既往年度の決算を標準とし、勅令をもって積算基準を定め、予算編成の適実を期する要がある。

(33年度)

官舎規則改正に関する意見

官舎貸渡料は、官舎貸渡規則(明治9年制定)により徴収しているが、料金算定に適切を欠き低価に失するものが多い。また、21年官舎貸渡内規の制定後、無料貸付官舎が著しく増加したが、取扱いに統一を欠いている。このような弊害は関係法規の不備によるものであるから、勅令をもって官舎規則を定めるとともに、官舎貸付は職務上必要な場合に限定し、官舎運用の統一を図る要がある。

(36年度)

官有地の整理

府県の管理に属する官有地は、20万余筆2億余坪に上っており、管理は至難となっている。ついては現に官用に供し又は将来所要の見込みある官有地以外はこれを売却するなどして、管理上の煩

累を除去し、経費の節減を図るとともに、土地の効用を促進する要がある。

(40年度)

特別会計の設置及改廃

陸軍における東京・大阪両砲兵工廠特別会計は、人件費及び事務費を一般会計支弁として、損益計算から除外しているが、この取扱いは特別会計設置の目的に反しており、すべての経費はこれを特別会計に編入する要がある。また、海軍工廠については、材料に関する資金のみを特別会計としているが、海軍工廠資金会計法を廃し、造船造兵各工廠の作業に関する特別会計を設置する要がある。

(40年度)

2 地方土木費補助支出に関する改正意見

24年の岐阜、愛知両県を中心とする震災をはじめとして、毎年発生する災害に対し、地方土木費補助事業が行われたが、前述した岐阜震災復旧事業の検査報告事例にみるように、工事の実施については様々な問題が提起された。

当時、災害復旧の工事においては、補助事業に便乗する改良工事が続発し、施工不良や虚構工事なども後を絶たない状況であった。

このような事業の実態は、書類による在庁検査においては発見しがたいが、会計検査院は、岐阜震災以来実施してきた災害復旧工事についての実地検査の結果に基づき、運営の改善を上奏した。

27年度行務成績書では、「抑地方土木費補助の目的たる素と地方団体自己の資力を以て経営する能はざる場合に於て始て之が不足を補助するに在り。故に之を下付するに当りては決して過当の支出を為し以て被害地方をして徒に此機に乘じ不急の工事を経営し不当の利益を僥倖せしむるが如き挙あるべからず。」とし、①工事の設計を精確にすること、②補助金は工事施行の年度を区分して下付すべきこと、③工事の監督を励行すべきことを改正意見として上奏した。

第4節 職権をめぐる議論

第1 会計検査院法第14条運用の問題点

明治22年制定の会計法を初めて適用した23年度決算は、26年5月16日内閣から回付されたが、決算及び検査報告は、24年度の分から帝国議会に提出されることとなった。会計検査院は、新制度に基づく職権を執行することになったが、法律の実施を前に、会計検査院法に規定するいくつかの職権条項の運用について問題点が明らかとなった。

1 決算の検査確定

会計検査院による決算の検査確定は、帝国憲法第72条「国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ」とする規定に基づき、院法第14条において、「決算ヲ検査確定スル」とともに、その結果は、同時に調製する検査報告に掲記することが定められた。

こうして各年度の検査報告は、決算を「検査確定シ」たとして表示されることになったが、我が国の決算は、内閣における決定時に確定し、憲法及び会計検査院法にいう「確定」は、この決算に対する確認という性質のものであった。

憲法及び院法における検査確定の文言は、前述のとおりプロイセン憲法に範をとって規定されたが、枢密院における憲法審議時の逐条説明は、検査確定について「大蔵大臣より送付せる総算書を検査し決算書の積数と及各会計官の報告を証認したる各個の出入会計とを対照し其の当否を断定して之を証明」することと定義している。

会計検査院においては、この検査確定の意義について検討した結果、25年3月決算報告検定規程を設定し、検査確定の事務処理を「決算報告書金額の検定」として、その事務処理の要綱を定めた。こうして、内閣から送付される総決算、各省決算報告書、

各特別会計決算書は、出納官吏から提出され、検査を遂げた各計算書との対査によって、符合の有無の確認が行われることになった。

2 検査報告に掲記する法令違背の範囲

院法第14条は、批難事項掲記の範囲について「歳入ノ賦課徴収歳出ノ使用官有物ノ得有沽売譲与及利用ハ各々其ノ予算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ」（第2号）とし、検査報告に掲記するものは予算、法律及び勅令に違背する事項と規定した。

しかし、行政の執行を勅令によって規定することの多かった我が国においては、具体的な行政運営の規定も行政部が制定する閣令、省令等に委ねている事例が多く、会計制度の運営についてもその例外ではなかった。会計検査院においては、このような制度運営の実態に当面し、検査報告に掲記する違背の範囲を決定しなければならなかった。院法第14条中「法律勅令」の範囲に関し、明らかに法律及び勅令に規定のある場合に限るか、あるいは法律勅令の委任によって行政部が定める閣令省令等も包含するかに関して、検討を重ねた結果、26年7月28日総会議において、「院法第14条第2項の法律勅令とは、形式上明らかに法律及び勅令に該当するものに明記している規程に限る。よって、閣令、省令等によって定められた規程は、たとえ法律及び勅令の施行細則に係るものであっても、法律勅令には含まない。」と決定した。

つまり、検査報告に掲記すべき法令違背の事項は、法律及び勅令の明文に抵触する場合に限定されることとなったが、その理由は、閣令、省令等はいずれも大権の委任によって法律勅令の範囲において定められる行政細則であり、この細則違背事項について検査報告に掲記し、議会の財政監督権としてこれを審議の対象とするのは、当を得ないとするところにあったのである。

第2 逓信省との検査権限論争

立憲制下において新しく発足した会計検査院は、職権執行のための諸制度を相次いで整備したが、実地検査については、明治24年2月実地検査心得書及び実地検査に関する要件を定め、24年4月逓信省について新制度による実地検査を施行した。

この検査の結果によって、23、24両年度にわたり、物品調達に関する不当な事項が検査報告に掲記された。すなわち、23年度予算の執行について、予定価格に上下の制限を設けていた事態、競争契約によって購入すべき金額の物品についてこれを分割し、随意契約としていた事態などであるが、24年度においても同様の会計処理が行われていた。

このうち特に問題となったのは、競争入札に際し予定価格に複制限を設定したこと及びこれに関連して会計検査院の検査権限が問題となったことであった。これは、入札に付するときに最低額をも制限する方法の可否について、会計検査院はこれを会計規則に違反するものとして指摘したのに対し、指摘を受けた逓信省は、この取扱いが行政上の裁量に属することで、工事物品の粗悪を防止するための措置であるとした。さらに、行政に対する検査は会計検査院の越権であるとともに、検査権限は法規違背の有無確認にとどまり、法規の範囲内で各庁の裁量により執行する事柄に対し、経済的であるかどうかの点までも立ち入るべき権利はない、かつ決算が完了していない現年度会計については、検査権限がないと主張して、検査を受けることを拒絶し、さらに、新聞等を利用し、会計検査院の処置を越権としてこれを攻撃した。

逓信省によるこのような主張は、新聞によって喧伝されるとともに、逓信大臣は会計検査院を非とする稟請案を草し、閣議に提出した。会計検査院においては、数名の検査官等によって逓信省の主張に対する検査権限論が起案され、上奏案の提出を含む種々の対策が検討されるに至った。上奏は実行されなかったが、会計検査院の意見はおおむね次のとおりであった。

会計検査院は法律により政府の会計を監督する職責にあり、国に不利益を生じさせる事態があれば、速やかな検査によってその原因を除き、適正な会計執行を確保しなければならない。その不利益の原因が法令違背にあるか、経済的にみて当局の処置が適切でないことにあるかどうかについて問うところではない。また、年度経過後でなければ検査権限が及ばないとすると、月証明に基づく書面検査も行われないことになる。実地検査は会計検査院法第19条の規定に基づき、会計検査院長の必要と認める場合に執行するものであり、その時期を問うものではない。

会計検査院の予定価格複制限に対する指摘と現年度会計に対する検査について、これを越権とする逓信省の主張に対し、以上のような論拠に基づいて編述した会計検査院の所見は、渡辺院長から松方首相に手交された。

検査権限論争の原因となった予定価格複制限の事態については、23年度決算検査報告に1件、24年度に6件、25年度に2件掲記されたが、24年度決算検査報告中の通信事業費に関する指摘事項に詳細記述されている。これは、逓信省で12番鋼線875貫ほか9点を購入するに当たって、競争入札執行上予定価格に複制限を設け、その限度の範囲に的中するものでなければ、たとえ低価の入札があっても一切採用しない方法によっていたため、会計規則に違反しているとしたもので、検査報告の趣旨は次のようなものである。

「そもそも、工事又は物品の購入に競争入札の方法を用いる理由は、落札額の高騰を制限したり、入札参加者間の公平を保つことにある。この目的により会計法は既に競争入札を行う原則を定め、会計規則においても予定価格を定める制度を設けており、予定価格は唯一の標準額かつ単制限であるべきことは法規の解釈上ほんの少しも疑いの余地がない。

便宜方法を設けて工事物品の粗悪濫造を防止できないということについても、会計規則第69条、第70条及び第80条は既にこれらの弊害を防止する目的をもって入札人の資格及び責任上に関し営業証明及び保証金等の要件を規定するなどしている。

さらに、官府の入札は往々にして、商人団結の弊害があって各庁一般にその価格の高騰を伴う。それにもかかわらず、自ら好んで、高価の物品を購入するようなことは、不当もまた甚だしいと言うべきである。

予定価格について複制限の定め方を見ると、最高額と最低額との間の差は極めて小さくこの間に命中するようなことは人為が及ぶものではない。」

同様事態に対する指摘は、前述のとおり25年度決算検査報告においても掲記されたが、貴族院は、この事態に対し競争入札の執行上予定価格に複制限を設けたことは会計法規の精神に違背した不当の処置であるとして強く政府を非難する決議を行い、会計検査院の見解を支持した。通信省は26年度以降この取扱いを廃し、検査権限論争は決着した。

第3 日清戦争臨時軍事費検査功程図の奉呈をめぐる紛議

日清戦争臨時軍事費特別会計は、明治29年3月をもって終結し、30年3月8日渡辺昇院長は29年12月末現在の臨時軍事費会計検査の功程図を奉呈した。この奉呈をめぐる院内に紛議が発生し、この事件は部長安川繁成及び吉田市十郎、持田直澄、関宗喜3検査官の退官決議問題にまで発展したのである。

検査功程図は、臨時軍事費検査の行務監督を目的として、28年12月以降毎月調製されていたもので、その内容は、支出の勅裁金額について各庁証明済額、検査済額、差引検査未済額に分類し、さらに、検査済額については、検定報告及び認可状交付等の処理結果を図表化したものである。

功程図が奉呈されて3日後の3月11日、安川部長ほか8名の検査官は、総会議の議決を経ずに検査成績を上奏したことは院法第11条、第15条に違反しているとして、院長に対して文書を提出した。これに対し同月23日院長は、検査成績の上奏ではなく、検査の功程図を奉っただけで、これは、院務監督の結果であり院長の職権に属すものであり、既にその慣例

があるという趣旨の答書を発した。また、院長は、本件は法律上の解釈に関する問題であるから、総会議に付しその議決により解釈を統一するとした。

4月7日浜弘一部長及び深井寛検査官によって、総会議案「検査功程上奏の場合に於ける議決の要否」が提出され、同月10日総会議において、検査の功程は院法第15条「会計検査院ハ各年度ノ会計検査ノ成績ヲ上奏シ其ノ成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスヘキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得」に規定する会計検査の成績ではなく、したがって、院長はこれを総会議に付すことなく上奏しても院法第10条に違反するものではない、と議決され、安川部長及び河鱈、吉田、持田、関4検査官の反対意見は否決された。

当時、総会議において決議された事項については、議事細則により議員全員が決議録に調印することと定められ、院議の統一が図られることになっていたが、この決議に対し、安川部長ほか3名の検査官は、調印を拒否し、院議の統一は期し得ないこととなった。5月5日渡辺院長は、会計検査官退官ニ関スル法律（明治29年法律第91号）第1条及び第5条の規定に基づき、会計検査官会議に対し、上記安川部長及び3検査官の退官決議を申し立て、即日可決された。同日、退官の議は内閣総理大臣を経由して直ちに上奏され同月25日退官を命ぜられたのである。

会計検査官退官ニ関スル法律

第1条 会計検査官身体若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ之ニ退官ヲ命スルコトヲ得

第2条 退官ハ会計検査官会議ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス

第3条 会計検査官会議ハ会計検査院長ヲ以テ議長トス院長ニ対スル退官ノ申立アルトキハ会計検査院部長中上席者ヲ以テ議長トス

② 議長事故アルトキハ会計検査院部長中上席者之ヲ代理ス

第4条 会計検査官会議ハ現員3分ノ2以上出席スルニ非サレハ決議ヲ為スコトヲ得ス

② 会計検査官会議ノ決議ハ過半数ニ依ル可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第5条 会計検査院部長及検査官ニ対スル退官申立ハ会計検査院長之ヲ為シ院長ニ対シテハ部長合議ノ上之ヲ為ス

第6条 会計検査官第1条ニ依リ退官ヲ命セラレタルトキハ官吏恩給法ニ於テ同法第2条ニ掲クル事項ニ該リタル者ト同視ス

退官した安川繁成は、31年8月の総選挙において衆議院議員となり、12月開会の第13回帝国議会衆議院において政府に対し「会計検査院に関する質問書」を発した。また、衆議院において会計検査院長弾劾案提出の動きが伝えられるに及んで、31年12月20日渡辺院長は退官した。なお、32年1月18日衆議院において「会計検査院長官評定官懲戒法案」が提出され、会計検査官懲戒法（明治33年法律第21号）が制定された。

第4 会計検査官の議会出席問題

帝国憲法下の両議院の決算委員会では、検査報告と検査報告に掲記された指摘事項に対する各省庁の弁明書を読み、政府委員の説明を聴取して審議した結果、政府の措置について「不当」「異議なし」などと決議していた。会計検査院は、決算委員会に出席する建前にはなっていなかったのである。弁明書には、「毫も不当なるものに非ず」として、会計検査院の指摘に対立するものもある中、決算委員会には会計検査院は出席せず、政府側の一方的説明だけで審議が行われていた。

このような事態に対し、明治44年2月、高木益太郎議員ほか1名から、「各議院ハ国家ノ歳入歳出ノ決算審査ニ付会計検査官ノ出席ヲ要求シ其ノ意見ヲ聴クコトヲ得」とする条項を含む議院法中改正案が提出された。この改正案は、前年3月に同議員から提出され、不成立に終わったものであったが、その内容は、決算審査について、会計検査官の出席を要求しその意見を聴くことができるというものであり、「決算について、政府と会計検査院の間で意見の相違がある場合、政府側は自由に考えを答弁するのに対し、一方の会計検査官はただ決算報告書という書面の提出のみである。会計検査官の中には、議員の家を訪ねて説明をする者もいる中で、一方は口頭で説明ができるのに対し、一方は書面だけで報告するということでは、不十分である。両者の弁明・意見を聴き、そうして適切に判断するということが必要である。」というのがその提案した理由である。高

木議員がこのような提案をするに至った理由の一つとして、同議員の提案理由説明によると、39年度から40年度にかけて検査報告に掲記された北海道における国有未開地払下げ問題があった。

北海道国有未開地処分法（明治41年法律第57号）によれば、自ら耕作を行おうとする者には国有未開地の特定区域を定めて無償で土地を貸し付け、成功の後にはこれを付与することとし、売却や貸付等の処分については、土地の規模に応じて支庁長又は北海道庁長官において処分することになっていた。しかし、会計検査院の検査の結果、少なからぬ不正や不当事項が発見され、検査報告に掲記された。しかし、議会における政府の弁明は会計検査院の推問に対する答弁の範囲を著しく越えたもので、貴族院決算委員会においても、政府の弁明は理に適っていないと決議したほどであった。

したがって、会計検査院の意見を徴する必要があるという提案がなされたのであったが、44年2月21日会計検査院は、この問題について内閣総理大臣桂太郎に対し、田尻院長名で意見を提出した。その内容は、①独立の地位を有する会計検査院が、公平、中立の立場から検査確定した決算は、最終的な決定であり、その確定の可否を再び検討するというようなものではないこと、②会計検査院は、検査報告を政府に提出し、政府は検査報告と決算を議会に提出するもので、検査院と議会は直接的な関係を有するものではないこと、③検査報告は議案でないため、ただ議会は検査報告を参考に決算を審理すれば良いのであり、本院から職員を派出して説明する必要はないこと、④会計検査院は合議体の組織であり、会計検査官が単独で発表する意思は検査院の意見とは認められないこと、という会計検査官の議会出席について否定的な見解を述べたものであった。同提案は、衆議院議長の指定した9名の委員に付託されたが、再び審議未了に終わった。

第3章 大正期の会計検査院

日露戦争後、一時高まりをみせた日本経済は、ほどなく恐慌状態を迎え、やがて不況が慢性化した。日露戦争の軍費の大部分を軍事公債により賄った結果、5億円台だった日露戦争前の国債未償還額が明治42年度には26億円台に上るなど、国債残高は膨大となって、政府は財政的に行き詰まり、その整理に苦しむこととなった。歳入は伸び悩み、日露戦争の戦費を賄った膨大な国債の元利償還費、新領土の経営費、軍備拡張費など財政需要は増大する一方で、外貨準備も底をつく状態となるなど、政府は深刻な財政難に陥った。明治44年に成立した第2次西園寺内閣は、財政立て直しのために行政整理に本腰を入れようとした。

この経済危機を救ったのが、大正3年(1914年)7月に勃発した第一次世界大戦であった。同大戦において、日本は戦禍を被ることなく未曾有の好況を享受した。諸産業の繁栄による大戦景気は、終戦となった7年ごろに頂点に達した。しかし、船成金に代表される巨大な戦時利得者が生まれる一方で、諸物価が異常に上昇し、これに対して中産階級以下の実質的收入は低下して生活苦を来した。このような背景もあって、7年7月に富山県魚津町で起こった米騒動は、瞬く間に全国各地域に及び、米屋・資産家の襲撃など群衆の街頭運動へと一挙に発展していった。

この間、第一次世界大戦中の6年にロシア革命が起こった。その結果ロシアは戦線を離脱したので、

東部戦線が動揺し、連合国は日本にシベリア出兵を要請してきた。この状況においてアメリカも出兵に踏み切ったので、我が国も7年8月シベリア出兵を宣言し、ウラジオストックに出兵した。その後シベリア出兵はほぼ完了し、各国は漸次撤兵したが、日本のみ撤兵せず、11年まで延べ7万余の兵を送り10億円に近い戦費を費やした。この出兵は、国内世論の非難を浴びたのみならず、諸外国からも大きな不信を招いた。

第一次世界大戦が勃発すると、連合国側はドイツの軍国主義の徹底的打倒を唱え、この軍国主義に対抗するものとしてデモクラシーが強調された。日本も連合国側に味方してドイツに宣戦布告したため、デモクラシーに賛成せざるをえなかった。このようにして我が国にも芽生えた大正デモクラシーは、政治論からその後経済問題、社会問題へと広がった。

12年9月1日、関東大震災が発生し、首都及び近隣地域では死者・行方不明者10万余名、家屋の全焼44万余戸に及ぶ壊滅的な被害を被った。この大震災は、日本の経済に深刻な打撃を与え、既に不況状態にあった経済界は、完全に立ち直れないまま、ますます慢性的恐慌状態に落ち込んでいった。会計検査院も庁舎を焼失し、一時仮住まいをした後、焼跡に建築したバラック庁舎に移ることになった。同震災により、庁舎と共に多くの重要書類が焼失した。

第1節 組織等の変遷

1 組織の変遷

(1) 大正2年の行政整理による機構縮小

会計検査院の組織は、大正2年の行政整理によって、大幅に縮小された。

日露戦争後、不況が持続するに従って、財政緊縮さらには財政の整理が政策課題とされるようになり、明治44年8月成立した第2次西園寺内閣は、行政財政整理に取り組んだ。同内閣の立案した行政財政整理

は、大正2年2月成立した山本内閣により実施され、官吏・雇員等合わせて1万人以上の人員整理と、財政の整理によって、約7千万円の節約が予定された。会計検査院は、同年6月、明治憲法制定時に機構を整えて以来ほぼ継続していた3部12課制を2部8課に縮小して、第3部を廃止した。これに伴って各部課の所掌事務も大幅に変わり、院長官房においても往復掛及び記録掛を廃止し、代わりに文書掛を設置した。

定員も、部長3人が2人に、検査官12人が8人に、副検査官18人が16人に、書記189人が170人にそれぞれ削減されて、部長1人、検査官3人が休職となり、書記20人、雇員及び写字生11人が退職した。なお、会計検査官は、会計検査院法の規定により身分が保障されているため、休職の特例と休職給の支給が与えられた。

さらに、翌3年11月書記5人、5年4月副検査官2人の定員が削減された結果、総定員191人という明治憲法下で最小の陣容となった。

(2) 行政整理後の増員

その後、財政規模拡大に伴って事務量の増大が著しかったため、増員に努力した結果、8年4月、副検査官3人及び書記・技手20人の増員が認められた。

(3) 3部12課制への復帰

10年4月会計検査院法が改正され、同年9月、8年余の2部8課時代に終止符が打たれ、3部12課の組織に復帰した。これは、会計法改正により、決算の議会提出時期が従来 of 慣行より1年早められて明文化された結果、会計検査の期間を短縮する必要が生じたことによるが、定員については、3部制に適應するよう部長1人及び検査官4人が増員され、また副検査官8人及び書記・技手60人が増員されて、総定員287人となった。この定員の増加に対して、実員は10年に高等官7人及び判任官32人、翌11年に高等官5人及び判任官が24人の純増となった。

(4) 第一次世界大戦後の行政整理

第一次世界大戦後の慢性的不況の下、またも行政財政整理が実施されることとなり、12年4月、副検

査官3人、書記6人の定員が削減された。次いで、関東大震災による膨大な復旧復興経費の支出が加わって、財政状態が更に悪化したため、13年7月政府は大規模な行政財政整理を推進することとし、14年度から3年間に官吏・雇員等合わせて4万人以上の人員整理が行われた。

会計検査院は、政府から、書記官1人、副検査官7人、書記48人の定員削減を求められたが、歳計膨張による事務量の増大と、決算の議会提出時期繰上げに伴い14年度に2か年度分の検査確定を行う必要があることから、14年4月副検査官4人、書記27人の定員を削減するにとどまり、これ以降、総定員およそ250人で昭和を迎えた。

2 技術顧問員の設置

4年9月会計検査院事務章程が改正されて、必要に応じ技術顧問員を置くことができることになった。技術顧問員の役割は、技術に関する事項を調査し意見を開陳することであった。

会計検査院は、早くから、会計監督の目的を達するため、予算法令違背事項だけでなく不経済事項についても積極的に検査を実施する立場をとっていたが、大正期に入ると、これに一層の重点を置くようになった。我が国の産業、経済が発展するにつれて、財政支出のうち土木建築工事費及び機械類製造購入等の経費が増大し、その経済上の可否を判定するため、技術的知識が必要になってきた。しかし、会計検査院には専門的知識を有する技術職員が置かれていなかったため、技術者を顧問に嘱託する制度が設けられた。7年5月、土木、機械、建築を、それぞれ専門とする3人の技術者が技術顧問員に委嘱され、さらに10年、冶金、電気の専門家が委嘱されて合計5人となった。第二次世界大戦後は、技術職員を配置できるようになり、この制度は廃止された。

3 職員の待遇

大正期に入り一部職員の地位が引き上げられた。

- ① 4年3月、副検査官が高等官官等俸給令の改正により、高等官5等以下から4等以下に、俸給も3号表の適用が2号表に、それぞれ改められた。
- ② 5年4月会計検査院法が改正され、会計検査院長が、勅任官(親任官待遇)から親任官に改められ、各省大臣と同等になった。

また、書記については、その定員全部が充足されていなかった。6年7月に11人が欠員であったが、大震災後には定員の2割前後が欠員となった。これは、当時の俸給予算と賞与制度に原因があった。

当時の俸給予算は、平均俸給額に定員数を乗じて積算されていたが、会計検査院には、他の行政官庁と異なり身分保障のある高給の終身官が多数いたので、一般職員の相当数を常に欠員としておかない限り、俸給予算が不足する懸念があった。

また、当時の賞与制度について、官庁では、俸給予算に剰余が生じると、それを職員に賞与として分配することが慣行化されていたが、多くの官庁では、賞与の財源として、事務費はもちろん事業費までも流用するという予算目的违背の経理を公然と行っていた。会計検査院においては、職員の賞与は他省庁と比べて少額であったが、これを支給するため、相当数の欠員を置いていた。

◆定年の申合せ◆

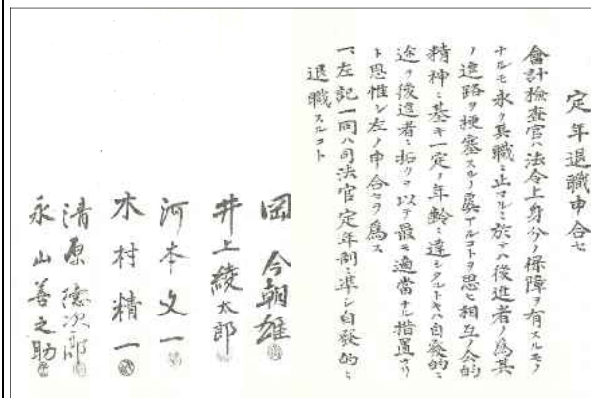
会計検査院の総会議構成員(会計検査官)全員の終身身分保障制は、行政部からの独立性を保持し、職務執行の公正さを確保するためのものであった。しかし、当初は理想的と思われたこの制度も年月を経るにしたがい、その運用において問題を生じた。この制度により、課長以上の多くを勤続年数の長い高齢者が占めるといった事態が生じ、院内人事は停滞した。

このように、多数の高給職員が常に定員を満たしていたため、もともと他省に比べ低水準の人件費予算は、終身官である課長以上の給与に多く使用され、部課長以外の一般職員については、定員の充足さえできず、一般官庁に比べ、賞与は少なく昇給は遅いという状況で、会計検査院全体の士気の低下をもたらした。

既然大正期において、大審院長、検事総長は満65歳、その他の判検事は63歳をもって退職することに改められたこともあり、会計検査院内にも終身身分保障制を見直す意見が出て、昭和6年10月、終身官である部課長の間に「定年申合せ」がなされた。

この申合せには、一部の反対はあったものの会計検査官のほとんど全員が、「63歳をもって退官のこと」とする申合せを承認押印し、新任者には、あらかじめ申合せ書に押印させることとして、昭和22年の現行制度の発足時まで実行された。

この定年申合せは、多くの弊害をもたらしていた会計検査官終身身分保障制を制約し、副検査官以下に対しても60歳ぐらいでの退職勧奨が可能となった。



定年申合せ

第2節 検査業務運営

計算証明については、明治22年会計検査院法制定以来、経理内容ごとに計算証明規程が多数定められてきたが、大正4年7月これを単一の計算証明規程に整理統合し、その際に恒例の支出及び軽微な事項について証明の簡素化が図られた。一方、実地検査については、その有効性が更に認められるようになり、これが充実される傾向にあった。

10年4月公布された会計法の全文改正及び国有財産法の創定は、会計検査院の関係に対しても重要な変革をもたらした。すなわち、決算提出期の繰上げに伴い決算検査の早期化が必要になったこと、出納官吏の弁償責任に関する規定が改定されたこと、国有財産増減総計算書及び国有財産現在額総計算書の検査が権限に加えられたことなどであって、このとき、会計検査院法及び会計検査院事務章程にも所要の改正を加え、計算証明規程及び検査事務規程等の院内諸規程も全面的に改正された。

12年9月関東大震災により、会計検査院は庁舎を焼失し、一時仮住まいをした後、焼跡に建築したバラック庁舎に移ることになった。庁舎と共に多くの重要書類を焼失したが、差し当たり、内閣から送付されていた10年度決算書類と検査報告作成に必要な検査関係書類の復旧が必要であった。また、大震災で経理関係の資料を焼失した諸官庁の決算検査及び出納官吏弁償責任判決等についても、特別な取扱方法を定める必要があった。

第1 計算証明と書面検査

計算証明規程の統合

(1) 大正4年の計算証明規程

大正4年7月会計検査院達第1号をもって計算証明規程が制定され、5年度分の証明から施行された。従前の計算証明規程は、明治22年以来、会計経理の

内容ごとに個別の規程が必要のつど随時に制定改廃されてきており、その後整理が加えられたものの、大正時代に入ってもなお20の規程が併存していた。大正2年6月行政整理により、2部8課へ組織が縮小されるに伴い、書面検査等の事務合理化を一層推進する必要が生じたため、同月、在来の証明規程取調委員に代えて証明規程改正委員を設置し、計算証明規程改正の検討立案が行われた。

新しい計算証明規程は、前述のとおり経理内容別に制定されていた従前の多数の計算証明規程を整理統合して、全9章116条、書式30より成る単一の規程にまとめあげたほか、法令の改廃等の結果実情にそぐわなくなっている点に所要の改正を加え、また提出書類の簡素化などを図ったものである。規程の構成は、第1章を総則として、計算書類の訂正方法、証憑書の原本主義、外国文の証憑書及び外国貨幣収支の処理方法など計算証明の全般に通じる規定を置き、第2章以下を、経理内容に従い、歳入、歳出、金庫、現金出納、預金及国債整理基金運用、物品出納、官有財産の7章とし、第9章に団体及諸営造の収支が配されていた。

主要な内容上の改正点は、次のとおりである。まず歳入に関して、租税については、調定超過額明細書等の廃止及び収入未済明細書等の合併を行い、租税外歳入については、調定済歳入額明細書を添付して証憑書の提出に代えることが規定された。次に歳出に関しては、竣功明細書について、工法の進歩等の実情に応じるよう記載方法に大改正を加え、直営製造について、作業の実績を把握するため事業成績書を提出させることとした。また歳入歳出の国庫内移換について、併算証明をするなどの規定を置いた。

さらに、預金及び国債整理基金運用に関する計算、官有財産に関する計算について、検査の周到を期するため新たに計算証明の規定を設けた。

(2) 大正11年の計算証明規程の全文改正

4年の計算証明規程は制定後2度の部分改正を経て、11年3月会計検査院達第1号をもって全文改正され、11年度分の証明から施行された。この改正は、会計法の改正及び国有財産法の制定に伴うもので、10年3月設置された証明規程及院内諸規程取調委員により、検査事務規程などの院内諸規程の改正と並行して検討立案されたものである。

改正点は会計制度の改編に適応させるものが主である。すなわち、国庫金出納制度の金庫方式から預金方式への切換えに伴い、金庫の章を全面的に改定して日本銀行の章とするなど所要の改正を加え、また、決算検査の1年繰上げに伴い、歳入の計算証明を年証明ではなく月証明を原則とすることとした。また、繰替払制度の設定に伴い、鉄道官署及び郵便電信電話官署の現金出納の証明に関する規定に代えて繰替払現金出納の証明に関する規定を新設し、下検査制度すなわち会計検査院へ計算書を提出する前に上級官庁等の検査を受ける制度の廃止に伴い、上級官庁等の下検査書を添えて計算書を提出することとなっていた現金出納及び物品出納に関する規定を改めた。その他には、会計検査院の指定又は承認により各証明庁の実情に応じて証憑書類提出の省略等ができる取扱いを第2章以下で定めたこと、租税の歳入徴収額計算書の証憑書を租税の種類ごとに規定していたものを統合整理したこと、国債の章を新たに設けて国債増減計算書と証憑書の提出を定めたこと、国有財産の証明について証憑書類提出の規定を置くことなどの改正が行われた。

この11年の計算証明規程は、その後幾度かの部分改正が行われたが、いずれも小規模のものであり、昭和22年まで有効に存続した。

(3) 証明書類の増大及び提出遅延

証明書類の受領数は、我が国財政の伸長に比例して、急激に増加する傾向にあった。そのため、大正4年と11年の計算証明規程の改正において、恒例の支出又は軽微な事項の検査を省略するなど大幅な整理を図ったが、なお大正末年には、計算書、証憑書

の受領数がそれぞれ69,164冊、23,415,540枚となっており、ともに大正初年の約1.5倍に増加した。最高の受領数を示した10年の証憑書は、大正初年の2.5倍という伸びを示し、書記1人当たりの年間検査量は、10年に書記の定員がかなり増加されたものの、証明書類の増加に追い付かず、相当増大する傾向にあった。

また、各省庁からの証明書類の提出は相当に遅延していた。比較的早く提出されるはずの支出計算書にしても、6年度分で7年12月以降に到達したものの金額は、1億円以上にもなっており、この傾向は、その後も10年の会計法改正まで続いた。

第2 実地検査

実地検査の定着及び発達

大正2年3月派出官心得をもって、旅行日数、旅行順路及び旅費に関する内部の基本原則が定められた。

我が国においては、会計監督制度を模範としたプロイセンその他諸国とは、比較にならないほど、実地検査が会計監督の有効な方法として定着し発達してきた。明治時代から實際上、書面検査に付随する補助的なものではなく、書面検査と並ぶ有力な方法と認められるようになっていた。

実地検査執行の程度も徐々に充実される傾向にあった。2部8課時代の5年度から7年度における実地検査の施行状況をみると、検査官又は副検査官1人書記2人を1組として派出されるのが常例で、各課いずれも毎年3～6組を派出し、年間の延派出日数は1,200～1,300日であった。8年の実地検査所要箇所数は約7000か所であり、うち3000余か所は、従来、数回以上にわたり検査を実施済みであるが、約2000か所については、元年度以降検査を実施しておらず、残り約2000か所は、かつて一度も検査を実施したことがなかったものである。

15年、副検査官の増員予算を要求したときの調査によれば、15年度の年間検査施行日数は、東京市内分が132日、地方分が1,676日、計1,808日であり、

実地検査所要箇所1か所につき平均4.6年に一度検査が実施される割合であった。

実地検査の派出地域は、数次の戦争により我が国領域が拡大したのに伴い、台湾、樺太、朝鮮、関東州に拡がり、第一次世界大戦を契機として、南洋諸島も加わり、さらに、陸軍部隊、出先機関のあった満州、華北にも及ぶようになって、実地検査1回の派出期間は、遠隔の地域では2か月に及ぶことも稀ではなくなった。

検査の具体的方法としては、土木工事において、地中埋設部分の施行状況を調べるため土地を掘削したり、建築工事において、屋根裏、床下等の一部を取り外したり、材料品等の素材の品質を確認するため試験をしたりすることなども必要に応じて実施された。

第3 検査事務に関する規程の変遷

1 規程の変遷

明治33年の検査事務規程は、大正10年の会計法改正及び国有財産法制定に伴い全文改正された。この改正は、10年3月に設置された証明規程及院内諸規程取調委員のもとで、計算証明規程の改正と並行して検討されたものである。その主要な改正点は次のとおりである。

① 検査事務規程の改正

- ・検査報告調製時期の1年繰上げに伴う会計検査院内における各種報告書提出等の時期が繰り上げられた。
- ・大蔵大臣又は各省大臣から会計検査院へ通知すべき事項が種々定められたことに伴う処理手続の設定が行われた。
- ・国債増減計算書、国有財産増減計算書及び国庫金運用計算書の検査手続が新設された。
- ・認可状の書式の改正が行われた。

② 検査報告及検査成績書取調規程の改正

- ・検査報告案の委員会への提出期限が、翌々年度9月20日から、翌年度11月10日に改められた。

- ・検査成績書案の委員会への提出期限が、翌々年度11月30日から翌年度12月15日に改められた。

③ 行務年度規程が廃止され、毎年7月1日から翌年6月30日までであった行務年度が、新設された行務監督規程によって、毎年11月1日から翌年10月末日までと改められた。

④ 部会議決議事項については、「実地検査派出官の報告書」が削除され、「会計検査院法第17条に依る各省の通知書」が追加された。

⑤ 議事細則の改正

- ・総会議について、毎週1度開かれる通常会と臨時会の区別が廃止されて、院長が随時開会することとされた。
- ・従来から実施されていた議案の持ち回りによって決議する略式総会議について明文の規定が新たに設けられた。

⑥ 政府から補助金又は特約保証を与えられた団体等の収支計算を証明するものに対して認可状を交付する取扱いが廃止され、所管大臣に対して通牒書を発遣することに改められた。

この改正以後、昭和16年に認可状を簡素化するための改正、同17年に相続税物納計算書に対する検査手続を新設するための改正等が行われたが、いずれも大きな改正ではなかった。

この検査事務規程以外に、昭和13年4月、臨時軍事費検査事務規程及び臨時軍事費検査報告及検査成績書取調規程が制定されたが、これらの規程は、12年日華事変勃発に伴い設置された臨時軍事費特別会計に対する検査体制を整備するために設けられたものである。

2 検査事務手続

会計検査院の明治憲法下における検査事務の手続を、大正11年改正の検査事務規程により概観する。

検査事務規程の構成は第1章総則、第2章歳入歳出計算書及決算、第3章国債、国有財産及国庫金運用計算書、第4章出納、受払及収支計算書、第5章雑則であり、全31か条から構成されていた。まず第1章

総則においては、各種計算書に共通の検査事務として、各課長は①計算書を審査して審査報告書を提出し(第1条)、②検査の進行に伴い、検査報告又は検査成績書の掲載事項があると認めたときは、そのつど案を具して部会議又は総会議へ提出し(第2条)、③統計材料、検査報告掲載事項及び検査成績書掲載事項をそれぞれ提出期限までに、検査報告及検査成績書取調委員に送付する(第3条)こととされた。

次に第2章以下第4章において、各計算書に対する検査の手続が定められているが、このうち代表的な歳入歳出計算書及び出納計算書についてみる。

(1) 歳入歳出計算書

歳入歳出計算書を検査し決算確定に至るまでの事務は、①計算書に対する検査(第1条～第4条)、②日本銀行の計算証明との対照及び歳入歳出決算内訳表の調製(第5条、第6条)、③決算の科目金額と計算書の符合(第8条、第9条)、④決算の検定及び確定(第10条～第12条)の4段階に分けられる。

課長は、1年度分の検査を完了したときは検了報告書を作成して部長に提出し、翌年度9月30日までに未完了のものがあるときは、未検了の処理をする(第4条)。

日本銀行の計算証明と総括支出計算書及び最終歳入徴収額計算書との対照は、国庫の現金収支と各省の計算書金額を照合することによって、歳入歳出の科目別金額の確認を行おうとするものであり、対照済みの計算書に基づいて作成される決算内訳表の正確性も、これによって保証される(第5条、第6条)。

次に検査報告及検査成績書取調委員において調製した決算表及び決算内訳表により、政府提出の決算書類が審査されるが、この審査により決算の科目、金額の正確性が保証される(第8条、第9条)。

(2) 出納計算書

出納計算書については、歳入歳出計算書の場合における検了報告書に相当するものは判決報告書である。

課長は、①出納官吏の計算書に対し1管理期又は1年度分の検査を完了したとき、②計算書全部の検査

を完了しなくても必要と認めたとき、③会計法第36条により特に証明をしたものがあるときに、判決報告書を作成して部会議又は総会議に提出する(第17条)。

課長は出納官吏に対する弁償責任の判決に関し、有責任の場合には処分要求書案を作り、無責任の場合には会計法第36条により特に証明したときに限り通牒書案を作り、判決報告書に添付する(第18条)。

そして、課長は出納官吏の計算書に対しては、全部正当と判決したとき若しくは出納官吏において任意に又は本属長官の弁償命令に服し既に弁償を了したときは、1管理期又は1年度分を通じ要認可状交付の旨を記載した判決報告書を提出する。有責任の判決後弁償責任に関する処分が終了したときは、課長は判決報告書の書式に準じ認可状交付報告書を作り部長を経由して院長に提出する(第20条)。

出納官吏の弁償責任に対する判決については、会計検査院法第24条の規定により、①認可状交付の日から5年以内に、出納官吏から請求があったとき、②会計検査院において、認可状交付の日から5年以内に計算書の誤びゅう脱漏二重記載があることを発見したとき、③5年経過後であっても会計検査院において詐偽の証憑を発見したときに、再審を行うことができることとされており、これに基づき検査事務規程で再審の手続が定められている。

すなわち、再審事項があるときは、課長は再審開否の理由を明らかにした報告書を作って部会議又は総会議に提出し、なお、出納官吏からの請求によるもので請求を受理すべきでないとするものについては、通牒書案をこれに添付する(第21条第1項)。部会議又は総会議において再審を行うことが決定したときは、院長が担当部を指定し、その部長が担当課を指定する(同条第2項)。再審を開始するときは、担当課長は本属長官又は当該出納官吏に対する通牒書案を作り院長に提出する(第22条)。再審の判決は、有責任の場合においては初審における有責任の場合に準じて処理し、無責任の場合においてはその理由を記載した通牒書を発遣するとともに認可状を交付

する(第23条)。

検査事務規程には、以上の各計算書に対する検査事務手続のほかに、第5章において、法令上会計検査院が受ける通知の処理手続(第26条～第28条)、委託検査の受託庁より提出される検査成績報告書の処理手続(第29条)、实地検査についての報告手続(第30条)、各課における検査事務細則及び統計台帳の設定(第31条)が規定された。このように、検査事務規程は、会計検査院の業務上大きな比重を占める各種計算証明書類の検査及び決算の確定等に対する一般的手続規程として重要な役割を果たしてきたのである。

第4 出納官吏に対する判決

1 制度の変遷

(1) 客観的輕過失原則の採用

大正10年の会計法の改正により、それまでの無過失責任原則は廃されて、客観的輕過失原則が採用され、旧法では、出納官吏が、水火盜難等の不可抗力による場合だけ、その事実を会計検査院に証明することによって得ていた責任解除の判決を、「善良なる管理者の注意を怠らなかったこと」を会計検査院に証明することによって得られるとした。しかし、法文上の建前は、あくまでも旧法のままで、現金又は物品の亡失毀損の事実の発生によって、当然に弁償責任が発生するとされたので、会計検査院による判決制度の法文とは異なった合理的運営は、太平洋戦争終結に伴う改革まで続いたのである。

太平洋戦争中、この輕過失原則について、戦地又は戦地往還中という特別な場合の事故の際は、その举证責任が大幅に輕減された。

(2) 身元保証金制度の廃止

会計法の身元保証金の規定は、フランスの出納官吏の弁償責任を担保する身元保証金制度を模範としたものであるが、出納官吏の職務、経済的地位等において大きな差異をもつ我が国においては、実効がないままに、ほとんど適用されることなく、形がい

化してしまった。この身元保証金の制度は、10年の会計法改正において完全に廃止された。

2 出納官吏弁償責任判決の状況

大正時代において、総会議又は略式総会議の決議により有責任とされたものの件数は、前の明治時代に比べてかなり減少した。元年度から9年度までは毎年1件ないし数件であり、会計法改正法が公布された10年度になって8件、11年度には13件と相当の増加を示したが、12年度は1件となり、13年度以降には皆無の年が続いた。大正年間における総件数は37件で、これを出納官吏別にみると、最も多いのが収入官吏であり、次いで繰替払を取り扱っていた現金出納官吏、現金前渡を受けた官吏が多数となっていた。また金庫出納役については、会計法の改正によりその制度が廃止されるまで5件あり、12年度に最後の有責判決がなされた。

現金物品の亡失毀損の態様は、出納官吏又はその補助者の横領によるものが最も多く、そのほかに詐取されたもの、亡失したものなどがあった。

所管別にみると、税務署において収入官吏又はその補助者の横領したものが11件と目立っており、次いで陸軍関係が臨時軍事費に対するものを含めて6件であった。

会計検査院の総会議又は略式総会議で無責任とされたものは、現金前渡を受けた官吏15件、金庫出納役4件、繰替払を取り扱っていた現金出納官吏3件等であったが、現金前渡を受けた官吏のうち13件は、11年4月に臨時軍事費についてまとめて判決されたものである。

なお、11年5月検査事務規程の改正により、認可状の書式が会計検査院長名を記載する方式から会計検査院の公印を押す方式に改められ、また、判決の書式がまず「主文」を掲げて、次に「理由」を付す司法上の判決と同様の方式に改められた。

また、会計検査院が直接検査判決をしたもの以外に、数多くの計算書が委託検査に付され、受託庁において検査判決が実施されていた。

なお、14年度会計検査成績書によれば、14年度には計算証明を行う出納官吏数は1万500余人となっていた。

3 弁償責任の恩赦による免除

出納官吏に対する弁償責任判決により生じた債務の減免については、会計検査院法第21条において「会計検査院ノ判決ニ拠リ弁償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本属長官之ヲ減免スルコトヲ得ス」と規定されている。すなわち、天皇の恩赦による場合以外には減免されることはなかった。

この恩赦による弁償責任の免除は、大正元年11月勅令第41号「出納官吏弁償責任の免除に関する件」の公布によって初めて実施され、①同年7月30日以前における事由によること、②出納官吏本人の犯罪によるものでないこと、③将来に向かって存する債務であって弁償済みでないこと、の条件を満たすものについて免除することが定められた。会計検査院は略式総会議の協議会をもって、同月、この勅令に基づき弁償責任の免除を実施するに当たって必要な取扱方法を定めた。すなわち、既に判決の結果債務を負っているものに対しては、この勅令に基づいて免除されても認可状を交付しないこと、また、将来の検査判決においてこの勅令の免除に該当するとされるものに対しては、判決報告書にその事実を記載の上、認可状を交付すべきとしたことなどである。一方、会計検査院は、委託検査に係るものについても同様の取扱いをするように、同月、各省大臣へ通牒書を発遣した。

その後大正4年、13年、昭和2年、3年、15年及び20年にそれぞれ勅令が公布され、弁償責任による債務に対して同様の恩赦が実施された。会計検査院は前述の大正元年度に定めた取扱方法に基づいて、そのつど同様の処理をしたが、3年からは、検査判決の結果恩赦による免除に該当するとして認可状を交付する際には、その旨を記載した書面を添付することにした。

勅令免除による判決例

出納官吏の弁償責任に基づく債務の免除に関する勅令は、帝国憲法下の60年間に、明治天皇御大喪に際し大正元年11月公布されたものを最初とし、第二次世界大戦終局に際し昭和20年10月公布されたものを最後として前後9回にわたり公布されている。これらに基づいて、債務を免除されたものについての第1号判決は、樺太庁採炭試験所の分任収入官吏に関するもので、大正2年1月21日の略式総会議において、自己保管中の歳入金をほしいままに鉱夫募集旅費に充当するため鉱夫頭に貸与したのは弁償の責を免れないが、勅令により「債務の免除を受くべきものなるを以て茲に認可状を交付せんとす」と判決している。

4 参考人制度の検討

会計検査院においても、行政裁判所における証人及び鑑定人の制度と同様のものを設けようとしたことがあった。大正時代の初めシーメンス事件が世間の注目を集めたところであるが、技術顧問員制度の設定と並行して検討された。

会計検査院において検定又は判決を行う場合、事実の究明や証明をするための方法は、会計経理の証憑書を提出させて、計算証明させることと、経理担当者につき審理推問して弁明を求めることが基本的方法であったが、計算証明された書類が事実と反することがあっても反証をあげることが極めて困難であった。そこで、行政裁判所と同様に証人、鑑定人の制度を設けることにより、検査の手續に慎重を期し、また、会計経理に疑惑がありながら確証が得られず、不問又は無責にせざるを得ない事態を避けることができる、という意見があった。

会計検査院では、関係の法律案を作成して法制局と折衝したが、その法案中に、証人及び鑑定人の審問を裁判所に囑託できるとの条項があった。法制局から司法省に照会したところ、会計検査院において訴訟事件と同様に証人、鑑定人に宣誓義務を負わしめ訊問をなすことは、その事務の性質上穏当でない、

むしろ漁業権侵害や鉄道災害の場合等におけるように、参考人を尋問し又は関係人の申告をなさしめるのが適当ということになった。そこで、4年12月「会計検査院ニ於ケル参考人尋問ニ関スル法律案」を作成して法制局に提出したが、結局、その後の進展をみるまでには至らなかった。

第5 検査報告と検査成績書

1 検査報告調製時期の早期化

大正11年度から決算の議会提出時期が1年早められて、年度終了後、翌年に開会される通常議会へ提出されることになったが、これに伴い会計検査院においても検査報告の調製を1年早めることが必要になった。

決算の議会提出時期については、決算制度及びその検査制度の効用の面から会計検査院も重要視しており、明治20年度行務成績書において、当時非常に遅れていた決算調製時期を早めるべきことを上奏した。後に、決算の翌々年度議会提出は慣例化し、議会では、大正5年の第37回議会衆議院本会議において、2年度決算検査報告について決算委員長から、予算審議に生かすため決算にも重きを置き、不十分な決算審議を改めるため、決算報告は前々年度の決算に係るものから、短縮して前年度の決算に改めることを適当とし、政府は次年度よりこれを実行することを望むとの希望決議が出て承認されることがあった。

会計検査院では、決算1年繰上げに備えて、内部の体制を整えるとともに、12年5月、各省大臣及び朝鮮総督に10年度及び11年度の計算証明書類提出、審理照会に対する答弁及び回答を迅速に行うよう通牒を発遣した。しかし、同年9月1日、関東大震災災に見舞われ、11、12両年度の決算及び検査報告の調製、提出の早期化はやむを得ず延期された。14年1月、12年度及び13年度の決算に関し、再び上記趣旨の通牒を各省大臣に発遣すると同時に、院長は各部課長に対し、14年中に2か年度の検査確定を行うた

め検査事務を促進するよう通達した。このように事務の進捗を図った結果、12年度の検査報告は14年12月、13年度の検査報告は翌15年1月に決算に添えて内閣へ提出することができ、永年の懸案であった決算及び検査報告の年度終了後翌年に開会の通常議会提出が実現され、今日に至るまで受け継がれる基となった。

なお、会計検査成績書の上奏も同様に1年早められた。

2 国有財産の検査報告

会計検査院法においては「官有物」を検査対象に規定していたが、国有財産の検査方法及び手続の定めがなく、十分な検査は行われていなかった。国有財産の売買等については、収入支出の決算検査として証憑書類に基づき、その当否が判定されるが、交換、無償譲渡のように決算に収支が計上されない場合には、検査の機会はなかった。

会計検査院においては、会計検査成績書において官有財産管理法制定の必要を上奏するなどの措置をとったが、3年3月第31回議会において、政府より議院に報告する官有財産目録及びその増減異動報告書を検査対象に加えることなどを規定する会計検査院法中改正案が議員から提出され、審議未了となるようなことも起きた。

その後、会計検査院においては、大正4年7月会計検査院達第1号計算証明規程中に「官有財産」の章を設け、官有財産を管理する官吏(各省大臣)は、官有財産現在調書及び同増減調書を調製し、その年12月までに提出すべきことを定め、官有財産の管理状況を全面的に検査監督することとした。

10年制定の国有財産法においては、国有財産に対する検査制度についても明確な規定を置き、永年の懸案を解決した。すなわち、政府は毎会計年度間における国有財産増減総計算書及び5年ごとの3月31日現在の国有財産現在額総計算書を調製し会計検査院の検査を経て帝国議院に報告しなければならないこと（第26条第1項）、国有財産増減総計算書には各

省の国有財産増減報告書を、国有財産現在額総計算書には各省の国有財産現在額報告書を添附しなければならないこと（同条第2項）が規定された。同時に、国有財産法施行令において、計算書及び報告書の調製、提出等の手続が定められ、また、これとは別に各省大臣は、国有財産の増減計算書を調製し、会計検査院に証明するため証憑書類を添えて送付すべきことが規定された(第35条)。

会計検査院は、国有財産法制定に伴う計算証明規程改正の際、各省大臣等は3か月ごとに国有財産増減計算書を調製し証憑書類を添えて提出することとし、その証憑書類を詳細に定めた。各省から提出されるこの計算書について検査を行い、国有財産増減総計算書、国有財産現在額総計算書が各省の報告書を添付して政府から送付されると、各省から提出された計算書と対照して検査報告を作成し、これを添えて総計算書等を政府に返付することになった。

国有財産に関する検査報告には、計数が符合するか否かを掲記するにとどまり、国有財産に関する違法不当事項は、従来どおり歳入歳出決算検査報告の法律勅令違背事項中に官有物として掲げられている。これは、決算検査報告が憲法第72条及び会計検査院法第14条の規定する唯一不可分の報告書であって、すべての検査結果を対象にして作成されるのに対し、国有財産に関する検査報告については、そのような規定がなく、会計検査院が検査をし当否を判定した旨を表示する手段として作成されるからである。

第6 その他

1 第一次世界大戦に伴う臨時軍事費の検査

第一次世界大戦の勃発に伴い、大正3年から14年の間、臨時軍事費特別会計が設けられたが、会計検査院は、この臨時軍事費を平時の定員をもって検査した。陸軍では整理年度を設けて経理しており、会計検査も整理年度を定めて執行したが、受領した証明書類は、4年1月から大震災前の10年6月までに計算書8,334冊(陸軍省303冊、海軍省8,031冊)、証憑

書2,388,887枚(陸軍省1,957,976枚、海軍省430,911枚)の多数に上った。これら証明書類を検査するとともに、必要に応じて海外に職員を派遣した。

海外に職員を派遣した事例には次のものがある。

中国の山東省方面へは、青島を占領した早々の3年11月、「青島附近山東省地方屯在陸軍部隊」について、次いで翌12月、「青島及其附近海軍各部隊並艦船等」について、担当の検査官外2名ずつ各1組が会計実地視察を実施した。また7年6月から担当の部長外2名が40日間、9年5月から検査官外2名が51日間、それぞれ山東省の出先機関及び軍隊について実地検査を施行した。南洋諸島には、臨時南洋群島防備隊について、4年2月から検査官外2名が会計実地視察を63日間実施し、さらに9年4月から検査官外2名が16日間会計実地検査を施行した。シベリア及び北満州方面についても、8年5月から検査官外1名が67日間、10年6月から部長外2名が34日間、それぞれ陸軍各部隊及び出先機関の会計実地視察を実施し、11年6月検査官外2名がサガレン所在陸海軍諸部隊会計事務視察等を58日間実施した（検査結果については後述（108ページ）参照）。

2 関東大震災と会計検査院

12年9月1日、関東地方を襲った大地震により、麴町区大手町2丁目の会計検査院庁舎は、事務室の一部と書類倉庫の多くが倒壊し、門衛所において職員1名が殉職した。和田倉門内の帝室林野管理局が火災となり、午後2時ごろから内務省、大蔵省と延焼、次いで印刷局も延焼し、会計検査院は3面を猛火に包まれるに至って、9時40分、会計掛事務室屋上に飛び火して燃え拡がり、官舎を除く建物延2,560余坪が1時間余りで全焼した。会計検査院の保管する多数の重要書類のうち、わずかに人事関係書類、総会議決議録などが持ち出されただけで、他は10年度決算関係書類及び大量の計算証明書類を含め全部焼失するに至った。

当時の全職員334人の被災状況をみると、死亡1人、職員家族の死亡4人、重傷1人、住宅の焼失80戸、倒

壊6戸であった。

これらの状況に関して、9月15日に、会計検査院長から内閣総理大臣に、庁舎等罹災の報告書を提出した。

会計検査院では、これより先の9月10日、官房及び第1部各課を、貴族院構内に仮事務所を設けて移し、第2部及び第3部の各課については、司法省刑務協会内に分室を設けて、執務するようになった。鉄道が復旧すると、9月末から横浜等所在各省官署の被害の状況を調査するため職員を派遣したが、震災から3か月もの間実地検査は実施されなかった。



震災後のバラック庁舎（大正13年）

(1) 焼失書類の復旧

会計検査院は、まず10年度歳入歳出総決算及び各省決算報告書等を復元しなければならなかった。これらについては、8月2日内閣より送付を受けて検査報告の審議中、庁舎延焼に遭い、その大部分を焼失した。9月15日内閣総理大臣及び大蔵大臣に、決算関係書類焼失の状況を報告し、大蔵省と善後策について協議したが、大蔵省も庁舎を焼失して、決算書類の再度送付ができなかったため、会計検査院において各種の資料に基づき、決算書類を便宜調製することになった。

会計検査院においては、諸官庁に関係書類の提出を要請するとともに、10月下旬、職員を地方官庁に派遣するなどして資料の収集に努めた結果、11月に入り若干の科目等不明を残して、決算書類複製の作業を完了した。11月5日総会議の了承を得たうえ、

翌6日、焼失を免がれた一部の正本とともに、これを大蔵省に送付したところ、大蔵省は各省の意見も聴取した後、12月19日決算書類に異議のない旨を付して会計検査院に返付してきた。そこで、これを内閣に提出し、同月27日内閣から改めて送付を受けた。

なお、10年度決算検査報告は、13年1月決算に添えて内閣へ送付したが、「本年度各特別会計決算中成規の様式に依らざるもの左の如し」として、科目等不明となったものを掲記するとともに、決算額と日本銀行証明額との対照を行えなかったものについては、その旨を掲記した。13年7月、10年度決算を提出された第49回議会において、正規の決算事務が行えなくなったことに関し「大正十年度乃至大正十二年度ノ歳入歳出ノ決算ノ特例ニ関スル法律」が可決され、特別の様式によること、11年度及び12年度の決算の議会提出時期を1年繰り延べることができるとなどが定められた。

他方、会計検査院は、焼失した多数検査資料の復旧に力を尽し、13年8月にはそのため臨時雇を22人増員した。これに要する経費は、13年度及び14年度の予算に計上された。



震災後の庁舎における執務風景

(2) 計算証明及び判決の特別措置

大震災により中央官庁の多数が庁舎を焼失し、京浜地域の出先官署等も多大の被害を受けたため、計算証明規程所定の計算書及び証憑書の提出が不可能となったところが少なかった。

13年6月、会計検査院は総会議においてこれに関

する統一した取扱方法を決議し、その処理を検査各課と証明庁との協定に委ねることにして、11項目の取扱要領を定めた。すなわち、収支、出納の計算が不明であるものについては、証明責任者がその事由、歳入歳出の款項又は現金物品の種別、管理期等を明らかにした報告書を計算書に代えて提出すべきこと、計算書の提出はできるが証憑書を全焼したものについては、控又は仕払要求書類の残存しているものをもって代用できることなどである。

また、大震災により一切の帳簿、証憑書類を焼失したため、出納計算の証明のできない出納官吏が多く生じていた。13年6月検査官3人が臨時判決処理取調委員に任命され、取扱方法に関し種々考究した結果、9月、総会議において、鉄道省の出納員21人について、不可抗力により証明不能となったため判決を据え置くことが決定された。次いで同月、総会議の協議会で、判決の据置きに関する各省大臣あて通牒案が決定され、翌10月送付された。

この処理の対象となる出納官吏については、主管課において検査及判決据置報告書を調製し、部会議に提出することが定められた。こうして検査及び判決の据置処理をされた出納官吏は、11年度91人、12年度83人の多数に上っている。

(3) 決算の検査確定

前述のとおり、計算証明及び判決の特別措置を定めると同時に、13年6月総会議の協議会において、大震災により歳入歳出に関する帳簿、証憑書等を焼失して証明不能となったものについて、決算の統一的な検査確定方法が決定された。すなわち、当局者から証明不能のものの款項、金額、事由等を記載した証明書を提出させるとともに、帳簿類が残存しているときは、それを検査確定の資料にすることを定め、また、帳簿類を焼失しているときは、証明不能のものを科目、金額別に取りまとめ、備考欄にその事由を詳記することを定めた。

13年5月会計検査院の調査によれば、検査に着手しないうちに検査不能となった箇所は、徴収額計算書11年度28、12年度8、支出計算書11年度4、12年度

5などであり、ほかに検査不能見込みのもの及び検査に着手したが最終的な決定に至らなかったものが相当数あった。

また、検査不能のものをいかに検査報告に掲記すべきかについては、審議を重ねた結果、11年度及び12年度の検査報告において、これらの金額についてもすべて決算確定額中に含めるとともに、特別の説明を加えることになった。

12年度歳入歳出決算検査報告をみると、決算確定に関する記述に続けて次のような記載がされている。

決算確定額中左記の部分は、大正12年9月震災の際関係書類焼失し其の内容明確を欠くものありと雖前年度又は毎月収入支出其の他諸般の状況を勘案し之が検査を了せり	
一般会計歳入	円 30,641,877.735
同歳出	
内務省所管	円 196,335.805
大蔵省所管	2,661,051.280
陸軍省所管	1,023,929.490
司法省所管	7,410.330
農商務省所管	2,038,971.204
通信省所管	17,423,570.626
特別会計	
[中略]	
本年度総決算及各特別会計決算中大正13年7月法律第1号第1条に依り成規の様式に依らざるもの左の如し	
一般会計	
[以下略]	

また、日本銀行も震災による火災に遭っており、決算額と日本銀行証明額との対照について特に次のような記載がされている。

「各省経費決算報告書の金額と日本銀行証明額とを対照するに左表[略]の如き差異あり右は日本銀行に於て震災に因り所管科目共に不明と為りたる金額	
	円 2,736,198.270
を災害未整理として証明せしに因る」	

(4) 震災に対する善後処理と会計検査

ア 復旧復興事業

12年9月の関東大震災による罹災地は、東京、神奈川を中心とする1府6県に及び、これらの地域に罹災者340万人、死者・行方不明者10万余人、家屋の全焼44万7000余戸、全壊、半壊それぞれ12万余戸という大きな被害をもたらした。国の直接の被害も大きく、中央官庁、出先官署、学校等における建物の被害が延88万余坪、価額5000余万円、工作物の被害額が5000余万円に上った。

政府は緊急勅令をもって、9月2日に戒厳令、7日に治安維持令、暴利取締令及び支払延期令を公布し、引き続き応急対策を次々に実施した。これらの施策のため12月の臨時議会までに支出した金額は、第二予備金及び予備金外支出を合わせて1億3200余万円に達した。

次いで、支払延期令の支払猶予期限が到来するに際し、9月27日、緊急勅令をもって日本銀行手形割引損失補償令を公布した。これは、債務者が震災で被害を受けたため支払ができなくなった手形で、銀行が9月1日以前に割り引いたものにつき、日本銀行が再割引に応じて、取立てに2年の猶予期間を置き、日本銀行が負う損失につき政府が1億円まで補償するというもので、この再割引額は、13年3月の締切日には4億3000万円の巨額に達した。

12年9月政府は、首都その他の震災地の復興に関する事務を取り扱う帝都復興院を設置し、東京・横浜の復興都市計画を策定して、12年度以降6年間の継続費である帝都復興費予算案を編成し、これを12月第47回(臨時)議会に提出した。さらに13年7月、第49回(特別)議会において追加予算が認められ、帝都復興費の予算総額は5億7300余万円に決定された。

また12年10月、被災した各省管理の庁舎、工場の建物設備等の復旧を取り扱う臨時営繕局が大蔵大臣の管轄下に設置され、この復旧経費等の予算が、上記の第49回議会において認められた。その額は13年度から10年間の継続事業として総額7億500余万円であった。



復興事業の幹線第八号路線工事（東京市麹町区永楽町濠端）

イ 復旧復興費の検査

前述のとおり、大震災の復旧復興に総額12億7900余万円の巨費が投じられることになったが、会計検査院は、この膨大な復旧復興事業費の検査実施のため、継続費予算が議会を通過して間もない13年8月、臨時雇を20人増員した。13年度予算において、震災善後会計検査等の経費が58,210円(決算38,792円)計上されたが、この臨時経費は復旧事業終了後の昭和11年度まで、金額は少なくなるが毎年予算に計上された。

計算証明に関しては、次のような処置がとられた。

- ① 計算証明規程の特例として、12年11月、日本銀行から「大正12年勅令第424号に依る手形割引計算書」を、手形残高の銀行別内訳等の書類を添付して毎月提出させることとした。日本銀行の震災手形割引に政府が1億円まで損失を補償しているので、計算証明の指定をしたのであるが、この制度は一時的なものであるため、大蔵大臣に対する照会の形式がとられた。
- ② 計算証明規程に基づく会計検査院の指定により、帝都復興事業に関して、復興局が施行する直轄工事と、東京、横浜両市が施行する補助工事について、竣功報告書の様式を定めてこれを提出させることとし、また、東京、横浜両市の街路修築費、

土地区画整理費及び公園費について、新たに証憑書を提出させることとした（検査結果については後述（105ページ）参照）。

3 補助特約保証団体等の検査

政府より補助金又は特約保証を与える団体等に対する検査（会計検査院法第13条第4号）として、会計検査院は、台湾総督府が官営電気事業等を現物出資して設立した台湾電力株式会社に対し、政府所有株式が後配株とされていることから、10年1月、部会議の議決により収支計算の証明を行わせた。また、漁港修築費補助を与えている県に対し、12年12月略式総会議の決議による農商務大臣あて通牒をもって収支計算の証明を行わせ、実地検査も実施した。さらに14年8月、総会議において、産業組合中央金庫に対する政府出資分につき、創立初期から15年間剰余金の配当が免除されていることから、同金庫もこの期間中は検査の対象となることを決議した。

会計検査院においては、はじめ特殊法人等に対する検査の要否について、統一した取扱方針を定めていなかった。しかし、大正期を通じて、政府から特殊法人等に各種の補助、助成のなされることが多くなり、その金額も大正年間でおよそ4倍（帝国決算統計）にも増大するほどであったため、これらに対する検査の要否について、取扱方針を定めることが必要となってきた。15年9月、会計検査院法第13条第4号の規定に基づき、検査を実施する団体等の範囲について、次のような標準が定められた。

- ① 法令又は契約上補助補給の明文あるもの
- ② 予算上補助補給の意味明瞭なるもの
- ③ 政府の出資に対し剰余金若しくは利益の配当を要しないものは補助又は特約保証を与えたものに該当し検査の範囲に属するものとする。
- ④ 法令、契約又は予算の規定に補助若しくは補給であることを示していないが、実質的に補助補給とみなすことができるものは検査の範囲にするものとする。

なお、補助特約保証団体等の検査を完了した後、

従来は正当なものについては認可状を交付し、また、不正なものについては所管大臣に対して通牒書を発遣することとなっていたが、11年5月検査事務規程の改正により、これら団体等への認可状交付の制度は廃止され、正当なものについても所管大臣に対して通牒書を発遣し、不正なものについては所管大臣に対して通牒書又は処分要求書を発遣することに改められた（検査結果については後述（110ページ）参照）。

第3節 検査成果概観

第1 検査報告掲記事項

1 概要

大正時代の検査報告に掲記された予算及び法律勅令違背事項の件数は次表のとおりである。

検査報告掲記事項数 (単位：件)

年度	歳入	歳出	国債	官金	官有物	合計
元	19	46	-	-	2	67
2	8	50	-	1	-	59
3	11	42	-	-	3	56
4	11	21	-	1	1	34
5	12	14	-	-	1	27
6	19	39	-	2	2	62
7	39	49	-	1	3	92
8	47	74	-	2	2	125
9	27	70	-	2	3	102
10	21	61	1	-	2	85
11	28	67	-	2	6	103
12	27	60	-	2	1	90
13	13	49	-	1	3	66
14	32	92	-	-	2	126

掲記事項の内容をみると、歳入において、大正7、8両年度に租税収入に関する指摘が件数、金額ともに著しく増加している。これは新設された戦時利得税に対する徴収の過不足、課税標準決定に関する不当処置等が加わったためである。戦時利得税は、第一次世界大戦の軍事経費に対する臨時の財源に充てるため、大戦による好景気の影響を受けて得た利得に課税したものである。また、租税外収入についても、徴収に関する監督が適切でなかったことなどにより、大正中期以降、掲記事項が増加している。

歳出においては、工事関係、物品購入関係の事項が多く、大正末期から昭和初頭にかけて賞与等の支給について、予算の使用が宜しきを得ないとするものが多数ある。

国有財産の管理については、土地建物の交換を行い、国が著しく不利になっているもの、交換に名をかり予算外の建築をするいわゆる新築交換がなされたもの、無償で貸し付けられたものなどの指摘がある。物品の管理については、8年度に、通信省において、郵便局員が印紙切手類を横領費消した多数の事件が生じ、出納保管が適切でなかったものがあった。

一般会計において、陸軍省、海軍省の関係が多く指摘されるとともに、通信省に関する案件が増加している。特別会計において、帝国鉄道が件数、金額ともに大きく、予算の年度区分をみだしたものの、計画、設計の措置が当を得ないものなどが目立っている。また、製鉄所、東京砲兵工廠、専売局においても高価な物件購入等についての指摘があり、9年度に、国債整理基金において、国債の発行時期が適切でなかったため、国にとって不利な発行条件となったとするものが現れている。

外地特別会計では、台湾総督府で、3～6年度に、設計、施行不当のため、二層行溪埤圳工事及び土壠湾庄発電工事において数多の工作物を未竣工のまま放棄したもの、12、13両年度に専売品の購入が高価であったものなどがあり、また、樺太庁では、13年度に官行斫伐材の払下代金が未納となっているもの、14年度に同じく官行斫伐材について不当な値引きをしたものが掲記されている。

また、大正時代に入ると、種々の疑獄が世上の関心を集めたが、検査報告に現れたこれら疑獄に係る不当経理には、海軍におけるシーメンス・ヴィッカーズ事件、国営企業の八幡製鉄所事件、関東州に起

きた阿片密売事件に関するものなどがある。

2 軍事費の検査

会計検査院の最大の検査対象は、比較的平穏だった大正時代においても、やはり陸海軍であった。日露戦争終結の後、陸海軍とも軍備拡張を計画し、明治40年度から関東大震災のあった大正12年度まで、一般会計歳出に占める軍事費の割合はほぼ経常的に3割を超えており、特に8～11年度には、4～5割という状況を呈した。陸海軍に関する掲記事項は、大正の初期5年間に比べて、7～11年度には件数・金額ともに増加している。掲記事項の内容をみると、物品購入、工事において、予算目的外支出をしているものや随意契約を濫用するものが多く見受けられる。

事実を作為して予算の繰越を行い、かつ不急の物品を購入し国庫に損失を与えたもの

東京砲兵工廠は、8年度に行った電気銅の購入契約において、現品納入済とした上で年度内に代金の支出を終わらないものについて予算を翌年度に繰越したが、実は9年4月に購入契約を締結し、6月までに現品を納入しており、前年度において予算不用額に整理すべきものであった。また、その購入量も使用計画や実際使用高と比較して著しく多量であった。

(9年度 陸軍省 1,976千円)

予算目的外の支出をしたもの

海軍省経理局は、新造潜水艦に使用するための操舵機3台等の購入を軍艦製造費より支出することとしていたが、計画を変更して、潜水艦の改造に充当することとし科目更正を行った。しかし、再び当初支出科目の支弁に係る新造潜水艦に使用することに変更したため、予算目的外の支出となっていた。

(9年度 海軍省 3,460千円)

3 復旧復興費の検査

関東大震災に係る復旧復興事業費に対する検査の結果、会計検査院が予算及び法律勅令違背事項とし

て指摘したものが、大正12年度から昭和8年度までの検査報告に掲記されている。検査報告には、土地又は借地権の買収が不要又は高価であったもの、不要不急の支出又は他費目の支弁とすべき支出、復興事業の補助金又は貸付金の交付に当たっての措置が適正でなかったものなどが多く指摘されている。主な事項を挙げれば、次のとおりである。

土地の買収に当たり、措置が宜しきを得ないもの

- ① 3か月前に交換に供した浅草蔵前に所在する高等工業学校跡地の買戻しに当たり、附近の土地価格に変動がないのに、交換時評価額の3割増しで買収した。

(12年度 内務省 1,400千円)

- ② 土地区画整理の実施に当たり、一定の割合を超える潰地を生じた場合には補償金を交付する制度となっているのに、これによらないで、換地用の土地を買収して潰地に充当する方法をとり、しかも潰地の面積確定前に取り急ぎ随時随所に土地を高価に購入し、不使用のまま保有していた。

(13年度 内務省 11,539千円)

借地権の買収に当たり、措置が宜しきを得ないもの

- ① 東京市芝区月見町等所在宅地の借地権の買収に当たり、その買収価格が割高であったばかりでなく、借地権の内容の調査が十分でなかったため、実面積以上に借地権の代価及び借地料を過誤払いした。

(14年度 内務省 593千円)

- ② 資材置場として使用する土地の借地権を買収するに当たり、権利関係の調査が十分でなかったため、正当な権利者でないものに借地権の代価を支払った。

(14年度 内務省 326千円)

予算の使用が宜しきを得ないもの

- ① 東京市に対する土地整理費等補助金の交付に当たり、申請内容を十分に調査しなかったため、所要額の2倍もの補助金を支出した。

(14年度 内務省 9,205千円)

- ② 横浜市に対する区画整理費等関係の貸付金の交付に当たり、事業の進捗状況を顧慮しないで、多額の貸付金を一時に支出した。

(14年度 内務省 1,300千円)

工事の施行に際し、契約方法が宜しきを得ないもの

道路橋梁工事の施行に当たり、一部分を指名競争入札に付し、他の大部分について引き続き同一の請負人と随意契約により契約した。

(14年度 内務省 249千円)

物件の購入が宜しきを得ないもの

自動式電話交換機装置の調達に当たり、競争の余地を与えることなく交換方式を特定のものに限定し、それを取り扱う1社と契約したため、価格が割高になっていた。

(大正14、昭和元年度 通信省 8,278千円)

その他不当なもの

- ① 内務本省及び復興局勤務の官吏等に対し、職務上当然の事務に従事したものであるのに、慰労金等を支出した。

(昭和元年度 内務省 219千円)

- ② 東京市下谷区新坂本町所在宅地の買収に当たり、借地権解除及び地上物件移転を行わせ更地にして買収する契約としていながら、売渡人においてこれが履行されていないのに代金を支払い、これらに要する費用を当局が負担した。

(昭和2年度 内務省 149千円)

帝都復興事業を行う内務省復興局において、土地及び借地権の買収をめぐる数々の疑惑が生じた。12年度の決算検査報告には、田園都市会社と交換のため供した高等工業学校跡地を、同社から高価に買い戻した事案が掲記されているが、これに関し、復興局整地部長等と同社との間に贈収賄のあったことが、15年になって明らかにされた。また、14年度の決算検査報告においては、東京市芝区月見町等所在宅地の借地権の買収に当たり、その買収価格が割高であったなどの事案に対し、「本件買収に関し仲介業者

高木某之に關与し当局者間に疑獄事件を惹起せるは遺憾とする所なり」としている。

なお、震災復旧復興事業費の所属ではないが、震災に関連して違法又は不当とされたものには、陸軍省、鉄道省において、震災地域内の職員に慰労金又は臨時手当を支給したのがあり、鉄道省において、震災復旧復興の施設が急を要するとき、必要の程度を越えて官舎、教習所の土地建物を購入したものがある。

4 シーメンス・ヴィッカーズ事件

3年1月、ドイツのシーメンス会社から日本の海軍高官への贈賄をうかがわせる事実が報道されて、第31回議会は沸騰した。次いで、シーメンス事件追及の間に、イギリスのヴィッカーズ造船会社から海軍高官への贈賄事件が明るみに出た。これは、明治43年に巡洋戦艦「金剛」をヴィッカーズ社へ発注するに当たり、多額の金銭を収受したというものであった。同年4月に山本権兵衛内閣が瓦解し、翌5月に海軍高等軍法会議において、松本中将、藤井機関少将がそれぞれ懲役刑に処せられ、7月には東京地方裁判所で、三井物産の重役等が有罪の判決を受けた。

会計検査院は、元年度の決算検査報告において、このヴィッカーズ社との契約について、艦船製造の計画及び価格の調査は艦政本部長の責任が極めて重大であるとした上で、「本艦建造に際し多大の金銭を提供せんとするの申出あるに対し会社要求の価格を以て相当なりとし直ちに之を請負に付したるが如きは不当の甚しきものにして請負代価の協定其当を得たるものにあらず。加之請負人は曩に造船監督官として英国出張中本艦建造に関し下調査を命ぜられたる当時海軍機関大佐たりし藤井某に対し毘社が本艦註文を受くるに至りたるは同人の斡旋与て力あるものとし之が報酬として多額の贈与を為したるものにして是等の事実に基因する出費は固より請負金額に影響するを免れざるものなり。依て本件は請負代価の協定其宜しきを得ざるものにして不当」であると批難した。

しかし、これに対する政府の議会における弁明は、アームストロング社及びヴィッカーズ社申出の計画及び価格について相当調査した上で、ヴィッカーズ社と契約を締結したものであり、商人の提供した口銭は必ずしも請負価格に影響するものではなく、請負価格は相当と認められるから不当ではないというものであった。これに対し、貴族院は「将来の注意を促す」と決議し、衆議院は「不当」と決議した。



巡洋戦艦 「金剛」

5 八幡製鉄所事件

軍備拡張等による鋼材の需要増大に応じるため、日露戦争後に第1期拡張が行われた官営八幡製鉄所においては、明治44年から第2期、大正5年から第3期の拡張が続けられたが、製鉄所の機械類購入等に関し贈収賄が行われていた。

会計検査院は、実地検査により不正、不当経理を究明し、製鉄所において第2期拡張追加工事として厚板工場新設のために大倉商事株式会社より購入した「ロール」運転汽機外の機械類について、6年度の決算検査報告において次のように批難した。

「前記物件を購入するに当り臨時建設委員製鉄所技師萩原某は前記供給会社営業部員宮本某と通謀し会社の利益金百分の十及萩原某等に贈賄すべき準備金百分の一を加算したる見積書を作製提出したるに對し製鉄所は4年12月之に基き契約を締結し前掲代金の支払を為すに至りたるものなり。（中略）此他本所職員中大正元年以降作業及拡張事業用物品の購入に関し賄賂を収受したるもの少からず。」とし、収賄金額を加算した高価な代金をもって物件の購入

を行い、国庫に損失を及ぼしたものと批難した。本件については翌年度以降も掲記され、政府は議会に対する弁明で会計検査院の指摘の事実をほぼ認めている。

6 阿片密売事件

関東庁においては、関東州内の阿片常用者を救済するという理由のもとに、大連市に宏済善堂を設置し、阿片の特許小売人への売渡しを行わせていた。そして、大連民政署長が売渡数量、価格等に関する認可権を有し、宏済善堂の収益の一部は納付され、関東州地方費収入に特許料として計上されていた。しかし、大連民政署長は数名の者と共謀し、8年6月から9年12月の間、多量の阿片を、指定小売人の名義をもって売渡しを受け、密売して利益を分配した。

会計検査院は、9年度決算検査報告において、関東州で没収した阿片の宏済善堂への私下価格が不当に低価であることを批難し、さらに、8年度及び9年度の関東州地方費収支計算書に対して認可状を交付しなかった。13年12月には内閣総理大臣あてに、「大連市所在宏済善堂をして引続き低廉なる価格を以て之が売下を為さしめ延て元大連民政署長（中略）外数名の犯罪事件を惹起したるものあり。右は地方費の管理宜きを得たるものに非ずと被認候」とする通牒書を発遣した。

7 官金の検査

大正時代に至り、官金の運用等に対する指摘が、検査報告に毎年のように掲記されるようになり、これが昭和初頭まで続いている。

指摘の態様としては、大蔵省預金部等における特殊銀行等への救済融資に関するものが最も多いが、そのほかには、国庫余裕金が潤沢であるにもかかわらず、別途に高利率の大蔵省証券を発行したこと、日本銀行への国庫余裕金貸付けなどに当たり、市況からみて低率の利子を取り決めたこと、国庫金の経理手続が適切でなかったことなどがある。

検査報告の官金の項に、特殊銀行等への救済融資

に関する指摘が掲記されるのは、2年度決算検査報告の日本興業銀行救済が最初である。

(1) 日本興業銀行への救済融資

金銀の増産を図る政府の内命により融資した波佐見金山に対する貸付金の焦付きなどから、2年に日本興業銀行は、経営を整理する必要が生じた。同行から救済の内願を受けた大蔵省は、政府保有英貨60万ポンド(585万余円)を、年利2分で日本銀行を通じて融資し、この資金を他に運用して得る利ざやをもって欠損補填に充てさせることにした。

会計検査院は、この救済融資を長期にわたる貸付金であることから国家の歳出に属し、予算をもって帝国議会の協賛を経るべきもので、「本件は銀行の救済資金融通に際し国庫金の運用なりとし破格の低利を以て長期の貸付を為し之を歳出予算決算に編入せず巨額の支出を為したるものにして不当なりとす」と指摘した。

この事案については、議会では両院ともに不当な措置である旨を決議し、衆議院は、「政府は興業銀行に貸付せる金585万4833円25銭4厘を同行をして返還せしむべし。若し事情不可能とすれば政府は予算を以て帝国議会の協賛を経ると同時に利子の歩合を相当に改正するは勿論可成速に同行をして整理の実を挙げしめ返還年限を短縮すべし」とする附帯決議を行った。

会計検査院の指摘があり、衆議院が附帯決議したにもかかわらず、この融資は継続された上、5年9月に大蔵省預金部が興業債券引受けによって肩代わりし、結局、預金部の不良債権となった。

(2) 預金部の資金運用

預金部資金は明治、大正を通じて順調に伸び、大正元年にほぼ3億円であったものが、大正末年には18億円近くになった。このうち7割程度が郵便貯金を源泉とした。

資金運用の対象は、当初は国債投資に限られていたが、日露戦争後から国の会計への貸付け、地方低利資金の供給及び内外事業資金の融資が積極的に行われるようになった。特に大正時代に入ると、対支

借款等の海外事業投資が増加したが、第一次世界大戦後には、大戦中の事業拡張により営業不振に陥った特殊銀行及び民間諸企業に対して多額の救済融資が行われた。この海外事業投資及び企業救済融資に大口の焦付きを生じるなど、不良貸付が多数みられるに至った。

会計検査院は、11年度決算検査報告の中で、預金部の救済融資について具体例を挙げ、「各種事業中には政策上特に保護を為すの必要あるものなきに非ざるべしと雖、此の如きは別途の方法に依り之が遂行を期すべきものに属し、本会計資金運用の手段に依り特に低利を以て資金を融通し格段の保護を行ふが如きは特別会計法の趣旨に反するのみならず公正を期する所以の途に非ず」とし、保護救済を目的とし、巨額の救済資金を融通したのは失当の措置といわざるをえないと批難した。

また、13年度決算検査報告において、朝鮮銀行、台湾銀行への融資についても11年度決算検査報告におけるものと同趣旨の指摘をしている。

なお、資金運用に関する諮問機関として、14年5月に預金部資金運用委員会が、また、15年7月に簡易生命保険積立金運用委員会が設置されたが、これらの委員会に対しては、会計検査院の部長が委員として加わることになった。

8 第一次世界大戦に伴う臨時軍事費の検査

3年7月、第一次世界大戦が勃発し、我が国も8月にドイツに対して宣戦を布告した。政府は、対ドイツ参戦に当たり、第二予備金、国庫剰余金をもって欧州事件費とし、陸海軍省の経費を支出した。同3年9月臨時議會を召集して、臨時軍事費予算と大正3年臨時事件に関する特別会計法の協賛を経たが、同特別会計は、シベリア及び北樺太から撤兵するまで10年余存続され、14年4月終結し、7月出納を完了した。この間、臨時軍事費特別会計予算は、11次にわたって追加され、一般会計より移換した欧州事件費及び予備費外予算超過支出額を合計すると総額9億1980万余円に上った。決算額は8億8166万余円となり、

うち7割強が陸軍省所管、3割弱が海軍省所管であった。

会計検査院は、昭和2年1月に内閣から臨時軍事費特別会計の決算の送付を受け、翌2月、決算とともに検査報告を内閣に送付したが、検査報告に掲記された事項は次のとおりである。

予算目的外の支出をしたもの

8件 26,156千円

物件の購入に当たり措置が宜しきを得ないもの

3件 3,187千円

競争入札に付すべき物件を随意契約により購入したもの

4件 1,667千円

その他の不当なもの

4件 330千円

陸軍省所管は18件、海軍省所管は1件で、このうち、検査報告によって主なものを挙げると次のとおりである。なお、官吏等の不法行為により国庫に損失を及ぼしたものは、陸軍諸部隊8箇所で合計22,879円があった。

予算目的外の支出をしたもの

- ① 派遣軍用に購入した外国米を、内地へ輸送して農商務省に保管転換したが、決算整理で費目を更正しないまま、代価及び輸送費を臨時軍事費の支弁としていた。

(陸軍省 16,907千円)

- ② 戦地補給用に購入した患者用自動車41両等を戦地へ追送しないで平時部隊に貸与したり、格納庫を新築して保管したりしていた。

(陸軍省 1,250千円)

- ③ 戦局の変化に伴って不用となった軽便鉄道器材について、その維持保存のために固定的な格納庫、修理工場等を新設したばかりでなく、平時の貯蔵状態に変更してからも、修理等の費用を臨時軍事費から支出していた。

(陸軍省 474千円)

- ④ シベリア撤兵に伴い、還送弾薬を取り扱う火工作業場を新築するとして、常時の貯蔵を目的

とする清涼火薬庫及び乾燥火薬庫等を新設していた。

(陸軍省 173千円)

- ⑤ 臨時軍事費特別会計の終結に際し、予算に余裕があるのに乗じて、一般通信を確保するために無線電信所の自家発電所新築工事等を施行していた。

(陸軍省 142千円)

- ⑥ 一般会計の部隊改編費をもって翌年度に買収する予定の所沢飛行場近接地を、買収の準備のため借り上げて臨時軍事費より借地料等を支出した。

(陸軍省 107千円)

- ⑦ 液体燃料の使用が増加するものとして、重油の填補購入経費をもって製油工場及びその附帯設備を新設した。

(海軍省 6,971千円)

物件の購入に当たり措置が宜しきを得ないもの

浦潮派遣軍用とする飛行機の機体100機、発動機151個等を性能の判明する前に一時に購入したが、結局、性能が使用に耐えないことが判明したため、その大部分を廃兵器として航空局その他に保管転換をするに至った。

(陸軍省 3,092千円)

競争入札に付すべき物件を随意契約により購入したもの

船舶用石炭7万1000余トンを購入するに当たり、競争入札に付すべきであるのに随意契約によったために割高となった。

(陸軍省 1,602千円)

その他の不当なもの

浦潮派遣軍将校用として、現地に36年間もの長期にわたる土地家屋の賃借権を取得していた。

(陸軍省 149千円)

臨時軍事費決算と検査報告の審議において、衆議院決算委員会は、「本委員会は臨時軍事費決算の審査を為したる結果に鑑み政府は斯種の出納に関しては会計検査院其の他の機関をして適当なる検査監督

を為し得べき方法を調査研究せられむことを望む」とする希望決議を採択した。

また、2年4月、臨時軍事費特別会計検査成績書は、大正14年度検査成績書とともに上奏された。

第2 検査成績書

1 法律又は行政上の改正意見

会計検査院法第15条の規定に基づく法律又は行政上必要と認める改正意見は、大正期において官吏に対する給与の予算統一に関する意見の1事項にとどまり、以後は行われなかった（不当な賞与の検査については[134ページ参照](#)）。

給与の予算統一に関する意見

官吏に対する賞与はおおむね俸給予算の残余を充てていたことから、臨時的経費の有無や欠員の多少により各官庁間での均衡を失する状況となっていた。賞与に関して行務の性質等に応じ一定の標準に基づき予算を積算して均衡を図る要がある。
(7年度)

2 補助特約保証団体等に対する指摘

国の補助金支出については数々の指摘事項が検査報告に掲記されているが、これとは別に、政府が産業振興、植民地経営等のため補助金又は特約保証を与えている特殊法人の経営について、監督官庁に注意を喚起する通牒書を発遣している。

13年11月、日本興業銀行の資金運用に関し、通牒書を大蔵大臣あてに発遣した。同行は、政府の内命又は勸奨により行った多額の対支借款の焦付き及び第一次世界大戦後不況期に行った不確実な融資の結果、経営が悪化していたのである。

また、14年9月、台湾電力株式会社の9年7月から12年12月までの収支計算書に対して、同社設立の目的であった日月潭水力電気工事の蹉跌について、事業計画及び資金繰りに注意を喚起する通牒書を台湾総督に発遣した。次いで昭和2年1月、東洋拓殖株式会社の12、13及び14年度収支計算書に対して、放漫

な投融資の整理の遅れ及び不当な配当を指摘する通牒書を内閣総理大臣に、また同年10月、東亜勧業株式会社の14年度収支計算書に対して、投融資の不調及び経営の整理改善の必要性を指摘する通牒書を、朝鮮総督及び関東長官にそれぞれ発遣した。

これらの検査結果については、14年3月、11年度会計検査成績書において、特に「補助及保証団体」の章を設け、日本興業銀行、日本染料製造株式会社、南満州鉄道株式会社、東洋拓殖株式会社及び台湾電力株式会社の経営に関する事項を上奏した。

第4節 職権をめぐる議論

大正中期以降、慢性的な不況と関東大震災の影響で、国の財政においても緊縮政策と行政財政整理が政策課題となり、財政立直しの必要性が強く叫ばれるようになってきた。このような状況のもとに、大正末期から昭和初頭にかけて、会計検査院の職権を拡充しようとする動きが、会計検査院の内外に起こり論議が展開された。

しかし、会計検査院の権限拡充が論議される一方、後述のとおり産業組合中央金庫の検査実施に当たって、会計検査院の検査権限につき、積極的に解する会計検査院と、消極の立場にある大蔵省が論争を交え、内閣の議に上る、ということもあった。

第1 事前監督制度の構想

イタリアでは、1862年会計検査院創設時以来、厳格な事前監督制度を採用しており、フランスでは、第一次世界大戦後、支出負担行為監督官を大蔵大臣の監督下に置く等、事前監督を強化した。一方、我が国では、明治時代に大蔵省において事前監督制度導入が検討されたが、実施に至らなかった。しかし、大正13年3月院長に就任した水町袈裟六院長は、この問題を提起し、予算の流用、目的外支出、超過支出及び不急物品購入を防ぐため、事前監督制度が必要であることを政府側へ熱心に進言した。同時に、事前監督制度採用に伴う法律改正の可否を調査するため、13年7月会計検査院法改正取調委員を院内に設置した。第2部長岡今朝雄が委員長に、検査官4名が委員に任命されて、内閣及び法制局とも折衝することになった。

一方、政府においても、同年12月の閣議決定により歳出事前監督機関調査会が大蔵省内に設置され、大蔵次官を委員長とし、委員10名は大蔵省、会計検査院（岡第2部長、河本文一、永山善之助両検査官

の3名）、法制局から任命された。同調査会においては、歳出事前監督の必要性、実施の可能性、実施の機関、方法、範囲などについて調査検討を行うこととされた。同調査会は、14年1月、初めて総会が開かれ、会計検査院から参考案を提出して説明を行った。総会においては、制度部（事前検査制度と憲法の関係など主に理論上の問題を扱う）と、実行部（事前監督の機関、方法、効力など主に実行上の問題を扱う）の2部会を設け、調査の上、好結果が得られれば、法案を作成して議会に提案する方針が採られた。会計検査院においても会計検査院を事前監督の実施機関とする試案が作成され、これに伴い会計検査院法、会計法等の関連する法規の改正案も作成された。

ところが、調査会の両部会においては、事前検査で承認を得たものが事後検査で不可とされた場合どうなるか、実施機関は会計検査院、大蔵省のいずれとするか、あるいは新設機関をもって行うか、その各々の利害得失、行政事務遅延の程度とその対策、行政権との調整、事前検査実施の時点等について議論が続出した。実行部からは具体的に実施する事項、範囲、方法等に関する経過報告書が同調査会に提出されたのであるが、制度部からの経過報告書は、会計検査院に事前検査の権限を付与することは会計検査院の性質及び憲法に定める権限にかんがみ不穏当であるか否かについて意見が分かるとし、その両説を掲げていた。結局、同調査会では成案をまとめるに至らないまま、14年12月、歳出事前監督制度について各省の意見をあらかじめ知る必要があるから、同年5月内閣に新設された行政調査会において審議することが適当である旨の答申書が大蔵大臣に提出して、歳出事前監督機関調査会は廃止された。

この間、欧米の事前監督制度の実例及び成績を調査するため、会計検査院の河本検査官が14年4月～1

5年4月に各国へ出張をすることとなった。同検査官は、各国から調査内容を相次いで報告してきたが、15年2月に寄せられたラテン諸国の事前監督制度についての報告書は、実施状況に関して、①事前監督制度に対する従来の議論や学説は、ほとんど抽象的・演繹的であること、②フランス、ベルギーの現行制度は、実施してからまだ日が浅く、その実績の利害得失について判定を下すのは困難であるが、いずれも相当の成績を挙げつつあること、③事前監督制度を採用する為には、同時に会計監督の根本組織に対して徹底的な改正を行う必要があること、④事前監督制度を採用するには、充分な機関を備えてこの作業に当たる必要があること、と結んでいた。

行政調査会では、15年7月にこの問題が総会で取り上げられたが、何ら結論が出ないまま、昭和2年6月同調査会は廃止された。新たに行政制度審議会が設置され、この問題も引き継がれたが、事態の進展をみることなく、4年7月同審議会も廃止された結果、事前監督制度は実現することはなかった。

第2 会計検査院法中改正法律案の議員提出

大正15年2月、第51回議会の衆議院において、「日本興業銀行ノ外二銀行ノ対支借款関係債務ノ整理ニ関スル法律案」が審議されていた。6年から7年にかけて、寺内内閣は民間人の西原亀三の下交渉に基づき、中国の軍閥政権に確実な担保もなく総額1億4000万円の借款を、日本興業銀行、台湾銀行、朝鮮銀行を通じて供与したが、このいわゆる西原借款が元利とも回収の見込みが立たなくなっていた。この法案は、経営が苦境に陥っていた上記3銀行に公債を交付して救済しようとするものであった。

このような法案が提出されるに及び、会計検査院の職権を拡大して、政府が出資義務を有する団体及び政府が重役を任命する特殊銀行、特殊会社を検査対象とし、かつ、その決算の正否を検査報告に掲記することとする会計検査院法中改正案が実業同志会の武藤山治議員外1名から提出された。

しかし、議会の会期が切迫していたため、この改正法案は委員会に付託されたものの審議未了に終わった。

昭和2年1月、次の第52回議会に「震災手形損失補償公債法案」、「震災手形善後処理法案」の2法案が提出された。この2法案のうち、前者は、日本銀行が震災手形の割引によってこうむるべき損失を1億円まで公債を交付して補償し、後者は、残余の金額について震災手形所持銀行に10か年以内の年賦償還契約に基づき政府から公債を貸し付けるもので、震災手形の債務者とその所持銀行の救済を企図したものである。

震災手形の大口所持者が台湾銀行などの特殊銀行であることから、実業同志会の千葉三郎議員外1名は、前回提出した改正案と同文の会計検査院法中改正案を第52回議会の衆議院に提出した。この改正法案は、①政府が出資の義務を有する団体等の収支に関する決算を会計検査院に検査させること、②政府において重役を任命する特殊銀行又は会社の収支に関する決算を検査させる、という2点から構成されたもので、計理士法案委員会に付託され審議されたが、政府側の答弁は、消極的であった。すなわち、国以外の団体等の決算に対する検査は、国の会計を監督するという会計検査院の本務を周到ならしめるためであることを考慮すると、①については、当該団体等は政府において出資者としてその財産上の権利を擁護する権能を有しているが、国の会計と直接の関係はなく、また、法律上で種々の監督規定が設けられていて、重要事項については政府の許可、認可を要するという行政の監督ができているから、会計検査院が特に検査する必要はない、というものであった。また、②については、政府が当該団体等の重役を任命するのは、特殊銀行等が金融界又は経済社会における特殊な地位を有していて、その経営を担う重役は国が任命する方が宜しいという考えによるものであり、国の会計と関係があるためではないから、当該特殊銀行等を会計検査院が検査監督するのは、その本来の職務にかんがみて適當ではない、

というものであった。

委員会では委員から政府に、会計検査院長の出席を求めるよう要望されたこともあったものの、実現することはなかった。一方、震災手形の国会審議を通じ手形所持銀行の危機が伝えられて、3月金融恐慌が始まり、法案は審議未了となった。なお、同委員会には、副検査官を2人増員するための会計検査院法中改正案も付託されたが、この政府提出法案は貴衆両院を通過した。

2年4月台湾銀行の休業を契機にして恐慌は一段と激しくなり、5月臨時議会が召集され、日本銀行特別融資及損失補償法（昭和2年法律第55号）、台湾ノ金融機関ニ対スル資金融通ニ関スル法律（昭和2年法律第56号）が成立し、危機は回避されたが、4年2月第56回議会において、千葉議員は三たび同趣旨の会計検査院法中改正案を衆議院に提出した。このときは書記官を1人増員するための会計検査院法中改正案が政府から提出されたので、両案は会計検査院法中改正法律案委員会で並行して審議が進められた。審議の途中、民政党の高木益太郎議員から議員提出の法案に対して次の修正案が提出された。

会計検査院法中改正法律案
 会計検査院法中左ノ通改正ス
 第13条第4号ノ次ニ左ノ一号ヲ加ヘ第5号ヲ第6号ニ改ム
 (5) 政府ニ於テ重役ヲ任命スル銀行会社及組合ノ収支ニ関スル決算
 第20条ノ2 会計検査院ハ第13条第3号乃至第6号ノ検査ノ結果ヲ主務大臣ニ通知スヘシ其ノ不当ト認ムルモノハ主務大臣ニ移牒シテ相当ノ処置ヲ要求スルコトヲ得
 ② 会計検査院ハ前項ニ依ル移牒ノ内容ヲ検査報告ニ掲載スルコトヲ得

議員提出の法案に対し政府は、特殊銀行及び特殊会社が会計検査院の検査を受けることは信用上に問題があるとして消極的であったが、この修正案と政府提出法案は満場一致で可決されて2月28日衆議院本会議をも通過した。なお、書記官1人を増員する政府提出法案に対しては、組織拡充が十分でないとして「会計検査院の検査の徹底を期するは現時内外の状況に鑑み最も必要なるを以て来年度予算には拡

張成案を得て之を提出すべし」との附帯決議が行われた。

また、委員会では、法案の内容のほかに会計検査院の職権等につき、集中して質問が出された。すなわち、①事前監督制度の採用、②機密費の検査実施、③会計検査官の議会出席、④地方公共団体(特に六大都市)の地方費に対する会計検査院の検査実施、⑤会計検査院の地方駐在員の設置等の問題である。以上の質問に対して政府は、①事前検査制度は関係するところが大きいので慎重に審議中である、②機密費の費途を検査することは、機密費の意義を没却するので適当でない、③会計検査官の議会出席は必要でなく、議会は会計検査院の検査報告と政府の弁明の文言を比較対照して判断するのを原則とし、議員からの質問には政府の公正な説明で十分である、④地方公共団体の財務の検査監督を行うというその趣旨においては同感であるが、会計検査院ではなく内務省が実施するのが適当である、⑤会計検査官の地方駐在制度は目下のところ必要でない、という趣旨の答弁を行った。

この議会においては、衆議院から貴族院に法案が回付されると、政府提出の会計検査院に書記官1人を増員する法案だけが可決され、議員提出に係る会計検査院の職権を拡張しようとする法案は審議未了に終わったのである。

会計検査院においても政府出資法人等の増大に伴い、これらを検査対象とする方策を大正14年ごろから検討していたので、議員提出の会計検査院法中改正案の衆議院通過と機構拡張に関する衆議院の決議は、会計検査院に大きな影響を与えた。昭和4年6月院長の命により会計検査院法改正取調委員がまとめた「予算要求の根本方針に関する件」においては、①検査能力の充実に必要な経費は、本院固有の権能を有効ならしめるため緊急のものを掲上し、②権限拡張に必要な経費は、現下の実情に鑑み国家的見地より必要と認めたるものを掲上するという方針のもとに、合計して必要経費319,590円及び157名の人員増を積算していた。

また、これと前後して、「時運の推移並本院現下の検査能力に鑑み左記事項に関し考慮を加ふるの要あり」とした7項目にわたる機構拡充・職員待遇についての要望を、検査官が合同して院長に上申した。

しかし、浜口内閣は緊縮政策を採り、5年度予算編成方針の閣議決定において、「新規の事項は一切之を要求せざること」としたため、会計検査院もこの予算要求を差し控え、同月検査能力の充実に関する経費についてのみ5年度予算編成の参考のため大蔵大臣に通知するにとどめた。

第3 産業組合中央金庫検査に関する論争

院法第13条の規定は、会計検査院の検査の対象となるものを列挙しており、その一つとして、第4号において、「政府ヨリ補助金又ハ特約保証ヲ与フル団体及公立私立諸営造ノ収支ニ関ル決算」を挙げている。大正14年8月、総会議において、産業組合中央金庫がこの規定に該当し、会計検査を実施することが決議された。同金庫は、産業組合中央金庫法により12年12月設立されたもので、農村金融を目的とし、資本金3000万円のうち半額を政府が出資する特殊法人である。そして、同金庫は政府出資分に対する国への配当が15年間免除されていたので、それが、院法の規定にいう補助金又は特約保証に該当すると総会議において解釈されたのである。会計検査院は、計算証明の様式を定めるに当たり、同金庫の内容を把握するため15年6月14日から実地検査を執行することとし、その旨を農林大臣及び大蔵大臣に通知した。

ところが、同月8日大蔵省が先の規定の解釈に疑義があるとして、検査の一時延期を申し入れてきた。これには、朝鮮銀行の配当引下げの問題があった。当時営業不振が続く朝鮮銀行の整理が課題となり、その配当は5分以下にされていたため、朝鮮銀行法第36条の規定により政府持株への配当が免除とされていた。そこで、先の規定の解釈を適用すると、同銀行についても会計検査院の検査が及ぶという事情

があった。大蔵省では、会計検査院が検査をすれば同銀行の経営状態が明るみに出て整理に支障を来すのではないかという懸念を抱いていたようである。

会計検査院では、河野第1部長が①法規の解釈、権限の範囲については総会議で決議したのであるから変更はできない、②朝鮮銀行を会計検査しても整理の進行を妨げないし、様々な事情を考慮して適宜の方法をとることができる、③検査実施の延期も、既に命令を出し予定期日を定めているから応じられない旨を回答した。

次いで11日、田大蔵次官が水町院長を訪ね、浜口蔵相の内命を受けて同様の申入れを行ったが、院長も会計検査院の立場を説明した。さらに翌12日、塚本内閣書記官長が水町院長を訪ね、「会計検査院法の定める検査権限に関し疑義を生じたのは遺憾である。この件については疑義を解明できる資料もなく、大蔵省及び法制局も意見が熟していないため、十分研究考慮したいので、しばらく検査の執行を猶予できないか」との若槻首相の内意を伝えた。政府側から再度の要請を受けた院長は、総会議の決議は変更できないが、産業組合中央金庫の検査はしばらくの間執行を延期すると回答し、14日午前9時から実地検査を施行する予定であった同金庫に、検査執行の延期を通知した。

一方、同じ14日午後、大蔵省の河田主計局長が河野第1部長を訪れ、産業組合中央金庫の問題については、議論の根拠、問題の経緯に関し多少の行き違いがあるので、直接論議をして考慮を加えたいとの申入れがあった。疑点としては、①低利資金の貸付けも同様に会計検査院法第13条第4号の範囲に属するか、②産業組合中央金庫については、補助金・特約保証のいずれに該当するのか、③同金庫に対して検査を行うのは、従来の会計検査院法の解釈が変更されたとみてよいのか、又は追加されたとみてよいのか、④会計検査院の決議による解釈が確定したものであるならば、同種のものについて全く裁量の余地はないか、の4点が挙げられた。以上の質疑に対して第1部長は、個人的見解であると断ったうえで、

①低利資金のみならず、大震災の際に保険会社に無利子で貸し付けた助成交付金、及び普通の交付金、奨励金のようなものは同規定の範囲外である、②特約保証であると解する、③会計検査院の決議の変更ではなく追加である。明治33年又は36年ごろの決議は、検査方針統一の必要上、しばらく補助、補給の名義があるものにつき検査を行うとの方針を定めたものであるが、その後必要に応じて順次検査事項を追加しており、同金庫もまたその一つである、④すべての補助団体、特約保証団体に対し、ことごとく計算証明を行わせ、同一の方法で検査を執行することは少数の人員では行い難いおそれがあり、また補助費の性質によっては補助団体に証明を行わせる必要がなく、国の歳入歳出の証明書類に基づきその内容を検査できるものもある、という趣旨の説明をした。これにより同局長は疑点についての理解が得られた旨を告げて辞去した。

その後、法制局、大蔵省から連絡がないため、10月13日、同金庫の件について、河野部長が塚本書記官長を訪問し、今後1、2週間のうちに回答が得られない場合には、やむを得ず検査を執行することになるかもしれないと申し入れたところ、至急措置する旨の回答を得た。そして、なお数度督促を重ね、大蔵省にも催促をした末、昭和2年1月13日付けで、塚本書記官長から水町院長あてに次のような趣旨の書面が送付されてきた。

- | |
|---|
| <p>一 産業組合中央金庫が会計検査院法第13条第4号の団体に当たるか否かについては、なお疑義があることから、政府においては現在、研究・考慮中であるが、会計検査院の解釈として該当するものとして今回検査を施行することに対しては異議はない。</p> <p>二 産業組合中央金庫のような政府と密接な関係を持つ特殊団体等について、会計検査院において会計検査院法第13条第4号の適用を受けるものとするか否かに関して、具体的に検討するに当たって、政府と内々の協議を行い、その後に、その決定並びに検査の通知を発送することを予め打合せさせていただきたい。</p> |
|---|

条件に了承したものと誤解されるおそれがあったため、会計検査院法の解釈については、会計検査院の独自の解釈によるべきことを記載した覚書を書記官長に手交することを部長会議で決定した。2月26日、河野部長が覚書を携え書記官長を議会に訪ね、その趣旨を説明したところ、この点については自明のことである旨の回答を得たので、覚書は持ち帰った。

こうして、政府出資法人をめぐる会計検査院と政府との論争は終結した。2年2月25日、26日及び3月2日の3日間、担当検査官ほか4名により、同金庫の会計実地検査が実施された。そして同年10月、計算証明規程の改正により新たに同金庫の収支計算書と添付書類が定められ、2年度分から提出されることになった。

これにより、懸案はひとまず解決することになったが、この文書の後段についても、会計検査院が無

第4章 昭和期旧憲法下の会計検査院

大正末期に続き、昭和期に入っても日本は経済不況に見舞われた。昭和2年には金融恐慌、4年にはアメリカに端を発した世界的大不況により、日本経済は大きなダメージを受け、社会的不安が高まった。

このような社会経済状況の中、満州国建国や日華事変等につながる昭和の軍事的膨張が満州を舞台に始まった。6年9月に勃発した満州事変は、その後の我が国財政に大きな影響を及ぼし、予算は急激に膨張した。このような予算の膨張をもたらした主要因は、満州事変の拡大に伴う軍事費及び7年度以降における軍備充実の諸費用が増加したことにある。一方、陸海軍は満州事変の拡大を理由に、7年度以降着々と軍備の強化充実を行った。

こうして、総予算に占める軍事費の割合は年々増加し、陸海軍の経費に軍人の恩給等を加えた広義の軍事費は、10年度には、既に歳出総額の半ばを超える金額となっていた。軍事費のほか、昭和初期の金融恐慌による農村の疲弊を救うための関係費や地方財政費補助の増加なども予算膨張の要因であった。

満州事変の拡大及びそれに伴う予算の膨張により、ほとんどすべての国家機関において機構の拡充が行われるとともに、対満事務局及び駐満大使館などが新たに設置されたことに加えて、当時、政府より補助又は特約保証を受ける団体として、会計検査の対象となっていた南満州鉄道株式会社、満州電信電話株式会社などが、膨大な資金をつぎ込んで事業の拡

張を行っていた。これらの事態に対して、従来の会計検査体制では検査の充実を期すべくもなく、臨戦体制の強化に應ずる組織の拡張は緊急の問題となるに至った。

16年12月、帝国陸海軍がハワイ真珠湾を攻撃し、太平洋戦争に突入していった。しかし戦況は、緒戦の優勢も長くは続かず、サイパンが陥落した19年には本土空襲が始まった。その初期は、軍事工場などが爆弾による空襲目標となったが、20年2月ごろから焼夷弾による夜間の都市無差別爆撃が行われるようになった。

10年3月に旧庁舎本館が新築され、会計検査院はそれまで大手町にあった仮庁舎から移転していたが、18年11月軍需省の設置後、同庁舎を同省に明け渡して、旧文部省庁舎に移転した。旧文部省庁舎では、防空対策として鉄筋コンクリートで耐弾工事が行われ、また、院内に防護団が結成されて防空訓練なども行われていたが、19年、空襲必至の状況になると、防護団も上席部長を団長とする職員全員の組織に改組強化された。また、同じころ、職員全員を2班に分けて、相互に隔週の日曜日だけ休むという常時執務態勢がとられるなど、院全体が戦時態勢化していった。そして、20年5月の夜間空襲により、会計検査院も屋上や近隣空地に多数の焼夷弾を浴びた。大蔵省の裏にあった木造2階建の倉庫は全焼し、保管してあった大量の臨時軍事費証拠書類が焼失した。

第1節 組織等の変遷

第二次世界大戦終結までの昭和前期の20年間ににおける機構、定員の変遷を概観すると、大正10年の会計法の改正に伴い2部制が3部制に復帰して以来、昭和12年3月まで機構の改正はなく、また、全体の職

員定数は、一部高等官の増員は行われたものの、むしろ減少した。すなわち、各庁事務の複雑化に対処し、会計実地検査を有効に行うため昭和2年4月副検査官2人、4年4月書記官1人が増員され、また、9年4

月新たに理事官4人を設置したが、これら高等官の増員に対して、書記の定員が削減されたため、書記は、大正10年に比べ昭和10年には30人以上減となり、全体としてはかなり減少した。

これでは、増大する一方の検査事務に有効に対処していくのに不十分で、例えば満州事件費の検査にしても、予算や人員の制約から毎年1組の出張官によって、わずか数箇所の実地検査を行うにとどまり、広大な地域にわたる陸軍の各部隊や、外務省等の諸施設の有効な検査を行うことは不可能であった。

そのため、委託検査の拡大や計算証明書類の省略等の事務の簡素化により、事務能率の増進を図ったが、いずれも一時的なその場しのぎの策にすぎず、何よりも組織の拡大が緊急に必要であった。

1 4部制への組織の拡大

以上のような実情をふまえ、日華事変勃発前の昭和12年4月会計検査院法が改正され、ようやく組織の拡充が実現された。すなわち、1部2課を増設して従来の3部制を4部制とし、部長1人、検査官2人、副検査官4人を増員した。また、この組織拡大に応じ、事務分掌も改正された。

しかし、組織の拡充後も歳計の規模は年々大きくなる一方で、特にその傾向は、12年に設けられた臨時軍事費特別会計において顕著であった。12年度20億3400万円であった臨時軍事費は、14年度には47億9500万円、16年度は94億8700万円というように、戦局の拡大につれ飛躍的な増加を示した。これに伴って、陸海軍関係の検査は提出される計算証明書類及びその添附書類だけでも膨大な量にのぼり、また、実地検査も検査箇所が広大な地域に拡大されるに至った。そこで、13年4月、臨時軍事費特別会計の検査のため書記30人が臨時増置された。

さらに、15年4月、再び検査能力の充実を図るため会計検査院法の改正を行い、新たに第2部、第3部にそれぞれ1課を増設し、4部16課となった。軍事費の検査を、従来第2部の3つの課で行っていたのを5つの課で行うこととしたもので、この改正に伴い検

査官2人、副検査官4人が増員された。その結果、検査官は16人、副検査官は28人となり、各部においては部長1人、検査官4人ないし5人により検査事務を担当することとなった。

2 組織の縮小

16年12月、我が国は太平洋戦争に突入し、戦局は一気に拡大されて総力戦となった。政府は時局に適應した行政の簡素化と強力化を図り、余剰を生じた官吏を南方軍政要員として派遣する目的のもとに、17年6月、行政簡素化実施要領を閣議で決定し、中央官庁3割、地方官庁2割、作業庁1割の人員削減のための具体案の検討と立案を各省庁に指示した。

当時、会計検査院は15年に2課増設したとはいうものの、判任官の経常定員は13年当時に比べむしろ減少していたのに対し、検査事務量は膨張する一方で、行政整理を行うことは、検査事務の遂行に困難をもたらすことは明らかであった。しかし、聖戦完遂の大義に従って具体案を作成し、それに基づき、18年3月次のとおり組織の縮小が行われた。

- ① 4部16課制を3部14課制とし、これに伴い、部長1人、検査官2人を減員する。
- ② 従来法律で定めていた高等官のうち、書記官、副検査官及び理事官の定員は勅令で定める。
- ③ 組織縮小により定員外となった会計検査官に対する特例を講じ、また、南方軍政要員及び蒙古連合自治政府職員として派遣されている検査官等は、復歸に際して定員外に存置できるよう措置する。

会計検査官以外の定員を勅令で定めるとしたのは、書記官以下は、会計検査官とは異なり、終身の身分保障がないうえ決算検査事務の繁閑に応じ適時増減する必要があり、そのつど法律の改正を行うのは事務の複雑化を招くことから、勅令にゆだねるのが妥当とされた。この改正により、天皇直隸機関として内閣から独立している会計検査院も会計検査官以外の職員の定数は、他の一般省庁と同様、内閣の決定にゆだねることになった。

以上のような組織の簡素化を内容とする会計検査

院法改正案は、17年末の第81回議会で提出され、18年3月公布された。同時に、書記官以下の定員を定める勅令第143号が公布されて、書記官、理事官及び書記の定員は従来のとおりとされたが、副検査官は28人から18人に減員された。また同時に、13年に定められた書記臨時増置が廃止され、新たに臨時軍事費特別会計の検査を行うため、副検査官3人、書記58人が臨時増置された。この組織縮小に応じて、検査各課の事務分掌も改正された。

3部14課による検査体制は、その後若干の定員異動はあったが、戦後22年の会計検査院法の改正まで続けられた。

3 職員の海外派遣

国家総動員体制を採って遂行された太平洋戦争は、会計検査院の業務にも大きな影響を与えた。

13年9月、陸軍省より会計検査院に対して、蒙疆連合委員会財政部主計審計事務（会計検査事務に該当）に当たるため、奏任官1人、判任官2人を選出派遣してほしい旨の要請があった。蒙疆連合委員会は、12年11月内蒙古地区に設置され、14年蒙古連合自治政府となったものであるが、会計検査院はこの要請に応じ、13年11月、3名の職員を派遣した。蒙古連合自治政府が成立すると、派遣職員は、審計局要員として会計監督制度確立のため審計法、審計規則、計算証明規程、審計標準など検査諸法規の制定整備を行い、また主計当局と協力し、会計法、会計規則、支出官事務規程等の制定にも参画し、会計制度の確立に尽力した。会計検査院は、終戦までの間に、副検査官などの高等官を含む延べ9名の職員を派遣した。

また、17年4月、陸軍省より、南方の各軍司令部に新設される軍政会計監督部要員として、会計検査院職員の派遣の要請があった。

南方占領地の軍政は、16年11月に決定された「南方占領地行政実施要領」に基づき、マレー、スマトラ等において実施されたもので、17年6月には、南方軍に軍政監部が設けられ司政長官、司政官などが

置かれた。

この南方軍政のために、各行政官庁にかなり大規模の軍政要員派遣が要請されて、会計監督以外の要員は、既に各省から多数派出されつつあった。会計検査院もこの要請に応ずることとなり、17年5月、陸軍との間で派遣職員の身分、給与及びその経費の負担に関する協定が結ばれた。

派遣先は南方総軍（シンガポール）、第14軍（フィリピン）、第15軍（ビルマ）、第16軍（ジャワ）、第25軍（マレー）、第17軍（当時編成中）であった。派遣人員は、司政長官に予定されていた総軍附勅任官以下17人で、ほかに大蔵省と内務省からも少数の会計監督要員が配属されることになっていた。会計検査院では、東谷検査官ほか検査官1名、副検査官2名、理事官1名、書記12名を推薦、それぞれ5月末から6月初めにかけて軍属の発令があった。東谷検査官は総軍の司政長官に予定されたが、まず興亜院勅任調査官に任命され、次いで司政長官に転じた。そのほかの職員は、司政官あるいは陸軍属として各任地に派遣された。

派遣された職員は、軍政会計監督の実を上げるため、占領地軍政会計の検査事務規程、計算証明規程、検査方針の作成を行い、以後軍政会計の検査業務に従事した。

南方派遣者の総数はその後の派遣職員を含め25人となったが、派遣者のうち軍との取決めどおり2年で帰還できた者は少数で、大部分は、戦況の悪化や、会計検査院から交替要員の派遣ができなくなったなどの理由で南方在勤が延びているうちに終戦を迎え、捕虜生活を経て、21年になってようやく帰国できた。

4 職員の減少

日華事変の長期化により、軍需工場の拡張新設が盛んに行われて、公務員から転職する者が多くなり、太平洋戦争勃発後は、特にその傾向が強まったが、会計検査院においても多数の職員が退職していった。そのうえ軍隊に現役入営する者、臨時召集を受ける者が相次ぎ、会計検査院の職員は、課長など高齢者

を除き次第に減少していった。

戦争末期の19、20年になると、応召者の増加に伴い充足率は急激に低下した。高等官においても若干の欠員があり、定員を充足しているのは年齢の高い部課長だけという状態であった。18年から最大の検査対象になっていた軍需省などの検査を担当してした第2部第3課についてみると、課長と書記2名の職員で、軍需省に加えて、陸軍の航空関係の整備及び工事と航空部隊の全部、内地各軍の一部という膨大な検査を行うなど、会計検査院全体が貧弱な姿となっており、検査能力は、低下する一方であった。

このような書記など若い職員の不足に対処するため、多数の雇員を採用していたが、18年末から19年にかけて、雙葉高等女学校、順心高等女学校などの在學生、卒業生を挺身隊員として採用し各課に配属した。

第2節 検査業務運営

昭和の初頭より満州事変の勃発に至るまでは、政治的にも、また経済的にも、大正時代の延長ともいえる時期で、財政会計の制度においても、またその運用においても著しい変容はなく、会計検査についても、制度上、業務上大きな変革はなかった。

しかし、満州事変勃発後終戦に至るまでの14年間は、日華事変以後戦時体制の強化につれて、国家全体を戦争に巻きこんでいった過程であった。国家の諸機構も、戦争遂行の一点に機能を集約され、業務の上でも様々な影響を被ったが、会計検査院も、その例外ではあり得なかった。

後述するように、戦時においては会計法規が簡素化されたが、このような背景事情は、必然的に会計検査制度にも大きな影響を及ぼし、会計検査事務の大幅な簡素化を余儀なくさせられるに至った。この簡素化は、当初は指定若しくは承認に基づく計算書、証憑書類等の計算証明書類の省略又は他の書類による代用、委託検査範囲の拡大といった形で行われたが、昭和17年の会計法戦時特例制定以後は、陸海軍関係経費に対して計算証明の簡素化を、指定若しくは承認に代えて規定化するという形で行い、戦時体制の進展とともに他省庁の一般経費に対してもこの簡素化体制を波及させ、また、委託検査の範囲も19年に大幅に拡大された。

第1 戦時下における財政会計制度

1 予算決算制度の変容

昭和6年9月満州事変勃発後、12年日華事変までの軍事費を中心とした予算は、膨張の一途をたどったが、財政会計の制度面における変化は、ほとんどみられなかった。しかし、11年の二・二六事件以後は、「健全財政」に代わって、国防予算が財政の主座を占める「準戦時財政」が開始されると、その後にお

ける財政は、画期的な膨張を示すとともに、在来の財政制度に質的な変化がもたらされた。このような変化を来すに至った要因は、第1に、戦争経済遂行のために予算の機動的、弾力的運用が要請されたこと、第2に、議会の権限が、当時の広田内閣のスローガン「庶政一新」のもと急速に縮小されたことが挙げられるが、この変化過程は2期に分けることができる。すなわち、第1期においては、財政会計制度の変更ではなく、運用の変更が行われ、第2の時期においては、太平洋戦争が始まって間もなくの17年、「会計法戦時特例」の制定を手始めとする法制上の変更が行われた。

(1) 第1期

第1期においては、財政の運用が予備費、予算外国庫負担契約などの立憲的財政原則の例外規定を利用して行われた点にその特徴があった。日華事変の起こった直後に設置された臨時軍事費特別会計は、戦争終結までを1会計年度とするなど他の財政制度にはみられない多くの特徴を持っていた。そしてその運用においては、毎年の決算を作成することがなかったため、東亜の広大な地域に散在する多数の出納官吏の出納経理について、詳細な整理を行う機会もなく、いきおい経理が粗雑になる弊は免れなかった。

(2) 第2期

第2期は、16年度から終戦に至るまでで、戦時財政が本格化してくると、予算の機動性、弾力性を強化する必要はますます強まり、従来のように運用面で処理するだけでは不十分となってきた。16年7月「財政金融基本方策要綱」が閣議決定されたが、これは財政の運営を合理化し、会計制度、予算編成方法の改革を行って、予算運用の機動性、弾力性を確保し時勢に即応せしめようというものであった。これに基づき、まず、17年2月「会計法戦時特例」、

同年4月「会計規則等戦時特例」が制定された。これにより会計制度は戦時体制に即応するよう再編成されたが、さらに、その後の戦局の危機と戦時経済の混乱に対処するため、18年10月の閣議において「予算の徹底的単純化に関する件」が決定された。これは、「行政運営の決戦化を図る為戦時非常の措置として左記要領に依り予算及び之に伴う決算に関する事務の徹底的単純化を図ることとし併せて緊急の事態に必ずべき所要の準備を整うるものとす」として、次の6項目にわたり決定された。

- ① 予算の形式を単純化すること
- ② 予算の編成を敏速容易ならしめること
- ③ 予算の実行を機動的かつ効果的ならしめること
- ④ 決算事務の簡捷化を図ること
- ⑤ 会計諸法規を改正すること
- ⑥ 地方予算に関しても本件の趣旨に則り、必要な措置を講ずること

上記のうち、決算事務の簡捷化に関する具体的措置として、国有財産事務の簡捷化を図り、国有財産増減計算書等の議会提出は戦争中停止すること、委託検査の範囲を拡張すること及び提出を要する証憑書類の減少等により計算証明手続を簡素化することが掲げられていた。

これら予算決算制度の改革を最も強く主張したのは陸軍省で、特に③、④に関しては陸軍の意向がそのまま採り入れられたものと言われている。

2 会計法の特例の拡大

資金前渡、前金払、概算払などに関する会計法上の特例は、陸海軍側の支出に弾力性を持たせたいという要求と、財政当局の会計法上の原則を守る立場との妥協の上に、会計規則において主に軍関係の経理につき認められていた。戦時体制の強化とともに軍需品の範囲はきわめて広くなり、この特例的支出の範囲を更に拡大することが必要とされた。日華事変発生後間もなく「当分の内資金前渡、前金払若くは概算払を為し又は随意契約に依ることを得る場合

に関する件」(昭和12年10月勅令第584号)が公布され、陸海軍の特例的支出の範囲を拡大するとともに、陸海軍が随意契約を締結できる場合の範囲を拡張した。その後もこの勅令は幾度か改正が行われて、特例的支出及び随意契約をなし得る対象の範囲はますます拡大され、17年制定の会計法戦時特例及び会計規則等戦時特例に引き継がれた。

3 会計法戦時特例、会計規則等戦時特例の制定とその変遷

戦局の拡大とともに、我が戦時財政経済はますます軍需中心に絞られることになり、会計制度も戦時型へ再編成されることになって、17年2月「会計法戦時特例」及び同年4月「会計規則等戦時特例」が制定された。その主な内容は次のとおりである。

- ① 資金前渡、前金払及び概算払契約のできる範囲を従来より一層広くした。
- ② 軍需金融を推進するため手形保証制度を新設した。
- ③ 出納官吏について保管現金等を亡失毀損した場合、会計法第36条に規定している無責任要件の証明手続を簡略にした。
- ④ 随意契約の範囲を一層拡大するとともに、契約手続を簡素化した。
- ⑤ 戦時に際し軍事上又は作戦上の必要から、戦地の経理担当官吏に対して、歳入金を直ちに歳出に使用させることができるなどの会計規則に対する種々の特例的規定を設けた。

このように、会計法戦時特例は、支出の経理手続を簡略化することによって軍需物資調達の便宜を図るとともに、軍需金融により軍需生産を増進しようとするものであったが、軍需産業の緊急増産に対処するために、18年、20年と2回改正され、会計規則等戦時特例も19年以来6回改正された。18年の法改正は、特例を陸海軍以外の官庁にも全面的に認めるもので、この改正に続く3回の会計規則等戦時特例の改正により特例的支出はますます広がり、予算支出の経理手続も徹底的に簡略化された。

第2 計算証明と書面検査

計算証明の戦時簡素化

昭和の初めから戦時体制に入る前までに行われた計算証明規程の改正は、わずかに2回であった。

最初の改正は、検査を強化することによって国庫金の放漫な運用を改善させる目的で、昭和2年4月に行われた。

改正点の第1は、国庫金の運用を管掌する官吏が調製する運用計算書のうち、毎年度の最終計算書には、別に指定する明細書を添付させることにしたこと(改正第44条)であり、第2は、これまで簡易生命保険積立金についてだけ、その運用の計画書を提出させることになっていたのを、新たに、すべての種類の国庫金について、その運用計画を決定したときあるいは変更したときには、運用計画の決議書類を計算書に添付させるようにしたこと(改正第45条)であった。

第2回の改正は9年に行われた。これは前年、日本製鉄株式会社法施行令(昭和8年勅令第24号)第6条により、同社が会計検査院の検査対象となったのに伴い、「法律勅令ニ依リ特ニ会計検査院ノ検査ニ属セラレタル決算」(会計検査院法第13条第5号)の計算証明を「政府ヨリ補助金又ハ特約保証ヲ与フル団体及公立私立諸営造ノ収支ニ関ル決算」(同法第13条第4号)の計算証明と同様の取扱いにするために行われたものであった(改正第80条)。

その後、戦時体制に入るとともに、陸海軍ばかりでなく一般官庁も人手の不足と物資の欠乏により、計算証明の遅延が目立つようになり、時局に即応するため、16年から終戦に至るまでの間、計算証明を簡素化する改正が幾度か行われた。17年には陸海軍の戦時における計算証明の特例として計算証明規程戦時特例が制定され、19年になると、この戦時特例の一部を軍関係以外の行政庁にも及ぼすことを定めた計算証明臨時措置規程が制定された。以下、戦時体制下における計算証明の簡素化につき、段階を追って述べてみる。

(1) 戦時体制下における計算証明規程の改正

16年3月、従来の計算証明手続を大幅に簡素化する計算証明規程の改正が行われた。その内容は次のようなものであった。

- ① 国庫金及び簡易生命保険積立金運用計算書など一定の計算書、証憑書について、会計検査院が指定したものあるいは承認したものは、他の書類で代用しあるいは書類の提出を省略できることとした。
- ② 契約などについての証憑書に付記する事項の記載事項を会計検査院の指定若しくは承認により省略できることとした。
- ③ 工事、製造物件などの買入れ、借入れその他に関する契約を行った場合、契約関係書類の提出を必要とするものの限度金額を引き上げてその範囲の縮小を図った。
- ④ 国庫金及び簡易生命保険積立金運用計算書、歳入歳出外現金出納計算書などの計算書の書式を簡素化した。

この後は計算証明規程戦時特例、計算証明臨時措置規程が制定されたこともあって、計算証明規程そのものの大幅な改正はなく、17年に2回、20年に1回小規模な改正が行われただけであった。

(2) 計算証明規程戦時特例

太平洋戦争に入り会計法戦時特例、会計規則等戦時特例が制定されるに及んで、陸海軍の計算証明を一般官庁とは別に扱う必要が生じ、新たに17年5月計算証明規程戦時特例(会計検査院達第2号)が制定された。

この規程は、「陸軍及び海軍の戦時(戦争に準ずべき事変の場合を含む)に於ける計算証明」(同特例第1条)について定めたものであり、次のような特例を認めるものであった。

- ① 証憑書類などの記載事項で軍の機密に属するものは、会計検査院の承認を経て符号等をもってこれに代えることができ(第2条)、又は、その全部若しくは一部を省略することができることとした(第3条)。

- ② 戦況その他やむを得ない事由で証憑書類等を棄却した場合は、その事由を記載した証明書を提出することとした(第4条)。
 - ③ 陸海軍だけに適用される計算証明の簡素化として次のものを認めた。
 - ・歳入証憑書など一定の計算証明書類の提出の省略又は他の書類による代用(第5条、第6条、第10条)。
 - ・財産、物件の売払い、貸付けその他の契約などで証憑書の提出を必要とするものの限度金額の引上げ(第11条～第15条、第18条、第21条～第27条)。
 - ・歳入徴収額計算書の提出回数の減少、支出計算書、収入金現金出納計算書等の提出期限の延長(第9条、第16条、第29条)。
 - ④ 会計規則等戦時特例により認められた物々交換の方法による材料物品取得に関する計算証明の規定を設けた(第7条、第8条)。
 - ⑤ 会計法戦時特例により、國務大臣は軍の需要充足その他必要の場合に限って手形の保証をすることができるようになったが、その場合における計算証明の規定を設けた(第17条、第19条、第20条)。
- この計算証明規程戦時特例は、その後17年、19年、20年と3回改正され、19年、20年の改正により計算証明は一層簡素化された。

17年の改正は、会計規則等戦時特例第10条によって認められた作戦行動上の必要により緊急やむを得ざる経費の支払をするため、歳入歳出外現金を繰替使用した場合の計算証明の方式を新たに規定した。

19年の改正は、軍事費関係の計算証明を一層簡素化するため、かなり大幅に行われた。

その内容は第1に、この特例を18年11月新設された軍需省の臨時軍事費の計算証明に適用することとしたことである。第2に、戦況その他やむを得ざる事由によって証憑書類等を棄却した場合についての規定を改め、従来証憑書類を棄却した場合は、その事由を記載した証明書を提出することになっていたが、改正後は証明書で代用し得る範囲を棄却の場合

だけでなく亡失毀損の場合にまで拡張した。さらに、戦況その他やむを得ざる事由で証憑書類の提出が困難な場合は、会計検査院の承認を経て上官等の他の官吏による保証書をもって代用することを認めた。

そのほかに、書類の省略、他の書類による代用のできる範囲を広め、証憑書類等の提出を必要とする限度金額を引き上げるなどの方法により、大幅な簡素化が行われた。

この大改正に引き続き、翌20年1月に3回目の改正が行われ、契約に関する歳入歳出の証憑書類などの提出を要する事項について限度金額を引き上げ、提出の範囲を縮小した。

(3) 計算証明臨時措置規程

19年5月、計算証明規程戦時特例の一部を陸海軍だけでなく、一般官庁にも及ぼすと同時に、同特例の一層の簡略化を内容とする計算証明臨時措置規程(会計検査院達第2号)が制定された。

計算証明規程戦時特例が、軍関係以外の計算証明に準用される規定としては、戦況によって証憑書類などを棄却した場合に関する規定や、軍票、外貨などにより収支を行った場合の規定、財産の売払いなどの契約における証憑書付記事項の省略規定などがあった。計算書については、提出回数の減少、記載事項の一部省略などが規定されていた。

(4) その他

前述(1)～(3)のような特例規程として統一的に定められたものではないが、太平洋戦争末期の20年4月中島飛行機株式会社を国営化して第一軍需工廠を設立した際、その計算証明について、軍需大臣の照会を承認する形式で特例を設けた。すなわち、臨時軍事費前渡資金出納計算書に添付する証拠書類に代えて、会社時代から作成していた支払金額内訳表、各製造原価要素集計表、試算表、貸借対照表等の書類を提出させることとした。これは、官庁に適用していた従来の計算証明方式とは発想を全く異にするもので、戦後、会計検査院が、公共企業体等の検査に当たって採用した企業型計算証明の先駆ともいえる。

また、第一軍需工廠に続いて、20年7月には川西航空機株式会社を国営とし、第二軍需工廠が設置されたが、これについては、計算証明の特例を定めるに至らぬうち、終戦となった。

第3 実地検査

外地特別会計の検査

我が国は、日清戦争の結果台湾を獲得したのを最初に、日露戦争により関東州、樺太を租借又は領有し、さらに明治43年には、日韓併合条約により韓国を併合し、大正9年には、南洋群島を委任統治領に加えてきた。そして、そのつど台湾総督府、関東庁（昭和10年に関東局となる。）、樺太庁、朝鮮総督府及び南洋庁それぞれの特別会計が設置されて、各々その経理を行い、昭和20年の終戦により統治権を失うまで継続された。

これら外地特別会計に対して、会計検査院は書面検査とともに実地検査も当時の不便な交通事情にもかかわらず、定期的にこれを行い、外地特別会計に対する財政監督に実効あらしめた。

ここでは、昭和初年より20年度までの外地会計の検査について述べる。

(1) 外地財政の概況

昭和前期における外地特別会計の財政規模を、その歳出決算額でみると下表のとおりで、我が国の財政上占める比重の大きさがわかるが、この外地特別会計の歳出合計額の80%以上は、朝鮮、台湾両総督府特別会計の分であった。

(単位：千円)

年度	外 地 特 別 会 計			一般会計
		うち 朝鮮総督府	うち 台湾総督府	
昭和 元年度	317,674	189,470	91,940	1,578,826
5	367,854	208,724	109,970	1,557,863
10	466,493	283,958	123,943	2,206,477
15	1,207,749	813,516	262,907	5,860,213

次に、外地財政規模の推移についてみると、10年度までは、年度により多少の増減はあっても、基本的にはゆるやかな増加傾向を示しているが、10年度以後は、著しい膨張ぶりを示すに至った。

このような膨張をもたらした要因は、12年日華事変の勃発を契機とした外地財政の戦時体制化にあるといえる。すなわち、鉄道、通信施設等の新設拡充、地下資源の開発利用、食糧増産、工場生産の促進などのため多額の費用を要したこと、臨時軍事費特別会計へ多額の繰入れが行われたことなどが歳計の膨張をもたらした。

特に臨時軍事費特別会計への繰入れは、年々増加する一方で、最も財政規模の大きかった朝鮮総督府の場合をみると、繰入れの始まった12年度は歳出予算の2.7%を占めるにすぎなかったのが、太平洋戦争の始まった17年度は14.1%となり、19年度は17%に上った。20年度は終戦のため大部分は実行されなかったが、19年度までの繰入総額は10億円余りの巨額に上った。

また、歳入をみると、10年度以降相次いで新設された租税による増収が年々大きくなっていった。

租税制度そのものは、各外地特別会計が設置されて以来、それぞれの財政事情に応じた形で整備されてきたが、満州事変以後、内地の税制が戦争財源調達のため大きく変化したのに応じて、10年度以降、臨時利得税、支那事変特別税、法人税などを新設し、増収が図られた。例えば、朝鮮総督府特別会計の10年度以降における租税収入の推移をみると、歳入全体に占める地位は、公債、借入金の著増により、漸次その割合が低下する傾向にあったが、収入額は、12年度の1億円から15年度1億6000万円と増加を示し、終戦時には6億4000万円に上っていた。

なお、最後に外地会計の特異性を表すものとして、内地会計からの補充金について触れておく。

外地会計は、初期の段階においては財政制度そのものが十分に確立されておらず、健全な財政運営のために、内地からの補助は必要不可欠のものであったが、外地特別会計はそれぞれ自主財政確立のため

に、産業を開発し租税体系を整備するなどの努力を積極的に行っていた。

最も早く財政の独立に成功したのは台湾総督府で、明治39年度以降一般会計からの補充金の受入れを中止し、その他の特別会計においても南洋庁が昭和7年度、樺太庁、関東局が11年度に、それぞれ歳入事情の好転を理由に補充金の受入れを中止した。朝鮮総督府特別会計においては、20年度まで毎年、少ないときでも1282万円(9、10年度)の補充金を受け入れてきたが、同特別会計の歳計規模が年々増大するにつれ、歳入中に占める割合も次第に低下していった。

(2) 外地特別会計の検査体制

外地特別会計に対する会計検査院の検査体制は、地域ごとに対象を区分して、2課又は3課で検査を担当していた。

12年4月における事務分掌によると、関東局、樺太庁、対満事務局、南満州鉄道株式会社は、外務省、拓務省とともに第4部第1課、朝鮮総督府は同第2課、台湾総督府及び南洋庁は、同第3課がそれぞれ担当しており、大戦終結までの昭和前期を通じて大体この体制が維持された。

外地会計の検査を担当する課の特殊性は、他の一般省庁の検査課のように、特定の省庁の会計経理を検査対象とするのではなく、外地における財政活動全般にわたる幅広い検査を行う点にあった。これは、朝鮮、台湾などが特別地域の行政区画として、それぞれ総督府等がかなりの自主性をもって統治権を行使し、全般的な行政を行ったことの反映であった。

外地会計に対する検査は、他の検査課と同様に、書面検査及び実地検査が併用されたが、書面検査はともかく実地検査については、当時の交通事情のもとで、特に戦況が悪化した後は、様々な困難が伴っていた。出張期間も内地の地方検査出張の場合、1か月を超えることはほとんどなかったが、外地検査の場合は、大体1か月半という長期にわたるのが普通であり、50日を超えることも稀ではなかった。

昭和初年度より20年度までの、外地会計の出張回

数、人数は、延122回372人、年平均にして6回、18.6人で、会計検査院の組織が拡張された12年度から太平洋戦争が始まった直後の17年度までの5年間で、最も活発に外地会計検査が行われた時期であった。外地の実地検査は、地域により頻度に差があり、最も出張回数の多かったのは朝鮮総督府で、毎年3回、少ないときでも2回の実地検査を行っていたが、対照的に少なかったのは南洋庁で、20年間に3回行っただけであった。

このように広範に実施していた外地会計検査も、終戦とともに、これら外地のすべてを失うことにより、終わりを告げた。

朝鮮総督府実地検査を記す派遣人名簿

第4 委託検査

委託検査制度の簡素化

昭和18年10月の閣議決定「予算の徹底的単純化に関する件」において、決算事務の簡捷化と委託検査の範囲を拡張することが決定され、これを受けて翌19年5月、会計規則等戦時特例が改正され、戦時に限り委託検査に付された現金出納の計算証明の簡素化が図られた。

従来、委託検査に付された現金出納に関しては、会計検査院が直接検査を行うものと同様に出納計算書を調製させ、それによって受託庁が計算の検査及び責任の解除を行うことになっていたが、この改正によって、出納計算書の調製を省略し、代わりに帳簿をもって現金の出納を証明することができるようにした。ただし、委託検査に付されたものでも、会計検査院が直接検査を行う場合は、出納計算書を調製させることとした。

また、この改正と期を同じくして、委託検査取扱規程(昭和19年会計検査院達第3号)が制定された。これは従来、会計検査院から各受託庁に通告して委託検査の取扱基準としていた「委託検査取扱順序」に代わるもので、委託検査の取扱いを整備し、かつ、簡素化するものであった。この規程により、従来と比べ変更された主要な点は次のとおりである。

- ① 受託庁が、受託事項の執行を所管部局に委任できるように復委託の規定を新設した(第2条)。
- ② 会計検査院の承認を経て、認可状の交付に特例を設けることができた(第3条)。
- ③ 委託検査成績報告書の提出期限を、1か月延長し翌年度10月末日までとした(第5条)。
- ④ 出納計算書の書式の簡素化及び帳簿による代用証明の場合の規定を設けた(第9条、第10条)。

以上の改正のほかに、資金前渡官吏の管理期処理方法の簡便化(第4条)や資金前渡官吏別支払調書の作成(第6条)に関する規定などが新たに設けられた。

このような法制上の整備と並行して、19年4月以降委託検査の範囲が大幅に拡大された。従来委託検査の対象としては、各省庁の歳入歳出外現金、庁中物品類が主なものであったが、新たに収入金や在外公館、海軍部隊艦船、各省地方官署の前渡資金出納、陸軍省関係の補給廠等の事業用物品、製造材料などが、委託検査事項に移された。

以上のように、委託検査制度はその取扱規定を整備するとともに、取扱方法を簡素化し、その適用範囲を広げることにより、決算検査事務の簡素化に役買った。

第5 出納官吏に対する判決

1 出納官吏弁償責任判決制度の戦時特例

出納官吏は、自己の保管に係る現金又は物品を亡失毀損したときは、善良な管理者としての注意を怠らなかったことを会計検査院に証明し、責任解除の判決を受けなければ、弁償の責任を免れることはできなかった(会計法第36条)。

しかし、昭和17年会計法戦時特例によりこの規定に対する特例が設けられた。すなわち、同法第2条においては、陸海軍の出納官吏が戦地において又は戦地往還中に、その保管する現金又は物品を亡失毀損した場合、国務大臣は当該官吏がその保管について善良な管理者の注意を怠らなかったと認定し、その旨を会計検査院に通知すれば、会計法第36条の証明があったものとみなされ、会計検査院は、責任解除の判決をすることができる旨が規定された。

また、会計検査院の検査判決を受けるための出納計算書の調製についても、17年4月に公布された会計規則等戦時特例により、次のような特例が定められた。戦時に際して出納官吏あるいは物品会計官吏が交替したとき、在職期間中に執行した出納の出納計算書を調製し証拠書類を添えて会計検査院に提出することが困難な場合には、後任出納官吏が前任出納官吏の出納計算を自己の執行した出納計算と合わせて計算し、各出納官吏の在職期間を記載して所定の手続を行うことを認め、会計検査院は、この規定によって調製された出納計算書は前任官吏が自ら調製したものとみなして、検査判決を行うこととした。

2 出納官吏弁償責任判決件数及び制度の改正

前述のとおり、昭和前期における出納官吏弁償責任判決制度については、17年会計法戦時特例において判決の戦時特例が設定されたが、そのほか、後述のとおり13年に判決を慎重に行うため判決取調委員を設置し、17年には業務能率を増進するため認可状を簡素化する措置が行われた。

元年度から22年度までの間、総会議又は略式総会

議において議決された判決件数は111件で、そのうち有責任とされたもの51件、勅令により弁償責任を免除されたもの19件、無責任とされたもの41件であった。出納官吏別の判決件数をみると、資金前渡官吏が最も多く38件、次いで収入官吏31件、繰替払現金出納官吏28件、物品会計官吏12件、歳入歳出外現金出納官吏2件であったが、判決の対象とされた事項は、出納官吏又は補助者の横領によるものが多く、そのほかに窃取、詐取などによる事態もあった。

3 判決取調委員の設置

出納官吏に対する監督手段としては、行政庁による定時及び臨時の検査のほかに、会計検査院において、その弁償責任につき「有責任」あるいは「無責任」の判決を行ってきたことは既に述べたとおりである。

この制度はフランスの制度を模範としたが、フランスにおいては、検察官、報告官の制があり、部単位の少数合議体において判決を下すという慎重な体制をとっていたのに対し、我が国においては、検査主管課が提案し、総会議又は部会議が一審かつ終審の判決をするという制度になっていた。会計検査院内部においても判決手続を慎重にせよという意見があり、昭和期に入って判決集、先例彙集などを作成して事態の改善が図られたが、さらに、13年に判決取調委員が設置されるに至った。

この委員は、部長1人、検査官2人、副検査官3人をもって組織され、部長を委員長とし、総会議の下部機構として、主管課提出の判決案の審査を行い、意見を総会議に報告することを任務としており、ようやく判決案の事実審査などが、かなり実行できるようになった。

4 認可状の簡素化

認可状は、出納官吏の責任を解除する証書で、検査事務規程第20条に基づき、出納官吏の計算書に対して全部正当と判決したとき、又は、出納官吏において任意に若しくは本属長官の弁償命令に服して弁

償を了したとき、交付された。

認可状の書式は、明治24年の院内達「認可状交付細則及認可状書式」により定められて以来、幾度か字句等の改正が行われたが、各出納官吏ごとに作成し交付することは一貫して変わらず、その後、出納官吏の数が増加するに伴って、交付される認可状も増える一方で、製作経費予算の不足、事務量の増加、交付遅延等の問題が起こってきた。出納官吏の数は、昭和7、8年頃は約1万人であったが、16年には1万3000人の多数に上り、数名の能書家が専門に認可状の作成に従事しても、毎年10月頃にならないと、前年度の認可状の発送が終わらないという状態であった。

このような事情は、会計検査院の委託によって多数の出納官吏の検査判決を行う受託庁においても同様であった。会計検査院の承認を得て、認可状を連名通知に改めたり、認可状の交付に代えて、各省庁の公報に掲載したりするようにしたところもあった。

15年になって、委託検査の受託庁側より、認可状の個別交付に代えて、各庁の公報等に連名で掲載する制度に改めたい旨の要請があった。また同年、会計検査院内部においても事務能率強化の一環として認可状を簡素化する方針が決められ、16年12月の総会議で、会計検査院において直接検査し交付する認可状を連名通知に変更する案が決議され、17年初頭から実行された。さらに、同年3月、委託検査取扱順序も改正され、受託庁の交付する認可状も連名に改められた。

第6 検査報告と検査成績書

1 議会出席問題の再燃

会計検査官の議会出席問題は、大正3年にも議会に持ち出され、さらにその後昭和4年、会計検査院の検査対象に、国の出資団体等を加えようとする会計検査院法の改正案(審議未了に終わった。)が提案されたときも再燃したが、結局、実現せずに終わった。

このような状況に対して、会計検査院側でも、全く傍観していたわけではなく、検査報告の記述の仕方によって、会計検査院の主張の正当性を明確にしようとする努力が行われた。その一つとして、6年、検査報告記載方改善方針が決議され、不当と認めて審議した要点を、詳細に記述し、できるかぎり、計表、図面等を挿入して、各議員が不当事態を十分理解できるようにする処置が執られた。

2 検査成績書上奏の効果の限界

前述のとおり、検査成績書は、院長がこれを持参して参内し、天皇に奉呈して単独上奏を行っていたが、上奏時間があらかじめ30分ぐらいに指定されるので、成績書全部の朗読ができなかった。院長によっては、上奏時間に合わせてメモを作るようなこともあった。

このような状態から、2年、検査成績書の改善方針が決定され、それまでの一般的総括的記述はなるべく省略し、要点だけをできるだけ簡潔に記述するように改められた。

それでもなお、上奏時間の制限以内にはおさまらなかったもので、15年2月上奏を済ませた岡今朝雄院長から、検査報告及検査成績書取調委員に対して、更に簡潔な検査成績書を作成するようにとの厳命があった。しかし、結局、30分以内で朗読できるような検査成績書は、太平洋戦争終結まで、作成されずに終わった。

君主に対する検査成績書上奏の制度は、会計検査院の多くの制度と同じく、プロイセンの制度に範を取ったものであり、また、ナポレオンが創設したフランスの制度にもみられるが、プロイセンやフランスで、この制度を創設した君主が専制的で、親しく国政を執っていたのと異なり、我が国のように、君主が国務大臣の補弼^{ほひつ}を得て統治を行った国には、あまり適応した制度とはいえなかった。

60年に及んだ検査成績書上奏の効果が、あまり上がらなかったことは、この制度の限界を示したもののといえよう。

第7 会計検査に対する制限

会計検査に対する制限の拡大

昭和期の検査業務の中で、特に満州事変勃発以後は軍事費の検査が大きな比重を占めていたが、この検査には以前から大きな制約が伴っていた。出師準備品及び機密費は既に述べたように、会計検査院の検査対象外とされ、ほかに検査執行上の制約としては、軍関係の機密漏洩の防止を目的とした軍機保護法の規定があった。機密費は、出師準備品と異なり軍関係特有のものとはいえないが、満州事変以後、特に陸軍においてその使用が激増した。

(1) 出師準備品

従来、陸軍では「陸海軍出師準備ニ属スル物品検査ノ件」（明治23年法律第70号）に基づき、陸軍兵備品会計規則により、兵備品を通常兵備品と出師準備品に分け、通常兵備品は物品会計規則の適用を受け、他の物品と同様に取り扱われるが、出師準備品は物品会計規則の適用を受けず、会計検査の対象外とされてきたのは既にみたとおりである。その実際の運用をみると、海軍と異なり陸軍は極めて乱暴で、既に明治末年に陸軍大臣達で戦用品取扱規則を定め、その後数次の改正を経て、物品の主要なものはほとんど戦用品として出師準備品に編入してしまっていた。満州事変が勃発すると、満州に建設する軍事施設に必要な営繕材料等もすべて戦用品として検査対象外として取り扱うこととし、会計検査院と対立することになった。この件に関し会計検査院は、取扱改善を要請する照会を発したが、終戦に至るまで、なんらの回答に接しなかった。

これに対し海軍兵備品会計規則(明治23年勅令第22号)には、出師準備品に関する規定がなく、兵備品全体に対して物品会計規則を適用していたので、出納に関する証明検査や弁償責任に対する会計検査院の判決も行われてきた。

しかし、日華事変の進展に伴い、軍事機密の漏洩を防止するため、昭和16年2月海軍兵備品会計規則は全面的に改正され、陸軍と同様に海軍兵備品も通

常兵備品と出師準備品に区分され、後者は会計検査院の検査対象外とされることになった。

また、14年4月臨時陸軍材料資金特別会計法が制定され、同特別会計規則(昭和14年勅令第349号)により、この特別会計において取得した材料及び交換用物品の取扱いについては、陸軍兵備品会計規則の中の出師準備品に関する規定を準用することになった(第14条)。

(2) 機密費

機密費は、会計検査院法第23条において「政府ノ機密費ニ関ル計算ハ会計検査院ニ於テ検査ヲ行フ限ニ在ラス」と規定され、検査の対象から外されていた。この結果、機密費については、受領名義人を確かめるほか、その予算を全部使用したか、年度末に残額があるかなどを検査するにとどめ、その使途の内容などについては一切触れなかった。

この機密費は、満州事変を契機として金額が激増するとともに、その性格も使用官庁も大きく変わった。事変以前は、外交関係と国内警察関係の使用金額が最も大きく、陸軍の分は少なかった。機密費の総額も一般、特別両会計で、大正14年度418万円、15年度394万円、昭和4年度691万円、5年度383万円であったが、6年度は、満州事件機密費として陸軍だけで783万円となり、翌7年度には2399万円となった。12年度に、臨時軍事費特別会計が設置されると、この傾向は一層はなはだしくなり、結局、臨時軍事費で支出された機密費の総額は、9億円近くの巨額に上った。

機密費の使途の大口は、主として情報収集や謀略のための対人払いと言われるが、特に占領地や戦闘地における機密費の具体的な使途や額については、全く不明となっていた。

機密費の使用に関して、軍の内部規程として、機密費取扱規則があり、これによって3か月ごとに、使途別明細を大臣に報告することになっていた。しかし、この報告も厳重なものではなく、しばしばルーズな支払が行われていたとみられるが、外部からはうかがい知る由もなかった。

(3) 軍機保護法

昭和12年8月法律第82号により、軍機保護法(明治32年制定)の改正強化が行われ、国民を広範囲にわたり刑罰で厳重に拘束するようになった。この軍機保護法は、軍事上の秘密に関し、外国に秘匿することを要する事項の漏洩の防止を目的としたもので、会計検査もこの面からかなり制約を受けることとなった。

以後、会計検査院に提出される計算証明書類や実地検査関係書類など、ほとんどすべて軍事機密の印が押されるようになり、検査の執行もこの法律に触れないよう注意して行われたが、検査報告の掲記方法にも大きな制約を受けるに至った。12年に設置された臨時軍事費特別会計についての検査報告は、戦後まとめられた関係もあり、直接検査報告掲記上の制約は受けなかったが、各整理年度ごとに総会議の議決を受けた案件や、一般軍事費の案件は、軍機保護法に触れるおそれのある物品名や会社名などは、すべて甲品、乙品、あるいはA会社、B会社とするなどの表現で検査報告に記述することを余儀なくされた。

この問題からんで、軍機保護法が通過した翌13年度には、いったん総会議で決議され、検査官全員の印も押されている検査報告を、書き改めるような事態も起こった。

この事態は、13年度決算検査報告に掲記された批難事項のうち、陸軍の人用及び馬用防毒面高価購入の案件に関するものであった。この案件は、12年度中に陸軍が日本化工株式会社から購入したものだが、原価計算の結果、利益率が高きにすぎるものとして指摘したものであった。12年度の検査報告作成のときは、軍事機密の取扱いにつき慎重を期したため不問に付したが、翌年度再び提案、可決された。しかし、案文に物件の名称、相手会社名を記載することが軍機保護法に触れるのではないかとの懸念から、結局、物品名をA品、B品とし、会社名を甲会社とすることとし、総会議可決済みの検査報告を書き改めた。

第3節 検査成果概観

第1 検査報告掲記事項

1 概要

昭和期旧憲法下の20年間における検査報告掲記事項の件数は、次表のとおりである。

検査報告掲記事項数

年度	歳入	歳出	国債	官金	官有物	合計
昭和元	27	93	-	-	4	124
2	27	70	-	1	5	103
3	25	35	-	1	6	67
4	26	45	-	1	6	78
5	42	46	-	-	4	92
6	26	40	-	-	2	68
7	24	38	1	-	-	63
8	27	37	-	-	3	67
9	30	40	-	-	3	73
10	24	54	-	-	4	82
11	22	36	-	-	1	59
12	25	33	-	-	1	59
13	21	38	-	-	1	60
14	15	21	-	-	-	36
15	62	21	-	-	1	84
16	69	19	-	-	-	88
17	51	16	-	-	1	68
18	71	11	-	-	1	83
19	29	1	-	-	-	30
20	15	18	-	1	-	34

各年度別の検査報告件数を通観すると、昭和元年度より5年度までの指摘件数が他年度より多いが、これは賞与及び慰労金について、会計検査院がすべての省庁にわたって検査を行い、その結果、後で述べるように不当な事項が多数掲記されたためである。

14年度以降においては、批難事項件数が比較的少なくなっているが、これは歳出における指摘件数の減少によるものである。特に戦争の末期は、行政整理による組織の縮小や、応召等による職員の減少により検査能力は低下する一方で、そのため19年度の検査報告には、犯罪、租税以外の指摘事項は全くないといった状況であった。

次に検査報告掲記事項の内容については、明治、大正時代において最大の検査対象であった陸海軍に関する批難事項が少なくなったこと、世界有数の大企業であった帝国鉄道に関して多数の検査報告掲記事項があったこと、大正14年度から昭和7年度までほとんど全省庁にわたり、不当な賞与に関する指摘が多数掲記されていることが目立っている。一般軍事費、帝国鉄道、不当な賞与に関する検査報告事項については後に述べるので、ここではそれ以外の代表例について述べる。

(1) 歳入

歳入に関する検査報告事項は、その多くが租税に関するものであるが、これらはほとんどが定型的な批難で、1件当たりの金額も少額な場合が多いので、ここでは租税以外の代表例を述べる。

歳入歳出を混同し予算の制をみだしたもの

青森ほか5営林局において、木材、木炭等の売払処分について、従来は山床又は山元土場より最終貯木場まで集材、運搬作業を国が行っていたものを、買受人のために代行するということに改め、当該作業の経費は買受人の提供する資金又は買受予定人その他より借入れた資金で支払い、その分を処分価格より控除していた。当局は、木材、木炭等の生産供出の需要が急迫し作業能率の増進が迫られたこと、日華事変発生以来既定予算の範囲内での事業遂行が困難になり、経費節約の必要があったことによると説明した。

これに対し会計検査院は、本来、集材、運搬等の作業は国で行うべきものであり、本件は代行とはいっても、実際は国の作業として行っていることからみて、本件作業費は、これを予算に基づき支出し、他方これに相当する金額は森林収入として徴収すべきものであるのに、買受人の提供する資金をもって経費を支弁し、これを売却代金より控除したのは、結局、歳入歳出を混同したことになるばかりでなく、法令の根拠なくして特定の資金を保有することとなると批難した。

(15、16年度 一般会計 54,023千円)



木材工場の実地検査

(2) 歳出

歳出に関する指摘事項では、物件の購入、製作請負などの物件関係が最も多く、次いで賞与などの予算経理、工事、補助金に関するものが多かった。

このうち予算経理については、その半数以上が「虚構の事実に対し支払を為したる」いわゆる架空経理であり、残りの大部分は、大正14年度から昭和7年度にかけての不当賞与関係の指摘であった。ここでは、賞与関係以外の事例を次に述べる。

過度の工事を施行したもの

農林省農務局は、同局門司米穀事務所所属倉庫の建設を総額85万余円で行ったが、同種の倉庫の建築費と比較すると、坪当たり単価が5割ほど割高となっていた。そこで、割高となっている理由を推問したところ、これは倉庫の建設に当たって、

用地の寄附を受け、また、附属設備中施行の必要がないものがあつたため生じた予算の剰余分をもって、本件倉庫に過度の設備を施工したことによつたものであることが判明したので、会計検査院は、工事の施行に当たり予算の使用が妥当でないとして批難した。

(元、2年度 農林省 855千円)

物件の購入が宜しきを得ないもの

東京ほか4地方専売局は、7年度に大日本塩業株式会社及び関東州塩業組合より、輸入により関東州塩約6500万kgを総額106万余円で購入した。この購入価格を、7年7月朝鮮総督府が大日本塩業株式会社より購入した2等塩と比較してみると、含有塩化ソーダ量、色相の差異等を考慮しても、かなり高価なものとなっていた。また、購入数量は、売渡見込量を過大に見積ったため、2000万kgを増加させたものであるが、この結果、7年度末において2か年余の売渡 quantity に相当する約2億3000万kgの輸入塩を持ち越すに至った。会計検査院はこれらの事態について、輸入塩の購入に当たり措置が妥当でなく、国庫に不利を及ぼしたとして批難した。

(7年度 専売局 1,063千円)

補助金の交付に関し、措置が宜しきを得ないもの

農林省は、17年度に中小商工業者共助補助として195万余円を福島県ほか8県に交付した。この補助金は戦時下における国民経済総力発揮に資するため、中小商工業の再編成を実施し、これに伴う関係業者の円滑な職業転換の助成を目的として、道府県を通じ商工業組合に支給し、組合において転廃業を余儀なくされた業者に支給するものである。農林省は17年度中に企業整備の大半を完了させる見込みのもとに、北海道庁ほか46府県に対し補助金を交付したが、中小商工業者の企業整備の急速な遂行は困難であることなどに対する配慮を欠いたため、22府県、17給付団体において628万余円の繰越しを生じた。ことに、福島県ほか8県においては、交付を受けた195万余円を未使用の

まま翌年度に繰り越していた。これに対し会計検査院は、このような事態を生じたのは、結局、補助金の交付が実情に即していなかったためであるとして批難した。

(17年度 農林省 1,957千円)

(3) 官金

官金に関する指摘は、2、3、4及び20年度にそれぞれ1件ずつ計4件あった。このうち2年度の指摘は、朝鮮銀行への救済措置に関係したもので、金融恐慌を引き起こした当時の経済状況を反映している。

この金融恐慌の際には、政府は事態収拾のため全国に3週間のモラトリアム(支払猶予令)を実施した。政府は朝鮮銀行へ在外資産を低利で貸し付けたが、これに関し次に述べる。

国庫金の運用が宜しきを得ないもの

政府は、2年2月に一般会計在外指定預金中の米貨1500万ドル、別口預金中1000万円相当の銀塊を年利率3分をもって朝鮮銀行に預入し、翌3年5月に日本銀行特別融通及損失補償法に基づいて日本銀行より融通された4000万円により、これを返還させている。政府の説明によれば、この預入は朝鮮銀行の業務援助及び整理促進のため行ったものであり、また、利率に関しては他の在外正貨運用率が大体3分以内であることを考慮し、また銀資金については先例及び用途制限をしていることを配慮し年3分に定めたというのであった。

これに対し会計検査院は、この低利の預入の措置により同行の業務上受ける便益は多大なものであって、結局、予算又は法律の根拠なくして、国庫金運用の手段により同行に対して補助したものであり、失当の措置であるばかりでなく、利率の決定についてもその根拠が妥当でないと批難した。

(2年度)

(4) 官有物

官有物に関しては、昭和期旧憲法下の20年間で43件の指摘事項がある。年度別件数をみると10年度までが37件と、全体の9割近くを占め、なかでも5年度までは、毎年4～6件と多い件数を示している。この

時期は、国有財産法が施行されてまだ間がなく、その趣旨が必ずしも十分に理解されていなかったために、このように指摘事項が多かったとみられるが、その代表的な事例について次に述べる。

国有財産の譲与が宜しきを得ないもの

富山県において、4年6月までに同県に16町余、1市51か町村等に219町余の土地を無償で譲与していた。この処分は、大正11年4月の国有財産法施行に先立つ3月末日までに、官有地特別処分規則に該当する土地をすべて処分しようとし、各公共団体に無償下付を申請させ、譲与の指令を与えたものである。しかし、11年3月当時、下付すべき土地は確定しておらず、4月以後に提出された土地の明細書により、昭和4年に至るまで漸次処分の決定を行ったものである。

これに対し会計検査院は、国有財産法の施行により、国有財産の管理は大蔵大臣が統轄することになったにもかかわらず、富山県において、多年にわたり、土地の処分を行ってきたのは妥当でないばかりでなく、処分された土地の中には公用廃止の事実がないものもある状況で、本件国有財産の譲渡に当たり、措置が妥当ではないとして批難した。

(3年度)

2 軍事費の検査

明治、大正時代においては、陸海軍は最大の検査対象であり、検査報告掲記事項も多数に上ったが、昭和に入り、その初期のころは緊縮財政や軍備縮小の影響もあってか、指摘件数は比較的少なかった。その後満州事変が起こって、また増加の傾向をみせたが、12年の臨時軍事費特別会計設置後、軍事費の重点はこれに移行し、一般会計における軍事費については、会計検査上の指摘事項も大幅に減少した。

元～20年度の検査報告には、物件の購入が適切でなかったものや、競争契約によらないで随意契約によったため価格が割高になったとして批難されたものが多く掲記されている。

物件の購入に当たり措置が宜しきを得ないもの

- ① 陸軍航空本廠及び陸軍省経理局が実施した航空機「キ四」（偵察機）の購入契約は、10年5月から7月の間に締結されたが、8月に至り設計変更の必要があるとして一部作業を中止させ、その後設計変更に基づき更改契約をして18万余円の増額を行った。

このような事態に対し会計検査院は、当初契約締結の時既に原設計に対して変更を加えるべき部分が判明していたのであるから、当該箇所の製作を留保するなどの適宜な処置を講ずるべきであったにもかかわらず、漫然と契約を締結し製作を続行させたことにより、多額の手戻り損失を来すに至ったとして批難した。

（10年度 陸軍省 186千円）

- ② 陸軍造兵廠は、11年度に株式会社日本製鋼所より、擗出弾体を総額74万余円で購入したが、その所要材料である弾丸鋼第1号甲の価格が、同社より別途購入した同種品価格と比較して割高となっていた。当局の弁明は、弾丸鋼の購入価格は、10年度における日本製鉄株式会社との協定価格による購入実績に基づくものであり、また、同廠において直営で製造する擗出弾体の計算価格と比較しても決して高価なものではないというものであった。これに対して会計検査院は、10年度以降、弁明にあるような購入実績はなく、また、同廠における製造費予算の計算も材料価格を高価に見積もっているばかりでなく、一般間接費の見積りも同種事例の場合と比較して高きに過ぎ妥当でないとして批難した。

（11年度 陸軍省 744千円）

予算目的外支出をしたもの

元年度に横須賀、大湊、旅順などの各海軍経理部において、水陸整備費をもって支出すべき軍需部所属鋼製重油槽及び附帯装置を、全く積算されていない艦営費の項から支弁しているものがあった。

これに対し、会計検査院は、本件重油槽のよう

な固定的建築物の建設費を、その予算が全く計上されていない艦営費より支出したのは会計法第14条に違反するとして批難した。

（元～4年度 海軍省 9,878千円）

その他不当なもの

海軍省は、艦船建造請負契約に基づき、2年度以降継続的に株式会社藤永田造船所に、前金を支払っていた。その前金払のうち過渡しとなった140万余円につき5年度に返納を命じたが、収入に至らなかったため、6年度において、10か年間の定期貸に編入する措置を執った。

このような事態を生じたことに対し、当局は、前金払を行ったのは、一般の慣例によったものであり、また、過渡金を定期貸に編入したのも、会社の破綻を防ぎ、国の被る損害を少なくするためであると弁明した。しかし、会計検査院は、多額の前金払を要する工事においては、工事の請負又は前金払の際、請負人の資産、信用状態、工事遂行の見込みにつき配慮すべきは当然であり、本件請負契約の際に請負会社は経営不振におちいっていたのに、なお継続して前金払を行い、その結果、多額の未収入金を発生させたのは不当であるとした。

（5年度 一般会計 1,403千円）

元年度決算検査報告に掲記された重油槽の建設に係る予算の目的外支出については、同様の事態が、4年度まで毎年の検査報告に掲記されているが、この指摘に対する海軍省の対応をみると、検査報告に対する弁明においては当初、「何等予算の目的を誤るものに非ず」と全くの強気な態度を示していた。しかし、3年度の同趣旨の指摘に対しては「将来は適当の方法を攻究すべし」とやや軟化し、4年度において「6年度以降は此等設備は総て水陸整備費より支弁することに計画したり」と改めている。

このように同じ趣旨の批難を数年にわたって繰り返した結果、ようやく事態が改善されるといった例は、ほかの場合にもみられるが、これは戦前の行政

部が強かったことをうかがわせると同時に、天皇直隸機関としての形式的地位の高さとは裏腹に、当時の会計検査院の行政部に対する影響力の程度を物語るものといえる。

3 不当な賞与の検査

(1) 賞与制度の概要

戦前の賞与は、現在のように公務員給与がすべて全省統一規準によって規制されているのとは異なり、閣議決定あるいは特定の現業員を対象とした勅令に基づき、各省の俸給予算の残額を財源として行われていた。

賞与制度の起源は古く、明治8年12月の太政官達「各庁判任官以下満年皆勤の者賞与の件」にその端を発する。その後、19年の各省官制を定めた勅令の中に「各省大臣は一週年末に其省の予算定額内に於て奏任官以下特別の勤労ある者を賞与し」と規定されたが、26年の勅令によりこの規定は全文削除され、同年11月、「特別の理由ありて賞与を要するもの」以外については官吏賞与を廃止する旨の閣議決定を行い各省に通牒した。

28年12月、内務、大蔵両大臣の賞与復活に関する申請があったのを契機として、判任官以下の賞与復活が閣議決定され、その後大正、昭和にわたって幾度かの改正を経ながら、一般的に賞与の支給が行われてきた。

この間、陸海軍工廠等の作業に従事する現業員に対しては、勅令が制定され、これに基づいて支給されるようになったが、一般に賞与の財源が各省予算の残額をもって充てるため、各省庁間で官吏待遇上衡平を欠くような場合が多く見受けられるようになった。このような事態に対し会計検査院は、45年内閣へ通牒し、「各庁に於て支給せる諸手当の統一整理」の必要を訴えたが、これに対する何らの措置も行われなかった。

大正時代における各省庁の賞与の実情をみると、普通官庁は作業庁と比較し、概して金額は少なく、また、普通官庁の間においても格差が見受けられた。

この差は主として、特別の臨時費予算を有する省庁において、その予算残余を賞与に充てることにより生ずるもので俸給決算額に対する賞与、慰労手当の比率が230%に達する官庁がある反面、10%程度にすぎない官庁もあって、官吏待遇上著しく衡平を失する結果を来していた。

また、委員会においては、委員、幹事の手当を支給する慣例となっていたため、1人で著しく多額の委員手当、幹事手当の支給を受ける場合が生じ、これも官吏待遇上の衡平を欠くものであった。

このため、会計検査院は、大正8年7月内閣総理大臣及び大蔵大臣にあて、官吏賞与統一の必要性につき照会を行ったが、内閣より「賞与支給方法に付ては尚改良を要すべき点可有之目下調査中」との通牒があったにすぎなかった。翌9年、再度「官吏賞与統一に関する件に付客年七月送第五五号を以て及照会候処爾後の状況を観るに依然不統一の結果を呈せり」として、同趣旨の照会を行ったが、何らの返答もなく、その後も事態は依然として改まらなかった。

(2) 連年にわたる批難

上記のような事態に対し、会計検査院は、不当な賞与、慰労金につき大正末年より連年各検査課をあげて、関係の検査を実施した。その結果、14年度から、非違事項を検査報告に掲記し始め、昭和3年度を除き7年度まで、ほとんど全省庁にわたって総額2億円余りに上る支出につき、予算の使用宜しきを得ざるものとして批難した。

大正14年度決算検査報告に対し、貴族院においては「政府は速かに適當の方法を講じ以て給与の衡平を保持せられむことを望む」とする決議がなされ、また、衆議院においても「将来の為注意を促す」と決議した。しかし、その後も依然としてこの種の事例が絶えず、昭和2年度決算検査報告に同様事例が掲記されるに及んで、衆議院では、再び「注意を促したるにも拘らず尚ほ会計検査院より同一事項に付批難指摘せられたるものあるは妥当ならず。由て将来の為更に注意を望む。」と決議し、政府の善処を要請した。

会計検査院は、4年7月20日、内閣総理大臣及び大蔵大臣に対して、官吏賞与及び委員手当の統一を図るため、次のような趣旨の照会を行った。すなわち、「本院は官吏の給与に関し予算の編成其の他諸種の制度を改善するの要ありと認め嘗て其の意見を申述し又毎年決算検査報告に掲載し来りたりと雖尚未だ改善の蹟なく却て益其の度を加へむとするの傾向あるは誠に遺憾とする所なり」とし、また、委員手当については、原則として官吏である委員には手当を支給せずに、現に流用支出している賞与、慰労金及び委員手当を資源として新たに賞与の予算を編成し、給与の均衡を図るのであれば格別国庫の負担を増大させずに、改善の目的を達することができると提言した。そして、「之に伴ひ官吏に対する賞与は当該経費所属の予算より支出するの外手当其の他如何なる名称を以てするも他の費途より之を支給すべからざるものとし且其の給与額に付ては一定の標準を設け之を統制するの必要」があると結んでいる。

しかし、この照会に対し内閣及び大蔵省より何の回答もなく、ただわずかに4年12月の次官会議において「十分注意を払ひ会計法規上の批難なき様努力すること」との申合せがあっただけで、その後の検査報告にもみられるように、不当流用の措置は依然続けられ、また、委員手当、幹事手当の支給についても、何の改善もみられなかった。

この不当な賞与の支出は、現在では考えられない問題であるが、戦前においては、会計検査院の注意、批難はおろか、議会の警告も軽視される状況であった。

4 帝国鉄道関係の批難事項

世界有数の大企業である帝国鉄道は、明治大正以来、会計検査の上でも、大きな問題が多く提起されてきた。

昭和初期において、建設、用品、収益の3勘定から毎年、各省中、特に多額の予算を流用して賞与手当を支給して、会計検査院の批難を受けたこともあった。

10年代になると、臨時軍事費特別会計が設置されたため、一般会計における陸海軍関係の指摘が減少し、毎年の検査報告掲記事項は、租税と犯罪を除くと全部で30～40件になったが、そのうち帝国鉄道に関するものは12年度に7件、13年度に6件、14年度に4件に上った。次にその代表例を示す。

予算の経理が宜しきを得ず歳出の所属年度をみだしたもの

鉄道省における貯蔵品経理のうち、横浜その他の用品庫から、建設、改良、運転、保線等の各事務所へ13年度中に配給した軌条、橋桁、被服類等の貯蔵品について、前年度予算剰余の消化を図るため12年度に繰り上げて決算を行い、所属年度をみだした。

(12年度 3,486千円)

必要以上に巨額の公債を発行したもの

鉄道公債の発行に当たり、決算上資金剰余が見込まれるのに、必要額以上の多額の公債を年度末において発行していた。

(13年度 28,547千円)

物件の購入が宜しきを得ないもの

東京鉄道局で、黄銅板の購入に当たり、門司、大阪両鉄道局における購入実績に対する調査が十分でなかったため、購入額が高価となっており、また、一時に多量に納入させることとしたため、過半数を翌年度に持ち越していた。

(13年度 135千円)

物件の調達に関し計画が宜しきを得ないもの

鉄道本省で、事業の実施を繰り延べ又は中止している橋梁建設工事について、橋梁の鋼桁製作を新規に発注し、これを納入させたため、使用見込みもないまま放置されていた。

(14年度 121千円)

5 外地特別会計に関する検査報告

元年度より20年度までの、外地特別会計に関する検査報告掲記事項について特別会計ごとの内訳をみると、朝鮮総督府が、その財政規模に応じて件数、金額とも最も多く、以下、台湾総督府、樺太庁、関東庁、南洋庁となっている。また、歳入に関する事項は件数、金額とも歳出を上回っているが、これは、10年度以降、臨時利得税、法人税等多くの新税が創設されたことによる。

なお、戦後作成された19、20両年度の検査報告には、21年の「政府出資特別会計法外21法令の廃止等に関する法律」（法律第21号）により外地特別会計が廃止された関係もあって、決算額、予算及び法律勅令違背事項とも一切掲記されていない。同法第15条においては、外地特別会計の19、20両年度の歳入歳出決算の会計検査院への送付は、当分の間延期することができる旨定められていたが、結局この両年度の決算は作成されなかった^(注)。

検査報告掲記事項の代表的なものを挙げると次のようなものがある。

朝鮮総督府

① 漢江下流部の耕地等について、実施計画のない工事や土地改良工事完成後の災害復旧工事などに対して耕地改良助成補助金等を交付していた。

(元～3、5年度 880千円)

② 山東塩、青島塩の購入に当たり、当該塩の生産、取引状況及び為替相場の変動を考慮することなく、前年度購入実績を基準に購入したため、購入額が割高となっていた。

(11年度 389千円)

③ 中台里発電所建設に対する鉄道補助金の交付に当たり、鉄道業に使用する最大必要電力に相当する建設費を超えて、電灯電力業分の建設費を負担することとしたため交付額が過大となっていた。

(11、12年度 1,409千円)

④ 石炭生産補償金の交付に当たり、補償金算定の基礎となる生産数量を誤ったりしたため、補償の要がないものに交付するなど、交付額が過大となっていた。

(15年度 1,067千円)

⑤ 長期貯蔵米金利補助金の交付に当たり、米穀事情の変化により早期買上げが実施されて、保管米が著しく減少していたのに、当初の予定保管数量に基づいて交付したため、交付額が過大となっていた。

(17年度 1,581千円)

台湾総督府

① 木材の売渡しに当たり、指定商に対して著しく高率な割引価格によったため、売渡額が低廉となっていた。

(2年度 826千円)

② 木材の売渡しに当たり、過去に売り渡した代金を延納している2会社の債務整理を行う目的で組織した法人に対して、特に高率な割引価格によったため、売渡額が低廉となっていた。

(6、7年度 1,780千円)

③ 煎熬塩の賠償金の支払に当たり、実際数量と異なる数量を基礎として計算したため、支払額が過大となっていた。

(10年度 645千円)

樺太庁

① 木材の売渡しに当たり、材積を過少に計算したり、被害木として品質を低く見込んだりしたなどのため、売渡額が低廉であったり、島内用として低価に売り渡したものが島外へ移出されるなどしていた。

(元、4、5年度 354千円)

② 石炭車等の購入契約に当たり、特定の1会社を指名し、当該会社の見積価格をそのまま採用したため、購入額が著しく高価なものとなっていた。

(4年度 778千円)

(注) その後、内閣は外地特別会計の昭和19、20両年度の歳入歳出決算を作成して、平成27年10月に会計検査院に送付し、会計検査院はこの決算を検査して検査報告を作成して、翌月に内閣に送付した。

関東庁

- ① 大連市所在の土地売渡しに当たり、代金の徴収をしなかったり、延納を許容し多額の滞納が生じたりしているのに、徴収の措置を執っていないかった。

(3、5年度 719千円)

- ② 地方費補助金の交付に当たり、分割交付すべきであるのに年度当初に全額一括交付したり、また、交付先において補助残額を翌年度一般財源に繰り入れたりしていた。

(3、4年度 1,800千円)

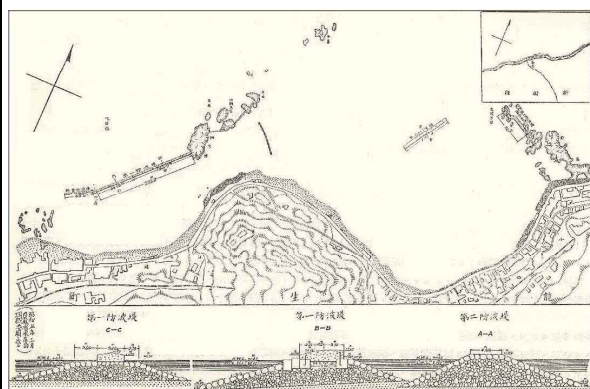
南洋庁

南洋拓殖株式会社に対し、アンガウル採鉱所残余処分として売り渡した燐鉱の価格の決定に当たり、当該燐鉱が払受会社において直ちに転売されるものであるのに、会社が鉱山を経営する場合と同様の利潤を得ることを見積ったため、売渡額が低廉となっていた。

(11年度 405千円)

◆計表や図面を用いた検査報告◆

検査報告の記述は時代の変遷とともに変わってきたが、昭和6年に総会議で決議された検査報告記載方改善方針によって、掲記事項の内容をわかりやすく説明するために、検査報告に計表や図面を用いることになった(前述128ページ参照)。検査報告に計表や図面が現れるのは6年度決算検査報告からであるが、この後、掲記事項の多くに計表が用いられるとともに、特に工事、用地買収、国有財産の売払いに係る事項には図面が多用されることになった。



昭和7年度決算検査報告にみられる図面

第4節 臨時軍事費特別会計と会計検査

第1 臨時軍事費特別会計

昭和12年に設置された臨時軍事費特別会計は、その財政規模の大きさにおいても、また、財政会計制度に与えた影響の強さにおいても、日清戦争等に際して設置された過去の臨時軍事費特別会計と比べて、その例をみないものであった。

1 設置及び変遷

12年7月に勃発した北支事変は、8月には上海に拡大して、当初の現地解決・不拡大方針は一転され、9月2日の臨時閣議において「北支事変」を「支那事変」と改称することが決定された。同月召集された第72回議会において、前例に倣い事変の終結までを1会計年度とする臨時軍事費特別会計が設置され、当初の成立予算額は20億2300万円であったが、このほか北支事件費から移し替えられた金額を加えると、合計予算額は25億4000万円となった。12年度の一般会計歳出決算額が27億900万円であったことと比較すると、その額がいかに大きなものであったかがわかる。

臨時軍事費特別会計の設置により、我が国の財政及び財政制度は戦時体制へ移行し、以後、同特別会計予算が戦費の根幹をなすに至った。その後の長期化に応じて、毎年所要経費の追加を行い、太平洋戦争に突入した後も引き続き本特別会計において戦費の経理を行うこととし、結局、20年の終戦までに12次の追加予算が成立した。予算総額は歳入歳出とも2219億円余りと、当時の日本としては、まさに天文学的な金額となった。12次にわたる追加予算額の推移をみると、戦争の拡大とともに年々増加しているのは当然とはいえ、太平洋戦争開始後の増加ぶりは著しく、特に20年度の追加予算は、13年に行われた臨時軍事費第1次追加予算の18倍近くになっていた。

また、臨時軍事費特別会計予算が国の総予算に占める割合は、16年度までは3～4割であったが、17年度に5割を超え、20年度は実に7割近くに達した。このように巨額な臨時軍事費の財源は、公債、借入金及び一般会計からの繰入金が主なもので、この3科目の合計額で歳入総額の9割以上を占めていたが、特に公債は、終始歳入の根幹をなしていた。

我が国の財政構造は、戦争により異常に肥大してしまったといえるが、経費財源として公債が濫発され、それが日本銀行券の増発、物価の騰貴につながった。22、23年度に発生した悪性インフレの温床は、戦争中既にでき上がっていた。

臨時軍事費特別会計は、戦争経費の経理という特殊性から、他の会計とは異なって予算科目も、(款)臨時軍事費のもとに(項)陸軍臨時軍事費、(項)海軍臨時軍事費、(項)予備費の3項が置かれただけであったが、この陸海軍の区別も16年の第4次追加以降は廃止され、予備費とともに1款2項を掲げるにすぎなくなった。軍は、この特異性を最大限に利用して、大幅な予備金の計上、費目間の流用、予算外国庫負担契約などを自由に行った。

軍関係の特別会計としては、このほかに臨時陸軍材料資金特別会計が14年に設置されたが、17年に廃止され、その所属の材料等は、すべて臨時軍事費特別会計の所属に移された。

2 終結

20年8月15日の終戦により、臨時軍事費特別会計は、その性質上直ちに閉鎖されるべきものであったが、この予算残額を使用して終戦処理が行われ、これが悪性インフレの引き金となった。

20年8月、9月の臨時軍事費支出額を、日本銀行調査によってみると、8月は、陸軍省55億5300万円、海軍省19億7100万円、軍需省22億1000万円、総額97

億3400万円、9月は、陸軍省16億200万円、海軍省29億1900万円、軍需省4000万円、総額45億6100万円と、2か月で150億円近くに達した。日本銀行券の発行高は、8月の後半から9月にかけて急激に増加し、後の悪性インフレの導火線となったが、この日銀券の急膨張は、主として、軍関係の終戦支払が原因であった。

臨時軍事費による終戦後の支出のうち、主なものは、軍人軍属の退職給与、軍需産業に対する買掛金及び支払未済金などの債務打切りに伴う損失補償の支払、第一、第二軍需工場における職員の退職金支給及び関係工場に対する支払などであった。復員軍人、軍属に対する給与の支払は、陸軍省の通達を閣議で追認する形式により行われた。また、軍需産業に対する補償支払は、当初の見積りでも250億円といわれるほど巨額なものであったが、20年11月、連合国軍総司令部覚書「戦時利得の排除及び国家財政の再建に関する件」が発せられるに及んで、打切りの方向へ向かい、結局、21年10月戦時補償特別税法により、補償債務の支払は打ち切られると同時に、終戦後、軍需企業に支払われたものも、戦時補償特別税として回収されることとなった。

21年2月27日、政府は連合国軍総司令部の指示に基づいて、「臨時軍事費特別会計の終結に関する件」(勅令第110号)を公布し、臨時軍事費特別会計は21年2月28日をもって終結することとなった。そして、同特別会計の歳入歳出に関する事務は、同年6月30日をもって、ことごとく完結され、同日、会計検査官立会のうえ臨時軍事費特別会計の主計簿が締め切られた。

22年3月8日、臨時軍事費特別会計決算は、第92回議会で提出された。なお、決算額のうち、歳出支出済額は、21年5月31日までに所管大臣が把握した支出済額を基礎にした金額で、当時まだ把握していないが実際に支出されているものについては、後に一般会計の支出として処理された。

第2 臨時軍事費特別会計の検査

1 臨時軍事費特別会計に対する検査

臨時軍事費特別会計は、一般の会計とは区分して整理され、また、他の会計にはない様々な特徴を持っており、その国家財政に占める比重も極めて大きかった。会計検査院は、昭和13年4月、臨時軍事費検査事務規程及び臨時軍事費検査報告及検査成績書取調規程を制定し、同特別会計に対する検査体制を整備した。

この検査事務規程により、臨時軍事費特別会計については、毎年4月1日から翌年3月31日までの収入支出を区分して、検査上の整理年度とし、計算証明の検了、検査報告及び検査成績書掲記事項等について、一般の検査と同じように毎年整理を行い、臨時軍事費特別会計終結のときに全部を取りまとめることに定められた。

こうして会計検査院では、一般の歳入歳出と同じように、毎月計算証明を行わせ、また、実地検査を行い、その結果を1年ごとに整理した。そして、検査の結果、違法不当な事項があれば、当該年度の総会議へ提案された。

また、臨時軍事費検査報告及検査成績書取調規程により、一般の検査報告及び検査成績書の処理とは別に、臨時軍事費検査報告及検査成績書取調委員を設置し、同委員が毎整理年度の検査報告案を調製して総会議に提出し、臨時軍事費特別会計が終結したときに、総会議の議決を経た各整理年度の検査報告案を整理編纂して、総会議に提出することとされた。

また、検査成績書も、臨時軍事費特別会計が終結したとき、毎整理年度に各部課より送付されていた検査成績書掲記事項を委員が整理し、臨時軍事費検査成績書を調製して、総会議に提出することとされた。

そのほか、臨時軍事費に関する出納官吏の弁償責任についても、特に判決を必要とするものは、そのつど判決案を作成し、部会議又は総会議に提出することとされた。

また、14年に設置された臨時陸軍材料資金特別会計に対する検査も、臨時軍事費検査事務規程、同検査報告及検査成績書取調規程がそのまま適用されたが、同特別会計は17年3月に終結し、同年12月臨時陸軍材料資金決算検査報告が取りまとめられて報告された。

臨時軍事費は、会計年度も長く、決算が遅れるので、中間決算を作って国民に公表せよ、という意見もあった。しかし多数の出納官吏が広域に散在し、それぞれ支払をする関係もあって、支出の全般を年度の中途において取りまとめ、仮の決算を作ること、軍部にその熱意がない限り不可能なことであった。

会計検査院においては、前記の規定上の整備だけでなく、機構面においても、13年に臨時軍事費の検査のため、勅令により書記30人を臨時増置し、15年には2課増設するなど検査体制を整備し、また、会計制度が戦時的に再編成されるにつれて、検査制度の簡素化を次々と行い、会計検査の戦時即応体制が図られていった。

このようにして18年までは、実地検査も平常どおり行い、外国に所在する部隊等の会計事務視察も行った。

臨時軍事費特別会計終結後、毎年の総会議にかけ整理しておいた検査報告掲記事項の合併、整理を行い、22年3月10日、内閣から臨時軍事費特別会計の歳入歳出決算が提出されると、これを検査確定し、総会議で決議した検査報告を添付して、同月17日内閣に決算を回付したが、これは直ちに第92回議会に報告された。また、検査成績書も取りまとめられ、総会議の議決を経て、22年4月末、荒井院長が参内して上奏した。

2 軍需工廠の会計検査

17年6月のミッドウェー海戦のころから、航空戦力の優越性により、戦局の主導権は連合軍に移った。我が航空戦力増強の必要性が強く認識されるとともに、消耗した航空機の補充と航空生産力の増強

が、最緊要の課題となった。そのため、航空機生産に関する従来の企画院と商工省による二元的指導を、強力な一元的指導に改めることとし、その機関として、18年11月軍需省が設置されるに至った。

その後、サイパンの失陥により、19年11月からB29の本土空襲が激化し、まず航空機関係工場が爆撃目標となって、被害は日とともに増大した。この被害の復旧を工場の疎開と兼ねて行うことになったが、この難事業は国の援助を待つほかなく、航空機工場の国営化が考えられるようになり、20年3月閣議において、中島飛行機株式会社を国営とすることが急に具体化した。

こうして中島飛行機株式会社は、国営に移管され、20年4月1日より第一軍需工廠として発足したが、従業員は上記の閣議決定に基づき、全員がそのまま引き継がれ、同社の社長を工廠長官とし、以下重役及び全社員を従来のポストに据え置いた。

新たに国家機関となった第一軍需工廠は、会計検査院に計算証明を提出しなくなっただけでなく、しかし、その際に経理手続を従来のものから官庁形式に改め、計算証明規程による計算書及び証拠書類などを提出させることは、要員の訓練、書類及び様式の改正、整備等多大の手数を要し、航空機生産に悪影響を及ぼすおそれもあったので、会計検査院としては、当局の要請を入れて計算証明の特例を認めることとした。そして、軍需大臣からの照会を承認する形式により、20年6月、計算証明の特例に関する総会議案が提出され可決をみた。すなわち、臨時軍事費前渡資金出納計算書に添付する証拠書類に代えて、会社時代から作成していた支払金額内訳表、各製造廠原価要素集計表、各製造廠合計残高試算表、総合残高表、毎年3月末日現在の貸借対照表を提出させることとしたのである。

第一軍需工廠は、設立当時既に空襲の被害により生産力は最低になっていたのであるが、設立と同時に生産施設の疎開、分散、地下工場の建設に全力を挙げ、巨額の臨時軍事費を使用しているうちに終戦を迎えた。

また、終戦直前の7月9日、川西航空機株式会社を国営にして発足した第二軍需工廠においては、海軍軍人が多数幹部職員として乗り込んだが、会社側との調整がつかないうちに終戦となった。

3 臨時軍事費特別会計決算検査報告

臨時軍事費特別会計の決算は、22年3月10日、内閣から会計検査院に送付され、検査を了した後、同月17日検査報告とともに内閣に回付されたが、決算額は、

歳入 173,306,154,239円

歳出 155,397,218,352円

で、そのうち、証明未済又は照会に対する回答未済により未確定とされたのは、

歳入 43,176,596円

歳出 93,726,072円

であった。

また、戦災などにより証明書類を亡失して証明不能となったものは次表のとおりであって、これらはやむを得ず検査を済ませたこととした。

臨時軍事費決算中証明不能額 (単位：円)

主管または所管	歳入	歳出
大蔵省	180,407,818	-
大蔵省(元陸軍省)	554,580,886	6,383,226,877
大蔵省(元海軍省)	142,210,390	6,151,416,330
商工省(元軍需省)	-	58,264
計	877,199,094	12,534,701,471

また、決算確定額のうち、歳出の目別不明額は、大蔵省(元陸軍省)90,598,736円、大蔵省(元海軍省)165,700,426円の計256,299,162円となっている。

次に、臨時軍事費に関する検査報告掲記事項をみると、予算及び法律勅令違背事項は、次のとおり歳出53件、官有物1件の計54件となっている。また、その内訳は大蔵省(元陸軍省)所管28件、大蔵省(元海軍省)所管13件、大蔵省(元軍需省)所管13件である。

歳出において、物件を購入し、又は加工を請け負わせるに当たり、

価格の決定宜しきを得ないもの

6件 38,268千円

物件の購入に当たり、数量過大に失し、かつ、価格の決定宜しきを得ないもの

1件 14,918千円

物件の購入に当たり、概算払の措置宜しきを得ないもの

1件 9,656千円

物件の購入に当たり、前金払の措置宜しきを得ないもの

4件 46,202千円

物件の購入に当たり、予算の使用宜しきを得ないもの

1件 2,363千円

工事の施行に当たり、措置宜しきを得ないもの

1件 4,014千円

官設工場建設工事費の決定に当たり、措置宜しきを得ないもの

1件 2,293千円

終戦に伴う退職給与などの支給に当たり、措置宜しきを得ないもの

5件 71,749千円

終戦に伴う契約解除に当たり、設備などの損害補償をしたもの

2件 3,650千円

終戦に伴う損害補償に当たり、措置宜しきを得ないもの

2件 32,568千円

終戦後、既納品又は仕掛品などの代価若しくは補償の支払に当たり、措置宜しきを得ないもの

1件 195,809千円

終戦後、契約物件の製造工程の査定に当たり、措置宜しきを得ないもの

1件 101,689千円

終戦後、物件購入代価の重複支払をしたもの

1件 1,500千円

終戦後、戦地用酒保物品として購入し無償配給したもの

1件 691千円

職員の犯罪により国庫に損失を生ぜしめたもの

24件 331千円

その他不当なもの

1件 36千円

官有物において、
終戦後、自動車の管理及び処分宜しきを得ないもの

1件

このうち、職員の犯罪が24件を占めているが、これは経理担当の下士官等による前渡資金の横領、支払の水増し、付け増し等による公金の詐取などであり、件数はともかく、特に金額の大きいものはなかった。

しかし、犯罪以外の指摘事項として掲記されている30件の内容は、金額も比較的大きく、悪質と認められるもので、戦争経費という特質からかその経理がとかく放漫に流れがちであったことがうかがえる。そして、このうち半数近くが18年11月に新設された軍需省の関係であり、陸海軍省の大半は終戦時の混乱に伴って発生した問題であるという点も注目に値する。

次いで、これら不当事項のうち主なものを各省別に挙げると次のとおりであるが、終戦に伴う退職給与等の不当支出については、3省に共通して見受けられている。

陸軍省

- ① 西部軍直轄部隊では、終戦により解散を命ぜられた軍人、軍属等に対する俸給、手当の支給に際して、中央から指示のあった3か月分を超える6か月分を支払っていた。

(8,070千円)

- ② 福岡陸軍被服支廠では、終戦時に契約を解除した4社に対して、契約内容と関係のない設備拡充等の損害補償を交付していた。

(1,609千円)

- ③ 陸軍被服本廠では、防毒面(人用及び馬用)等の調達に際して、製造業者の利益率を著しく高く見積り、高価に購入していた。

(12,967千円)

- ④ 広島師団経理部では、国際情勢上特に購入したドラム罐入り揮発油を格納するための仮倉庫の建設(因島ほか6箇所)に際して、当初から危険が予測されるのに大型倉庫を多数棟近接させて設置することとしたため、結局、防災上等の理由から設計変更を行い、うち3箇所については完成が間近い倉庫の4割余を解除し、また、他の4箇所については完成後倉庫の7割余の解除工事を施行して小型分散化することとするなど、多額の手戻りを来していた。

(4,014千円)

- ⑤ 陸軍航空本部では、足利染色工業組合の企業整備により発生した遊休機器の購入及び売払に際して、遊休機器の購入は産業設備営団又は国民更生金庫で行うことになっているにもかかわらず、臨時軍事費の支弁により直接これを取得し、さらに、統制ルートによらず1会社に安く売却したため、多額の売却損を生じていた。

(2,363千円)

海軍省

- ① 大津海軍航空隊では、終戦に伴う退職賞与の支給に際して、本省からの指示に基づかず、また、給与決定権を有していない所属長からの命令により、俸給20か月相当分のほか誤って手当等を合算し、しかも、その後の中央からの命令に基づき重ねて所定額を支払っていた。

(834千円)

- ② 海軍航空本部では、ポリアミド合成樹脂の購入代価として前金払をしているが、契約相手方の履行状況が著しく不良であるのに、不履行相当額について返納させていなかった。

(26,719千円)

- ③ 海軍艦政本部では、H金物の昇降装置等の購入に際して、同本部生産課長技術大佐等が契約相手方と共謀して製作工程を過大に作為して査定し、これに基づき購入代金を過大に支払っていた。

(101,689千円)

- ④ 呉海軍経理部では、榴弾の加工を請け負わせるに際して、価格の決定に当たり調査が十分でなかったため、陸軍における同種品の契約単価に比べ著しく高価となっていた。

(315千円)

軍需省

- ① 第一軍需工廠では、終戦時、同工廠の解散に伴う職員、従業員の退職金の支給に際して、国営期間がわずかに5か月程度であるのに退職金支給総額の8割余を国の負担とし、しかも同工廠の前身である中島飛行機株式会社の内規による退職積立額の2倍の退職金のほか、特別手当等を加算して支払っていた。

(57,896千円)

- ② 第二軍需工廠では、同工廠の解散に伴う職員、従業員の退職金の支給に際して、同工廠の前身である川西航空機株式会社の負担において既に退職金が支払われているのに、また、国営期間がわずかに40日余であるのに、別途国の負担で退職金を支払っていた。

(4,792千円)

- ③ 航空兵器総局では、航空機材の輸送を図るため中古木造船194隻及びその機関等を購入したが、逋信省告示に準拠した船価基準に比べて2～20倍程度の高価となっているばかりでなく、1年未満使用した後の終戦時に、原所有者に購入額の2割程度の低額で売り払っていた。

(22,530千円)

- ④ 航空兵器総局では、各種自動車、航空目標弾の購入に際して、契約納期までにほとんど納入実績がなく今後も履行見込みがないにもかかわらず、契約相手方に対して継続発注した上、多額の前払金を支払ったため、結局、契約数量3,948台の自動車に対し90台余り、目標弾16万個に対し2万余個の納入があったに過ぎず、終戦後契約解除に伴う前払金返納額の回収が困難となっていた。

(14,055千円)

- ⑤ 航空兵器総局では、作業服等の購入に際して、全く納入がない契約相手方に対して、終戦時、契約解除すべきであったのに、終戦後になって前金払をしていた。

(4,610千円)

- ⑥ 航空兵器総局では、棒鋼及び電気炉の購入に際して、受電不可能な戦災地で工場の設備もできない状態であるにもかかわらず、契約相手方に対して概算払をしていた。

(9,656千円)

- ⑦ 航空兵器総局では、業務を実行した証跡もないのに、終戦によって損害を被ったとして、生産隊と称するものに対し材料損失補償金を交付していた。

(4,479千円)

- ⑧ 第一軍需工廠及び所属各製造廠では、工廠設立後終戦までの4か月余の間に、品質程度が悪い多数の乗用及び貨物用自動車を高価に購入していた。

(14,918千円)

- ⑨ 第二軍需工廠では、終戦後、協力工場などに対する既納物品、加工賃、仕掛品等の代価及び補償金の支払に際して、国営期間が40日余であるのに、その支払額を前年の物品受入実績(会社当時)の16か月に相当する額とするなど過大に計算し支払っていた。

(195,809千円)

- ⑩ 航空兵器総局及び商工省整理部では、終戦後、不用となった貨物自動車461台の処分に際して、当時の陸上輸送力不足に対応させるため、官公署、公共団体に優先配分するなどの処置をすべきであるのに、戦時中輸送業務に関係していた会社や個人に対して、車の等級を低位に評価するなどして売払処分していた。

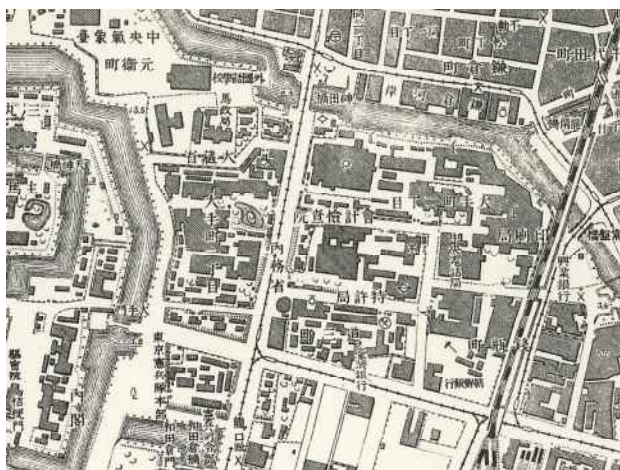
第5節 庁舎

第1 関東大震災以前

明治13年3月、大蔵省から分離独立して、太政官直属の機関となった会計検査院は、赤坂皇居内の太政官中に仮庁舎を構えた。このとき、大蔵省内に分局を設けたが、14年2月廃止された。15年5月、新庁舎の建設に着手し、1年3か月余の期間と総工費29,998円をもって麹町区銭瓶町1番地(現在千代田区大手町1丁目)の陸軍省用地跡に完成したが、完成前の15年12月22日移転した。

庁舎は、敷地2,115坪、建物建面積336坪で、木造2階建を主体としていたが、その後、何度か増改築された結果、23年末には、建面積623坪の広さになっていた。

24年12月会計検査院は、農商務省が麹町区大手町2丁目1番地から京橋に移転したあとの庁舎に移り、この庁舎を大正12年関東大震災のときまで使用することになるが、この一帯は、会計検査院庁舎と街路を隔てて内務省と大蔵省があり、近くに工部省出張所、大蔵省印刷局などもあって、明治20年代既に官庁街の観を呈していた。



明治42年当時の大手町(明治43年陸地測量部)

この建物は明治14年に建てられたもので、大正8年当時の状態を記した記録の中に「本件建物は元来粗造の工事のみならず経年の久しき腐朽傾斜等を生じ常に外観粗悪なるに止らず各室散在採光不良なる等執務上の不便甚しきものあり」と述べられている。政府においても、木造庁舎の老朽化や諸官庁が相互に離隔している不便さに対応する必要があり、中央諸官衙建築協議会を設置した。第1回協議会は大正9年1月15日開催され、その後も幾度か会合の結果、まず会計検査院の新築が決定された。当時の会計検査院庁舎が、いかに粗悪老朽であったかを物語るものといえるであろう。



大正11年当時の庁舎正門

11年度予算により12年1月新築準備工事に着手し、まず西側庁舎、延べ387坪を取り壊して、3月南側に2階建仮庁舎延べ470坪を建設した。新築予定の庁舎は西側電車通りに沿い、鉄筋コンクリート造とする計画であったが、着工前の12年9月1日、関東大震災により午後9時40分、多数の重要書類とともに庁舎も焼失するに至った。震災直前の敷地、建物の広さは表1のとおりである。

表1

項 目	内 容
敷地	5,491坪うち67坪借地
官舎敷地	516坪うち26坪借地
庁 舎	6棟 延べ1,509坪
附属家	18棟 延べ218坪
下廊下	176坪
倉庫	11棟 延べ667坪
官舎	4棟 97坪

第2 バラック庁舎時代

大震災による庁舎全焼のため、9月10日、官房及び第1部を貴族院に、第2部及び第3部を司法省構内刑務協会内に置いて会計検査院分室とするともに、急ぎ焼失跡に応急バラック庁舎及び倉庫等の建設工事を行い、12月上旬竣工した。仮住いの官房及び各部は12月25日までに仮庁舎に復帰した。

この応急庁舎は倉庫を合わせ1,589坪余の平家建て、大正12年度大蔵省所管歳出臨時部(款)震災応急費(項)諸官衙庁舎其他臨時営繕費35万3000余円により建設したのであるが、かなり劣悪なものであった。

昭和10年5月、平成16年に取り壊された霞が関のいわゆる旧庁舎へ移転する直前の建物面積は、増築したもの及び借用したものを合わせ、庁舎1,136坪、倉庫、建面積394坪、延べ面積498坪、物置その他雑建物246坪、合計建面積1,776坪、延べ面積1,880坪であり、敷地面積は3,750坪であった。



震災後の庁舎

第3 庁舎建設

大震災の影響は、諸官庁の大部分に及び、いずれもバラック建などで応急の措置を講じていた。しかし執務上支障が多いばかりでなく、中央諸官庁の本建築に関する具体的方針決定は、都市全体の復興計画にも大きな影響を与えるので、大正14年10月「中央諸官衙建築準備委員会」が発足し、中央諸官庁の集中化等も含め、各省庁舎建築の具体案が検討された。会計検査院もこれに参画し、昭和7年度から9年度に至る3か年度継続事業として、庁舎建設の決定をみた。

会計検査院庁舎の敷地は、昭和元年の中央諸官衙建築仮想配置図によれば、麹町区外桜田町の南西角に内務省庁舎予定地に隣接し予定されていたが、その後変更され、結局宮内省御料地であった麹町区三年町（現在千代田区霞が関3-2-1）の元工部大学校所在地の一部で、新設間もない文部省庁舎の北西隣接地に決定された。

これが平成16年に取り壊された旧庁舎の敷地であるが、この地一帯は、江戸時代には日向延岡藩内藤氏7万石の江戸屋敷のあったところで、明治4年、工部大学校の前身、工部省工学寮が置かれたが、19年に工部大学校が本郷に移転した後は、宮内省の所管となって帝室博物館、東京女学館等が使用していた。大正12年関東大震災により、これらの建物が壊滅的



昭和3年当時の虎ノ門付近(昭和5年陸地測量部)

な被害を受けた後、この地に会計検査院、文部省、華族会館等の建設が決定されたもので、この間の事情は、霞が関コモンゲート正面辺りに設置された記念碑に詳しい。この記念碑は、工部大学校出身者が愛惜をこめて作製し、台座の赤煉瓦は同校の建物に用いられたものという。

庁舎の建設に当たって特に留意されたのは、他官庁と比べて格段に多い書類の保存についてであって、建物の片翼全部を倉庫に充当し、4階建の軒高を6階に区画し、収容面積の増大を図るなどの配慮が払われた。また、日々検査している書類の置き場所については、執務上の便宜を考慮し、検査事務室の隣りに水道つきの附属室が設けられるように設計された。

庁舎の構造は、基礎にマルチペデスタル式コンクリート杭を使用した鉄筋コンクリート造で、中央正面は5階建、両翼は4階建とし、昭和7年度に設計及び宅地造成工事が施行され、8年7月竹中工務店に本工事の施行を請け負わせ、工事期間1年8か月、10年3月30日竣工の運びとなり、5月28日移転を完了した。

なお、従来使用していた調度品類は、震災直後急造されたものが多く、使用に耐えない状態にあったので、大部分を新調したが、国会議事堂に次いで立派といわれた庁舎にふさわしく、当時としてはかなり豪華なもので、戦後、極東軍事裁判所の調度品として、相当数が接収された。庁舎の建設費予算及び規模は表2のとおりである。

表2

項 目	内 訳
新築予算	1,171,800円
土地買収費	736,149円
敷地面積	1,891.485坪
庁舎面積	
地階	24.621坪
1階～4階(各階とも667.303坪)	2,669.212坪
5階	388.974坪
屋階	25.081坪
倉庫(1階～6階)	1,019.204坪
門衛所	0.653坪
総計	4,127.385坪
他に底面積	19.260坪

なお18年11月、軍需省が設置され、同省が会計検

査院庁舎を使用することとなったため、同月、文部省庁舎の一部へ移転を余儀なくされ、そこで終戦を迎えることとなったのである。

また、庁舎建築直後の院内配置図等は第2部資料編に掲載している。



庁舎落成時の外観



庁舎正面玄関



庁舎中庭全景

第3編 日本国憲法下の会計検査院

第1章 日本国憲法による会計検査院の設置

昭和22年5月3日、日本国憲法が施行され、これに併せて新しい会計検査院法が施行された。会計検査院は、憲法上の財政監督機関として、内閣に対し独立の地位を有するものとされた。

会計検査院が初めて太政官内に設置されてから67

年、会計検査院は、独立性の更なる強化、検査対象範囲の拡大、検査官会議と事務総局の2つの組織の設置、国会との関係の緊密化、検査結果を直ちに行政に反映させる方法の制定など、新たな枠組みを得て、ここに新たな一歩を踏み出した。

第1節 日本国憲法の決算に関する規定

明治22年2月11日に発布され、翌年11月29日から施行された大日本帝国憲法に替わり、日本国憲法が昭和21年11月3日に公布され、翌年5月3日から施行された。

新憲法では、会計検査院は、国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した機関とされ、その第90条において、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」（第1項）、「会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。」（第2項）と規定された。この規定は、旧憲法第72条の規定「国家ノ歳入歳出ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ」（第1項）、「会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」（第2項）を基本的に口語化したものであるが、旧憲法の規定ぶりと比べると次のような特徴がある。

制定の会計検査院法第23条において、「政府ノ機密費ニ関ル計算ハ会計検査院ニ於テ検査ヲ行フ限ニ在ラス」と規定され、機密費がその検査対象から除外されていた。さらに、明治23年法律第70号においては、「陸海軍出師準備ニ属スル物品ニ対シテハ陸海軍大臣其ノ責ニ任シ会計検査院法ヲ適用スルノ限ニ在ラス」と規定され、陸海軍の出師準備に属する物品については、軍事機密の漏洩を防止するという目的から、旧院法の適用が除外されていた。新憲法では、このような例外を認めることは許されないことになった。

また、「毎年」とは、国の収入支出の決算及びこれに対する会計検査院の検査は、定期的継続的に行うべきであることを明確に定めたものである。旧憲法下では臨時軍事費特別会計のように毎年決算が行われず、1会計年度が数年に及ぶ会計が設置されていたが、新憲法ではこのようなものを設置することは認められなくなった。

1 国の収入支出の決算は、「すべて」「毎年」、会計検査院が検査することとした
「すべて」とは、国の収入支出の決算については、会計検査院の検査の対象から除外されるものがあってはならないことを明確に定めたものである。

旧憲法下の会計検査院の検査の範囲は、明治22年

2 内閣は、「次の年度に」、会計検査院の検査報告とともに、決算を国会に提出しなければならない

旧憲法においては、決算の提出時期については特に規定されておらず、実際には、明治から大正中期までは翌々年度に提出されるのが通例であった。大

正10年の改正会計法において「翌年開会ノ常会ニ於テ」提出するように明文の規定が設けられてからは、会計年度終了後11か月程度で国会に提出されるようになっていたが、新憲法においては、「次の年度」に国会に提出することが明確に定められた。

3 旧憲法の規定では、「国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ」と、「検査確定」という文言が用いられていたが、新憲法の規定では、「確定」の文言を削除した

旧憲法の規定における「検査確定」の文言は、プロイセン憲法を模範として採用されたものであるが、旧憲法下においても「確定」という作用の意義はあまり明瞭ではなく、これによって政府の作成した決算の数字が動かすことのできないものになるという創設的行為を意味するものではなかった。また、会計検査院が収支を訂正して正当な決算を確定するというわけでもなく、単に決算の内容の当否を検査確認し、その違法又は不当と認めるところを判定するにすぎないと解されてきたものであった。したがって、新憲法の規定で「確定」という文言が削除されたことによって、この作用が行われなくなったと解するのは正当ではなく、実質的な変更はない。

なお、昭和22年に全文改正された会計検査院法では、第21条において、「会計検査院は、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。」と規定され、会計検査院が決算内容の当否を検査し判定することを指して「決算の確認」という文言が用いられている。

4 新憲法第90条第2項は、旧憲法第72条第2項をそのまま受け継いでいる

旧憲法第10条においては、「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任命ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル」と規定され、内閣に属する一般官庁の設置、組織、所掌事務等に関する官制は天皇の大権事項として、議会の協賛を経ることなく勅令により

定められていた。これに対し、会計検査院については、旧憲法第72条において、「会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」（第2項）と規定され、組織及び職権が法律により定められていたことから、これは会計検査院の内閣からの独立性を示すものであると解されていた。

この点について、新憲法下では、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）等により、内閣に属する機関の設置及び権限についても、すべて法律により定められることになったため、組織及び権限が法律により定められること自体は、会計検査院の独自の地位を示すものではなくなった。しかし、会計検査院の内閣からの独立性については、新憲法第90条第1項で会計検査院が内閣とは別に憲法上特記されていることによって既に示されていると解されている。

会計検査院の独立性の保障に関する金森国務大臣の説明

「……これはこの憲法の建前が内閣のやった収入支出を監督するということでありますから、どうしても仕事の内容において、独立性を保障しなければならぬということは理の当然であります、憲法に特別の規定はございませぬけれども、憲法の規定の解釈上左様になると思っております、なおそれに必要な規定は会計検査院の組織を決めます法律の中においてこれを定むべきものと考えております、それからまたこの会計検査院を組織しておる人間の、この身分上の独立ということが第二に残りますが、その点はこれもその法律におきまして、間違いのないようにその独立を保障しなければならぬということは、現在の会計検査院の場合と同じようであると考えております……」

(21年9月25日貴族院帝国憲法改正案特別委員会)

なお、新憲法においては、財政民主主義の立場から、予算は国会に提出し、従来の「協賛」を経ることから「議決」を経ることに変更されたが、予算の執行結果を示す決算については、旧憲法同様、その提出目的に関して、何の文言も付されなかった。そのため、国会における決算の取扱いも「報告」とするか「議案」とするか両説の存立を許したまま、実際の取扱いは旧憲法時代と同様に、財政上の報告事項と同様の処理をする慣行となっている。

第2節 会計検査院法の制定の経緯

1 帝国憲法改正草案の公表

昭和21年3月、幣原内閣から憲法改正草案要綱が発表され、同年4月には、これを法文化した帝国憲法改正草案が公表された。

同草案の第86条においては、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」（第1項）、「会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。」

（第2項）と規定された。同条と新憲法第90条との違いは、枢密院の審議で、「内閣は次の年度に」が「内閣は、次の年度に」と改められた部分だけであり、旧憲法第72条の規定を大幅に変更するものではなかった。

しかし、旧憲法下における会計検査院は、天皇の直隸機関として存立していたので、旧憲法の改正によって天皇の地位が変更されれば、会計検査院も、根本的にその性格を変更する必要があるとされた同草案の公表を受けて、旧院法についても根本的な改正を迫られることになった。

2 「会計検査院法改正法律案要綱」の作成

このような状況の中で、21年7月、会計検査院内に「会計検査院法改正取調委員会」が設置され、院内から広く意見を求めた上で、「会計検査院の組織及び権限に関する再検討案抜萃」がまとめられた。そして、同月に、上記の再検討案抜萃等を基に「会計検査院法改正法律案要綱」が作成された。

この要綱では、①天皇直隸制を廃止し、これに伴い各年度の会計検査の成績を天皇に上奏する制度を廃止すること、②司法機関ではない会計検査院が一審かつ終審として行ってきた出納官吏弁償責任判決制度を廃止することという2点の改正を軸とし、③

終身官とされていた会計検査官（院長、部長及び検査官）の任期及び定年制の設定、④国が資本金の2分の1以上を出資しているものの会計などへの検査の範囲の拡充、⑤支所の設置、⑥上記①に関連して、会計検査の成績と併せて上奏してきた法令、制度、行政上の改正意見の検査報告への掲記、⑦検査報告掲記事項の国会説明、⑧会計検査官をもって構成する総会議の議決事項の明確化、⑨検査報告掲記事項の明確化など旧院法の運用において懸案となっていた事項の改正など旧院法の改正に関して34の項目が採り上げられた。また、関係法律の改正として会計検査官懲戒法、会計法及び議院法の改正にも触れていた。

3 「会計検査院法改正試案」の作成

21年9月、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）から、会計検査制度及びその運用の実際についての説明を要求された。GHQとはその後頻繁に折衝がもたれ、会計検査院の機能の拡充強化を示唆された。そして、同年12月、GHQから、会計検査院側の院法改正案の提出要請を受け、前記の要綱を基に作成した「会計検査院法改正試案」を作成し、GHQの担当者に提示した。

この改正試案は、検査の範囲を会計検査院が必ず検査すべきものと必要に応じて検査するものに分けること、内閣からの検査の委嘱に応ずることができるようにする案を削除することなど前記の要綱を若干修正したものであった。

4 「会計検査院法改正案」（第1次案）の作成

22年1月17日、GHQは、この改正試案に対し、アメリカ合衆国の会計検査制度を参考として数多くの示唆を提示し、院法の全面的改正を指示してきた。会計検査院法改正取調委員会の作業を発展的に引き継

ぐ形で設置されていた会計制度改正取調委員会は、GHQの意向を検討し、2月4日に「会計検査院法改正案」（第1次案）を作成し、GHQに提出した。

第1次案には、①会計検査院の意思決定機関を従来の多数合議体から院長、次長及び4人以内の会計検査官から成る少数合議体とすること、②会計検査の結果を常時行政に反映させるため現行年度の経理検査にも重点を置くべきであるというGHQの意見を考慮し、会計検査院の権限規定において「常時検査を続行」することを明確にし、検査の範囲にも「当年度の収入支出」を含めることなどが盛り込まれた。

5 「会計検査院法改正案」（第2次案）の作成

第1次案に対し、GHQは、非常に広い範囲にわたって詳細な示唆を行い、各条ごとに意見を示してきた。これを受け、会計検査院では、第1次案を2回にわたって修正の上第2次案を作成し、2月8日、法制局に内議した。

第2次案には、①会計検査院の組織を、検査官3人をもって構成する意思決定機関である少数合議体の検査官会議と、検査執行機関である事務総局から成る二重組織とすること、②国の会計に関する審査要求を受理しその可否を決定する審査制度を設けること、③国の会計に係るものに職務上犯罪の事実があると認めたときは検察庁に通告しなければならないこと、④国の会計に係るものがその職務の執行に関し疑義の解明を求めてきたときは意見を表示しなければならないこと、⑤会計検査院は院法の施行に関し会計検査院令を定めることができること、⑥会計検査院が必要により検査できるものに「国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計」及び「工事の請負契約者及び物品の納入者のその契約に関する会計」を加えることなどが盛り込まれ、この第2次案の段階で、新院法の組織及び権限がほとんどすべて姿を現したといえる。

6 「会計検査院法改正案」（法制局案）の提示

2月17日、法制局は、第2次案に対し、院法改正は部分改正にとどめたいという意見を示し、法制局案（第3次案）を提示してきた。

法制局案は、①天皇直隸制を廃止し、これに伴い会計検査の成績を天皇に上奏する制度を廃止すること、②出納官吏弁償責任判決制度を改め、「判決」を「検定」とし、検定に不服があるものは通常裁判所に出訴できることとすること以外は、「帝国議会」を「国会」に、「勅令」を「政令」に改めるなどの形式的な改正にとどめようとするものであった。

7 「会計検査院法改正案」（第4次案）の作成

法制局案は、GHQの強硬な反対にあい、法制局との間で再び全文改正の検討が行われることになった。この検討の際に最も問題となった点は、検査官、事務総局職員の任免及び職員の定員に関する問題であった。

GHQは、会計検査院の内閣からの独立性を確保する方策として、会計検査院を国会の機関とすることも示唆し、それが受け入れられない場合でも、会計検査院の人事について内閣が主導権を持つことは避けなければならないという基本的な考え方を持っていた。そして、検査官の任免については、衆議院の同意を経た上で内閣が任命するという法制局の案に納得していたものの、事務総局職員の任免については、内閣から全く切り離して会計検査院が独自に行うことを強く主張していた。これに対して法制局は、事務総局職員も官吏である限り内閣による任免から外すことはできないという意見であった。また、職員の定員についても、政令による内閣の干渉を排除するため、第2次案では会計検査院令で定めることとしていたが、これに対して法制局は、政令で定めるべきであるという意見であった。

このように法制局との間で意見の相違があったが、結局、同年3月5日にまとめられた第4次案では、任免については、「検査官は国会の同意を経て内閣がこれを任命する。」「1級官吏は検査官の合議で決

するところにより、内閣でその任免、進退を行う。」「2級の官吏は検査官の同意を経て事務総長の指名するところにより内閣総理大臣においてその任免、進退を行う。」「3級の官吏は事務総長においてこれが任免、休職を行う。」とされた。また、職員の定員については、「1級事務官は専任11人とする。」という規定のみが置かれ、2級、3級の事務官及び技官については、会計検査院が自主的に定めることを期して明文の規定は置かれなかった。

8 「会計検査院法改正案」（最終案）の決定

3月7日、第4次案に若干の字句修正を行って最終案が決定された。

以上のように、最終案に至る過程において、GHQからアメリカ合衆国の会計検査制度を参考とした多くの示唆がなされたが、以下のとおり、最終案で採用されたものと、日米両国の法制観念あるいは実情の相違から採用されなかったものがあった。

採用されたもの

- ① 意思決定を慎重に行い、判断に公正を期するため、会計検査院の組織を、意思決定機関である少数合議体の検査官会議と、執行機関である事務総局から成る二重組織としたこと（院法第2条）
- ② 審査制度を設けたこと（院法第35条）
- ③ 会計処理に関する疑義の解明を行うこと（院法第37条第2項）
- ④ 会計上の犯罪行為につき検察庁へ通告すること（院法第33条）
- ⑤ 旧院法第16条第1項の規定「会計検査院ハ各官庁中一部ニ属スル計算ノ検査及責任解除ヲ其ノ庁ニ委託スルコトヲ得」による委託検査を廃止したこと
- ⑥ 検査対象を会計検査院が必ず検査すべきものと、必要に応じて検査するものとに区分したこと（院法第22条及び第23条）
- ⑦ 内閣が会計検査院に対し検査を請求することができるようにしたこと（院法第23条第1項）

採用されなかったもの

- ① 会計検査院において国の収入支出を確定し、国の債権債務を決定する機能を持つこと
- ② 出納職員だけではなく収入支出を担当する命令系統の会計職員にも弁償責任制度を設けること

9 帝国議会等での審議

3月15日、上記の最終案は「会計検査院法を改正する法律案」として、枢密院本会議に上程され、可決された後、同日、第92帝国議会に提出された。

帝国議会では、貴族院で先議され、「会計検査院法を改正する法律案特別委員会」において3月18日から20日まで3回にわたり審議が行われ、22日の貴族院本会議で原案どおり可決され、衆議院に送付された。衆議院では、「行政官庁法案外一件委員会」において29日から31日まで3回にわたり審議が行われ、同31日の衆議院本会議で原案どおり可決・成立し、翌4月19日に法律第73号として公布された。同法は、帝国議会で成立した最後の法律であった。

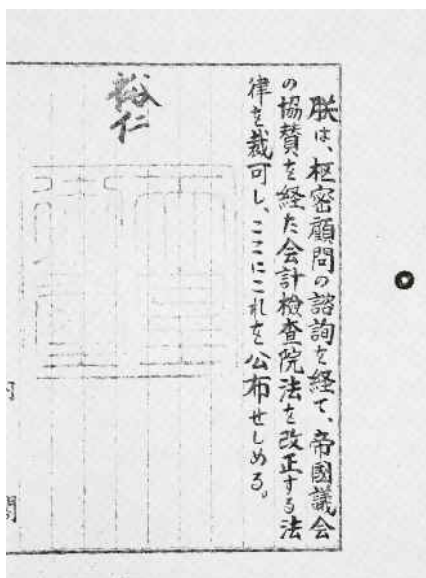
なお、帝国議会における「会計検査院法を改正する法律案」の審議で行われた会計検査院の独立性に関する政府答弁の概要を示すと、次のとおりである。

① 会計検査院の独立の性格についての金森国務大臣の説明
「……会計検査院は立法、司法、行政のいずれでもない特別な地位をもっておりと考えております。ごく広い学問上の見地から申しますれば、これは立法でもなく裁判でもございせん、行政ということに入ることにはなりますけれども、しかし内閣の統轄いたします行政とは違ひまして狭い意味におきましては、行政以外の独立の地位をもっておりと考えております。……結局憲法そのものの規定から流れ出でて、どこにも隷属しない独立なものと思っております。……」
(22年3月30日衆議院行政官庁法案外一件委員会)

② 会計検査院の国会附属機関化に対する金森国務大臣の説明
「……実質におきましては会計検査院は国会と密接なる関係をもっている。したがってその方向に考えなければならぬことは当然でありますけれども、しかし他の一面からみますと、会計検査院はいわば会計に関します一種の裁判所のようなものでありまして、時の勢いにとらわれずして長い目をもって正確に会計の意見をつくっていくという建前のものであります。国会はどうしてもそのときどきの情勢によって意見が変わっていき、いわば4年の任期、6年の任期によってかなりな変化をしていくものと思っております。この二つの性質を考えてみますと、あまりぴったりと国会に従属せしめますることは、かえって独立にいわば裁判的にやらなければ

ばならぬ会計検査院というものが一時の流れに沿いやすいことになっていくと思います。そこを考えた上で、若干の独立性を会計検査院に認め、しかも政府の方の影響は極度にこれを防止して議会からもこれをある程度まで影響していくというふうにつくることが、結局常識的な結果になると思います。……私はデモクラシーというものは確かに最善の方法に相違ございませんが、デモクラシーに伴って起こるところのときどきの波瀾は必ずしも正しいものではございません。どうしても少しは独立させておく機関の方がよろしいのではなからうか。かように考えております。」

(22年3月30日衆議院行政官庁法案外一件委員会)



会計検査院御署名原本（国立公文書館蔵）



新院法公布の官報

10 財政法の制定と会計法の全文改正

会計検査院において院法の改正作業が行われていたところ、大蔵省においては、財政民主主義を徹底化した新憲法を前提として、財政会計制度について抜本的な改正の作業が進められていた。

その結果、明治22年に制定された会計法（「旧会計法」）は、その内容について大幅な改正を受けたばかりでなく、法体系の整備も行われ、予算及び決算に関する事項と財政処理の基本的な事項を規定した財政法(昭和22年法律第34号)と会計経理の手続を規定した会計法(昭和22年法律第35号。「会計法」)の2法に分割された。これによって、昭和22年5月、新憲法施行時の財政会計の基本法規は、憲法第7章「財政」を根幹として、財政法、会計法、各種特別会計法、会計検査院法の各法律、政令として予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)という体系となった。

新しい財政制度を貫く根本思想は、財政民主化、健全財政主義及び統制の強化であるが、旧憲法時代と対比して、改革された主な点を列記すると、次のとおりである。

- ① 旧憲法第62条第2項によって「報償ニ属スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金」は、法律によって決定することを要せず、政府が自由に定めることができたが、財政法第3条において「租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」とされた。また、財産の処分、債権の免除等についても法定主義が規定された。
- ② 予算不成立の場合の旧憲法における前年度予算施行制度を廃し、新たに暫定予算の制度が設けられた(財政法第30条)。また、旧憲法時代は既定費、法律費、義務費について、その廃止又は削減を行う場合、すべて政府の同意が必要であったが、これら国会の予算議決権に対する制限も廃止された。また、緊急財政処分の制度も廃止された。

③ 財政状況を公開することによって、財政民主化の徹底を図るため、財政状況を国会及び国民に報告することが義務付けられた(財政法第46条)。

④ 公共事業費、出資金及び貸付金以外の国の歳出は、公債又は借入金以外の経常的歳入をもって、その財源としなければならないこととし、公共事業費等の財源として発行する公債も、日本銀行の引受けによって発行することを禁じ、健全財政の維持を期待した(財政法第4条及び第5条)。

⑤ 会計法においては、小切手認証制度を創設し、また大蔵大臣の監督権を強化するなど統制が強化された(会計法第25条及び第46条)。

これらの改正作業の過程において、GHQの強い指示によって大蔵省の原案に追加されたものは、国会、裁判所及び会計検査院すなわち憲法上の独立3機関に対する二重予算制度の規定である。二重予算の制度は、内閣が独立3機関の歳出の概算を決定しようとするときは、あらかじめ、これらの機関の長の意見を求めなければならないこととし、さらに、独立3機関の歳出見積を減額した場合には、それらの歳出見積の詳細を予算に付記するとともに、国会が3機関の歳出予算額を修正する場合に必要な財源についても明記しなければならないとするものである。この制度の趣旨は、憲法第73条第5号により予算編成権をもつ内閣が、独立機関の予算要求を自由に削減することにより、財政面からその独立性を損なうことを防止しようとするもので、会計検査院にとっては、その人事権、規則制定権とともに、内閣に対する独立性を保障する一つの制度となった。

なお、財政法の制定と会計法の改正に当たって、大蔵省は会計検査院についても実務運営状況の調査や意見聴取を行い、会計検査院の意見により大蔵省の原案が、追加又は修正された事項が次のようにある。

① 財政法第2条の「収入」「支出」及び「歳入」「歳出」の定義をした規定が加えられた。

旧制度においては、旧憲法第64条に「国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ」とあり、また、第72条

でも「国家ノ歳出歳入ノ決算ハ」と「歳出歳入」という用語が使用されており、これは旧会計法においても同様であった。ところが、新憲法においては、「歳入歳出」に代えて、第90条「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し」と「収入支出」という用語が使用されていた。

しかし、財政法草案においては旧会計法と同じく、すべて「歳入歳出」が使われており、憲法の「収入」「支出」との関係在法律上明記する必要があったものである。

② 財政法第39条において、歳入歳出決算の会計検査院への送付期限を翌年度の11月30日までと定められた。

旧会計法においては、歳入歳出総決算の帝国議会への提出時期だけが「翌年開会の常会」と定められており、会計検査院への送付期限は定められていなかったが、これを法律で規定することにより、会計検査院の決算受領時期を早め、十分な時間的余裕をもって、検査を実施し得ることが期待されたものである。

③ 出納官吏に対して会計検査院が行っていた弁償責任判決の根拠規定は、会計検査院法ではなく、会計法によって定められていた。大蔵省が22年2月に作成した会計法案において、この規定は、旧会計法の規定を口語化し判決を検定に直したままの条文となっていた。

旧制度において、会計検査院の権限を旧会計法で規定していたのは、明治22年の立法当時の事情によるもので、本来、会計検査院法において規定すべきものであった。現行制度においては、会計検査院の意見により、会計法においては出納官吏が弁償責任を負うべき旨を規定し、会計検査院が個々の事例につき弁償責任の有無を検定する権限は、会計検査院法で規定することに改められた。

第3節 会計検査院法の概要

明治22年に成立した旧院法は前述のとおり全面改正され、昭和22年4月19日法律第73号をもって新院法が公布され、5月3日憲法と同時に施行された。これによって新たに確立された会計検査制度について、

旧制度に対する新制度の特徴を中心に見ていくこととする。

まず制定当初（旧院法から全面改正された時点）の新院法の規定内容の概略は、次のとおりである。

第1 組織

会計検査院法の組織に関する条項は、次表のとおりであった。

会計検査院法		※制定後の改正の状況については、資料編の新旧対照表を参考（429ページ）
第1章組織	第1節 総則	概 要
第1条	会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。	【会計検査院の地位】
第2条	会計検査院は、3人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。	【会計検査院の組織】
第3条	会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。	【院長の任命】
第1章組織	第2節 検査官	
第4条	検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。 ② 検査官の任命について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本国憲法第67条第2項の場合の例により、衆議院の同意を以て両議院の同意とする。 ③ 検査官の任免は、天皇がこれを認証する。 ④ 検査官は、年額5万円の俸給を受ける。	【検査官の任命、給与】
第5条	検査官の任期は、7年とし、1回に限り再任されることができる。 ② 検査官が任期中に欠けたときは、後任の検査官は、前任者の残任期間在任する。 ③ 検査官は、満65才に達したときは、退官する。	【検査官の任期、定年】
第6条	検査官は、他の検査官の合議により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定され、又は職務上の義務に違反する事実があると決定された場合において、両議院の議決があつたときは、退官する。 ② 第4条第2項の規定は、前項の場合に、これを準用する。	【検査官の職務執行不能・義務違反による退官】
第7条	検査官は、刑事裁判により禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失う。	【検査官の失官】
第8条	検査官は、前2条の場合を除いては、その意に反してその官を失うことがない。	【検査官の身分保障】
第9条	検査官は、他の官を兼ね、又は国会議員、若しくは地方公共団体の吏員若しくは議会の議員となることができない。	【検査官の兼職禁止】
第1章組織	第3節 検査官会議	
第10条	検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。	【検査官会議の議長】
第11条	左の事項は、検査官会議でこれを決する。 (1) 第38条の規定による会計検査院規則の制定又は改廃 (2) 第29条の規定による検査報告 (3) 第23条の規定による検査を受けるものの決定 (4) 第24条の規定による計算証明に関する事項 (5) 第31条の規定による処分要求 (6) 第32条の規定による出納職員の検定 (7) 第35条の規定による審査決定 (8) 第36条の規定による意見の表示又は処置の要求 (9) 第37条の規定による意見の表示	【検査官会議の議決事項】
第1章組織	第4節 事務総局	
第12条	事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。 ② 事務総局に官房及び左の4局を置く。 検査第1局 検査第2局 検査第3局 検査第4局 ③ 官房及び各局の事務の分掌及び分課は、会計検査院規則の定めるところによる。	【事務総局の事務、組織】

第1章組織 第4節 事務総局	概 要
第13条 事務総局に、事務総長1人、事務総局次長1人、秘書官、事務官及び技官を置く。 ② 事務総長及び次長は、1級とし、秘書官は2級、事務官は1級、2級又は3級、技官は2級又は3級とする。 ③ 1級事務官は専任11人とする。	【事務総局の職員】
第14条 1級官吏は、検査官の合議で決するところにより、内閣でその任免、進退を行う。 ② 事務総長及び次長については、官吏の任用叙級の資格に関する法令の規定は、これを適用しない。 ③ 2級官吏は、検査官の同意を経て事務総長の指名するところにより、内閣総理大臣においてその任免、進退を行う。 ④ 3級官吏は、事務総長においてその任免、進退を行う。	【事務総局の職員の任免、進退】
第15条 事務総長は、事務総局の局務を統理し、公文に署名する。 ② 次長は、事務総長を補佐し、その欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行う。	【事務総長、次長の職務】
第16条 各局長は、事務総長の推薦により、検査官の同意を経て1級の事務官のうちから、院長がこれを補する。 ② 各局長は、局務を掌理する。	【局長及びその職務】
第17条 秘書官は、検査官の命を受けて、機密に関する事務に従事する。 ② 事務官は、官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、上官の指揮を受け、庶務、検査又は審査の事務に従事する。	【秘書官、事務官の職務】
第18条 技官は、各局課に分属し、上官の指揮を受け、技術に従事する。	【技官の職務】
第19条 会計検査院は、会計検査院規則の定めるところにより事務総局の支局を置くことができる。	【事務総局の支局の設置】

1 地位と独立性（第1条）

天皇直隸を廃し、純然たる独立機関とするとともに、独立性を保障するための制度を強化し、かつ国会との関係を緊密にした。

旧院法時代の会計検査院は、天皇直隸の官庁として、これによりその地位と権限行使に当たっての独立性を維持することを期し、また、会計検査官に終身の身分保障を設定して、独立性の支柱としていた。現行法においては、会計検査院を国会、裁判所、内閣のいずれにも従属しない純然たる独立機関とし、3検査官に対する任期内の完全な身分保障、院内人事の自主性、政令によらず会計検査院規則を制定できる権限によってその独立性を保障し、さらに、財政法によって国会、裁判所と同様に予算の自主性が認められ、行政権に対する独立性が強化された。一方、旧院法時代の会計検査院は、帝国議会と没交渉の状態に置かれていたが、新院法においては、検査官の任命、退官に対する両議院の同意及び検査報告説明のための検査官の国会出席によって、国会との関係は緊密なものとなった。

2 組織（第2条～第19条）

組織を刷新し、多数合議制を廃止して決定機関を少数合議体とし、その指揮監督の下に検査を執行する強力な事務総局を設けた。

旧院法時代の会計検査院は、院長、部長及び検査官を会計検査官とし、これらを議員とする多数合議体（新制度への移行時16人）である総会議においてすべての重要事項を決していた。この十数人による多数合議制は、慎重で中正な決定を可能としたが、反面、責任の所在が不明確となったり、決定に時間を要し、即行性に欠けるなど弊害も少なくなかった。

新院法では、決定の公正を期するため決定機関と執行機関を分離し、決定機関である検査官会議は3人の対等の権限を有する検査官をもって構成する少数合議体とし、独裁的な決定に陥ることを防止するとともに迅速な活動ができるように改められた。執行機関である事務総局は、事務総長以下の職員が検査官会議の指揮監督の下に、専ら検査の執行に従事することとし、従来会計検査官が検査の執行に当たるとともに決定機関の構成員をも兼ねていたのが改められた。

第3編 第1章 日本国憲法による会計検査院の設置

また、旧院法では、第6条第2項「会計検査官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其ノ意ニ反シテ退官転官又ハ休職ヲ命セラルルコトナシ」の規定により、多数の会計検査官全員が法律上は終身的

にその身分を保障されていた。これに対し、新院法では3名の検査官にのみ身分保障を与え、その保障も検査官の任期を7年とし、再任は1回に限るとともに、65歳の定年制が設けられた。

第2 権限

会計検査院法の権限に関する条項は、次表のとおりであった。

会計検査院法		※制定後の改正の状況については、資料編の新旧対照表を参考 (429ページ)
第2章権限 第1節 総則	概 要	
第20条 会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。	【検査の対象、方法及び目的】	
② 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。		
第21条 会計検査院は、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。	【決算の確認】	
第2章権限 第2節 検査の範囲	【検査事項】	
第22条 会計検査院の検査を必要とするものは、左の通りである。 (1) 国の毎月の収入支出 (2) 国の所有する現金及び国有財産の受払 (3) 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減 (4) 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払 (5) 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 (6) 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計		
第23条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、左に掲げる会計経理の検査をすることができる。 (1) 国の所有又は保管する物品及び有価証券又は国の保管する現金 (2) 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払 (3) 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計 (4) 国が資本金の一部を出資しているものの会計 (5) 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計 (6) 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計 (7) 国の工事の請負人及び国に対する物品の納入者のその契約に関する会計 ② 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。		
第2章権限 第3節 検査の方法	【計算証明】	
第24条 会計検査院の検査を受けるものは、会計検査院の定める計算証明の規程により、常時に、計算書及び証拠書類を、会計検査院に提出しなければならない。		
② 国が所有し又は保管する現金、物品及び有価証券の受払については、前項の計算書及び証拠書類に代えて、会計検査院の指定する他の書類を会計検査院に提出することができる。		
第25条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。	【実地検査】	
第26条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。	【帳簿・書類等の提出要求、関係者への質問等】	
第27条 会計検査院の検査を受ける会計経理に関し左の事実があるときは、本属長官又は監督官庁その他これに準ずる責任のある者は、直ちに、その旨を会計検査院に報告しなければならない。 (1) 会計に関係のある犯罪が発覚したとき (2) 現金、有価証券その他の財産の亡失を発見したとき	【犯罪の発覚・財産亡失についての報告義務】	
第28条 会計検査院は、検査上の必要により、官庁、公共団体その他の者に対し、資料の提出、鑑定等を依頼することができる。	【資料提出、鑑定等の依頼】	

第2章権限 第4節 検査報告	概 要
第29条 日本国憲法第90条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。 (1) 国の収入支出の決算の確認 (2) 国の収入支出の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との不適合の有無 (3) 検査の結果法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項の有無 (4) 予備費の支出で国会の承諾をうける手続を採らなかったものの有無 (5) 第31条の規定により懲戒の処分を要求した事項及びその結果 (6) 第32条の規定による出納職員に対する検定 (7) 第34条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果 (8) 第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果	【検査報告掲記事項】
第30条 会計検査院は、前条の検査報告に関し、国会に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官をして出席せしめ又は書面でこれを説明することができる。	【国会への説明】
第2章権限 第5節 会計事務職員の責任	
第31条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求することができる。 ② 前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第26条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する。	【懲戒処分の要求】
第32条 会計検査院は、出納職員が現金又は物品を亡失毀損したときは、善良な管理者の注意を怠ったため国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。 ② 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、本属長官その他出納職員を監督する責任のある者は、前項の検定に従って弁償を命じなければならない。 ③ 第1項の弁償責任は恩赦によらなければ減免されない。 ④ 会計検査院は、第1項の規定により出納職員の弁償責任がないと検定した場合においても、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等によりその検定が不当であることを発見したときは5年間に限り再検定をすることができる。前2項の規定はこの場合に、これを準用する。	【弁償責任の有無の検定】
第33条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めるときは、その事件を検察庁に通告しなければならない。	【犯罪の通告】
第2章権限 第6節 雑則	
第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。	【違法・不当と認める事項に対する意見表示・処置要求】
第35条 会計検査院は、国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱に関し、利害関係人から審査の要求があつたときは、これを審査し、その結果是正を要するものがあると認めるときは、その判定を主務官庁その他の責任者に通知しなければならない。 ② 主務官庁又は責任者は、前項の通知を受けたときは、その通知された判定に基いて適当な措置を採らなければならない。	【審査】
第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。	【法令、制度、行政に関する意見表示又は改善処置の要求】
第37条 会計検査院は、左の場合には予めその通知を受け、これに対し意見を表示することができる。 (1) 国の会計経理に関する法令を制定し又は改廃するとき (2) 国の現金、物品及び有価証券の出納並びに簿記に関する規程を制定し又は改廃するとき ② 国の会計事務を処理する職員がその職務の執行に関し疑義のある事項につき会計検査院の意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。	【法令又は規程の制定又は改廃に関する意見表示及び会計事務執行に関する疑義解明】

1 検査の範囲（第22条、第23条）

新院法では、検査の範囲が、会計検査院の検査を必要とするもの（必要的検査対象）と会計検査院がその必要を認めるとき又は内閣から請求があるとき

に検査することができる会計経理（選択的検査対象）とに区分され、かつ、拡大された。新たに検査範囲に入れられたものは、必要的検査対象としては、(1)国が資本金の2分1以上を出資している法人の会

計があり、選択的検査対象としては、(2)国が資本金の一部を出資しているものの会計、(3)国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計、(4)貸付団体及び国が府県などを通じ間接に補助金などの財政援助を与えているものの会計、(5)国の工事の請負人及び国に対する物品の納入者のその契約に関する会計等がある。

2 検査の方法（第24条～第27条）

検査の方法としては、計算証明の規定によって計算書及び証拠書類を提出させて行う書面検査と、職員を派遣して行う実地検査との大筋に変更はなかった。しかし、旧院法第16条の規定「会計検査院ハ各官庁中一部ニ属スル計算ノ検査及責任解除ヲ其ノ庁ニ委託スルコトヲ得」によって認められていた委託検査の制度を廃止した。

なお、検査上の必要に応じて関係者に出頭を求めることができるようにしたこと、受検庁において会計に関係のある犯罪が発覚したとき及び現金、物品等の亡失を発見したときには、会計検査院に報告する義務が新たに設けられた。

3 検定・懲戒処分要求等（第31条、第32条）

旧院法時代では、①出納官吏及び出納員以外の会計事務職員には、会計法規で特に責任を規定したものではなかった。②出納官吏及び出納員は旧会計法の規定により、その出納保管する現金及び物品につき一切の責任を負い、事故の有無にかかわらず、すべて会計検査院の検査を受けて、正当であるとの判決がなければ責任を解除されなかった。そして、無責の出納官吏に対しては認可状を交付して責任を解除していた。③亡失毀損のあった場合、出納官吏又は出納員が自ら善良なる管理者の注意義務を怠らなかったことを立証し、責任解除の判決を受けるのであれば、その弁償責任を免れることはできなかった。すなわち立証責任が判決官庁たる会計検査院ではなく、出納官吏側にあった。④会計検査院の判決による弁償責任は、恩赦によらなければ減免できず、ま

た再審の制度も設けられていて、終審的性質を有していた。

これに対し、新院法では、①出納職員を含めて国の会計事務職員すべてについて、故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認められるときは、本属長官その他の責任者に対し、当該会計事務職員の懲戒処分を要求し得ることになった。②出納職員の弁償責任については、その有無を判定する根拠規定を会計法から会計検査院法に移し、また出納職員が現金又は物品を亡失毀損したときに限って、弁償責任の有無を検定することになった。したがって、認可状交付の制度は当然に廃止されることになった。③出納職員の弁償責任の成立要件は、善良なる管理者の注意義務を基準としたことに変更はなかったが、その立証責任を会計検査院側に置くこととされた。④従来の判決がその用語も裁判上の判決と同一であり、また終審的性質を持っていたのが改められ、用語もこれを「検定」とし、会計検査院の検定に不服なものは裁判所に出訴できることとなった。ただし、この点は憲法上当然のこととして、会計検査院法では特に規定していない。

4 検察庁への通告（第33条）

検査の結果、国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときは、その事件を検察庁に通告すべき旨の規定を設けた。

5 意見表示及び処置要求（第34条、第36条）

旧院法には検査の結果により、法律上又は行政上の改正意見を検査成績書に掲げて天皇に上奏できることのみが規定され、直接主務官庁に対しては事務章程の規定により注意書を発することができるだけで、積極的に是正改善を要求する方法がなかったため、検査の結果を直ちに行政に反映させることが困難であった。会計検査の目的は違法不当の事項を摘出し、批難するだけで終わるものではなく、その是正を図り、同様の過誤が繰り返されることを予防する措置が講ぜられなければ、検査の効果が十分に達

せられたとは言えない。新院法においては、検査の即効を期し常時継続的に検査を実施する旨を法文上明らかにするとともに、主務官庁に直接是正改善の意見を表示し又は処置を要求し、必要とあれば法令、制度の改正を求めることができることが規定された。

基づいて適当な措置をとらなければならないことになった。この制度は、アメリカ合衆国における「クレームの確定調整（Claim Settlement）」の制度に倣ったもので、この制度が創設された結果、会計検査院は国民と直接接する面が開かれた。

6 審査制度を創設したこと（第35条）

審査制度は、新院法で新たに会計検査院の権能に加えられたものの一つで、これにより会計検査院は国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱いに関し、利害関係人から審査要求があったときは、これを審査し、その結果是正を要するものがあると認めたときは、その判定を主務官庁その他の責任者に通知し、その主務官庁などは、会計検査院の判定に

7 会計事務職員の職務執行上の疑義に対する意見表示（第37条第2項）

国の会計事務を処理する職員が、その職務の執行に関し疑義のある事項が発生し、会計検査院に意見を求めたときは、会計検査院はこれに対して、意見を表示することが義務づけられた。この制度は、見方によっては事前検査的な性質を持っていると言える。

第3 会計検査院規則

会計検査院法の会計検査院規則に関する条項は、次表のとおりであった。

会計検査院法

※制定後の改正の状況については、資料編の新旧対照表を参考（[429ページ](#)）

第3章 会計検査院規則	概 要
第38条 この法律に定めるものの外、会計検査に関し必要な規則は、会計検査院がこれを定める。	【規則制定権】

規則制定権については、会計検査に関し必要な規則は、内閣が所掌する政令によることなく、会計検査院が独自に「会計検査院規則」として定めることができることとされた。

国等の会計の検査を行うという職責を全うするための、第1条の「独立の地位」を保障するために与えられたものであり、法律において会計検査院の権限とされている事項（計算証明、懲戒処分等の要求、検定等）に関連のある事項に関し、外部の者をも拘束する規定を置くことができる。

第2章 昭和20年代、30年代の会計検査

昭和20年(1945年)8月、日本はポツダム宣言を受諾し、終戦を迎えた。連合国の占領下で民主化政策が実施され、日本は自由主義陣営の一員として再生の道を歩みはじめた。戦後の混乱の中、日本が最優先課題としたのは経済復興であった。主にアメリカの援助により復興を進めたが、25年6月に勃発したいわゆる朝鮮戦争による特需景気は、本格的な経済復興のきっかけとなった。

この間、22年5月3日、日本国憲法と会計検査院法が同時に施行され、新憲法下における会計検査院がスタートした。新生会計検査院は、天皇直隷機関としての地位が廃止され、国家組織上国会、内閣、裁判所のいずれにも属しない純然たる独立機関となり、また、検査官会議と事務総局から成る二重組織を採用し、さらには職員数も大幅に増加するなど、従来とは大きく異なる組織となった。

また、新憲法の施行に先立ち、財政民主主義を徹底した同憲法の趣旨を前提に、新しい財政秩序の枠組みを確立するため、財政会計制度について抜本的な改正が行われ、22年3月、旧会計法は財政法と会計法の2法に分割された。

27年4月、サンフランシスコ平和条約の発効とともに、連合国による占領は終わりを告げ、日本はようやく主権を回復した。

20年代における国等の公会計についてみると、戦後の混乱と会計秩序の乱れを背景に、不正経理や不正行為が多発し、会計検査院がこれを不当事項として大量に摘発した時期であった。

戦後10年を経過した31年7月に発表された経済白書には「もはや戦後ではない」との記述があり、これは流行語にもなった。30年代に入り、復興という一点で推し進められてきた経済政策の結果、国民は耐乏生活から抜け出し、少しずつ輸出が伸びるなど日本経済は新たな時代を迎えた。そして35年7月、

第1次池田内閣が成立し、36年からの10年間に実質国民所得を倍増させることを目標とした国民所得倍增計画を打ち出した。その後30年代後半に入ると、教育水準の高さ、勤勉な国民性、高い貯蓄率などに支えられて、我が国の輸出は伸び続け、貿易収支の黒字幅は飛躍的に拡大した。39年10月には東海道新幹線が東京・新大阪間で営業を開始し、東京オリンピックが開催されるなど、国民の自信の回復につながった時期でもあった。

このような社会・経済の安定化に伴い、30年代には公会計の経理も20年代に比べて著しく改善され、会計検査院の検査結果もこのような状況を反映したものとなった。

第1節 院法の改正

第1 改正の状況

院法制定後、昭和20～30年代に次表のとおり7回の院法改正が行われている。

院法改正一覧（昭和20～30年代）

根 拠 法 ・提案者 付託委員会	内 容	公布年月日 (施行年月日)
会計検査院法の一部を改正する法律 (昭和22年法律第209号) ・内閣提出 財政及び金融委員会（衆・参）	「年額5万円」と規定されていた検査官の俸給に関して、「国務大臣の受ける俸給の額に準ずる額」と改めたもの（第4条第4項改正）	昭和 22年12月19日 (23年 6月19日)
会計検査院法の一部を改正する法律 (昭和25年法律第165号) ・内閣提出 決算委員会（衆・参）	国会閉会中又は衆議院解散のときは、内閣は両議院の同意を経ずに検査官を任命できることとしたもの（第4条第3～5項追加ほか）	25年 5月10日 (25年 5月10日)
予算執行職員等の責任に関する法律 (昭和25年法律第172号) 附則第2項 ・内閣提出 大蔵委員会（衆・参）	予責法上の懲戒処分等の要求、検定等を検査官会議の議決事項及び検査報告掲記事項に追加するなどしたもの（第11条第5・6・9号、第29条第5・6号改正ほか）	25年 5月11日 (25年 5月11日)
日本電信電話公社法施行法 (昭和27年法律第251号) 第26条 ・内閣提出 電気通信委員会（衆・参）	日本電信電話公社法第70条第2項による検定及び再検定を検査官会議の議決事項及び検査報告掲記事項に追加したもの（第11条第6号、第29条第6号改正）	27年 7月31日 (27年 8月 1日)
会計検査院法の一部を改正する法律 (昭和30年法律第110号) ・内閣提出 内閣委員会（衆・参）	1局を増設し、職員の任免進退に関する規定を国家公務員法の規定に対応して整備するとともに、3公社（日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社）に対する検査の範囲を国の場合と同じ範囲に拡張するなどしたもの（第12条～第14条、第16条、第23条第1項第2・3・5～7号、第31条、第33条、第35条第1項、第37条第2項改正ほか）	30年 8月 1日 (30年 8月 1日)
会計検査院法の一部を改正する法律 (昭和31年法律第137号) ・内閣提出 決算委員会（衆・参）	国の所有する物品を必要的検査対象に改め、物品管理職員の弁償責任の検定を検査官会議の議決事項及び検査報告掲記事項に追加したもの（第11条第6号、第22条第2号、第23条第1項第1号、第29条第6号、第32条改正、第32条第2項追加）	31年 6月 8日 (32年 1月10日)
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (昭和33年法律第86号) 第3条 ・内閣提出 内閣委員会（衆・参）	「国務大臣の受ける俸給の額に準ずる額」とされていた検査官の俸給の額を「検査官の給与は、別に法律で定める」こととしたもの（第4条第7項改正）	33年 4月25日 (33年 4月25日)

以下、上表の改正のうち会計検査院の組織や権限に関する主なものを取り上げて、その背景、経緯等についてみていくこととする。

1 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）附則第2項による改正

(1) 改正の概要

この改正の主な内容は、予責法において、会計検

査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失により違法な支出等の行為をしたことにより国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定すべきこと（予責法第4条第1項）、予算執行職員が故意又は過失により違法な支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき、又は国に損害を与えないが、故意又は重大な過失により違法な支出等の行為をしたと認めるときは、

当該職員の任命権者に対しその処分を要求することができること（予責法第6条第1項）などが規定されることに伴い、予責法上の懲戒処分の要求、検定等を検査官会議の議決事項及び検査報告掲記事項に追加する（第11条、第29条の改正）というものであった。

(2) 改正の背景、経緯等

新憲法下の会計事務職員の弁償責任制度は、まず出納官吏の現金及び物品の亡失毀損について、会計法第41条第1項により、出納官吏が弁償責任を負うことを規定し、弁償責任の有無は、院法第32条第1項の規定「会計検査院は、出納官吏が現金又は物品を亡失毀損したときは、善良な管理者の注意を怠ったため国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。」により会計検査院が検定するという枠組みでスタートした。

しかし、戦後の混乱の中で会計秩序が乱れ、不正不当な事態が多数明らかになったことから、GHQは、24年、出納職員だけでなく、命令系統の会計職員にまで弁償責任制度を拡大するよう法令改正を指示してきた。

アメリカ合衆国では、支出官、支出認証官、徴収官等の命令系統の収支官吏は、個人的に国に責任を負う責任官吏とされ、職務上の違法行為に基づく責任の発生に備えて保証保険会社が保証人となる身元保証保険をかけ、身元保証証券を提出する制度があった。院法の制定に当たり、GHQでは、出納職員だけでなく命令系統の会計職員にも弁償責任の制度を設けることを示唆していたが、その際は、日米両国の法制観念あるいは実情の相違から見送られていた（153ページ参照）。しかし、ここに至って、会計検査院は数次にわたりGHQと折衝し、必要最小限の規定を盛り込んだ会計法及び院法の一部改正の試案を作成して提示した。

この試案は、①各省各庁の長から支出に関する事項の委任を受けた官吏又は資金前渡官吏が、故意又は重大な過失により違法又は不当な支出をして国に損害を与えたときは国に対し弁償の責に任じなけれ

ばならないこと、②国は損害を確実に補てんするため、当該者を被保証人とし、国を被保険者とする信用保険契約を締結しなければならないこと、③会計検査院が当該官吏の弁償責任及び弁償額を検定することなどを内容としていた。

しかし、この内容を不満とするGHQは、アメリカ合衆国の制度を基にした独自の試案を示し、GHQ、会計検査院、大蔵省の3者の間で種々の討議が行われた。その後、審議は大蔵省主計局法規課が主として担当し、GHQと折衝を続けた結果、単独法を制定することとなった。こうして、24年5月に「予算執行職員等の責任に関する法律案」の大蔵省草案が作成され、内閣の会計制度調査会の審議を経て、翌25年4月、第7回国会に同法案が提出された。

同法案は、衆議院大蔵委員会及び大蔵・決算委員会連合審査会において審議され、同月28日の大蔵委員会において、第7条を削除することなどを内容とする修正案が決定され、同月29日の衆議院本会議で修正可決され、参議院に送付された。参議院では大蔵委員会において審議され、同年5月2日の参議院本会議で送付案どおり可決・成立し、同月11日に公布され、同日から施行された。

なお、衆議院において削除された同法案の第7条は、次のようなものであった。

（事前審査）

- 第7条 会計検査院は、予算執行職員が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第37条第2項の規定に基づき、支出等の行為に関し疑義のある事項についてあらかじめ書面をもって意見を求め、これに対し表示された意見に従って支出等の行為をしたときは、当該支出等の行為については有責任の検定をし、又は懲戒処分の要求をすることができない。
- ② 会計検査院が会計検査院法第37条第2項の規定に基づき、予算執行職員に対し意見を表示する場合は、あらかじめその表示する意見を大蔵大臣に通知しなければならない。
- ③ 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、法令又は予算に定める事項の解釈について会計検査院の意見と異なる意見があるときは、その意見を会計検査院に表示することができる。

本条のような事前審査制度を採り入れると、予算執行職員が、自己の責任を軽くし、懲戒処分や弁償責任を免れるため、必要以上に多くの事案について

会計検査院に事前審査を求めてきた場合には、会計検査院としても事務処理の体制が整わず、ひいては会計事務の停滞を招くおそれがあるとして削除された。

2 会計検査院法の一部を改正する法律（昭和30年法律第110号）による改正

(1) 改正の概要

この改正の主な内容は、次のとおりであった。

ア 不当事項が著しく増加している国及び政府関係機関の経理の実情にかんがみ、現行の機構では局課長の事務掌理に支障を来し、機能発揮の要請にも十分応えることが困難な状況にあることから、1局を増設して5局とするとともに、局の名称を「検査第何局」から「第何局」に改めること（第12条第2項の改正）

イ 院法の制定時の事務総局職員の任命等は、それぞれの官の級別に応じて内閣、内閣総理大臣又は事務総長が行っていたが、その後、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の制定により、一般職の職員の任免等に関する制度が根本から変更され、任命権者は原則として会計検査院長となったことなどから、関係規定について所要の整備を行うこと（第13条、第14条、第16条の改正）

ウ 専売公社、国鉄及び電電公社の3公社の会計の検査に当たり、公社の会計経理を検査するだけではその事実の把握が困難な場合に、事態を的確に把握することができるように、選択的検査対象を国の場合と同じ範囲まで拡張するとともに、国に適用される規定のうち懲戒処分などの規定が公社にも適用されるようにすること（第23条第1項、第31条、第33条、第35条第1項、第37条第2項の改正）

(2) 改正の背景、経緯等

会計検査院が指摘した不当事項の件数、指摘金額が25年以降増加の一途をたどっていたことから、29年11月参議院決算委員会において、不当事項の発生を防止し、予算の効率的な使用をさせるため、会計

検査院の機能を拡充し、その予算を増加する措置を求める「会計検査院の機能拡充のため予算増加を要望する決議（案）」が提出された。この決議案は、案文を修正の上、12月7日の参議院本会議において「会計検査院の機能発揮に関する決議（案）」として発議された。そして、全会一致をもって「政府は検査院の機能を十分発揮せしめるため、万全の措置を講じ、もつて常時検査の励行に資し、且つ不当事項の発生防止、国費の節約、予算の効率的使用のため全力を尽すべきである。」と決議された。

これを受け、会計検査院は、院法の改正点について検討し、前記のような改正内容の院法改正案を取りまとめ、30年4月30日、院長から内閣総理大臣に対して、書面により院法改正の措置を依頼した。政府は、この依頼に基づき、翌5月、第22回国会に「会計検査院法の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は、衆議院内閣委員会及び内閣・決算委員会連合審査会において審議された。内閣委員会における審議では、6月23日、日本社会党から「国が資本金の全部を出資している公庫又は銀行から貸付金を受けているものの当該貸付金にかかる会計」を選択的検査対象に追加する修正案が提出されたが、同修正案は否決され、同日、衆議院本会議で原案どおり可決され、参議院に送付された。

参議院では、内閣委員会及び内閣・決算委員会連合審査会において審議され、内閣・決算委員会連合審査会における審議の中で、改正案の第16条第1項が「局の長は局長とし、事務官をもつて、これに充てる。」と規定され、技官が局長になることができないという点が問題となった。もともと、改正前の第18条においては、「技官は、各局課に分属し、上官の指揮を受け、技術に従事する。」と規定され、技官は課長になることができなかった。改正案は下線部分を削除して技官にも課長職への道を開くというものであったが、局長については依然として事務官に限っていたため、技官を排除する理由はないという意見が多数出された。

こうして、決算委員会からの法案修正の申入れを

受けて7月8日の内閣委員会において、第16条第1項を「各局に局長を置く。」と改める修正案が決定され、同月11日の参議院本会議で修正可決され、衆議院に回付された。衆議院に回付された同法案は、翌12日の本会議で回付案どおり可決・成立し、翌8月1日に公布され、同日から施行された。

3 会計検査院法の一部を改正する法律（昭和31年法律第137号）による改正

(1) 改正の概要

この改正の内容は、次のとおりであった。

- ア 従来、国の所有する物品は、院法第23条第1項第1号の選択的検査対象とされていたが、物品管理法の制定により、新たに大蔵大臣が作成する「物品増減及び現在額総計算書」については、会計検査院の検査を経て国会に提出することが義務付けられる（物品管理法旧第38条第3項）ことから、国の所有する物品を院法第22条第2号の必要的検査対象とすること（第22条、第23条第1項の改正）
- イ 従来、会計法第38条では、現金又は物品の出納職員を「出納官吏」として、同法第41条で出納官吏の弁償責任について規定し、院法第32条で出納職員の弁償責任は会計検査院が検定すると規定していたが、物品管理法の制定に伴い、会計法では現金の出納職員のみを「出納官吏」としてその弁償責任について規定し、物品の出納職員を含む物品管理職員の弁償責任は物品管理法で規定することになるため、院法第32条の規定について所要の整備を行うこと（第32条の改正）
- ウ 物品管理法の附則で予責法が改正され、公社等の現金出納職員の弁償責任と公社等の物品管理職員の弁償責任が別個に規定されることになり、新たに予責法第11条として、会計検査院が公社等の物品管理職員の検定及び再検定を行う旨の規定が追加されることから、同条の規定による検定及び再検定を検査官会議の議決事項及び検査報告掲記事項とすること（第11条、第29条の改正）

(2) 改正の背景、経緯等

戦後、22年の会計法制定、23年の国有財産法制定など会計法令の整備は進んでいたが、物品会計に関しては明治22年制定の物品会計規則（明治22年勅令第84号）があるのみであった。同規則では、物品の保管、出納を行う「物品会計官吏」は、「各省大臣の定めたる規程に拠りたる命令あるにあらざれば物品を出納することを得ず」とされており、具体的な管理のための準則は各省大臣が定めることとなっていた。このため、膨大かつ複雑になった国の行政事務に対応する物品経理の基本法令としては適当といえ難い状況にあり、会計検査院も検査報告において、毎年、物品の過大な調達や不当な管理、保管の事例を指摘していた。

このような情勢にかんがみ、政府は、物品の管理の方法及び基準を定めるとともに、国の物品管理機関を整備し、その責任を明確にすることにより、物品の適正かつ効率的な供用を図るため、物品管理法案を立案し、昭和31年3月、第24回国会に提出した。同法案は、一部修正の上、5月17日に可決・成立し、同月22日に公布され、翌32年1月10日から施行された。

一方、物品管理法の制定に伴い、前述のとおり会計検査院法の一部を改正する必要が生じるため、会計検査院と大蔵省との間で協議が進められた。そして、「会計検査院法の一部を改正する法律案」が作成され、内閣提出法案として、31年3月、第24回国会に提出された。

同法案は、参議院決算委員会において審議され、4月20日の参議院本会議で原案どおり可決され、衆議院に送付された。衆議院では決算委員会において審議され、5月31日の衆議院本会議で原案どおり可決・成立し、翌6月8日に公布され、物品管理法の施行日（32年1月10日）から施行された。

第2節 組織等の変遷

新院法下で発足した会計検査院の組織、職制及び定員の変遷のうち、昭和20年代から30年代にかけての主なものを以下に取り上げる。

1 組織の変遷

昭和22年5月3日の新院法の施行後、会計検査院事務総局の組織は、検査第1局から検査第4局までの4局に設置された19課（法規課、検定課及び審査課を含む。）と、官房に設置された総務、文書、調査及び会計の4課から成る23課体制でスタートした。なお、22年5月3日の新院法施行後の組織改正による官房及び各局の課（上席調査官等の課長相当職を含む。）の設置数の変遷は、「第4章 平成期の会計検査 第2節 組織等の変遷」に表1として掲記している。

(1) 昭和24年1月20日の改正（検査課の名称変更）

それまで検査課の名称は、明治以来の通し番号による名称を踏襲し、「第何局第何課」としていたが、GHQの示唆により、現在のように担当する検査対象の内容を明らかにする「何々検査課」に改めた。

(2) 昭和27年1月16日の改正（各局監理課の設置）

各局に監理課を新設し、局内の総括事務のほか、検定、懲戒処分要求、審査要求及び検察庁への通告に関する事務を所掌することとした。

検定、審査要求等に関する事務は、院法の施行時には検査第4局検定課又は審査課（25年1月以降は官房検定課又は審査課）で専担して処理していたが、予責法の施行に伴い、同年6月、審査要求に関する事務を除き、各局検査課に移管し、27年1月以降、各局監理課が所掌することとなった。これらの事務は、34年4月、官房の検定参事官又は法規課に移管された。

(3) 昭和30年8月1日の改正（1局増設、局の名称変更）

第5局が増設され、局の名称も「検査第何局」から現在のように「第何局」に改められた。また、この改正と同時に、農林検査の1課増置、厚生労働検

査課の厚生検査課及び労働検査課への分割などを行った。増設した第5局には、監理課のほか、それまで検査第4局に配置されていた3公社、出資団体等の検査担当課を配置し、第1局には大蔵、国有財産、租税、第2局には司法、防衛、文部、郵政、第3局には厚生、労働、運輸、建設、第4局には農林、通商産業の各検査担当課をそれぞれ配置した。

(4) 昭和34年4月1日の改正（上席検定調査官の設置）

27年1月以降、各局監理課が所掌していた検定、懲戒処分要求、検察庁への通告に関する事務を専担して処理させるため、官房に検定調査官9人を新設し、そのうち3人を課長相当職の上席検定調査官とし、さらに、これらを指揮する検定参事官を新設した。

(5) 昭和36年4月1日の改正（上席審議室調査官の設置）

事務総長の特命事項について調査を行うため、官房に審議室調査官4人を新設し、そのうちの1人を課長相当職の上席審議室調査官とした。

(6) 昭和37年4月1日の改正（上席調査官の設置）

出資法人検査は、30年1月以降、2課体制となっていたが、法人の新設が相次ぎ、十分な検査を行うことが困難となっていた。このため、第5局出資検査第1課及び第2課を廃止し、同局に課長相当職の上席調査官5人（第1～第5部門担当）を新設して、3公社及び日本銀行を除いたすべての法人の検査を分掌させることとした。その後、上席調査官は、39年4月、更に5人増置して計10人となった。

2 職制の変遷

旧院法下における部長、検査官、書記官、副検査官、理事官、書記の各官は、新院法の施行により、すべて事務官又は技官となり、新院法下における事務総局の職制は、事務総長、事務総局次長、局長、課長、副長、係長、一般職員でスタートした。20年代及び30年代に設置された職制の変遷をみると以下のとおりである。

(1) 副長（昭和22年～）

22年5月3日、各課に副長を設置した。副長は、従前の副検査官に代わって課長を補佐するとともに、実地検査に当たっては事務総長から主任官に命ぜられ、実地検査における職員の指揮監督、検査結果の打合せその他の実地検査に係る統括的事務を処理することとされた。

(2) 主任（昭和30年～）

30年4月1日、23年8月に新設した班長を廃止し、これに代わって主任を設置した。主任は、各係の事務について係長を補佐することとされた。

(3) 調査官（昭和31年～）

31年4月1日、検査各課の検査係長を廃止し、これに代わって調査官を設置し、検査各課の副長は、調査官兼副長とした。調査官を設置した趣旨は、会計検査の重責を全うし、かつ、検査の威信を高めるため、経験、識見、技能とも優れた上級の職員を調査官の職に充て、検査に当たらせるためであった。

そして、33年度からは、調査官昇任の人事考課の参考資料とするため、主任研修（54年度から平成20年度までは普通科研修、21年度は会計検査技術研修（本科））の終了後、評価試験を実施することになった。

(4) 参事官（昭和32年～53年）

32年12月10日、第3局を除く各局に参事官1人を設置した。参事官は、局の事務のうち重要事項を総括整理し、局長を補佐することとされた。そして、35年4月に第3局に1人設置した後、39年4月から48年4月までの間に5人増置し、各局に各2人設置されることになった。また、官房には、34年4月に上席検定調査官を指揮する検定参事官1人、41年4月に上席審議室調査官を指揮する審議室参事官1人をそれぞれ設置した。

しかし、52年4月に各局参事官各1人、審議室参事官が審議官（官房の審議官は53年4月に職名を審議室審議官に変更）に、53年4月には残りの各局参事官各1人と検定参事官が審議官、検定審議官にそれぞれ振り替えられ、参事官はすべて審議官とされた。

3 定員の変遷

(1) 昭和22年度の定員の大幅増員

会計検査院の定員は、22年度の当初予算では386人とされていた。しかし、新院法の施行により、会計検査院の権限が強化され、その組織も4局19課・官房4課の体制に拡充されたことから、従来の定員に比べて職員の大幅な増員が必要となった。

そこで、新しい組織に配属する職員の増加を図るため、大蔵省と予備費支出の交渉が行われた。要求の内容は、22年度当初予算の386人に対して1,200人と一挙に3倍以上増加させるというもので、予備費要求額は1842万余円であった。これに対し、大蔵省は当初600人と査定したが、5月16日、要求額が全額承認されたため、逐次職員を採用して各課に配属することになった。職員の採用に当たっては、短期間に多数の人材を採用する必要があったことから、大学新卒の学生を多数採用したほか、広く一般から人材を募集するため、新聞広告を利用するなどの異例の方法がとられた。

(2) 昭和26年度から29年度までの人員整理による減員

その後、会計検査院の定員は増加し、26年度予算では1,252人とされた。しかし、政府から人員整理への協力の要請を受け、26年度補正予算及び27年度予算で約1割減員されて1,140人となった。

さらに、29年度予算でも人員整理のために減員されて1,118人となり、29年6月17日には、行政機関職員定員法の一部を改正する法律の施行により、会計検査院における人員整理についても、行政機関職員定員法の適用対象である行政機関に準じて臨時待命の制度が設けられた。

(3) 昭和30年度の定員60人の増員

補助事業を中心とする不当事項の著しい増加にかんがみ、29年12月に参議院で「会計検査院の機能發揮に関する決議」が行われた。これを受けて、院法が改正され、1局増設されて5局となり、会計検査院の定員も60人増員されて1,178人となった。

(4) 昭和36～38年度の定員の増員

36～38年度の3か年にわたって10数人が増員され、39年7月1日には調査官20人が増員されて会計検査院の定員は1,212人となった。

第3節 検査業務

第1 検査の対象

1 検査の範囲

戦前では、旧院法第23条において会計検査院の検査対象外として機密費が定められているなど、会計検査に対する制限があった。新院法では、会計検査院の検査の範囲が、国の会計との結び付きの濃淡などにより、会計検査院の検査を必要とするもの（必要的検査対象）と、会計検査院がその必要を認めるとき又は内閣から請求があるときに検査することができるもの（選択的検査対象）の2つに大別され、かつ、拡大された。

(1) 必要的検査対象の範囲

新院法施行時、院法第22条の規定における必要的検査対象は以下のとおり定められていた。

- ① 国の毎月の収入支出（第1号）
- ② 国の所有する現金及び国有財産の受払（第2号）
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減（第3号）
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払（第4号）
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計（第5号）
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計（第6号）

このうち、第4号中の貴金属及び第5号は、新院法の制定により新たに追加されたものである。また、国の所有する物品は、新院法の制定時は選択的検査対象とされていたが、物品に関する指摘が多発する中で、昭和31年に物品管理法が制定された。これに併せて翌32年1月に院法が改正されて、第2号は国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払とされ、国の所有する物品についても必要的検査対象と

された。

(2) 選択的検査対象の範囲

新院法施行時、院法第23条第1項の規定における選択的検査対象は以下のとおり定められていた。

- ① 国の所有又は保管する物品及び有価証券又は国の保管する現金及び物品（第1号）
- ② 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払（第2号）
- ③ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計（第3号）
- ④ 国が資本金の一部を出資しているものの会計（第4号）
- ⑤ 国が資本金の一部を出資したものが更に出資しているものの会計（第5号）
- ⑥ 国が借入金の元金又は利子の支払保証をしているものの会計（第6号）
- ⑦ 国の工事の請負人及び国に対する物品の納入者のその契約に関する会計（第7号）

新院法の施行後、補助事業を中心とする不当事項の著しい増加にかんがみ、29年12月に参議院で「会計検査院の機能発揮に関する決議」が行われたが、これを受けて、翌30年8月に院法改正が行われ、専売公社、国鉄及び電電公社の3公社に関する検査の範囲が国の場合と同じ範囲に拡張された。すなわち、公社自体の会計だけでなく、公社が補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計、公社が出資したものが更に出資しているものの会計、公社の工事の請負人又は公社に対する物品の納入者のその契約に関する会計なども検査できることとされた。

また、国の所有する物品は、前述のように、32年1月の院法改正により、必要的検査対象とされた。

2 必要的検査対象団体の設立改廃

新院法成立後、必要的検査対象の範囲には、院法の規定上は前述のようにほとんど変化がなかったが、行政需要の拡大、多様化等に伴い、国の機構は大きくなり、国の出資団体も多く設立された。このうち、出資団体のほとんどは国が資本金の2分の1以上を出資して設立された必要的検査対象であり、直接事業の実施を担当することから、その予算も多額に上り、国と並んで検査上重要な位置を占めるものとなっている。

以下、20年代、30年代における必要的検査対象団体の概況と設立改廃の主なものについて述べることにする。

(1) 必要的検査対象団体の概況

22年の院法の施行時における必要的検査対象団体は、①国が資本金の2分の1以上を出資している法人として、日本銀行や復興金融公庫、当面の産業復興のため残された生産資材関係の国営会社のほか、終戦に伴い閉鎖されて清算未了の各種金庫や営団、在外事業会社等計34、②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた団体として、持株整理委員会及び閉鎖機関整理委員会計2、合計36であった。

この後、戦後処理が進む中でこれらのほとんどは姿を消したが、代わって、主として国が行っていた事業や業務を引き継ぐ形で、20年代半ばから3公社や政府関係機関（公庫、銀行）が、また、30年代からは公共事業を行う公団や経済社会政策等を担う事業団、協会等が漸次設立された。それに伴い必要的検査対象団体も増加している。

(2) 配給公団、貿易公団等15公団の設立・廃止

戦後実施された物資統制等の実務を行わせるため、22年度中に、国の全額出資法人として、各種の配給公団や貿易公団等計15の公団が相次いで設立された。これらは必要的検査対象団体として、その設立当初から検査が行われ、その結果、多数の不当事項の指摘があった。しかし、漸次統制が撤廃されて自由経済に移行するとともに、これらの公団は廃止

されることになり、26年4月までにすべて解散した。そして、27年8月までにすべて清算が終了し、検査対象から消えた。

(3) 3公社の発足

23年7月、国家公務員法改正問題に関連して、GHQから政府あてに、「鉄道並びに塩、しょう腦、たばこの専売などの政府事業に限り、……適当な方法により公共企業体が組織せられるべきである」との書簡が発せられた。これに基づき、24年6月に専売公社及び国鉄が、27年8月に電電公社が、それぞれ国の特別会計による運営形態から移行し、公共企業体として設立された。そして、これら3公社の資本金は全額国の出資によるものであったことから、必要的検査対象団体として検査を行うこととなった。

(4) NHKの設立

25年6月、特殊法人としてNHKが設立された。国の会計経理の監督を使命とする会計検査院は、国の会計と結び付きのあるものを検査の対象としているが、NHKは、資本金に対する国の出資が全くなく、院法第22条第5号の必要的検査対象団体には該当しない。

しかし、NHKは、公共放送として広く国民から集める受信料により運営されるものであることから、国税がその原資となっている国や国の出資法人に準じた監督が必要とされ、放送法（昭和25年法律第132号）第41条の規定により特に会計検査院の検査に付するものとされたのである。

3 選択的検査対象に対する検査指定

選択的検査対象について、検査の必要を認めて検査を行うときは、検査官会議の議決によりその決定を行い、その旨を関係者に通知することとなっている（院法第11条第3号、第23条第2項）。これが検査指定と称されており、これにより検査を行っている団体は、都道府県、市町村を始め、各種組合、学校法人、会社など、毎年数千に上っている。

以下、20年代、30年代に行われた検査指定の中で、社会経済情勢とも関係が深いと思われるものについて

て述べることにする。

(1) 艦艇の解撤工事に係る造船会社の検査指定

旧海軍が保有していた残存艦艇の解撤工事に
関し、24年3月、工事の請負人であった35会社に対し、院法第23条第1項第2号及び第7号の国の工事の請負人及び国のために現金物品を取り扱う者として検査指定を行い、検査を実施した。そして、検査の結果、工事費の精算が過大となっていた事態などを不当事項として24年度決算検査報告に掲記した。



旧海軍艦艇の解撤

(2) 外航船舶建造資金貸付利子補給金に関する海運会社の検査指定

29年にいわゆる造船疑獄が明るみに出た。すなわち、国から利子補給を受けることのできる計画造船の船主選衡や油槽船の適用範囲をめぐり、海運会社が国会議員や関係公務員に賄賂を送ったなどとされたものであるが、その資金として、海運会社が発注先の造船会社からリベートを受け入れている疑いが指摘された。

仮に、造船会社から海運会社にリベートが渡っているとすれば、それに相当する額の船価が値引きされたことになり、船価に基づいて算定される利子補給金が過大に支払われたことになる。

そこで、会計検査院は、29年4月、急きょ、利子補給に係る融資を受けた54会社（利子補給対象船153隻）を、院法第23条第1項第3号の国の間接の財政

援助先として検査指定を行い、検査を実施した。そして、検査の結果、契約船価の低減が認められたため、利子補給金が過大に支払われていた事態を不当事項として29年度決算検査報告に掲記した。

第2 検査の観点

会計検査院は、多角的な観点から検査を実施している。その検査の観点は、事務・事業の分野や会計経理の内容等に応じて様々であるが、それらの個別具体的な観点を共通的に認められる性質により大別すると、主な観点として次の5つに分類できる。

- ①正確性 決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているか
- ②合规性 会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているか
- ③経済性 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか
- ④効率性 業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか
- ⑤有効性 事務・事業の遂行及び予算執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか

このうち、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の観点からの検査は、その頭文字をとって3E検査と呼ばれている。

我が国の会計検査においては、これまで上記の5つの観点その他会計検査上必要な観点から検査が行われてきたが、その時々々の社会経済情勢等によって、各観点の比重には相当な変化がみられる。そして、昭和20年代、30年代を振り返ってみると、おおむね、合规性中心の検査から、経済性、効率性の検査へと展開しているという大きな流れがみてとれる。

以下、20年代、30年代における流れの主な状況を概観し、最後に検査の観点と院法との関係について簡単に述べることにする。

1 昭和20年代の合規性中心の検査と正確性の検査

(1) 合規性中心の検査

20年代は戦後の混乱した社会経済情勢や公会計秩序の乱れを背景に、法令や予算を顧みない経理執行が数多くみられ、会計検査院は、そうした不正経理の摘発に追われた。

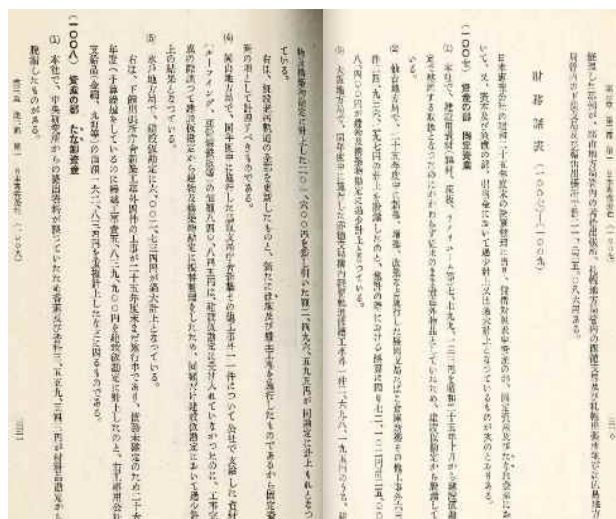
それらの指摘の代表的なものが、20年代前半の様々な分野における予算の目的外使用や年度所属区分の違反、予算外又は予算超過の債務負担等の事態、20年代後半の公共事業における直轄工事の架空経理、災害復旧補助工事の架空工事、便乗工事等の事態などを不当事項として指摘したものである。また、20年代前半は、意見表示・処置要求も相次いだが、これらの多くは、上記のような事態を踏まえて法令の整備や職員の資質向上等の抜本的な対策を求めるものであった。

このような状況から、当時の検査は、合規性の観点からの検査が中心とならざるを得なかった。そして、これに加えて経済性、効率性の観点からの検査も行われていたが、有効性の検討までは手が回らない状況であった。

(2) 正確性の検査

20年代のもう一つの特徴としては、財務諸表の正確性の検査が挙げられる。

すなわち、当時の新しい財務会計制度を受けて、また、新院法により新たに検査対象とされた出資法人として各種の公団、公社等が設立されたことを受けて、特別会計や出資法人の検査においては、正確性の観点からの検査にも力を注いだ。その結果、制度に不慣れなことや制度自体が必ずしも確立していなかったことなどから、財務諸表において期間損益や財政状態が適正に表示されていない事態を20年代半ばに相当数指摘し、24、25両年度決算検査報告では、不当事項の分類項目として「財務諸表」という項目が設けられた。



昭和25年度決算検査報告内の財務諸表に係る指摘

特に国鉄の検査については、GHQの示唆により、26年から企業型の財務諸表検査を採用し、正確性の観点を中心とした検査を行った。しかし、実体的に是正を要する会計経理が少なからず発生していたことなどから、この検査方式はわずか2年で修正された。

2 昭和30年代の経済性、効率性の検査の展開

30年代に入ると次第に不正経理は影を潜め、不当事項の掲記件数が大幅に減少したことなどを受けて、37年以降は、それまでの不当事項の摘発を第一義とする姿勢を改め、不適切、不合理な会計経理について、その発生原因を究明して改善を図るための意見表示・処置要求を指向した検査を積極的に行うようになった。

こうした状況は、検査の観点にも影響を与えるものとなった。すなわち、20年代の不当事項摘発中心の検査では、前記のような個々の会計経理についての合規性の観点が中心であったが、30年代半ば以降の検査においては、その経緯から、不当事項になじまない事態にも目が向けられることになった。そして、その多くは、会計経理の合規性というよりは事務・事業の経済性、効率性に関わるものであったことから、経済性、効率性の観点からの検査の比重が高くなっていった。

その代表的な事例として、施工の実態等に即した経済的な積算が行われるよう工事費の積算基準の改正を求めるものがあり、また、公社や公団等の各種業務について、経済的、効率的な運営を求めるものも多くみられている。

3 検査の観点と院法の関係

旧院法上は、検査の観点に関する具体的な条文はなかったが、実際の検査においては、伝統的に、合規性と並んで経済性、効率性の観点も大きな比重を占めていた。このうち合規性の観点については、検査報告の掲記事項を定める条文において、「予算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ」と規定されていたが、経済性、効率性の観点に関しては、明文の規定がなかったため、その観点からの検査の可否をめぐる検査対象機関と論争になることもあった。しかし、国に不利益を生じさせる事態があれば、その原因が予算法令の違背にあるか、当局の不経済又は非効率な処置にあるかを問わず、会計検査院は検査することができるという法律解釈により、旧院法下でも容認されていた。

新院法でも、制定時は、旧院法と同様に検査の観点に関する具体的な条文は置かれなかった。しかし、上記の反省から、会計検査院の提案により、法令や予算に違反した事項に加えて「不当と認めた事項」（院法第29条第3号）も検査報告に掲記することが明記された。その結果、実際の検査においても経済性、効率性の観点からの検査が行われ、更には本格的な有効性の観点からの検査にもつながるなど、検査の観点到に広がりが出てきた。

第3 検査の運営

1 会計検査のサイクル

新院法の施行によって、会計検査院は、決算の終了を待つことなく常時に検査を行うことが明記されるとともに、憲法第90条によって、内閣は、決算を会計検査院の検査の成果を明らかにした検査報告と

ともに翌年度までに国会へ提出することとされた。また、財政法第40条によって、内閣は、決算を翌年度開会の常会において提出するのを常例とされて、大正期に改正された会計法の規定がおおむね受け継がれる形となった。

新憲法下の会計検査院は、検査報告の内閣への送付時期に向けて、おおむね1年間のサイクルで会計検査を実施している。

2 検査の計画

会計検査院の検査対象となる膨大な会計経理に対して、限られた人員、予算、期間等でより良い効果を上げるためには、的確な検査の計画を立てて、効率的、効果的な検査を行うことが重要である。そして、新院法施行後、昭和20年代、30年代における検査に当たっては、次のように計画が策定されている。

(1) 「検査上の重点」（昭和23年の検査）

新院法下で初めて作成された21年度決算検査報告は、23年3月に内閣に送付されたが、この検査に当たって計画が策定された形跡はない。

翌23年の検査に当たっては、同年3月、各課共通の「検査上の重点」が検査官会議で決定された。そして、「検査上の重点」が事務総長から検査局課に示される際に、「検査上の重点」に則って検査担当課別に重点的に取り組むべき検査事項及びこれに対する検査の着眼点などが局課別留意事項等という形で別途定められた。

(2) 「検査上の重点事項」（昭和24～43年の検査）

翌24年の検査に当たっては、各検査担当課が設定したその年の検査上の重点をとりまとめ、事務総局で審議検討の上、その一部を「検査上の重点事項」として検査官会議に協議して了承を得る取扱いとされた。そして、事務総局では、「検査上の重点事項」を含む検査担当課別の検査上の重点及びこれに対する検査の着眼点が「検査上の重点（事項）及び注意事項」という形で別途定められた。

「検査上の重点事項」が事務総長から検査局課に示される際には、検査官会議への協議等を通じて検

査官会議から出された意見等を踏まえた留意事項が併せて示された。例えば、37年の検査に当たっては、意見表示・処置要求を要する事態について十分留意することとされ、これにより、それまで件数の少なかった意見表示・処置要求が同年に多数発せられた。

3 検査の実施

(1) 検査の方法

旧院法下において実施されてきた書面検査と実地検査は、新院法の施行後もそのままの形で引き継がれることとなった。

また、旧院法に規定されていた委託検査制度は、検査対象機関に検査を委託するのは適当でないとするGHQからの提案により廃止され、すべて会計検査院が直接検査することとした。

(2) 書面検査

ア 計算証明と書面検査の実施

(ア) 計算証明

検査対象機関が、定期的に、会計経理の実績を取りまとめた計算書を作成し、これにその内容の真実性、適法性等を立証するための証拠書類を添えて会計検査院に提出する計算証明は、旧院法では、第18条の規定に基づき、会計検査院達として計算証明規程を定めていたが、新院法では、第24条の規定に基づく計算証明規則（昭和22年会計検査院規則第6号）等を定めて、手続の詳細を規定した。

この計算証明規則は、新院法の施行に合わせるため、ごく短い期間に作成されたこともあり、基本的には大正11年制定の計算証明規程を踏襲していた。

その構成は、総則、歳入、歳出、国庫金の運用、国債の増減、現金の出納、物品の増減、国有財産の増減、日本銀行の出納、出資法人、補助法人その他の会計の経理の計10章から成り、計算証明規程と比べて、第10章の標題「団体諸営造其ノ他ノ決算」を「出資法人、補助法人その他の会計の経理」に改めたほかは、全く同一のものであった。

内容については、①総則において、すべての計算

証明を毎月証明と規定したこと、また、従前各章ごとに置かれていた計算書の提出期限及び証拠書類の編集方法の規定を、総則において統一的に規定したこと、②従前はすべての国庫金について統一的な計算書の書式が定められていたのを、国庫金の種類に応じて、計算書を別に指定することとしたこと、③現金出納及び物品出納において、計算書及び証拠書類の提出に代えて簡易な形式の出納報告書をもって計算証明できるようにしたこと、④出資法人等の収支計算書は、各法人等について個々に指定することとしたことが、主な改正点であった。

当初は、上記のように、新院法によって検査の範囲が拡大されたことと、会計制度が財政法の制定等により新しい体制に移行したことに対応して、所要の修正を加えたものであったが、会計事務の実情に合わせて計算証明事務の合理化簡素化を図ること、規定を平易明確なものとする、その後の会計諸法令の改正に適応させることなどを目的として、抜本的に全文改正され、現行の計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第6号）が新たに制定された。

その後も、会計検査院における検査上の必要性も踏まえつつ、検査対象機関における事務負担等の事情を考慮して、昭和39年に計算書の様式を改めて、大蔵省に対する報告書とワンライティングで作成できるようにしたりするなど、事務簡素化のための見直しが行われている。

(イ) 書面検査の位置付け

旧院法下では、出張日数が相対的に少なかったことなどから、書面検査は、検査の本体となるものであるとされ、昭和初期以降、計算書や証拠書類から検査上重要な事項を抜き書きして検討する「書抜き制度」が実施されたが、新院法施行後も引き続き実施された。

イ 書面検査と「決算の確認」

「決算の確認」とは、国の歳入歳出決算の計数や内容の当否の検査を行ったことを公式に表明することであり、これにより内閣が歳入歳出決算を国会に提出できることになるものである。

この「決算の確認」のうち、計数の正確性の検証については、過去一貫して、書面検査において、①内閣から会計検査院に送付される歳入歳出決算、②日本銀行から会計検査院に提出される歳入金歳出金出納明細書及び国庫金出納計算書、③歳入徴収官や支出官から会計検査院に提出される歳入徴収額計算書や支出計算書の計数の3つを突合し、符合しているかを確かめることにより行っている。この突合は三点突合と称されている。

ウ 計算証明をめぐる問題 ―計算証明の遅延に対する出頭命令―

26年ごろまでは、計算証明規則に定める計算書等の提出期限が守られないものが多く、23年3月には、その甚だしいものについて、院法第26条の規定による出頭命令が出されている。

これは、21年度の支出計算書が、年度経過後1年になろうとするのにいまだ提出されていなかった事態に対するものである。出頭命令書によれば、「再三その提出方を促したところであるのに、現在なお未提出であるのみならず督促に対する何等の回答もないのは、支出官として職務を怠っているというのほかなく」と強く非難し、計算書等を「悉皆携帯出頭の上、証明遅延の理由を説明されたい」と要求している。



検査対象機関から提出された計算書等

(3) 実地検査

ア 実地検査の実施体制

実地検査は、現在最も重要かつ効果的な検査の方法となっており、毎年度の決算検査報告に掲記されるような検査成果はそのほとんどが実地検査によって得られている。実地検査は、院法第25条では「常時又は臨時に」行うことができるとされている。したがって、検査対象機関の官署、事務所に常駐して行うことも可能であるが、会計検査院ではすべて出張という形態によっている。また、「臨時に」というのは、一般的な「定期」に対する「臨時」あるいは特定事項に係る「特別検査」といった意味である。

新院法施行後、検査課長又は新設された副長（本省課長補佐級の調査官）が実地検査執行の責任者として主任官を命ぜられ、実地検査は、4～6名程度のチームを組んで行われるようになった。この検査の中心となるのが「調査官」である。また、1出張の期間は、戦前は1か月に及ぶこともまれではなかったようであるが、戦後は段々短縮されていった。

イ 実地検査の特別な形態

(7) 無通告検査

旧院法の時代は、旧院法第19条の規定により、実地検査に先立って必ず検査対象機関に通知しなければならないこととされていたが、新院法では、そうした規定は設けられず、抜き打ち的な無通告検査が可能となった。しかし、20年代前半は、従来の例に倣って、すべてあらかじめ検査対象機関に通知して実地検査を行っていた。

この方針を変更したのは、25年6月で、各省庁、公社、公団等及び都道府県に対し、必要な場合には無通告検査を行う旨の通知が発せられた。実際にはこの後も、ほとんどの場合はあらかじめ通知して実地検査を行っているが、予告しては検査の目的を達することができない類の検査、例えば、現金や物品の出納状況、帳簿の整理状況等の検査を行う場合にこの方法が採られており、郵便局における現金の出納保管に対する検査について、この方法によっている例がある。

(1) 海外検査

今日、検査活動も国際化してきたが、それでもなお海外における実地検査は、検査回数や検査権限等の面から特別な形態の検査といえる。

その歴史をみると、次のように進展している。

a 国会の要請による検査

26年の末ごろから問題となった黄変米の輸入問題について、参議院決算委員会は、29年に、会計検査院の職員をビルマなど現地に派遣して実情と対策を考究すべきであるとして、大蔵省に会計検査院の東南アジア行き外国旅費の予備費支出を要請し、大蔵省の容れるところとなった。こうして、当時としては極めて異例であった海外検査（ビルマ、タイ）が実現し、同年末に約1か月の現地調査が行われた。

b 在外公館の検査

27年のサンフランシスコ平和条約の発効や31年の国際連合への加盟などを経て、経済面を中心に国際化が進む中で、我が国の在外活動の規模が著しく増大したことから、35年に初めて、東南アジア地域の7か国所在の在外公館に対して実地検査を行った。そして、この後、毎年、在外公館の実地検査を行うようになった。

4 検査結果の分析・検討

実地検査等の結果、不適切又は不合理ではないかなどと思われる会計経理を発見した場合は、判断に誤りなきを期するため、事実関係等の確認はもちろんのこと、発生原因や改善のための方策について慎重な検討を行っているが、事態を解明する方策として、次のようなことを行っている。

(1) 関係者に対する質問

実地検査等の結果、不適切又は不合理ではないかなどと思われる会計経理については、検査対象機関の責任者に対して書面をもって質問を発している（院法第26条）。この質問は、事実関係や事実認識の確認、疑問点の解明などのため行うもので、内容としては、一般的に、当該会計経理の概要、疑問点、検査過程での所見とその理由などが記述される。そ

して、これに対する検査対象機関の書面による説明（回答）を求めて、更に事態を究明していくことになる。

(2) 鑑定等の依頼

検査対象の中には、高度な技術的内容を含むものもあり、会計検査院職員の検討だけでは判断が下しきれない場合がある。このような場合には、他の官庁、公共団体その他の専門機関に資料の提出や鑑定、調査、試験等を依頼することができる途が開かれている（院法第28条）。

◆実地検査の施行方式◆

新院法の施行に伴い、実地検査の施行箇所が年間3000か所にも及ぶようになったことから、25年に実地検査の施行方式について以下のように統一的な方針が定められた。

実地検査の施行方式について[要約]

25.7.31 事務総長

1 方針

実地検査を平準化するとともに、実地検査に機動性を与えて縦深的検査を行い、合わせて実地検査主任官の威信の保持を図る。

2 実地検査主任官の在庁期間

現在は大体2週間の在庁期間を置くことを原則としているが、2週間では照会書、申報書の作成に手一杯で次回実地検査の準備、諸法規の研究、実地検査の際の疑問の解明、本省に照会を要する問題の処理、通常の書面検査等に要する時間的余裕がない。このことは、照会そのものについてもずさんとなり、問題の皮相的考察に終り、実地検査主任官の素養の不足と相まって、本院の威信に関係してくるおそれがある。

よって、今後は、実地検査主任官に帰庁後次回出張までに少なくとも20日間の在庁期間を置かしめる。ただし特別検査、連合軍総司令部の提議による検査及び簡易出張に従事する場合は例外とする。

3 課長の出張

課長の出張日数が多いことは、現在の各課の検査能力からみて、やむを得ない点もあるが、課長が自己の出張の準備、整理に追われる結果、課員の指導監督においても欠けるところが多く、課長も単なる一主任官に過ぎないと言われることもある。

課長の実地検査に対するあり方としては、各主任官から実地検査の結果を徴しその扱方について指示を与え、検査の不十分なもの、さらに調査を必要とするもの等については次期出張計画を立案し、また

共通的な問題については直ちに他の主任官に調査を命じる等常に検査に機動性を与えるとともに総合調整の機能を果たすところに主力を置くべきである。

よって、課長の出張は、

- (1) 1月以降年度末までに所管官庁のその年度及び次年度の傾向を知るため、広い範囲で総合調査を試み爾後の検査計画の参考とする。
- (2) 4月から9月までの地方出張は、原則として40日にとどめる。
- (3) 1月から3月までの地方出張は、14日を超えないこととする。
- (4) 10月以降12月までは必ず在庁する。
- (5) 重要な検査箇所以外には原則として実地検査に出ない。

4 予備費の設定

検査各課の実地検査に機動性をもたせるため、各局においてある程度の予備費を保有して、実地検査期日の延長、人員の増加、既定計画外の実地検査に備えることが望ましい。

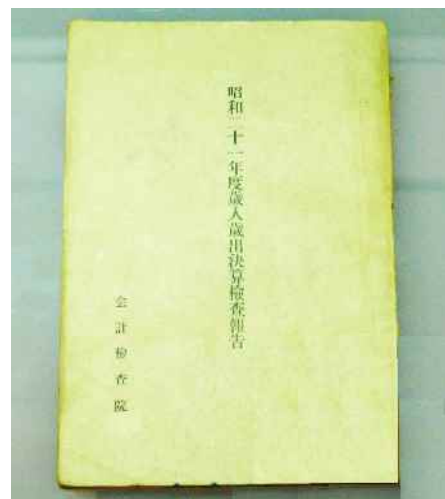
今後の出張旅費の配付計画は、次のとおりとする。

- (1) 局長は各課に配付された額の2割程度をさらに予備費として保有する。
- (2) 官房自体及び各局のため、官房においても予備費を保有する。

5 その他

- (1) 実地検査主任官の人選をさらに厳にする。
- (2) 実地検査の結果を必ず被検査箇所の長等の責任者に対し述べるようにする。
- (3) 見習出張及び検査能力不十分のものには長期の地方出張はさせない。

財産の概要は決算検査報告にも記載され、検査の結果記述すべき所見等がある場合もその詳細は決算検査報告の方に掲記される例になっている。また、32年度決算から38年度決算までは物品管理法に基づき「物品検査報告」も作成されていたが、40年の同法改正により作成されなくなった。



戦後初の検査報告（昭和21年度歳入歳出決算検査報告）

1 検査報告掲記事項

検査報告の掲記事項には、院法により掲記を義務付けられている事項（必要的掲記事項）と、院法施行規則により会計検査院の判断で掲記することができる事項（任意的掲記事項）とがある。

ア 必要的掲記事項

院法第29条の規定により、必要的掲記事項は以下のとおり定められている。

- ① 国の収入支出の決算の確認（第1号）
- ② 国の収入支出の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との不適合の有無（第2号）
- ③ 不当事項（第3号）
- ④ 予備費の支出で国会の承諾を受ける手続を採らなかったものの有無（第4号）
- ⑤ 会計事務職員に対して懲戒の処分を要求した事項及びその結果（第5号）
- ⑥ 会計事務職員に対する弁償責任の検定（第6号）

第4 検査報告

会計検査院は、検査結果の報告書として、院法第29条の規定に基づき、毎年、検査報告を作成している。そして、作成された検査報告は、会計検査院から内閣に送付された後、憲法第90条及び財政法第40条の規定に基づき、歳入歳出決算とともに内閣から国会に提出されることになっている。

新院法下では、昭和23年3月22日に初めて「昭和21年度歳入歳出決算検査報告」が作成され内閣に送付されて以来、検査報告が毎年作成されている。

このほか、検査報告としては、国有財産法に基づき作成される「国有財産検査報告」があるが、国有

⑦ 第34条の規定による意見表示・処置要求事項及びその結果（第7号）

⑧ 第36条の規定による意見表示・処置要求事項及びその結果（第8号）

イ 任意的掲記事項

院法施行規則第15条の規定により、任意的掲記事項は以下のとおり定められている。

① 検察庁に通告した事項

② 審査の要求に対し是正を要する旨の判定をした事項

③ その他必要と認める事項

任意的掲記事項の③「その他必要と認める事項」の記述は、漸次拡大してきたが、20年代、30年代における主な状況は次のようになっている。

・「概説」記述（24年度～49年度決算検査報告）

以下、これらの事項等を中心に、検査報告の掲記事項について述べることにする。

(1) 不当事項

不当事項は、院法第29条第3号の「法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項」であり、旧院法時代から続く最も伝統的な指摘事項である。なお、新院法では、法令予算違反に当たらない不経済、非効率な事項等も含むものであることを明らかにするため、「不当と認めた事項」という文言が明記された。

ア 不当事項の検査報告への掲記

不当事項は、新院法の施行後初の検査報告となった21年度決算検査報告では、「違法と認めた事項」「不当と認めた事項」「職員の犯罪により国に損害を与えた事項」及び「是正させた事項」の4つに区分して掲記された。その後、22年度から24年度までの決算検査報告ではこれらを一括して「不当事項」とし、また、25年度から35年度までの決算検査報告では「不当事項」と「是正させた事項」の2つに区分し、さらに、36年度決算検査報告からは再び一括して「不当事項」として掲記されている。

「職員の犯罪により国に損害を与えた事項」とは、公金等横領の事態で、24年度決算検査報告以降は「不

当事項」中の「不正行為」として掲記されている。

また、「是正させた事項」とは、検査報告の作成までに損害が回復されるなど是正されたものの掲記区分で、検査対象機関において速やかに是正することを勧める意図もあって、こうした標題が付された。その後、不当性の程度の評価により、是正されたものでも「不当事項」として掲記するようになり、30年代に入ると租税と保険料の徴収に関する是正事項だけがこの区分で掲記された。しかし、36年度決算検査報告に至り、是正の有無は事後処置の問題であり、内容的には「不当事項」と同じ性質のものであること、それまで一時途絶えていた意見表示・処置要求事項が「是正改善の処置を要求し又は改善の意見を表示した事項」として多数掲記されることになり、標題の書き出しが同じで混乱することから、「是正させた事項」の区分は廃止された。

イ 対象経理等別の分類

終戦直後の20年代前半は、混乱した社会経済情勢や道義心の退廃、公会計制度の改変等の中で、会計検査院の検査体制が充実したこともあいまって、様々な分野において多種多様な指摘が出て、不当事項の指摘件数が急増した。そして、24年度決算検査報告ではその件数が計750件に達し、不当事項が更に会計経理の対象等の別に、「租税」「未収金」「予算経理」「工事」「物件」「資金管理」「財務諸表」「不正行為」及び「その他」の9項目に分類して掲記されることになった。

このうち、①「未収金」は、物件の売払代金や貸付料、病院収入、保険料等の徴収措置等が適切でなく収納未済となっているなどの事態、②「予算経理」は、予算の目的外使用や年度所属区分違反、予算外又は予算超過の債務負担、架空経理等の経理規律違反の事態、③「資金管理」は、収入金について正規の収納手続を執らず一時流用して他に浮き貸しするなど、資金の管理が不適切な事態、④「財務諸表」は、その名のとおり、特別会計、公社等の財務諸表において経営や財務の状況が正確に表示されていない事態をそれぞれ整理した項目である。

ウ 分類項目の新設・廃止

この分類は、その後、掲記件数の相対的な多寡を反映して、20年代、30年代においては次のように逐次新設又は廃止された。

(7) 25年度決算検査報告では、従来検査が行き届いていなかった役務関係についても、その代金が必要な割合を占める終戦処理費を始めとして検査の目が広く向けられた結果、輸送、荷役、賃借等の指摘が増加してきたことから、新たに「役務」の項目が設けられた。

(イ) 26年度決算検査報告では、自由経済への移行に伴い同年4月までに各配給公団、貿易公団等が解散したことなどから、「資金管理」「財務諸表」の指摘がほとんどなくなり、その項目が姿を消した。一方、同年に建設省の災害復旧に係る公共補助工事の検査に本格的に取り組み、その結果多数の不正な事態が発覚し、25年度決算検査報告ではこれを「工事」の指摘として整理したが、引き続き27年に農林省等にも検査対象を拡げて検査した結果、更に膨大な指摘が出てきたことなどから、新たに「補助金」の項目が設けられた。

(ウ) 30年度決算検査報告では、「未収金」の項目が廃止され、新たに「保険」の項目が設けられた。保険については、戦後の社会保険の充実や各種産業保険の新設拡充を反映して、戦前よりも充実した検査が実施され、その結果、保険料の徴収不足の事態は「未収金」の指摘、保険金の給付に係る事態は「その他」の指摘として整理されていた。しかし、30年度決算検査報告に至り、「未収金」に該当する指摘が保険料以外なくなった反面、一時途絶えていた健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収不足の指摘が多数出たり、28年度決算検査報告から掲記している農業共済保険事業に関する指摘が増加したりした状況を受けて、上記のように項目の廃止及び新設が行われた。

エ 不当事項の件数のカウント方法の変遷

不当事項の対象経理等別の分類項目のうち「租税」は、30年度決算検査報告まで徴収過不足額が10万円

以上の事態を1件として指摘していたが、31年度決算検査報告ではそのうち50万円以上の事態だけを1件とカウントすることに改められた。「保険」においては、32年度決算検査報告から、それまでの都道府県等ごとに1件として指摘していたものが、保険の種類ごとに合わせて1件とされた。

不当事項の件数は、1つの会計経理につき1件とカウントするのが原則であるが、その発生原因や当局の責任の度合、金額の大きさなどによっては、同じように1件とカウントするのでは事柄の重大性からみてバランスがとれない場合がある。上記の件数カウントの変更は、件数の増減に伴い項目間のアンバランスが増幅拡大したため執られた処置であった。

(2) 意見表示・処置要求事項

意見表示・処置要求事項は、院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事実について、院法第29条第7号及び第8号の規定により掲記するものである。

ア 昭和36年までの発動状況

意見表示・処置要求事項の第1号は、22年11月21日付けで経済安定本部総務長官あてに行われた「公団の経理に関する件」である。各配給公団や貿易公団の経理に関し、その前提となる経費支弁の方針や職員の給料、国からの借入金の利息等を速やかに決定して決算を作成させるよう求めたものである。また、占領中は、間接統治方式の下、あらゆる分野でGHQの管理を受けたが、GHQの調査要求を受けて検査した結果、政府職員に対する0.8か月分の生活補給金が、通信及び鉄道両事業では、その補正予算成立前に支給されていた事実が判明し、23年2月に、関係の事務次官あてに今後かかることのないよう求めたものもあった。

この後引き続き、戦後の混乱した公会計における多数の不正経理の根絶のために抜本的な法令、制度、行政上の改善策を求めるものや、会計制度が大きく改変される中でその不備の是正を求めるものなどがみられ、大きな成果を上げたものもあった。

しかし、当時は多数発生していた不当事項の摘発

を第一義としていたこともあって、意見表示・処置要求の発動件数は少なく、特に32年から36年までは5年間連続して皆無となっていた。一方、30年代には、世情も安定して経理執行は改善され、補助金等を除けば、不当事項の指摘件数が著しく減少していた。こうした状況の中で、会計検査院内でも、35年ごろから、不当事項の摘発を第一義とする姿勢を転換すべきときであるという主張が一部にあったが、不当事項の摘発を指向する20年代の傾向がなお継続していた。

イ 昭和37年の大量発動

このような状況に対し、衆議院において、36年2月の予算委員会に続き、同年12月の決算委員会でも、院法第36条の積極的な発動を促す要請がなされた。これを受けて会計検査院では、翌37年1月、同年の「検査上の重点事項」の審議検討の中で、不当事項の指摘と並行して、意見表示又は処置要求の発動も十分視野に入れた検査を行うこととした。

その結果、37年の1年間で8件という従来にない多数の発動となり、これらは36年度決算検査報告に「是正改善の処置を要求し又は改善の意見を表示した事項」という標題の下に掲記された。この37年の事例は、財産管理や貸付金に関するものなどであり、従来会計検査上問題のある事態ではあるが、不当事項として指摘するにはなじまないとして、後述する「概説」中に記述するなどして注意を促してきたものであった。

ウ 意見表示・処置要求に対する処置状況

意見表示・処置要求事項とともに、その結果として当局が講じた処置の状況も、院法第29条第7号及び第8号の規定により、検査報告に掲記しなければならないこととされている。

この処置状況は、意見表示・処置要求事項が掲記された検査報告の翌年度の検査報告に掲記されるのが通例となっている。

エ 意見表示・処置要求を受けた法律の改正

意見表示や処置要求を受けて講じられる当局の処置の内容は千差万別であるが、ここでは、20年代、

30年代における院法第36条の規定による意見表示・処置要求が契機となって法律の改正が行われたものの例を挙げておく（件名の前の年は意見表示・処置要求の発動年。件名の後の（ ）内の年は改正法律の制定年、法律名は当該改正が行われた法律）。

- ① 昭和23年 都道府県が取り扱う国の会計事務に関する件
(昭和23年 会計法)
- ② 昭和25年 会計事務職員の資質の向上に関する件
(昭和26年 大蔵省設置法)
- ③ 昭和37年 土地改良事業によって造成した埋立地等を転用する場合における造成費の回収について
(昭和39年 土地改良法)

(3) 「概説」記述

24年度決算検査報告で、省庁・団体別にその検査結果を記述する章節の中において、いくつかの省庁・団体の冒頭に、特に標題や個別の件名を付さずに書き流す形で、不当事項及び意見表示・処置要求事項以外の検査の所見が記述された。その内容は、例えば、郵政省の項で、簡易生命保険及郵便年金特別会計について、保険勘定において、予想外の契約の失効、解約等に基づく収入減のため責任準備金編入不足額を生ずる結果となっており、事業経営上良質高額の適度の契約の獲得が望ましいとするものなどであった。

この部分は「概説」と称され、26年3月には、その記述方針として、①省庁のすべてについて記述するのではなく特に必要のあるものについて記述すること、②事業特別会計については、概説で経営分析及び建設的批判を行うこと、③政府関係機関その他の出資団体については、その会計制度及び内部統制組織、財務諸表に対する意見並びに建設的批判を記述することが定められた。

その後、29年に上記の記述方針の見直しが行われ、記述する場合や対象が拡大された。

(4) その他の掲記事項

ア 国の収入支出の決算の確認

国の収入支出の決算の確認は、国の歳入歳出決算の計数や内容の当否について検査を行ったことを公式に表明することであり、会計検査院が検査報告に

決算を確認した旨を記載して内閣に送付することにより、内閣はその旨を了知し、決算を国会に提出できることになるという重要な事項である。

ところで、42年度決算までは、前金払や概算払をして精算未了のものなどを未確認額として検査報告に記載していた。この場合の未確認というのは、上記の決算の確認と並列する概念ではなく、確認した決算の中に、検査報告作成時までに当否の認定がつかないものがあり、これについて未確認額という表現をとっていたにすぎなかった。

イ 検査対象の概要の記述

この記述は、検査対象である国や政府関係機関その他の出資法人などの範囲、数、それらの決算、業務実績等の概要などの記述であり、会計検査院の検査活動と検査結果に対する理解に資するなどのため必要と認めて掲記しているものである。

21年度決算検査報告では、冒頭の「第1章総説」中でわずかに、国の収入支出決算額、国庫純計額、収納未済額、翌年度繰越額及び不用額の主なもの、国有財産の現在額、出資法人等の種類・数程度の記述にすぎず、検査結果の前置きといった趣であった。ページ数（当時の検査報告は、A5判縦書き）も合わせて数ページ程度であった。

ウ 検査活動の概況の記述

この記述は、検査活動の全体の概要の記述であり、検査活動と検査結果に対する理解と評価に資するた

め必要と認めて掲記しているものである。

この記述もまた、内容的に変化しながらも、20年代、30年代において次のように漸次拡大してきた(各頭部の()内の数字は、その記述が最初に行われるようになった検査報告の年度を示す)。

(昭和21年度)検査対象の範囲 (検査した国の会計や国の出資法人、補助団体等の範囲及びその数、法人名等)
(昭和25年度)書面検査の実績 (検査した計算書、証拠書類の冊数、枚数)、質問発遣件数

工 検査結果の大要の記述

この記述は、検査結果の全体の概要に関する記述であるが、当時は、不当事項の指摘金額についてだけ示し、不当事項以外の指摘事項の金額については、検査結果の概要では全く示されていないかった。

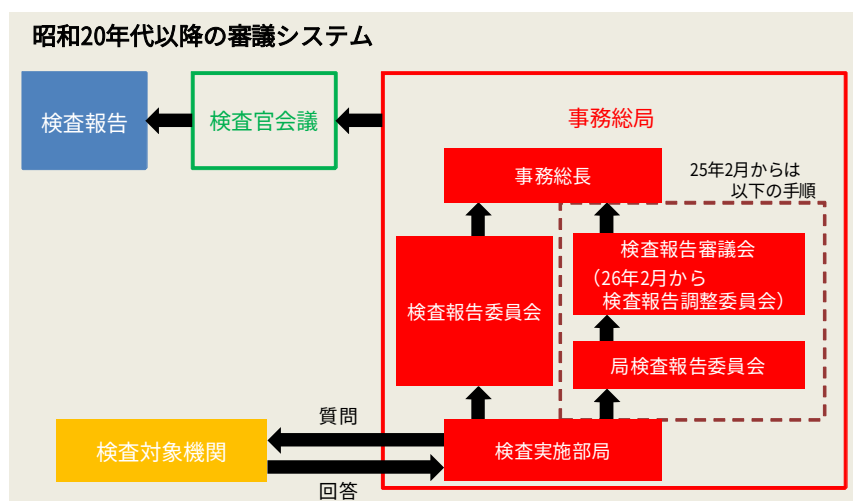
2 検査報告の審議

検査報告の作成に当たっては、批判官庁としてのその判断に誤りが生じないよう、慎重な審議が行われている。新院法により検査官会議と事務総局で構成する二重組織となったことに伴い、その審議システムも新しい形になったが、審議の基本的部分は旧制度を受け継いでいる。

(1) 検査報告の審議システム

ア 検査報告委員会設置

22年9月に「検査報告委員会規程」が制定され、官房に検査報告委員会を置くこととされた。同委員



会の委員長は事務総局次長、委員は官房の課長等とされた。そして、検査各局の課長が検査報告に掲記を必要とする事項に関する書類を事務総長に提出するときは、この検査報告委員会を経由しなければならないとされ、同委員会は、その書類を審議整理して検査報告書案を調製し、事務総長に提出することとされた。

イ 覆審制度の採用

検査報告委員会には、委員のほかに幹事を置き、審議に先立って議案の調査及び覆審を行わせることとされた。幹事は、所属課以外の提案に係る書類について、第三者的立場から事実関係の正確性や論旨について調査等を行い、その結果を委員会に報告する。こうした覆審制度は、判断の客観性と信頼性を確保するため、旧制度下の総会議（身分保障のある「会計検査官」たる院長、部長及び検査官（課長）を議員とする多数合議の意思決定機関で、重要事項はその会議で決定することとされていた。）でも採用されていたものである。

ウ 検査官会議と読会制

検査報告委員会の審議を経た検査報告書案は、事務総長によって事務総局としての最終判断が行われた後、検査官会議に提案される。検査官会議の議事については、22年8月に決定された「検査官会議議事細則」により、第1読会から第3読会までの3段階の審議を通じて、議案の可否を議決することとなった。

この読会制は、印刷技術が未発達なころ、イギリス議会で議案の審議を3回行い、その都度書記官に議案を朗読させたことにその名が始まったという審議方式で、1回目の審議では議案の大体について討議し、2回目で内容の細部の審議をなし、最後の3回目で全体的に検討して決定する制度である。覆審制度と同様、戦前の総会議でも採用されていた。



旧庁舎の検査官会議室

(2) 検査報告審議の変遷

この後、検査報告の審議システムに若干の変更があったが、その主なものは次のとおりである。

ア 局検査報告委員会の設置（昭和25年2月）

戦後の混乱等を反映して、検査各局の課長から提案される不当事項案件が急増し、官房に置かれた検査報告委員会の審議が多忙を極めるようになった。そこで、25年2月に、前記の「検査報告委員会規程」を廃止して新たに「検査報告取調規程」が制定され、これにより、検査各局に「局検査報告委員会」（局委員会）を、官房には「検査報告審議会」を置くこととされた。局委員会の委員長は局長とし、委員は局内の課長等とされた。

そして、検査各局の課長は検査報告事項案を局委員会に提出し、その審議を経たものが検査報告審議会に提出されることとなった。局委員会にあっては、第1次及び第2次の2回審議を行うこととされた。また、局委員会、検査報告審議会とも、覆審制度が採用された。

イ 検査報告調整委員会の設置等（昭和26年2、3月）

26年2月に「検査報告取調規程」が全面改正され、官房の検査報告審議会が「検査報告調整委員会」（調整委員会）となった。また、同年3月に、局委員会の審議は、第1次、第2次及び第3次（45年からそれぞれ第1読会、第2読会、第3読会）の3段階とされた。

3 検査報告の内閣送付・国会提出

ここでは、会計検査院、内閣及び国会の間における決算及びその検査報告の取扱いにまつわる話題について述べることにする。

(1) 決算及び検査報告の送付、提出の時期

決算や検査報告の送付、提出の時期に関し、戦前は、会計法により、決算は会計年度終了後に開会される通常議会に提出することが規定されているだけであった。そして、内閣から会計検査院への決算送付は翌年度の12月ないし1月ごろ、会計検査院の検査報告の内閣送付はその12月末から翌年の2月初めごろ、決算及び検査報告の国会提出は1月ないし2月ごろに行われていた。

この点、戦後は、憲法第90条の規定により、決算の国会提出の時期は「次の年度」と定められるとともに、財政法第39条の規定により、内閣から会計検査院への決算送付の期限が翌年度の11月30日と定められた。この財政法の規定は、昭和22年の同法制定の際、会計検査院の意見により大蔵省の原案に追加されたもので、これにより会計検査院の決算受領の時期を早め、十分な時間的余裕を持って検査を実施し得ることが期待された。

このように、会計検査院への決算送付の時期は戦前より若干早まったが、20年代は不当事項の指摘も多く、その取りまとめに時日を要したためか、25年度決算検査報告までは、内閣への送付時期が1月下旬以降にずれ込むことはなかったが、特に早まりもしなかった。

その後、決算審査の結果の予算編成への早期反映などの要請から、内閣からの会計検査院への決算送付が徐々に早くなって10月となり、検査報告の内閣送付も29年度からは12月半ばまでには行われるようになった。そして、30年度決算からは、翌年度の常会において提出するという財政法第40条の規定に基づき、毎年12月に国会に提出されるようになった。

(2) 内閣送付後の検査報告の訂正

連合国軍による占領下では、国等の主要な文書は訳文をGHQに提出することになっており、会計検査

院の検査報告も同様であった。

こうした中、25年度決算検査報告は、27年1月18日に内閣に送付されたが、訳文が提出されていたGHQから、警察予備隊に対する不当事項の指摘について再考を促す申入れが1月31日にもたらされた。すなわち、不当事項25件のうち、物品調達や工事施行に関し指摘したものの中には、警察予備隊の部内体制が未整備な時期に緊急の必要からGHQの民事部職員が直接調達手続を執ったものや、警察予備隊がGHQの顧問団の勧告に基づいて購入したものなどがあり、それらについては警察予備隊に実質的な責任はないと考えられるので、事情を理解することを望むというものであった。

会計検査院としては、このような事情説明を検査の過程で受けていなかったため、急きょ、検査官会議を開催して再検討した結果、物件10件、予算経理1件、工事1件、計12件を検査報告から削除することにした。

GHQの意向が絶対的であった占領期間中で、かつ、朝鮮戦争ばっ発という極めて緊張した国際情勢の下ならではのことであった。

4 指摘事項のフォローアップ

会計検査院では、検査報告に掲記して指摘するというだけでなく、その指摘が実効あるものとなるよう、掲記事項のフォローアップを行っている。

フォローアップする事柄としては、国や出資法人の損害は回復されたか、再発防止のためどのような改善の処置が講じられたかなどである。これらは戦後一貫して続けられているが、35年には、検査事務の方法や手続を定める「検査事務規程」が全面改正され、フォローアップすべき事項や内容が盛り込まれた。

以下、指摘事項のフォローアップのうち主なものについて述べることにする。

(1) 是正措置状況のフォローアップ

これは、不当事項で指摘したものについて、国や出資法人の損害が回復されるまで追求するもので、例えば、徴収不足であれば収納されたか、社会保障

給付の過大支給や補助金の過大交付であれば返還されたか、設計不適切や施工不良であれば補強・手直し工事が行われたか、職員による不正行為であれば返納されたかなどである。この是正措置状況は、弁償責任の検定の必要性にも関係しており、是正措置が講じられていなければ検定の要否の検討に入る。

会計検査院は、22年当時から不当事項についてその是正措置が完了するまで検査を続けているが、この中で最も古い事案は、21年度決算検査報告掲記の収納未済が多額に上っている指摘に係るものである。これは、当時の復員庁において、元陸海軍省で支払った前金払、概算払の精算による要返納金や物品払下代等が未回収となっていた事態で、債務者が閉鎖機関に指定されたり在外会社となったりなどしたため、なお約3850万円が収納されていないというものである。

このような古い事案もあるが、是正措置が完了していないケースの大部分は、職員の不正行為に関するものとなっている。不正行為者の多くは、刑に服することになり、資力も十分でないことから、この傾向は20年代以降今日も変わらない。

(2) 再発防止対策のフォローアップ

これは、不当事項又は意見表示・処置要求事項として掲記したものについて、検査対象機関が講じた再発防止対策を把握しようとするものである。

このうち意見表示・処置要求事項については、前述のとおり、再発防止等の事後処置の状況を検査報告に掲記しなければならないことになっている。

(3) 関係者処分状況のフォローアップ

これは、不当事項として指摘した事態の関係者に対して、検査対象機関が行った身分上の処分（財産上の処分ではない）の状況を把握するものである。

関係者としては、監督責任者と担当者があり、処分の種類としては、公務員法上の懲戒処分と行政上の処分すなわち訓告、注意等がある。公務員法上の懲戒処分に処せられるケースは、年代を問わず、不正行為の事案がほとんどとなっているが、不正経理の問題などでは懲戒処分が行われている。

検査対象機関の処分いかんによっては、会計検査院が懲戒処分を要求する必要があることもあり得る。

第5 検査結果の反映

1 対国会業務

会計検査院と国会の関係は、国会に提出される決算の審査結果を予算に反映させようという決算審査の役割が重要視されるようになったことから、戦前の旧院法時代と比べて、関係の緊密化が図られてきた。

制度的には、①内閣は会計検査院の検査報告とともに決算を国会に提出すること（憲法第90条）、②検査報告の説明のため、検査官は国会に出席して説明できること（院法第30条、国会法第72条）などが定められている。

(1) 国会における決算審査

ア 決算の議決

新憲法の規定では、予算については「国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない」（憲法第86条）となっているのに対し、決算については「検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」（同第90条）となっており、「議決」と「提出」が使い分けられている。このため、議決によって定められた予算の執行の結果である決算について、国会でどう取り扱うか議論されてきたが、現在まで衆参両議院において別々に議決されており国会としての議決は行われていない。

議決案の内容は、衆参両議院ともおおむね①警告又は留意すべき事項、②会計検査院の指摘事項に対する意見、③前記以外の事項は異議がない旨からなっており、これらを一括して採決している（衆議院では、会計検査院の検査報告中心の審査を行ってきた昭和32年度決算までの議決は上記②及び③についてであったが、33年度決算から、予算がいかに執行されたか決算全般について審査することとしたため、議決案に①が追加された。参議院では、33年度

決算までの議決は上記①から③についてであったが、34年度決算から衆議院と同様の理由により議決案に②の記述はなくなった。。

イ 決算委員会における決算審査

旧院法時代の決算委員会の審査には会計検査院の出席は認められず、審査は検査報告と政府の弁明書を読み、政府委員の説明を聴取する形で審議が行われていた。しかし、院法第30条及び国会法第72条によって、検査官の国会出席ができることとなり、その後、決算委員会には院長は要求がある場合に出席し、関係局長は常時出席している。

決算の審査方針は、両議院とも、22年に会計検査院の検査報告を中心に審査する方針を決定し審査を行っていたが、両議院とも、会計検査院の検査報告中心の審査方法を改め、衆議院では、35年に「国会が議決した予算がいかに執行されたかを中心として、決算全般について、予算と対比して審査する」方針に変更された。また、参議院でも37年に「国会が議決した予算及び関係法律が適正かつ効果的に執行されたかを初め決算全般について審査しあわせて政策の実績批判を行なうものとする」方針に変更された。

(2) 会計検査に関する主な国会決議(委員会決定を含む)

- ・昭和22年【衆・参】決算の審査方針の決定
審査は、会計検査院の検査報告を中心とし、これを主たる資料とするが、政治的観点より検討批判を行い、当局者に対して最終の帰す方を示すこととする（衆「昭和20年度決算の審査方針」）。
- ・昭和29年【参】会計検査院の機能発揮に関する決議
政府は検査院の機能を十分発揮せしめるため、万全の措置を講じ、もって常時検査の励行に資し、且つ不当事項の発生防止、国費の節約、予算の効率的使用のため全力を尽すべきである。
- ・昭和35年【衆】決算の審査方針の変更
国会が議決した予算がいかに執行されたかを中心として、決算全般について、予算と対比して審査する。
- ・昭和37年【参】決算の審査方針の変更
国会が議決した予算及び関係法律が適正かつ効果的に執行されたかを初め決算全般について審査しあわせて政

策の実績批判を行なうものとする。

(3) 会計検査関連の主要な国会論議

年	事 項
昭和25	検査報告批難事項に関する証人喚問 23年度決算検査報告批難事項2件について、参・決算委公団等の経理に関する小委員会を実施
26	災害復旧等の公共事業費に係る不正事件の調査のため、衆・行政監察特別委に、石川県知事等とともに会計検査院検査第4局長が証人として出席 専売公社の塩運送及び資材購入に関する調査のため、同特別委に、同公社総裁等とともに会計検査院長、検査課長が証人として出席
28	海上保安庁の不当経理に関し、参・決算委小委での証人喚問、及び会計検査院への検査要望
29	黄変米に関する検査要望 参・決算委からの検査要請を受け、ビルマ、タイへの現地調査を実施
35	議院の国政調査と会計検査の関係で質疑

2 財政当局との懇談会

新院法の施行後、会計検査院の地位は向上し、指摘した事項について適切な対応が各省庁においてなされるようになったものの、検査結果を直接的に翌年度の予算に反映させることについてはなお困難な面があった。

そこで、34年ごろに一度会計検査院と大蔵省との間で主計官、課長レベルでの懇談会が開催された。この時は、検査官会議の了承を得たものでなく、事務レベルのもので、大蔵省の主計官（1名）から予算査定時の事情など検査上の参考事項を聴き、会計検査院から検査の結果気付いたことを話すというものであった。

第4節 検査成果概観

第1 昭和20年代、30年代の検査成果の特徴

1 昭和20年代

旧院法下での最後の検査報告となった昭和20年度歳入歳出決算検査報告は22年5月1日に内閣に送付されるとともに、その最後の検査成績が5月2日に天皇に上奏された。この日は院法施行の日の前日であった。そして、翌日5月3日から新生会計検査院がスタ

ートした。

20年代は、戦後の混乱の中、新しい国家の再建が図られた時期であった。

国等の公会計においては、戦後の混乱と会計秩序の乱れを背景に不正経理や不正行為が多発し、会計検査院としてはこれを不当事項として大量に摘発した時期である。20年度後半のピーク時には各年度2,000件を超える指摘を行った。

不当事項の指摘態様別件数推移

(単位：件)

年度	総件数	租税	未収金	予算 経理	資金 管理	財務 諸表	工事	物件	役務	保険	補助金	不正 行為	その他
昭和													
21	175	68	-	32	-	-	4	34	3	-	8	7	19
22	386	95	-	44	-	-	20	71	8	-	69	10	69
23	623	216	-	62	-	-	18	154	22	1	56	44	50
24	750	268	44	63	13	12	49	128	-	-	-	147	26
25	1113	288	80	101	8	30	61	157	32	-	137	193	26
26	1198	309	62	40	-	-	62	122	27	-	500	72	4
27	1813	399	45	10	-	-	34	89	11	-	1166	45	14
28	2232	745	11	8	-	-	51	76	11	-	1279	36	15
29	2247	693	10	5	-	-	118	66	7	-	1114	38	196
30	2185	619	-	10	-	-	128	58	6	398	907	51	8
31	1128	177	-	2	-	-	60	35	3	214	598	30	9
32	501	215	-	3	-	-	19	26	3	11	194	24	6
33	355	161	-	-	-	-	9	12	1	33	107	30	2
34	292	121	-	-	-	-	10	10	-	22	111	16	2
35	338	115	-	-	-	-	17	8	-	22	159	13	4
36	579	153	-	-	-	-	17	20	4	29	346	10	-
37	651	200	-	-	-	-	17	18	1	36	364	9	6
38	616	196	-	-	-	-	31	16	4	23	333	7	6
39	664	181	-	-	-	-	25	6	-	38	403	5	6

意見表示・処置要求事項の発遣件数推移

(単位：件)

発遣年	総件数	院法第34条	院法第34条 ・第36条	院法第36条	発遣年	総件数	院法第34条	院法第34条 ・第36条	院法第36条
昭和					昭和				
22	2	-	2	-	31	1	-	-	1
23	4	2	-	2	32	-	-	-	-
24	-	-	-	-	33	-	-	-	-
25	4	2	-	2	34	-	-	-	-
26	-	-	-	-	35	-	-	-	-
27	-	-	-	-	36	-	-	-	-
28	2	-	-	2	37	8	3	-	5
29	1	1	-	-	38	11	3	-	8
30	-	-	-	-	39	14	2	-	12
					40	16	1	-	15

また、大量の不当事項を踏まえ、経理の適正化を図るため制度改正等に関する意見表示、処置要求を行った。会計事務職員の資質の向上に関する件（24年度意見表示事項（院法第36条））を受け、政府では大蔵省に研修所（現財務省会計センター研修部）を設置し、各省庁の会計事務職員を専門的に訓練することとした。補助金行政については、災害復旧補助工事等において大量の不当経理が見受けられたため、災害査定事務や現場検査等について行政運営上の改善を促すとともに、補助金交付に関する責任体制を明確にすべく、補助法令と会計法規の関連を明らかにするよう28年7月に、補助行政における支出負担行為等について（27年度意見表示事項（院法第36条））として意見表示を行った。また、工事の施工不良が多数見受けられることを踏まえ、29年7月に、検収事務等の適正な執行について（29年度処置要求事項（院法第34条））として、改善の処置を要求した。さらに、物品経理については、不当事項の指摘が大量にあることを踏まえ、各年度検査報告の総括的記述において、特に1項を設けて、その適正化を求める記述を継続して行った。

2 昭和30年代

30年代は、戦後の混乱期を脱し、経済の自立と高度成長を指向した時期であった。

20年代の不正、不当な事態の徹底的な摘発と、これらの事態の再発防止等のための意見表示・処置要求等が原動力となり、30年7月には補助金適正化法が、31年5月には物品管理法が制定され、さらには、36年12月には契約事務に関して、検査・監督義務を明文化する会計法の改正が行われるなど、30年代に入ると、公会計の制度面での充実が図られた。また、社会・経済情勢が安定化していく中で、不当事項件数は、30年度2,185件、31年度1,128件、32年度501件、33年度355件と急速に減少し、公会計の経理は著しい改善が見られた。

不当事項の件数が減少していく一方で、30年代前半は、引き続き不当経理に対する指摘と是正を第一

義としていたこともあり、意見表示・処置要求の発動件数は少なく、特に32年から36年までは、5年間も連続して皆無となっていた。このような状況の中、36年2月の衆議院予算委員会に続き、同年12月の衆議院決算委員会においても、院法第36条の積極的な発動を行うべきである旨の発言がなされた。こうした議論を踏まえ、会計検査院では、翌37年の検査に当たっては、不当事項の指摘と並行して、意見表示又は処置要求を要する事態について十分留意し、当該事案に対してその事務処理を促進することとする方針で検査に臨んだ。そして、同年中に8件と大量の意見表示・処置要求を行った。以降、38年に11件、39年に14件と発動は続き、従来検査報告で取り上げられなかった問題についても多くの検査成果を上げることとなった。

30年代後半の意見表示・処置要求の件数は33件であるが、これらの内容は、国有財産の管理に関するもの、補助金や貸付金に係る事務に関するもの、工事の積算に関するもの、資器材の調達に関するもの、融資・保険等の業務運営に関するもの、基本的な会計経理に関するものなど多岐にわたっている。また、20年代の意見表示・処置要求と異なり、経済性、効率性の観点での検査成果が多数に上るのも特徴となっている。

このように、30年代後半は、当時「検査の曲がり角」と言われたように、検査活動の転換期となる時期であった。

以下に、主な施策分野等別に20年代及び30年代の検査成果を紹介する。

3 終戦処理関係

20年代の前半、戦後の混乱期において先ず会計検査院が取り組んだものに、終戦処理に関する検査がある。これは、旧陸海軍が保有した兵器、軍需品などのいわゆる特殊物件、残存艦艇、不動産等軍用財産の管理、処分に関するもの、連合国軍の占領経費を賄った終戦処理費に関するもの、戦後の経済統制のために設立された各種の配給公団、貿易公団等に

関するものが主なものであった。会計検査院は、院法の施行に併せて大幅に拡充、強化された新体制でこれら終戦処理の検査を精力的に実施し、多数の指摘を行った。

(1) 特殊物件

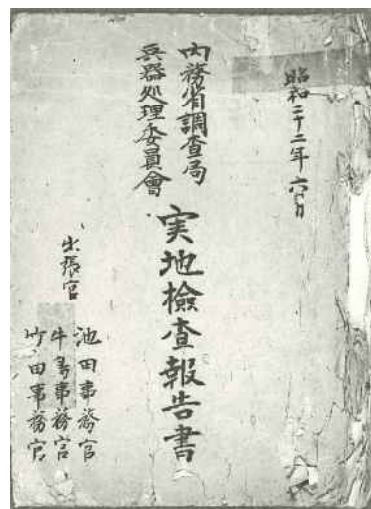
連合国軍は、旧陸海軍が保有していた兵器や資材物資等について、兵器は破壊した上で、兵器以外の資材物資等は連合国軍の作戦上の必要が満たされた後に、日本政府に返還する方針を示した。いわゆる特殊物件とは、本来この返還物資を指称するが、連合国軍の進駐以前に陸海軍により緊急放出され、連合国軍に引き継がれなかった資材物資等については、回収可能なものは努めてこれを回収し、無償払下げについては既往にさかのぼって有償とすることとされ、これらのものも一括して「特殊物件」として処理された。

特殊物件のうち兵器については、民間の鉄鋼金属会社5社を組合員とする兵器処理委員会が国から払下げを受けて破壊、処分等の実務を行ったが、委員会の兵器処理に関して多くの不正又は不当な事例が発生し、刑事訴追を受けるなどして世上種々の物議をかもした。

会計検査院は、兵器処理委員会に対しては検査権限がないため、内務省と兵器処理委員会との契約等に関し検査を実施した。そして、廃兵器類の売払に当り措置当を得ないもの（21年度 不当事項）として、内務省が廃兵器類を数量、価格も決定しないで委員会に引き渡し、数量の決定を一任し、価格も委員会の収支計算を待って決定する取扱いとなっていること、また、契約上留保している委員会の経理の検閲も十分行っていない状況であって当を得ないものである、と指摘した。

23年5月に至り連合国軍総司令部(GHQ)の指令により、委員会を解体し、その業務は産業復興公団に引き継ぎ、建設院において、内務省と兵器処理委員会との間の兵器払下契約を解除し、兵器処理委員会設立当初から契約解除期日までの収支を計算し必要な金額を予算計上して兵器処理委員会に支払う旨、特

に、支払金額については、会計検査院の検査を受けた後に確定する旨閣議決定された。



実地検査報告書

25年3月、建設省は、兵器処理委員会からの支払要求額を1億4622万余円と査定し、支払金額を会計検査院の検査後確定するとの閣議決定は会計検査院法の規定からみて実行できないので、この手続を省略する旨の閣議了解を得て支払金額の残額を支払った。会計検査院は、この支払の検査を行ったところ、委員会の請求額に官庁等に対する供応、会合、贈答等に要したとして多額の交際費が計上されていたが、兵器処理業務上は極力抑制する筋からみて放漫な支出であるとし、結局建設省の査定に対し1240万余円減の1億3382万余円を限度として支出するのはやむを得ないものと認める旨、24年度決算検査報告で掲記している。

一方、資材物資等の処分については、これらの物品が、戦前、陸海軍の出師準備品として、会計検査院の検査の権限外にあったため検査も困難を極めたが、24年度までの検査報告で、有償とすべきものを無償で譲渡していた事態、売払価格の決定が適切でなかった事態、売払代金を歳入に納付せず別個に保管したり関係のない経費に支出したりしていた事態、代金の徴収手続や収納が遅延している事態などを多数指摘した。

(2) 艦艇解撤

旧海軍の残存艦艇は、いったん連合国軍に引き渡されたが、特殊な用途に供されたものを除いて、解撤することを条件に日本政府に返還された。

この艦艇は、当初、造船会社等に、解体を条件とし、また、発生資材の売却等の処分を各会社に認めることにして、現姿のまま払い下げられた。そして、払下価格は後日査定して決定することにされたが、会計検査院が調査してみると、一部業者において不明朗な経理が見受けられたので、艦艇解撤の収支を明確にすべく、経費を予算化するとともに発生資材の処分も国で行うよう当局に注意を促し、この旨を21年度検査報告に掲記して国会に報告した。これに国会も同調した結果、政府は艦艇解撤の方針を変更し、解撤工事を造船会社等に請け負わせる方法により行うこととした。会計検査院は、その請負契約が締結されると、院法第23条第1項第2号及び第7号の規定により、24年3月に主な請負業者である35の造船会社に対して検査指定を行った。そして、検査課に企業会計に明るい職員等からなる特別検査班を設けて検査を実施した。検査の結果、工事所要経費を減額させたり、また、発生資材の処分についても売払額を増額させたりして是正させた事例が少なからずあり、24年度検査報告に掲記された。

(3) 旧軍用財産

旧陸海軍が所有した土地、建物、機械等は雑種財産として大蔵省に引き継がれ、当初は一時使用という方法が執られる場合が多かったが、その後各種の立法措置により民間への払下げが促進された。

会計検査院の旧軍用財産の管理、処分に対する検査は、24年から本格的に行われた。その結果、23年度から26年度までの検査報告を中心に、使用料、貸付料及び売払代金の徴収手続や収納が遅延している事態、売払価格が低価にすぎる事態などを数多く指摘した。

(4) 終戦処理費

終戦処理費とは連合国軍の駐とんに伴い提供する施設、物資、役務等の調達に要する経費である。

これらの経費は、当初、日本銀行の仮勘定から立替払により支出されていたが、21年9月に21年度の改定歳入歳出総予算が成立し、「終戦処理費」として新しく科目計上された。

終戦処理費の支出済額は、21年度から28年度までに計5168億円に上り、特に21年度及び22年度には一般会計歳出総額の30%を超え、占領期の我が国の財政にとって大きな負担となっていた。

終戦処理費の支出内容は、連合国軍に提供した労務者の給与、各種の需品の代金、洗濯、荷役、自動車修理等のサービス料、電気、ガス等の料金、兵舎や家族宿舍等の建設工事費及び通信輸送費等であり、これらの要求に対する日本側の実施機関は、22年9月以降特別調達庁に一元化された。

会計検査院の終戦処理費に対する検査は、日本銀行仮勘定時代から行われていたが、十分な成果を上げるようになったのは、検査を専ら担当する検査課を第4局に2課設けて検査職員が充実してきた23年からである。また、24年からは、工事、物品、役務、労務等というように検査対象を細分化し、職員をその細分された目的に一定期間専門的に固定する特別検査と称する方法で実施したことにより、指摘件数が急増した。こうして、21年度から27年度までの検査報告において、予算超過の債務負担、工事費等の精算過大や積算過大、粗漏工事、不急不要物品の購入、不適格品の受領、労務費やガス・電気料金、運送料金の過払など、計261件もの指摘を行った。

(5) 配給公団、貿易公団等

戦後、GHQの指令により、経済の再建を図り、国民に平等に生活必需物資を取得せしめ民生を安定させるため、物資の統制が実施された。

この物資の統制を行わせるため、22年度中に国の全額出資による公法人として、各種の配給公団が相次いで設立された。石油配給公団、配炭公団、肥料配給公団、酒類配給公団、食料品配給公団、飼料配給公団、油糧配給公団及び食糧配給公団の8公団である。

また、戦後しばらくの間、貿易は国営貿易により

行われ、貿易実務は国から指定された民間の協会や貿易会社が行っていた。しかし、一部業者が実務を独占する点が問題となり、22年に配給公団と同様の形態で、鉱工品貿易公団、繊維貿易公団、食糧貿易公団及び原材料貿易公団の4公団が設立された。

このほか同じく22年に、産業振興に資することを目的とする産業復興公団、船舶の建造等を援助することを目的とする船舶公団、配給公団の取扱品目以外の重要物資について価格統制を実施することを目的とする価格調整公団の3公団が設立された。

これらの15公団は、戦後の経済統制において重要な役割を果たしたが、インフレの収束と需給改善により、漸次統制が撤廃されて自由経済に移行するとともに廃止されることになり、26年4月までにそのすべてが解散された。

会計検査院では、現院法の施行と同時に第4局に出資検査課を設けていたが、23年3月に、これを第1局の第5課及び第6課として増強し、上記の多数の公団の検査に当たることになった。そして、同年4月までに15公団のすべてについて計算証明規則による指定をし、これにより計算書及び証拠書類を提出させて書面検査を行い、また、公団の設立から清算までの間に延べ約7,000人日を実地検査に投入した。

検査の結果、22年11月に早速、公団の経理に関する件(処置要求事項(院法第34条、第36条))として経済安定本部総務長官あてに処置要求を行った。これは、公団経費の支弁方針、職員の給料等といった公団経理の根本的事項が未確定で決算の作成もできなくなっている事態を解決するよう求めたもので、現院法施行後初の処置要求となった。

また、翌22年度から25年度までの検査報告で、不当事項が135件27億0813万円と多額に上っている。資金を市中銀行に滞留させて他に浮き貸ししたもの、架空の名義等により違法不当な給与を支払ったもの、売上代金の回収が適切でなかったものなどであるが、最も多かったのは、いわゆる公金等横領の不正行為で、63件となっている。このような事態が生じたのは、公団の発足を急ぐあまり、経理の根本的事項さ

え未確定のまま発足し業務だけが先行していたこと、職員のうちに資質の低い者がいたこと、職員に解散後の身分保障がなく安定性を欠いていたことなどの事情によるものであった。

第2 租税

社会・経済状況の混乱を背景として、昭和21年8月に歳出増加に対応するための所得税法、相続税法等の改正が行われ、同年11月には財産税が創設された。また、24年5月には当時のGHQの要請によりコロンビア大学の教授であったカール・S・シャープを団長とする日本税制使節団が来日し、国税及び地方税の全般にわたる課税制度の整理・合理化等についての勧告を行った。そして、直接税中心主義が採用され、青色申告制度の導入などを始めとする税務行政の改善などが実施された。さらに28年度には富裕税などが廃止され、有価証券取引税が新設されるなど、20年代の税制は目まぐるしく整理・合理化されていった。

1 昭和20年代の掲記事項

20年度の徴収過不足に係る指摘金額は19万円、21年度は219万円であったが、22年度には1億1325万円、23年度には約2.7倍の3億0572万円となり、それ以降は概ね増加傾向にある。23年度に指摘金額が急増したのは、23年3月の会計検査院における組織改正に伴い、検査第1局に租税検査担当課が3課設置され、約150人の職員が配置され、租税検査への勢力配分が高まったことなどによるものである。

また、この時期は指摘の対象となった税目の種類が多く、分類所得税などを始めとして16種類の税目が対象となっている。

2 昭和30年代の掲記事項

30年代は神武景気、岩戸景気、オリンピック景気と好況が相次ぎ、目覚ましい経済成長が実現した。

一方、20年代前半に急増した徴収過不足の指摘金

額は、税務署等の課税処理が徐々に整備されてきたことに伴い横ばい傾向となり、概ね3～4億円台で推移している。

租税の徴収過不足に係る掲記事項は、35年度検査報告までは「不当事項」、「是正させた事項」として掲記されてきたが、36年度以降は「是正させた事項」の区分に代わって、「不当事項」として掲記されることとなった。

35年度になると、郊外の土地取引が増加し、東京、大阪両国税局に対する検査の比重を高めたことなどから、所得税のうち、譲渡所得に係る指摘が多くなっている。

20～39年度の徴収過不足に係る年度別指摘金額の推移を示すと右表のとおりである。

また、20～30年代における徴収過不足に係るものの以外の掲記事例を示すと次のとおりである。

徴収過不足に係る年度別指摘金額の推移

年 度	金 額	
	徴収不足額	徴収過大額(△)
昭和	億 万円	万円
20	18	△ 1
21	218	△ 1
22	1 1325	-
23	3 0562	△ 10
24	3 1144	△ 1798
25	2 2436	△ 1879
26	2 3659	△ 1383
27	2 2440	△ 2034
28	3 6481	△ 4904
29	3 3592	△ 6263
30	4 3794	△ 1273
31	3 4855	△ 755
32	4 4525	△ 382
33	4 5383	△ 592
34	3 1696	△ 445
35	2 7274	△ 253
36	3 4560	△ 263
37	4 1178	△ 977
38	4 6753	-
39	4 4741	-

年度	件名等	
昭和 24	誤って租税払戻金等を支出したもの	(不当事項)
	予算の使用当を得ないもの	(不当事項)
	未完成建物の購入費等を支出しその現金を一時流用したもの	(不当事項)
	建物の購入に当り処置当を得ないもの	(不当事項)
	庁舎増築等の工事施行に当り処置当を得ないもの	(不当事項)
25	架空の名義により支払ったもの	(不当事項)
	物品売渡代金をそのまま使用したもの	(不当事項)
	差押物件処分委託費の決定に当り処置当を得ないもの	(不当事項)
26	印刷契約に当り用紙官給量過大に失するもの	(不当事項)
	封印鉛の購入価額効果に失するもの	(不当事項)
	架空の名義により支払ったもの	(不当事項)
27	還付加算金の支出に関し処置当を得ないもの	(不当事項)
28	租税払もどしに関し処置当を得ないもの	(不当事項)
29	租税払もどしに関し処置当を得ないもの	(不当事項)
	青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの	(是正事項)
30	滞納処分に関し処置当を得ないもの	(不当事項)
	租税払もどしに関し処置当を得ないもの	(不当事項)
	青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの	(是正事項)
31	租税払もどしに関し処置当を得ないもの	(不当事項)
	青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの	(是正事項)
32	租税払もどしに関し処置当を得ないもの	(不当事項)
	青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの	(是正事項)
39	過誤納金の還付に関し処置当を得ないもの	(不当事項)

第3 社会保障

1 社会保険費に係る掲記事項

健康保険、厚生年金保険の保険料の徴収不足に係る指摘は、昭和20年代には25年度検査報告に不当事項として掲記され、それ以後28、29両年度、さらに、30年代に入ってから33年度を除く各年度に掲記されている。

また、船員保険の保険料の徴収に係る指摘についてみると、25、26両年度の検査報告に掲記され、昭和36～平成2年度まで毎年不当事項として掲記されている。

保険給付の支出に係る掲記事項についてみると、昭和31年度、36～39年度に不当事項として掲記されている。主な指摘の態様には、被保険者が仕事に就けなかった期間中に事業所から報酬を受けていたにもかかわらず、その報酬額を控除することなく支給していたものなどがある。

国民健康保険に対する国庫助成に係る指摘についてみると、20～40年代までの検査報告に不当事項として助成交付金などについての掲記事項がみられる。主な指摘の態様には、医療機械を設備していないのに、精算に当たってこれらの経費を含めていたもの、前年度の事業実績において保険料収納割合が50%以上であることなどが交付の要件となっているのに、これに該当しないものに交付していたもの、実績報告書の保険料収納率が事実と相違していたのにそのまま算定し、補助金を超過交付していたもの、交付金の算定に当たり、被保険者の所得額の計算を誤り、市町村の収入額を正当額より少なく算定したため、交付金の額を過大に算定していたものなどがある。

2 社会福祉費に係る掲記事項

社会福祉費のうち、児童保護費等負担金（補助金）に係る指摘についてみると、25年度決算検査報告に補助金の交付に当り処置当を得ないもの（不当事項）が掲記されており、補助基本額を実際の支出額以上に計上していることなどによる精算過大を指摘

したものが掲記事項の走りとなっている。このほかに31年度には保育料の減免に係る不当事項が掲記されている。

3 公的扶助費に係る掲記事項

公的扶助費のうち、生活保護費に係る掲記事項についてみると、22、29、30各年度の検査報告に不当事項が掲記されている。

20年代の生活保護費に係る掲記事項については、22年度決算検査報告において、生活保護費補助金の概算交付額が過大であること、精算による補助超過額の回収が遅延していることなどが指摘されている。

また、28年度に行った抽出検査の結果をもとに29、30両年度において、医療扶助単給者で入院中の者のうち、継続6か月以上の常用被用者に対象を限定し、全国的な調査を実施し、その結果、世帯収入の認定が不十分であったために国庫負担額が超過していた事態を29、30両年度に掲記している。

4 雇用対策費に係る掲記事項

雇用対策費に係る掲記事項には、失業対策費補助金に係るものと失業給付金等の各種給付金に係るものがある。

このうち、失業対策事業費補助金に係るものについてみると、失業対策事業は、24年度に戦後の多数の失業者の発生に対処するために実施されたもので、最盛期には35万人に達していた失対紹介対象者数は平成6年には3000人にまで減少し、高年齢者の自立等を促進しつつ、7年度末をもって終了した。

失業対策事業費補助金についての不当事項は、昭和25～37年度までの検査報告に毎年度掲記されており、指摘の態様には主として補助基本額に算入してはならない経費を含めていたものなどがある。そして、39年度決算検査報告には失業対策事業の執行および経理について改善の意見を表示したもの（意見表示事項（院法第36条））が掲記されている。

また、失業給付金に係るものについてみると、29年度決算検査報告から毎年度、不当事項として掲記

されている。主な指摘の態様には、支給に当たり、受給者が誠実でなく、再就職、就労（臨時的に短期間仕事に就くこと）をしていながらその事実を申請書に記載していないのに、これに対する調査確認が十分でないまま支給の決定を行っていたものなどがある。

第4 公共事業

1 戦後草創期の検査

公共事業については、終戦直後の国民離職救済を目的として、経済再建に役立つような土木建築関係の事業を対象に昭和21年度から予算化されている。

当時は工事資材が不足していたことなどから、包括的な予算形式が執られており、公共事業予算は、いったん経済安定本部に一括計上して議決を受けた後、同本部が四半期ごとに各省からの事業計画を検討した上適当と認められる事業に限りこれを認証し、実行に移されることとなっていた（公共事業の認証制度）ことから、支払計画が支出官に示達されるのは、年度末に差し迫った時期となることが多かった。

このような実情を反映し、20年代前半の公共事業に関する指摘を見ると、「経費の年度区分をみだったもの」として、年度末までにしゅん工していない工事であるにもかかわらず、年度内に完了したものとして請負代金全額を支払っている事例が多数掲記された。なお、補助工事においては、同様な事態のうち、年度内に着工にすら至っていないなど特に悪質なものに限定して検査報告に掲記された。

また、これとは逆に、予算を超過して請負契約を締結したため、年度内に工事は完了しているがそれに相当する支払が正規に行われていない事例も多数掲記されている。予算の不足分に相当する工事の請負代金の支払については、別個に契約を締結したように作為して翌年度予算で支払っている事例、無断で資金を借入れ代金支払に充てている事例、手持ちの官給資材等を勝手に売却して得た資金を代金支払に充てている事例などが掲記されている。

このほか、国と地方自治体との関係で、所定の分担金を地方自治体が国に納付する前提で施行された事業において、国が分担金の徴収決定を行っていなかったり、徴収決定しているのに収納未済となっていたりする事例が幾つか掲記されている。以上、20年代前半の公共事業に関する指摘のうち、その大半を占めていた予算経理上の指摘事例を中心に記述したが、20年代も半ばを過ぎたころから、これまでのさしたる実損を伴わないいわば形式犯に近い指摘に代わり、不正の色彩の強い、世間が注目する指摘がなされるようになる。当時、最初に世間を騒がせたのが、建設省を中心とした公共工事に係わる架空経理の問題である。

2 直轄工事の架空経理

当時の国直轄の公共工事は直営で実施しているものが多かったが、25年に会計検査院が検査したところ、建設省の5工事事務所において、架空の人夫賃や材料購入費等の支払により手元に資金を保有し、これを予算や会計法令の拘束を逃れて別途に経理している事態が発見された(24年度決算検査報告)。

このため、翌26年に建設省の全国の工事事務所の約3分の1に当たる47工事事務所について特別検査を行った。検査の結果、31工事事務所で総額4億4700万円に上る架空経理が見受けられた。その内容は、使用済額4億1200万円中、大部分は工事の労務費や材料購入費等に充てられていたが、定員外職員の給料・諸手当、超過勤務手当、厚生費、食糧費・接待費等に使用されていた約500万円は予算超過あるいは予算外支出となっているというものであった。（直轄工事の経理が著しくびん乱しているもの（25年度不当事項））

直轄工事におけるこうした架空経理は、建設省のほか電気通信省や農林省等においても見受けられた。架空経理を行っていた建設省等では、会計検査院の重点的検査に対応し、その是正改善に努めた結果、著しい改善の跡が見られた。また、関係省庁と交渉し、架空経理の原因の一つとなっていた制度上の欠

陥除去にも努めた結果、公共事業の認証制度が廃止されて、27年度以降は、最初から建設省自体の予算として編成されることとなり、また、継続費も財政法の改正によって実現することになった。

3 災害復旧等補助工事の検査

(1) 災害復旧補助の充実と会計検査

我が国は、戦時中の国土の荒廃が原因して戦後度重なる災害に見舞われた。このため、その復旧に膨大な経費が必要となったが、シャープ勧告により、25年度に限って原形復旧の場合は全額国庫負担、改良復旧の場合は補助率を3分の2とすることなどを内容とする特例法が制定された。

会計検査院では、この法律の施行を契機に、26年に建設省所管の災害復旧工事について全都道府県を検査した。検査の結果、原形超過の改良復旧工事であるのに全額国庫負担としていた事態を始めとして、架空工事、便乗工事、設計積算の水増し工事、粗漏工事、補助金の二重申請等の極めて不適切な事態が1県を除くすべての都道府県で数多く発見され、これにより公共補助工事の指摘は前年の24年度決算検査報告の17件から25年度決算検査報告では128件へと大幅に増加した。

このため、翌27年には農林、運輸両省分も併せ3省について統一の方針により全国的に検査したところ、農林省関係を筆頭に500件に達するほどの指摘となった。

(2) 査定検査の実施

26、27年の検査の結果、全国的に横行する不当工事の実態が明らかとなったが、このうち、粗漏工事や出来高が不足しているものについては工事完了後に検査しても手直し補強により是正できるものがありあるのに対し、設計過大、災害便乗、二重査定等については、工事完了後の検査で指摘しても使ってしまった補助金を返還させて国損を回復させることは、当時の地方財政窮乏の状況からみて事実上困難であった。

こうした不当工事の将来にわたる再発防止策につ

いて検討を重ねていたところ、たまたま、28年には全国的に未曾有の大災害があり、工事費の9割から全額を国が負担する特別立法が矢継ぎ早に成立するなど、災害復旧関連の予算が増大し、国の財政に重大な影響を与えることとなった。

そこで、慎重に検討した結果、不当補助による多額の国費の不適正使用が予測される事態にかんがみ、これを効果的に防止するためには工事着手前の早期に発見して是正を図る必要があるとの結論に達した。そして、翌29年に入り、農林・建設・運輸各省が災害復旧工事費の査定を完了したタイミングを見計らって、1月下旬から5月上旬までの約4か月間、災害の大きかった府県を中心に、工事着手前の災害現場について査定の内容を実地に検査した。

この査定検査の結果は予測が的中し、二重査定、災害便乗、設計過大といった水増し申請による査定が多数判明した。すなわち、会計検査院の指摘に基づいて各主務省が減額を決定した工事費は、農林省16,725件、約87億円、建設省2,141件、約20億円、運輸省98件、約2億円、計18,964件、約110億円と驚くべき数字となっており、査定検査した工事のうち、実に農林省では70%、建設省では20%にも及ぶ工事において減額がなされたことになる。この災害査定に関する査定検査については、当初、各方面から越権論を主とする批判が続出したが、査定検査の結果、上記の実態が明らかになるにつれ、こうした批判も跡を絶ち、逆に納税者意識に立ち返った肯定論が大勢となった。

そして、会計検査院では、通常の工事完了後の会計検査とともに、工事着手前に行うこの査定検査をその後継続して実施し、毎年度の災害復旧事業の査定額を減額させた。このような結果に対処して各省では、査定機構を整備し、実地査定の拡大強化に努めたため、29年以降は逐年改善されていき、33年度に1億円程度まで減少したが、その後伊勢湾台風のあった34年度、第2室戸台風のあった36年度等、災害の多発年度には指摘事例が増加するという一進一退の状況が続いた。40年11月、農林、建設両省に対

して、補助工事の施行および災害復旧事業費の査定について（39年度 意見表示事項（院法第36条））として、従来の検査結果を踏まえ一層強力な対策を求める改善意見を表示し、45年には指摘率が1%を下回る状況となり、ようやくこの査定検査の幕が引かれることとなった。

4 工事の施工不良の多発

この時期公共事業の検査において特筆すべきは、工事の施工不良に関する指摘の多発である。とりわけ補助事業においては、各年度100件から200件程度の指摘件数が続き、20年代、30年代の累計では4,000件に近い指摘数となっている。

これらの施工不良の指摘の中でも、擁壁、水路、橋脚（台）、砂防えん堤、防波堤、頭首工、根固めブロックといったコンクリート構造物等の施工不良に関する指摘が多くを占めていた。

コンクリート構造物の施工不良の多くは、コンクリートそのものの品質が粗悪であることによるもので、コンクリートの配合ミスや練り混ぜ不足であったり、故意に水で薄めたり、打設時の締固めが不十分でモルタルと粗骨材が分離し空げきが生じていたり、寒中や暑中の打設において養生が不十分であったりして、コンクリートの強度が十分発現していないものなどである。また、防えん堤などの構造物で所定の割合で玉石を混入する玉石コンクリートの施工において、玉石を設計上の比率より多量に投入していたり、周りだけを純コンクリートで被覆しただけであったり、練積石垣の施工において、胴込コンクリートや裏込コンクリートの量が不足していたり、石垣の根入れ長が不足していたりなどしているものも数多く指摘している。

このほか、アスファルト舗装の施工において、アスファルト混合物の材質が不良であったり、アスファルト混合物の温度が適温以下で転圧したり、舗装体の厚さが不足していたりしている事態なども多く見受けられた。

施工不良の検査は、施工写真等において施工状況

の確認が十分できなかったり、さらに現場に赴いて肉眼で外的徴候を調査した際、コンクリートの色がところどころ変わっていたり、極端な場合クラックが多数発生していたり、漏水が発生していたりなどして、構造物の品質に疑義が生じた場合は、破壊検査等により確認が行われた。

例えば、上記の玉石コンクリートの施工状況を確認する調査方法の一つとして、コンクリート上部から削孔機等で孔を開けて水を注入する注水試験が行われた。コンクリートの中に空げきがあると、注水した水はまたたくまに空げきを伝って吸い込まれてしまうため、内部に空げきが生じている事態の発見に有効であった。

このような施工不良に関する指摘事項の多発を踏まえ、会計検査院は、29年7月各省庁の長にあて、検収事務等の適正な執行について（28年度 処置要求事項（院法第34条））として、①検収に当たらせる者を支出負担行為担当官の補助者に任命し、責任の帰属を明らかにする、②検収についての基準、補助者に対する支出負担行為担当官の検収上の指揮監督の手続き、方法等を明確にするなどの是正改善の処置を要求した。

この処置要求が原動力となって、36年12月に、会計法の一部改正がなされ、監督、検査の義務が明文化されることとなった。

5 意見表示・処置要求の指摘

30年代後半には、意見表示・処置要求が積極的に発動されるようになるが、公共事業関係では36年度から39年度の検査報告において10件掲記されている。その内容は、工事の計画、設計、積算、又は施工、事業の経理に関するものなど多岐にわたっている。このうち建設省関係の公共事業については、以下のような事例がある。

立体交差化工事等の実施について

（39年度 意見表示事項（院法第36条））
建設省では、国鉄の負担等を含め道路と鉄道との立体交差化工事等の事業を実施しているが、道路側と

国鉄側とが総合的な計画調整を行わず個々の工事につき実施部局ごとに協議しているため、事業計画等が合致しなかったり、費用分担や細部設計等について意見が不一致となったりなどして、交差箇所前後の道路改良工事の進ちょく状況に比べて遅延し、ひいては改良済道路が未供用となるなど投資効果を十分発揮していないと認められるものがある。

道路改良工事における機械経費および諸経費の積算について (38年度 意見表示事項(院法第36条))

道路改良工事における掘さく、積込み、敷きならし等の土工費の機械経費において使用機種を選定、機械能力の算定等が、諸経費において直接工事費に対する率等が各地方建設局、工事事務所相互間で区々となっていて、ほぼ同様の条件下で施行する工事の積算額に相当の開差を生じているとして、合理的な統一した基準に基づいて積算を行うなど適正な積算を行う必要がある。

道路整備、治水両特別会計の経理および直轄公共事業に対する都府県等の負担金について

(37年度 意見表示事項(院法第36条))

①地方建設局における一般行政事務に要した経費を両特別会計から支出している、②道路、河川等公共事業に要する経費の一部として賦課している都府県等の負担金について、事業費の中に一部地方建設局の一般行政事務に要した経費が含まれているほか、工事費支弁で取得した庁舎、宿舍、建設機械等資産に対する負担金を取得年度に施行した事業により受益する都府県等に対し賦課しているが、事業を終了した場合の所得資産の残存価値等に基づく負担金額の調整を行っていない、などして合理性を欠いている。

第5 教育・科学技術

1 昭和20年代の掲記事項

昭和20年代前半の補助金に係る指摘についてみると、工事に着手していなかったり、未完成であったりするのに補助金を交付しているなどの事態を指摘

したものが多くみられる。

20、30年代における補助金に係る不当事項の指摘件数の推移を示すと次のとおりである。

年度別不当事項指摘件数の推移

年 度	件 数	年 度	件 数
昭和20	-	昭和30	27
21	-	31	8
22	12	32	2
23	10	33	2
24	11	34	-
25	3	35	-
26	4	36	-
27	26	37	6
28	32	38	7
29	18	39	4

一例を挙げると、22～24年度における文部省の6・3制の実施に伴う公立新制中学校建物整備補助金、公立小中学校建物復旧整備費補助金等に係る未契約等の事態などがあり、これらの事態は、その当時、公共事業の事務手続が煩雑であったり、予算措置が遅延していたりしたことなどによるものである。

一方、20年代には文部省を含む各省等が実施した災害復旧補助事業に適切でない工事が多くみられたため、査定方法などについて、所管各省の行政運営上の改善が緊要であること、支出負担行為担当官(県の土木部長等)の職責の範囲と関係法規との関連を明確にすることなどについて、28年7月に補助行政における支出負担行為等について(27年度 意見表示事項(院法第36条))を大蔵、文部、厚生、農林、運輸、労働、建設各大臣あてに行っている。

2 昭和30年代の掲記事項

30年代は、公共事業以外の補助金において、文部省の義務教育費国庫負担金に係る不当事項が30年度検査報告に7件掲記されている。この負担金は、25年にはシャープ勧告に従って、地方財政平衡交付金に含まれていたが、27年に「義務教育費国庫負担法」が制定されたことに伴い、負担金として復活することとなったものである。30年度の7件は、同負担金の精算に当たり、対象とならない県教育事務所の事

務職員の給与を除外していなかったなどのため、約2330万円が超過交付となっていたというものである。

また、37年度には収入金を歳入に納付しないなどの方法により資金を別途に保有し予算外に経理していた事態が不当事項として掲記されており、文部省で4件の事態が掲記されている。

一方、この時期には国立大学等の国有財産の管理状況に係る掲記事項が散見されており、36年度決算検査報告では、国有財産管理に関して総括的に次のような3つの事態、計16件を指摘した国立学校に所属する国有財産の管理については是正改善の処置を要求した

もの（処置要求事項（院法第34条））が掲記されている。すなわち、これらの事態は、行政財産である農場や演習林等の土地が長期間にわたって本来の使用目的である研究等に利用されることなく、使用目的に沿わない農耕地や一般住宅敷地等として使用されていたり、土地、建物が利用されることなく遊休していたり、土地が長期間にわたって部外者に許可なく使用されていたりしているものであった。

20～30年代においては、基本的会計経理に係る掲記事項が散見されるが、これらのうちいくつかいつまんで示すと次のとおりである。

年度	件名等
昭和	経費の年度区分をみだつたもの (不当事項)
22	予備費の支出当を得ないもの (北海道大学、不当事項)
23	土地の購入に当り処置当を得ないもの (東京体育専門学校、不当事項)
24	国立大学附属病院の診療収入の取扱方改善に関する件 (改善意見)
34	経費の年度区分をみだしたもの (東京大学、不当事項)
37	収入金を歳入に納付しないなどの方法により資金を別途に保有し予算外に経理したもの (東京大学ほか3大学、不当事項)
38	賃金に付増しするなどの方法により資金を別途に保有し予算外に経理したもの (北海道大学、不当事項)

第6 防衛

昭和20年代に入ると、25年6月25日に朝鮮戦争がぼっ発し、在日米軍部隊は、国連軍の主体となって朝鮮半島に移動した。一方、GHQは国内の治安を維持するため、日本国政府に必要な措置を講ずることを許可する旨の対策を講じ、これを受けて同年8月10日に警察予備隊令が公布、施行され、警察予備隊が発足した。

また、27年4月28日にサンフランシスコ平和条約が発効し、6年8か月に及ぶ連合国軍による日本占領は終止符を打った。同年5月に警察予備隊は11万人に増員されたが、同年8月には保安庁法が成立し、上記の警察予備隊を引き継ぐ「保安隊」と、同年4月に海上保安庁に設置されていた「海上警備隊」を引き継ぐ「警備隊」の両者を一元的に管理運営する機関として「保安庁」が設置された。

さらに29年3月8日に「日本国とアメリカ合衆国と

の間の相互防衛援助協定」が締結され、これにより我が国の防衛力の増強が図られるとともに、29年7月に「防衛庁設置法」及び「自衛隊法」のいわゆる防衛2法が施行された。これにより、それまでの保安隊が陸上自衛隊に、警備隊が海上自衛隊に改編されるとともに、新たに航空自衛隊が創設され、現在の3自衛隊を中核とする当時の防衛庁が総理府の外局として正式に発足した。

一方、防衛庁の発足とともに、保安庁第1幕僚監部の調達実施部を母体とし、調達実施本部が防衛庁の附属機関として設置された。また、33年8月にそれまで総理府の外局として駐留軍の基地問題、各種の補償及び労務の提供等の処理を行っていた調達庁が防衛庁の外局に組織替され、37年11月には防衛庁建設本部の業務と調達庁の業務を一元的に処理する機関として防衛施設庁が、防衛庁の外局として設置された。

1 昭和20年代の掲記事項

我が国の防衛力は警察予備隊の創設期から防衛庁の設置直後までの短期間に、急速に人員、機材、施設の整備等を図ったため、この時期は物件、工事等に係る不当事項が多数掲記されている。

25～39年度における年度別・態様別の検査報告掲記事項の推移を示すと次のとおりである。

年度別・態様別検査報告掲記事項の推移 (単位：件)

年 度	不 当 事 項							意見 表示 事項
	予算 経理	工事	物件	役務	補助 金	不正 行為	その他	
昭和 25	6	-	4	1	-	2	-	-
26	-	-	6	-	-	1	-	-
27	-	-	8	-	-	-	-	-
28	-	2	24	-	-	-	-	-
29	-	5	17	-	-	-	3	-
30	-	4	9	-	-	3	-	-
31	-	3	8	1	-	1	-	-
32	2	1	8	1	-	-	1	-
33	-	1	4	1	1	1	1	-
34	-	2	1	-	-	-	-	-
35	-	4	-	-	1	1	2	-
36	-	4	2	2	-	-	-	-
37	-	-	4	-	3	-	-	1
38	-	1	4	-	3	-	-	-
39	-	-	2	-	3	-	-	1

(1) 物件に係る掲記事項の特徴

物件に係る掲記事項については、25年度に物品の購入に当たり処置当を得ないもの（不当事項）、26年度に多量の不急品等を購入したもの（同）等の警察予備隊に係る事項が掲記されており、これらの指摘の対象は製靴用機械、脱脂綿、精米など生活用品に関するものが多くみられる。27～29年度においては、27年度に物品の購入に当たり機宜の処置を執らなかったもの（同）、28年度に契約方法および価格の決定当を得ないもの（同）、29年度に物資器材の規格の決定当を得ないもの（同）などが掲記されており、これらの指摘の対象は保安庁に係る車両、無線機、空砲補助具などの周辺機器に関するものがみられるようにな

る。そして、29年度以降になると防衛庁に係る航空機、艦船、機雷、実包銃弾など装備に関するものが登場してくる。

また、これらの掲記事項に係る指摘の主な態様についてみると、調達計画が適切でなかったため購入品が退蔵又は遊休化しているもの、調達価格が高価となっていたもの、規格・設計が適切でなかったため不経済な調達となっていたもの、検収が適切でなかったため国損を生じたものなどがある。

(2) 工事に係る掲記事項

工事に係る掲記事項については、28年度に建設工事の施行当を得ないもの（不当事項）、29年度に工事の施行に当たり処置当を得ないもの（同）等の保安庁、防衛庁に係る不当事項が掲記されている。28年度決算検査報告の掲記事項に係る保安庁の建設工事については、保安庁自体で行うものと建設省又は北海道開発庁に委託して設計実施しているものとあるが、設計が適切でないため過大な工事を施工したり、工事の監督及び検収が適正に行われぬまま工事代金を支払ったりなどしている事態がみられる。また、29年度の防衛庁に係る工事については、計画、設計が完成しないのに着工を急いで一連の工事を分割施行したり、予定価格を正確に作成しないで請負契約を締結したり、検討が不十分なまま着工したため設計変更が多く、正規の手続をとらずに現場限りで処理したりなどした事態がみられる。

2 昭和30年代の掲記事項

30年代に入ると、後半はそれまでの掲記事項件数と比べて減少傾向となる。指摘の対象は物件に係るもののほかに工事に係る掲記事項件数が増加傾向となっている。また、補助金に係る不当事項や、意見表示事項が登場する。

(1) 物件等に係る検査報告掲記事項

物件に係る掲記事項の指摘の態様についてみると、20年代と同様に調達計画が適切でなかったり、高価となっていたり、規格・設計が適切でなかったり、検収が適切でなかったりなどした事態がみられる。

また、工事に係る掲記事項についてみると、施設の工事については、29年の防衛庁の発足とともに航空自衛隊が新設されたことから、飛行場滑走路の増設、補修等、航空基地関係の工事が著しく増加し、30年代初期に滑走路の設計及び積算が不適切なものが数多く指摘されている。また、指摘の態様についてみると、設計が適切でなかったり、予定価格の積算が適切でなかったり、監督、検収が適切でなかったりなどした事態がみられる。

(2) その他の検査報告掲記事項

補助金に係る掲記事例についてみると、特別損失防止工事対策補助金がある。この補助金は、農林漁業等を営んでいた者が駐留軍の行為によってその事業に経営上の損失を被った場合にその防止対策工事のための費用として交付されるもので、その額は毎年増加傾向にあった。33、35両年度には、特別損失防止対策工事補助金の交付にあたり処置当を得ないもの（不当事項）が掲記されている。そのほか、38、39両年度には教育施設等騒音防止対策事業費補助金の交付にあたり処置当を得ないもの（同）が掲記されている。

また、役務に係る掲記事例についてみると37年度に陸上、海上、航空各自衛隊間における共通器材の融通および調達調整について改善の意見を表示したもの（意見表示事項（院法第36条））、39年度に電気需給契約の契約種別について改善の意見を表示したもの（意見表示事項（院法第36条））がそれぞれ掲記されている。上記の電気需給契約に係る意見表示事項については、会計検査院が各省に対して同種の指摘を行っている。

第7 農林水産

1 昭和20年代の掲記事項

(1) 農業構造改善事業等

農業構造改善事業等についてみると、この時期の農業行政は、食糧の増産、公平・円滑な配分を当面の課題として、食糧増産事業については国営・県営の開墾・干拓等が行われた。その後、同事業の重点

は土地開拓から土地改良へと移行し、昭和24年には土地改良法が制定され、農業生産基盤の整備が本格的に進められた。これらの土地改良事業は、都道府県・市町村等が事業主体となり、耕作者を中心とする比較的小規模の事業として始まった。また、国営の開墾・干拓事業は、国側の人員等の不足から、県等が代行して事業を実施していた。

一方、終戦直後の国土の荒廃と相次いだ天災によって、農業生産基盤にも多くの被害が生じ、災害対策事業が公共事業の相当な割合を占めていた。

このような状況を背景に農業行政に関する検査は終戦直後の混乱が収拾に向かい始めた25年頃からようやく本格化してきた。そして、この時期の検査では、不当事項の摘発が大きな割合を占めた。

掲記事項の特徴等

ア 工事に係る掲記事項

直轄工事に係る指摘の態様についてみると、工事の経理が当を得ないもの、工事の施行に当たり処置当を得ないもの、工事費の積算が適切でないものなどの掲記事項がある。特に20年代前半には、工事の経理が当を得ないものが数多く掲記されており、工事に係る現場の経理がびん乱している事態についての掲記事項がみられる。

また、当時は、事業費の全額を国が負担して、開墾・干拓等の国営土地改良事業の一部を都道府県に代行工事として実施させる場合もあった。この代行工事に係る掲記事項には、補助工事として施行するのが適当と認められるものを代行工事としているもの、開拓計画又は地区の選定が当を得ないため不経済となっているものなどがある。それらの指摘の内容についてみると、現場監督及び検収が不十分なため工事の施行が粗漏で手直しを要するもの、工事の出来高が不足しているのに請負代金の全額を支払っているもの、工事費の積算において現地の調査が不十分で積算過大になっているものなどとなっている。

イ 補助金に係る掲記事項

補助金に係る掲記事項の指摘の態様についてみると、架空の工事を含めて災害復旧工事の対象にした

もの、災害復旧とは認められない改良工事を災害復旧として施行したもの、二重の査定を受けて余剰金で別途工事を施行したもの、施工が粗漏で補助の目的を達していないもの、設計に対し工事の出来高が不足しているもの、設計が過大なもの、原形復旧の程度を超えた工事を原形復旧工事として処理したもの、工事費を水増しして正当な自己負担をしていないものなどがある。

このような指摘の傾向は20年代末頃まで続き、30年代に入ると減少傾向となるものの、なお相当数が指摘されている。また、これらの指摘の態様の主要な部分を占めるのは、災害復旧事業に係るものとなっている。そこで、当該事業に係る災害復旧工事等の適切でない事態のうち災害便乗、設計過大等については、工事完了前に査定内容を調査し、早期に是正させる必要があるとして、29～45年までの間、いわゆる「査定検査」が実施された。

このような状況に対応して、27年度決算検査報告には大蔵、文部、厚生、農林、運輸、労働、建設各省あてに意見表示事項を掲記し、行政運営上の改善を求めるとともに、支出負担行為担当官を設置した目的が十分発現されるようその職務の範囲等を明らかにする要がある旨の意見表示を行っている。

そして、30年には補助金適正化法が成立している。

(2) 食糧管理

17年2月に食糧管理法が制定されたが、終戦直後の20年代前半は、依然として食糧危機の時期が続いており、数多くの不当事項が掲記されている。

不当事項に係る掲記事例についてみると、22年度決算検査報告の輸入小麦粉、米の亡失に係る事例、25、26両年度の小麦粉、甘しよでん粉等の食糧の管理不適切に係る事例などがある。

また、食糧の購入代金の支払や売渡代金の徴収に係る不当事項として、購入した玄米や大麦の代金を二重払したもの、数量及び金額の記載を誤って過払となったもの、小麦粉を安い旧価格で売り渡したもの、輸入とうもろこし粉や加工用でん粉の売渡代金を収納していなかったものなどが、23～25年度にか

けて掲記されている。

一方、我が国の食糧需給状況は25年頃から徐々に改善しつつあったが、依然として食糧の不足分は諸外国からの輸入に依存せざるを得ない状況にあった。そして、輸入食糧に係る不当事項が相次いで掲記されている。いくつか事例を挙げると、26年末頃から黄変米の混入が明らかになっていたのに、適切な対策を講じることなく、多額の損失が継続的に生じていたため、この黄変米に係る不当事項が、27、28両年度の検査報告に掲記されている。

また、輸入食糧の購入に係る不当事項は、主食用米のほか、27、28両年度決算検査報告に大麦、小麦等に係るもの、26、27両年度決算検査報告に輸入タイ米の確保などを目的として購入された麻袋に係るものなどが掲記されている。

(3) 林業

20年代に入ると国土緑化、山林復興を目標にして、豊富な労働力により植林が進められた。その後の経済復興に伴い、木材等の需要が増加し、業界は活況を呈した。このような状況は30年代後半から40年代末頃においても続いており、原木の不足などが次第に外国産木材の輸入を増加させる要因となった。このような状況において、39年に林業基本法が制定され、同年から林業構造改善事業開始された。

掲記事項の特徴等

直轄工事に係る掲記事項は、昭和28、32両年度、36～40年度に掲記されている。主な指摘の態様についてみると、治山工事に係る施工不良などとなっている。なお、それ以降の直轄工事に係る指摘については、平成元年度の1件だけとなっている。

また、補助金に係る掲記事項についてみると、指摘の主な態様は、山林施設に係る工事の施工が適切でないものなどとなっており、この傾向は30年代に入っても続いている。

その他の掲記事項としては、戦中戦後の薪炭統制における買入れなどの歳入歳出を経理していた薪炭需給調節特別会計についての不当事項が22～24年度にかけて掲記されている。

一方、30年代後半にかけて、物件に係る掲記事項が比較的多くみられる。指摘の態様としては、用途を指定して売り渡した素材を他に転売されたもの、土地等の交換に当たり交換受土地を高価に評定して不利な交換を行ったもの、用材適木を薪炭材と評価するなどしたため立木の売渡価格が低価に失したものの、土地の評定価格が適切を欠いたため、著しく低価となっており、土地の売渡価額や貸付料が低廉と認められるものなどがある。

(4) 水産業

20年代の漁業は、GHQの厳しい指揮・監督により、漁区の制限、漁船建造の割当て、配給統制などを受けながら、最小限の国内需要の食料を確保する範囲で振興が図られたが、30年代に入るとこれらの制限等もなくなり、日本の水産業は発展してゆく。

20年代の補助金に係る掲記事項についてみると、指摘の態様は、漁港施設に係る工事の施工不良が多くみられる。漁港修築、災害復旧工事等の工種において、漁港施設の防波堤のコンクリート工事に係るコンクリートの配合が粗悪となっていたり、基礎工事に係る中詰石、捨石の量が不足しているものなどである。このように漁港施設に係る工事の施工が適切でないなどの指摘の態様は、30年代に入っても続いている。

(5) 農業災害補償制度に係る事項

22年度に農業保険法と家畜保険法が統合整備され、農業災害補償法が制定されたことに伴い、農業災害補償制度が発足した。この制度は、市町村の農業共済組合の行う共済事業、都道府県の農業共済組合連合会の行う保険事業、農業共済再保険特別会計により政府の行う再保険事業から構成されていた。

掲記事項についてみると、同制度のうち、農業共済保険事業の運営に係る不当事項があり、28年度決算検査報告から毎年度、農業共済保険事業の運営が適切でないもの（不当事項）として掲記されている。

2 昭和30年代の掲記事項

(1) 農業構造改善事業等

農業の曲がり角といわれた30年代に入り、36年には生産性の向上、農業従事者の所得の増大などを目的として農業基本法が制定され、農業生産の選択的拡大、生産性の向上、農業構造の改善が施策として掲げられ、37年には農業構造改善事業が開始された。この事業は、一定地域ごとに地域農業者の自主的な活動による環境の整備、経営近代化施設の導入等により機械化などの技術革新、畜産・果樹作などの選択的拡大を進め、生産性の向上、経営の近代化を進めることを目的としたもので、このような事業を通じて自立経営農家の育成を図ろうとするものであった。

掲記事項の特徴等

ア 不当事項

直轄工事に係る掲記事項についてみると、代行事の指摘が減少したことなどにより減少傾向にある。

また、指摘の態様についてみると、現場の調査不足等による計画不適切、出来高不足は減少したものの、粗漏工事は相変わらず散見され、新たに工事費の積算に係る指摘が増えてきた。

一方、30年に補助金適正化法が成立したことなどにより、20年代から続いていた補助金の不当事項は減少傾向となった。

補助金に係る指摘の態様についてみると、公共事業に係る指摘は、20年代と同様に工事の施工不良が主なものとなっている。

また、公共事業以外の補助金に係る掲記事項についてみると、28年度決算検査報告への掲記が最初で、その後は少しずつ件数が増加している。主な補助金の支出科目としては、農村振興費、農山漁村建設総合対策費、農業構造改善対策費、畜産振興費等である。検査の着眼点については、主に補助金の交付状況、補助事業の実施の効果、補助金の使途などについてである。指摘の主な態様については、補助金を目的外に使用していたり、地元負担の一部を負担しないで事業を実施していたため、事業量が不足して

いたり、精算が過大になったりしているものなどとなっている。

イ 処置要求・意見表示事項等

30年代の後半に入り、不当事項に係る掲記事項が減少傾向となり、処置要求、意見表示事項等に係る掲記事項が増加し、それらの中には経理の基礎的な問題に係るものもみられた。

掲記事例をいくつか挙げてみると、36年度決算検査報告には、基盤整備事業の工事の施行のあり方に係る意見表示事項が掲記されている。このような事態はその後も長期にわたって継続したため、40、42、52、57、58各年度の検査報告に同種事態が掲記されている。

そのほか、38年度には、長期継続する工事に係る経理のあり方に係る意見表示が掲記され、36～40年度には財産管理に係る事態が不当事項として掲記されている。

また、これ以降、社会経済状況の変化に伴い、農地転用に係る事態は様々な形で現れてくることになる。

(2) 食糧管理

20年代後半から30年代にかけて、我が国の食糧需給はほぼ需給均衡の状態へと推移し、食糧管理制度についてもより弾力的な制度へと変化していった。

20年代に掲記されていた輸入食糧などに係る不当事項については、30年代に入っても引き続き掲記されている。

不当事項以外の掲記事項についてみると、37年度決算検査報告には、消費者米価の値上げに伴う販売業者の差益について改善の意見を表示したもの（意見表示事項(院法第36条)）、39年度には、輸入飼料の売渡しについて改善の意見を表示したもの（同）などが掲記されている。

(3) 林業

ア 不当事項に係る掲記事項

39年になると林業基本法が制定され、林業構造改善事業が開始された。

直轄工事についてみると、昭和28年度決算検査報

告には、林道の新設・改良工事等に係る出来高不足に関連した不当事項が32～40年度に掲記されており、主な指摘の態様は、治山工事に係る施工不良などである。

また、補助金についてみると、20年代と同様に山林施設を対象とした工事案件などが30年代に入っても掲記されている。

イ 処置要求・意見表示事項等

林業に係る処置要求事項等の掲記事項は30年代後半からみられる。この時期に掲記された土地・木材等の物件に係る指摘については、国有林野に関するものであり、手続の適正化などを要求するものである。

(4) 水産業

GHQの指揮・監督下で様々な規制を受けながら営まれた水産業は、30年代に入るとこれらの規制が緩和されるなどして、次第に発展していった。

30年代の検査報告の掲記事項についてみると、20年代に掲記された漁港施設に係る工事の施工不良などの事態については、30年代に入っても同様の事態が掲記されている。

また、30年代中ごろから40年代初めにかけて漁船再保険の指摘が数多くみられる。これは漁船保険組合の支払保険金に対する普通再保険金の支出について、同組合の損害調査が十分でなく、てん補額が過大に認定されているものをそのまま認めて再保険金を支払っていたり、保険引受以前の事故に対して再保険金を支払っていたりなどしていた事態である。

(5) 農業災害補償制度に係る事項

28年度決算検査報告に掲記された農業共済保険事業の運営が適切でないもの（不当事項）については、30年代に入っても毎年度掲記された。このような事態に対応して、当時の農林省では、32、38両年度に法律改正を行い、組合に対する監督規制を強化したり、共済責任を見直したりなどの制度改革を推進した。そこで特別会計の損益も改善し、検査の所期の目的は達成したものとして、重点的に検査を行うことは43年度をもって一旦中止された。20、30年代の

掲記事項のうち、不当事項、処置済事項以外の事例を示すと次のとおりである。

年度	件名等
昭和 27	補助行政における支出負担行為等について (意見表示事項(院法第36条)、(大蔵、文部、厚生、農林、運輸、労働、建設各省大臣あて))
36	国営農業水利事業とこれに付帯する都道府県営および団体営補助事業の施行計画について改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
	自作農創設特別措置特別会計に所属する財産の管理について是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	土地改良事業によって造成した埋立地等を転用する場合における造成費の回収について改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
37	消費者米価の値上げに伴う販売業者の差益について改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
	国有林野事業特別会計に所属する国有財産の管理について改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
38	2年度以上にわたり継続施行する国営土地改良工事に対する予算等の措置について改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
	農業委員会の特別事業に対する補助金等の経理の適正化について是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	林産物検査の取扱いについて改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
39	補助工事の施行および災害復旧事業費の査定について改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
	輸入飼料の売渡しについて改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))

第8 商工業

昭和30年代に入ると、産業界も戦災から復興して活気を取り戻し、高度経済成長へと突入した。そうした中で、試験研究や中小企業育成に関する補助金等の指摘がいくつか見られる。

その主なものが、都道府県が国の補助金等を財源として資金を造成し、設備の近代化を行う中小企業に貸し付ける事業を対象とする検査によるものである。この指摘は、31年度決算検査報告に始まり、設備の不設置、低額設置などの事態が毎年不当事項として掲記された。そして、39年には、補助金の配分通知が遅いため、都道府県において年度内に貸付けが行われないまま多額の剰余金を生じている事態を解消するよう院法第36条の規定による意見表示を行った。

一方、産業保険に関する指摘も比較的多くなっており、29年度決算検査報告で輸出保険、29～31年度の決算検査報告で中小企業信用保険、37年度決算検査報告で機械類賦払信用保険について、保険金支払に関する不当事項を掲記した。また、39年には、輸出保険と機械類賦払信用保険について、包括保険と

して適切に運営するよう院法第36条の規定による意見表示を行った。

第9 政府出資法人

1 3公社

(1) 3公社の設立

23年7月、連合国軍総司令部(GHQ)から内閣総理大臣あてに国家公務員法改正問題に関する書簡が送付された。これは、政府職員に団体交渉権及び争議権を禁止することを勧告するものであったが、一方、「鉄道並びに塩、しょう脳及びたばこの政府専売事業等に関する限り、その職員は、普通公職から除外されてもよいと信ずる。しかしながら、その場合にはこれらの事業を管理し、運営するために、適当な方法により公共企業体が組織されるべきである。」と示唆していた。これに基づき、24年6月、大蔵省の外局であった専売局は専売公社として、運輸省所管の国有鉄道事業は国鉄として発足することとなった。

また、終戦後の荒廃した電信電話事業を速やかに復興するため、占領終了後の27年8月、電気通信省

を解体して電電公社が設立され、いわゆる3公社体制が始まった。

公社の運営は、事業の公共性と企業としての能率性の調和が目標とされ、そのため、公社の会計は公益性からくる統制的要素と能率的な経営を尊ぶ企業要素の折衷となった。

(2) 企業型検査の導入と修正

国鉄及び専売公社に対する書面検査について、24年5月に通達された計算証明に関する指定において、「国の行政機関として従来のとおり計算証明を要する」ものとされた。

しかし、翌25年に、GHQから、会計検査によって公社の能率的な運営を阻害することのないよう、米国における公共企業体の検査の方法を踏襲することが示唆された。その検査方法は、いわゆる「企業型検査」といわれるもので、企業の経理制度及び内部統制制度を吟味し、財務諸表が期間損益と財政状態を適正に表示しているか否かについて意見を表示することを目的とする。すなわち、公認会計士が私企業に対して行う監査と同様のものである。この場合、個々の収入、支出等の取引については抽出検査に止め、これらの精密な吟味は内部監査にゆだねることになる。会計検査院では、26年4月、公社の検査についてこの検査方式を採用することとした。しかし、この検査方法は、2年後の28年2月に早くも修正され、「国の会計と同様に不当事項の検査を行い、これに加えて財務諸表の監査及び経営能率監査を行う」ことが検査官会議で確認された。

これは、公共企業体が、独占事業であったり、公共性ゆえに低料金政策を採ったりなどするため、財務諸表上の経営成績をもってしては経営能率を判定することに無理があり、企業型検査がなじまなかったことなどによる。

(3) 専売公社

20年代には、合計56件の不当事項を掲記しており、態様別内訳としては、不正行為19件、役務10件、物件9件、予算経理3件、補助金3件、財務諸表3件等となっている。指摘件数の多い態様ごとにいくつかの

事例を示せば次のとおりである。

ア 不正行為

20年代は、国、公社とも不正行為が多く見られた時期であるが、専売公社においては、現金が領得された事案の外、保管中のたばこ、塩が領得された事案が見受けられる。

イ 役務

塩や製造たばこの回送費に係る指摘が見られる。
輸入塩の回送に当り処置当を得ないもの

(24年度 不当事項)

輸入船から輸入塩を一旦倉入しているものがあるが、この中には輸入船から直接機帆船へ荷卸し回送できたものがありはしけ賃及び倉入費を節減できた。

回送経費の不経済と認められるもの

(25年度 不当事項)

製造たばこ用巻紙を鉄道により各たばこ製造工場に回送するに当たり、貨車1車に積載した木箱の数には余裕があり、より多く積載することができたため鉄道賃の節減が可能であった。

ウ 物件

不急、不用の物品を購入している事案を多数指摘している。

不急の物品を購入したもの (25年度 不当事項)

製造たばこ用の包装機の購入において、包装予定数量、既存の包装機数、1台当たりの包装能力、包装増加量等から必要台数を計算すると購入台数75台のうち約50台は一括購入しなければならない緊急性があったとは言い難い。

また、ゴールデンバットの包装用紙について、年度当初に在庫があるのに追加して大量に購入しているが、年度途中で同銘柄の包装が変更されたため、購入した大部分が目的どおりに使用できず、約370万円の損失を来している状況について、製造たばこの包装等はしばしば変更されることがあるから、購入量については、変更の際損失を生じさせないよう各段の注意が望ましい(27年度 概説)、として掲記している。

石炭の購入方法が適切でなかったもの

(27年度 不当事項)

機械製作所では、石炭を銘柄指定し随意契約により購入しているが、この石炭はボイラー用に使用するもので、随意契約の方法によらなくても競争に付し容易かつ有利に購入することができたと認められ、現に東京病院では指名競争契約でより安い単価で購入している、として、契約方式を指摘している。

専売公社に対する指摘は、その後30年代に至って急激に減少し、不正行為3件、補助金2件掲記されるのみとなった。

(4) 国鉄

20年代には、147件の不当事項が掲記されており、態様別内訳としては、物件44件、工事26件、未収金22件、役務17件等となっている。30年代には、115件の不当事項があり工事61件、物件35件、不正行為8件等となっている。

ア 物件

① 積算や仕様の過大等で高価購入となっているもの

腕木を高価に購入したもの (28年度 不当事項)

高価な毛布カバーを購入しているもの

(30年度 不当事項)

貨車の購入にあたり積算当を得ないため高価となっているもの (30年度 不当事項)

予定価格の積算に当たり、積算した鋼材所要量の製品歩留まりは68.7%となっているが、直轄工場における同型の貨車の改造工事についてみると、この工事は本件新車の製作工事とほとんど同一のもので、その鋼材の種類別製品歩留まりの平均は84.6%から88%となっており、本院の調査によれば、車両会社のこの種製作工事における製品歩留りもこれに近いものである状況から見て、鋼材所要量の算定が著しく過大なものと認められ、約2000万円が過大。

② 物件の売渡に係るもの

古軌条等の売渡処置当を得ないもの

(26年度 不当事項)

③ 物件の検収に係るもの

車両用原木の検収処置等当を得ないもの

(27年度 不当事項)

④ 物件の貸付や管理等に係るもの

資材の管理当を得ないため損害を招いたもの

(25年度 不当事項)

軽便軌条等の貸付処置当を得ないもの

(28年度 不当事項)

⑤ 契約処置に係るもの

納入業者のかし担保責任を追求していないもの

(26年度 不当事項)

印度炭の購入にあたり処置当を得ないもの

(27年度 不当事項)

印度炭の購入に当たりあらかじめ契約条項等に特記されていないのに船賃騰貴の理由で購入単価を改訂したとした印度炭の購入にあたり処置当を得ない。

イ 工事

工事の指摘は、積算過大44件、施工不良が21件と多数に上るが、次のような計画に関する指摘もみられる。

坑道開さくについてその緊要性を認め難いもの

(25年度 不当事項)

既存の施設を活用しないで別に施設を新設したもの

(26年度 不当事項)

工事実施時期が遅れたため不経済となったもの

(28年度 不当事項)

ウ 未収金

収納処置緩慢に失すると認められるもの

(24年度 不当事項)

国鉄経理局で33鉄道会社に対する連絡運輸料金のうち約6410万円がまだ収納されていない。

貨物後払運賃の徴収処置当を得ないもの

(27年度 不当事項)

各鉄道管理局で貨物後払運賃の収納が困難となることが予想できたのに後払扱いを継続したため運送会社9社に対する運賃約1億5960万円の回収が著しく困難となっている。

エ その他の不当事項

東海道新幹線の建設工事は34年に着工されたが、新幹線建設に関しては、当時の資金事情から、国際復興開発銀行(いわゆる「世銀」)からの借入金を資金とすることとされ、そのため事業費総額が極度に抑制されていた。そこで、これに対する検査に当たっては、工事費節減の余地の有無等について特に留意することとしており、工事そのもののほか、用地買収、補償等についても指摘がある。

会社線との並行敷設に伴う損失補償の処置当を得ないと認められるもの (37年度 不当事項)

大阪幹線工事局で、東海道幹線を民間会社の路線に並行して敷設するに当たり、同会社から用地買収費のほかに沿線風致阻害観光価値減殺による旅客収入減補償を要求され、用地買収費1億5000万円と損失補償費1億円(観光収入及び一般客収入の予想減少率をそれぞれ50%、25%として算定した。)を同会社に支払っていた。しかし、現地の実情等からみて同幹線の並設により観光旅客等が減少するものとは認めがたく、また、収入予想減少率も全く根拠が認められない。このように発生が確実でないものに補償したのは、通例の補償限度を著しく逸脱するもので、その処置当を得ない。

この事態は、異例の「観光補償」であるとして広く社会的な問題となり、国会でも論議の対象となった。

オ 意見表示・処置要求事項

30年代後半に国鉄に対し行った意見表示・処置要求は37年度から39年度まで6件あるが、このうち1事例を紹介する。

購入資材の規格について

(37年度 意見表示事項(院法第36条))

①補修用内燃機関部品の設計図面について、使用部品の性能、強度等を向上し、ひいては営業経費の節減を図る目的で改訂されているのに、旧設計図面により購入しているものがあるため、関係箇所を徹底を図る②部内各工場で溶接等に使用している気体酸素を液体酸素に切替え購入費の節減を図る③乗車券

板紙を購入しこれにより4種類の品型の乗車券の製作をしているが、この乗車券板紙のロス率が9～18%となっており、それぞれの切符類製作の実情に相当する所要の寸法のものに変更して購入することにより板紙購入費の節減を図るなど改善の要がある。

(5) 電電公社

20年代(27、28、29の3か年度)の不当事項は36件で工事20件、物件10件、不正行為4件等となっている。また、30年代の不当事項は、50件で工事22件、物件13件、不正行為12件等となっている。

公社設立後初の27年度決算検査報告では、工事の不当事項が5件掲記されている。これらは、27年8月の公社への移行、同年11月の機構改革に起因する部内事務の停滞等により、工事命令の遅延、設計の不適切、関連工事のは行などを来し、工事完成が著しく遅延したものである。

一例を挙げると、次のとおりである。

工事の設計当を得ないもの (27年度 不当事項)

電電公社建設部で、東京、川崎間に電話回線を敷設する工事の一環として、28年3月、工事費総額約7920万円で大崎、大森両局間の市内ケーブル敷設工事を施行している。しかし、設計の粗漏により認証までに長期間を要し完成が遅延したため、既に別途工事で完成していた蒲田、川崎両局間の市外電話回線は、本件工事が完成した28年7月まで約7か月間遊休することとなった。このため、回線の増加によって得べかりし利益、約3100万円を失ったことになる。

29年度になると、不当事項の件数は19件とピークとなり、うち工事の指摘が12件を占めた。その大半は工事の計画、施行が当を得ないものであった。電信電話建設工事は、建設資金の相当部分が電信電話債券など借入金であり、資金の効率的使用を図るためにも工事の時期、所要量について実情を十分把握しなければならない。

しかし、事前調査や関連部門間の連絡が不十分だったり、工事施行に対する配意が万全でなかったりしたため、不急の工事、過大な施設、不経済な工事などとなっていた。

温湿度調整装置を過大に設計設備したものの

(29年度 不当事項)

電電公社及び東海電気通信局が、29年度中に施行した分局等4箇所温湿度調整装置工事は、全館を温湿度調整することとしていた。しかし、同装置は、自動交換器のうちスイッチ類をじんあいと夏季の高温多湿から保護するものであるから、自動交換器を設置していない部屋まで調整することは本来の目的を逸脱した不経済な施設と認められ、他局にもその例を見ない。これを、夏季には必要な部屋だけを温湿度調整するものとして設計施行したとすれば工事費約5700万円が節減できた。

この指摘は、当時の国民生活の状況を垣間見るもので、エアコンが一般に普及している今日では感慨深いものがある。

意見表示事項としては、次のものがある。

日本電信電話公社における整理退職者の優遇処置について

(30年度 意見表示事項(院法第36条))

電電公社では、職員の定年制度に代わる人事慣行として、高年齢者を整理退職させる際、退職手当のほかに臨時嘱託という名目で、退職後も最高12か月間手当を支給する処置を執っていた。しかし、公社では、既に現行法上許容される最高限度の退職手当を支給しているのであるから、更に実質的に退職手当とみなされる本件手当を支給したのは正規の取扱いとは認められず、所要の処置を講ずる要がある。

2 公庫、公団等

20年代後半には、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫といった政府系金融機関が設立された。これら機関は、政府関係機関として、3公社と同様、法律に基づき予算の国会議決及び会計検査院の検査を経た決算の国会提出が必要とされた。

30年代に入ると、社会資本の整備等を行う公団や社会経済政策等を担う事業団等が漸次設立されていた。例えば、30年代前半には、日本住宅公団、日

本道路公団、森林開発公団、労働福祉事業団などが、30年代後半には、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、簡易保険福祉事業団、金属鉱業事業団、海外技術協力事業団等が設立されている。

政府関係機関のうち公庫等に対する指摘としては、農林漁業金融公庫が行った貸付について、28年度から32年度までの間に不当事項として掲記している。このうち、指摘件数が最も多かった31年度の指摘を例にとると、次のとおりである。

農林漁業資金の貸付後の管理が不十分なものの

(31年度 不当事項)

農林漁業金融公庫が直接または業務委託金融機関を通じて貸付けた農林漁業資金のうち、32年3月から9月までの間に、4,070件、126億9000余万円の貸付金について実地に検査した結果、受領済補助金相当額の繰上償還をさせていなかったり、借受人が申請どおりの工事を施行しなかったり実際の工事費が申請額より少額で完成したなどのため貸付の限度を超える結果となっていたり、貸付の目的以外に使用されていたりしていて繰上償還等の処理を要するものが797件、8億3400万余円あった。

政府関係機関以外の団体に対する指摘は、20年代に戦後の経済統制等のために設立、解散された配給公団等については多数の指摘を行ったことは、前述のとおりであるが、30年代以降に設立された公団等政府出資法人に対する指摘は、37年4月に出資法人の検査体制が強化されて以降の37年度決算検査報告から掲記されることになる。当時の団体の事業内容を反映し、工事の設計、積算等に関する指摘が多く、次の意見表示事項などがある。

道路建設工事の予定価格の積算について (37年度

意見表示事項(院法第36条) 日本道路公団)

工事用材料の支給等について (38年度

意見表示事項(院法第36条) 首都高速道路公団)

新線建設工事の予定価格の積算について (38年度

意見表示事項(院法第36条) 帝都高速度交通営団)

発電所建設工事の請負人の決定について (39年度

意見表示事項(院法第36条) 電源開発株式会社)

長野発電所新設工事について検査した結果、請負人の決定に当たり、技術審査の方法及び見積書の取扱いが適切でなかったり、見積り制限価格を下回る見積りを無条件に排除したりなどして適正を欠く。

工事関係以外の指摘としては、雇用促進事業団において、会計経理事務の執行に当たり、予算実施計画差引簿の記帳をそのつど行っていないもの、総勘定元帳、現金出納帳、預金元帳等の記帳整理が十分でないものなど処理の適正を欠くものが多数見受けられたので、会計経理事務担当者の適正な配置を考慮するとともに、担当事務について計画的に研修を行うなどして会計経理事務の習熟を図り、各支部等に対する本部の機構を充実整備するなどの処置を講じ、会計経理事務執行の適正化を図るよう改善の意見を表示したもの（会計経理事務の適正な執行について（37年度 意見表示事項（院法第36条）、雇用促進事業団）がある。

第3章 昭和40年代、50年代、60年代の会計検査

昭和40年代に入っても、我が国のGNPは伸び続け、巨額の貿易黒字を生むなど、日本はアメリカに次ぐ経済大国となった。このような状況の中、日本は、先進国の一員として国際社会のなかで大きな位置を占め、これに見合う重要な役割を果たすことが要請されるようになった。しかし、35年から始まった高度経済成長は、48年に至り、トイレットペーパーの買占めなどの社会パニックとなって表れたいわゆる石油危機を契機として終焉し、日本経済は安定成長期に入った。その反面、日本の経済成長の陰の部分である公害と環境汚染も進んだ。40年代には、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなどの公害裁判が相次いで起こされた。

50年代に入り、日本の産業構造が変化し、高度成長を支えた鉄鋼等の「重厚長大」産業に代わって、エレクトロニクスを中心にした技術革新によって「軽薄短小」産業が伸長した。また、財政面では、経済成長率の鈍化とこれによる税収の伸び悩みにより、50年度に戦後初めて特例公債（赤字公債）が発行されるなど、公債の大量発行に伴い財政事情が悪化し、財政再建のため行財政改革が叫ばれた。

60年代に入ると、中曽根内閣の下、国鉄・電電公社・専売公社のいわゆる3公社の分割民営化がスタートした。63年には、税制改革法が成立し、消費税の導入が決定された。また、60年9月のプラザ合意をきっかけに、急速な円高が進み、日本は不況に陥った。この景気回復策として超低金利を軸とした金融緩和政策を採ったため、土地と株式をめぐるマネーゲーム、いわゆる「バブル経済」が始まり、景気は上向き、消費は高まり、国内市場は一時的に活況を呈するに至った。そして、財政赤字、貿易赤字に苦しんでいたアメリカは、日本の対米貿易が一方的に赤字になっているという背景もあり、日本への経済的圧力を高め、ジャパン・バッシング（日本たた

き）を強めたが、これにより農産物の輸入自由化が促進されるなどした。

占領期から昭和後期にかけて、女性は、選挙権や被選挙権を得るなどして次第に社会的活動の幅を広げていき、女性の社会への進出は大きな展開を見せるようになった。60年5月、「男女雇用機会均等法」が成立し、その後は、社員の採用に当たって女性の採用枠を設けたり、昇進・昇給などの雇用条件に男女差があったのを改める企業も出てきた。さらに、この法律は、単に企業社会だけでなく、社会全体にも女性の発言力を強めることに貢献した。

会計検査院は、40年代以降においても、内外の社会経済状況や行財政の変化に対応しつつ、積極的に検査に取り組んできた。50年代には、国の政策上の問題が絡むなど困難な事態についても積極的に取り上げて広く問題提起をすべく、検査報告に新しい検査所見表明の場として特記事項を設けるなどし、この特記事項等を幅広く活用して、事業運営、制度運営、事業効果等の問題点を指摘し、税制改正、公社の民営化等の制度改革に一定の役割を果たした。

また、60年代に入ると、急速な高齢化、国際化、情報化に対応して、関係の検査体制を整備拡充し、医療や年金、政府開発援助（ODA）といった新しい領域の検査に取り組むなどした。

◆会計検査院創立100年記念事業◆

会計検査院は、明治13年（1880年）3月5日、太政官直属の財政監督機関として創立されて以来、昭和55年3月で百周年を迎え、これを記念して次のような行事が行われるなどした。

55年3月5日、国立教育会館虎ノ門ホールにおいて、天皇陛下ご臨席のもとに、会計検査院創立百年記念式典が挙行された。式典には、内閣総理大臣、衆・参両議院議長、最高裁判所長官等の主賓をはじめ、立法・行政・司法各部門、地方公共団体、政府関係機関等の代表者、報道関係者、検査院元職員、功労者の遺族を招待するなど、約1,400名が出席した。式は、知野院長の式辞等の後、天皇陛下のおことばがあり、続いて大平内閣総理大臣等の祝辞、院長奉答の後終了した。

また、創立100年記念事業の一環として、55年3月、「会計検査院百年史」を刊行した。さらに、財政監督制度100年を記念して、50円郵便切手が発行された。



昭和天皇の御臨席を賜って挙行された会計検査院創立百年記念式典（昭和55年3月5日）

第1節 院法の改正と組織権限をめぐる議論

第1 改正の状況

昭和40～60年代には、次表のとおり3回の院法改正が行われている。

院法改正一覧（昭和40～60年代）

根 拠 法 ・提案者 付託委員会	内 容	公布年月日 (施行年月日)
たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第2条 ・内閣提出 大蔵委員会（衆・参）	日本専売公社の民営化に伴い、選択的検査対象から同公社に関係するものを削除したもの（第23条第1項第2号改正）	昭和 59年 8月10日 (60年 4月 1日)
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第2条 ・内閣提出 通信委員会（衆・参）	日本電信電話公社の民営化に伴い、同公社に関係する検査官会議の議決事項、選択的検査対象、検査報告掲記事項、検定及び再検定、懲戒処分等の要求等の規定を整理したもの（第11条第6号、第23条第1項第2・3・5～7号、第29条第6号、第31条、第33条、第35条第1項、第37条第2項改正）	59年12月25日 (60年 4月 1日)
日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第41条 ・内閣提出 運輸委員会（衆） 日本国有鉄道改革に関する特別委員会（参）	日本国有鉄道の民営化に伴い、日本国有鉄道に関係する検査官会議の議決事項、選択的検査対象、検査報告掲記事項、検定及び再検定、懲戒処分等の要求等の規定を整理したもの（第11条第5・6号、第23条第1項第2・3・5～7号、第29条第5・6号、第31条、第33条、第35条第1項、第37条第2項改正）	61年12月 4日 (62年 4月 1日)

第2 会計検査院の組織及び権限をめぐる法律上の議論

1 特別職移行問題

(1) ILO条約批准に伴う国家公務員法の改正に端を発する特別職移行問題

3人の検査官を除く会計検査院の職員について、一般職国家公務員から特別職国家公務員に移行するという問題は、昭和35年4月に、会計検査院から内閣法制局長官及び公務員制度調査室長への申入れという形で始まっている。これは、当時、「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」（ILO第87号条約）を批准するに際して、国家公務員の団結権に関する規定を改正するとともに、国家公務員に関する人事管理の責任体制を確立するため、総理府に人事局を設けるなどの改正を行おうとする動きに端を発したものである。

当時の国家公務員法改正法案によれば、職階制、任用、等級別定数の設定に係る事務が、人事院から内閣総理大臣の所掌に移ることとなっていて、そのようになると、院法第1条において「会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する」と規定されている関係から、内閣総理大臣からの制約が強まって、院法の趣旨に反することになるのではないかという懸念が生じた。そこで、会計検査院としては、この制約から外れるため、国家公務員法第2条第3項第3号で「検査官」が特別職とされているのに加えて、「その他の会計検査院職員」も特別職として位置付けられるよう、35年4月、37年11月及び39年12月の3回にわたり申入れを行った。

この申入れに対して、期待した回答は得られなかったため、最終的には会計検査院としては、将来の国家公務員法改正の機会にでも特別職にすべきである旨を申し入れるにとどまった。

(2) 衆議院決算委員会の議決を契機とする特別職移行問題

46年5月10日に、衆議院決算委員会は、「会計検査院は、検査を行なうにあたっては、厳正を期するとともに、機能の拡充、強化に努めるべきである」という議決を行った。これを契機として、会計検査院では、同年6月に「会計検査院の身分及び待遇改善について」と題する事務総局案を取りまとめた。

この事務総局案では、衆議院決算委員会の議決の趣旨を体现するためには、検査事務を直接行う任務を負わされている調査官の数を増やすとともに、その資質を高めるしかないとしていた。そして、そのためには、国会、裁判所並みに職員の身分を特別職として、独立機関としての認識を徹底させ、併せて会計検査院調査官にふさわしい俸給表を作成して給与を引き上げることが必要であるとしていた。

さらに、各局課長以上及び職員組合と数度にわたり交渉して意見を取り入れ、①事務総局職員はすべて特別職とすること、②職員の利益を保護するための第三者機関として、会計検査院に公平委員会を置くこと、③調査官、調査官補にそれぞれ俸給月額額の12%、8%の調整額を本俸に加算することなどを内容とする「事務総局職員待遇改善案要綱」を同月中に作成した。

そして、上記要綱のような構想で人事院や内閣法制局等関係方面に働きかけたが、「会計検査院が国会、裁判所と全く同じ立場に立つという特殊性は認め難い」、「特別職に移行するということは、人事院の統制に服さないことを意味するが、実際問題として、人事院の統制下にあって従来不都合があったのか」などの見解が示され、事務レベルでの折衝では実効が上がりなかった。

そこで、政府や国会にも、直接会計検査院の見解を示し、基本線について正式な了解を取り付ける必要があるとして、48年1月に、特別職移行に関する要望の要約版「会計検査院事務総局職員の特別職移行に関する要望書」を作成し、各方面に折衝することとした。

しかし、このような会計検査院の度重なる要求にもかかわらず、関係方面の理解を得ることができず、実現することはできなかった。

2 沖縄財政援助金に対する検査権限に関する問題

47年5月の沖縄返還前、米国政府との交換公文に基づき、日本政府から琉球政府に対して沖縄財政援助金が交付されるようになったが、当時、沖縄は、日本に潜在主権があるものの米国の施政権下にあり、琉球政府の予算執行に対しては、日本の国内法である会計検査院法は適用されないとされていた。

この援助金については、日本政府総理府と琉球政府との間で、交換公文の実施取決めとして毎年覚書が締結されており、そのうち会計検査に関する条項では、日本政府総理府が援助対象事業の完了及び援助金の適正な支出の確認のため職員を派遣できることとされていた。これに対し、国会などにおいて、潜在主権であるとはいえ、我が国の固有の領土に対して我が国民の税金が投入されるのであるから、当然に会計検査院の検査が行われるべきであるとの論議が繰り返し行われていた。

このような状況の中で会計検査院の实地検査の根拠について、外務省により対米折衝が行われるなどした。そして、総理府による援助金の交付は、院法第22条の必要的検査対象である「国の支出」として、現地で实地検査を行うことによって会計検査の完全性を確保することが必要であり、覚書の会計検査に関する条項はそのような要請に応えるための基本的合意を取り決めたものであるという解釈の下に、総理府の協力も得て、39年以降、会計検査院の職員が総理府職員の身分で、覚書を根拠として实地検査を行うこととなった。この方式は、47年5月の沖縄の日本復帰まで継続して行われていた。

3 いわゆる肩越し検査と昭和54年の院法改正問題

公庫等の政府出資法人の融資先の会計については、個別の法律により会計検査院に権限を付与していた旧住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（住宅貸付けに係る分）の場合を除き、会計検査院に検査権限は与えられていない。そこで、これらの融資先の会計については、政府出資法人が契約上有している融資先に対する調査権に依存して、政府出資法人の職員を帯同して調査を行うといういわゆる「肩越し検査」の方法によって、個々の融資案件について調査している。しかし、この方法は、検査の相手方である政府出資法人の協力を前提条件とすることから、検査の目的の達成又は効果的遂行の成否が検査の相手方の意向に左右されることになるという限界がある。実際にも、50年代までは、日本輸出入銀行、日本開発銀行、北海道東北開発公庫において、肩越し検査への協力が得られていなかった。

このような状況の下で、51年2月、アメリカ合衆国の大手航空機製造会社ロッキード社が、全日本空輸(株)（全日空）を始めとする世界各国の航空会社に大型ジェット旅客機（トライスター）の売り込みを図り、各国の政府関係者に巨額の賄賂を贈ったいわゆるロッキード事件が発覚した。全日空のトライスター取得に関しては、会計検査院の検査対象であった日本輸出入銀行による融資及び日本開発銀行の債務保証があったことから、国会において、会計検査院に対してその検査の状況について度々質疑が行われた。そして、全日空に対する検査権限がないことはもとより、肩越し検査すらできないことが明らかになったことから、会計検査院に政府出資法人の融資先に対する検査権限を付与すべしとする議論が沸き起こり、52年5月の衆議院本会議において、「会計検査の強化充実を図るための所要の措置を講ずるよう万全を期すべきである」とする決議が行われた。同趣旨の決議は、この後、59年まで、衆参両議院において繰り返し行われることになった（次表参照）。

院法改正問題に関する経緯

年月	事 項
昭和	
52. 5	衆議院本会議議決【衆・初回】 「政府関係機関等による融資や債務保証の実態検査については、…強化充実を図るための所要の措置を講ずるよう…」
53. 5	衆議院本会議議決【衆・2回目】 「…会計検査院の権限の拡大、定員の増加、給与など職員の処遇の改善…を図るべきである。」
6	参議院決算委員会 福田総理答弁 「会計検査院の検討結果をみて対処」
6	参議院本会議議決【参・初回】 「政府は、…会計検査院の権限の拡大、定員の増加、給与など処遇の改善…について、十分な措置を講ずるよう努めるべきである。」
54. 2	院法改正に関する国会質疑多数
～	
5	『会計検査院法の一部を改正する法律案要綱』を内閣に手交
6	衆議院議決【3回目】
6	『会計検査院法の一部を改正する法律案 日本社会党案』衆議院提出【初回】 一審議未了・廃案一
9	『同 日本社会党案』衆議院提出【2回目】 一審議未了・廃案一
11	『同 日本社会党案』衆議院提出【3回目】 一継続審議（55.5審議未了・廃案）一
55. 4	参議院議決【2回目】
10	衆議院議決【4回目】
10	『同 日本社会党案』衆議院提出【4回目】 一継続審議（58.11審議未了・廃案）一
56. 3	衆議院決算委員会集中審議 一院法改正問題一 自由民主党政務調査会
3	一会計検査院法の改正に関する懇談会一 「当面、法改正については問題が多いので、検査体制の整備強化に重点を置く」
4	参議院議決【3回目】
7	内閣官房副長官から関係9省庁の事務次官への通達 「肩越し検査への協力への ^{しんぷ} 慫慂」
57. 4	衆議院議決【5回目】
4	参議院議決【4回目】
58. 5	参議院議決【5回目】
5	衆議院議決【6回目】
59. 3	衆議院議決【7回目】
7	参議院議決【6回目】
60. 2	内閣官房副長官から大蔵省、北海道開発庁の事務次官への通達 「管下の政府関係機関が肩越し検査に協力するよう、指導方を行うように……」
3	参議院予算委員会質疑（総理、官房長官、院長） 「とりあえず法律によらず、行政指導により肩越し検査の実効を……」

このような国会の決議等を踏まえ、会計検査院は、政府出資法人の融資業務について、より徹底した検査を実施できるように院法改正の作業を開始し、53年10月、次のとおり、検査の範囲の拡張を内容とする「会計検査院法の一部を改正する法律案要綱」（第1次案）を取りまとめ、関係省庁等の意見を求めた。

「会計検査院法の一部を改正する法律案要綱」

政府関係機関等の国の出資法人から貸付金を受けているもののその貸付金に関する会計等にも新たに検査権限を及ぼすことを目的として、会計検査院法第23条第1項について次の内容の改正を行う。

- 1 国が資本金の2分の1以上を出資している法人から直接又は間接に補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償等の財政援助を受けているものの財政援助に関する会計に対する検査権限を規定する。
- 2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人から借入金の元金又は利子の支払の保証を受けているもののその支払の保証に関する会計に対する検査権限を規定する。
- 3 国又は公社（日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。）の役務等の請負人及び国又は公社から業務の委託を受けたもののその契約に関する会計に対する検査権限を規定する。

会計検査院は、改正案の見直しを繰り返しながら、関係省庁と折衝を重ねたが、民間私企業に対する公権力の過剰介入になる、融資先に畏怖の念を起こさせ政策金融の円滑な遂行が損なわれるなどとする関係省庁の見解もあって、十分な調整が付かなかった。そこで、54年4月に、次のとおり、検査と調査の区別を明確にし、調査権限の行使について制約を定めるなどした院法改正案を取りまとめ、同案に基づいて、最終的な「会計検査院法の一部を改正する法律案要綱」を取りまとめた。

<会計検査院法改正案>

（注）下線部が改正案による追加部分

第11条 左の事項は、検査官会議でこれを決する。

(1)～(4) (略)

(4)の2 第26条の2第1項の規定により調査し、又は帳簿等の提出を求める契約又は財政援助の相手方の決定

(5)～(9) (略)

第23条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、左に掲げる会計経理を検査することができる。

(1)～(6) (略)

(7) 国又は公社の工事等の請負人及び国又は公社に対する物

品の納入者のその契約に関する会計

② (略)

第26条の2 会計検査院が、国が資本金の2分の1以上を出資している法人（公社を除く。）の工事等の請負契約及び物品の購入契約に関する会計又はこれらの法人が行う補助金、奨励金、貸付金、損失補償等の財政援助（借入金の元金又は利子の支払の保証を含む。以下同じ。）に関する会計について、第25条の規定により実地に検査をした場合において、検査の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該契約若しくは財政援助の相手方について調査し、又は当該契約若しくは財政援助の相手方に帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる。ただし、当該契約に関する会計又は当該財政援助に関する会計の範囲内に限る。

② 会計検査院が前項の規定により調査し又は帳簿等の提出を求めるときは、これを関係者に通知するものとする。

③ 会計検査院が第1項の規定により調査するときは、検査を受けるものの職員の立会いを求めて、これを行うものとする。

そして、同年同月、「会計検査院法の一部改正について」を取りまとめ、同年5月、これを前述の法律案要綱とともに内閣に手交し、院法改正問題の経過及び会計検査院の基本的立場を説明するとともに、同問題の処理について、今後は政府及び国会の判断に委ねたい旨を申し入れた。

内閣は、この問題について、なお時間をかけて検討したい意向を示したが、野党である日本社会党は繰り返し内閣に対して院法改正を迫った。なお、同党により、検査権限の強化等を盛り込んだ院法改正案が4回にわたり衆議院に提出されているが、いずれも審議未了・廃案となっている（[前ページ表参照](#)）。

このような国会での追及を受けて内閣において調整が行われたが、内閣において調整が付かなかったため、56年7月、翁内閣官房副長官から関係各省庁の事務次官に対して通達（いわゆる「翁通達」）が発せられ、院法改正問題については、会計検査院と関係各省庁との間で引き続き検討することとされた。また、その間においても会計検査院の検査機能の充実を図るため、政府関係金融機関を所管する関係各省庁の間で、「会計検査院の検査等への協力について」という実行上の措置を申し合わせ、これにより、検査等への一層の協力を行うこととされた。

内閣閣第113号 昭和56年7月23日	
大蔵事務次官 農林水産事務次官 厚生事務次官 通商産業事務次官 建設事務次官 自治事務次官 北海道開発事務次官 沖縄開発事務次官 国土事務次官	殿
内閣官房副長官 翁 久次郎	
会計検査院の検査機能の充実について	
懸案の会計検査院法の改正問題につきましては、内閣官房としても鋭意調整に努力してきましたが、会計検査院と関係各省庁の間で意見が大きく隔っているため、会計検査院から提示された案のままでは内閣として法改正を提案することは困難な現状にあります。したがって、会計検査院法の改正問題につきましては、会計検査院と関係各省庁との間で引き続き検討されるようお願いします。 また、その間においても会計検査院の検査機能の充実を図るため、政府関係金融機関を所管する関係各省庁の間で別紙のとおり実行上の措置を申し合わせ、検査等への一層の協力を行うこととしましたので、管下の政府関係金融機関への周知方等につきよろしく御配慮願います。 (別紙) 会計検査院の検査等への協力について 関係各省庁は、所管する政府関係金融機関に対し、以下の点を^{しやうよう}懇懇し会計検査院の検査等への協力に努める。 1 いわゆる肩越し検査への協力 いわゆる肩越し検査(以下単に「肩越し検査」という。)を行わなければ、検査目的を達成できない場合には、個々の検査の実情に応じ必要な協力を行う。 即ち、従来一件ごとに行う当該機関の厳格な事前審査や事後管理の実情から、肩越し検査を実施していない、またはほとんど実施していない機関においても、今後個別具体的な案件において、検査上肩越し検査を行うべき合理的な理由があり、かつ、他の手段では事実の確認等が行い得ない場合には、肩越し検査に応ずるものとする。 また、従来から肩越し検査を実施している機関においては、融資先への配慮を行いつつ、従来の線に沿い引き続き協力を行うものとする。 2 調査依頼への協力 会計検査院から関係各機関に対し、検査の必要上、当該貸付に関する調査依頼があった場合には、できる限りこれにこたえる。 3 資料面での協力 検査上必要な資料の提出については、従来よりできる限りの協力をしてきているが、今後これについても一層の徹底を図る。	

この申合せによれば、関係各省庁は、所管する政府関係金融機関に対して、肩越し検査を行わなければ検査目的を達成できない場合は、個々の検査の実情に応じて必要な協力を行うことなどを^{しやうよう}懇懇することとされていた。この通達により、肩越し検査が公式に認められたが、通達の文言上、協力するか否かの判断は金融機関側が行うことになっていたことなどから、実効が上がるか疑問があった。実際に通達が発せられた後も、日本輸出入銀行、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫については、肩越し検査に対する協力が得られない事態があった。

この点について、国会においても度々取り上げられたことから、会計検査院、内閣官房及び大蔵省で協議した結果、60年2月、藤森内閣官房副長官から大蔵省及び北海道開発庁の事務次官あてに、肩越し検査への協力について重ねて通達(いわゆる「藤森通達」)が発せられた。この内容は、会計検査院の要望を相当程度満たすものとなっており、また、本通達を端緒として従前肩越し検査に協力しなかった金融機関についても協力が得られるようになった。

現在は、肩越し検査への協力を得て融資先の調査が行われており、融資先に対する検査権限の問題は、実行上、一応の解決をみている。

内閣閣第26号 昭和60年2月13日	
大蔵事務次官 北海道開発事務次官	殿
内閣官房副長官 藤森昭一	
会計検査院のいわゆる肩越し検査に対する協力について	
会計検査院の行う検査等に対する協力につきましては、従来から管下の政府関係金融機関を御指導いただいているところですが、会計検査等への一層の協力を行うため、今般、いわゆる肩越し検査に対する協力について、当面、下記により行うことといたしましたので、関係部局及び管下の政府関係金融機関への周知方等について、よろしく御配慮願います。	
記	

従来、融資機関において個別の融資案件一件ごとに行う厳格な事前審査や事後管理の実情から会計検査院の肩越し検査を実施していない、また、ほとんど実施していない機関については、案件が以下のいずれかに該当することから、会計検査により当該融資の妥当性に疑義があるとして肩越し検査に協力を求められた場合、当該機関は、これに応ずるものとする。

- ① 当該融資に関してその当事者が犯罪行為に関与しているとされたことにより、その妥当性に疑義があり、その疑義が当該機関の書類等で解明されない場合
- ② 当該融資がその貸付目的に違反して使用されたと疑うに足る具体的事由があり、その疑義が当該機関の書類等で解明されない場合
- ③ 当該融資について、貸付金の回収が長期かつ多額に滞っていて債権保全上疑義があり、その疑義が当該機関の書類等で解明されない場合
- ④ その他上記①、②及び③に準ずる場合

なお、主務官庁は、会計検査院から要請があったときは、会計検査院と協議の上、当該機関に対し肩越し検査への協力方指導を行うものとする。

第2節 組織等の変遷

昭和40年代から60年代にかけての会計検査院の組織、職制、定員及び人事制度の変遷のうち、主なものを以下に取り上げる。

1 組織の変遷

(1) 昭和46年1月20日の改正（上席調査官の各局配置）

第5局に集中して配置された上席調査官9人（第1～第9部門担当）という出資法人検査の体制では、各法人の事業だけの検査に終始し、国の出資目的に照らして事業の実施状況を批判することが困難で、主務省庁に対する検査と一貫性に欠ける場合があったこと、第5局の業務量が他局に比べて過重となっていたことなどから、原則として、公社、公庫等の政府関係機関、複数の主務省庁が共管している法人及び株式会社の形態をとっている法人を第5局に残し、その他の法人の検査を分掌する上席調査官6人を、第1局から第4局に適宜配置することとした。

このほか、国有財産検査課を上席調査官（国有財産担当）に移行して廃止し、第3局に建設検査第3課を新設して、建設検査を3課体制とするなどの改正を行った。

(2) 昭和53年1月7日の改正（組織の再編成）

①それまで建設検査と農林検査については、補助事業と直轄事業で検査担当課を分けるなどしていたが、各分野の行政を一貫して把握するため、検査課の事務分掌を省庁の機構等に応じたものとする、②各課の検査事務の再配分に当たっては、検査密度の平準化と質的向上を図るという基本方針に基づき、組織の再編成を行った。主な改正点は、次のとおりであった。

ア 第1局上席調査官（総理府担当）を科学技術庁を中心とした第1局上席調査官（科学技術担当）とした。

イ 主として文部省関係の法人の検査を所掌してい

た第2局上席調査官を廃止し、第2局に国立学校特別会計の検査を所掌する文部検査第2課を新設するなどして、文部検査を2課体制とした。

ウ 防衛検査第2課から防衛施設庁を分離し、防衛検査第1課に移管した。

エ 運輸検査課から航空局、海上保安庁、気象庁等を分離し、第3局に上席調査官（運輸担当）を新設して、運輸検査を1課・1上席調査官の体制とした。

オ 建設検査担当の3課の事務分掌を、建設検査第1課は建設省一般及び住宅局・都市局関係の法人、同第2課は河川局関係、同第3課は道路局、北海道開発庁、沖縄開発庁とし、建設省の機構に応じたものとした。

カ 農林検査の体制を1課削減して3課・1上席調査官とし、事務分掌を農林省の機構に応じたものとした。

キ 第3局厚生検査課を第4局に移管した。

ク 各局監理課の所掌事務に「局長から特に命ぜられた事項についての検査」を追加した。

(3) 昭和59年4月11日の改正（上席情報処理調査官の設置等）

それまで電子計算機による情報処理に関する事務は、事務総長の特命事項として上席審議室調査官において処理されていたが、業務量の増加等に対応するため、官房に上席情報処理調査官を新設し、同調査官において専担して処理することとした。

また、これに伴い、研修官を廃止し、職員の研修に関する事務は人事課に新設した研修室に移管した。

(4) 昭和59年12月17日の改正（組織の再編成）

①各分野の行政を一貫して把握するため、原則として出資法人等の検査を主務省庁の検査と同一の課又は局で行うこととする、②課の新設廃止等に当たっては、行政の変化に対応した検査が実施できるよう配慮する、③検査事務の再配分に当たっては、検

査密度の平準化と質的向上を図るという基本方針に基づき、組織の再編成を行った。主な改正点は、次のとおりであった。

ア 原則として出資法人等の検査を主務省庁の検査と同一の課又は局で行うため、第5局上席調査官3人（第1～第3部門担当）を廃止した。

イ 上席調査官（国有財産担当）を大蔵検査第2課に、第5局大蔵事業検査課を第1局上席調査官（大蔵担当）にそれぞれ移行して廃止し、大蔵検査課から自治省関係を分離して大蔵検査第2課に移管するなどして、大蔵検査を2課・1上席調査官の体制とした。

ウ 第3局に北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁及び同庁関係の法人の検査を所掌する上席調査官（地域開発担当）を新設した。

エ 建設検査第1課から都市局下水道部関係を分離し、建設検査第2課に移管した。

オ 厚生検査課から保険局・年金局、社会保険庁等を分離し、第4局に上席調査官（厚生担当）を新設して、厚生検査を1課・1上席調査官の体制とした。

カ 農林水産検査担当の3課・1上席調査官の事務分掌を見直し、農林検査第1課は農林水産省一般、食糧庁、農林漁業金融公庫等、同第2課は構造改善局関係、同第3課は畜産局・水産庁関係、上席調査官（農林水産担当）は林野庁関係とした。

キ 第5局に主として政府関係金融機関の検査を所掌する上席調査官（融資機関担当）を新設した。

ク 第1局上席調査官（科学技術担当）を第2局に、第2局郵政検査課を第5局に、第3局労働検査課を第4局に、第4局通商産業検査課及び上席調査官（通商産業担当）を第5局にそれぞれ移管した。

(5) 昭和62年12月18日の改正（外務検査課の設置等）

高齢化、国際化の進展に伴う新たな検査領域に適切に対応するため、次のような編成替えを行った。

ア 政府開発援助（ODA）に関連する海外援助先の調査を含めた海外検査を本格的に実施するため、大蔵検査第1課から外務省関係等を分離するなど

して、第1局に外務検査課を新設した。

また、これに伴い、大蔵検査第2課を廃止し、その事務を上席調査官（大蔵担当）に移管するなどして、大蔵検査を1課・1上席調査官の体制とした。

イ 医療給付費の検査を一層強化するため、上席調査官（厚生担当）を厚生検査第2課に移行して廃止するなどして、厚生検査を2課体制とした。

また、これに伴い、国鉄の分割民営化により業務量が減少した鉄道検査第2課を上席調査官（鉄道担当）に移行して廃止するなどして、鉄道検査を1課・1上席調査官の体制とした。

2 職制の変遷

新院法下における事務総局の職制は、事務総長、事務総局次長、局長、課長、副長、係長、一般職員でスタートしたが、その後40年代から60年代にかけて新たに設置された職制の変遷（平成期における変遷を含む。）をみると以下のとおりである。

(1) 総括副長（昭和42年～）

22年5月に各課に副長を設置したが、さらに、42年2月1日、各課の副長のうち1人を総括副長とし、課長の職務全般について直接補佐することとされた。

(2) 審議官（昭和52年～）

審議官は、52年4月及び53年4月に、参事官から振り替えて設置された。そして、59年4月、官房の審議官の総括整理の対象の拡大を図るため、検定審議官と審議室審議官の職名も審議官に改めたことから、官房及び各局に各2人、計12人設置されることになった。

しかし、平成元年5月29日、官房の審議官1人を廃止し、官房に後述の総務審議官1人を新設するのに伴い、各局の審議官10人及び官房の審議官1人、計11人をすべて官房に集中して配置し、事務総局の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理することとされた。

審議官11人の内訳は、局担当審議官各2人、官房担当審議官1人であり、このうち、官房担当審議官が総括整理する事項は、法規、検定のほか研究、研

修に関する重要事項とされた。そして、14年12月以降、局担当審議官1人は国際業務に関する重要事項についても総括整理することとされた。

その後、17年4月1日の組織改正で特別検査担当の審議官1人を増置し、第5局担当審議官が3人となった。さらに、21年4月1日の組織改編で検査総括業務の企画及び立案への参画、関係事務の総括整理を専任する官房担当審議官1人を増置し、官房担当審議官は検査総括担当と検査支援業務及び国際業務の企画立案に関する業務を総括整理する検査支援・国際担当の2人体制となった。審議官は、21年12月末現在、計13人設置されている。

(3) 調査官補（昭和54年～）

昭和54年4月1日、検査各課（上席調査官を含む。）に調査官補を設置した。調査官補を設置した趣旨は、従来の主任が将来調査官に進むグループとその他の庶務一般を担当するグループが渾然としていたことから、これらを区別して前者を調査官補とし、調査官として育成するための教育訓練を実施するためであった。

(4) 準課長職（昭和59年～）

50年代及び60年代において、室長、企画官、統括調査官等の準課長職が設置されるようになった。その設置等の状況は、以下のとおりである。

ア 企画官（昭和60年～）

会計検査院の検査体制は、原則として各省庁等の組織別に対応した課の編成となっており、各局課間の横の連絡・調整のための情報が流れにくいという難点がある。このような縦割りの検査体制の欠点を補うため、59年4月1日、官房上席審議室調査官付として調整官5人（各局担当）を設置し、各局監理課の総括副長が兼務する形でその業務を行うこととされた（なお、61年度に調整官（官房担当）1人を増置した）。

そして、検査の企画・調整機能のより一層の充実を図るため、60年4月6日、検査の計画及び実施に関する重要な事項についての企画及び調整に参画する準課長職として、調整官2人に代えて、企画官2人（第3局及び第4局担当）を設置した。この調整官か

ら企画官への振替は、61年度1人（第5局担当）、63年度2人（官房及び第2局担当）、平成2年度1人（第1局担当）について行った。

企画官は、平成13年1月6日に官房上席企画調査官付となり、17年4月1日には内部監査関連業務を担当する企画官（官房担当）1人が増置され、計7人となった。

21年4月1日、内部監査関連業務を担当する企画官（官房担当）1人が能力開発官付公会計監査連携室長に振り替えられ、その他の企画官6人は総務課に振り替えられた。企画官は、21年12月末現在、計6人設置されている。

イ 統括調査官（昭和61年～）

総括的立場にある検査課において、同一省庁等の横断検査など重要な事項の検査についてより効率的、効果的な実施を図るため、昭和61年から、重要な事項についての検査の企画及び調整並びにこれらに必要な検査を行う準課長職として、統括調査官を設置している。

統括調査官（情報処理統括調査官を含む。）は、表1のとおり、設置・改廃され、平成21年12月末現在、計6人設置されている。

表1 統括調査官の設置・改廃

設置年月日	設置された検査課等	設置後の改廃状況
昭和61. 1. 1	官房上席情報処理調査官	
	第1局租税検査第1課	平成17.4.1室長に振替
	第2局防衛検査第1課	
	第3局建設検査第1課	平成15.1.1室長に振替
	第4局農林水産検査第1課	平成15.4.1室長に振替
	第5局鉄道検査第1課	平成17.4.1廃止
平成 3. 4. 12	第2局厚生検査第1課	平成18.4.1室長に振替
4. 4. 10	第3局運輸検査課	現 国土交通検査第2課
	第4局文部検査第1課	平成16.4.1室長に振替
5. 4. 1	第5局通商産業検査課	平成19.4.1室長に振替
11. 4. 1	第3局建設検査第2課	現 国土交通検査第3課
14. 4. 1	第4局農林水産検査第2課	
18. 4. 1	第5局特別検査課	平成21.4.1情報通信検査課統括調査官に振替
21. 4. 1	第5局情報通信検査課	

ウ その他の準課長職

ア～イ以外の準課長職については、昭和59年4月1日、人事課研修室長（平成4年4月10日廃止）が、ついで昭和61年4月5日、会計課に会計管理官が、さらに、62年5月21日、総務課に渉外広報室長、調査課に資料情報管理室長が、それぞれ設置された（279ページ参照）。

3 定員の変遷

昭和41年度から63年度までの定員の推移

会計検査院の定員は、40年代になって、41年度からの欠員補充人事の凍結、44年度からの政府の定員削減計画への協力により、増員と減員が同数で推移したため、会計検査院の定員は49年度まで1,212人のままであった。

50年度以降は、検査機能の充実強化を図るため、毎年度若干人の純増が認められるようになり、63年度には、会計検査院の定員は1,234人となった。

4 人事制度の変遷

(1) 定年制度及び高齢者雇用

ア 定年制度

昭和56年6月に公布された国家公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第77号）により国家公務員法が改正され、一般職の国家公務員に関する一般的な定年制度が60年3月31日に導入された。

定年制度とは、職員は、原則として定年年齢に達したときには、定年退職日において任命権者の処分を要せずに退職するという制度であり、一般職の国家公務員については、一部の例外を除いて、原則的に定年制度を適用することとされた。そして、その定年年齢は、原則として60歳とされた。

会計検査院では、次のような方針を定めて、定年制度の運用に当たることとした。

(7) 定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(イ) 定年年齢は60歳（ただし、庁務職員等については63歳）である。

(ウ) 職員のうちの調査官（副長を含む。）について、勤務延長制度を適用することとする。

なお、その後、人事院規則11－8（職員の定年）の改正により、平成9年9月から、各府省の事務次官等、会計検査院の事務総長及び事務総局次長の定年年齢は62歳とされた。

イ 勤務延長制度

国家公務員法では、職員の職務が特殊であるなどの事情により代替職員がすぐに得られない場合や、その職員が特別の任務を遂行中であるという場合など、その職員が退職することにより公務運営に著しい支障を生ずる場合には、定年による退職の特例として、最長で3年の勤務延長が認められている。会計検査院では、定年制度の導入に伴い、職員のうちの調査官（副長を含む。）について、次のような方針に沿って勤務延長制度を適用することとした。

(7) 勤務延長制度は、昭和59年度以降のおおむね10年間にわたり実施する。

(イ) 勤務延長する者は、60年3月30日までに60歳、61歳及び62歳の各年齢に達した者並びに60年3月31日以降同年齢に達した者の中から次の範囲内で選定する。

a 各年度中に60歳に達した者の100%以内（人事院の承認を要する。）

b 各年度中に61歳に達した者のほぼ70%（人事院の承認を要する。）

c 各年度中に62歳に達した者のほぼ70%

(ウ) 勤務延長する者は、勤務成績、健康状態等を総合勘案して選定する。

勤務延長された者が在職していた期間は、60年度首から平成4年度末までの8年間で、この間に勤務延長された職員の数63人であった。

(2) 女性職員の採用・登用

ア 調査官等への登用

会計検査院において、女性の調査官が誕生したのは、昭和51年4月の2人が最初であった。それまで会計検査院の女性職員はそのほとんどが官房各課、各局監理課又は検査課の文書係に所属し、専ら庶務業務に従事していた。しかし、50年代～60年代の職員

の大量採用やそれに伴う職員年齢の若年化という事情などを背景として、女性の能力を検査の面にも積極的に活用する必要が生じたことなどから、女性検査要員の増員が図られることになった。

検査業務に従事する女性職員については、当初は、専ら庶務業務に従事していた職員、いわゆる「庶務コース職員」が「検査コース職員」へ転換する方式がとられていたが、60年4月からは、この方式に加え、女性の国家公務員採用中級試験合格者（61年4月以降は同Ⅱ種試験合格者）を採用する方式がとられ、採用当初から検査業務に従事させることとした。また、平成2年4月には、女性の国家公務員採用Ⅰ種試験合格者が初めて採用され、その後も女性の同試験合格者が数人採用されている。

女性検査要員の拡充の状況については、表2のとおりとなっている。上記のとおり、昭和51年4月に初めて女性職員2人を調査官に登用してから、徐々に「検査コース職員」へ転換する者が増え、59年4月には調査官7人、調査官補3人、合計10人となった。そして、60年度から、検査要員として毎年度新規に女性職員を採用するようになり、平成21年4月現在、101人が在職しており、検査業務に従事する女性職員の採用の拡大が図られてきた。

また、昭和64年1月1日には、第4局厚生検査第2課及び第5局通商産業検査課の副長に初めて女性職員が登用された。調査官については、51年度の2人から平成21年度の53人にまで増加し、登用の拡大が図られてきた。

表2 年度別女性検査要員数 (単位：人)

年度	副長	調査官	調査官補	事務官	合計
昭和 51	0	2	0	0	2
52	0	3	0	0	3
53	0	3	0	0	3
54	0	4	1	0	5
55	0	4	3	0	7
56	0	4	3	2	9
57	0	5	2	3	10
58	0	7	1	2	10
59	0	7	3	0	10
60	0	9	1	3	13
61	0	10	2	3	15
62	0	12	0	4	16
63	0	12	0	10	22

年度	副長	調査官	調査官補	事務官	合計
平成 元	2	10	1	11	24
2	3	9	4	13	29
3	3	10	3	16	32
4	3	11	7	15	36
5	1	12	7	18	38
6	1	14	9	17	41
7	1	15	11	19	46
8	2	18	11	20	51
9	2	22	15	16	55
10	3	23	15	17	58
11	4	27	15	17	63
12	2	33	13	16	64
13	4	34	14	17	69
14	5	36	13	16	70
15	4	40	13	16	73
16	6	42	13	18	79
17	5	43	12	21	81
18	3	47	12	24	86
19	3	47	13	26	89
20	1	53	11	31	96
21	1	53	13	34	101

注 各年度の4月1日現在の人数

イ 係長等への登用

上記の女性職員の調査官等への任用のほか、女性職員の登用としてみるべきものに、次のようなものがある。

(ア) 昭和57年4月、第4局及び第5局の各監理課の管理係長に初めて女性職員が登用され、その後、その他の各局監理課の管理係長にも女性職員が登用されることになった。そして、59年4月には全局監理課の管理係長が女性職員となるとともに、同年同月及び60年4月には、官房の上席審議室調査官付及び上席情報処理調査官付の管理係長にも女性職員が登用された。

(イ) 62年4月、検査課の文書係長に初めて女性職員が登用され、その後、平成10年度まで毎年度1人ずつ検査課に女性の文書係長が増置された。

(ウ) 係長より上位の専門職ポストについては、昭和56年4月に官房調査課に図書専門官が設置され、初めて女性職員が登用された。

第3節 検査業務

第1 検査の対象

1 検査の範囲

検査の範囲は、院法第22条の規定による必要的検査対象と、院法第23条第1項の規定による選択的検査対象の2つに大別されている（169ページ参照）。

その中で、選択的検査対象の範囲については、昭和30年8月の院法改正によって、専売公社、国鉄及び電電公社の3公社に関する検査の範囲が国の場合と同じ範囲に拡張されていたが、公社の民営化に伴う60年4月及び62年4月の院法改正により削除されることとなった。

2 必要的検査対象団体の設立改廃

40～60年代における必要的検査対象団体の概況と設立改廃の主なものについては以下のとおりとなっている。

(1) 必要的検査対象団体の概況

戦後処理が進む中、主として国が行っていた事業や業務を引き継ぐ形で、20年代半ばから3公社や政府関係機関（公庫、銀行）が、また、30年代からは公共事業を行う公団や経済社会政策等を担う事業団、協会等が漸次設立された。それに伴い必要的検査対象団体も増加し、40年代に入ると90を超えるようになった。

(2) 3公社の分割・民営化

24年6月に発足した専売公社及び国鉄、27年8月に発足した電電公社のうち専売公社及び電電公社は、60年4月に民営化され、それぞれ、JT及びNTTとなった。そして、国の保有する両会社の株式は逐次売却されるものの、なお国の株式の保有割合が2分の1以上となっており、必要的検査対象団体として検査を行った。

一方、国鉄は、62年4月に分割・民営化され、日本国有鉄道清算事業団（国鉄清算事業団）とJR北海

道、JR東日本、JR東海、JR西日本、JR四国、JR九州、JR貨物（JR各社）等に分かれた。このうち国鉄清算事業団は、資本金の全額を国が出資していたため、必要的検査対象団体として検査を行うこととなった。

3 選択的検査対象に対する検査指定

40～60年代に行われた検査指定の中で、社会経済情勢とも関係が深いと思われるものについて、以下に述べることとする。

(1) 不正経理に関する日本発馬機(株)の検査指定

54年11月、日本発馬機(株)にごまかし所得があり、大部分が使途不明になっている旨の報道がされた。

この会社は、元々国の全額出資法人である日本中央競馬会（JRA）の発馬機部門が分離されたもので、JRAがその資本金の50%を出資しており、JRAから競馬開催及び発馬練習に係る発走業務の一切を請け負っていた。したがって、その経営のいかんによってはJRAの業務運営が阻害されることになることから、同会社の経理の実態を明らかにする必要があると認められた。

そこで、会計検査院は、55年1月、同会社を院法第23条第1項第5号の国の孫出資法人として検査指定を行い、検査を実施した。そして、検査の結果、経理びん乱の事実が判明したため、不当事項として55年度決算検査報告に掲記した。

(2) 石油危機後の石油備蓄会社の検査指定

48年及び54年のいわゆる石油危機を契機に、石油備蓄の拡大充実が叫ばれた。そして、54年12月から61年5月までに、いわば国策会社として、石油の備蓄に必要な貯蔵施設の建設及び管理運営を行うため、8石油備蓄(株)が順次設立され、国の全額出資法人である石油公団から、当該貯蔵施設の設置に必要な資金について多額の出資及び無利子融資が行われた。

これらの会社については、石油公団の出資等が多額に上ること、その業務が石油公団の重要な業務の一つである国家石油備蓄業務の一環として行われること、国家備蓄石油搬入後も貯蔵施設の利用料として毎年多額の資金が同公団から支出されることなどから、継続的に検査を行って事業等の運営に適正を期する必要があると認められた。そこで、施設の建設が本格化し、事業規模が拡大した昭和58年から平成2年にかけて、院法第23条第1項第5号の国の孫出資法人としてその設立から将来にわたる検査指定を行い、毎年検査を行っていくこととした。

(3) 国鉄の分割・民営化とJR各社の検査指定

国鉄は、前述のとおり、昭和62年4月に分割・民営化され、国鉄清算事業団とJR各社等に分かれた。

上記の各法人のうち、国鉄清算事業団は、国の全額出資法人として必要的検査対象団体となったが、JR各社は、同事業団の全額出資法人となったことから、院法第23条第1項第5号の国の孫出資法人として選択的検査対象団体となった。これらJR各社については、旧国鉄から多額の資産を承継しており事業規模も大きいこと、国が補助金や債務保証等の財政援助も与えていること、そして、何よりもその設立の経緯から健全経営が強く求められるものであることなどから、継続的に検査を行って事業等の運営の適正を期する必要があると認められた。そこで、62年4月に将来にわたる検査指定を行い、毎年検査を行っていくこととした。

(4) NTTの分割子会社の検査指定

電電公社は、前述のとおり、60年4月に民営化されてNTTとなったが、これに伴い、臨時行政調査会の答申などにより、他の電気通信事業者との公正有効競争を実現するなどのため、新会社を設立して、従来行ってきた事業の一部を分離譲渡することとされた。そして、63年5月、NTTの全額出資会社として、エヌ・ティ・ティ・データ通信(株)（NTTデータ、現(株)NTTデータ）が設立され、従来データ通信設備サービス事業として行ってきた第二種電気通信事業に係る電気通信役務の提供等の事業の営業譲渡が行われた。

これに対しては、事業内容が法律に定められた電気通信事業で、従来NTTが本来業務としていたものであって、一体性があること、資本金額が大きく、その全額がNTTの出資に係るものであり、また、譲渡資産・負債が多額に上ること、営業の規模が大きく、今後もその拡大が見込まれること、さらに、特別第二種電気通信事業として社会保険システムサービス、大蔵省（現財務省）官庁会計事務システムサービス等公共性の高い事業を実施していることなどから、継続的に検査を行って事業等の運営に適正を期する必要があると認められた。

そこで、NTTデータについて63年7月に、院法第23条第1項第5号の国の孫出資法人としてその設立から将来にわたる検査指定を行い、毎年検査を行っていくこととした。

第2 検査の観点

我が国の会計検査においては、これまで5つの観点（正確性、合规性、経済性、効率性、有効性）その他会計検査上必要な観点から検査が行われてきたが、その時々为社会経済情勢等によって、各観点の比重には相当な変化がみられる。そして、昭和40～60年代を振り返ってみると、おおむね、経済性、効率性の検査から、有効性の検査へと展開しているという大きな流れがみてとれる。以下、40～60年代における流れの主な状況を概観することとする。

1 昭和40、50年代の有効性の検査の確立と展開

(1) 意見表示・処置要求を指向した有効性の検査

30年代後半からの意見表示・処置要求の積極的発動は、経済性、効率性に加えて、本格的な有効性の観点からの検査にもつながっていった。

もとより、有効性の観点からの検査は、過去にも行われ、その指摘事例も散見されていたが、戦後処理が終わった30年代から本格的復興期に入り、各種長期計画に基づく社会資本整備等の多数のプロジェクトが展開されるに至り、会計検査の範囲も、各種公共事業等の事業効果の達成状況を評価することに

まで広がった。その結果、37年に国営農業水利事業を取り上げたのを皮切りに、40年代には、国営かんがい排水事業、同干拓事業等の農林関係事業や、地方交通線の鉄道新線の建設事業などについて有効性の観点からの意見表示・処置要求が相次いだ。また、40～42年度決算検査報告では、不当事項、意見表示・処置要求になじまないものであっても、国の投資効果等に関して大局的、総合的見地から批判意見のある事態については、いわゆる「留意事項」(229ページ参照)として別途記載したものもあった。

このような検査を通じて、40年ごろから有効性の観点からの検査が定着し、一応の確立をみたのである。

(2) 特記事項の新設と有効性の検査

その後、50年度決算検査報告から、予算執行の効果が発現していない事態など会計検査上適切とは認められない事態ではあるが、国の政策上の根本問題が絡んでいるなどのため、不当事項はもとより、意見表示・処置要求にもなじまない問題を特記事項として掲記して問題提起することになった。これにより、上記のような問題にも積極的に目が向けられ、有効性の観点からの検査が更に広く行われるようになり、その比重が一段と高まった。

この特記事項としては、新東京国際空港、原子力船「むつ」、多目的ダム、国営干拓等の大型プロジェクトの投資効果に関するもの、国鉄の営業状況に関するもの、住宅、土地の利用に関するもの、繭糸価格安定制度の機能に関するものなどがある。

2 昭和60年代の経済性、効率性の検査

会計検査院では、62年4月までに3公社がすべて民営化されたことを受けて、同年5月に株式会社の検査はどうあるべきかについて検討を行った。その結果、民営化の趣旨を認識し、経済性、効率性の観点からの検査、とりわけ、経営が効率的に行われているかという点に重点を置いて検査することとなった。なお、JR各社については、民営化後も、公共的性格が極めて強いことに留意し、サービスの安定性、利便性等の確保が図られているかという有効性の観

点からも検査を行うこととなった。

民営化後の代表的な指摘としては、JR関係では、直営店舗事業の収支及び管理に関するもの、NTTでは、競争確保の一環である機器等の自由化に対応したカラー電話機等の提供に関するものがある。いずれも経営の効率化を求めた院法第36条の規定による意見表示であるが、このほかにも、各種業務の経済的、効率的な実施を求める指摘がほとんどとなっている。

第3 検査の運営

1 検査の計画

会計検査院では、検査対象に関する情報の収集と分析を基に効率的、効果的な検査を行うため、毎年の検査に当たって、検査担当課別に重点的に検査すべき項目を設定する形での計画が策定されている。さらに、昭和56年の検査からは、会計検査院全体として取り組むべき基本的な検査の方針を策定している。

(1) 検査担当課別の計画策定の変遷

40～60年代における検査担当課別の計画に関する変遷をみると、次のようになっている。

ア 各検査課の検査方針(昭和44年の検査)

44年の検査に当たっては、前年までのように「検査上の重点事項」を決定する方式ではなく、各検査担当課が検査官会議等にその検査方針を説明し、それについて出された検査官会議等の意見を踏まえて検査に当たることとされた。

イ 「検査計画」(昭和45年の検査～)

翌45年の検査に当たっては、前年の方式を展開し、具体的かつ詳細な計画を策定することとされた。すなわち、44年度予算及びその執行実績を分析検討して問題点を明らかにした上、会計検査という観点からみて重要であると判断した予算について検査方針を立て、この検査方針に基づいて「検査計画」を策定することとされた。

「検査計画」という名称が用いられたのはこれが最初である。これは、従前のように「検査上の重点

事項」についてのみ検査官会議に協議する方式から、検査担当課の計画についてすべて検査官会議に協議する方式とすることにより、会計検査院全体で整合性をとって計画的に検査を遂行しようという趣旨に発したものである。

この「検査計画」の内容は、検査対象グループ（予算区分）ごとに、検査の着眼点、検査の方法・範囲のほか、実地検査予定の人日数、箇所及び時期を盛り込むという詳細なものであった。

翌46年の検査でも、基本的にこの策定方針が受け継がれたが、「検査計画」の内容は若干簡素化され、重点的に検査を行う事項を「検査上の重要項目」として設定するとともに、それに対する検査の着眼点及び方法、実地検査の勢力配分の百分比、実地検査予定箇所数等を定めることとされた。

その後も「検査計画」の構成、様式等について見直しは行われたが、上記の策定方針に大幅な変更はなく、現在に至っている。

(2) 検査の方針

ア 方針策定の概要

検査の方針は、事務総局が所掌する検査事務（院法第12条第1項）の一環として、検査担当課が準拠すべき基本的な検査の取組方針を示すものである。

検査の方針の策定の手順としては、官房の担当課において方針案を策定し、事務総長の審議を経て、事務総局段階の方針案となり、その後、検査官会議の指揮監督（院法第12条第1項）を受けるため、検査官会議に協議して了承を得る取扱いになっている。

平成10年の検査までは、検査の方針の検査官会議への協議は計画案と同時に3月下旬に行われるのが通例であった。

イ 方針策定の変遷

検査の方針に関する変遷をみると、次のようになっている。

(7) 「検査計画に関する基本方針」（昭和56～60年の検査）

昭和50年代に入ると、政策的又は社会的な問題が絡む事態を取り上げて広く問題提起を行う特記事項

の指摘や、官公庁における不正経理の摘発を通じて、会計検査院の活動がそれまでになく国民、国会、マスコミの注目を浴び、期待を集めるようになった。そして、このような各方面の期待に応え、より時代の要請に合致した検査を行うためには、従前のように、検査担当課が個別に策定する検査計画だけでは不十分であり、会計検査院全体としてその年の検査にどのような考え方で臨むかを明らかにし、個々の検査計画を統制するトップダウン型の方針の必要性が痛感された。こうして、56年の検査から、「検査計画に関する基本方針」を策定するようになった。

この方針においては、検査の観点や検査対象である各種事務・事業について、検査担当課が準拠すべき基本的な検査の取組方針が示された。また、新たな検査領域の開拓や検査手法の開発にも取り組むべきことが具体的かつ強力に打ち出され、その結果、社会保障関係や文教関係などのいわゆるソフト分野の検査が大きく開花し、また、コンピュータを利用した検査も積極的に行われるようになった。

(1) 「検査計画に関する基本方針」と「検査計画の策定に関するガイドライン」（昭和61～平成10年の検査）

昭和61年の検査に当たり、60年12月、事務総長から「検査計画の策定に関するガイドライン」が示された。このガイドラインには、検査担当課が計画案を策定する上で準拠すべき事項や検査業務を遂行する上での留意事項等が具体的かつ詳細に盛り込まれた。

この意図するところは、「検査計画に関する基本方針」と同趣旨であるが、検査担当課における計画案の策定が検査の方針の検査官会議への協議に先行していたことから、そのずれを実質的に埋めるため、事務総長が検査官会議の意向を体して、検査担当課における計画案の策定に先立って、あらかじめ計画策定の指針を示すようになったのである。

2 検査の実施

(1) 書面検査

ア 計算証明

計算証明については、院法制定後これまで4回にわたり（40～60年代においては40年、57年の2回）、会計検査院における検査上の必要性も踏まえつつ、検査対象機関における事務負担や物価水準の上昇などの事情を考慮して、証拠書類の添付書類を手元保管することができる限度額を引き上げるなど、事務簡素化のための見直しが行われている。



書庫に保管されている証拠書類

イ 書面検査の位置付け

40年代後半以降になると、出張日数の増加により在庁日数が減少し、書面検査の完全実施が困難な状況となったことなどから、計算書や証拠書類から検査上重要な事項を抜き書きして検討する「書抜き制度」についても各課において検査体制等の実情を考慮して行うことなどとされた。

こうして、検査の本体は実地検査に移行し、書面検査は、「決算の確認」における計数の正確性を検証する手段として行われるほかは、実地検査のための準備としての性格が強まっていった。

(2) 実地検査

ア 実地検査の特別な形態

(ア) 海外検査 ―政府開発援助（ODA）の検査―

ODAについては、61年のいわゆるマルコス疑惑を契機に、62年から本格的に相手国における現地調査

を行うようになった。

(イ) 臨時・緊急の検査

―青森粗悪石材問題の検査―

61年夏、青森県において、漁港、港湾、海岸等の国庫補助事業で使用された石材が粗悪ではないかという疑惑が明るみに出た。この問題は、国会議員による現地調査も行われ、国会やマスコミにおいても取り上げられた。このような状況の下、会計検査院は、既に通常の実地検査が終了して検査報告の取りまとめ時期に入っていた10月の中旬に、官房の企画官を主任官とし、農林水産、運輸、建設の関係検査課の調査官からなる計10名の編成で、臨時・特別に実地検査を実施した。

なお、本件については、石材の分析等を部外の専門家に依頼するなどして検討した結果、構造物の安定性及び耐久性に重大な支障はないであろうと判断された。

イ 実地検査をめぐる問題 ―接待問題―

52年11月13日から連日にわたって新聞紙上に、会計検査院の調査官が実地検査の際に検査対象機関側から過剰な接待を受けているという報道が続いた。また、衆議院及び参議院の決算委員会等においてもこの問題を重視して、厳しい質疑が相次いで行われた。

会計検査院としては、直ちに事実関係の究明のため厳重な調査を行い、その結果、会計検査院の権威と信頼を維持するため、また、国会及び国民の批判に応えるためにも、今後一切そうした接待を受けることのないよう措置することとした。すなわち、同年11月19日、事務総長から全職員に対して、強く自粛自戒を求める通達が発せられ、同時に、検査対象機関に対しても、今後いかなる形にせよ接待を固辞するという方針について全国的な協力方が呼びかけられた。また、その実効を確保するため、53年1月以降、実地検査出張時の宿泊施設の手配等はすべて会計検査院が直接行うこととなった。

(3) 横断検査

会計検査院の検査体制は、原則として各省庁等の組織別に対応した課の編成となっている。このよう

な縦割りの検査体制は、複数の課にまたがる検査事項に機動的に対応しづらいという難点があり、複数の課が所掌する各検査対象機関が関連又は類似する事務・事業を行っていて、それらを総合的に又は同一の着眼により検査する必要があるときは、単一の組織が横断的に検査を実施する方が望ましいことがある。

会計検査院では、このような縦割りの検査体制の欠点を補い、より良い検査成果を得るため、横断検査の実施を行う部署を設けている。その検査体制等の変遷及び成果は、次のようになっている。

ア 昭和60年までの横断検査

(7) 効率性検査と横断検査

36年4月、官房に上席審議室調査官が設置され、事務総長から特に命じられた事項について調査することになったが、46年に特命調査事項の一つとして、効率性検査に関する調査が追加された。そして、この46年から60年までの間に実施された効率性検査の中に、複数の局課にまたがる横断的検査事項が含まれている。

この効率性検査の結果検査報告に掲記されたものとしては、52年に、当時2つの局の4検査課が分掌していた建設省、住宅金融公庫、日本住宅公団等が実施している公的資金による住宅の建設及び管理について横断検査を実施し、51年度決算検査報告に特記事項として掲記したものがある。

(イ) コンピュータ関連の横断検査

上席審議室調査官では、38年からADPS班を設置してコンピュータに関連する検査上の諸問題について調査研究を行うなどしてきたが、54年に、コンピュータの設置及び運営経費について初めて本格的な横断検査を実施した。そして、中小企業共済事業団において中央処理装置に余力があるのに事務の一部を外部に委託している事態について、院法第34条の規定による処置要求を行った（53年度決算検査報告）。

なお、官房に上席情報処理調査官が設置された59年4月以降は、コンピュータ関連の横断検査は上席情報処理調査官が担当することになった。

イ 昭和61年からの横断検査

行政の複雑・多様化に伴い、検査上各課にまたがる諸問題の発生が増加していることにかんがみ、61年の検査から、「検査計画の策定に関するガイドライン」や「検査計画に関する基本方針」に横断検査項目を具体的に明示して、横断検査を行うようになった。

その中で、60年12月、上席審議室調査官の効率性検査班が廃止され、翌61年から横断検査業務は、同じく上席審議室調査官の企画調整班が行うことになった。これに伴い、横断検査の企画及び調整は企画調整班が行い、横断検査の実施及び取りまとめは関係検査課が分担するという分業体制を基本として、横断検査を実施することとした。

会計検査院全体の方針として横断検査を実施するようになったという意味では、本格的な横断検査は61年から開始されたといえることができる。

(4) コンピュータを利用した検査

検査対象機関における業務は複雑・膨大化しており、また、情報化社会の進展とともにコンピュータによる事務処理が広範な分野に及んでいる。このような状況から、会計検査にコンピュータを利用することが効果的になっており、会計検査院では、その拡大を図ってきている。

コンピュータを利用した検査の沿革をみると、大きく4期に分けることができるが、40年～60年代においては以下の2期が挙げられる。なお、検査における活用状況は後述する（291ページ参照）。

・第1期(昭和38～58年)

上席審議室調査官にADPS班を設置し、コンピュータを利用した検査技法の開発研究が行われた時期

・第2期(昭和59～60年)

上席情報処理調査官を設置し、汎用コンピュータを導入して本格的にコンピュータを利用した検査が開始された時期

3 検査結果の分析・検討

(1) 鑑定等の依頼

各種の材料や構造物の安全性について分析や試験を依頼したり、不動産の価格について鑑定評価を依頼したりなどして結論に達した例として、61年に起こった前記の青森粗悪石材問題（226ページ参照）の解明に当たっては、石材の比重や風化のおそれの有無など、専門的な試験、分析、検討等の鑑定を部外の大学教授に依頼した。

(2) 技術参事官の設置

44年4月、技術的な問題の検討や判断に当たり、より高度な専門知識による支援を期して、課長相当職の「技術専門官」1人が設置された。同職は、その後5人まで増員されるとともに、54年には「技術参事官」と名称が変更された。そして、55年に1人減員となっている。

これら技術参事官は、他省庁に出向を要請して受け入れた専門家を主体とし、それぞれの技術分野における知識と経験の豊かな者を配置している。なお、医療費の検査を本格的に開始した62年当時は、医療担当として医師の有資格者が在籍していたこともあった。



実地検査風景

第4 検査報告

1 検査報告掲記事項

院法施行規則第15条の規定による任意的掲記事項の③「その他必要と認める事項」（178ページ参照）

の記述について、昭和40～60年代の主な状況は次のようになっている。

・ 処置済事項 （41年度決算検査報告～）

・ 特記事項 （50年度決算検査報告～）

上記の処置済事項と特記事項は「概説」記述から派生したものである。

そして、必要的掲記事項のうち不当事項及び意見表示・処置要求事項と上記の処置済事項及び特記事項は、通称「指摘事項」と呼ばれている。

以下、これらの事項等を中心に、検査報告の掲記事項について述べることとする。

(1) 不当事項

ア 分類項目の新設・廃止

会計経理の対象等の別に不当事項が分類して掲記されていたが（178ページ参照）、この分類は、その後、掲記件数の相対的な多寡を反映して、次のように逐次新設又は廃止された。

(7) 52年度決算検査報告では、「貸付金」の項目が設けられた。貸付金については、20年代から農林漁業金融、中小企業金融等についていくつかの指摘を行ってきたが、住宅や社会保障等に関する金融の指摘も出てきて、検査分野としての重要性が高まったことから、新項目の設定となった。

(イ) 60年度決算検査報告では、「保険」の項目が、収入面の「保険料」と支出面の「保険給付」に分けられた。高齢化の進展に伴い、社会保障給付費が増大していることから、厚生省関係の検査体制を整備拡大して検査の充実を図った結果、代表的な保険給付の一つである年金の支給に関し、在職老齢年金の過大支給の指摘などが出てくるようになったことなどから、新項目の設定となった。

イ 不当事項の件数のカウント方法の変遷

不当事項の対象経理等別の分類項目のうち「租税」については、何度か件数整理の変更があった（179ページ参照）が、44年度決算検査報告からは全部合わせて1件とされた。

不当事項の件数は、一つの会計経理につき1件とカウントするのが原則であるが、その発生原因や当局の責任の度合、金額の大きさなどによっては、同

じように1件とカウントするのでは事柄の重大性からみてバランスがとれない場合がある。上記の件数カウントの変更は、件数の増減に伴い項目間のアンバランスが増幅拡大したため執られた処置であった。

(2) 意見表示・処置要求事項

ア 意見表示・処置要求の展開

37年に8件という多数の意見表示・処置要求が行われたことにより従来検査報告で取り上げられなかった問題が多く取り上げられ、大きな検査成果も上がったことから、会計検査院内でも意見表示・処置要求を発動する気運が高まり、同年以後も、毎年多数発動されるようになった。

その中で特徴的なこととしては、40年代を中心に、日進月歩の技術革新の中で、機械の進歩や施工形態の変化に追いついていない積算基準の改正を求める処置要求が相次いだ。また、より高い見地から事業効果を問うものも現れるようになった。

また、分野別にみると、上記の積算基準の問題や事業効果を問題とした公共事業関係が多いほか、社会経済情勢の変化の影響を敏感に受けて揺れ続けた農政を反映してか、各年代を通じて農業関係も多くなっている。また、40、50年代を通じては、3公社を始め出資法人の業務運営に関するものも多い。そして、昭和60年代から平成期では、高齢化社会の進行等に伴ういわゆるソフト分野への検査指向とあいまって、社会保障や文教関係が多くなっている。

イ 意見表示・処置要求に対する処置状況

この処置状況は、意見表示・処置要求事項が掲記された検査報告の翌年度の検査報告に掲記されるのが通例となっているが、中には、早期に処置が講じられ、意見表示・処置要求事項と同じ年度の検査報告に掲記されたものも数件見受けられる。

また、逆に、処置が滞っていたり、完結していないものについては、処置が講じられるまで毎年検査し、その状況が毎年度の検査報告に掲記されている。

ウ 意見表示・処置要求を受けた法律の改正

意見表示や処置要求を受けて講じられる当局の処

置の内容は千差万別であるが、ここでは、院法第36条の規定による意見表示・処置要求が契機となって法律の改正が行われたものの例を挙げておく（件名の前の年は意見表示・処置要求の発動年。件名の後の（ ）内の年は改正法律の制定年、法律名は当該改正が行われた法律）。

昭和58年 国民健康保険助成費について

（昭和59年 国民健康保険法）

(3) 「概説」記述

ア 「概説」記述の記述方針

「概説」の記述方針は、42年に見直しが行われ、記述する場合や対象が拡大されたが、45年11月には、概説記述の整理統一を図るため、概説を記述する場合が次のように定められた。ただし、政府関係機関については、従前どおり、これに該当しなくても決算や事業の概説を記述することとされた。

(7) 収納未済額、翌年度繰越額あるいは不用額が著しく多いなどの現象が見受けられ、予算執行について総合的批判意見を述べる必要がある場合

(イ) 特別会計、出資団体等について、財務諸表の項目に著しい増減があるとか、経営の悪化が認められるなどの現象が見受けられ、これについて批判意見を述べ又は問題を提起する必要がある場合

(ロ) 国の政策上の根本問題であるなどのため、不当事項又は意見表示・処置要求になじまないが、事態の重要性からみて、今後の検討を要するとして問題提起の記述をする必要があると認める事態がある場合

(ハ) 検査報告に不当事項等が掲記される団体で、その内容を理解しやすくするため、当該団体の業務等について特に説明をする必要がある場合

イ 「留意事項」の掲記

この間、40年度から42年度までの決算検査報告の概説の中に、「次のとおり、留意を要すると認められるものがある」という前書きの下に件名を付して、批判意見のある事態が不当事項や意見表示・処置要求事項に準ずるような形で組織的に掲記された。これは前書きの文言から通称「留意事項」と呼ばれたもので、3年間で計50件掲記された。これは、国会

の決算委員会の審議の場などで、より大局的、総合的見地から政府の予算執行についての注意を喚起し、あるいは国会の決算審査の参考となるような所見があってしかるべきではないかという意見もあって掲記されたものである。

しかし、この留意事項の多くは、本質的には意見表示・処置要求事項と同じ性質のものであったこと、また、最も主要な検査結果である不当事項等の指摘事項の記述の前に、この留意事項という批判記述が行われるため、検査報告の掲記事項のウエイトが分かりにくいものとなっているということから、極力、意見表示・処置要求を行うこととされ、43年度決算検査報告以降、留意事項の掲記は廃止された。

ウ 「概説」記述の廃止

概説は、必要的掲記事項である不当事項や意見表示・処置要求事項になじまない問題を積極的に国民の前に明らかにする場として、一定の役割を果たしたが、記述方式に対する批判などもあって、50年度決算検査報告からこの方式が大きく変更された。すなわち、新たに特記事項という掲記事項が設けられ、それまで概説で記述された批判意見や問題提起の記述で、特記事項の掲記基準に合致するものは特記事項として掲記されることとなった。そして、概説は政府関係機関の決算等の概況を除き記述しないことになり、51年度決算検査報告からは、それも検査対象の概要を記述する箇所で一括して記述することになり、ここに各省庁・団体別記述の冒頭に掲げられていた概説は姿を消した。

(4) 処置済事項

ア 掲記の経緯

処置済事項は、会計検査院が検査の所見に基づき意見表示・処置要求を行うべく準備中に、検査対象機関においてそれを待つまでもなく検査の際の指摘を契機として自発的に改善の処置を講じた事態に関する記述であり、41年度決算検査報告から掲記することになった事項である。

このように、検査の過程で省庁・団体が改善の処置を講じた場合は、意見表示・処置要求の必要性が失われるが、そうした事態も大きな検査の事績であ

り、また、会計経理の適正を期する上での貴重な情報である。そこで、他の同種の事業運営、経理執行等の参考に資するため、検査報告に掲記する必要があると認められる場合には掲記することにしたものである。

イ 掲記の状況

この処置済事項は、当初、概説記述の中で留意事項と並んで、特段の標題を付さずに「本院の質問に対し、主務省（庁等）において処置を講じたものが次のとおりある。」という前置きの下に記述された。これが43年度決算検査報告からは、留意事項の掲記が廃止されたことにより概説中から移され、不当事項又は意見表示・処置要求事項の記載の後に、標題を付さずに掲記された。そして、特記事項が新設された50年度決算検査報告からは、不当事項、意見表示・処置要求事項及び特記事項と並んで、「本院の注意により当局において改善の処置を講じた事項」という標題の下に明確に掲記することになった。なお、この標題は、52年度決算検査報告から、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」に変更されている。

(5) 特記事項

ア 掲記の経緯

特記事項は、従来の概説を発展的に解消し、その中の批判意見を述べ又は問題を提起する必要があると認める事態について、独立のグループを設けて事態を明確に示そうとするもので、50年度決算検査報告から掲記することになった事項である。

このような独立の項目が新設されたのは、当時の検査報告に対して、投資効果が上がっていないといったような国民が重大な関心を寄せている大きな事態が掲記されておらず、概説中に掲記されている事態も決算や事業の概況に関する記述に埋没して、提示しようとしている事態が必ずしも浮き彫りにされていないなどとする意見があったこと、特に、後者の事態に関しては、概説といった漠たる場ではなく、事態を明確に示すように、その場所と内容を考慮すべきであるといった批判があったことによるものである。

こうして、予算執行の効果発現が停滞しているなど会計検査という観点から適切とは認められない事態ではあるが、国の政策上の根本問題が絡んでいるなどのため、不当事項や意見表示・処置要求事項になじまないものがあつた場合は、今後の進展を促し、今後の事業運営、経理執行等の参考に資するため、特記事項として検査報告に掲記して広く問題を提起することになったのである。

なお、「会計検査という観点から適切とは認められない事態」は次のように分類された。

- ① 予算執行の効果が発現していない事態
- ② 事業運営が著しく悪化している事態
- ③ 予算執行、財産管理等の上で顕著な問題がある事態
- ④ 決算等の表示の内容について特記を要すると認める事態（特記を要する原因によって翌年度繰越額や不用額、移・流用額、収納未済額、不納欠損額が著しく多額に上っている事態など）

イ 当初の掲記の内容

このうち、50年度8件、51年度8件、52年度6件と、当初の3年間で計22件が掲記されており、この3年間に掲記された事態の主なもの、次のとおりとなっている。

- (7) 特別会計や公社の損失が多額に上っており、事業経営が著しく悪化している事態（厚生保険、食糧管理、国有林野事業及び郵政事業各特別会計、国鉄、電電公社の電報事業、3公社の直営病院）
- (イ) 大規模プロジェクト事業の施行が大幅に遅延し、投資効果が発現していない事態（新東京国際空港、原子力船「むつ」、国営干拓、鉄道新線、かんがい排水、多目的ダム、大規模年金保養基地等の各事業）
- (ウ) 取得又は建設した土地・施設の利用が低調で、事業効果が発現していない事態（公団住宅及びその用地等）

これらの事態の多くは、会計検査院としてそれまでも問題意識を持っていたものであり、特に特別会計の損益に関するもの、公団住宅に関するものなどは、概説の中でその事実を記述していた問題でもあ

った。

しかし、こうした想定されていた事案が一巡し、出尽くした感がみられた53年度決算検査報告では、わずか1件の掲記しかなく、54年度も2件にとどまった。

ウ 積極的掲記を目標とする検査の推進

上記のような状況を踏まえて、56年1月に特記事項に関する検査の拡大推進を図る方針が示された。この方針では、特記事項の目的について、事業運営、経理執行の参考に資するにとどまるものではなく、「政策の決定及び遂行、予算の編成及び配賦等財政執行に関する高度な意思決定に反映されるような問題提起をも目的としているもの」であることを明確にした上で、財政執行についてより広く高い見地から予算の執行効率の向上に寄与し得るような問題提起に努めることとされた。

この結果、55年度決算検査報告以降は、毎年3～5件程度掲記されるようになり、この中には、国鉄の貨物営業、荷物営業、旅客営業の主要3事業の現状と問題点を独自の視点から分析し、後の国鉄の制度改革論議に寄与することになった問題提起もあった。

また、58年10月には、特記事項で問題提起した事態の進展が図られていないなど、期待した意図を満足しない状態が相当期間を経過してもなお継続している場合には、再度特記事項（場合により、院法第36条の規定による処置要求）として取り上げ、事態の進展を強く促す方針で臨むこととされた。この取扱方針により、再度特記事項等として取り上げられたものには、原子力船「むつ」や葉たばこの生産・調達の問題などがある。

(6) その他の掲記事項

ア 国の収入支出の決算の確認

42年度決算までは、前金払や概算払をして精算未了のものなどを未確認額として検査報告に記載していた(181ページ参照)が、院法上の確認と混同し誤解を与えるなどの理由から、43年度決算からは未確認という取扱い及び未確認額の記載は廃止された。

イ 検査対象の概要の記述

この記述は、21年度決算検査報告では、冒頭の「第

1章総説」中で、検査結果の前置きといった趣であったが、53年度決算検査報告から最終章として掲記されることとなった。

ウ 検査活動の概況の記述

この記述は、40～60年代において、次のように漸次拡大してきた（各頭部の（ ）内の数字は、その記述が最初に行われるようになった検査報告の年度を示す）。

（昭和41年度）実地検査の実績（検査対象箇所数、検査施行箇所数、検査実施率、検査入日数）

（昭和57年度）検査の観点（正確性、合规性、経済性、効率性、有効性の観点）

2 検査報告の審議

検査報告審議の変遷

一官房提案案件の審議体制の整備（昭和58年）一

官房の上席審議室調査官が行う横断検査等の結果提案される検査報告事項案については、従来調整委員会に直接提出することとされ、同委員会では局委員会に準じた審議が行われていたが、58年10月、調整委員会に前置して官房に「特別委員会」を置くこととされた。同委員会の委員長は事務総局次長、委員は関係局の審議官等とされた。

3 検査報告の総理手交

院法の施行以来、検査報告の内閣送付の取扱い、会計検査院長から内閣総理大臣あての送付状により、会計検査院の総務課長から総理府の総務課長（兼内閣官房首席内閣参事官）に渡すという形で事務的に行われていた。一方、人事院の給与改定勧告や各種審議会の答申等は総裁なり会長が直接内閣総理大臣に手交しており、その内容がマスコミで大きく取り上げられて、PR効果が期待される状況であった。

そのような状況の中で、会計検査院としても、検査報告は憲法上の重要書類であり、内容的にも広く国民に知ってもらうことの重要性が高いことから、同じような取扱いが望まれる旨、内閣側に申し入れていたところ、50年12月の49年度決算検査報告の内閣送付において、佐藤会計検査院長から三木内閣総理大臣への手交が実現した。これ以後、この方式が

慣例となっている。



佐藤会計検査院長から三木内閣総理大臣への手交

第5 検査結果の反映

1 対国会業務

(1) 国会における決算審査

衆議院では、昭和20～30年代に引き続き、①特に留意すべき事項、②会計検査院の指摘に対する意見、③前記以外の事項は異議がない旨からなる議決案を一括して採決しているが、参議院では、「決算に対する国会の意思を明確化するとともに、警告決議に対する各会派の意思を率直に表明せしめるという趣旨」から、40年度決算以降「決算を是認するか否かの採決」と「内閣に対する警告」とを分けて行っている（参議院において決算が是認されなかった昭和61年度決算から平成2年度決算までの分については上記の警告決議は行われなかった。）。

(2) 会計検査に関する主な国会決議（委員会決定を含む）

・昭和42年【参】決算に関する議決方式の変更

40年度決算については、本案の議決と警告決議とを別個に行う。

①本件決算は、これを是認する。

②内閣に対する警告

・昭和46年【衆】会計検査院の機能拡充強化を求める決議

会計検査院は、検査を行なうにあたっては、厳正を期するとともに、機能の拡充、強化に努めるべきである。

- ・昭和48年【衆】会計検査院の独立性の保持、検査機能の充実及び職員の受検機関への再就職に関する決議
会計検査院は、独立性の保持と検査機能の充実につとめるほか、職員の受検機関への再就職に関し、検査の公正を疑われることのないよう注意する必要がある。
- ・昭和52～59年【衆・参】会計検査院の充実強化を求める決議
政府関係機関等による融資や債務保証の実態検査については、現行制度では会計検査院の検査が十分に実施されず、国民の期待にそえない点もある。よって、会計検査の強化充実を図るための所要の措置を講ずるよう万全を期すべきである（昭和52年 衆）。
- ・昭和53年【衆・参】会計検査院の綱紀の維持を求める決議
会計検査院の職員が、実地検査に際し受検側から接待を受けていた事実が指摘され、国民の不信を招いたのは遺憾である。会計検査院は、この指摘に対応して新しい検査体制の整備を図り、国民の信頼回復へ努力した跡は認められるが、今後とも厳正な綱紀の維持に努め、国民の信託にこたえるべきである。

(3) 会計検査関連の主要な国会論議

年	事 項
昭和51 ～	会計検査院法改正問題 ロッキード事件、ダグラス・グラマン事件等
53	会計実地検査における会計検査院職員接待問題
54	電電公社、日本鉄道建設公団における不正経理問題 参・決算委、運輸委に中間報告を行う
55	国際電信電話(株) (KDD) における不正経理問題
59	電気需給契約の指摘に関し、衆・決算委調査室による実態調査
61	日本燃糸工業組合連合会関係の検査 青森県下公共事業での粗悪石材の検査
61 ～	海外経済援助に対する検査 フィリピンへの政府開発援助に絡む比政府高官への贈賄等
63	リクルート事件、スーパーコンピュータ購入

2 財政当局との連絡会

34年ごろに一度会計検査院と大蔵省との間で主計官、課長レベルでの懇談会が開催されたが（185ページ参照）、その後、40年5月、当時の小峰院長の強い希望もあり、連絡会を正式に開催するかどうか内部で検討が行われた。検討に当たり問題となったの

は、意見は自由に話すべきであるが、実施方法を誤ると、検査官会議の知らないうちに大蔵省やマスコミに検査結果が漏れるおそれがあるということであった。検査官会議への協議の結果、連絡会は自由に話すことを原則とし、必要に応じて検査官会議に報告することとされた。そして、大蔵省との協議の結果、①各課長の発言は会計検査院の正式意見ではなく、むしろ個人的体験談であること、②会議内容は両当事者部内限りとし部外には漏洩しないことなどが確認された。

主計局との連絡会を年2回開催することとしたのは、3月は予算編成及び執行の経緯と問題並びに会計検査院への依頼要望事項を主計局から聴取し、8月は会計検査院の検査の体験、結果等主計局の予算編成の参考となるべき議題を中心に懇談するためであった。

こうして、主計局との第1回の連絡会が40年8月中旬から9月上旬にかけて開催された。議題は、予算の年度区分、補助単価、他会計からの繰入れの過不足、災害復旧事業の査定等非常に多岐にわたるものであった。

同年10月に検査官会議に上記連絡会の報告を行ったところ、3検査官より、「財投関係の公庫、公団については理財局の出席を求めると効果があるだろう」との意見もあり、大蔵省と交渉の結果、同月中旬に公庫、公団の案件については理財局と意見交換の場が持たれた。そして、翌41年には理財局とも正式に連絡会が開催されることになり、財政資金、国債、国有財産の管理運用上参考と思われる事項の意見交換が行われるようになった。

第4節 検査成果概観

第1 昭和40年代、50年代、60年代の検査成果の特徴

1 昭和40年代

昭和40年代は、ドルショック、石油危機を契機として、日本経済が高度成長から安定成長に入った時期であった。

会計検査院では、「日本列島改造論」に代表される国土開発行政の推進等に伴い、公共事業の経済性の検査を一層拡大するとともに、事業効果の見地か

らの有効性の検査に積極的に取り組んだ。

また、当局において院法第34条又は第36条による意見表示・処置要求を待つことなく会計検査院の指摘の趣旨に沿って改善の処置を講じた事項（処置済事項）について、検査効果をより広く波及させる見地から、これを検査報告に掲記することとした。

掲記区分別件数

年度	不当事項	意見表示・処置要求事項				処置済事項	特記事項	指摘事項 合計
		34	34・36	36	小計			
昭和	件	件	件	件	件	件	件	件
40	372	-	-	9	9	-	-	381
41	337	-	-	4	4	2	-	343
42	260	-	-	2	2	3	-	265
43	182	6	-	1	7	2	-	191
44	153	17	-	-	17	7	-	177
45	146	27	-	1	28	7	-	181
46	199	14	-	-	14	10	-	223
47	176	11	-	-	11	13	-	200
48	152	18	-	-	18	11	-	181
49	86	12	-	1	13	15	-	114
50	82	11	-	1	12	10	8	112
51	74	16	-	1	17	8	8	107
52	93	8	-	2	10	11	6	120
53	164	14	-	-	14	15	1	194
54	157	8	-	1	9	13	2	181
55	180	6	-	1	7	16	5	208
56	184	8	-	-	8	19	3	214
57	181	9	1	4	14	14	4	213
58	157	4	-	3	7	15	3	182
59	148	4	-	8	12	18	2	180
60	117	5	-	4	9	19	1	146
61	129	5	2	2	9	18	-	156
62	170	6	-	1	7	31	1	209
63	166	2	-	4	6	29	1	202

2 昭和50年代

50年代は、49年に戦後初めてマイナス成長を記録したのに続き経済成長率が鈍化し税収が伸び悩んだことから、50年度に戦後初めて特例公債(赤字公債)が発行されるなど、公債の大量発行に伴い財政事情が悪化し、財政再建のため行財政改革が叫ばれた時期であった。

会計検査院では、国の政策上の問題が絡むなど困難な事態についても積極的に取り上げて広く問題提起をすべく、検査報告に新しい検査所見表明の場として特記事項を設けた。そして、この特記事項等を幅広く活用して、事業運営、制度運営、事業効果等の問題点を指摘し、税制改正、公社の民営化等の制度改革に一定の役割を果たした。

また、各省庁、公団、公社等で発生した各種不正経理を数多く摘発した。

一方、会計検査をめぐる問題として、ロッキード事件を契機に、国会等において政府関係金融機関の融資先に対する検査権限の必要性が大きな論議となった。

3 昭和60年代

60年代以降は、高齢化、国際化、情報化が急速に進展した時期であった。会計検査院では、このような状況に対応して、関係の検査体制を整備拡充し、医療や年金、政府開発援助（ODA）といった新しい領域の検査に取り組んだ。また、コンピュータを利用した検査手法を取り入れ、これにより検査の幅が広がることとなった。

第2 租税

徴収過不足の検査は、源泉所得税の徴収義務者、申告所得税、法人税等の納税義務者の把握が十分になされているか、課税対象となる所得金額の捕捉は的確になされているか、所得金額、税額の計算は正しくなされているかなどに着眼し、税務署等の徴税機関が行っている課税処理等の適否を検査するものである。

昭和40～63年度の徴収過不足に係る年度別指摘金額の推移を示すと次のとおりである。

徴収過不足に係る年度別指摘金額の推移

年 度	金 額	
	徴収不足額	徴収過大額(△)
	億 万円	万円
昭和40	5 3361	△ 172
41	5 3993	△ 65
42	5 4017	△ 203
43	7 2522	△ 106
44	6 4127	△ 108
45	8 5169	△ 1766
46	9 9960	△ 1574
47	10 0022	△ 3553
48	8 4897	△ 4291
49	9 4708	△ 1 2179
50	10 4202	△ 1 1303
51	13 1660	△ 1 2132
52	11 2303	△ 6353
53	10 6579	△ 1 0275
54	11 1650	△ 1 2687
55	16 4915	△ 1 3185
56	12 2043	△ 1 0917
57	12 7498	△ 1 4642
58	10 7736	△ 1 1331
59	11 1234	△ 9779
60	10 1201	△ 6399
61	10 8743	△ 5108
62	11 6356	△ 3308
63	12 8805	△ 3245

1 昭和40年代の掲記事項

40年度から徴収過不足に係る検査報告の記述方法が変更された。租税の徴収過不足に係る指摘事項のうち、税額1事項につき10万円以上のものを集計することに加えて、それまで税額1事項につき50万円以上のものを1件として別表に簡単な説明を付して掲げていたものを、税額の合計が1税務署につき100万円以上となるものを1件として別表に掲げることとした。そのため、指摘件数について見ると、39年度180件であったものが、40年度には112件と大幅に減少している。

また、この時期は徴収過不足の指摘金額は増加傾向となり、46年度には、対前年比で約1億4600万円増加し、指摘金額の合計は10億円を超えた。これは源泉所得税の指摘の増加と申告所得税の譲渡所得に係る指摘の増加が影響している。

源泉所得税については、法人税と同時に調査する方法を採っているため、相対的に源泉所得税の調査が手薄になる傾向があった。そこで徴収過不足の検査において他の税目と同じ比重で検査を実施したところ、指摘の増加につながったものである。

一方、土地税制の改正については、44年度に実施され、土地政策と土地税制の整合性を保つため、土地建物等を譲渡したときの値上がり益に対する課税の仕組みが大幅に改められた。

また、48年度の税制改正においては、法人の土地投機を抑制するため、法人の土地譲渡益重課制度が創設されるなどして44年度の土地税制を補完することとなった。

このような状況を踏まえて、徴収過不足の検査においても譲渡所得に特に着眼して検査を実施することとして、各年度検査報告の指摘事項において、大きな割合を占めることとなった。

2 昭和50年代以降の掲記事項

徴収過不足の指摘事項に占める土地関連の指摘事項の割合についてみると、50年代になってさらに増加し、53年度には、全体の25%に達した。これは、従来の個人の譲渡所得の指摘に加え、48年度に創設された法人の土地重課制度に係る課税処理の誤りを指摘しており、法人税においても土地重課、特定資産の買換えの場合の課税の特例、収用等の場合の課税の特例等の土地に関連した指摘の増加が見られたことなどによるものである。

また、徴収過不足に係る検査は、これまで源泉所得税、申告所得税及び法人税の主要3税に着眼して行われてきた。そして後に平成期に入ると、相続税及び消費税についても重点を置いて検査が行われることになるが、これは国税収入に占めるこれらの税目の占める割合が大きくなったこと、これらの税目は税法が複雑で所得計算等も難しいことなどの理由によるものである。

40～63年度における租税の徴収過不足に係るもの以外の掲記事例を示すと次のとおりである。

年度	件名等
昭和51	社会保険診療報酬の所得計算の特例について (特記事項)
56	租税債権の保全について処置当を得ないため徴収の機会を失したもの (不当事項、(指摘金額)2072万円)
	電子計算機の出力用紙のレイアウトについて (処置済事項、(指摘金額)3800万円)
60	農地等に係る相続税の納税猶予制度の運用について改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)1億6168万円)

第3 社会保障

社会保障に関する指摘

(1) 保険料の徴収に係る検査

健康保険、厚生年金保険、船員保険等の保険料の徴収不足に関する指摘は、毎年度不当事項として検査報告に掲記されている。また、労働者災害補償保険、雇用保険の労働保険の保険料の徴収過不足に関する指摘についても毎年度不当事項として掲記されているが、昭和50年代半ばから検査対象となる事業所の選定を合理化したことなどによって不当事項の指摘金額が増加傾向にある。

(2) 医療費、年金等の支出に係る検査

会計検査院は、医療・年金関係を専門に担当する検査課を設置するなどして漸次検査体制を充実し、61年度決算検査報告に医療費についての組織的な検査が行われ、特別養護老人ホームの入所者に係る生活指導管理料の支払については是正改善の処置を要求したものの(処置要求事項(院法第34条)(下表参照))、医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(不当事項)が掲記され、不当事項については毎年度掲記されている。

また、年金についても59年度の厚生年金及び国民年金における受給権の消滅についての事務処理の適正化を図るよう是正改善の処置を要求したものの(処置要求事項(院法第34条)(下表参照))以降、処置要求事項等が掲

記され、不当事項については過払に関する指摘が毎年度掲記されている。

医療、年金以外の保険給付に係る掲記事項については、傷病手当金、児童扶養手当に係る不当事項が比較的多く掲記されている。傷病手当金に係る掲記事項は40年度、昭和57～平成元年度、10年度決算検査報告にみられる。また、児童扶養手当に係る掲記事項は、昭和60年度以降、平成に入ってから検査報告にみられる。

一方、国民健康保険に対する各種国庫助成に係る検査がある。これらの助成交付金に係る掲記事項は40年代の検査報告に不当事項としてみられる。そして、50年代には57年度決算検査報告に国民健康保険助成費について国庫補助事業の適正な執行を図り、国庫補助金の適正な交付を行うよう改善の処置を要求したものの（処置要求事項(院法第34条、第36条)（下表参照））が掲記されている。

また、昭和63～平成6年度検査報告には不当事項として財政調整交付金についての指摘が掲記されている。

(3) 社会福祉費に係る検査

社会福祉費に係る掲記事項についてみると、老人福祉施設保護費負担金(補助金)、児童保護費等負担金(補助金)に係る指摘が継続的に掲記されている。

老人福祉施設保護費負担金(補助金)については、事業主体が補助対象事業費の精算に当たり、扶養義務者等の収入を過小に算定したりなどしたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていた事態を昭和54～平成11年度の検査報告に毎年度不当事項として掲記している。

また、児童保護費等負担金(補助金)については、入所している児童の保護者から徴収する徴収金の算定を誤ったり、保育単価を誤ったりなどして国庫負担金の精算が過大となっていた事態、保育料の減免については、扶養義務者の収入、資産等の状況を調査すべきであるのにそれを行わず、申告による額をそのまま容認していたため、負担能力が過小に認定されていて、町村吏員、教員、開業医、自営業者等保育料を十分に負担できる者についても生活困窮者

扱いとして保育料を減免していた事態が不当事項として掲記されている。

不当事項以外の掲記事項についてみると、44年度決算検査報告に児童福祉法による保護等に要する費用について処置を要求したもの（処置要求事項(院法第34条)(下表参照)）、55年度に保育所措置費補助金について改善の処置を要求したもの（同）などが掲記されている。上記の保育所措置費補助金に係る掲記事項については、53年度に5件であった同補助金に係る不当事項が、54年度に17件に急増したため、制度上不備な点はないかなどに着眼して調査した結果である。

(4) 公的扶助費に係る検査

公的扶助費については、生活保護費について22、29、30各年度の検査報告に不当事項が掲記されており、その後59年度に生活保護の実施において不動産の保有状況等を的確に把握するよう改善の処置を要求したものの（処置要求事項(院法第36条)(下表参照)）が掲記されている。従来の指摘の観点が入入にあったのに対して、この指摘は資産に着眼したものである。

そして、昭和63～平成20年度の検査報告に不当事項が掲記されている。これらの不当事項に係る主な指摘の態様についてみると、就労収入を過小に認定していたもの、年金収入を認定していなかったものなどが挙げられる。

(5) 雇用対策費に係る検査

雇用対策費に係る指摘には、失業対策費補助金に係るものと失業給付金等の各種給付金に係るものがある。このうち、失業給付金に係る掲記事項についてみると、29年度決算検査報告から毎年度、不当事項として掲記されており、処置要求事項等は、52年度決算検査報告から掲記されている。

また、失業給付金以外の雇用保険法に基づく各種給付金に係る掲記事項についてみると、50年度決算検査報告から不当事項、処置要求事項等が掲記されている。

一方、上記の失業給付金以外に雇用保険法に基づいて支給される各種給付金のうち、検査報告に掲記されているものについてみると、雇用調整給付金、中高年齢者雇用開発給付金、特定求職者雇用開発助

第3編 第3章 昭和40年代、50年代、60年代の会計検査

成金、定年延長奨励金、雇用調整助成金、地域雇用開発助成金、地域雇用特別奨励金及び冬期雇用安定奨励金などがある。

これらの給付金の支給に係る不当事項は、50年度決算検査報告から掲記されており、主な指摘の態様

には、給付金の支給要件が欠格しているのに、これに対する審査が十分でなかったため支給が適正でなかったものなどがある。

40～63年度の掲記事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと下表のとおりである。

ア 医療費、年金等に係る掲記事項

年度	件名等
昭和57	国民健康保険助成費について国庫補助事業の適正な執行を図り、国庫補助金の適正な交付を行うよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条、第36条)、(指摘金額)3億9344万円)
58	船員保険の失業保険金について支給の適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)5905万円)
59	厚生年金及び国民年金における受給権の消滅についての事務処理の適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億8468万円)
60	福祉年金と公的年金との併給調整についての事務処理の適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)9億9633万円)
61	国民年金保険料の免除に係る事務処理の適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)2億3052万円)
62	厚生年金保険の老齢厚生年金等に係る加給年金額の支給について是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)15億3221万円)
63	定数を超過して入院させている保険医療機関の把握を適切に行うよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)3億0024万円)

イ 社会福祉費、公的扶助費に係る掲記事項

年度	件名等
昭和44	児童福祉法による保護等に要する費用について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
55	保育所措置費補助金について改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)6510万円)
59	生活保護の実施において不動産の保有状況等を的確に把握するよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条))
61	特別養護老人ホームの入所者に係る生活指導管理料の支払については是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)7億2067万円)
	生活保護の実施において被保護世帯に対する扶養義務者の扶養の履行を確保するよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条))
62	老人医療における特例許可外老人病院の把握については是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億1575万円)

ウ 雇用対策費に係る掲記事項

年度	件名等
昭和52	失業給付金の不正受給金返納金債権に係る延滞金債権の取扱いについて処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
56	総合高等職業訓練校の転換計画及びその実施について処置を要求したもの (雇用促進事業団、処置要求事項(院法第34条))
61	労働者災害補償保険の年金と厚生年金等との併給調整についての事務処理の適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億9621万円)
62	労働者災害補償保険の遺族補償年金等の受給資格者の認定について意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
63	雇用保険の再就職手当の支給を適切に行うよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	競走事業従事者に係る雇用保険の取扱いの適正化を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))

エ その他の掲記事項

年度	件名等
昭和40	都道府県労働基準局および労働基準監督署における経理について (意見表示事項(院法第36条))
44	簡易水道事業における管路布設工事費の積算について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
45	造成建設事業の敷地造成工事の施行について処置を要求したもの (公害防止事業団、処置要求事項(院法第34条))
46	貸付事業における貸付金の経理について処置を要求したもの (公害防止事業団、処置要求事項(院法第34条))
50	血液代金自己負担金支給事業について改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
	貸付けの適正化について処置を要求したもの (年金福祉事業団、処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)2億0660万円)
	厚生保険特別会計の損益について (特記事項)
52	大規模年金保養基地の建設計画について (特記事項)
53	業務委託手数料の算定について処置を要求したもの (医療金融公庫、処置要求事項(院法第34条))
55	移転就職者用宿舎について (特記事項)
57	福祉施設の設置及び管理運営について適切な事業実施を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
62	医学実験用サル飼育管理業務の実施について是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億7623万円)

第4 公共事業

昭和20年代、30年代においては、個別の施工不良や積算過大の指摘など、個別の工事の施行に係る指摘が中心であったが、30年代後半からの意見表示・処置要求の積極的な発動を念頭に置いた検査を実施するなかで、40年代以降、経済性の観点から特定の工種についてその積算基準の改善を求める指摘をしたり、有効性の観点から事業効果の発現に関して改善を求める指摘を行うなど、事業の経済性、効率性、有効性を指向した検査の成果に大きな進展が見られた。

1 積算基準に関する指摘

公共工事の発注に当たっては、30年代前半までは、積算担当者がこれまでの経験に基づいて独自の判断により積算を行っていたが、各省庁、団体等における積算業務の合理化のため、30年代の後半から40年代にかけて着々と積算基準が整備されていった。これらを背景として、会計検査院の検査においても、40年代以降は積算に関する不当事項は減少に転じたこととなった。

一方、30年代後半から、経済性の観点から積算基準の適否等に関する検査が積極的に行われるようになり、機械の進歩、施工形態の変化等に的確に対応していないことなどにより積算が過大となっている

事態が多数見受けられ、意見表示・処置要求や処置済事項として掲記されるようになった。

分野別にみても、指摘は、大規模公共事業の実施を担う各公団や主要な公共事業関係省を中心として、道路、河川、土地改良、鉄道、港湾、空港、通信、住宅、上下水道等ほとんどあらゆる分野に及んでいる。工事の積算基準の不備に関する指摘は、当局において、院法第34条又は第36条に基づく改善要求の前の段階で、会計検査院の指摘に沿って速やかに基準改正の処置を講じ処置済事項として掲記されるものも多数に上っている。

以下、いくつかの事例を紹介する。

防波堤等築造工事におけるケーソンのえい航、すえ付け費の積算について (48年度 処置要求事項(院法第34条) 運輸省)

ケーソンのえい航、据付けの実態について調査したところ、作業船延べ隻数及び作業員延べ人数は積算基準より相当に下回っていた。これは、積算基準制定時に比べ近年では、各港湾の現場ごとにケーソンのヤードを設けることが一般化し、えい航距離が短縮されているためであり、施工の実態を十分調査検討して積算基準を改正する必要がある。(指摘金額7000万円)

住宅建築工事における現場打ち鉄筋コンクリートぐい施工費の積算について

(50年度 処置要求事項(院法第34条) 日本住宅公団)

公団の建設工事においては、従来は既製ぐいを打ち込むのが通常であったが、住宅の高層化、施工中の騒音、振動対策の強化に伴い、現場打ち鉄筋コンクリートぐいが多く施工されるようになってきた。しかし、この種工事の積算基準が整備されておらず、積算に当たっては業者から徴した見積書の金額を採用しており、他団体の積算事例と比較しても著しく高価となっていることから、速やかに施工の実態を調査検討して積算基準を整備する必要がある（指摘金額 2億5400万円）。

下水道工事における開削工法による管きょ布設工事の埋もとし工費の積算について

（52年度 処置済事項 建設省）

開削工法により下水道管を埋設する場合の埋戻しの歩掛かりとして、人力施工による標準歩掛かりを定めていたが、近年、小型のバックホウなどの機械が普及して、機械施工が可能となっていることから、歩掛かりが作業の実態に適合していない（指摘金額 1億0600万円）。

2 事業効果に関する指摘

40年代以降の公共事業の検査において注目すべきことは、従来、主として行っていた会計経理の合规性及び経済性・効率性の観点からの検査のほかに、事業効果の達成状況の評価についても重点を置くようになったことである。

こうした傾向は、30年代後半の意見表示・処置要求の積極的発動を契機に芽生え、40年代以降農林公共事業関係を中心に本格化した。50年代には、検査報告への掲記事項として特記事項が加わったのと軌を一にして、ほぼ毎年のように掲記されるようになった。

以下、公共事業の効果に着目した指摘事例を3つの態様に大別して列記することとした。

- (1) 事業の進ちょくが大幅に遅延していたり、休止中で再開の目途が立っていなかったりして、事業効果の発現が遅延しているもの

国営かんがい排水事業の施行について

（40年度 意見表示事項（院法第36条） 農林省）

国営静清庵かんがい排水事業ほか2事業の施行について

（52年度 特記事項）

国営かんがい排水事業及びこれに附帯する道県営、団体営事業の施行について、事業効果の速やかな発現を図るよう意見を表示したもの

（58年度 意見表示事項（院法第36条） 農林水産省）

国営かんがい排水事業が大幅に遅延したり、附帯事業との間には行を生じていたりして、完成した頭首工、水路等の施設が遊休していた。

鉄道新線の建設について意見を表示したもの

（45年度 意見表示事項（院法第36条） 運輸省）

運輸省が日本鉄道建設公団に建設の指示をした線区には路盤等の工事のほぼ全部又は一部がしゅん功しているのに、その後建設工事が中断していたり、全線のしゅん功までになお相当の年月を要すると見込まれたりなどしている。

新東京国際空港の開港について （50年度 特記事項）

新東京国際空港の開港が遅延している。

国営干拓事業の施行について （51年度 特記事項）

国営干拓事業において、工事が休止していて再開の目途が立っていない。

東海道線の混雑緩和を目的とする線路増設工事の一環としての横浜新貨物線の建設について

（51年度 特記事項）

東海道線の混雑緩和を目的とした横浜新貨物線の建設において、一部用地の取得等が難航しているため開通が遅延しており、完成した鉄道施設が稼働していない。

大滝ダム及び川辺川ダムの建設について

（52年度 特記事項）

多目的ダム等建設事業について （58年度 特記事項）

ダムの建設が大幅に遅延している。

成田新幹線の建設工事として施行した空港施設等について

（57年度 特記事項）

成田新幹線の建設事業において、成田空港から土屋までの空港駅、高架橋等はほぼ完成しているのに、その先の土屋・東京駅間の建設の目途が立たないなどのため、完成した施設が長期間にわたり遊休化するおそれがある。

都市施設等の整備事業の実施について

(59年度 特記事項)

地方公共団体等が国からの補助を受けて施行している街路、下水道及び土地区画整理の各事業において、事業が休止していて再開の目途が立っていない。

(2) 施設等が遊休していたり、稼働率が低くなっているもの

国営干拓建設事業の施行について

(40年度 意見表示事項(院法第36条) 農林省)

国営干拓事業の施行について (51年度 特記事項)

国営干拓事業で造成した土地が、配分されないまま長期間にわたり遊休している。

開拓パイロット事業の事業効果について処置を要求したもの(44年度 処置要求事項(院法第34条) 農林省)

国営農地開発事業によって造成した農地の利用について

(54年度 特記事項)

農用地開発事業によって造成された農地の利用について効率的な施行を図るよう意見を表示したもの

(59年度 意見表示事項(院法第36条) 農林水産省)

農地開発事業によって造成した農地が、未植栽のまま放置されていたり、作付けはしたもののその後の管理が不良のため雑草の繁茂にまかせていたりなどしている。

漁港公害防止対策として実施する廃油処理施設整備事業の実施について処置を要求したもの

(50年度 処置要求事項(院法第34条) 農林水産省)

漁港公害防止対策として整備された廃油処理施設が、稼働率が低くなっていたり、中には施設の一部が全く使用されていない。

用地の利用及び住宅の供用について

(50年度 特記事項)

公的資金による住宅の建設及び管理について

(51年度 特記事項)

用地の利用及び住宅の供用の状況について

(55年度 特記事項)

事業完了後長期間保有している造成宅地の処分を促進するよう是正改善の処置を要求したもの (59年度

処置要求事項(院法第34条) 住宅・都市整備公団)

日本住宅公団が住宅等建設用地として取得した土地

が長期保有土地となっていたり、建設し保守管理している住宅が空き家となっていたりしている。

公営住宅に多数の空き家が生じているので適切な事業実施を図るよう是正改善の処置を要求したもの

(60年度 処置要求事項(院法第34条) 建設省)

地方公共団体が国からの補助を受けて建設した公営住宅が空き家となっている。

大規模林業圏開発林道事業の施行について

(54年度 特記事項)

大規模林業圏開発林道事業により建設した林道が、国、県道等と連絡していないことなどからほとんど利用されていない。

林道事業の実施について処置を要求したもの

(55年度 処置要求事項(院法第34条) 農林水産省)

地方公共団体が国からの補助を受けて施行している林道開設事業において、事業採択が適切でないなどのため開設後の林道の利用実績が低い。

自然休養村整備事業等について処置を要求したもの

(55年度 処置要求事項(院法第34条) 農林水産省)

地方公共団体等が国からの補助を受けて実施されている自然休養村整備事業において、自然休養村としての実体をなしていなかったり、ほとんど利用されていないなかったり、施設等が無断で処分されていたりなどしている。

下水道終末処理場の機械設備の整備について処置を要求したもの

(56年度 処置要求事項(院法第34条) 建設省)

地方公共団体が国からの補助を受けて建設した下水道終末処理場において、汚水処理量が計画を大幅に下回っているため、機械設備が著しく低い稼働状況となっている。

国が補助した土地区画整理事業の施行に伴って整備された宅地の利用の現状について (57年度 特記事項)

地方公共団体等が国からの補助を受けて施行している土地区画整理事業において、整備された宅地が住宅等の用に供されないで、農耕地となっていたり空き地となっていたりしている。

漁港整備事業の計画と実施について、その適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの

(58年度 処置要求事項(院法第34条) 農林水産省)
漁港整備事業において、長期計画策定に当たり関連施設等との調整が不十分であったりなどして、整備した施設が所期の機能を発揮していない。

国の補助を受けて設置された自転車駐車場の管理運営等を適切に行うよう改善させたもの

(63年度 処置済事項 建設省)
地方公共団体が国からの補助を受けて設置した自転車駐輪場において、利用されていないスペースがあるにもかかわらず、周辺の路上等に多数の自転車が放置されている。

(3) 施設等が、所期の目的どおりに使用されていないもの

北淡路開拓建設事業の実施について処置を要求したもの
(46年度 処置要求事項(院法第34条) 農林水産省)
北淡路開拓建設事業により開墾された土地が農業の用に供されていない。

国営及びこれに附帯する道府県営のかんがい排水事業によって生じた農業用排水施設について、管理の適正を期するよう是正改善の処置を要求したもの

(57年度 処置要求事項(院法第34条) 農林水産省)
国営及びこれに附帯する道府県営のかんがい排水事業によって建設された農業用排水施設が農業以外の上水道事業等の用水の取水に使用されていたり、工場排水等の排水路として使用されていたりしている。

公営住宅の管理運営について制度の趣旨に則した適切な運営が図られるよう意見を表示したもの

(59年度 意見表示事項(院法第36条) 建設省)
地方公共団体が国からの補助を受けて建設した公営住宅において、基準を超える収入のある者が入居している。

自らの居住の用に供するとして購入した分譲住宅の第三者賃貸等の防止を図るよう改善させたもの

(61年度 処置済事項 住宅・都市整備公団)
住宅・都市整備公団の分譲住宅において、この住宅を購入した者が、自らの居住の用に供することなく第三者に賃貸したり、譲渡したりしている。

3 個別の工事に関する指摘

昭和の後期においては、上述のとおり、事業の経済性、効率性、有効性の観点からの検査についてその検査成果に著しい進展が見られたところであるが、一方、個別の工事、事業における合規性、経済性等の観点からの検査も引き続き重点的に実施し、多くの検査成果を上げている。

20年代から続いたコンクリートの品質そのものに関する指摘は、40年代に入ると漸次減少していき、50年代に入ってようやく姿を消すことになる。一方、コンクリート構造物の施工に関し、新たな態様の指摘が見られるようになった。

その一つが、トンネルの覆工コンクリートの巻き厚不足に関する指摘である。その最初の指摘となったものが次の事例である。

ずい道の覆工工事の施行が設計と相違しているもの

(42年度 不当事項 日本鉄道建設公団)
本件工事は、鷹角線建設計画の一環としてずい道延長計1,049m等を建設するもので、設計によると、覆工コンクリートの厚さを30cmから60cmで施行することとなっているのに、覆工コンクリートの表面にき裂が相当数見受けられたので、せん孔して調査を行ったところ、厚さが設計の2分の1にも達しない箇所、地山の掘削が十分でなかったため岩が覆工コンクリート中に突出している箇所、背部に平均40cm程度、中には約1m程度の空洞があるほか、H形支保工が覆工コンクリートの表面から数cm程度の位置までずり落ちているものがあるなど、強度が設計に比べて著しく低下している。

トンネル工事の巻き厚不足は、その後工事検査の重要な着眼点となり、道路、水路等のトンネルでも同様の事態が発見され、40年代から50年代にかけて指摘が続くことになる。会計検査院の度重なる指摘とトンネル掘削技術の進歩等により、現在ではこの種の指摘は姿を消している。

個別の工事に関する指摘は、発注者の監督検査体制や受注者の規模、能力等の関係から、直轄工事に比べ補助工事において数多くみられるが、補助工事の指摘の特徴についてみると、40年代から60年代に

かけて次のように変化してきている。

補助工事における指摘件数と割合

	施工	積算	設計	その他	総数
40年代	855件 90%	18件 2%	26件 3%	46件 5%	945件 100%
50年代	107件 45%	49件 21%	51件 22%	28件 12%	235件 100%
60年代	5件 19%	5件 19%	11件 43%	5件 19%	26件 100%

(注)複数の指摘態様がある場合は、主な指摘の態様を基に集計している。

すなわち、20年代以降続いた施工不良の多発傾向は40年代に終わり、50年代には、積算における基準の適用誤り、違算、誤算などが多く指摘されるようになるが、これらの指摘も60年代に入ると積算業務の電算化等の体制整備も進み減少した。60年代頃から、これらに代わって指摘の多くを占めるようになったのが、設計段階でのミスに基づく設計強度不足の構造物の指摘である。設計業務に関しては、発注者側の技術者不足を背景として、専門のコンサルタントへの外注化が進み、発注者は、コンサルタントから提出される成果物が適正であるか審査する立場となっている。しかし、審査する発注者側の技術者も監理業務等に忙殺されていて十分な点検が行われない実情があり、コンサルタントからの成果物に誤りがあった場合、誤りに気づくことなくそのまま施工され、重大なかしをもった公共構造物ができてしまうことになる。

61年度決算検査報告に掲記された鉄筋コンクリート擁壁の設計不適切の指摘は、その後鉄筋の強度不足の同種事例が数多く掲記されるようになるが、その最初の事例となった。

補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

(61年度 不当事項 建設省)

この工事は、片持ばり式逆T型鉄筋コンクリート擁壁を施工したもので、擁壁前面のつま先版部に配置する主鉄筋について、設計書及び配筋図を作成する際、設計計算書に基づき12.5cm間隔とすべきところを誤って25cm間隔とし、これに基づき施工したため、主鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張応力度を大幅に上回っていて、本件擁壁は不安定なものとなっている。

公共事業を実施する上で用地取得、補償の問題は避けて通れない。そして、とかく曖昧だった補償の適正化が求められ、補償基準が確立してきた50年代には多数の補償の指摘が行われるようになった。

指摘のほとんどは、補償価額の算定や補償の範囲・内容が適切でないもの、あるいは補償対象者の移転の不履行などの不当事項であるが、59年度決算検査報告には、水資源開発公団が琵琶湖総合開発事業による水位低下に備えて行った旅客船の代替船建造補償において、汽船会社等が喫水深の深い船を建造していて補償の趣旨に沿わない事態になっているとして、今後の補償の在り方に意見を表示したものが掲記されている。

第5 教育・科学技術

1 昭和40年代の掲記事項

補助金についてみると、昭和41年度に「配慮の要があると認められる」ものとして、要保護児童生徒等の学用品費の支給が年度末に一括して行われていて、制度の趣旨がいかされていないものが掲記されている。

また、経済の高度成長に伴って、大都市圏を中心に昼間人口の都市部集中と都市周辺のベッドタウン化が進み、第2次ベビーブームと相まって、児童生徒が急増する市町特別区が増加してきたため、小中学校の教室が不足し、校舎を新增築するための学校用地を取得する必要に迫られることとなった。そして49年度決算検査報告には、児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金の交付について処置を要求したもの（処置要求事項（院法第34条））が掲記されている。

45年7月、日本私学振興財団が私立学校振興会の業務を承継し、設立された。同財団が業務を行っている私立大学等経常費補助金について、45年度決算検査報告に私立大学等経常費補助金の経理について処置を要求したもの（日本私学振興財団、処置要求事項(院法第34条)(下表参照)）が掲記されている。同補助金の不適正経理については、46年度以降、毎年度、不当事項として掲記されている。

物件についてみると、意見表示事項、処置要求事項等が掲記されるようになり、科学技術の分野では、48年度決算検査報告に委託事業により取得した物品の管理について処置を要求したもの（科学技術庁、処置要求事項(院法第34条)(下表参照)）などが掲記されている。

また、予算経理に係る掲記事項についてみると、処置要求事項等については、収入を予算外に経理しているものを正規な取扱いとするよう求める内容のものがこの時期に続けて掲記されている。例えば、43年度決算検査報告に国立学校における受託研究等および奨学寄付金の取扱いについては是正改善の処置を要求したもの（処置要求事項(院法第34条)(下表参照)）、47年度に病理解剖にかかわる経理について処置を要求したもの（同）、49年度に放射線医学総合研究所における受託研究の取扱いについて（科学技術庁、処置済事項）等が掲記されている。

2 昭和50年代の掲記事項

50年代に入ると、2度の石油危機(48年、54～55年)による物価上昇の影響などもあり、検査報告に掲記される不当事項の指摘金額の規模が大きくなる傾向がある。

補助金について主な掲記事項を挙げると、50年度決算検査報告に補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの（公立文教施設整備費）（文部省、不当事項、(指摘金額)1億4696万円）、58年度に義務教育費国庫負担金の経理が不当と認められるもの（同、同、(同)6億1580万円）等がある。

3 昭和60年代の掲記事項

補助金については、不当事項は、従前からの公立文教施設整備費に係る指摘に加え、58年度から新たに義務教育費国庫負担金に係る指摘が本格的に掲記され始めたことから、日本私学振興財団の指摘の増加と相まって、指摘事項件数は40年代の約3倍になっている。一例を示すと、61年度決算検査報告には、補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの（不当

事項、(指摘金額)1億7510万円）として、児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金などに係る指摘金額の規模が大きな掲記事項がある。

物件についてみると、受領検査は適切に実施されているかという観点から、62年度決算検査報告に核磁気共鳴断層撮影システムの購入に当たり、受領検査が適切でなかったため、特別仕様により付加することとした機器等の大部分が納入されておらず、これら機器等購入の目的を達していないもの（不当事項、(指摘金額)1202万円）が掲記されている。

また、役務についてみると、63年度決算検査報告に国立大学に係るガス料金の支払を適切なものにするよう改善させたもの（処置済事項、(指摘金額)2650万円）が掲記されている。これは50年代に多発した電気需給契約に係る指摘と同様に公益事業の料金体系を利用する改善策を提言した指摘となっている。

40～63年度における年度別・掲記区分別の検査報告掲記事項の推移を示すと次のとおりである。

年度別・掲記区分別検査報告掲記事項の推移 (単位：件)

年度	不当事項	意見表示事項	処置要求事項	処置済事項	特記事項
昭和40	5	-	-	-	-
41	3	-	-	-	-
42	5	-	-	-	-
43	4	1	1	-	-
44	3	-	-	-	-
45	5	-	2	-	-
46	11	-	-	-	-
47	7	-	2	1	-
48	10	-	1	1	-
49	11	-	1	3	-
50	11	-	-	-	1
51	9	-	-	-	-
52	11	-	1	1	-
53	11	-	-	-	-
54	12	-	-	-	-
55	7	-	-	1	-
56	12	-	-	1	-
57	12	-	-	1	1
58	19	-	-	-	-
59	36	1	-	-	-
60	18	-	1	1	-
61	15	-	3	3	-
62	20	-	-	2	-
63	17	-	-	3	-

教育等に関する掲記事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

ア 年度別・教育等に係る掲記事項

年度	件名等
昭和43	国立学校における受託研究等および奨学寄付金の取扱いについては是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	国立大学における国有財産および物品の管理について改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
45	研究用試薬等の購入について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	私立大学等経常費補助金の経理について処置を要求したもの (日本私学振興財団、処置要求事項(院法第34条))
47	病理解剖にかかわる経理について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
52	医学部附属病院精神神経科の管理運営について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
59	国立大学における授業料の免除について合理的な基準により実施するよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
60	義務教育費国庫負担金の算定の基礎となるへき地手当等に係る級別等の指定の見直しをするよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条))
61	医学部附属病院に係る電気税及びガス税の納付について適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの (大阪大学、処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1956万円)
	医学部附属病院等に係る電気税の納付について適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの (神戸大学、処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)991万円)
	義務教育費国庫負担金の算定の基礎となる産休等補助教職員に係る共済費に対する国庫負担の適正化を図るよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条、第36条)、(指摘金額)21億6436万円)

イ 年度別・科学技術等に係る掲記事項

年度	件名等
昭和47	動力炉等の建設事業にかかわる建築、土木工事の予定価格の積算について処置を要求したもの (動力炉・核燃料開発事業団、処置要求事項(院法第34条))
48	委託事業により取得した物品の管理について処置を要求したもの (科学技術庁、処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億3141万円)
50、57	原子力船「むつ」の開発について (特記事項)

第6 農林水産

1 昭和40年代の掲記事項

農業構造改善事業等についてみると、不当事項の指摘は急激に減少し、検査結果の処理の重点は処置要求事項、意見表示事項等へと移行する。直轄工事に関する指摘は昭和40年代前半でほぼ終わり、それ以降はほとんどなくなった。補助金については、公共工事に関する指摘が減少し、公共工事と非公共事業の指摘がほぼ同じ件数となった。

工事の指摘が減少しているのは、直轄工事、補助事業に係る工事において、設計、積算、施工監理等に関する各種基準が整備されてきたことなどが大きな要因として挙げられる。一方、設計、積算に係る指摘が比較的多くなっている。そして、積算に係る検査は40年代から50年代にかけて、検査の重要なテーマであった。設計に係る指摘が多くなってくるの

は、公共事業の増加、行革による人員削減等により、設計の多くが外部委託され始めた40年代末以降である。

処置要求事項、意見表示事項等は、40年代に入ると毎年2、3件程度が掲記されるようになり、基盤整備事業の事業効果に関するものと工事に関するものが比較的多い。これは大型プロジェクト事業として、比較的早くから施行されてきた、かんがい排水事業、干拓事業、開拓事業等について、事業の進め方、効果等が問題となってきたためである。

林業についてみると、39年に林業基本法が制定され、その関連施策として同年から林業構造改善事業が始まった。直轄工事に関する指摘は、40年度に治山工事に係る施工不良が16件指摘された以後は、平成元年度に1件が指摘されているのみである。また、補助金に関する不当事項の指摘は、昭和40年代に入って公共事業に係る指摘が減少傾向にある。一方、

処置要求事項等に係る指摘は、30年代後半からあり、40年代後半に掲記された事項は、外国産木材の輸入増加に伴い国産材の保護の問題と関連した形で取り扱われている。

水産業についてみると、40年代に至って漁業は国際化の時代に入り、各国は自国の漁場の資源保護、収益の保護を主張し始め、領海を宣言し、漁業に関する条約、協定を締結しなければ、操業が行えない時代になり、多国間漁業協定の時代は、やがて200海里の時代を迎えた。

補助金の指摘についてみると、公共事業に係る補助金の指摘は減少傾向にある。また、公共事業関係以外の補助金の指摘は、50年代後半から比較的多くみられるようになるが、指摘の態様は沿岸漁業構造改善事業などにおいて、補助の対象外、補助目的の不達成、工事費の積算過大等である。

2 昭和50年代の掲記事項

農業構造改善事業等についてみると、検査の着眼は従来のハードを中心とした事業のほかに、構造改善等の事業を直接支援することを目的としたソフトを中心とした事業などの事業の効果にも向けられ始めた。これは農業施策が構造改善の条件である基盤整備事業に加えて、構造改善事業そのものにも重点を置いて対策が行われたことなどによるものである。この時期の処置要求事項、意見表示事項等には、基盤整備事業の事業効果等に関するもの、構造改善事業に係る補助金に関するもの、工事の設計・積算等に関するものがあり、これまでの不当事項、処置要求事項、意見表示事項等に加え、特記事項として問題提起する事態がみられるようになった。

林業についてみると、高度成長期が終わり、50年代に至って林業界が停滞期に入る。このような状況を背景に国有林野事業については、53年に国有林野事業改善特別措置法が制定され、減量経営、生産性向上等の自助努力を前提として、当面造林及び林道事業の一部について一般会計からの繰入れの途を開き、20年後の収支均衡を目指して、10年間でその体制基盤を確立するために国有林野事業改善計画が策

定された。

補助金の指摘については、公共事業に関するものが、50年代前半において減少傾向となり、それ以降は公共事業関係以外の補助金では、林業構造改善事業などについて、工事の施工不良、設計過大、補助事業の一部不実施などを指摘している。

処置要求事項、意見表示事項等についてみると、国有林野事業に関するもの、林道事業の事業効果に関するもの、工事に関するもの等がある。

水産業についてみると、不当事項については、50年代後半から公共事業関係以外の補助金の指摘が比較的多くみられるようになった。指摘の態様には、沿岸漁業構造改善事業などに係る補助の対象外、補助目的の不達成、工事費の積算過大等がある。処置要求事項、意見表示事項等についてみると、この頃から処置要求事項等の指摘が掲記され始めた。これは水産業界が200海里の時代を迎え、本格的に沿岸漁業の改善・開発を始めた時期であり、日本経済が高度成長から安定成長へと移行し、行政の効率性が特に注目され始める一方、環境保全対策等に関心が向けられた時期でもあった。

3 昭和60年代の掲記事項

60年代の検査は、より多角的、総合的になった。これまでの生産基盤、生産構造に係る指摘事項に加え、60年代に入って生産物の流通、価格安定に係る指摘事項が多くなった。畜産関係においては、輸入自由化に向けての暫定的関税を財源とした交付金による畜産振興のための諸施策についても検査の目が向けられた。

不当事項については、直轄工事に係る指摘事項がなくなり、補助金に係る工事については、設計、積算の機械化に伴って単純な入力ミスが増えたり、設計コンサルタントの成果物に対する審査体制が不十分であったりしたことなどにより指摘事項が掲記されている。また、処置要求・意見表示事項等については、基盤整備事業、工事に係る指摘事項は減少傾向にあるものの依然として掲記されている。構造改善事業に係る指摘は比較的多く、事業効果の評価に

については、より実質的な効果の検証へと向かっている。

また、新たに畜産振興に関する指摘事項が掲記されている。畜産振興は選択的拡大の一つとして果樹、園芸とともに振興を図っていた農産物であり、牛肉、オレンジに代表される農産物の輸入自由化によって、

生産から消費までの各段階において対策を執る必要が生じたものである。

林業についてみると、引き続き国有林野事業の経営悪化の状況を背景に国有林野事業改善計画が策定されて以降、60年度に再び特記事項として掲記されている。

ア 農業構造改善事業、基盤整備事業

年度	件名等
昭和	国営かんがい排水事業の施行について (意見表示事項(院法第36条))
40	国営干拓建設事業の施行について (意見表示事項(院法第36条))
42	土地改良事業における直轄工事の予定価格の積算について (意見表示事項(院法第36条))
43	土地改良事業等における直轄工事の间接労務費の算定について是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
44	コンクリート二次製品等を使用する工事の施行について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	草地改良、開拓パイロット両事業における土壌改良等の施行について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	開拓パイロット事業の事業効果について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	内水面ほ場整備事業による造成農地の他目的転用について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
45	押航土運船の損料の算定について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
46	北淡路開拓建設事業の実施について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
49	水路トンネル工事の設計積算について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)2億4500万円)
51	都道府県が行う市町村等への補助に対する国庫補助金の交付について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)139億5032万円)
	農地保有合理化促進特別事業費補助金の経理について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億6094万円)
	農業協同組合等が補助事業で実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)8951万円)
52	管水路等の建設に伴う地上権の設定について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)899万円)
	国営静清庵かんがい排水事業ほか2事業の施行について (特記事項)
53	農業構造改善事業等により設置した農機具格納庫の規模について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億1000万円)
	農用地の地目別集団化を伴う土地改良事業の実施地区における水田利用再編奨励補助金の交付について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
54	補助事業の実施及び経理の適正化について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)415億円)
	農村地域の生活環境施設の設置について改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
	国営農地開発事業によって造成した農地の利用について (特記事項)
55	自然休養村整備事業等について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)6億3131万円)
	国営干拓事業の実施について (特記事項)
56	団体営草地開発整備事業によって開発した草地について (特記事項)
57	国営及びこれに附帯する道府県営のかんがい排水事業によって生じた農業用排水施設について、管理の適正を期するよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
58	集団育成事業について抜本的な見直しを行い、適正な事業実施を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
	国営かんがい排水事業及びこれに附帯する道県営、団体営事業の施行について、事業効果の速やかな発現を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
59	農業機械作業広域調整促進事業の運営について改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条))
	農用地開発事業によって造成された農地の利用について効率的な施行を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
60	農業機械の導入に対する補助について農業者が所有する機械の有効利用を考慮するよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)5億7049万円)

第3編 第3章 昭和40年代、50年代、60年代の会計検査

イ 水田利用

年度	件名等
昭和45	水田麦作団地育成対策事業の事業効果について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
52	水田買入事業の実施及び一時貸付水田に係る水田総合利用奨励補助金の交付について改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条))
55	水田利用再編対策事業における管理転作奨励補助金の交付について (特記事項)
56	輸入麦の売渡しについて処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)37億6377万円)
	団体営草地開発整備事業によって開発した草地について (特記事項)
57	水田利用再編対策事業について効果的な事業実施を図るよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条))

ウ 食糧管理、畜産

年度	件名等
昭和43	外国麦の買入に伴う検数については是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
44	外国小麦の買入予定価格のうちに含まれる海上運賃の積算について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
45	米穀の原材料用変形加工に伴う徴収金の算定について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
50	食糧管理特別会計の損益について (特記事項)
	カドミウムによる環境汚染に係る米の処理について (特記事項)
55	飼料用小麦の売渡予定価格の積算について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、19億9000万円)
56	輸入麦の売渡しについて処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)37億6377万円)
58	繭糸価格安定制度について (特記事項)
59	繁殖雌牛導入事業について適正な事業実施を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)6億7363万円)
61	鶏卵価格安定対策事業について事業実施の適正化を図るよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条))

エ 林業

年度	件名等
昭和40	国有林野の交換について (意見表示事項(院法第36条))
46	展示会等に出品する素材の売渡しについて処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
50	国有林野事業特別会計の損益について (特記事項)
51	製品生産事業の実施について改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
54	大規模林業圏開発林道事業の施行について (特記事項)
55	林道事業の実施について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)3億4311万円)
57	林業改善資金の貸付けについて適正な事業実施を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)5億0801万円)
60	国有林野事業の経営について (特記事項)

オ 水産業

年度	件名等
昭和50	漁港公害防止対策として実施する廃油処理施設整備事業の実施について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
56	沿岸漁業構造改善事業等の実施について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)16億4749万円)
57	沿岸漁業改善資金の貸付けについて適正な事業実施を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億0128万円)
58	漁港整備事業の計画と実施について、その適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)15億2126万円)
60	増養殖場造成事業について適正な事業実施を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)18億2371万円)
	地区再編農業構造改善事業の基本目標を達成させ、その事業効果の発現を確保するよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))

カ その他

年度	件名等
昭和46	土地取得資金の貸付けについて処置を要求したもの（農林漁業金融公庫、処置要求事項(院法第34条)）
52	農業近代化資金利子補給補助金の経理について処置を要求したもの（処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)5543万円）
59	農業者年金事業における経営移譲年金について支給の適正化を図るよう改善の処置を要求したもの（処置要求事項(院法第36条)）
63	農業改良資金の貸付事業の運営についてその適正化を図るよう改善の処置を要求したもの（処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)3億7120万円）

第7 防衛

防衛に関する指摘

会計検査院は、防衛関係費について歳出規模が大きいこと、国民の関心が高いこと等にかんがみ、昭和25年8月に警察予備隊が発足して以来、逐次検査体制を整備拡充し、検査を実施してきた。

40～63年度における年度別・掲記区分別の検査報告掲記事項の推移を示すと次のとおりである。

年度別・掲記区分別検査報告掲記事項の推移（単位:件）

年 度	不 当 事 項	意 見 表 示 事 項	処 置 要 求 事 項	処 置 済 事 項
昭和40	2	-	-	-
41	-	-	-	-
42	1	-	-	-
43	-	-	-	-
44	-	-	-	-
45	-	-	-	-
46	1	-	-	1
47	3	-	-	2
48	1	-	1	2
49	1	-	1	-
50	-	-	-	2
51	-	-	-	-
52	-	-	-	2
53	3	-	-	-
54	2	-	-	1
55	-	-	-	-
56	-	-	-	-
57	5	-	-	-
58	-	-	-	1
59	-	-	-	-
60	-	-	-	1
61	-	-	-	1
62	-	-	1	1
63	-	1	-	-

この時期の検査報告掲記事項における指摘の推移についてみると、30年代において不当事項は件数、金額ともに徐々に減少し、この傾向は40年代前半まで続く。そして、40年代後半になると不当事項に加えて処置済事項等の占める割合が増加している。また、50年代に入ると、掲記事項件数は少ないものの、指摘の態様が処置済事項に移行してきている。さらに、60年代においては、50年代における指摘の特徴的な傾向はみられるものの、多角的な観点からの検査成果がみられるようになっている。

40～63年度における検査報告掲記事項をいくつかに分類して年度別に示すと次のとおりである。

第3編 第3章 昭和40年代、50年代、60年代の会計検査

ア 物件に係る掲記事項

年度	件名等
昭和46	機関砲用器材等の調達に当たり、機関砲用作業台の型式等についての検討が十分でなかったため不経済になったもの (不当事項)
	魚雷の調達について (処置済事項)
47	演習弾の調達に当たり、仕様が適切でなかったため不経済になったもの (不当事項)
	航空機用ボルト等の調達に当たり、原価調査が十分でなかったため、契約額が割高になったもの (不当事項)
	タービン燃料の管理が適切でなかったため損害を生じたもの (不当事項)
	潜水艦用の蓄電池の調達について (処置済事項)
48	F-86F 航空機用部品の管理について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	航空機用 T64 エンジンの調達について (処置済事項)
	艦船とう載用アスロック調整要具及び試験器の調達について (処置済事項)
49	オシロスコープの修理に当たり、新品購入を考慮しなかったため、不経済になったもの (不当事項、(指摘金額)550万円)
50	液体酸素の調達について (処置済事項)
52	P-2J 航空機用燃料セルの仕様について (処置済事項)
	C-1 航空機用メインタイヤの所要量の算定について (処置済事項)
53	レターファイル等の購入価額が著しく高価となっているもの (不当事項、(指摘金額)480万円)
	ジェットエンジン・テストスタンドの調達に当たり、部品の数量を誤って予定価格を過大に積算したため、契約額が割高になったもの (不当事項、(指摘金額)250万円)
54	P-2J 型対潜 ^{しょう} 哨戒機等用プロペラ部品を過大に調達したため、不経済になったもの (不当事項、(指摘金額)2890万円)
	断線式警報装置の購入に当たり、導線の規格の検討が適切でなかったため、不経済になったもの (不当事項、(指摘金額)450万円)
60	保有している弾薬を転用することにより予算を効果的に執行するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)1億1440万円)
61	装軌車の整備用交換部品の納入方法を経済的なものに改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)6320万円)
62	F-15 型要撃戦闘機用エンジンの構成部品である主燃料ポンプ等を効率的に運用するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)8924万円)

イ 経理に係る掲記事項

年度	件名等
昭和	架空の名目によって旅費等の支払を受けるなどし、これを別途に経理していたもの (不当事項、(指摘金額)230万円)
	物品増減及び現在額報告書の記載漏れ等について (処置済事項)
	海上自衛隊の船舶(艦船)の国有財産台帳価格については是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	防衛大学校を卒業した幹部候補者に対する退職手当の支給を合理的なものとするよう意見を表示したものの (意見表示事項(院法第36条))

ウ 工事に係る掲記事項

年度	件名等
昭和	自衛隊施設に使用する電力ケーブルの仕様について (処置済事項)
	照明設備工事の施行に当たり、電力ケーブルの設計が適切でなかったため、工事費が不経済になったもの (不当事項、(指摘金額)280万円)
50	艦船の検査等工事における船底塗装費等の積算について (処置済事項)
57	給油所設備工事の施行に当たり、防水モルタル工費の積算を誤ったため、契約額が割高になったもの (不当事項、(指摘金額)710万円)
58	戦車道の舗装工事の設計を適切なものに改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)4050万円)

エ その他の掲記事項

年度	件名等
昭和	護衛艦の定係港における停泊中の給電について処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条))
	防衛施設周辺整備関係補助事業の経理が不当と認められるもの (不当事項、(指摘金額)1920万円)

第8 政府開発援助・外務

1 援助体制の整備

我が国の経済協力は、昭和30年代に入ると外務省内にアジア経済協力室、経済協力局等が設置され、また、政府借款の実施機関である海外経済協力基金(OECF)、技術協力の実施機関である海外技術協力事業団(OTCA)等が設立され、援助実施体制が整備されていった。

その後、我が国が経済成長を果たし、国際的地位が向上するとともに、我が国ODAも経済力に見合う量的拡充を国際社会から求められるようになっていった。また、石油危機を契機として、アジア中心の援助から中東を始めアフリカ、中南米、大洋州地域への援助増加など対象地域の多様化が図られていった。こうした援助量の拡充、質的充実に対応するため、40年代末には海外技術協力事業団と海外移住事業団の業務を引継ぎ、これらを発展させる形で国際協力事業団(JICA)が設立された。

2 外務検査課の設置

我が国のODAの規模が拡大するにつれて、国民の関心も高まり、国会、マスコミ等でもODAの問題を取り上げるようになった。そして、本院に対して検査要請がなされるとともに、ODAに対する検査の現状、検査体制等の様々な質疑が国会で行われた。それまで、ODAの検査は検査権限の問題などもあり、主に国内で実施されていたが、国会における議論などを契機として海外の事業に係る調査にも赴くなど検査を充実するために、62年12月に外務検査課が設置された。

また、会計検査院の検査権限は、ODAの相手方である外国の政府、外国政府との契約関係にある民間

企業等に対して及ぶものではなく、我が国援助実施機関である外務省、国際協力事業団、海外経済協力基金等に対するものである。そこで、国内においては、これら援助実施機関に対して書面検査及び実地検査を行っている。また、海外において在外公館、在外事務所に対して実地検査を行っている。

相手国に対しては、我が国援助実施機関に対する検査の場合とは異なり検査権限が及ばないものの、援助が相手国が主体となって実施する事業に必要な資金を供与するなど、相手国の自助努力を支援するものであり、その効果が十分発現しているか否かなどを確認するためには我が国援助実施機関に対する検査だけでは必ずしも十分ではないため、必要に応じて相手国に赴き、我が国援助実施機関職員等の立会いの下に、相手国の協力の得られた範囲内で現地の状況を調査している。

3 検査報告掲記事項の概要

ODAに係る初めての検査報告掲記事項は、63年度決算検査報告における政府開発援助の実施について(特記事項)である。

当該掲記事項の調査対象となった事業は、直接借款20事業、無償資金協力20事業及びプロジェクト方式技術協力11事業であり、これらについて現地の状況を調査した。その結果、直接借款の貸付対象となった機材等が十分稼働していなかったり、直接借款の貸付対象の一部が長期間未利用となっていたりしているものが4事業、無償資金協力の対象となった施設が十分活用されていないものが1事業、プロジェクト方式技術協力の対象となった技術の移転が遅延しているものが1事業掲記された。

また、上記の掲記事項以外のものについて示すところのとおりである。

年度	件名等
昭和54	契約電力が電力の使用実績に比べ著しく過大となっているのに、契約電力変更の処置を執らなかったため、電気料金が不経済に支払われていたもの (不当事項、(指摘金額)1090万円)
62	国際航空運賃の支払方法を経済的なものに改善させたもの (国際協力事業団、処置済事項、(指摘金額)6億8570万円)

第9 政府出資法人

1 政府出資法人の状況

3公社は、昭和40年代から60年代にかけて、我が国の経済成長と歩調を合わせるように、それぞれの事業規模が拡大し、組織も巨大化していった。

50年代後半には、国鉄の赤字は年々増大し巨額の長期債務を抱え経営は破綻状況にあった。また、専売公社及び電電公社は、市場独占とも相まって、事業の合理化など企業性を発揮しにくい経営形態となっており、これを改める必要があるとの議論が再三にわたりなされた。57年7月、臨時行政調査会は、3公社について、公社制度そのものの抜本的改革を行い民営ないしそれに近い経営形態に改める必要があるとの基本答申を行い、これを踏まえて、その後政府等において具体的な民営化の議論が進められた。そして、60年4月には、専売公社及び電電公社が民営化され、日本たばこ産業株式会社（JT）、日本電信電話株式会社（NTT）が発足し、62年4月には、国鉄が分割民営化され、日本国有鉄道清算事業団等3公共法人と6旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社等9株式会社が発足した。

公団、事業団については、40年代に入ってから、公害防止事業団（40年）、新東京国際空港公団（41年）、石油開発公団（42年）、宇宙開発事業団（44年）、本州四国連絡橋公団（45年）などが順次設立された。会計検査院では、これら政府出資法人の検査については、37年、第5局に複数の上席調査官を配置して検査体制を強化するなどして、国と同様、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等多角的な観点から検査を実施してきている。

2 国鉄

40年代は、不当事項の件数が22件と30年代の5分の1に減少した。内容は工事に関するものがほとんどで、その過半数が積算の指摘となっている。また、40年代前半から処置要求事項が掲記されるようになり、43年度から51年度までに物件、役務、工事を中心に合計20件の処置要求事項が掲記された。

工事用品の準備要求等について処置を要求したもの

（49年度 処置要求事項（院法第34条））

国鉄資材局及び北海道ほか8地方資材部が車両改造工事、踏切等保安設備の電気関係工事等の資材に充てるため購入した工事用品（49年度購入額約587億円）のうち約51億1920万円相当分は、50年9月現在使用の見込みが立たず、その大部分はそれぞれの工事に限って使用される特定用品であり他の工事に転用することが困難なことから、そのまま保有されている状態となっていた。

この種工事用品の準備要求等に当たっては、工事実施に関係する各局所等との連絡、調整を緊密に行って当該工事の施工時期、規模等を的確に把握するなどの処置を講じ、もって資金の効率的運用を図る必要がある。

50年代には、27件の処置済事項を始め、計75件が掲記されており、指摘の態様としては工事を始め役務、経理、事業効果等ほとんどすべてが網羅されている。このように指摘件数が多く、内容も多様化していることは、国鉄の事業規模の巨大さやその全国一元的な運営による経営管理等の限界を露呈し、経営上・会計経理上の問題が生じ易い状況であったことを反映している。これらのうち、事業収益に関する指摘と、役務に関する指摘を1件ずつ紹介する。

駅設備営業用クレーン等の稼働及び収支について

（56年度 処置済事項）

国鉄では、原木等大型貨物の搬出入が行われる貨物取扱駅にクレーンを設置し、荷主等が行う貨物積卸作業の利便に供している。しかし、近年、国鉄の貨物輸送量の減少に伴いクレーンの稼働率は著しく低下しており、使用料金収入が修繕費、動力費等の直接経費を下回っていて、39駅の50基のクレーンについてみると、年間平均3200万円の収支差損が発生していた。したがって、稼働率が著しく低いクレーンについては休止又は廃止し、料金を改定してもなお利用が見込まれるものは、経費を回収し得るような使用料金を設定し、収支差損の解消を図るよう指摘したところ、改善の処置が執られた。

特急寝台列車の寝台用リネンの取扱いについて

(55年度 処置済事項)

寝台用リネンの積込み、取外しなどは、発着地の車両基地で行うこととしており、列車ごとのリネンについては受持局を定め、受持局が管内の業者に旅客が使用した都度洗濯させることとして提供させている。近年列車削減のため、リネンの提供業者ごとの取扱量に差が生ずるとして、リネンの受持局を変更したため、ほとんどの寝台列車は車両の運用の周期（5日～13日）中にリネンの提供業者が変わることとなった。そして、国鉄では業者間のリネンが混同する事態を避けるため、リネンは使用、未使用を問わず全量取卸しのうえ洗濯させている状況であり、適切でないと認められた。未使用のリネンをそのまま使用する取扱方法によったとすれば約4600万円程度節減できた。

国鉄の経営は、新幹線が開業した39年度に欠損を生じて以来、悪化の一途をたどっていた。会計検査院も、この事態に重大な関心を寄せ、検査の結果を特記事項として掲記している。50年代の特記事項8件のうち5件が、国鉄の経営状況又は事業の収支に関するものである。

そして、55年度から3年連続で、貨物営業について（55年度 特記事項）、荷物営業について（56年度 特記事項）、旅客営業の収支等について（57年度 特記事項）として、国鉄の主体業務に関する特記事項を掲記している。これら3件の特記事項は、国鉄が多額の政府助成を受けているにもかかわらず、貨物、荷物及び旅客営業ともに多額の損失を計上し、逐年経営状況が悪化しつつあることから、何が原因となってこのような事態を招来するのか、改善を図るべき基本的な方策はどうあるべきか、改善する際に直面する困難な事情は何かなどについて会計検査院の立場から調査・分析を行い問題提起したものである。そして、これらの提案は、その後の国鉄の諸問題の解決や合理化施策の実施、さらには民営化後の経営方式等に多大な影響を与えた。

貨物営業について

(55年度 特記事項)

国鉄の貨物営業部門の55年度の損益は、収入3312億

円に対し、原価は9787億円で、差引き損失は6475億円に達し、国鉄経営の大きな圧迫要因となっている。これは、民間輸送機関との競争力が低下し収入が伸び悩んでいる一方、過大な人件費、設備関係経費等の原価発生部門の経費の縮減が容易でないことによる。しかし、今後貨物経営を続けて行くためには、鉄道の特性を発揮できるよう輸送量に見合った経営規模にするなどして原価の低減を図り、他輸送機関との競争に耐え得るようにすることが緊要である。

3 電電公社

電電公社においても、40年代になると不当事項の件数は減少し、それに替わるように処置要求事項と処置済事項が掲記されるようになった。

電電公社では、電信電話拡充第2次5か年計画（33～37年度）以降、「加入電話の積滞解消」、「全国即時自動通話」の長期二大目標を掲げ、47年度末までに達成することとしていた。しかし、電話の需要が予想を大幅に上回っていたことから、目標を5年延長し52年度末までに積滞を解消することとし、40年代後半は大量の電話架設の新增設工事を実施した。会計検査院の指摘は、工事の積算に関するものが大半を占めた。

市内鉛被ケーブル用配端子函の撤去について処置を要求したもの（45年度 処置要求事項（院法第34条））

電電公社では、45年度中に、既設の市内鉛被ケーブル付属の配端子函約26万個を撤去している（撤去費約2億7000万円）。しかし、撤去した配端子函の再用率は7.2%程度と極めて低いのに、再用を前提とした撤去方法（この方法は、再用しない場合の方法に比べて費用が割高である。）を採用しているため、配端子函の新品購入費を考慮しても不経済となっており、撤去方法等を検討するよう処置を要求した。

電電公社の46年度損益は、営業損益では利益約17億円であったが、営業外損益において損失約60億円であったため、差引約43億円の欠損と公社発足以来初めて欠損金を生じている。49年度には、初めて営業損益において損失約1672億円を生じている。このような状況を受けて、50年代には公社の事業運営、

収支に関する指摘を行った。

電話運用業務についてその運営の効率化を図るよう意見を
表示したもの（58年度 意見表示事項(院法第36条)）
委託公衆電話について効率的な設置及び適切な管理を行
って収支改善を図るよう改善の処置を要求したもの

（59年度 処置要求事項（院法第36条））

電報事業の運営について（51年度 特記事項）
電話、加入電信等が普及発展してきたため、電報通
数は38年度の9460万通をピークに、51年度には4189
万通と半減している。また、電報利用の内容は慶弔
電報に大きく変化してきているのに、電報が緊急通
信手段として中心的な役割を担っていたことと変わ
らないサービスが要望されている。このため、取扱
局の設置や人員の配置などで、電報事業は効率の低
い運営を余儀なくされており、電話等の普及した今
日では実態にそぐわない運営となっている。このま
ま推移すると収支は更に悪化し、損失は累増の一途
をたどることになる。

そして、電報事業については、特記事項から6年
後の57年度に、意見表示事項として再度掲記された。

加入電話の新規需要は、47年度がピークであり、
52年度に加入電話の積滞が解消してからは横ばいに
転じている。このような事情を背景として、設備投
資において需要の見通しを誤った事態が、次のとお
り指摘されている。

市内交換機設備の設置及び利活用について処置を要求し
たもの（55年度 処置要求事項（院法第34条））

電電公社では、加入電話の需要の実態が変化してい
るのに、旺盛な需要が続くとして交換機設備を設置
し、過剰となった設備について適切な利活用を図る
措置を講じていなかった。このため、多くの電話局
で設置端子数が著しく過大になっており、今後10年
以上使用されないと予想される端子数は40万余で、
これに係る投資額約102億円が投資効果を発現しな
いことになる。したがって、需要予測を見直すなど
して、交換機設備の設置の適正化及び過大設備の利
活用を図り、投資の効率化を図るよう処置を要求し
た。

4 公団・事業団等

3公社及びこれらの民営化会社を除く政府出資法
人の掲記事項別（特記事項を除く）指摘件数は次の
とおりである。30年代以降の公団・事業団等の設立
と事業規模の拡大、検査体制の強化に伴って指摘事
項も増大した。

	昭和 40年代	50年代	60年代	計
不当	件 19	件 166	件 94	件 279
36条意見表示	5	1	-	6
34条処置要求	29	23	-	52
処置済	15	50	34	99
計	68	240	128	436

このうち、不当事項の態様別掲記件数は次表のと
おりとなっている。

	昭和 40年代	50年代	60年代	計
予算経理	件 -	件 1	件 -	件 1
工事	7	19	1	27
物件	-	4	-	4
役務	-	6	-	6
補助金	8	40	25	73
貸付金	-	90	65	155
不正行為	2	2	2	6
その他	2	4	1	7
計	19	166	94	279

件数の増加は、主に40年代にはなかった農林漁業
金融公庫、中小企業事業団、医療事業団、住宅金融
公庫等公的融資機関に係る貸付金の指摘が多数掲記
されたこと、日本私学振興財団に係る補助金の指摘
が増加したことなどによる。また、補助金や貸付金
の経理に関しては、是正改善等適正化を図るための
処置要求等を多数行っており、一例としては、次の
事例がある。

私立大学等経常費補助金の経理について処置を要求した
もの

（45年度 処置要求事項(院法第34条) 日本私学振興財団）
土地取得資金の貸付けについて処置を要求したもの

（46年度 処置要求事項(院法第34条) 農林漁業金融公庫）
中小企業高度化資金の貸付けの適正化について処置を要
求したもの

（52年度 処置要求事項(院法第34条) 中小企業振興事業団）

一方、不当事項以外の指摘では、日本道路公団、住宅・都市整備公団、日本鉄道建設公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、地域整備公団等が実施する工事について、積算基準等の改善を求める指摘が多数あり、全指摘件数の約半数を占めている。

このほか、政府出資法人の経理に関する特徴的な指摘として、業務用資金の効率的な調達、運用に関する指摘が次のとおりある。

委託金融機関における預託金について

(44年度 処置済事項 住宅金融公庫)
貸付資金の調達について処置を要求したもの (55年度
処置要求事項(院法第34条) 住宅金融公庫)
業務上の余裕金の運用について

(56年度 処置済事項 石炭鉱害事業団)
業務上の余裕金の運用について

(56年度 処置済事項 日本原子力研究所)
高速道路等の通行料金の本社への送金回数を適切なものに改善させたもの

(58年度 処置済事項 日本道路公団)
福祉貸付資金の交付時期を適正なものに改善させたもの
(59年度 処置済事項 社会福祉・医療事業団)

また、住宅対策の実施機関として設立された日本住宅公団、住宅金融公庫等に関して、50年代になってから多くの指摘が行われている。例えば、50年度決算検査報告では、日本住宅公団において、関連する公共施設の整備が遅延していることなどのため、長期間使用できないと見込まれる土地や住宅の用に供されないまま保守管理している住宅が多数に上っている事態を特記事項で指摘した。また、51年度決算検査報告では、建設省、公庫及び公団等の公的資金により建設された住宅全般について特記事項として取り上げ、いわゆる「遠・高・狭」の状況から住宅需要に合致しないため、新築のまま空き家になっているものが多数生じていると問題提起している。当時、これらの検査対象機関の検査は2つの局の4検査課で担当していたが、この事案は、事務総長官房に置かれた効率性検査班が横断的に検査して取りまとめたもので、横断検査の最初の大きな成果であった。

一方、住宅金融については、住宅金融公庫の貸付けを受けて建設された都市部の中高層建築物の一部が住宅以外の店舗等に転用されている事態について、違約金制度の厳正な運用等により防止を図るよう処置要求した(57年度決算検査報告)。

また、雇用促進事業団の移転就職者用宿舎について、移転就職者の入居割合が著しく低い事態を特記事項として取り上げ、その設置及び運営の在り方に問題を提起したもの(55年度決算検査報告)もある。

このほか、物件に関する大型の事案として、日本航空機製造株式会社に対する次の指摘がある。
資材の購入および管理について処置を要求したもの

(46年度 処置要求事項(院法第34条))
YS-11型航空機の顧客に販売する整備、運行等に必要の部品及び航空機の生産用資材の在庫の内容について検査したところ、余剰となっているものが28億円分見受けられた。については、合理的かつ経済的な購入を図り、余剰品の処理については損害を最小限にとどめるよう対策を講ずる要がある。

出資法人に関連する特記事項は、50年代、60年代に計15件掲記されているが、この中からいくつかの事例を紹介する。

原子力船「むつ」の開発について

(50年度 特記事項 日本原子力船開発事業団)
(57年度 特記事項 日本原子力船研究開発事業団)
原子力船「むつ」については、50年度及び57年度の決算検査報告に特記事項として掲記されており、いずれもその開発の問題点について言及している。

(50年度) 原子力船「むつ」の開発には、50事業年度末までに約174億円を投下しているが、49年8月の放射線漏れ事故以降、岸壁に係留されたままとなっていて、新定係港が未決定となっており、協定で52年4月を目途とした現定係港の撤去も完了の見込みが立っていない。このままの状態で推移するとすれば、開発の成果が確認されないまま、更に多額の国費負担を要することになる。

(57年度) 原子力船「むつ」は、38年度以降約484億円の国費が投下されてきたにもかかわらず、49年8月の放射線漏れ事故により、55年から佐世保港で

のしゃへい改修工事等が必要になったことや、定係港の変更を余儀なくされたことから、建造後10余年を経過した時点においても、いまだに実験航海等ができる状況になっておらず、開発に係る事業効果の発現が著しく遅延している。

大規模年金保養基地の建設計画について

(52年度 特記事項 年金福祉事業団)

大規模年金保養基地建設事業では、総合的な保養施設を全国に11基地13箇所を設置することとなっていた。しかし、この基地建設事業の実施状況について検査したところ、用地については計画の13箇所について、48年度から52年度までに、延べ3889万㎡が約380億円で買収済みとなっているものの、施設の建設については計画に比べて進ちょくが遅れている。建設予定の11基地のうち、基本計画について厚生大臣の承認を受けたもの4基地、基本計画案の策定だけを終えたもの4基地となっており、残りの3基地は、基本計画案の策定作業すら開始されておらず、今後の見通しも立っていないなどの状況となっていた。このため、資金運用部資金から多額の資金を借り入れて買収した広大な基地用地の大部分が、その効用を発揮する見込みもないまま休眠状態を続ける結果となっている。

石油等の探鉱開発を行う会社に対する投融資資産について

(51年度 特記事項 石油開発公団)

石油開発公団では、石油等の探鉱開発を行う民間会社に対して、出資又は資金の貸付けを行っている。公団の投融資に係る探鉱事業の実施状況は、8社は石油資源の開発に成功して生産中であるものの11社は探鉱開発に失敗し休眠状態のまま存続している状況であり、これら会社が解散して清算を行う場合には公団の投資資産額の大部分は損失処理しなければならない状況で、公団が保有している石油開発投融資資産のうちには多額の不良資産が含まれていると認められる。

第10 その他

1 郵政事業の検査

郵政事業に関しては、昭和20年代から一貫して、職員の不正行為により国損を生じた事態を指摘するとともに、郵便物の集配等業務の経済性、効率性の観点を中心に検査が行われている。そして、多くの成果が見られるが、特に50年代は多彩である。その主なものは次のとおりである。

20年代に各省庁や団体で多発した不正行為は、30年代以降激減したが、郵政省では、なお郵便貯金の預入金や簡易保険の保険料等を横領する不正行為が後を絶たない状況であった。

会計検査院は、37年に、郵政省における従来の対策に加え、未然防止策として預金者に預入伝票を自筆させることなどの処置を、また、早期発見策として原簿の現在高を預金者に通知することなどの処置をそれぞれ講ずるよう意見表示した（36年度決算検査報告）が、さらに、53年には、別の切り口から不正行為の防止に寄与するような意見表示を行っている。すなわち、外務員によって貯金払戻金等を詐取され国損となっても、現金の交付等を行う窓口職員は全くその責任を問われない体制となっていたことから、窓口職員の職務範囲を適切なものとし責任体制を確立するよう求めたのである（52年度決算検査報告）。

なお、郵便局においては、職員の不正行為のほか、外部の賊により日中に現金を強奪されたり、夜間に局舎に侵入され盗まれたりするケースも後を絶たず、会計検査院では、防犯対策を適切に行うよう処置要求するなどしている（49、63両年度決算検査報告）。

郵便事業においては、郵便物の集配業務に多額の経費を要するが、これに関する指摘が50年代に比較的多く、51年度決算検査報告では配達地図原図の修正工賃の積算について、57年度では郵便物収集の委託業務に使用する車種について、58年度では託送船舶に係る請負料の算定について、59年度では小包集中局における搬送機械設備の保守費の積算について、それぞれ不当事項や処置要求事項又は処置済事項が

掲記された。また、55年には、新聞、雑誌等の定期刊行物を内容とする開封の郵便物で、普通の封書等に比べて低い料金となっている第3種郵便物の中に、公共的事項の報道又は論議を目的としてあまねく発売されるものであること等の法定条件を具備していない、地方公共団体の広報や会社の社内報・宣伝誌、業界紙等が相当数ある事態に対して、認可体制の整備等の処置を要求した(54年度決算検査報告)。

また、郵便貯金に関するものとして、郵便局員が勧誘によって預金を獲得したときは預金額に応じた貯蓄奨励手当が支給されるが、50年には、契約者の貯金総額が制限額を超えているため減額処理された場合は、職員からその減額に見合う支給済み手当を回収するよう処置要求した(49年度決算検査報告)。さらに、55年度決算検査報告では、預金者の名義の真实性と制限額超過の有無について郵便局の責任者が速やかに調査点検し、架空名義等の預金については手当を支給しないよう改善させた処置済事項がある。一方、簡易生命保険に関しても、同様に手当が支給されているが、51年には、職員による保険契約者の健康状態の聴取及びその契約書への記載が適切でなかったために、告知義務違反を理由に解除権を行使できず死亡保険金を支払わざるを得なくなっている契約についても、手当が支給されている事態を取り上げ、保険契約及び手当支給の適正を図るよう処置要求した(50年度決算検査報告)。

また、コンピュータ関連の指摘として、郵便貯金の預入、払戻し等のデータを入力する光学文字読取装置用のシートの購入について、各地方貯金局ごとでなく一括して購入するよう処置要求したものもある。

2 鉄建公団等のカラ出張等

会計検査院は、53年度決算検査報告で、鉄建公団が架空の名目により旅費を支出し、これを職員に支給したり、別途に経理して会食の経費や贈答品等の経費などに使用したりしていた事態を指摘した。

54年には、この鉄建公団のいわゆるカラ出張問題に端を発し、防衛庁、環境庁、通産省及び国鉄にお

いてもカラ出張等の不正経理の実態が明るみに出され、検査報告に掲記された。

このような不正経理の発覚は、財政再建のための増税、高負担の必要性が説かれていたときだけに、国民から強い批判を浴び、マスコミも「公費天国」として追及キャンペーンを続けた。

会計検査院では、54年におけるこのような不正経理の事例にかんがみ、翌55年も他の機関を対象にこの種の不正経理の有無に特に着目して検査を行った。その結果、労働省において、架空の賃金を支払い、これを別途に経理し会食等の経費に使用していた事態を、電電公社において、架空の名目によって旅費、会議費を支出して、これを別途に経理し会食等の経費に使用したり、職員に支給したりしていた事態を、54年度決算検査報告で指摘した。

さらに、翌55年度では、法務省で刑務作業製品の販売代金を歳入に組み入れないで同製品の即売会の経費等に使用していた事態、及び日本発馬機株式会社で発馬機等の部品代を水増しするなど真実の取引に基づかない処理をしていた事態を、また56年度では、文部省で架空の名目により旅費を支出し、これを会食等の経費に使用していた事態などを指摘している。

3 各省庁等の押し売り物品高価購入

53年6月の国会における質疑が端緒となって、押し売り物品の購入に対する検査が行われた。当時、官公庁等に対する押し売りが広範囲に横行していることはマスコミでも取り上げられた。

会計検査院では、国会の質疑で取り上げられた旭川営林局を始め全営林局の物品の購入について検査した。その結果、52年度決算検査報告において、8営林局で団体等の職員と称する者からシート、ロープ等を市場価格に比べて著しく高価で購入していた事態を指摘した。

そして、翌年も同様の着眼によって検査したところ、国会、総理府本府を始め計11の省庁、公社、公団等で同様の事態が見受けられ、53年度決算検査報告でこれを指摘した。

4 箕輪町の補助金等不正受給

補助金の交付及び資金の貸付けが不当と認められるものとして、57年度決算検査報告で、長野県上伊那郡箕輪町について8億8657万円の指摘が行われた。

この内容は、6省2公庫に係る補助事業及び貸付事業について、関係書類を作為して、事業の一部を実施しないで架空の事業費を計上したり、請負業者からの割戻しを受けたりした上、これらに見合う額を架空の会社等の名義を用いて町の歳入に収納していたり、補助又は貸付けの対象とならない事業を含めて補助金を精算し又は貸付けを受けていたりなどして、事業の実施及び経理が著しく不当と認められたものであった。

同町の検査は、検査範囲が会計検査院の第1局から第5局のすべての局に関係したので、各局関係課の合同で行われた。また、検査報告への掲記の取扱いについては、該当する各省等の項には頭出しをする程度とし、別途各省等並みに『箕輪町』の項を設けて一括記述することになった。いずれも極めて異例の形であった。

第4章 平成期の会計検査

平成期における財政上のトピックのひとつとして、消費税の導入が挙げられる。第1次大平内閣時の昭和53年に一般消費税導入案が浮上して以来、紆余曲折を経て消費税法が成立し、平成元年4月、税率3%により消費税が実施されるに至った。さらに9年4月、地方消費税が導入され、これと併せた消費税等の税率は5%に引き上げられた。

日本経済の状況を見ると、昭和61年から平成3年にかけて、過剰な投機熱による不動産価格、株価の高騰によって支えられた、いわゆる「バブル経済」が崩壊して、地価、株価の下落が始まり、マイナス成長を記録するなど景気は急激に後退した。同時に経済の安定成長期も終焉を迎え、「失われた10年」とも言われた、その後の平成不況の引き金となった。これにより、日本経済はまたも停滞の時期を迎え、戦後の復興と成長を支えた戦後システムの見直しが叫ばれるようになった。そして、7年から8年にかけて、日本の金融機関は、バブル経済の崩壊後多額の不良資産を抱え、経営破たんが相次いだ。

20年代に入り、アメリカのサブプライム住宅ローンの多額の債務不履行に端を発した金融危機は、20年9月、米国の証券業界大手の投資銀行であるリーマン・ブラザーズの経営破たんにより一気に表面化した。このいわゆるリーマンショックにより、金融危機は実体経済にも多大な影響を及ぼすこととなり、世界経済は急激に下降した。

百年に一度と言われる経済危機に対して、政府は過去最大の景気刺激策を採り、21年度当初予算と第1次補正予算及び第2次補正予算を合わせた21年度一般会計予算の総額は初めて100兆円を超え、また公債発行予定額も53兆円を超えることとなった。この結果、公債発行残高は、昭和63年度末の約156兆円から平成21年度末には約600兆円に達すると見込まれるなど、財政状況は大幅に悪化した。

13年1月、内閣機能の強化、中央省庁の縦割り行政の弊害の排除等を目的として、中央省庁等改革基本法等が施行された。これにより、それまでの1府22省庁が1府12省庁に再編されるなど、中央省庁等の再編が行われた。会計検査院は、これに対応した検査体制を執るため組織の再編成を行った。また、21年4月にも会計検査院を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、大幅な組織の再編成を行っている。

平成期に入り、会計検査院ではその権限の強化や国会との連携の一層の強化、検査報告の早期提出が図られた。会計検査院の権限強化については、17年11月に院法が改正され、選択的検査対象が拡大されたり、実地検査を受けるもの及び資料提出の要求等を受けたものの受検義務が明記されるなどした。また、国会との連携の一層の強化については、10年1月に国会法及び院法が改正され、国会から要請のあった事項について検査を行い、その結果を国会に報告できることになった。さらに、参議院から決算の早期審査のため検査報告の早期提出を求められたことなどから、10年度決算検査報告以降は11月中旬に内閣に送付されることとなり、また、15年度決算検査報告以降はほぼ11月上旬に内閣に送付されている。

第1節 院法の改正と組織権限をめぐる議論

第1 改正の状況

平成に入ってから、次表のとおり7回の院法改正が行われている。

院法改正一覧（平成）

根 拠 法 ・提案者 付託委員会	内 容	公布年月日 (施行年月日)
国会法等の一部を改正する法律（平成9年法律第126号）第2条 ・衆議院議院運営委員会提出 議院運営委員会（衆・参）	会計検査の観点を明定し、国会からの検査要請に対して報告する制度を創設したもの（第20条第3項、第30条の2追加）	平成 9年12月19日 (10年 1月12日)
会計検査院法の一部を改正する法律（平成11年法律第36号） ・衆議院議院運営委員会提出 議院運営委員会（衆・参）	検査官の任命同意に関する衆議院の優越規定を削除したもの（第4条第2・5項、第6条第2項削除ほか）	11年 5月10日 (11年 5月10日)
行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）第1条 ・内閣提出 内閣委員会（衆） 総務委員会（参）	情報公開法の施行に伴い、会計検査院に会計検査院情報公開審査会を設置し、その組織、委員等について所要の規定の整備を行ったもの（第1章第5節、第19条の2～第19条の5追加ほか）	11年 5月14日 (13年 4月 1日)
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第152号）第1条 ・内閣提出 総務委員会（衆・参）	行政手続オンライン化法の施行に伴い、電磁的記録により計算証明書類等を会計検査院へ提出することを可能としたもの（第24条、第26条改正）	14年12月13日 (15年 2月 3日)
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）第2条 ・内閣提出 個人情報の保護に関する特別委員会（衆・参）	行政機関個人情報保護法の施行に伴い、会計検査院情報公開審査会の名称を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改めるなどしたもの（第19条の2、第19条の5改正、第19条の4追加ほか）	15年 5月30日 (17年 4月 1日)
会計検査院法の一部を改正する法律（平成17年法律第112号） ・参議院決算委員会提出 決算委員会（参） 決算行政監視委員会（衆）	選択的検査対象のうち検査対象の契約先の会計を国及び2分の1以上出資法人の工事、物品、役務の調達契約先のその契約に関する会計まで拡張し、検査を受けるものの受検義務を明記し、国会及び内閣に対して随時報告することができる制度を創設したもの（第23条第1項第7号、第25条、第26条改正、第11条第2号の2、第30条の2追加ほか）	17年11月 7日 (17年11月 7日)
地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第17条 ・内閣提出 総務委員会（衆・参）	地方自治法の改正により「吏員」が「職員」に改められたことに伴い、検査官の兼職禁止規定中の「吏員」を「職員」に改めたもの（第9条改正）	18年 6月 7日 (19年 4月 1日)

以下、上表の改正のうち会計検査院の組織や権限に関する主なものを取り上げて、その背景、経緯等についてみていくこととする。

1 国会法等の一部を改正する法律(平成9年法律第126号)第2条による改正

(1) 改正の概要

この改正の内容は、次のとおりであった。

ア 国会の行政監視機能を強化するため、国会法の改正により、各議院又は各議院の委員会等が、会計検査院に対して、特定の事項について検査を実施してその結果の報告を求めることができる制度が創設される(国会法第105条)ことから、特定の事項について国会から検査の要請があったときは、会計検査院は、当該事項について検査を実施してその結果を報告することができるようにすること(第30条の2の追加)

イ 会計検査の観点を経営に明記すること(第20条第3項の追加)

なお、この改正に合わせて、平成10年1月12日に会計検査院法施行規則の一部が改正され、①国会からの検査要請の実施及び検査結果の報告を検査官会議の議決事項とすること(第6条第1項の改正)、②検査結果を国会に報告したときは、その旨を内閣に通知すること(第15条の2の追加)が定められた。

(2) 改正の背景、経緯等

民主党は、8年11月、第139回国会に、国の行政機関の業務に関する監視、調査及び評価を行うとともに、その結果に基づいて必要な法律の制定及び改廃等に対して意見を述べる行政監視院を国会に設置するという「行政監視院法案」を衆議院に提出した(なお、同法案は、第140回国会において審議未了・廃案となっている。)。行政監視院は、各議院の委員会又は参議院の調査会の要求に応じ、必要な監視を行うなどとされていたほか、監視等のため必要となるときは、国の行政機関等に対して資料の提出を要求することができる、担当の調査員等は官公署等の立ち入り調査をすることができる、会計検査院対

し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を依頼することができるなどとされていた。

行政監視院法案に対し、与党3党は、9年1月、「国会に行政の監視・監督・評価を行う機関を設置するためのプロジェクトチーム」(与党PT)を発足させた。与党PTは、行政監視院法案に対し、①国政調査権は議院と国会にあり、これを行政監視院という第三者機関に与えることは憲法上許されない、②国政調査権が存在するにも関わらず、行政監視院を置くことは、国会と議院の自己否定となる、③行政監視院が立入調査権まで持つことは、三権分立に反するなどの問題点を指摘した。そして、同年4月には、決算委員会を発展的に改組して、「決算行政監視委員会」を常任委員会として設置し、「会計検査院への検査要請及び同院が行う検査業務の審査」等を所管事項及び機能とする与党PT座長試案が公表された。また、このための条件整備として「会計検査院の行政評価等の機能を強化するため関係法制の見直しを行う。」という一文が盛り込まれ、「会計検査院との連携の強化」として、「議院又は委員会は、必要があると認めるときは、会計検査院に対し、特定の事項について検査し、その結果を報告し、及び資料の提出をするよう求めることができることとする。」、「会計検査院は、議院又は委員会の求めがあったときは、特定の事項について検査し、議院又は委員会に対し、その結果を報告し、及び資料の提供をすることができることとする。」という見直し案が示された。

与党PTは、6月、座長試案を基に「会計検査院が経済性、効率性及び有効性等の観点から会計検査を行う旨を会計検査院法に明定する。」という一文を追加するなどし、「国会の行政監視機能の強化に関する政策要綱」を取りまとめ、衆議院議長との諮問機関である「衆議院議会制度に関する協議会」(議会制度協議会)における検討を要請した。

その後、議会制度協議会懇談会において行われた協議や各党による意見交換の結果を踏まえ、衆議院法制局が関係法律等の改正案要綱の素案を作成した。

8月6日、議会制度協議会懇談会において改定案要綱の最終案の説明が行われ、同月22日、議会制度協議会において「『国会の行政監視機能の強化に関する政策要綱』を実施するための関係法律等の改定案要綱」が配付された。

議会制度協議会における検討の結果、改定案要綱に沿って各会派の大筋の合意が得られたとして、12月5日、衆議院議院運営委員会「国会法改正等に関する小委員会」において、次のような「国会法等の一部を改正する法律案」が配付され、同小委員会の案として決定された。

国会法等の一部を改正する法律案（抜粋）
（国会法の一部改正） 第1条 国会法（昭和22年法律第79号）の一部を次のように改正する。 〔第41条第2項第18号及び第104条の改正部分 省略〕 第105条を次のように改める。 第105条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。 （会計検査院法の一部改正） 第2条 会計検査院法（昭和22年法律第73号）の一部を次のように改正する。 第20条に次の1項を加える。 会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。 第2章第4節第30条の次に次の1条を加える。 第30条の2 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

また、同小委員会では、同日、同法案に関連して「国会法等の一部を改正する法律案の運用に関する申合せ（案）」と併せて、2項目から成る「会計検査院関係申し合わせ事項（案）」が配付された。この申し合わせ事項案は、会計検査院の独立性を確保するため、前日に会計検査院が申し入れた要望を受けて、急きょ作成されたものであった。

同小委員会で決定された「国会法等の一部を改正する法律案」の草案は、同月11日、衆議院議院運営委員会で同委員会提出の法律案として決定され、同

日、衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。

また、同日、同委員会において、12月5日に配付された2つの申し合わせ事項（案）を1つにまとめた「国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せ」が決定された。なお、当初の案に含まれていた「会計検査院に対する特定事項の検査要請に当たっては、会計検査院の独立性に留意するとともに、同院の裁量権が確保される必要があることから、事前に会計検査院と十分な協議を図ることが必要である。」という1項は、削除された。

国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せ（抜粋）
国会法等の一部を改正する法律案等の起草に当たり、次の事項を確認し、申合せを行う。 一～四 （略） 五 複数の委員会から同種又は多数の要請がなされる際には、現行会計検査院法上行われている会計検査業務の円滑な遂行に支障を来さないよう、議院運営委員会において調整を図ること。

参議院に送付された同法案は、同月12日、議院運営委員会において審議され、同法案では、会計検査院に対して特定事項の検査要請を行うことができるのは「各議院又は各議院の委員会」とされ、参議院の調査会が含まれていない点が問題となった。

審議の結果、参議院の調査会も会計検査院に対して特定事項の検査要請を行うことができるようにする修正案が決定され、同日、参議院本会議で修正可決され、衆議院に回付された。衆議院に回付された同法案は、同日、本会議で回付案どおり可決・成立し、12月19日に公布され、次の常会召集の日（10年1月12日）から施行された。

2 会計検査院法の一部を改正する法律（平成11年法律第36号）による改正

（1）改正の概要

この改正の内容は、検査官の任命同意に関して衆参両議院の意見が分かれた場合は、衆議院の同意をもって両議院の同意とするという衆議院の優越を認

める規定を削除する（第4条第2項等の削除）というものであった。

(2) 改正の背景、経緯等

国会同意人事に係る衆議院の優越規定は、院法が制定された当時は、人事官（制定時は人事委員、国家公務員法第5条）、国家公安委員会委員（旧警察法第5条）について同様の規定が設けられており、また、公正取引委員会委員長及び委員（独占禁止法第29条）については、衆議院の同意を得て任命することとされていた。

しかし、その後の法律改正により、それぞれ衆議院の優越規定が削除されたり、両議院の同意を得て任命されることに改められたりした結果、国会同意人事に係る衆議院の優越規定が残っているのは、検査官だけとなっていた。

7年10月に参議院議長の諮問機関として設置された参議院制度改革検討会において、上記の優越規定の存在が取り上げられ、その後、参議院制度改革検討会から参議院議長に提出された報告書の中に、検査官の任命同意に関する衆議院の優越規定を削除することが盛り込まれた。9年1月には、参議院決算委員会において決算委員長から衆議院の優越規定は削除すべきであるという発言があり、内閣総理大臣から、委員を代表する意見として重く受け止めるという答弁が行われた。また、9年3月には、参議院議院運営委員長から内閣官房長官に対し、政府に協力を要請する事項が示され、その中に「検査官の任命同意に関する会計検査院法の改正」が盛り込まれた。この要請事項に関しては、その後も、参議院決算委員会において内閣官房長官に対する質疑が数度行われ、内閣官房長官から衆議院議院運営委員会に対してその旨が申し入れられた。

このような状況の中、衆議院においても、参議院や政府からの申入れを踏まえ、11年4月13日、議会制度協議会において、院法第4条第2項等の削除を行うこと、その法案の提出は議院運営委員会で行うことについて、各党派が基本的に合意した。

こうして、同月27日、衆議院議院運営委員会にお

いて「会計検査院法の一部を改正する法律案」が同委員会提出の法律案として決定され、同日、衆議院本会議で可決され、参議院へ送付された。参議院では、同月28日、議院運営委員会において審議され、同日、本会議で原案どおり可決・成立し、翌5月10日に公布され、同日から施行された。

3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）第1条による改正

(1) 改正の概要

この改正の内容は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）において、同法の適用対象である行政機関に会計検査院が含まれること（情報公開法旧第2条第1項第4号）、会計検査院長は、行政文書の開示決定等に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、別に法律で定める審査会に諮問しなければならないこと（情報公開法第18条）が規定されることに伴い、会計検査院に会計検査院情報公開審査会を設置し、その組織、委員等について所要の規定の整備を行う（第1章第5節、第19条の2～第19条の5の追加）というものであった。

この規定の整備に関しては、制定当時の情報公開法における情報公開審査会に関する規定（第21条（設置）から第24条（会長）及び第44条（罰則））とほぼ同様な規定が第19条の2から第19条の5として追加された。

(2) 改正の背景、経緯等

6年12月、行政改革委員会設置法（平成6年法律第96号）の施行により行政改革委員会が設置され、「行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する事項を調査審議」し、2年以内に内閣総理大臣に意見を具申することとされた。そして、同委員会は、法制上の観点から専門的な検討を行うため、7年3月、行政情報公開部会を発足させ、諸外国及び地方公共団体の情報公開制度の運用状況の調査や会計検査院も含めた関係団

体等からの意見聴取を行った。

この結果に基づき、行政情報公開部会は、8年11月に「情報公開法要綱案」及び「情報公開法要綱案の考え方」を取りまとめて発表し、同年12月には、これらを内容とする「情報公開法制の確立に関する意見」が行政改革委員会から内閣総理大臣に具申された。

「情報公開法要綱案」では、情報公開法における行政機関に会計検査院が含まれること、行政文書の開示等決定に対して行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合は、処分庁又は審査庁が総理府に設置される不服審査会に諮問しなければならないことなどが規定される一方、「情報公開法要綱案の考え方」では、「会計検査院の長のした開示等決定に対する不服申立ての特例」として、次のような記述が盛り込まれた。

「本要綱案では、会計検査院の長のした開示等決定（括弧書略）に対する不服申立てについても、総理府に置かれる不服審査会（第18〔不服審査会の設置〕）に諮問すべきものとしているが、会計検査院の憲法上の性格に照らし、当該不服審査会に対してではなく、別に法律で定めるところにより、会計検査院に不服審査会を置き、同不服審査会に諮問する手続を設けることが考えられる。その場合においては、本要綱案が諮問機関としての不服審査会を設けた趣旨に照らし、会計検査院に置かれることとなる不服審査会の委員、調査権限、事件の取扱い等については、本要綱案第19〔不服審査会の委員の任命等〕～第21〔不服審査会における事件の取扱い〕に規定するところに準じた内容のものとする必要がある。」（「情報公開法要綱案の考え方」平成8年11月1日行政情報公開部会）

この特例は、会計検査院を情報公開法の適用対象とするに当たっては、憲法上独立の機関であるという性格に照らした仕組みとする必要があるとして、会計検査院が行政情報公開部会に提出した意見が採り入れられたものである。

政府は、行政改革委員会の意見具申を踏まえ、総務庁行政管理局に情報公開法制定準備室を設けて関係法案の立案に当たり、10年3月、「行政機関の保

有する情報の公開に関する法律案」（情報公開法案）及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（整備法案）を第142回国会に提出した。

情報公開法案の第18条（審査会への諮問）においては、「開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第3節において「審査会」と総称する。）に諮問しなければならない。」と規定され、会計検査院については独自に審査会を置くことが認められた。そして、会計検査院に置く審査会についても、情報公開法案の第3節（審査会の調査審議の手続）の規定が直接適用されることとされた。

情報公開法案及び整備法案は、3度にわたる継続審議を経て、第145回国会において、整備法案は11年4月28日に原案どおり、情報公開法案は一部修正の上5月7日にそれぞれ可決・成立し、同月14日に公布され、13年4月1日から施行された。

4 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第152号）第1条による改正

(1) 改正の概要

この改正の内容は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（行政手続オンライン化法）の制定により、院法第24条及び第26条中の「計算書」「証拠書類」「書類」が紙文書のみを指す用語とされ、行政手続オンライン化法が施行されると、オンラインによる提出は同法に基づき可能となるが、電磁媒体による提出は法律に別段の定めがない限り認められなくなることから、これらの書類については、行政手続オンライン化法の例外として電磁媒体による提出も可能とする（第24条、第26条

の改正)というものであった。

なお、この改正を受け、15年4月に「電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則」(平成15年会計検査院規則第4号)が制定され、オンライン又は光ディスクカートリッジ(MO)もしくは光ディスク(CD-R)の電磁媒体により計算証明書類を提出する場合の手続等が定められた。

(2) 改正の背景、経緯等

13年、政府は、e-Japan戦略(平成13年1月22日IT戦略本部決定)、e-Japan重点計画(平成13年3月29日IT戦略本部決定)に基づき、実質的にすべての申請、届出等の行政手続を15年度までのできる限り早い時期にオンライン化することとした。そして、オンラインによる行政手続も可能とするため必要な法整備については、内閣官房がとりまとめた「申請・届出等手続のオンライン化に伴う法令の見直し等に係る基本方針」に基づき、総務省が中心となって行うこととされた。

行政手続オンライン化法案は、会計検査院にも適用される方向で検討されたが、同法案では、行政手続を定めている各個別法令の中で使われる書面、書類、文書等の「書」を表す用語を「書面等」としてまとめ、「人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物」と定義することとしていたため、院法第24条中の「計算書」「証拠書類」「書類」、第26条中の「書類」という文言が行政手続オンライン化法上の「書面等」に該当することになった。

しかし、会計検査院では、院法第24条及び第26条の規定中の「計算書」「証拠書類」「書類」については、従来から、フロッピーディスク(FD)、CD-R等の電磁媒体、オンライン等の電子文書を含むと解釈し、オンラインによる資料等の提出、FD、CD-R等の電磁媒体による提出も可能であるとしていた。また、計算証明書類の提出については、技術上の制約及び費用対効果を考慮すれば、オンラインよりも電磁媒体による提出の方が適当と考えられる場合も

あった。このため、行政手続オンライン化法を会計検査院に適用するに当たっては、電磁媒体による計算証明書類等の提出も可能となるように、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(オンライン化整備法)において、院法第24条及び第26条を改正することが必要となった。

政府は、14年6月、行政手続オンライン化法案、オンライン化整備法案及び「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案」を行政手続オンライン化関係3法案として第154回国会に提出した。これら3法案は継続審議となったが、第155回国会において、12月6日に原案どおり可決・成立し、同月13日に公布され、翌15年2月3日から施行された。

5 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第61号)第2条による改正

(1) 改正の概要

この改正の内容は、次のとおりであった。

- ① 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(行政機関個人情報保護法)において、同法の適用対象である行政機関に会計検査院が含まれること(行政機関個人情報保護法第2条第1項第6号)、会計検査院長は、保有個人情報の開示決定等に対して行政不服審査法による不服申立てがあったときは、別に法律で定める審査会に諮問しなければならないこと(行政機関個人情報保護法第42条)が規定されることに伴い、「会計検査院情報公開審査会」の名称を「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」に改めること(第1章第5節の節名、第19条の2、第19条の5の改正)
- ② 従来、会計検査院情報公開審査会の調査審議の手続については、情報公開法第3節の規定を適用することとされていたが、総務省に設置された「情報公開審査会」の名称が「情報公開・個人情報保護審査会」に改められるのに伴い、同審査会の設置根拠が情報公開法から新たに制定する「情

報公開・個人情報保護審査会設置法」に変わるため、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続については、情報公開・個人情報保護審査会設置法第3章の規定を準用することに改めること（第19条の4の追加）

(2)改正の背景、経緯等

13年3月、個人情報の取扱いの規律に関する官民通じた基本的な枠組みと、民間部門の個人情報取扱事業者に対する一般法としての「個人情報の保護に関する法律案」が国会に提出された。そして、国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報の取扱いについては、別途法制上の措置を講ずべきものとされたため、同年4月から、総務大臣政務官が主宰する「行政機関等個人情報保護法制研究会」が開催され、同年10月に同研究会から「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について－電子政府の個人情報保護」が公表された。

この報告書は、会計検査院は適用外とされていた「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（昭和63年法律第95号）を抜本的に改めるとともに、独立行政法人等について新たな法制を整備することを提言した。そして、この中で、行政機関に関する法制については、内閣に置かれる機関や会計検査院を加えること、開示、訂正等及び利用停止等の決定についての不服申立てに関する諮問機関として情報公開法と同様に、第三者的な不服審査会を整備すること、その場合は、情報公開法における情報公開審査会を活用することも考えられることなどが提言されたほか、「会計検査院については、憲法上独立の機関であるという同院の性格に照らした仕組みとする」として、次のような提言が盛り込まれた。

- ・ 総務大臣が個人情報ファイルの保有等に関し事前に通知を受ける事前通知制度については、会計検査院の保有する個人情報ファイルは、総務大臣に対する事前通知の対象としない。
- ・ 会計検査院が新たに対象機関となることに伴い、不

開示規定が、同院の行う事務の性質に即したものとなるよう、政府において精査する必要がある。

- ・ 会計検査院については、憲法上独立の機関であるという性格に照らし、行政機関法制上、総務大臣による個別・具体的な事務の実施状況についての資料・説明の要求、意見の陳述は行わない。しかし、全般的な事務の実施状況について総務大臣が報告を求めることは、同院の性格を損なうものではなく、行政機関法制全般について企画立案する立場にある総務大臣に不可欠なものであることから必要である。
- ・ 会計検査院については、情報公開法において、憲法上独立の機関であるという性格に照らし、同院に設けられている審査会に諮問することとされているが、行政機関法制においても同様の仕組みが考えられる。

政府は、この提言に沿って関係法案の立案を進め、14年3月に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案」「情報公開・個人情報保護審査会設置法案」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の4法案を第154回国会に提出した。

これら4法案と「個人情報の保護に関する法律案」は、一括して衆議院内閣委員会において審議が開始されたが継続審議となり、14年12月、第155回国会において審議未了・廃案となった。政府はこれらの法案に修正を行った上で、15年3月、新たな5法案を第156回国会に提出した。これら5法案は、衆参両議院に設置された「個人情報の保護に関する特別委員会」において審議され、5月23日に原案どおり可決・成立し、同月30日に公布され、17年4月1日から施行された。

6 会計検査院法の一部を改正する法律(平成17年法律第112号)による改正

(1) 改正の概要

この改正の内容は、次のとおりであった。

ア 従来、選択的検査対象のうち検査対象の契約先の会計については、国の工事、物品の調達契約先のその契約に関する会計に限られていたが、業務委託等の推進などによる公共調達契約の多様化、行政改革による国の機関の法人化などを踏まえ、会計検査院の検査機能を強化するため、その範囲を国及び2分の1以上出資法人の工事、役務、物品の調達契約先のその契約に関する会計まで拡張すること(第23条第1項の改正)

イ 会計検査のより一層円滑な実施を担保するため、検査を受けるものの受検義務を法律に明記すること(第25条・第26条の改正)

ウ 従来、会計検査院が検査結果を報告することができるのは、国会からの検査要請事項以外は、毎年度の検査報告による場合に限られていたが、国会における決算審査の充実に資するため、会計検査院が特に必要と認める事項については、随時、検査の結果を国会及び内閣に報告することができるようにすること、また、この報告を検査官会議の議決事項とすること(第30条の2の追加、第11条の改正)

(2) 改正の背景、経緯等

12年に衆参両議院に憲法調査会が設置され、憲法について活発な議論が行われる中で、憲法機関である会計検査院の機能強化や独立性の強化を求める意見などが出されていた。このような状況の下、16年12月、第161回国会の参議院決算委員会において、北海道警察北見方面本部の会計実地検査時に偽造された書類が提示された問題に関連して、院法について次のような発言があった。

「……少なくともこの国家公務員法における人事院に与えられているような……虚偽の(書類とか)、検査妨害された場合はそれがそのまま犯罪になるという規定や、また様々な制度改正を必要と感じた場合は国会や内閣に意見を申し出ることができる、その意見を尊重しなきゃならないという意味の規定……ぐらいはやはり置くべきだなというふうに感じます。……」
(山下栄一議員(公明党・同委員会理事))

そして、17年1月、公明党による「会計検査院改革プロジェクトチーム」が発足し、会計検査院の独立性を強化する方向で会計検査院の組織、職員、権限等に関する法改正の検討が開始された。

一方、国会では参議院本会議において、内閣総理大臣の施政方針演説に対する各党の代表質問の中で、会計検査院の機能強化等に関する質問が行われ、翌2月には、参議院決算委員会において、「会計検査院の機能強化について(諸外国の会計検査院)」、「会計検査院の機能強化について(我が国の会計検査院)」というテーマで参考人質疑が行われた。

その後、民主党による「会計検査院法改正プロジェクトチーム」や自由民主党による「会計検査院法改正検討プロジェクトチーム」が発足し、国会における決算審査の充実に資する方向で会計検査院の組織、職員、権限等に関する法改正の検討が行われた。

その後、各党内、各党間において、会計検査院の機能強化等に関して検討された結果、6月2日、参議院決算委員会理事会において、参議院における決算審査の充実に資するため、①国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請、②内閣に対する警告決議内容の充実、③会計検査機能の充実のため必要とされる院法改正の3事項を今国会(第162回国会)中に実行することが申し合わされた。

同月7日、参議院決算委員会は、36項目にわたる決算審査措置要求決議を行い、内閣及び会計検査院に適切な措置とその結果の報告を求めるとともに、会計検査院に対して国会法第105条の規定に基づき9件の検査要請を行った。

この要請に係る検査項目の中には、会計検査の徹底を期するためには、国及び政府出資法人の「役務

等を請け負わせた場合の請負人」、「調査、試験、研究等を委託した場合の受託人」の契約に関する会計を検査することが必要なものが含まれていた。

同月8日、参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会における前記申合せ事項の提案を踏まえ、法改正を含む具体的な方策については、参議院決算委員会で検討の上、再度協議することとなった。そして、参議院決算委員会を中心として調整が行われた結果、同委員会理事会において下記の改正内容から成る「会計検査院法の一部を改正する法律案」の草案がまとめられ、参議院改革協議会において了承された。

- ① 検査対象に「工事以外の役務の請負人」及び「事務、業務の受託者」を加えること
- ② 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の契約先についても国の場合と同様に検査対象とすること
- ③ 会計検査院の検査を受けるものの受検義務を明記すること
- ④ 会計検査の結果を随時報告できる規定を整備すること

この草案は、17年8月2日、参議院決算委員会で同委員会提出の法律案として決定され、翌3日の参議院本会議で可決され、衆議院に送付された。その後、同月8日、衆議院が解散となり、同法案は審議未了・廃案となった。しかし、次の第163回国会において、再び院法改正に向けた気運が高まり、前国会に提出した法律案と同じ内容の「会計検査院法の一部を改正する法律案」が同委員会提出の法律案として決定され、10月21日の参議院本会議において可決され、衆議院に送付された。衆議院では、同月26日、決算行政監視委員会において審議され、同月28日の衆議院本会議で原案どおり可決・成立し、翌11月7日に公布され、同日から施行された。

第2 「行政機関」の定義規定に会計検査院を含める法律の制定

公法学では、国家作用のうち、立法作用と司法作用を控除した残りの作用を行政作用とする見解（いわゆる「控除説」）が支配的であるため、会計検査院も広義の行政機関に分類されることが多い。近年、次のように法律上の「行政機関」の定義規定に会計検査院を含める法律がいくつか制定されているが、その背景には、控除説が支配的である公法学の強い影響があると考えられる。

- ① 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第2項
- ② 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第1項第6号
- ③ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第152号）第2条第2号イ
- ④ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項第6号
- ⑤ 行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）による改正後の行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第5号イ

しかし、会計検査院は、内閣の統轄する狭義の行政とは違い、行政以外の独立の地位をもっており、立法、司法、行政のいずれでもない特別の地位をもっている。したがって、会計検査院としては、法律上「行政機関」の定義規定が置かれる場合は、立法措置の内容が会計検査院の独立性を侵害するものとなっていないか、あるいは会計検査院が厳正、公正な検査を実施することに影響を及ぼすものではないかという観点から審査し、立法措置の内容に異議がある場合は、会計検査院を「行政機関」の対象に含めないこととするか、立法措置の内容を改めるように立案担当省庁等に申し入れてきている。

前述のうち②、③及び④に関しては、[263～265ページ](#)において、その背景、経緯等について記述したので、ここでは、⑤の行政手続法の一部改正の背景、経緯等について記述することとする。

1 法律改正の概要

この法律改正の内容のうち会計検査院に関する部分は、行政手続法において、行政機関の定義規定に会計検査院が追加され（第2条第5号イの改正）、会計検査院が同法第6章の意見公募手続（パブリック・コメント）及び同法第4章の行政指導の主体となることが規定されることとなったが、「会計検査について定める命令等」を定める行為については、同法第6章の規定は適用しないこととし（第4条第4項の追加）、「会計検査の際にされる行政指導」については、同法第4章の規定は適用しないこととする（第3条第1項第4号の改正）というものであった。

2 改正の背景、経緯等

16年3月に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画において、行政手続法の見直しやパブリック・コメント手続の法制化の検討が盛り込まれたため、同年4月から、総務大臣が主宰する「行政手続法検討会」において検討が開始され、同年12月に同検討会から「行政手続法検討会報告」が公表された。

政府では、この報告を踏まえ、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資するため、行政手続法の一部を改正し、政省令などの命令等を定める際に広く一般の意見や情報を求める意見公募手続等の実施を行政機関に義務付けることとした。ただし、法案の立案に当たっては、会計検査院との協議を踏まえ、会計検査院については、会計検査院情報公開審査会規則のように意見公募手続の対象とすべき規則があるとして、同手続の主体として法律上位置付け、併せて会計検査院を行政手続法上の行政機関の定義規定に追加する一方で、次の理由から、前述のとおり、同法第4章及び第6章の規定の適用除外規定が設けられることとなった。

① 「会計検査の際にされる行政指導」は、各府省等や、国から出資、財政援助等がなされてい

る独立行政法人や民間団体など財政面で国と一定の関係にある者をして説明責任を果たさせるために会計検査の目的の範囲内で行われるものであり、行政手続法が通常想定している一般国民に対する行政指導とは異質なものであること

② 会計検査の対象となる者は、何らかの形で国との財政的関係を有していて、行政と一般私人との通常の関係とは異なるものであり、「会計検査について定める命令等」について、私人との関係を規律するものと同様の手続規制を設けることは適当でないこと

第3 憲法改正に関する議論

憲法制定後50年を経て、総合的な憲法調査機関を国会に置くことを求める声が高まり、平成11年7月に成立した国会法の一部を改正する法律（平成11年法律第118号）により、12年1月召集の第147回国会から両議院に憲法調査会が設置され、憲法について広範かつ総合的な調査、議論が行われた。また、そのほか、各政党でも、憲法改正に関し、党憲法調査会、プロジェクトチーム等が編成され、論点整理や報告書が公開されるなど活発な議論が行われた。

1 衆議院憲法調査会における議論

衆議院憲法調査会においては、15年1月に「統治機構のあり方に関する調査小委員会」が設置され、統治機構の在り方に関して、参考人等から広く意見を聴取するなどして調査が行われた。

16年5月には、同小委員会において、「統治機構のあり方に関する件（二院制と会計検査制度）」について、会計検査院からの説明聴取が行われた。

そして、17年4月、衆議院議長に提出された衆議院憲法調査会最終報告書には、「国会による財政統制」という1項目が設けられ、その中で会計検査院に関して次のような議論が行われたことが記述されている。

第2 国会による財政統制

国会による財政統制に関しては、国会による財政統制の充実並びに両院の予算及び決算の審査のあり方について議論が行われた。

1 国会による財政統制の充実

国会による財政統制については、（中略）意見が述べられた。

なお、国会による財政統制の充実のための具体的方策として、次のような意見が述べられた。

a～d （略）

e 国会に新たに行政監視院を設置し、予算や行政の執行状況について監視、調査及び勧告を行うことを憲法に規定すべきである。

f 会計検査院については、米国の会計検査院（GAO）に倣って、公正の確保や責任の明確化を図った上で、これを国会の附属機関とすべきである。

g 各議院から会計検査院への検査要求について、一定数の国会議員からの要求があれば行えるようにすべきである。

h 会計検査院と国会の連携を強化するために、90条1項に定める決算の検査報告は、内閣を経由することなく、直接国会に提出するものとし、各議院の行政監視に関する委員会と連携を一層図るべきである。

i （略）

2 両院の予算及び決算の審査のあり方

両院の予算及び決算の審査のあり方については、（中略）意見が述べられた。

（参考人等の発言）

- ・検査報告を内閣経由で国会に提出するとする90条1項から、現行憲法は、会計検査院を国会の附属機関とすることを想定していないものと考え。（碓井光明参考人）
- ・会計検査院を、国会の附属機関とするなど政治の場に近くところに密着させた場合、中立性については何らかの影響を受けるのではない。（森下伸昭会計検査院長）
- ・諸外国が会計検査院的な組織を議会に附属させていることから、会計検査院を国会の附属機関とすることも視野に入れてはどうか。（篠原裕明公述人）
- ・国会と会計検査院の役割分担について、会計検査院は決算の基礎的な正確性をチェックし、国会は政策的判断から政策の結果を調べるという役割分担をすべきではないか。（窪田好男参考人）

また、「会計検査院」という1項目が設けられ、次のような議論が行われたことが記述されている。

第5 会計検査院

会計検査院に関しては、国会における財政統制として記述した会計検査院の国会附属機関化及び国会との連携強化のほか、会計検査院制度のあり方及び会計検査院の機能強化・独立性の強化等について議論が行われた。

1 会計検査院制度のあり方

会計検査院制度のあり方について、次のような意見が述べられた。

a 会計検査院は、国民主権を実質化する制度安定装置であるが、それが十分機能してきたかは疑問であり、所期の機能を果たすことが求められる。

b 会計検査院に対して、国民の側から検査を請求できる仕組みの必要性等を総合的に考えた上で、憲法事項を整理すべきである。

2 会計検査院の機能強化・独立性の強化等

会計検査院の機能強化・独立性の強化等について、次のような意見が述べられた。

a これまで軽視されてきた国会の事後監視、統制機能を重視し、無駄や不正があった場合、翌年度の予算で自動的にその分を削減するなど大胆な方策を打ち出す必要がある。そのためには、会計検査院の一層の機能強化が必要である。

b 内閣又は内閣総理大臣に対し、是正措置について勧告を行うことができることとすべきである。

c 公認会計士等の専門家を任期付公務員として採用すべきである。

d 会計検査院の人事権や予算の査定を行政府から切り離すべきである。

e 会計検査院と他省庁との人事交流や、検査対象への天下り・再就職を禁止すべきである。

（参考人等の発言）

- ・弁償責任の検定や利害関係人の要求による審査判定といった会計検査院の裁判的な役割を強化する場合には、権限を憲法に明記すべきである。（碓井光明参考人）
- ・米国のGAOは、政策を細かく吟味するなど広範な役割を果たしてきており、日本の会計検査院もそのような体制を確立すべではないか。（宇都宮深志参考人）

2 参議院憲法調査会における議論

参議院憲法調査会においては、16年2月に「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」が設置され、二院制と参議院の在り方に関して、参考人等から広く意見を聴取するなどして調査が行われた。

そして、17年3月9日に参議院憲法調査会に提出された小委員会調査報告書には、参議院が独自性を発揮すべき具体的分野等の1つとして「決算及び会計検査院」という項目が掲げられ、その中で、決算審査の実効性を高めるため、会計検査院は国会又は参議院に帰属させることが望ましい、会計検査院の機能を参議院に取り込むべきであるといった意見が出されたことが記載された。

さらに、この小委員会調査報告書等を受けて同年4月20日に参議院憲法調査会から参議院議長に提出された「日本国憲法に関する調査報告書」には、

「予算・決算の在り方と会計検査院」という1項目が設けられ、その中で「会計検査院」という見出しの下に、次のような議論が行われたことが記述されている。

会計検査院

決算重視の観点から、会計検査院の位置付け、機能等についても議論がなされた。

検査院の帰属・参議院との関係等について、会計検査院を国会あるいは参議院に附属させるか否かについては、意見が分かれた。

- ・党の新憲法起草小委員会の検討（平成17年）においては、会計検査院を参議院に置いてはどうかという議論も行ったが、独立性の確保の観点から、現行どおりとするとしている（自由民主党）、
 - ・参議院は、二院制の下で財政統制の役割を果たすため、会計検査院と一層の連携を図っていくべき、
 - ・決算に対する参議院の責任を強化するため、会計検査院を参議院に所属させることは、ベストとは言わないが次善の策としてはふさわしい、
 - ・会計検査院を参議院に帰属させ、行政をきちんとチェックしていくことには大賛成である、
 - ・会計検査院の憲法機関としての位置付けはそのままではよいが、英国やスウェーデンのように議会の下に置き、特に参議院の在り方と関連して機能強化を図るべきではないか、
- などの意見が出された。

権限及び地位の強化について、

- ・会計検査院が独立行政機関ではないかとのとらえ方もあるが、憲法機関として、第四権の組織であることを重視した権限強化を図るべき、
 - ・会計検査院の報告を受け、国会は内閣に対して必要な勧告を行うこと、その勧告を受け、首相は必要な措置をとらなければならないことを憲法に明記すべき、
 - ・会計検査院検査官の身分保障は憲法に明文化するに値する。会計検査院法上内閣から独立の地位を有するとされているが、実際には行政とのつながりで制約が多過ぎる、
 - ・会計検査院は、憲法上の機関であるにもかかわらず、実際は検査権限が極めて弱い。権限強化のための会計検査院法の改正は立法府の役割ではないか、
 - ・警察や機密費など、会計検査院の検査には大きな制約がある。憲法の規定にふさわしい役割を果たせるよう体制・機能を抜本的に強化する必要があり、それが可能でもある、
 - ・会計検査院の不当な支出の指摘額は米国等と比べ少なく、細かい指摘が多いなど、憲法上の地位に比して三権への監視のレベルが低過ぎる、
- などの意見が出された。

3 会計検査院による説明

衆議院憲法調査会の最終報告書、参議院憲法調査会の「日本国憲法に関する調査報告書」は上述のとおりであるが、16年5月27日に衆議院憲法調査会の「統治機構のあり方に関する調査小委員会」において、森下院長が説明した主な内容は次のとおりであった。

- ① 会計検査院の厳正、公平な職務遂行のためには、独立性の確保が何よりも重要であり、その保障のために人事権の独立、規則制定権の保持及び二重予算制度があること
- ② 会計検査院は独立機関であるが、検査官の任命について国会の同意が必要であること、国会が検査報告の提出先となっていること、各議院又は各議院の委員会等は会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができることなど、国会と密接な関係を有していること
- ③ 検査結果を制度、予算等に反映するため、検査結果の国会への報告、処置を要求した事項等の事後処置状況の把握及び国会への報告、財務省主計局等との連絡会の開催等が行われていること
- ④ 主要諸外国における会計検査院の地位

第2節 組織等の変遷

平成元年以降21年12月までの会計検査院の組織、職制、定員及び人事制度の変遷のうち、主なものを以下に取り上げる。

1 組織の変遷

(1) 課の設置数の変遷（昭和22年5月～平成21年）

昭和22年5月3日の新院法の施行後、組織改正によ

る官房及び各局の課（上席調査官等の課長相当職を含む。）の設置数の変遷は、表1のとおりとなっている。

平成21年12月末現在、第1局から第5局までの5局に5監理官、30検査課及び6上席調査官、官房に5課及び8官（課長相当職）が設置されている。

表1 課の設置数の変遷

改正年月日	組織改正の概略	課数	改正年月日	組織改正の概略	課数
昭和22. 5. 3	4局19課・官房4課体制で発足	23(19)	昭和44. 4. 1	技術専門官1設置	53(39)
昭和23. 3. 8	検査課4増、第4局法規課の官房への移管	27(22)	昭和46. 1. 20	上席調査官6を第5局以外に配置換	53(39)
昭和23. 12. 20	人事課設置、文書課・法規課廃止	26(22)	昭和47. 4. 28	上席審議室調査官1増、上席検定調査官1減	53(39)
昭和24. 6. 1	検査課2増	28(24)	昭和49. 4. 11	技術専門官1増	54(39)
昭和25. 1. 21	第4局検定課・審査課の官房への移管	28(22)	昭和51. 5. 10	技術専門官1増	55(39)
昭和25. 6. 8	官房課1増	29(22)	昭和52. 4. 18	技術専門官1増	56(39)
昭和25. 8. 24	検査課1増	30(23)	昭和53. 1. 7	組織の再編成	56(39)
昭和27. 1. 16	各局監理課設置、官房課2減、検査課1減	31(26)	昭和53. 4. 4	技術専門官1増	57(39)
昭和30. 1. 8	検査課1増	32(27)	昭和55. 1. 1	技術参事官(54.4技術専門官名称変更)1減	56(39)
昭和30. 8. 1	第5局設置、監理課1増、検査課2増	35(30)	昭和59. 4. 11	上席情報処理調査官1設置・研修官廃止	56(39)
昭和34. 4. 1	上席検定調査官3設置	38(30)	昭和59. 12. 17	組織の再編成	56(39)
昭和36. 4. 1	上席審議室調査官1設置	39(30)	昭和62. 12. 18	外務検査課設置、大蔵検査第2課廃止ほか	56(39)
昭和37. 4. 1	第5局上席調査官5設置、検査課2減	42(33)	平成 3. 12. 17	組織の再編成	56(39)
昭和38. 4. 1	厚生管理官1設置	43(33)	平成 4. 4. 10	研修官1設置・上席審議室調査官1減	56(39)
昭和39. 4. 1	第5局上席調査官5増	48(38)	平成13. 1. 6	組織の再編成	56(40)
昭和40. 4. 1	上席審議室調査官1増	49(38)	平成17. 4. 1	特別検査課の設置、鉄道検査課廃止ほか	55(41)
昭和42. 4. 1	検査課1増	51(39)	平成21. 4. 1	組織の再編成	54(41)
昭和43. 4. 1	研修官1設置	52(39)			

備考 課数の欄の括弧内の数字は、局の課数（内数）である。

(2) 平成3年12月17日の改正（組織の再編成）

①社会保障関係費、公共事業関係費の増加に対応した検査体制を整備する、②各局の業務量の平準化を図るという基本方針に基づき、組織の再編成を行った。主な改正点は、次のとおりであった。

ア 社会保障関係の検査体制の再編成

(7) 年金検査を一層強化するため、年金局・援護局関係、社会保険庁（政府管掌健康保険事業等の医療給付に係る経理を除く。）などの検査を所掌する上席調査官（年金担当）を新設し、厚生検査を2課・1上席調査官の体制とした。

- (イ) 医療検査を一層強化するため、厚生検査第1課から官房老人保健福祉部（老人保健法による医療等に係る経理）及び国立病院特別会計を分離し、厚生検査第2課に移管した。
- (ウ) 上席調査官（科学技術担当）から環境庁関係を分離し、厚生検査第1課に移管した。
- (エ) 社会保障関係の検査の業務量の増大により、第4局の業務量が他局に比べて過重となっていたことなどから、第4局の厚生検査及び労働検査の担当課を第2局に移管した。また、これに伴い、第2局司法検査課を第1局に、第2局文部検査第1課及び第2課を第4局に、第2局上席調査官（科学技術担当）を第5局に、第5局郵政検査課を第4局にそれぞれ移管した。

イ 公共事業関係の検査体制の再編成

- (ア) 2年6月に策定された公共投資基本計画に基づく公共投資の拡大、特に生活環境・文化機能に係る公共投資の拡大に対応するため、第3局に主に建設検査第1課及び第2課で分掌していた都市局関係の検査を所掌する上席調査官（都市担当）を新設し、建設検査を3課・1上席調査官の体制とした。
- (イ) 上席調査官（都市担当）の新設に伴い、上席調査官（地域開発担当）を廃止し、北海道開発庁、沖縄開発庁及び国土庁を建設検査第1課に、水資源開発公団を建設検査第2課に、地域振興整備公団を上席調査官（都市担当）にそれぞれ移管した。

ウ その他の検査体制の再編成

上席調査官（大蔵担当）を廃止し、JTを鉄道検査課に、JT以外を大蔵検査課にそれぞれ移管して、大蔵検査を1課体制とした。

(3) 平成4年4月10日の改正（研修官の再設置等）

合宿研修施設の新築に合わせて研修体制をより一層強化するため、人事課研修室を廃止し、昭和59年以来8年ぶりに官房に研修官を設置した。そして、研修官付として合宿研修の実施に関する事務を所掌する研修室を設置し、会計検査院安中研修所が開所された平成4年10月以降は、同室の職員に群馬県安中市勤務を命じている。また、この改正に伴い、事

務の合理化により、上席審議室調査官1人を廃止した。

(4) 平成13年1月6日の改正（組織の再編成）

13年1月6日の中央省庁の再編に伴い、省庁名の変更に合わせて検査課の名称を変更したほか、次の6つの基本方針に基づき、組織の再編成を行った。

- ① 有効性の検査、政策評価分析への対応体制の充実
 - ② 機動的検査、国会からの検査要請への対応体制の充実
 - ③ 決算分析・財務諸表分析への対応体制の充実
 - ④ 中央省庁再編等に対応できる検査体制の構築
 - ⑤ 規制緩和、民営化に対応した検査体制の整備
 - ⑥ 官房の整理合理化による局の検査業務の強化
- 主な改正点は、次のとおりであった。

- (ア) 官房関係では、従来、事務総長の特命事項として上席審議室調査官が行っていた横断検査等の検査業務を局に移管し、それに伴い、上席審議室調査官1人を減らして第1局上席調査官（財務担当）の新設に振り向けることとした。また、残りの上席審議室調査官2人の職名を上席企画調査官、上席研究調査官に改め、審議室調査官制度を廃止した。
- (イ) 第1局関係では、国の決算分析の充実等を図るため、大蔵検査課が所掌していた大蔵省の国有財産関係、造幣局、印刷局等と、第5局鉄道検査課が所掌していたJTの検査を所掌する上席調査官（財務担当）を新設し、財務検査を再び1課・1上席調査官の体制とした。そして、財務検査課の決算監理官の下に国の決算分析を専担する班を設置した。
- (ウ) 第2局関係では、環境省の新設に伴い、厚生労働検査第1課に環境省の検査を専担する専門調査官を設置し、同調査官の下に環境省担当班を設置した。
- (エ) 第4局関係では、文部科学省の新設に伴い、第5局上席調査官（科学技術担当）を第4局に移管するなどして、文部科学検査を2課・1上席調査官の

体制とした。また、これに伴い、郵政検査課を第5局に移管した。

(オ) 第5局関係では、機動的検査、国会からの検査要請、政策評価・財務諸表分析等への対応体制の充実を図るため、社会的関心の高い事項や国会からの検査要請事項を機動的に検査できるように、検査対象を特定せず、事務総長の特命事項の検査を行う上席調査官（特別検査担当）を新設し、政策評価や財務諸表の分析等もあわせて行わせることとした。また、JR本州3社の完全民営化に伴う業務量の減少が見込まれたことから、上席調査官（鉄道担当）を廃止し、その事務を鉄道検査課に移管して、鉄道検査を1課体制とした。

(5) 平成17年4月1日の改正（特別検査課の設置等）
行財政や公会計の分野における既存の制度や事業の見直しなど様々な動きに対する的確な対応を図るため、検査事務を再配分するなどして編成替えを行った。主な改正点は、次のとおりであり、このうち各課間の事務分掌の変更については、前年16年12月に実施した。

ア 特別検査の拡充

(ア) 事務総長の特命事項の検査（特別検査）を拡充し、横断的検査、機動的検査、政策評価分析等への対応体制の充実を図るため、第5局に特別検査課を新設し、特別検査を1課・1上席調査官の体制とした。

(イ) 拡充する特別検査の総括整理を専任させるため、官房に審議官1人を増置し、審議官12人体制とした。

イ 国の決算分析の拡充、公会計の課題への対応

国の決算分析の拡充を図るため、第1局財務検査課から旧自治省関係等を分離し、第1局上席調査官（財務担当）に移管するなどして事務分掌を見直すとともに、企業会計の考え方や手法の導入など公会計の課題に対応するため、財務検査課に専門調査官1人を設置した。

ウ 会計規律の向上への取組

各府省等における内部監査等の充実・強化を支援

する業務を効率的に実施するため、官房上席企画調査官付として、当該業務を担当する企画官1人を増置した。

エ 検査対象の組織形態の変化等への対応

(ア) 国立大学法人と私立大学を法人の経営という観点から統一的に検査する体制を整備するため、第4局文部科学検査第1課から私立大学助成関係を分離し、第4局上席調査官（文部科学担当）に移管した。

(イ) NTTグループと主務省庁の検査を同一の課で行うため、第5局郵政検査課には日本郵政公社関係だけを残し、それ以外は第5局電気通信検査課に移管して、同課の名称を情報通信検査課に改めた。

(ウ) JR東日本・西日本の完全民営化に伴う業務量の減少を踏まえ、第5局鉄道検査課の統括調査官1人を廃止するとともに、同課を第5局上席調査官（鉄道担当）に移行して廃止した。

オ 官房業務の見直し

(ア) 15年4月に郵政事業庁が日本郵政公社に移行し、郵便局の出納職員が弁償責任の検定の対象外となり、検定等の業務量の減少が見込まれたことから、上席検定調査官1人を減らして1人体制とした。

(イ) 担当分野の見直しにより、技術参事官1人を減らして3人体制とし、第5局上席調査官（鉄道担当）の新設に振り向けることとした。

(6) 平成21年4月1日の改正（組織の再編成）

検査対象の業務量、業務内容、組織運営形態等の変化、そして府省横断的な検査や機動的、弾力的な検査を求める動きの拡大など、会計検査院を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、事務総長官房を含む組織再編成を実施した（275ページ図参照）。主な項目は、次のとおりである。

ア 検査対象の業務量、業務内容、組織運営形態等の変化への対応

(ア) 総務検査課の設置

これまで3課等で分掌していた総務省の検査事務を一本化してより効率的かつ効果的に行うとともに、地方公共団体に対する補助金等に関する横断的な検

査の充実強化を図るため、第1局総務検査課を設置した。

(イ) 環境検査課の設置

政府における環境関連施策の重要性の高まりに対応した検査を拡充するため、第2局厚生労働検査第1課環境検査室と第3局上席調査官（都市・地域担当）を統合し、第3局環境検査課を設置した。

(ウ) 情報通信分野に関する検査体制の拡充等

情報通信に関する施策の取りまとめ省である総務省（旧郵政省分）の検査を担当している第5局情報通信検査課に、新たにIT事業に関する横断的な検査を担当させるとともに、業務量の平準化のために第5局上席調査官（情報通信担当）を設置して、NHK等の法人の検査を行わせることとした。

(エ) 運輸分野に関する検査体制の再編

国土交通省鉄道局等の政策の企画立案と実行に対する検査の一貫性を確保するため、第5局上席調査官（鉄道担当）を廃止し、同官の分掌事務を第3局に移管するとともに、業務量の増大する第3局国土交通検査第2課及び第3局上席調査官（航空担当）の分掌事務を再編して、第3局国土交通検査第2課及び第3局国土交通検査第5課とした。

イ 府省横断的検査や機動的、弾力的な検査を求める動きへの対応

(7) 各府省等横断的検査の実施体制の拡充

特別会計、地方公共団体に対する補助金等及び情報通信といった近年国民の関心が高い分野の検査を

拡充するため、これらの分野に関連の深い検査事項を分掌している第1局財務検査第1課（決算監理室）、第1局総務検査課及び第5局情報通信検査課が、事務総長の特命により、当該各分野に関する横断的な検査を実施できることとした。

(イ) 各局監理官の設置

局長の特命による各局所管事項に関する機動的、弾力的な検査を拡充するため、各局監理課に替えて各局監理官を設置した。

(ウ) 審議官（検査総括担当）の新設

検査総括業務の企画及び立案への参画、関係事務の総括整理を専担する審議官1人を増置した。

ウ 組織運営の効率化、検査の質の向上等を求める動きへの対応

(7) 調査課及び上席研究調査官の統合

上席研究調査官の調査研究業務と調査課の国際関係業務を一体的に行う体制を整備するため、上席研究調査官を廃止し、同官の業務を調査課に統合した。

(イ) 能力開発官の振替設置等

多様かつ専門的な分野に対する会計検査院の検査能力を高めて検査の水準を維持又は向上させることや、各府省等の内部監査の水準を向上させる業務等の重大性の増大に対応するため、研修官を能力開発官に振り替えるとともに、同官付として公会計監査連携室を設置して、能力開発に関する総合的な体制を整備した。

平成21年4月組織再編成の概要			
新体制		旧体制	移管事務の概要
官房	総務課	総務課	法規課及び能力開発官へ移管した事務以外の事務
		上席企画調査官	検査の計画及び実施に関する企画及び調整
	調査課	調査課	全ての事務
		上席研究調査官	会計検査に関する調査研究
	法規課	法規課	上席企画調査官へ移管した事務以外の事務
		総務課	情報公開、個人情報保護、文書の発受及び保存、官報掲載、印刷
	上席企画調査官	上席企画調査官	総務課及び能力開発官へ移管した事務以外の事務
		法規課	情報公開・個人情報保護審査会の庶務
	能力開発官	研修官	全ての事務
		総務課	官房長、会計課長、監事、監査役等に対する検査報告説明会、講師派遣
上席企画調査官		検査対象機関の内部監査等に関する調査等	

第3編 第4章 平成期の会計検査

	新体制	旧体制	移管事務の概要
1局	第1局監理官	第1局監理課	全ての事務及び局長特命による検査
	財務検査第1課	財務検査課	財務検査第2課へ移管した事務以外の事務
		国土交通検査第1課	内閣府の沖縄振興に係る経理、(独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構
		(新規)	特別会計に係る経理に関する横断的検査
	財務検査第2課	上席調査官(財務担当)	総務検査課へ移管した事務以外の事務
		財務検査課	会計検査院、人事院、宮内庁、公正取引委員会
	司法検査課	司法検査課	総務検査課へ移管した事務以外の事務
	総務検査課	上席調査官(財務担当)	総務省自治行政局、自治財政局及び自治税務局、自治大学校、総務省の交付税及び譲与税配付金特別会計に係る経理、消防庁、財政融資資金の地方債及び地方公共団体に対する貸付けに係る経理、地方公営企業等金融機構
		司法検査課	国家公安委員会、自動車安全運転センター
		外務検査課	総務省大臣官房、行政管理局、行政評価局、統計局、政策統括官(統計基準担当)、(独) 平和祈念事業特別基金
		上席調査官(年金担当)	総務省人事・恩給局(恩給に係る経理)
		(新規)	地方公共団体に対する補助金等に係る経理等に関する横断的検査
	外務検査課	外務検査課	総務検査課へ移管した事務以外の事務
	租税検査第1課	租税検査第1課	全ての事務
		租税検査第2課	金沢国税局
	租税検査第2課	租税検査第2課	租税検査第1課へ移管した事務以外の事務
		租税検査第3課	全ての事務
2局	第2局監理官	第2局監理課	全ての事務及び局長特命による検査
	厚生労働検査第1課	厚生労働検査第1課	厚生労働検査第3課及び環境検査課へ移管した事務以外の事務
		厚生労働検査第2課	(独) 労働者健康福祉機構
		厚生労働検査第3課	国立高度専門医療センター特別会計、(独) 国立病院機構
		上席調査官(年金担当)	厚生労働省社会・援護局
	厚生労働検査第2課	厚生労働検査第2課	厚生労働検査第1課へ移管した事務以外の事務
	厚生労働検査第3課	厚生労働検査第3課	厚生労働検査第1課へ移管した事務以外の事務
		厚生労働検査第1課	厚生労働省老健局
	厚生労働検査第4課	上席調査官(年金担当)	厚生労働省年金局、社会保険庁(他の課の所掌に属する分を除く。)、(独) 年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用(独)、全国健康保険協会(他の課の所掌に属する分を除く。)
3局	第3局監理官	第3局監理課	全ての事務及び局長特命による検査
	国土交通検査第1課	国土交通検査第1課	財務検査第1課及び上席調査官(融資機関担当)へ移管した事務以外の事務
		(各課)	(各省各庁が国土交通省大臣官房官庁営繕部に委任した官庁営繕に係る経理)
	国土交通検査第2課	国土交通検査第2課	国土交通検査第5課へ移管した事務以外の事務
		上席調査官(航空担当)	国土交通省航空局、航空保安大学校、関西国際空港(株)、(独) 電子航法研究所、(独) 航空大学校、(独) 空港周辺整備機構、成田国際空港(株)、中部国際空港(株)
	国土交通検査第5課	上席調査官(航空担当)	国土交通検査第2課へ移管した事務以外の事務
		国土交通検査第2課	国土交通省鉄道局、自動車交通局、海事局、観光庁、(独) 交通安全環境研究所、(独) 海上技術安全研究所、(独) 航海訓練所、(独) 海技教育機構、自動車検査(独)、(独) 国際観光振興機構、(独) 自動車事故対策機構
		上席調査官(鉄道担当)	全ての事務
	環境検査課	厚生労働検査第1課(環境室)	環境省、(独) 環境研究所、(独) 環境再生保全機構、日本環境安全事業(株)
		上席調査官(都市・地域担当)	全ての事務

新体制		旧体制	移管事務の概要
4局	第4局監理官	第4局監理課	全ての事務及び局長特命による検査
	文部科学検査第1課	文部科学検査第1課	文部科学省(他の課の所掌に属する分及び地方公共団体に対する補助金等に係る経理を除く。)
		文部科学検査第2課	文部科学省科学技術・学術政策局、研究振興局(他の課の所掌に属する分を除く。)、研究開発局、(独)科学技術振興機構
		上席調査官(文部科学担当)	文部科学省大臣官房文教施設企画部(国立大学法人関係等)、高等教育局(国立大学法人関係等)、研究振興局(科学研究費補助金等)、日本私立学校振興・共済事業団、(独)日本学術振興会、国立大学法人、大学共同利用機関法人、(独)国立大学財務・経営センター
	文部科学検査第2課	文部科学検査第1課	文部科学省(他の課の所掌に属する分を除く。)の地方公共団体に対する補助金等に係る経理、(独)国立特別支援教育総合研究所、(独)国立女性教育会館、(独)国立国語研究所、(独)国立科学博物館、(独)国立美術館、(独)教員研修センター、(独)日本スポーツ振興センター、(独)日本芸術文化振興会、(独)日本学生支援機構、(独)国立青少年教育振興機構、(独)国立文化財機構及び放送大学学園
		文部科学検査第2課	文部科学省科学技術・学術政策局、研究振興局(他の課の所掌に属する分を除く。)、研究開発局所管の地方公共団体に対する補助金等に係る経理
		上席調査官(文部科学担当)	(独)大学入試センター、(独)国立高等専門学校機構、(独)大学評価・学位授与機構
	上席調査官(文部科学担当)	文部科学検査第2課	(独)物質・材料研究機構、(独)防災科学技術研究所、(独)放射線医学総合研究所、(独)理化学研究所、(独)宇宙航空研究開発機構、(独)海洋研究開発機構、(独)日本原子力研究開発機構
	農林水産検査第1課	農林水産検査第1課	農林水産検査第4課及び上席調査官(融資機関担当)へ移管した事務以外の事務
		上席調査官(年金担当)	(独)農業者年金基金
5局	農林水産検査第4課	上席調査官(農林水産担当)	全ての事務
		農林水産検査第1課	農林水産省農林水産技術会議、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)農業生物資源研究所、(独)農業環境技術研究所、(独)国際農林水産業研究センター
	第5局監理官	第5局監理課	全ての事務及び局長特命による検査
	情報通信検査課	情報通信検査課	上席調査官(情報通信担当)へ移管した事務以外の事務
		(新規)	情報通信に係る経理に関する横断的検査
	上席調査官(情報通信担当)	情報通信検査課	NHK、NTT
	経済産業検査第1課	経済産業検査課	全ての事務
		上席調査官(融資機関担当)	(独)中小企業基盤整備機構
	経済産業検査第2課	上席調査官(経済産業担当)	全ての事務
	上席調査官(融資機関担当)	上席調査官(融資機関担当)	経済産業検査第1課へ移管した事務以外の事務
		国土交通検査第1課	(独)住宅金融支援機構
		農林水産検査第1課	(独)農林漁業信用基金
	上席調査官(郵政担当)	郵政検査課	全ての事務

注 本図に記載されていない課、上席調査官等については、課等の名称及び所掌事務の変更はない。

2 職制の変遷

新院法下における事務総局の職制は、事務総長、事務総局次長、局長、課長、副長、係長、一般職員でスタートしたが、その後平成期に至って新たに設置された職制の変遷についてみると以下のとおりである。

(1) 総括審議官(平成元年～。13年に総務審議官から名称変更)

平成元年5月、局長級の総務審議官1人を官房に新設し、事務総局の所掌事務のうち重要事項についての企画、立案及び総合調整に関する事務を総括整理することとされた。13年1月、中央省庁再編に伴い新設された総務省に設置されている次官級の総務審議官と区別するため、職名が総括審議官に改められた。

総括審議官は、当初、検査の企画・調整、官房の

上席審議室調査官等が行う横断検査、渉外広報、公会計監査に関する意見交換の総括整理を担当していたが、その後の組織再編成等に併せて総括整理事項が変更されてきており、現在では、当初の担当から横断検査が外され会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の庶務が追加されるなどしている。

(2) 専門スタッフ職（平成20年～）

20年4月、会計検査院に初めて専門スタッフ職が導入され、第2局、第3局、第4局の各監理課（現監理官付）に業績検査計画官（課長級）3人が設置された。さらに、21年4月、第5局監理官付に業績検査計画官（課長級）1人が増置された。専門スタッフ職は、公務において職員が培ってきた高度の専門的知識や経験を活用するとともに、在職期間の長期化に対応する観点から複線型人事管理の導入に向けての環境整備の一環として20年度に初めて導入されたもので、会計検査院においては、特定の検査分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、特に経済性、効率性及び有効性の観点を重視して行う検査の企画、立案等の支援を行うことを目的として導入された。

(3) 準課長職（昭和59年～）

会計検査院において、室長、専門調査官等の準課長職が設置されるようになったのは、昭和59年4月の人事課研修室長（平成4年4月廃止）の設置からであるが、平成期における設置等の状況は以下のとおりである。

ア 専門調査官（平成5年～）

検査対象の事務事業等が複雑・高度化している検査課等において、極めて特殊性が高い検査対象などの検査の専担化を図るため、平成5年から、専門的な事項についての企画及び調整並びにこれらに必要な検査を行う準課長職として、専門調査官を設置している。

専門調査官は、表2のとおり、設置・改廃され、21年12月末現在、計17人設置されている。

表2 専門調査官の設置・改廃

設置年月日	設置された検査課等	設置後の改廃状況
平成 5. 4. 1	第1局外務検査課	平成16.4.1室長に振替
平成 6. 7. 1	第5局上席調査官（融資機関担当）	
平成 7. 4. 1	第2局労働検査課	現 第2局厚生労働検査第2課
平成 8. 5.11	第4局郵政検査課	現 第5局上席調査官（郵政担当）
平成 9. 4. 1	第5局上席調査官（科学技術担当） 第5局電気通信検査課	現 第4局文部科学検査第2課 平成21.4.1 第5局情報通信検査課から第5局上席調査官（情報通信担当）専門調査官に振替
平成10. 4. 9	第1局司法検査課 第3局上席調査官（道路担当）	
平成11. 4. 1	第2局上席調査官（年金担当）	現 第2局厚生労働検査第4課
平成12. 4. 1	第2局防衛検査第1課	平成15.4.1室長に振替
平成13. 1. 6	第2局厚生労働検査第1課	平成14.4.1室長に振替
平成15. 1. 1	第5局上席調査官（特別検査担当）	
平成15. 4. 1	第2局厚生労働検査第3課 第4局農林水産検査第3課	
平成16. 4. 1	第5局上席調査官（特別検査担当）	平成17.4.1 第5局特別検査課専門調査官に振替
平成17. 4. 1	第1局財務検査課	現 第1局財務検査第1課
平成19. 4. 1	第3局上席調査官（航空担当）	平成21.4.1 第3局国土交通検査第2課専門調査官に振替
平成20. 4. 1	第1局上席調査官（財務担当） 第2局防衛検査第2課	現 第1局財務検査第2課
平成21. 4. 1	第3局環境検査課	

イ 検査課内の室長（平成13年～）

広範な検査対象を所掌する検査課において、検査体制のより一層の整備を図るため、13年から、調査官等を配置した室を課に設置し、同室に室の事務を掌理する準課長職として室長を設置している。

検査課内の室長は、表3のとおり、21年12月末現在、計10人設置されている。

表3 検査課内の室長の設置・改廃

設置年月日	室が設置された検査課	設置された室長
平成 13. 4. 1	第1局財務検査課	決算監理室長(注)
平成 14. 4. 1	第2局厚生労働検査第1課	環境検査室長(平成21.4.1廃止)
平成 15. 1. 1	第3局国土交通検査第1課	国土交通統括検査室長
平成 15. 4. 1	第2局防衛検査第1課 第4局農林水産検査第1課	原価検査室長 農林水産統括検査室長
平成 16. 4. 1	第1局財務検査課 第1局外務検査課 第4局文部科学検査第1課	金融検査室長 経済協力検査室長 文部科学統括検査室長
平成 17. 4. 1	第1局租税検査第1課	租税統括検査室長
平成 18. 4. 1	第2局厚生労働検査第1課	厚生労働統括検査室長
平成 19. 4. 1	第5局経済産業検査課	経済産業統括検査室長

注 決算監理室長は、平成3年4月12日に第1局大蔵検査課に設置された決算監理官が振り替えられたものである。

ウ その他の準課長職

ア、イ以外の準課長職の設置・改廃の状況は、表4のとおりであり、21年12月末現在、計14人がいずれも官房各課に設置されている（220ページ参照）。

表4 その他の準課長職の設置・改廃

設置された課等	準課長職の職名	設置年月日
総務課	渉外広報室長	昭和62. 5.21
	総務企画官(平成21.4.1廃止)	平成13. 4. 1
	総務企画官	平成18. 4. 1
人事課	人事企画官	平成 2. 6. 8
	監察官	平成 21.4. 1
調査課	資料情報管理室長	昭和62. 5.21
	国際業務室長	平成元. 5.29
	研究企画官(注1)	平成 6. 7. 1
会計課	会計管理官	昭和61. 4. 5
法規課	文書企画官(注2)	平成 21. 4.1
上席企画調査官	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室長(注3)	平成17. 4. 1
能力開発官 (平成21.3.31までは研修官)	研修室長	平成 4. 4.10
	研修調査官	平成 7. 4. 1
	研修調査官	平成 8. 5.11
	公会計監査連携室長(注4)	平成 21. 4.1

注1 研究企画官は、6年7月1日に官房上席審議室調査官付として設置され、13年1月6日に官房上席研究調査官付に振り替えられ、さらに21年4月1日に官房調査課に振り替えられたものである。

注2 文書企画官は、13年4月1日に官房総務課に設置された総務企画官が振り替えられたものである。

注3 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室長は、13年4月1日に官房法規課に設置された会計検査院情報公開審査会事務室長が振り替えられたものであり、さらに21年4月1日に官房上席企画調査官付に振り替えられた。

注4 公会計監査連携室長は、17年4月1日に官房上席企画調査官付に設置された企画官(官房担当)が振り替えられたものである。

3 定員の変遷

(1) 平成期における定員の推移

会計検査院の定員は、昭和50年度以降、検査機能の充実強化を図るため、毎年度若干人の純増が認められるようになり、平成16年度には決算の早期提出に対応するため大幅な増員が認められるなどしている。会計検査院の定員は、21年度1,284人となった。

(2) 平成16年度の定員40人の増員

15年5月、参議院から政府に対して、決算の早期審査を図るため、15年度決算以降は、会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう要請があり、同年6月16日の参議院本会議において、小泉内閣総理大臣から「決算の早期提出については、会計検査院とも協力しつつ、平成15年度決算から11月20日前後に提出が可能となるよう努力する」旨の発言がなされた。

会計検査院としても、参議院の要請の趣旨を踏まえ、検査報告の内閣送付の早期化を図ることとしたが、そのためには、検査サイクルの前倒しが必要であった。特に、決算確認対象年度の事業を本格的に確認できる4月以降の検査期間については、実地検査を従来より1か月程度早い6月に打ち切って検査結果の取りまとめ作業に入る必要があり、7月の検査期間が失われるという問題があった。したがって、検査報告の内閣送付を早期化し、十分な検査実績を確保するためには、実地検査の前倒しや、検査体制の整備を含む検査業務の一層の効率化に最大限努めるとともに、この7月期の検査に必要な最小限度の要員を新規増員によって確保して検査体制を強化することが必要となった。このため、会計検査院では、16年度予算要求において、決算の早期提出に対応するために必要な人員として58人の新規増員を要求し、その結果、調査官44人の増員が認められた。

こうして、16年度予算では、一般職員13人の定員削減を行う一方、上記の調査官44人の増員とあわせて、行財政改革の動向や国会要請等に適切かつ機動的に対応するための検査体制の整備に必要な人員として一般職員9人の増員が認められた結果、会計検

査院の定員は40人純増して1,297人となった。

(3) 平成18年度以降の総人件費改革による減員

政府は、簡素で効率的な政府の実現に向け、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、公務員の総人件費について、定員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進により、大胆に削減することを決定し、国・地方を通じた総人件費改革の実行計画を定め、18年度予算から順次反映させることとした。具体的には、今後5年間で、日本郵政公社職員を除く国家公務員（定員ベースで68.7万人）を5%以上純減させることを目標とし、これを達成するため、国の行政機関の定員（33.2万人）については、今後5年間で5%以上純減させることとし、国会、裁判所、会計検査院、人事院の定員（3.2万人）についても、各機関の特質等にも留意しつつ、行政機関に準じた取組を行うよう求めることとした。そして、内閣官房長官から会計検査院事務総長に対し、総人件費改革への協力を要請された。

また、18年5月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が国会で可決・成立し、総人件費改革は同法第2章第4節に規定する法律事項となった。そして、同法第43条第1項において、「政府は、平成22年度の国家公務員の年度末総数を、平成17年度の国家公務員の年度末総数と比較して、同年度の国家公務員の年度末総数の100分の5に相当する数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずるものとする。」と規定され、同項の「国家公務員の年度末総数」には、会計検査院の定員も含まれることとされた。その後、内閣官房長官から総人件費改革への協力を改めて要請された。これらにより、会計検査院の定員についても削減が行われた。

なお、会計検査院では、検査業務量の増大に見合った検査部門の要員の確保を図る一方で、18年度から22年度までの間に、内部管理部門（317人）について定員削減（32人）を行うこととした。

4 人事制度の変遷

(1) 高齢者雇用

ア 再任用（平成14年～）

本格的な高齢化社会を迎える中、公的年金制度全体の改正により、退職共済年金（基礎年金に相当する定額及び加給年金額部分）の支給開始年齢が、13年4月から25年4月までの間に、60歳から65歳へと3年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられることとなった。

このような状況を踏まえ、職員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるように雇用と年金との連携を図るとともに、長年培ってきた能力・経験を有効に発揮できるようにするため、定年退職者等の再任用制度が13年4月から段階的に実施されている。

再任用制度とは、定年退職者等を定年前の勤務実績等に基づく選考により、1年以内の任期を定めて任用する制度で、任期の更新については、更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に、あらかじめ本人の同意を得た上で1年以内で可能とされている。任期の末日は、再任用職員が65歳に達する日以後の最初の3月31日以前とされているが、25年4月までの任期の上限年齢は、年金支給開始年齢の引き上げに合わせて、61歳から65歳へと段階的に引き上げられることとなっている。

再任用の勤務形態には、フルタイム勤務（1週当たり38時間45分。20年度までは1週当たり40時間）と短時間勤務（1週当たり15時間30分から31時間までの範囲内の時間。20年度までは1週当たり16時間から32時間までの範囲内の時間）があり、会計検査院では、14年度からフルタイム勤務の印刷工1人、短時間勤務（1週当たり20時間）の自動車運転手2人を再任用して同制度の運用を開始した。

なお、短時間勤務については、定数上の予算措置が必要であり、14年度に初めて技能労務職（1週当たり20時間）3人が認められた。その後一般職について、19年度に調査官（週24時間勤務）5人、20年度に同13人、21年度に調査官（週23時間15分勤務）

22人及び調査官（週31時間勤務）5人計27人が、それぞれ認められた。

(2) 女性職員の登用

ア 総括副長等への登用

平成期に至ってからの女性職員の登用としてみるべきものに、次のようなものがある。

(7) 元年12月18日、官房の総括副長に初めて女性職員が登用された。そして、12年12月15日、局監理課の総括副長に初めて女性職員が登用された。

(イ) 係長より上位の専門職ポストについては、4年4月に官房厚生管理官付として設置された福利厚生専門官、5年度から7年度に第1局から第3局の各監理課に設置された専門官に女性職員が登用された。また、6年4月には、官房研修官付研修室の研修企画官に女性職員が登用された。

イ 「庶務コース職員」の検査業務への職域拡大

会計検査院では、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）により、男女共同参画社会を実現するため、女性職員の採用・登用の拡大を図るとする国の方針が打ち出されたことなども踏まえ、女性職員、特に「庶務コース職員」を対象として、実地検査を含む検査業務など多様な職務経験を付与する機会を増やして職域の拡大を図るとともに、登用の拡大を図っていくこととした。

そして、検査業務への円滑な参画に資するように、原則として係長以下のすべての職員に対して、これまで「検査コース職員」が受講していた「事務官研修Ⅰ部」又は新設した「検査業務基礎研修」を受講させることとし、18年度からこれらの研修を実施した。

また、「庶務コース職員」の検査業務への職域拡大に伴い、所属課内での事務分掌、仕事の割り振り、仕事の進め方などの見直しに努めるなどして、実地検査に従事する体制の整備が図られた。

(3) 専門的知識経験を有する民間等外部の人材の活用

会計検査院では、公務部内の育成では得られない専門性や多様な経験を有する有為な民間等外部の人

材を会計検査の充実強化に活用するため、大学教授等を非常勤の特別研究官として採用したり、公認会計士、税理士、シンクタンク職員等を非常勤の特別調査職として採用したり、公認会計士を調査官として常勤の特定任期付職員として採用したりするなどしている。

ア 特別調査職（平成11年～）

会計検査院では、工数（製造等に直接従事した作業時間数）の水増しによる防衛装備品の代金水増し請求問題を契機として、防衛装備品の原価計算に対する検査体制の整備・充実を図るため、企業の原価計算に精通した公認会計士の高度な知識経験を会計検査に活用することとした。また、防衛検査以外の分野においても、検査上の必要に応じて、専門的な知識経験を有する民間等外部の人材を活用し、会計検査の一層の充実強化を図ることとした。

こうして、11年5月から、単年度毎に必要な期間を限って採用する非常勤の特別調査職として、民間等外部の人材が採用されることとなった。そして、これまで、公認会計士、税理士、大学専任講師、シンクタンク職員等が特別調査職として採用され、原価計算、消費税、公会計制度、情報技術（IT）、住宅政策、病院経営等の分野において会計検査の支援が行われている。

イ 特定任期付職員（平成16年～）

会計検査院では、特殊法人等が民営化されたり、国の施設等機関や国立大学などが独立行政法人化、国立大学法人化されたりするなど、企業会計原則に則った会計処理がなされる検査対象が増大していることなどを踏まえ、企業会計に精通した公認会計士の高度の専門的な知識経験を会計検査に活用し、会計検査のより一層の充実強化を図ることとした。そして、その採用に当たっては、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき、公務に有用な専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用し、その高度の専門性にふさわしい給与を支給することができる任期付職員制度を活用することとした。

こうして、16年4月1日、公認会計士2人を特定任期付職員として初めて採用し、同年7月までに更に公認会計士5人を特定任期付職員として採用した。これらの公認会計士7人は、国立大学法人、政策金融、道路会社、独立行政法人等の検査対象を所掌する検査課に配属された。また、21年4月から7月にかけて、民間の手法及び視点を導入した検査体制を整備するなどのため、公認会計士5人が特定任期付職員として採用され、上席企画調査官付等に配属された。

第3節 検査業務

第1 検査の対象

1 検査の範囲

検査の範囲は、院法第22条の規定による必要的検査対象と、院法第23条第1項の規定による選択的検査対象の2つに大別されている（169ページ参照）。

3公社の民営化後、選択的検査対象の範囲について、院法第23条第1項第7号は制定時と同様に国の工事の請負人又は国に対する物品の納入者のその契約に関する会計とされていたが、国の工事以外の役務の請負契約や事務又は業務の委託契約の額・割合が拡大してきており、また、その会計経理について問題が提起されるようになった。そこで、平成17年11月の院法改正により、①国の工事以外の役務の請負人又は事務若しくは業務の受託者、及び②国が資本金の2分の1以上を出資している法人の工事その他の役務の請負人、事務や業務の受託者又は当該法人に対する物品の納入者のその契約に関する会計についても検査することができることとなり、契約先の検査の範囲が拡張された。

2 必要的検査対象団体の設立改廃

平成期における必要的検査対象団体の概況と設立改廃の主なものについては以下のとおりとなっている。

(1) 必要的検査対象団体の概況

13年4月以降の国の研究機関等や特別会計の独立行政法人化、16年4月の国立大学等の法人化に伴い、21年9月末では、①国が資本金の2分の1以上を出資している法人として、政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人等、その他日本銀行等が計212、②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた団体が1（NHK）、合計213となっている。

(2) 旧3公社の現況

JT及びNTTについては、国の保有する両会社の株式は逐次売却され、NTTは12年に国の株式の保有割合が2分の1未満となり、必要的検査対象団体から外れたが、JTについては、なお国の株式の保有割合が2分の1以上となっており、必要的検査対象団体として検査を行っている。

一方、国鉄清算事業団は、必要的検査対象団体として検査を行うこととしていたが（222ページ参照）、その後、同事業団は、10年10月に解散し、その権利義務は日本鉄道建設公団に承継され、更に同公団も15年10月に解散し、同事業団の権利義務は、同年同月に設立された（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構に承継されている。なお、JR各社については後述する。

(3) 独立行政法人の設立、特殊法人等の独立行政法人化及び国立大学等の法人化

8年から9年にかけて開催された行政改革会議の最終答申における提言で、行政のスリム化、アウトソーシングの一方策として、国が実施している事務・事業のうち、国自らが主体となって直接実施しなければならないものではないが、民間の主体に委ねた場合は当該事務・事業が必ず実施されるという保証がなく、実施されないときには国民生活や社会経済の安定等に著しい支障を生ずる事務・事業について、独立行政法人を設けて事務・事業の確実・適正な実施を確保することとされた。

こうして、13年4月に57の独立行政法人が設立されたのを皮切りに、その後も印刷局、造幣局、国立病院等の特別会計が独立行政法人に移行した。また、公団、事業団等についても、特殊法人等改革の一環として、その多くが順次独立行政法人に移行した。さらに、16年4月には国立学校特別会計で経理されていた国立大学等が国立大学法人等に移行した。

その後、独立行政法人について統廃合の措置が講じられるなどしたため、国が資本金の2分の1以上を出資している法人の数は若干減少したものの、前述のとおり、21年9月末現在で212に上っている。

(4) 日本郵政公社の民営化

17年10月、直前の衆議院議員選挙を圧勝した小泉内閣の下、郵政民営化法（平成17年法律第97号）が成立し、明治以来国営により行われてきた郵政事業が民営化されることとなった。

民営化は、日本郵政公社を、1持株会社、4事業会社及び1独立行政法人の計6法人に分割するという大規模なものであり、段階的に行うものとされた。

まず、18年2月に日本郵政公社が100%出資する将来の持株会社として日本郵政(株)（日本郵政）が設立されて、経営委員会の機能が置かれた後、19年10月には、日本郵政公社が廃止されるとともに、(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立された。

日本郵政及び(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構の2法人は全額政府出資法人であり、院法第22条第5号の規定による必要的検査対象団体となっている。なお、4事業会社については後述する。

3 選択的検査対象に対する検査指定等

平成期に行われた検査指定等の中で、社会経済情勢とも関係が深いと思われるものについて、以下に述べることとする。

(1) 石油備蓄会社の現況

昭和58年から平成2年にかけて、院法第23条第1項第5号の国の孫出資法人としてその設立から将来にわたる検査指定を行い、毎年検査を行っていくこととした8石油備蓄(株)は、16年1月に石油公団の保有株式がすべて売却されたことにより、検査対象から外れた。そして、これらの会社に出資を行っていた石油公団も、17年4月に解散した。

(2) JR各社の現況

昭和62年4月に将来にわたる検査指定を行い、毎年検査を行っていくこととしたJR各社のうちJR東日本、JR西日本、JR東海の3社については、逐次、国

鉄清算事業団の保有株式が売却され、それぞれ平成14年6月、16年3月、18年4月に完全民営化されたことに伴い、検査対象から外れた。

(3) NTT及びNTTの分割子会社の検査指定等

ア NTTドコモの検査指定

電電公社については、臨時行政調査会の答申などにより、他の電気通信事業者との公正有効競争を実現するなどのため、新会社を設立して、従来行ってきた事業の一部を分離譲渡することとされた（[223ページ参照](#)）。3年8月、エヌ・ティ・ティ移動通信網(株)（NTTドコモ、現(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ）が設立され、第一種電気通信事業である移動通信事業等の営業譲渡が行われた。

これに対しては、継続的に検査を行って事業等の運営に適正を期する必要があると認められたため、5年3月に、いずれも院法第23条第1項第5号の国の孫出資法人としてその設立から将来にわたる検査指定を行い、毎年検査を行っていくこととした。

イ NTTの再編成と分割子会社3社の検査指定

11年7月、NTTの再編成が実施され、NTTは、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の3社に分割されると同時に、これら3会社の株主となり、NTTグループの持株会社となった。これら3会社に対しては、いずれの会社も、事業内容が法律に定められた電気通信事業で、従来NTTが本来業務としていたものであること、資本金額が大きく、その全額がNTTの出資に係るものであることなどから、継続的に検査を行って事業等の運営に適正を期する必要があると認められた。そこで、同年7月、いずれも院法第23条第1項第5号の国の孫出資法人として将来にわたる検査指定を行い、毎年検査を行っていくこととした。

ウ NTTの検査指定

国の保有するNTTの株式は、昭和62年以降、逐次売却され、平成12年には国の株式の保有割合が2分の1未満となり、NTTが必要的検査対象団体から外れることとなった。しかし、引き続き検査を行って事業等の運営に適正を期する必要があると認められた

ことから、同年11月、院法第23条第1項第4号の国の2分の1未満出資法人として将来にわたる検査指定を行った。

エ NTTデータとNTTドコモの検査指定の見直し

NTTデータとNTTドコモについては、前述のとおり、将来にわたる検査指定を行い、毎年検査を行っていた。しかし、その後数度にわたるNTT株式の放出等に伴い、国のNTTに対する持株比率及びNTTの両会社に対する持株比率が低下し、国が出資したものが更に出資するいわゆる孫出資の関係が希薄になり追加出資が行われる状況にもないこと、両会社の経営が安定してきたこと及び両分野とも市場競争に委ねられるようになってきたことから、継続的に検査を行う必要が薄れたと認められた。そこで、19年1月、両会社の検査を18事業年度分の会計までとする検査指定を行った。

(4) 院法第23条第1項第7号を適用した検査指定

17年11月に院法第23条第1項第7号が改正され、契約先の検査の範囲が拡張されたが、その運用については、戦後、艦艇解撤契約など数件について検査指定を行った例はあるものの（[171ページ参照](#)）、民間に対して公権力を行使することを考慮して、当該規定の行使によらなければ事態の解明を行えない場合などに限定して、慎重に取り扱ってきたという経緯があった。

改正後の初めての適用は、19年2月に参議院から検査要請があった「タウンミーティングの運営に関する請負契約」の検査において、契約の相手方である民間会社2社に対して同年6月に行われた検査指定である。これは、本事案が国会からの検査要請という重要な事案であり、検査を支障なく進展させる必要があることなどを総合的に勘案して、慎重に判断した結果であった。

この検査指定を契機として、国等の契約の相手方等について、契約が適正かについて判断するために、総合的に判断した上で、必要と認められた場合は、院法第23条第1項第7号の規定による検査指定を行って会計実地検査を実施している。その結果、毎年度

の決算検査報告に数多くの案件を掲記している。

(5) 郵政民営化に伴う検査指定

郵政事業の民営化に伴い、18年9月に日本郵政の子会社として(株)ゆうちょ（ゆうちょ銀行、現(株)ゆうちょ銀行）及び(株)かんぽ（かんぽ生命、現(株)かんぽ生命保険）の2事業会社が準備会社として先行して設立された後、19年10月には、同じく子会社として郵便事業(株)（日本郵便）及び郵便局(株)（郵便局）の2事業会社が設立された。

そして、日本郵政、上記4事業会社及び（独）郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立によって、民営化前の貯金及び保険契約を承継することにより一応の民営化が行われた。

日本郵便、郵便局、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の4事業会社は、日本郵政が出資する法人となったが、これらの会社の資本金、承継資産・債務が多額に上り、営業規模も大きいこと、また、郵政民営化が国民にもたらすとされる利益を実現するためには承継会社等6法人全体の事業運営が適切に行われる必要があることなどから、継続的に検査を行って事業等の運営に適正を期する必要があると認められた。そこで、同年10月、民営化と同時に、いずれも院法第23条第1項第5号の国の孫出資法人として、その設立から将来にわたる検査指定を行い、毎年検査を行っていくこととした。

第2 検査の観点

我が国の会計検査においては、これまで5つの観点（正確性、合規性、経済性、効率性、有効性）その他会計検査上必要な観点から検査が行われてきたが、その時々为社会経済情勢等によって、各観点の比重には相当な変化がみられる。そして、平成期を振り返ってみると、おおむね、これまでの正確性や合規性の検査に加えて、3E検査も重視して進められているという大きな流れがみてとれる。以下、平成期における流れの主な状況を概観することとする。

1 平成期の検査の観点の多様化と3E検査の拡大

(1) 新しい検査領域とその検査の観点

高齢化、国際化、情報化の急速な進展に対応して、昭和60年代以降、検査の領域が拡大したが、それぞれの領域によって検査の観点の特徴が異なり、多様な観点からの検査が広く展開された。

すなわち、高齢化に関しては、60年代に入り、医療、年金という社会保障給付について本格的な検査を開始し、また、平成12年以降は、介護保険制度の導入に伴い、介護給付についても本格的な検査を開始したが、社会保障の最大の眼目は適正、公平な負担と受益であり、合規性の観点からの検査が中心となっている。

国際化に関しては、昭和62年からODAについて本格的な検査を開始したが、援助の相手国には検査権限が及ばないことなどから、主として現地調査の手法により、援助で建設された施設等は有効に活用されているかなどといった有効性の観点からの検査が中心となっている。

情報技術（IT）に関しては、我が国における電子政府の推進等、政府が重点的に整備することとして、近年、IT関係予算が毎年度1兆円以上に上っていることなどから、ITハードウェアやソフトウェアなどの調達及び保守管理に係る契約や手続、情報システムの費用対効果や必要性等、合規性や経済性更には有効性等の観点から重点的に検査を行うようになってきている。

また、近年、公共調達の閉鎖性や官製談合問題が指摘され、それが調達コストの無駄につながっていると、公共調達の透明性、競争性の確保が強く求められているが、そうした中で、平成10年ごろから、入札・契約手続において、有効な競争が行われて経済的な調達に資するものとなっているかという合規性の観点からの検査を本格的に行うようになってきている。

(2) 有効性の観点の発展

平成期に入ると、有効性の観点からの検査に更なる発展がみられる。すなわち、元年度決算検査報告

の木曽岬干拓事業に関する院法第36条の規定による意見表示では、農業目的からの転換も視野に入れて投下資金の効果発現を期するという見地から指摘を行っている。また、5年度決算検査報告の羊角湾土地改良事業及び6年度決算検査報告の多目的ダム等建設事業の特記事項では、更に一步踏み込んで、効果未発現の事態をこれ以上拡大させないために事業の見直しも含めた見地から問題提起している。

そして、評価制度の本格的な導入後は、会計検査院が直接事務・事業の評価を行うにとどまらず、当局において当該事務・事業に係る評価制度が適切に運用されているかという着眼からも検査を行うようになってきている。また、近年は、必要な場合は、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行うようになっており、会計検査院の指摘等を契機として、制度や事業が縮小、廃止されたものもいくつかみられている。

(3) 正確性や合規性の検査と3E検査

正確性や合規性の検査については、近年一部の府省等において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、基本的な会計経理について重点的に取り組むこととしている。さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみて、3E検査も重視し、特に有効性の検査については、事務・事業や予算執行の効果及び補助金等によって造成された基金等の資産、剰余金等の状況について積極的に取り上げていくこととしている。

以上のように、今日においては、正確性や合規性の検査と3E検査とが、同時並行的に、しかも過去におけるそれを相当に上回る広がりや深度をもって進められている。

2 検査の観点と院法の関係

会計検査院の機能を強化するため、有効性の観点からの検査を含む3E検査の根拠を法律に規定するという趣旨から、9年12月に成立した国会法等の一部を改正する法律第2条による院法改正により、翌10年1月から「会計検査院は、正確性、合規性、経済

性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする」(院法第20条第3項)という1項が追加され、検査の観点が院法に明記されることになった。

第3 検査の運営

1 会計検査のサイクル

現行の会計検査のサイクルは、平成15年度決算検査報告の作成業務から、おおむね、10月から翌年6月までの間に地方の検査対象官署に赴いての実地検査、6、7月に本省等の実地検査を行い、9、10月に検査報告の取りまとめ業務を行って、その結果作成した検査報告を11月上旬に内閣に送付している(下図参照)。



上記の時期は、国会からの決算の早期提出要請に協力するため、それ以前に比べて約1か月前倒しされている(298ページ参照)。

2 検査の計画

(1) 検査担当課別の計画策定の概要

検査担当課別の計画は、事務総局が所掌する検査事務(院法第12条第1項)の一環として、課別に重点的に検査すべき項目を設定するなどして毎年の検査業務の実施予定を定めるものである。

現状の計画の策定の手順としては、まず、検査報告を内閣に送付し、その年度の決算の検査が終了するころ、各検査担当課において、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果などを十分勘案し、検査に当たって重点

的に取り組むべき項目を設定するなどして計画案を策定する。そして、検査担当局の審議、事務総長の審議を経て、事務総局段階の計画案となり、その後、検査官会議の指揮監督(院法第12条第1項)を受けるため、検査官会議に協議して了承を得る取扱いになっている。

なお、15年の検査までは、計画案の事務総長の審議は1月、検査官会議への協議は3月下旬に行われるのが通例であったが、検査報告を内閣に送付する時期が11月上旬に前倒しされた後の17年の検査からは、計画案の事務総長の審議は前年の11月下旬、検査官会議への協議は前年の12月に行われるようになっている。

(2) 検査の方針

ア 方針策定の概要

検査の方針の策定の手順(225ページ参照)は、10年の検査までは、検査の方針の検査官会議への協議は計画案と同時に3月下旬に行われるのが通例であったが、11年の検査からは、検査担当課が計画案を策定するのに先立って前年の10月に行われるようになった。また、検査報告を内閣に送付する時期が11月上旬に前倒しされた後の17年の検査からは、前年の9月に行われるようになっている。

イ 方針策定の変遷

—「会計検査の基本方針」

(平成11年の検査～)

11年の検査に当たっては、「検査計画に関する基本方針」と「検査計画の策定に関するガイドライン」の記載事項に重複があったことなどから、事務の簡素合理化を図るため、検査の方針は名称を「会計検査の基本方針」に変更して検査担当課の計画案の策定に先立って検査官会議へ協議して了承を得ることとし、「検査計画の策定に関するガイドライン」は作成しないこととなった。

会計検査の基本方針には、会計検査院の使命や社会経済の動向などを踏まえてその年に重点を置いて検査を行う施策分野が定められたほか、多角的な観点からの検査、検査能力の向上、的確な検査計画の

策定など検査の実施に関する基本的な方針が定められた。そして、本方針については、検査業務に関する説明責任を適切に果たすため、会計検査院ホームページや決算検査を行った後に作成する検査報告にその全文を掲載することとされた。その後、会計検査の基本方針の内容は毎年見直されているが、上記の策定方針に大幅な変更はなく、現在に至っている。

3 検査の実施

(1) 書面検査

ア 計算証明

計算証明については、院法制定後これまで4回にわたり（平成期においては11年の1回）、会計検査院における検査上の必要性も踏まえつつ、検査対象機関における事務負担や物価水準の上昇などの事情を考慮して、事務簡素化のための見直しが行われてきた。

10年代に入ると、11年に、事務簡素化のため、原本主義の適用される証拠書類の範囲が見直され、15年には、検査対象機関における計算証明書類の電子化に対応するため、「電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則」（平成15年会計検査院規則第4号）が制定され、あらかじめ会計検査院の承認を受ければ、計算書及び証拠書類等をオンライン又は電磁的な記録媒体により会計検査院に提出することができるように規定が整備された。そして、19年には同規則等を改正し、電子情報で作成された証拠書類に対する原本主義の適用範囲が再整理され、電子証拠書類の提出方法の準則が整備された。

イ 「決算の確認」の電子化

「決算の確認」のうち、国の決算額の確認について、三点突合（[175ページ参照](#)）は毎年度、手作業により行われてきたが、15年度に新たな決算確認システム（A-ACCeSS）が導入されたことにより、電子的な照合作業が実現された（[383ページ参照](#)）。その後、A-ACCeSSに代わり、20年度に新たな決算確認システム（CEFIAN）が導入された。このことにより、

計算書の受付から三点突合に至る一連の作業の一層の自動化が実現されるなどしている。

ウ 計算証明をめぐる問題

一 報償費等の計算証明の特例一

13年には、国会等で内閣官房報償費及び外務省の報償費の使用をめぐる問題が取り上げられ、報償費に対する検査の方法が議論となった。

報償費とは、国の事務・事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費で、例えば、部外の情報提供者等の協力者に対して謝礼的又は代償的な意味において支払うものなどとされている。このような報償費や、あるいは一部同様の形態で利用される捜査費、調査・審査活動費等は、その経費の性質上、支払相手先を明示して計算証明することが必ずしも適当でない場合があることから、検査対象機関からの申請を受けて、計算証明規則第11条の規定に基づき、部外の協力者の請求書、領収書等の証拠書類は会計検査院から要求のあった際に提出させることとして手元保管することを承認している。この取扱いは、特定の証拠書類を定期的に提出すべき計算証明書類に含めないこととするだけで、実地検査時には所要の証拠書類等の提示を受けるなどして検査が行われており、その意味では他の費目の検査と異なるところはない。

この報償費等の計算証明の特例については、前述の報償費に対する検査の方法に関する議論なども踏まえて、13年度以降は、当分の間の承認としていた従前の取扱いを改め、申請に係る検査対象機関における報償費の管理執行状況を勘案して、毎年度承認の必要性を見直し、年度ごとに承認する取扱いとなっている。

(2) 実地検査

ア 実地検査の実施体制

実地検査における1出張の期間は、戦後は段々短縮されてきた。そして、4年5月からは完全週休2日制の導入により月曜から金曜までの5日間が基調となった。なお、実地検査の中心となる「調査官」は、

21年12月現在、801人となっている。

イ 実地検査の特別な形態

(7) 海外検査 ―海外プロジェクトの検査―

国や国の出資法人の海外における事業活動に伴う支出が多額になり、その現地検査の必要性が高まったことから、6年以降、我が国が海外で実施しているプロジェクトに対する実地検査を行うようになった。

(イ) 臨時・緊急の検査

臨時・緊急の検査の例として、2つ挙げる。

a 公共事業事務費の食糧費の検査

7年に、いわゆる「官官接待」の問題に関連して、公共事業事務費の食糧費の使用の問題がマスコミなどで大きな話題となった。この問題が取り上げられるようになったのは7月の終わりで、地方の実地検査が終了する時期であったが、緊急・異例の措置として、農林水産、運輸、建設の関係検査課から調査官を選抜して官房の上席審議室調査官(横断検査班)の下に特別検査チームを編成し、8月末から9月にかけて5つの府県を検査した。

この結果、関係各省庁において、懇談会の経費は補助の対象としないこととする改善の処置が執られた。

b 国会からの検査要請に対応した検査

10年1月の国会法等の一部改正により、国会からの検査要請の制度が創設された(261ページ参照)。そして、同年4月22日、衆議院決算行政監視委員会の協議決定に基づいて、衆議院から、同制度適用の第1号である公的宿泊施設の運営に関する検査要請が行われ、会計検査院では、同月同日、この要請を受諾した。

この検査の実施に当たっては、要請に係る検査の対象が厚生省(社会保険庁)、郵政省、雇用促進事業団、簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団が設置運営する宿泊施設とされ、関係課が複数の局課にわたっていたことから、審議官1名をキャップとし、その下に、サブとなる企画官2名、郵政、労働、厚生関係検査課などの調査官等12名を配置した特別

な検査体制を編成した。そして、同年5月から7月までに検査の対象の17.5%に相当する65の宿泊施設について実地検査を行うなどして、この要請に係る検査を実施した。

この検査結果は、公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果についてとしてとりまとめられ、同年9月28日に衆議院に報告されている。

ウ 実地検査をめぐる問題 ―公務員倫理問題―

昭和53年1月以降、実地検査出張時の宿泊施設の手配等はすべて会計検査院が直接行うこととなった(226ページ参照)が、その後、平成8年に公務員不祥事が続いて発生したことから、公務員不祥事の再発防止のため、同年12月19日の事務次官等会議申合せに基づき、各省庁において所属職員の職務に係る倫理に関する訓令が相次いで制定された。会計検査院においても、9年1月に会計検査院事務総局職員倫理規程が制定され、検査対象機関との接触等に関して遵守すべき事項が定められた。しかし、上記の取組を行ったにもかかわらず、10年に公務員不祥事が相次いで発生したことから、公務員倫理問題については法制化が必要であるという結論となり、11年8月に議員立法により国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)が成立した。

同法は、12年4月から施行され、一般職である会計検査院職員には、検査対象機関との会食等の禁止等といった従来からの取扱いに加え、同法及び同法に基づき制定された国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)が適用されることとなった。

(3) 横断検査

ア 平成12年までの横断検査

行政の複雑・多様化に伴い、昭和61年の検査から、「検査計画の策定に関するガイドライン」や「検査計画に関する基本方針」に横断検査項目を具体的に明示して、本格的な横断検査を行うようになった(227ページ参照)。

(7) 横断検査班による横断検査

横断検査の企画及び調整は上席審議室調査官の企画調整班が行い、横断検査の実施及び取りまとめは関係検査課が分担するという分業体制を基本として、横断検査を実施することとしたが、テーマによっては検査の実施等を関係検査課に任せることが必ずしも得策でなかった。そこで、昭和63年、横断検査を専門に担当する実働部隊として上席審議室調査官に横断検査班が設置された。そして、当初は企画調整班が定めた検査計画に沿って横断検査を実施していたが、平成2年からは検査計画も自ら策定するようになり、独立の検査組織としての性格が強まった。

この横断検査班による検査の結果検査報告に掲記されたものとしては、次の事例がある。

【昭和63年度 意見表示事項（院法第36条）】

医療用の酸素に係る診療報酬請求について

【平成4～6年度 特定検査状況】

中央省庁発注の印刷物の調達について

【平成6年度 処置済事項】

国庫補助事業に係る食糧費について、使用範囲を具体的に定め経理処理を明確にするよう改善させたもの

【平成6年度 特定検査状況】

阪神・淡路大震災を契機とした公共土木施設の検査について

【平成7・8年度 特定検査状況】

国庫補助事業に係る事務費の執行について

【平成9年度 特定検査状況】

国庫補助事業に係る旅費等の執行について

(イ) 上席情報処理調査官による横断検査

上席情報処理調査官は、各検査課の要請に応じて検査の支援を行うほか、必要に応じて、自ら検査計画を策定し、コンピュータ関連経費の横断検査も実施している。

上席情報処理調査官による検査の結果、検査報告に掲記されたものとしては、住宅・都市整備公団におけるコンピュータへのデータ入力の業務委託契約における入力作業の仕様を適切なものとするよう改善させた

もの（5年度 処置済事項）などがある。

イ 平成20年までの横断検査

国会からの検査要請にも機動的に対応できる検査体制を整備するため、13年1月、特定の府省等に担当を限定せず、専ら事務総長から特に命じられた事項の検査(特別検査)を実施する、上席調査官(特別検査担当)(上特)が第5局に設置された。これに伴い、従来、上席審議室調査官の横断検査班等により実施されてきた横断検査は、原則として上特が行うこととなった。

この上特による横断検査の結果、検査報告に掲記されたものとしては、次の事例がある。

【平成12年度 特定検査状況】

国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金について

【平成12年度 特定検査状況】

財投機関の決算分析について

【平成13年度 特定検査状況】

国の機関が内部監査として実施する会計監査の状況について

【平成13年度 特定検査状況】

特別会計の決算分析について

【平成14年度 特定検査状況】

国の情報システムの調達に関する契約と行政の情報化の推進体制について

【平成14年度 特定検査状況】

地方公共団体に対する財政資金の流れについて

【平成15年度 特定検査状況】

国が発注している調査研究事業について

【平成15年度 特定検査状況】

一般会計歳出予算の執行状況について

そして、17年4月には、特別検査をより一層推進するため、第5局に特別検査課が設置され、特別検査を担当する審議官が1人増置された。

こうして、事務総長の特命による横断的検査テーマのうち、主として府省を対象とするものは特別検査課が、また、主として独立行政法人等の法人を対象とするものは上席調査官（特別検査担当）がそれ

ぞれ担当する特別検査2課体制が整った。

ウ 平成21年以降の横断検査

近年の行財政改革の動向等に適切かつ機動的に対応する検査や高度で専門的な知識を必要とする検査を充実強化することを目的として、21年4月に大規模な組織改編が実施された。

その中で、新たに、第1局財務検査第1課（決算監理室）に特別会計、同総務検査課に地方自治体に対する補助金、第5局情報通信検査課に情報通信という各分野に関する事務総長の特命による横断検査を分掌させることとし、特別検査2課体制に加え、上記3課において横断検査を行う体制が整備されている。

(4) コンピュータを利用した検査

ア 検査の沿革

コンピュータを利用した検査の沿革をみると、大きく4期に分けることができるが、平成期においては以下の2期が挙げられる。

・第3期(昭和61年～平成11年)

上席情報処理調査官の汎用コンピュータと並んで、各課にパーソナルコンピュータを配置し、両者によって多角的な利用が行われるようになった時期

・第4期(平成12年～)

パーソナルコンピュータが1人1台体制となり、汎用コンピュータが撤去されたことなどから、パーソナルコンピュータを利用した検査が広く行われるようになった時期

(注)第1期及び第2期は[227ページ](#)に記載。

イ 検査における活用状況

コンピュータの検査への利用の実際について、その主な目的別にみると、次のようになっている。

(ア) 検査の着眼点の発見

社会保障等の分野のように主として大量かつ定型的な会計経理を対象とする分野において、新たな検査の着眼点を発見するため、コンピュータを利用して大量のデータを様々な角度から分析して、データの分布状況や規則性を探っている事例がある。

(イ) 検査対象箇所等の選定

より効率的で的確な検査対象箇所の選定を行うため、検査資料から作成したデータファイルを、一定の条件を設定したプログラムにより処理し、それから外れるデータを抜き出し、そのデータに該当する箇所の検査を優先的に行っている事例がある。

(ウ) 収集した資料の分析や指摘金額の集計等の処理

以上のほか、検査結果の取りまとめにおいて、収集した資料の分析や指摘金額の集計等にコンピュータが広く利用されている。

(エ) 民間の手法及び視点を導入した検査

近年の厳しい財政の状況にかんがみ、会計検査院は国民の目線に立った検査の一段の強化が求められていることから、民間の専門家等を採用するなどの検査要員の増員や機構の充実を図ってきている。

ア 特別調査職や特定任期付職員の採用

専門的な知識経験を有する民間人材を会計検査の充実強化に活用するため、11年から非常勤の特別調査職として公認会計士等を採用している。また、16年からは特定任期付職員としても採用し、各検査課に配属したりするなどして、高度の専門的な知識経験を会計検査に活用している。

イ 特命検査チームの設置

上記アに加え、民間の専門家等を受け入れて、民間の手法及び視点を導入した検査体制の更なる充実強化を図るため、21年4月から、主に民間企業等の実務経験者や専門家等によって構成される特命検査チームが上席企画調査官の下に設置されている。

(6) 特別会計財務書類の検査

特別会計の見直しに係る検討の結果閣議決定された、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）で定められた内容を推進するため、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号、特会法）が制定されて、①特別会計の廃止及び統合、②一般会計と異なる取扱いの整理、③企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務書類の開示等が定められた。

このうち、③については、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類（特別会計財務書類）を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないこととされ（特会法第19条第1項）、内閣は、当該書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないこととされた（同法第19条第2項）。このため、19年度決算から、特別会計財務書類の検査が業務に加わることとなった。

初の検査対象となった「平成19年度特別会計財務書類」は、20年11月14日に内閣から会計検査院へ送付され、検査を経て、同年12月25日に内閣へ回付された。そして、内閣は、21年1月20日に、同書類とともに、会計検査院の検査の結果を国会に提出している。

会計検査院では、同日、会計検査院のホームページにおいて、同書類の検査の結果を公表している。

4 検査結果の分析・検討

(1) 関係者に対する質問

実地検査等の結果、不適切又は不合理ではないかなどと思われる会計経理については、検査対象機関の責任者に対して書面をもって質問を発している（院法第26条）。

院法制定後から現在における質問件数の推移をみると、不当経理の減少等に伴い減少傾向にあるが、意見表示・処置要求等を指向した処理の比重が高まっていることから、1件の重みは増しているともいえる。

(2) 技術参事官

技術的な問題の検討や判断に当たり、より高度な専門知識による支援を期して、課長相当職の技術参事官が昭和44年4月に設置され、55年には4人となっていた。

その後、平成17年に1人減員となり、21年12月末現在では、土木担当、建築担当及び電子担当の3人となっている。



実地検査風景

第4 検査報告

1 検査報告掲記事項

院法施行規則第15条の規定による任意的掲記事項の③「その他必要と認める事項」(178ページ参照)の記述について、平成期の主な状況は次のようになっている。

- ・特定検査状況（平成2年度決算検査報告～）
- ・国会からの検査要請事項（平成9年度決算検査報告～）
- ・国会及び内閣に対する報告（平成17年度決算検査報告～）
- ・不当事項に係る是正措置等の検査の結果（平成19年度決算検査報告～）
- ・国民の関心の高い事項等に関する検査状況（平成19年度決算検査報告～）
- ・特別会計財務書類の検査（平成20年度決算検査報告～）

そして、指摘事項と呼ばれる4事項（必要的掲記事項である不当事項及び意見表示・処置要求事項と、任意的掲記事項である処置済事項及び特記事項。）、特定検査状況、国会からの検査要請事項、国会及び内閣に対する報告が検査報告の中心的な掲記事項となっている。

以下、これらの事項等を中心に、検査報告の掲記事項について述べることとする。

(1) 不当事項

ア 分類項目の新設・廃止

平成2年度決算検査報告では、「医療費」の項目が設けられた。医療給付についても検査の充実が図られた結果、昭和61年度決算検査報告から診療報酬の過大請求・支払の指摘が続いた。各保険者による診療報酬の支払は、国の会計からみると保険給付、補助金、一般歳出が合わさったものであることから、当初「その他」の指摘として整理したが、件数が増加し、また、平成元年度からは労働者災害補償保険の診療費の指摘も出てきたことから、新項目の設定となった。

イ 不当事項の件数のカウント方法の変遷

不当事項の対象経理等別の分類項目のうち、「医療費」については、厚生省の医療費の過大請求・支払の事態は医療機関ごとに1件とカウントしていたが、6年度決算検査報告から、全部合わせて1件とされた。

不当事項の件数は、1つの会計経理につき1件とカウントするのが原則であるが、その発生原因や当局の責任の度合、金額の大きさなどによっては、同じように1件とカウントするのでは事柄の重大性からみてバランスがとれない場合がある。上記の件数カウントの変更は、件数の増減に伴い項目間のアンバランスが増幅拡大したため執られた処置であった。

(2) 意見表示・処置要求事項

ア 意見表示・処置要求に対する処置状況

この処置状況は、意見表示・処置要求事項が掲記された検査報告の翌年度の検査報告に掲記されるのが通例となっている。

そして、処置が滞っていたり、完結していなかったりしているものについては、処置が講じられるまで毎年検査し、その状況が毎年度の検査報告に掲記されており、平成期になると、長期にわたり検査報告に掲記されるケースも見受けられるようになった。

イ 意見表示・処置要求を受けた法律の改正

意見表示や処置要求を受けて講じられる当局の処置の内容は千差万別であるが、ここでは、平成期における院法第36条の規定による意見表示・処置要求が契機となって法律の改正が行われたものの例を挙げておく（件名の前の年は意見表示・処置要求の発動年。件名の後の（ ）内の年は改正法律の制定年、法律名は当該改正が行われた法律）。

- ① 平成元年 防衛大学校を卒業した幹部候補者に対する退職手当の支給について
(平成元年 防衛庁職員給与法)
- ② 平成 2年 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の運営について
(平成5年 母子及び寡婦福祉法)
- ③ 平成 3年 第三種郵便制度の運用について
(平成4年 郵便法)
- ④ 平成15年 卸売市場施設整備事業の実施について
(平成16年 卸売市場法)
- ⑤ 平成18年 任期制自衛官に係る退職手当制度について
(平成19年 防衛省職員給与法)

ウ 意見表示・処置要求の早期発動

院法第34条は、検査の進行に伴い発見した違法又は不当な会計経理について、その是正又はその後の再発防止の処置を速やかに執らせる必要があるときに関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求することができる」とされている。

元年から20年までにおける8月までの意見表示・処置要求（院法第34条、第36条）の発動件数は計6件にとどまっていたが、21年では計7件となっており、早期に発動する傾向がみられる。

(3) 特記事項

特記事項の掲記件数は、特に昭和60年度～平成6年度決算検査報告までは多くても1件とかなり減少したが、14年度から17年度決算検査報告までの4年間は、15年度決算検査報告の8件を最高として4件以上掲記された。そして、その内容をみると、橋りょう等の大規模地震対策の実施状況など公共事業に関する問題や政策金融に関する問題など、国民が重大な関心を寄せている問題が数多く取り上げられている。

(4) 特定検査状況

ア 掲記の背景

元年度決算検査報告以前は、国民が会計検査院の検査への取組とその結果に強い関心を寄せている事項であっても、批判的所見が述べられず、不当事項等による指摘に至らなければ、検査報告には全く記述していなかった。

しかし、このことは、国民の側からすれば、いわば固唾を呑んで見守っていたのに肩透かしにあったということになり、国会やマスコミ方面などから、不満の声が聞かれるようになった。また、一方で、行政活動の透明性が求められる社会情勢となり、会計検査院としても、国民の関心が極めて高い問題について、指摘に至らない場合でも、その検査活動の状況ないし結果を報告する必要があると考えられた。

こうして、報告の方法について検討した結果、2年度決算検査報告から設けられたのが「特定検査状況」である。

イ 「国民の関心が極めて高い問題」

特定検査状況として掲記するものの要件は、国民の関心が極めて高い問題で、かつ、会計検査に対する国民の理解と信頼を得るために掲記の必要があると認められるものとされた。これに該当するものとしては、国会で度々論議され、会計検査院に対し検査の要望があった問題、マスコミで度々取り上げられ、会計検査院の対応が注目されている問題などが想定されていた。

検査報告に掲記する問題について、「国民の関心が極めて高い問題」に限定したのは、国民の関心の所在や程度には様々なものがあり、それを網羅的に取り上げることは不可能であること、また、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査院の職責を効率的、効果的に遂行するためにも、指摘に至らない事態の処理については相当限定せざるを得ないことなどによるものである。また、検査が終了していることは要件とされており、翌年の検査の結果、指摘すべき事態が見受けら

れば不当事項等として掲記し、そうした事態が見受けられなくても、その後の検査の状況を報告する必要があるれば、再度特定検査状況として掲記することができることとされた。

ウ 掲記の状況

2年度から20年度までの決算検査報告に掲記された特定検査状況は、計175件となっている。

このうち、特に10年度から17年度決算検査報告までは、15、16両年度決算検査報告の20件を最高として毎年10件以上掲記された。これは、11年に、「国民の関心が極めて高い問題」という要件について、現に国民が極めて高い関心を抱いている問題だけに厳格に限定せず、国民の誰もが極めて高い関心を抱くような問題も取り上げるように運用が緩和されたこと、同じ問題で2年以上にわたって掲記されたものが複数あることによるものである。

いずれの特定検査状況も当然のことながら、その時々のあるいは長年にわたっての国民的関心事項に関するものとなっているが、その内容をみると、2年度から18年度決算検査報告まで毎年掲記された00Aの実施状況のほか、近年は、金融システム安定化のための緊急対策や、中小企業者に対する保証要件を緩和した中小企業金融安定化特別保証制度の実施状況、国の特別会計の剰余金等の状況に関するものなどが2年以上にわたって掲記されている。

(5) 国会からの検査要請事項

ア 掲記の背景

10年1月の国会法等の一部改正により、国会からの検査要請の制度が創設され（261ページ参照）、同年4月、衆議院から国会法第105条の規定に基づいて初の検査要請（「公的宿泊施設の運営」）がなされた。会計検査院は、この要請を受諾して検査を実施し、同年9月、その検査結果を衆議院に報告した。そして、これに伴って、9年度決算検査報告に「国会からの検査要請事項に関する検査状況」という掲記項目が設けられ、報告した検査結果の概要を掲記することになった。

イ 国会からの検査要請の増加

その後、12年3月に参議院行政監視委員会の協議決定に基づいて参議院から1件の検査要請がなされたが、それから、17年6月までの間、検査要請の実績はなかった。しかし、17年に至り、参議院において、決算審査の充実を図るための方策の一つとして会計検査院に対する検査要請の活用が打ち出され、同年6月、参議院決算委員会の協議決定に基づいて参議院から9件の検査要請がなされた。これ以降、参議院から毎年数件の検査要請がなされるようになり、18年には、これに加えて、後述する国会及び内閣に対する報告も行われるようになった。

そこで、両報告の掲記方法の調整が行われ、国会からの検査要請事項については、17年度決算検査報告から、標題を「国会からの検査要請事項に関する報告」に変更し、報告した検査結果の概要に加え、検査要請の受諾及び検査結果の報告の実績も掲記することになった。

ウ 近年の状況

19年度決算検査報告では、前記の「国会からの検査要請事項に関する報告」のほかに、「国会からの検査要請事項に関する検査状況」が掲記された。その内容は、20年6月に検査要請がなされた「防衛装備品の一般輸入による調達について」の検査状況に関するものである。

これは、まだ検査途中であったものの、検査の過程で判明したことを検査状況として明らかにすることは、国民の関心も高いことから有意義であると考えられたため、検査報告に掲記することとしたものである。

(6) 国会及び内閣に対する報告

17年11月の院法改正により、「会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる」(院法第30条の2)こととされた(267ページ参照)。

従来、会計検査院がその検査結果を報告できるのは、原則として院法第29条の規定に基づき作成する

検査報告による場合に限定されていたが、上記の規定が設けられたことにより、会計検査院が特に必要と認める事項については、検査報告とは別に、随時、国会及び内閣に報告することができることとなった。

この報告は通称「随時報告」と呼ばれており、17年11月から18年10月までの間に、院法第30条の2の規定に基づき、5件の随時報告が行われた。そして、これに伴って、17年度決算検査報告に「国会及び内閣に対する報告」という掲記項目が設けられ、随時報告の実績のほか、指摘事項に該当しない報告事項についてはその概要を掲記することになった。

(7) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

会計検査院では、検査報告掲記事項のフォローアップを行っている(183ページ参照)。このうち、不当事項に係る是正措置の状況と処置済事項に係る処置の履行状況については、19年度決算検査報告に「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」という掲記項目が設けられ、その状況を掲記することになった。

ア 不当事項に係る是正措置の状況

(7) 掲記の背景

会計検査院は、昭和22年当時から、不当事項として指摘した事案については是正措置が完了するまで検査を行ってきているが、是正措置が完了していないケースや是正措置の完了までに比較的長期間を要するケースが多く見受けられた。

そのような中、平成20年1月21日付けで財務大臣から会計検査院長あてに、不当事項として指摘した事案に関する国庫への返還状況について検査報告に掲記することを検討してほしい旨の申入れが行われた。この申入れを受けて検討した結果、検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について検査を実施して、その結果を19年度決算検査報告から掲記している。

(イ) 掲記の状況

この掲記事項は、昭和21年度から直近年度までの決算検査報告に掲記した不当事項のうち、是正措置が未済となっているものなどに係る状況について掲

記している。

イ 処置済事項に係る処置の履行状況

(7) 掲記の背景

検査報告掲記事項のフォローアップについては、上記のように、不当事項に係る是正措置の状況をめぐって会計検査院へ申入れが行われたりするなど、その実効性を確保することが強く求められている。

そして、処置済事項についても、会計検査院の指摘に基づき省庁等が講じた改善の処置が確実に履行されることにより、初めて実効あるものとなることから、同様であると考えられた。そこで、改善の処置が適切に履行されることを確保するために、検査の体制を整備し、処置済事項に係る改善の処置の履行状況について検査を実施して、その結果を平成19年度決算検査報告から掲記している。

(イ) 掲記の状況

この掲記事項は、14年度から直近年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項のうち、省庁等が講じた改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしたものに係る履行状況について掲記している。

(8) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

ア 掲記の背景

国民の関心が極めて高い問題について、指摘に至らない場合でも、その検査活動の状況ないし結果を報告する必要があると考えられたことから、2年度決算検査報告から特定検査状況が設けられた。しかし、説明責任の履行が重視される中、国民の関心が極めて高いものの検査の状況を特定検査状況として検査報告に掲記するだけでは不十分であり、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等について、会計検査院が適時適切に対応していることを国民に対して説明する必要があると考えられた。

そこで、報告の方法について検討した結果、19年度決算検査報告から設けられたのが「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」である。

イ 掲記の状況

この掲記事項は、検査報告内の「個別の検査結果」等に掲記した主なものを、国民の関心の高い事項等ごとに区分、整理して掲記している。また、国民の関心の高い事項のうち、検査を継続している主な事項についても併せて掲記している。

(9) 特別会計財務書類の検査

ア 掲記の背景

会計検査院は、特会法に基づき、内閣から送付された特別会計財務書類を検査して、同書類の検査を行った旨を内閣に通知し、回付している。そして、同書類の検査の結果について、会計検査院のホームページにおいて公表している（292ページ参照）。

そして、同書類の検査は、特会法の規定によって定められた重要なものであること、検査報告は会計検査院の1年間の検査の成果を明らかにした年次報告書としての性格を併せて持っていることから、検討した結果、同書類の検査の結果について、20年度決算検査報告に「特別会計財務書類の検査」として掲記することとした。

イ 掲記の状況

特別会計財務書類の検査は、対象年度の決算検査報告が内閣に送付されてから行われるものであるから、その前年度の同書類の検査の結果について、この掲記事項では、内閣に通知したものを要約するなどして掲記している。

(10) その他の掲記事項

ア 検査対象の概要の記述

この記述は、昭和21年度決算検査報告では、冒頭の「第1章 総説」中で、検査結果の前置きといった趣であり、ページ数（当時の検査報告は、A5判縦書き）も数ページ程度であった（181ページ参照）。その後、掲記の箇所が分かれたり移動したりしながらも、記述の範囲・内容は漸次拡大充実し、平成20年度決算検査報告（A4判横書き全1,097ページ）では、「第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要」として201ページを費すものとなっている。

そして、昭和53年度決算検査報告から最終章として掲記されているが、平成6年度決算検査報告までは、現在の第6章第2節に相当する記述だけであった。しかし、国の財政等の現状のよりの確な理解に資するため、記述の範囲・内容の拡大充実が図られ、7年度決算検査報告では、従来の記述を第2節とし、新たに国の財政状況について総括的に記述する第1節「歳入歳出等の概況」が設けられた。そして、8年度決算検査報告では、同節に政府出資金、延滞債権、財政投融资等についての記述が追加され、節名が「国の財政等の概況」に変更された。さらに、10年度決算検査報告からは、特別会計等の個々の決算状況を分析的に記述することにより、国の会計等のよりの確な理解に資することを目的として、同節第4の「個別の決算等」が毎年掲記されるようになった。

イ 検査活動の概況の記述

この記述は、平成期において次のように漸次拡大してきた（各頭部の（ ）内の数字は、その記述が最初に行われるようになった検査報告の年度を示す）。

（平成 6年度）検査の計画（検査の基本方針と検査計画の策定）
（平成10年度）検査の方針（当該検査報告に係る検査年次の「会計検査の基本方針」の全文）

なお、10年度決算検査報告では、各省庁等における評価制度の導入状況について調査したことが「検査活動の概況」の中で記述され、その調査結果が「別掲」という形で検査報告の末尾に掲記された。

ウ 検査結果の概要の記述

この記述は、検査結果の全体の概要に関する記述であるが、この中で、大きく変化したものの一つとして、指摘事項の金額の記述がある。すなわち、5年度決算検査報告までは、不当事項の指摘金額についてだけ示し、不当事項以外の指摘事項の金額については、個別の記述箇所では昭和48年度決算検査報告から表記するようになったものの、検査結果の概要では全く示されていなかった。

しかし、平成6年度決算検査報告では記述が大き

く転換され、各事項の指摘金額及びそれらの合計額が記述された。また、意見表示・処置要求事項や特記事項に係る金額の中には、指摘金額とは直ちにいえないものがあるため、これらは背景金額という名称で示された。

これは、会計検査院の検査成果について、従来一部の金額しか示していなかったことから、必ずしも正しい理解を得られていないと考えられたので、全体の金額を示し、実態に即した正確な理解に資する必要があると判断したからである。

以上の変遷を経て、現状では、不当事項、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項、国会及び内閣に対する報告、国会からの検査要請事項に関する報告及び特定検査状況の件数、金額、経理対象別、指摘態様別あるいは観点別の概況、各事項等の要旨などが記述されている。

2 検査報告の審議

(1) 検査報告審議の変遷

平成期において検査報告の審議システムに若干の変更があったが、その主なものは次のとおりである。

ア 官房提案案件の審議体制の整備

調整委員会に前置して官房に置かれた「特別委員会」は、総務審議官職の設置に伴い、元年7月に、総務審議官（現 総括審議官）を委員長とする「官房検査報告委員会」となった。

イ 「検査官フリートーキング」の開催

元年から、本院が直面している課題や検査の進行状況など、検査活動全般について、3検査官が協議するための会議が開催されるようになった。この会議は、各検査官がそれぞれの立場において意見を交換する会議であり、議事録が作成される正式な検査官会議と区別して「検査官フリートーキング」と呼ばれている。

平成期は、検査報告等の掲記項目が多様化して、長文で内容の複雑な事案が増加してきており、このような事案について、検査の進行過程において検査官が協議するために、同会議が多数開催されること

となった。そして、同会議は、会計検査のサイクルが約1か月前倒しされた16年以降は、実地検査の終了する7月ごろに集中的に開催されている。



フリーターキングにも使用された旧庁舎の特別会議室

3 決算及び検査報告の内閣送付・国会提出の時期

3年の国会法の改正により、常会の召集時期が毎年1月となったことから、2年度決算からは毎年1月に召集される常会の冒頭に決算が内閣から国会に提出されるようになった。その後、11年に、参議院から決算の早期審査のため検査報告の早期提出を求められたことから、10年度決算検査報告は、従来よりも2週間程度早めて11年11月29日に内閣に送付し、11年度から14年度までの決算検査報告も11月下旬に内閣に送付したが、決算の内閣から国会への提出は毎年1月となっていた。

こうした中で、15年5月、参議院から政府に対して、決算の早期審査を図るため、「平成15年度決算以降は、決算の提出時期を早め、会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出しよう」要請があり、同年6月の参議院本会議において、小泉内閣総理大臣から「決算の早期提出については、会計検査院とも協力しつつ、15年度決算から11月20日前後に提出が可能となるよう努力する」旨の発言がなされた。

会計検査院としても、国会が決算を早期に審査し、その結果を早期に将来の予算に反映することは、決算検査の目的にも沿うことから、参議院の要請の趣旨を踏まえ、実地検査の実施時期など会計検査サイクルを約1か月前倒しし、検査報告の内閣送付の早

期化を図ることとした。

これにより15年度決算検査報告は、更に3週間程度早めて16年11月9日に内閣に送付し、15年度決算は、臨時国会開会中の同年11月19日に国会に提出された。これ以後、毎年度の決算検査報告は11月上旬に内閣に送付し、毎年度の決算は、秋の臨時国会が開かれている場合は、11月20日前後に国会に提出されている。

第5 検査結果の反映

1 対国会業務

会計検査院と国会の関係は、特に、平成9年以降は、衆参両議院において、議員立法により、国会からの検査要請や随時報告に関する制度を創設する院法改正を行う法律が成立し、会計検査院と国会の連携はより一層強化されてきている。

制度的には、10年の国会法及び院法の改正により①各議院又は各議院の委員会等は、会計検査院に特定の事項について検査を要請することができること（国会法第105条、院法第30条の3）、17年の院法改正により②会計検査院は国会及び内閣に対して随時報告ができること（院法第30条の2）などとされた。

また、会計検査に関する事項については、衆議院においては、決算委員会が所管していたが、国会の行政監視機能を強化するため、上記の国会法の改正により、決算委員会を改組して決算行政監視委員会が設置されて以降、同委員会が所管することとなっている。一方、参議院においては、決算委員会が所管することとなっている。

(1) 国会における決算審査

ア 決算の議決

現在、衆議院では①特に留意すべき事項、②会計検査院の指摘に対する意見、③前記以外の事項は異議がない旨からなる「決算に関する議決案」を採決し、参議院では「決算を是認するか否かの採決」を行うとともに「内閣に対する警告」を行っている。なお、参議院決算委員会では15年度決算審査（17年）

から「内閣に対する警告」とともに、各省庁に適切な措置とその結果の報告を求める「審査措置要求決議」を行っている（参議院において決算が是認されなかった18年度決算の分については上記の警告決議及び審査措置要求決議は行われなかった。）。

イ 決算（行政監視）委員会における決算審査

現在、決算（行政監視）委員会には院長は要求がある場合に出席し、関係局長は常時出席している（185ページ参照）。

特に参議院では、13年度決算について、決算審査の結果を翌年度予算編成の概算要求に反映できるように、決算が提出された15年の常会の冒頭に本会議において概要報告を聴取した後、予算委員会の総予算審査期間中に内閣総理大臣以下全大臣出席の下に決算委員会の全般質疑を行い、早期審査を進め、同年6月に議決された。提出された常会の会期中に決算が議決されたのは35年ぶりのことであった。以後、同様に本会議における決算の概要報告聴取後、決算委員会の全般質疑には内閣総理大臣以下全大臣が出席して質疑を行い、常会の会期中に議決されている。

ウ 検査要請事項と随時報告の概要説明

10年1月に国会法が改正され、各議院又は各議院の委員会等は、会計検査院に対して特定の事項について検査を実施してその結果の報告を求めることができるようになった（261ページ参照）。衆議院においては、同年4月に決算行政監視委員会から公的宿泊施設の運営に関する件について初めて検査要請が行われ、その検査結果を同年9月28日に報告した。参議院においては、12年3月に行政監視委員会から「政府開発援助に関する決議」の実施状況に関する事項について初めて検査要請が行われ、その検査結果を同年11月10日に報告した。

その後、参議院では、15年度決算の審査から決算委員会において決算審査の充実を図る観点から検査要請を積極的に行うこととされ、17年6月に決算委員会として初めて検査要請を9件行った。

17年から21年までの参議院決算委員会による検査要請の件数の推移を示すと、次のとおりである。

参議院決算委員会による検査要請の年月別件数

要請年 月	件数
平成17 6	9
18 6	3
19 2	1
19 6	2
20 1	1
20 6	4
21 4	1
21 6	2

また、17年11月の院法改正により、会計検査院は国会及び内閣に対して随時報告ができることとなり、18年7月に土地改良負担金総合償還対策事業における土地改良負担金対策資金の資金規模に関する院法第36条の規定による処置要求について、初めて随時報告を行った。

同年11月には、17年度決算の提出に先立ち、参議院決算委員会において検査要請事項の検査結果とともに随時報告の概要説明と質疑が行われた。これ以後、同委員会では、検査要請事項の検査結果と随時報告についての概要説明と質疑が行われている。

(2) 会計検査に関する主な国会決議(委員会決定を含む)

・平成6年【衆】決算審査に関する運営方針の変更

(分科会審査の実施)

決算審査により国の諸施策を検証して、その結果が直近の予算編成に反映されるべく、分科会審査により各省別審査の審査期間を短縮し、さらに、委員会で国民的関心の高い事項について総括的に審査を行う。

・平成8年【衆】会計検査院の機能充実を求める決議

会計検査院の機能を十分に発揮させるため、その充実について所要の措置を検討すべきである。

・平成9年【衆】会計検査院の検査機能の充実を求める決議

会計検査院の検査及び調査の一層の充実を図り、本来の機能を発揮させるよう広汎な検討をなすべきである。

・平成12年【衆】会計検査院の検査機能の充実強化を求める決議

度重なる公務員の不祥事や最近の財政状況に対処するため、政策評価制度の円滑な導入に万全を期するとともに

に、会計検査院の検査機能について更に充実強化を図るべきである。

・平成12年【参】会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議

会計検査院は、国会の検査要請に十分応じられるよう予算、人員等検査体制の充実強化に努めるとともに、政府においても、これに十分配慮する必要がある。

・平成14年【衆】会計検査院の検査機能の更なる充実強化を求める決議

今後より一層、会計検査院の独立性と財政の事後監督機能を高め、もって、公金支出に対する実効ある会計検査に資するよう、会計検査院の予算、人員、組織の充実強化を図るべきである。

・平成15年【参】会計検査院の検査機能の強化に関する内閣に対する要請決議

会計検査院が果たすべき経済性、効率性、有効性の観点からの検査機能の強化のため、所要の措置を講ずるものとする。

・平成18年【参】会計検査院の独立性の確保及び随意契約の見直しに関する決議

会計検査院は、一層の独立性を確保するため、早期勸奨退職や再就職などを含めた職員の処遇について再検討するとともに、自らの随意契約については、契約の透明性、公正性の確保の見地から、率先して見直しを行うべきである。

(3) 会計検査関連の主要な国会論議

年	事 項
平成 2	JR御徒町トンネル等薬液注入工事
3	湾岸平和基金への資金拠出 証券損失補てん
5	シール談合事件 公共事業の入札談合事件 政党交付金に関する会計検査
7	公共事業における事務費（食糧費）の検査
8	公務員出身者の検査官任命問題
9	国会法等の一部改正（国会からの検査要請に関する制度の新設等）
10	防衛庁の装備品調達問題

年	事 項
平成 11	会計検査院法の一部改正（検査官の任命同意に関する衆議院の優越規定の削除）
12	警察に対する検査
13	内閣官房報償費と外務省の不祥事
14	支援委員会等の国際機関に対する検査
15	決算の早期提出
16	警察の捜査費の不正経理問題（北海道警察等） 社会保険庁の随意契約（金銭登録機等） 厚生労働省都道府県労働局の不正経理問題
17	会計検査院の機能強化（検査対象の拡張、随時報告に関する制度の新設等）
18	会計検査院における再就職と随意契約問題
19	厚生労働省都道府県労働局の不正経理問題に関する弁償責任、懲戒処分、検察庁への通告
20	12道府県の国庫補助事業における事務費の不適正な経理処理問題 不当事項に係る是正措置状況の検査報告掲記
21	会計検査院の機能及び権限の強化（検査報告掲記事項のフォローアップ、当該結果の検査報告掲記、懲戒処分要求制度の強化）

2 財政当局との連絡会

従来から、財務省主計局及び理財局と、主計官、課長レベルでの連絡会が開催されてきた（233ページ参照）が、さらに、15年からは、会計検査院の事務総局次長と財務省の主計局長をトップとする幹部級の意見交換会が開催されるようになった。ここでは、年1回、会計検査院が行う会計検査や財務省が行う予算執行調査の状況などについて大局的な見地から意見交換が行われている。

3 検査対象機関に対する検査報告説明会

昭和63年から検査対象機関に対する説明会が開催されることとなった。これは、国会やマスコミなどにおいて、検査報告掲記事項と同種の事態が再発していることについて政府が再発防止策を積極的に講ずることなどが論じられ、会計検査院としてもこれに協力する必要があるとの認識の下に開催することとなったものである。

そして、その内容及び変遷は以下のとおりとなっている。

(1) 各府省等の官房長、会計課長等に対する検査報告説明会

会計検査を行っている立場から最新の検査報告の内容について説明し、同種事態の再発防止と適正な予算執行及び内部監査機能の充実を図るため、平成元年から毎年度、各府省等21の国の機関(21年)の会計課長を対象に説明会を開催している。

20年からは、各府省等の官房長及び会計実務担当者に対しても説明会を開催している。

(2) 出資法人等の監事、監査役に対する検査報告説明会

出資法人等について、昭和63年から毎年2月に、最新の検査報告の説明を行うことにより、更に内部監査の一層の充実を図り同種事態の再発を防止するため、対象の230法人（平成21年）の監事、監査役に対して、検査報告説明会を開催している。19年からは説明会を2部構成にするなどして、その内容の充実を図っている。

(3) 都道府県会計管理者等に対する検査報告説明会

都道府県会計管理者等については、会計検査院が指摘した事項について、組織内に周知徹底することにより、同種事態の再発防止と適正かつ効率的な予算執行を図るため、19年から毎年度、各都道府県の会計管理者等を対象に検査報告の説明会を開催している。

4 財務上の是正改善効果の試算

会計検査院が検査報告等の中で不適切、不合理等であるとした会計経理については、検査対象機関により是正改善がなされることとなる。そして、これらの是正改善の中には、収入、収益及び資産の増加又はこれらの減少の回避、支出、費用及び負債の削減又はこれらの増大の回避、その他有効に活用されていない資金の活用など国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらしたものがある。

会計検査院では、会計検査活動がもたらす効果を的確に把握することを通じて今後の検査活動の向上に役立てるとともに、会計検査院の活動を国民に分かりやすく説明する見地から、19年より、検査報告等に関し1年間になされた検査対象機関による上記の是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを、一定の前提及び把握方法に基づき試算し、「財務上の是正改善効果」として公表している。

これまでの財務上の是正改善効果の試算額は、以下のとおりとなっている。

【平成18年試算】	1131億円
【平成19年試算】	3367億円
【平成20年試算】	1757億円



第1回の出資法人等の監事、監査役に対する
検査報告説明会で挨拶する辻院長

第4節 検査成果概観

第1 平成元年代、10年代の検査成果の特徴

1 平成元年代

平成元年代は、いわゆる「バブル経済」が崩壊したのを契機に、戦後の復興と成長を支えた戦後システムの見直しが叫ばれるようになった。また、戦後ちょうど50年目に発生した阪神・淡路大震災は、我が国の「安全神話」に大きな疑問を投げかけた。

会計検査院では、医療や年金、政府開発援助(ODA)といった新しい領域の検査についても着実に進展させ大きな成果を上げた。

さらに、行政の透明性が強く求められる中、国民の関心が極めて高い問題については、不当事項等として指摘するに至らない場合でも積極的にその検査

状況を明らかにする必要があると考え、検査報告に特定検査状況という場を設け、検査情報の提供を行うようになった。

2 平成10年代

10年代は、日本経済が金融危機や戦後初のデフレ不況に見舞われる一方、連年の公債発行により公債残高が年々増加の一途をたどり、国の財政も厳しい運営を強いられたことから、戦後システムの見直しや再構築を図って行財政改革が積極的に推進された時期である。

こうした中で、会計検査院は、特記事項、特定検査状況等を活用し、国の政策の問題が絡む事態も積極的に取り上げて広く問題提起や情報提供を行い、制度改革に一定の役割を果たした。

掲記区分別件数

年度	不当 事項	意見表示・処置要求事項				処置済 事項	特記 事項	指摘事項 合計	国会及び内 閣に対する 報告	国会からの検 査要請事項に 関する報告※1	特定検査対 象に関する 検査状況	総計 ※2
		34	34 ・36	36	小計							
平成 元	件 192	件 7	件 1	件 3	件 11	件 -	件 -	件 220	件 -	件 -	件 -	件 220
2	240	2	-	7	9	14	-	263	-	-	2	265
3	224	3	-	5	8	18	-	250	-	-	2	252
4	252	5	-	1	6	14	-	272	-	-	3	275
5	235	1	-	2	3	18	1	257	-	-	2	259
6	217	2	1	1	4	27	1	249	-	-	6	255
7	238	-	-	3	3	29	2	272	-	-	4	276
8	314	1	-	2	3	33	-	350	-	-	6	356
9	304	4	-	2	6	30	1	341	-	1	8	350
10	229	2	-	4	6	32	2	269	-	-	10	279
11	252	1	1	4	6	37	1	296	-	1	11	308
12	226	2	2	5	9	23	2	260	-	-	15	275
13	248	28	-	4	32	31	1	312	-	-	17	329
14	272	2	1	2	5	38	4	319	-	-	18	337
15	219	1	-	10	11	47	8	285	-	-	20	305
16	296	2	-	2	4	59	5	364	-	2	20	386
17	390	8	1	5	14	41	4	449	5	7	14	473
18	361	6	-	5	11	65	-	437	2	5	8	451
19	859	29	1	23	53	55	-	967	7	7	5	981
20	593	18	4	47	69	46	-	708	23	5	4	717

※1 「国会からの検査要請事項に関する報告」の件数には、「国会からの検査要請事項に関する検査状況」の件数を含む。

※2 「総計」の件数は、「国会及び内閣に対する報告」の件数と意見表示・処置要求事項等として掲記したものの件数の重複分を控除している。

また、一部の府省等において、不正不当な事態や入札談合が相次いだことなどを踏まえた不正経理の有無や入札契約事務の執行の妥当性に特に着眼した検査、補助金等により造成された基金、特別会計及び独立行政法人等が保有している土地、建物、剰余金等資産の有効活用、一層の行政経費の低減や事業の効果的、効率的な執行に資する検査などに積極的に取り組んだ。そして10年、17年の院法改正により創設された国会からの検査要請事項に関する報告（院法第30条の3）、国会及び内閣に対する随時報告（院法第30条の2）にも着実に取り組んで成果を上げた。

第2 租税

平成期の租税検査についてみると、徴収過不足に係る事項の指摘のほか、税制面に係る事項の指摘などもみられるようになっている。

租税に係る検査体制は、昭和26年以降、第1局租税検査第1、第2及び第3課の3課体制により、全国の国税局、税務署、税関等を主に地域分担する形で分掌して検査を実施していたが、この3課による検査体制は、平成21年4月1日より第1局租税検査第1課及び第2課の2課体制に組織再編された。

1 徴収過不足の検査

徴収過不足の検査は、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、計算証明規則に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の国税局及び税務署において提出された申告書等の書類により検査を行っている。また、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査を求めて、その調査結果の内容を確認するなどの方法により検査を行っている。

この検査は、納税義務者や源泉徴収義務者を直接検査するものではなく、税務署等の徴税機関が行っ

ている課税処理等の適否を検査するものである。すなわち、国税当局が処理を了したものについて検査し、不適正な税額を更正していなかったものがあれば、国税当局のその処理を不当として批難している。

また、いわゆるテーマ検査にも重点が置かれてきており、処置済事項や特定検査状況などが掲記されるようになってきている。

徴収過不足に係る検査については、前記のとおり、源泉所得税、申告所得税及び法人税の主要3税に加え、平成に入ってから、相続税及び消費税についても重点を置いて検査を実施しているが、これは上記の2税が国税収入に占める割合が大きいものとなったこと、これらの税は税法が複雑で所得計算等も難しいことなどによるものである。

元～20年度の徴収過不足に係る年度別指摘金額の推移を示すと次のとおりである。

徴収過不足に係る年度別指摘金額の推移

年 度	金 額	
	徴収不足額	徴収過大額(△)
平成	億 万円	万円
元	14 2061	△ 2954
2	13 8543	△ 542
3	14 5642	△ 4815
4	15 8096	△ 2960
5	16 0420	△ 1551
6	13 7552	△ 1877
7	13 1251	△ 2841
8	13 9508	△ 358
9	13 4512	△ 2665
10	12 7130	△ 51
11	12 4942	△ 1115
12	11 1810	△ 362
13	9 6432	△ 5038
14	12 3083	△ 1560
15	8 1329	△ 3572
16	5 9358	△ 3418
17	4 8558	△ 3016
18	8 0518	△ 1612
19	6 7105	△ 677
20	9 6789	△ 5677

指摘の特徴

① 相続税

相続税に係る指摘は昭和23年度に始まり、ほぼ毎年度掲記されてきた。徴収過不足の検査について、税目別に指摘金額の記述を開始した34年度は相続税

・贈与税に係る指摘は「その他」として分類され、平成元年度以降は「相続税・贈与税」として分類されている。

元～20年度の相続税・贈与税に係る指摘の傾向についてみると、バブル経済期の地価高騰によって相続税の課税件数が増加し、相続人1人当たりの課税価格が高額となって相続税収が高い伸びを示したことから、相続税の課税処理についても検査の重点を置いたことなどにより、徴収過不足額、事項数ともに増加傾向のまま推移した。しかし、その後のバブル経済の崩壊などを背景に資産価値の増減に左右されたことなどから、指摘が減少傾向に転じている。

② 消費税

消費税法は元年4月1日から施行された。これに伴い租税検査各課では、消費税の課税処理についての検査項目、検査の実施時期等を検討し、5年1月から本格的に検査を実施した。そして4年度決算検査報告に簡易課税及び仕入税額控除に関するもの（7事項の徴収不足に係る指摘）が初めて掲記された。一方、これまで国税であった消費税は、9年4月に税率が3%から4%に引き上げられ、これに地方消費税が創設されたことによる1%を加えた5%への引上げが実施された。

消費税については、徴収過不足に係る不当事項の指摘のほか、納税者からの消費税の徴収誤りの防止策についても指摘している。11年度決算検査報告では、税務当局が会計検査院の指摘を受けて改善の措置を執ったことを処置済事項として掲記している。これは、個別の徴収過不足の検査結果を不当事項としての指摘だけにとどめず、制度の改善にまで結び付けた検査の成果である。

③ 申告所得税における資産合算

資産所得の合算課税制度は、シャープ勧告に基づく昭和25年の税制改正において、個人単位課税が採用されたときにその例外措置として、生計を一にする夫婦と未成年の子など最小の世帯単位において、利子、配当、不動産等の資産所得を合算する制度が設けられた。26年に一旦廃止され、その後、32年に

再び復活して63年まで存続した。

資産合算に係る指摘は、申告所得税に係る指摘の中心であった。40年代以降は各年度おおむね20～130事項の指摘があり、平成元年度には104事項、1億2583万円が掲記されている。しかし、この制度は、昭和63年12月の消費税の導入を含む税制改革の一環として、所得税率が10%から50%までの5段階の累進税率とされ、累進度が大幅に緩和された際に、平成元年分の所得税から廃止されることとなった。これにより、資産合算に関する指摘も幕を閉じた。

④ 土地の譲渡

昭和60年代に入り東京都心部に端を発した投機的な土地取引により地価の高騰が起こり、特に東京圏商業地の公示地価の対前年変動率は63年には61.6%と急激な上昇を示した。このような状況に対処するため、62年以降の税制改正等において、個人の土地譲渡所得課税及び法人の土地譲渡益重課制度の長期・短期の区分の変更（所有期間5年超（従前は10年超）の譲渡を長期に区分する。）を通じて土地の供給促進策を講じたり、投機的な土地取引を抑制するために、法人の超短期所有土地の譲渡に対する重課制度（通常の法人税率とは別に譲渡益の30%を課税する。）、土地取得に係る借入金利子の損金算入制限措置が創設されたりなどした。

そして、平成2年3月に大蔵省が不動産業向け融資の規制を実施すると、高騰を続けていた地価も沈静化に向かい、4年度以降は下落傾向に転じている。

⑤ 源泉所得税

源泉所得税に係る指摘は、昭和22年度には指摘金額1億0495万円、徴収過不足に係る指摘金額全体に占める割合も92%となっていたが、平成期に入ってから1～12%で推移してきている。源泉所得税に係る指摘金額の推移に減少傾向が見られるのは、国税当局における源泉所得税の納付管理事務が電算処理化され、納付状況の把握が充実したこと、バブル経済の崩壊や景気対策を意識した減税措置などの影響によるものである。

源泉所得税の検査で発見される徴収過不足は、源

泉徴収義務者が納付すべき税額を納付していなかったり、税額計算を誤って過少に納付したりしているのに国税当局が納税の告知をしていなかったものなどが最も多い。このような過誤は、国税当局が納付状況の管理を電子計算機で常時把握することにより、減少する性質のものといえる。49年から始まった源泉所得税の納付管理事務の電算化は、62年からは、全税務署(当時は514署)が対象となって今日に至っている。これにより、国税当局による源泉徴収事務の管理・指導(特に期限内納付の指導)面の強化が図られた。しかしこのような電子計算機による処理になじまない、資本等の金額を超える価格で自己株式を取得した場合などの「みなし配当」に対する源泉徴収漏れや退職所得の所得控除に係る勤続年数誤りなどの指摘については、わずかではあるが依然としてある。

2 徴収過不足以外の検査

徴収過不足以外の検査についてみると、還付金、還付加算金の過払い、租税債権の保全、不正行為に係る不当事項の指摘はこれまでも掲記されてきたが、平成期に入ってから、意見表示が平成10、19兩年度に、特記事項が10年度に、また特定検査状況が14～19年度に掲記されている。

徴収過不足の検査の対象は各税の課税処理に主眼が置かれるが、これに関連して租税債権の管理、保

全等の業務も検査対象としている。そしてこれらの業務について、幅広い観点から税務の制度、執行体制について検査した結果が、10年度決算検査報告の院法第36条の規定による意見表示に反映され、その後、処置済事項がほぼ毎年度掲記されることにつながっている。

また、14年度決算検査報告以降、租税特別措置に係る特定検査状況が毎年度掲記されている。同措置は税負担の軽減をもって特定の政策目的を実現する政策手段であるが、制定当時は当該政策の有用性が高かったとしても、その後当該政策が浸透したり、有用性を失ったりした場合には、適宜見直す必要がある。このような観点から検査したところ、立法の趣旨に沿わない事態も見受けられ、関係機関は租税特別措置を継続することの効果と意義について検証する要があると認められた旨を特定検査状況として報告したものである。

同措置に係る検査は、「租税特別措置」という政策に対する政策評価と税に求められる公正性、公平性という2つの観点に立脚した検査であり、消費税の導入以来、国民の中に高まっている税への関心に応えるものである。

元～20年度の間に検査報告に掲記された事項のうち、不当事項、処置済事項以外の主なものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成10	消費税の滞納の防止策が適切に行われるよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)208億5809万円)
	不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について (特記事項、(背景金額)14億4456万円)
14	租税特別措置法(法人税関係)の実施状況について (特定検査状況)
15	租税特別措置(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の実施状況について (特定検査状況)
16	租税特別措置(肉用牛売却所得の課税の特例及び農地等についての相続税の納税猶予の特例)の実施状況について (特定検査状況)
17	租税特別措置(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)の適用状況等について (特定検査状況)
	公益法人の営む収益事業に対する法人税の課税状況について (特定検査状況)
18	租税特別措置等(生命保険関係)の適用状況等について (特定検査状況)
19	自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)国土交通省 4073万円、 (背景金額)国土交通省 52億7235万円、内閣府・警察庁 5億2160万円、総務省 5億2843万円、財務省 1億9727万円)
	租税特別措置(青色申告特別控除)等の適用状況等について (特定検査状況)
20	還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)27億8942万円)

第3 社会保障

近年の我が国における高齢化、少子化といった社会状況の急速な変化は、社会保障制度をより高度で複雑なものにしている。このような社会状況に対応するため、社会保障関係の予算も大幅に増加している。

平成20年度における一般会計の社会保障関係費（当初予算ベース）についてみると、21兆7824億円となっており、これは元年度と比べて約2倍の伸びを示しており、歳出予算額(同)の26%を占めている。

また、従来の厚生保険特別会計と国民年金特別会計が統合された年金特別会計の20年度の当初予算額は、73兆2534億円と多額に上っている。

このため、会計検査の基本方針においても、「社会保障」は、検査の重点施策分野のトップに掲げられてきた。

1 社会保険に関する指摘

(1) 保険料の徴収に係る検査

健康保険、厚生年金保険の保険料の徴収不足、労働保険の保険料の徴収過不足に関する指摘は、毎年度不当事項として検査報告に掲記されており、これらの保険料の徴収に係る掲記事項の特徴などについてみると次のとおりである。

① 健康保険、厚生年金等

これらの保険料は、医療機関に支払われる医療費、年金受給者に支払われる年金の財源となるものであり、医療費や年金の支出の増加に伴って毎年増加する状況にある。

元～20年度の間ににおけるこれらの保険の保険料の徴収不足に係る不当事項の指摘金額の推移をみると、4年度以降は、保険料の徴収について傾向的に過誤が存在する可能性がある業種、分野を選定して重点的な検査を行っている。これは、3年12月の会計検査院の組織再編成により第2局に上席調査官（年金担当）が設置され、年金検査の体制が整備されたため可能となったものである。そして、3年度決算検

査報告では指摘金額が1億4040万余円、4年度決算検査報告では12億5144万余円、更に5年度では、約21億7503万円と増加している。これは年金の支出の検査の過程で、厚生年金保険の適用事業所に雇用されているながら、厚生年金の被保険者資格取得届を提出していない特別支給の老齢厚生年金の受給者が多数見受けられたことから、これらに対し、年金の過払分を回収するとともに、被保険者資格取得届をさかのぼって提出させ、保険料の未納分を徴収したことによるものである。

6年度の保険料の徴収不足に係る指摘金額は、113億6559万余円と前年度の5.2倍になっている。これは、土木建築業者を対象とする国民健康保険組合に加入している事業主や嘱託職員、臨時職員を多数雇用する地方公共団体を調査し、主に厚生年金保険等の未適用者を大量に指摘したことによるものである。

このような事態を生じたのは、土木建築業者については、国民健康保険組合が現場の作業員を常用労働者として扱っていなかったこと、大部分の社会保険事務所がこの取扱いを承認していたこと、また、地方公共団体については、社会保険制度を理解していない団体が多いことや保険料の事業主負担分の軽減、労働者の年金の減額調整の回避などの意向に流されたことなどによるものである。

最近では雇用形態の変化を反映して、派遣労働者やパートタイム労働者等の短時間就労者に関する徴収不足の指摘が増加している傾向にある。

一方、船員保険は船舶所有者に雇用される船員に対して医療、失業保険金、年金等の給付を行うものであり、同保険の保険料の徴収の検査については、昭和36年から平成2年度まで、毎年度不当事項として掲記されている。

② 労働保険

労働保険は労働者災害補償保険（労災保険）及び雇用保険を総称するものである。労災保険は労働者の業務上の事由等による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、また、雇用保険は失業者に対する失業給付等を行う保険で、従来の失業

保険制度を発展的に吸収し施行されたものである。

元～20年度の間における労働保険の保険料の徴収過不足に係る不当事項の指摘金額の推移をみると、労働保険の保険料の徴収過不足に関する検査は、昭和50年代の半ばから検査対象となる事業所の選定を

合理化したことなどに伴い、不当事項の指摘金額が増加している。

平成元～20年度の間に検査報告に掲記された保険料の徴収に係る事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成3	国民年金の未納保険料について、納付督促を強化する要があると認められる者を的確に把握することなどにより収納の促進を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)38億0173万円)
9	農業者年金の未加入者の加入促進及び未納保険料の収納促進並びに支給の際の確認等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (農業者年金基金、処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)29億6337万円)
11	国民年金の第3号被保険者に係る種別変更の届出について、その適正化を図るよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)2億5411万円)
12	政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全費処理について、その適正化を図るよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)1億0778万円)
20	労働保険料の延滞金について適切に調査決定及び債権管理を行うとともに、的確な納入督促等を実施するための体制を整備するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)42億1905万円)

(2) 医療費、年金の支出に係る検査

高齢化社会の到来に伴い、医療費や年金の支出額は毎年度増加している。国民医療費についてみると、元年度の19兆7290億円（国民1人当たり医療費160.1万円）に対して19年度には34兆1360億円（同267.2万円）となっており、医療費総額、国民1人当たりの医療費ともこの19年間に1.7倍の伸びを示している。また、年金についてみると、国民年金及び厚生年金の支出額は、元年度の26兆1462億円に対して18年度には58兆2866億円となっており、この18年間に2.2倍の伸びを示している。

医療費や年金は、高齢化社会を迎え、国民生活と密接な関係があることから、これらの社会保障費の支出の適正化については国民の関心が益々高いものとなっている。

① 診療報酬等

診療報酬等に係る不当事項は、昭和61年度以降、医療費に係る国の負担が不当と認められるものとして毎年度掲記されている。不当事項として掲記されるようになった当時の医療費に係る検査は、厚生省が行っている内容点検の手法に沿ったものであった。すなわち、患者ごとにレセプトを点検し、その請求に過誤や矛盾がないかを審査する「縦覧点検」であった。

しかし、この検査手法では、個々の患者の医療費の内訳について疑義を提示しても、カルテなどの非公開の医療データを把握している医療機関の見解を覆すことは難しく、また、仮に不適切な事態であることが確定しても、患者ごとの点検では、個々の指摘を集めて、検査報告に掲記する規模に取りまとめることは困難であった。

そこで、この状況に対処するため、「不適切な請求は医療機関によって行われるのだから、検査も患者ごとではなく医療機関単位に行うべきである。」という発想の転換を行い、「医療機関単位でレセプトを点検し、請求に異常値がないかを傾向的に把握する」こととした。そして、このことは、「医療行為の中身の議論を避け、医療費の請求に置き換えられたレベルでの明白な指摘にとどめること」を可能にした。

元～20年度の間に検査報告に掲記された診療報酬等に係る事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成元	医師看護婦等が標準人員に対して著しく不足している病院等の把握を適切に行うよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)12億2805万円)
3	身体障害者療護施設等の入所者に係る診療報酬の請求を適切に行わせるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)6億2485万円)
4	柔道整復師の施術に係る療養費の支給を適切に行わせるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)3022万円)
	国立大学の附属病院における医薬品費の予算執行を適切に行うよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(背景金額)81億7915万円)
11	大学病院における患者給食業務の実施に当たり、委託料等の算定方法を適切なものにするよう是正改善の処置を要求し及び外部委託の契約方式について随意契約から一般競争契約に移行するための適切な措置を講ずるよう改善の意見を表示したもの (処置要求事項(院法第34条、第36条)、(指摘金額)1億3150万円、(背景金額)48億7239万円)
	医療用の酸素に係る診療報酬が適正に請求されるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)3億9538万円)
14	基本診療料等の届出の受理を適切に行い、診療報酬が適正に請求されるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)34億6210万円)

一方、医療費に係る検査は、診療報酬の請求漏れの観点から、国の機関の収入面の検査にも及んだ。元～20年度の間に検査報告に掲記された医療費の収

入に係る事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成元	医学部附属病院特殊救急部が行った救命救急医療に係る診療報酬を請求できるようにするよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)7600万円)
10	医学部附属病院における看護料の夜間勤務等看護加算に係る診療報酬の請求を適切に行うよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)6900万円)
12	大学病院における診療報酬請求に係る事務処理体制について、その整備を図るよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)7081万円)

② 国民健康保険等

市町村や国民健康保険組合が実施している国民健康保険事業に対する国庫助成に関する指摘は、毎年度不当事項として掲記されている。主な指摘事項をあげると国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と

認められるもの、国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるものなどがある。

また、元～20年度の間に検査報告に掲記された国民健康保険等に係る事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成16	健康保険の適用資格のある国民健康保険組合の組合員について、健康保険の適用を受けないこととするなどの手続を適切に行わせることにより、療養給付費補助金の算定を適切なものとするよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)5901万円)
18	国民健康保険広域化等支援基金事業の実施に当たり、基金の有効な活用を図るとともに、都道府県ごとの保険者の状況に応じて事業内容を見直すよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)143億7226万円)

③ 労災診療費

元年度以降の検査報告には、毎年度、労災診療費についての不当事項が掲記されている。

労災診療費の検査は、同じ医療費の検査として、制度的なものなどについては、前記の医療費の検査

と共通する点もあるが、労災診療費の検査の特徴を挙げると、労災診療費は負傷に基づく外科的な診療が多いことから、特に手術料、入院料、処置料等に着眼して検査したり、数多くの医療機関について検査を行い、それらの指摘額を集計するという検査手

法を採ったりしている。また、労災診療費独自の制度については、健保点数表の制度とは別の視点で検査を行っている。

元～20年度の間に検査報告に掲記された労災診療費に係る事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成 元	労働者災害補償保険の診療費の算定を適切に行うよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)3億5000万円)
4	労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費における入院室料加算の算定及び審査が適切に行われるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億3887万円)

④ 年金

元年度以降の検査報告には、年金に係る不当事項が毎年度掲記されている。これらの事項のうち、主なものを挙げると厚生年金保険の老齢厚生年金等及び国民年金の老齢基礎年金の支給が適正でなかったものなどがあるが、このほか、農業者年金事業における経営

移讓年金の支給が適正でなかったもの（5～7年度）、国民年金の母子年金の支給が適正でなかったもの（元年度）がある。

また、元～20年度の間に検査報告に掲記された年金に係る事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成 3	国民年金の未納保険料について、納付督促を強化する要があると認められる者を的確に把握することなどにより収納の促進を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)38億0173万円)
5	年金の支給に係る過誤払を防止するよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)28億5000万円)
9	農業者年金の未加入者の加入促進及び未納保険料の収納促進並びに支給の際の確認等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (農業者年金基金、処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)29億6337万円)
11	国民年金の第3号被保険者に係る種別変更の届出について、その適正化を図るよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)2億5411万円)
	年金福祉事業団の事業運営及び実施について (特定検査状況)
12	政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪処理について、その適正化を図るよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)1億0778万円)
13	特別支給の老齢厚生年金の受給権者に係る現況届による就労情報の把握及び活用について、その適正化を図るよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)4億9007万円)
	年金の給付に要する費用等の支払などの資金に充てるため承継した土地の処分状況について (特定検査状況)
14	社会保険庁が設置した厚生年金老人ホーム等及び政府管掌健康保険保養所等の事業運営の現況について (特定検査状況)
15	国民年金事業の実施状況について (特定検査状況)
16	データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額の算出が適正なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)33億9594万円)
	健康保険、厚生年金保険の適用促進の実施状況について (特定検査状況)
17	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資された国有の物品の時価評価額の算定が適切なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億3416万円)
	国民年金保険料の申請免除及び若年者の免除特例の実施状況について (特定検査状況)
	社会保険庁が設置した年金・健康保険福祉施設の整理合理化の実施状況について (特定検査状況)
18	健康保険・厚生年金保険適用関係届書に係るデータ入力等業務委託契約の予定価格の積算が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)3719万円)
	国民年金事業における被保険者資格の適用、保険料収納等の実施状況について (特定検査状況)
20	年金記録問題について (国会からの検査要請に関する報告)

⑤ 介護保険

12年に導入された介護保険については、その円滑な導入に資するための補助金や貸付金についての検査が実施され、高齢者介護体制整備支援事業費等補助金の経理において、補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたため、補助対象事業費の精算が過大となっているもの（12年度（指摘金額）536万円）、介護保険制度への移行に伴い必要となる経営資金の貸付けが不当と認められるもの（12年度（指摘金額）606万円）が不当事項として掲記された。このほか、介護保険料を国民年金保険料と合わせて徴収することにより国民年金保険料の収納率が低下するおそれがあることから市町村に交付された収納率低下給付金についても検査し、国民健康保険料収納率低下給付金について、決算時の収納率に基づいて交付額を精算するよう改善させたもの（12年度 処置済事項、（指摘金額）18億9844万円）が掲記されている。

14年からは介護給付費本体についても本格的な検査を実施し、介護給付費や介護保険の財政調整交付金などに関する指摘を毎年度不当事項として検査報告に掲記している。

また、介護保険制度の実施状況について（15年度 特定検査状況）、介護保険における財政安定化基金を適切な基金規模に保つため、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう改善の処置を要求したもの（19年度 処置要求事項（院法第36条）、（背景金額）575億円）を掲記している。

⑥ 労災保険

労災保険については、労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払いが過大となっていたなどの事態を毎年度不当事項として掲記している。

また、元～20年度の間に検査報告に掲記された労災保険に係る事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成元	労働者災害補償保険の診療費の算定を適切に行うよう改善の処置を要求したもの （処置要求事項（院法第36条）、（指摘金額）3億5000万円）
2	労働者災害補償保険の費用徴収制度の適切な実施について改善の処置を要求したもの （処置要求事項（院法第36条）、（背景金額）66億8589万円）
4	労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費における入院室料加算の算定及び審査が適切に行われるよう是正改善の処置を要求したもの （処置要求事項（院法第34条）、（指摘金額）1億3887万円）
12	雇用保険の求職者給付等の支給に当たり、労働者災害補償保険の休業補償給付等の情報を活用することにより、支給の適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの （処置要求事項（院法第34条）、（指摘金額）1591万円）

⑦ 雇用保険

雇用保険については、失業等給付金、特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったものを毎年度不当事項として掲記している。また、地域雇用開発助成金、雇用調整助成金、中小企業雇用創出人材

確保助成金などについても数年程度の期間において検査を実施し、それらの支給が適正でなかったとの指摘を複数年度にわたり行っている。

年度	件名等
平成7	雇用保険の継続雇用制度導入奨励金の支給を効果的に行うよう改善の意見を表示したもの （意見表示事項（院法第36条）、（背景金額）20億2200万円）
12	雇用保険の求職者給付等の支給に当たり、労働者災害補償保険の休業補償給付等の情報を活用することにより、支給の適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの （処置要求事項（院法第34条）、（指摘金額）1591万円）
13	特定求職者雇用開発助成金と中小企業雇用創出人材確保助成金との併給調整について事務処理の適正化を図るよう是正改善の処置を要求したもの （処置要求事項（院法第34条）、（指摘金額）4210万円）

2 社会福祉等に関する指摘

① 老人福祉

老人福祉施設関係の補助金に関する指摘は、老人福祉施設保護費負担金の経理が不当と認められるものを不当事項として掲記している。また、社会福祉施設等施設整備費補助金等の経理が不当と認められるもの、社会福祉施設等施設整備事業等の実施及び経理が不当と

認められるもの、社会福祉施設等施設整備費補助金が過大に交付されているもの等が不当事項として複数年度にわたり掲記されている。

元～20年度の間には検査報告に掲記された老人福祉に係る事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成8	老人福祉施設等の整備事業の実施について (特定検査状況)
10	社会福祉法人が実施した老人福祉施設の整備事業について (特定検査状況)
13	特別養護老人ホームが保有している特別積立預金が法人の経営基盤の強化と高齢者福祉サービスの質の向上に資するものとして活用されるよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)518億円)
14	社会保険庁が設置した厚生年金老人ホーム等及び政府管掌健康保険保養所等の事業運営の現況について (特定検査状況)

② 児童福祉

児童福祉については、保育所運営費に対する国庫負担に関する指摘として、児童保護費等負担金の経理が不当と認められるものを2年度以降毎年度不当事項として掲記しているが、18年度からは次世代育成支援対策交付金の経理が不当と認められるものについても不当事項として掲記している。

また、元～20年度の間には検査報告に掲記された児童福祉に係る事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと、児童保護費等負担金（保育所分）の算定における児童の属する世帯の階層区分を合理的なものとするよう改善の処置を要求したもの（5年度 処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)4億1146万円）、保育所における保育の実施が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの（13年度 同(同)、(背景金額)47億2188万円）となっている。

③ 生活保護

生活保護については、生活保護費負担金の経理が不当と認められるものなどを2年度以降毎年度不当事項として掲記している。また、生活保護費補助金については、その経理が不当と認められる事態、生活保護費補助金の経理において、経費の予定額等により実績

報告を行っていたため、補助対象事業費の精算が過大となっているもの（12年度 不当事項、(指摘金額)301万円）などがある。さらに生活保護事業の実施において、詐欺等を防止するため、事業主体における内部統制を十分機能させることなどにより保護費の支給事務等を適正に実施させるとともに、詐欺等に係る事案の把握体制や負担金の精算方法等について整備するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの（19年度 処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億4237万円）が掲記されている。

3 社会保障に係る事業全般についての指摘等

これまで述べてきた社会保障に係る様々な事業についての個別的な掲記事項のほかに事業全般に関する掲記事項を示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成 11	年金福祉事業団の事業運営及び実施について (特定検査状況)
14	社会保険庁が設置した厚生年金老人ホーム等及び政府管掌健康保険保養所等の事業運営の現況について (特定検査状況)
17	社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果について (国会からの検査要請に関する報告)
	社会保険庁が設置した年金・健康保険福祉施設の整理合理化の実施状況について (特定検査状況)
19	交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価額に基づいて支給するよう是正改善の処置を求めたもの (労働者健康福祉機構、処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)3856万円)
20	生活保護事業の実施において、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用を図ることにより生活保護費等負担金の交付額を低減させるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)10億3324万円)

第4 公共事業

昭和21年度予算に戦後初の公共事業費が計上されて以来毎年多額の公共事業費が計上され、我が国の社会資本もかなりの程度で整備されてきた。しかし、欧米諸国と比べて必ずしも十分でない分野も見受けられるとし、平成2年6月に社会資本整備の指針として「公共投資基本計画」が策定された。この計画では、3年度からの10年間で430兆円の公共投資を行うこと、国民生活の質の向上に結び付く分野の割合を増やすことなどが決められた。その後同計画が改定され、19年度までの計画期間中の公共投資総額を630兆円とすることなどとされ、景気が低迷し税収が伸び悩む中で、公共事業費予算については、10年度頃までは毎年高い伸びを示した。

10年代に入ると、厳しい財政事情の下公共事業関係予算の伸びは抑制され、14年には、「構造改革と経済財政の中期展望（閣議決定）」において、公共投資については、経済社会の中長期的な変化、国民のニーズの変化等を踏まえ、真に必要な分野に投資を集中することなどとし、公共投資基本計画については廃止された。以降、公共事業関係予算については、毎年度削減され、20年度予算ではピーク時の1/2を下回る水準まで落ち込んだ。政府は、厳しい財政事情の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されているとして、9年から公共事

業のコスト削減のための施策を実施している。また、公共事業の効率性、透明性の一層の向上を図るため、13年の政策評価制度の導入に先駆けて、事業着手後に事業の有効性等を評価する再評価システムが10年から導入された。

公共事業分野においては、平成期に入っても贈収賄や入札談合等の不正事件が相次いで発生した。このため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の制定など様々な公共工事の入札、契約制度改革が実施された。また、官製談合の再発防止策として、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）が施行されるなどした。

7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くの公共構造物が被害を受けた。これを契機として安全や防災に対する国民の関心も高まり、被害を最小限に抑え、壊滅的な被害を防止するため、災害に強い地域づくりとして、安全・安心な市街地の整備、公共施設・建築物の安全性の向上等の施策が講じられてきた。

会計検査院は、上記公共事業をめぐる状況も踏まえ、公共事業の経済性、効率性、有効性に関するもの、安全・安心に関するもの、入札・契約事務や経理の適正化に関するものなどについて積極的に検査を実施した。

1 公共事業の有効性等に関するもの

平成期においては、有効性の検査の指摘事項はより幅広い施策の分野においてみられるようになるが、公共事業分野においても多数の指摘が掲記されている。また、2年度決算検査報告からは、特定検査状

況が掲記されるようになるが、これらの中には公共事業の効果等に着眼して検査を実施したものが多く含まれる。

以下、公共事業の有効性に着眼した検査報告事例を次の態様に大別して列記する。

(1) 事業が遅延していて期待される事業効果が未だ十分発現していないものなど、事業の進ちょくの状況に着眼したもの

年度	件名等
平成5	国営羊角湾土地改良事業の実施について (特記事項、(背景金額)109億0420万円)
6	多目的ダム等建設事業の実施について (特記事項、(背景金額)851億1774万円)
9	国営かんがい排水事業の施行について、附帯する事業の予定実施時期を的確に把握し、それを事業の評価に反映させて、かんがい排水事業全体の効果的な実施を図るよう改善させたもの (処置済事項、農林水産省、(背景金額)6967億円)
10	河川改修事業の実施について (特記事項、(背景金額)359億8847万円)
12	都市部で実施されている総合治水対策について (特記事項、(背景金額)3809億円)
14	漁港利用調整事業の実施に当たり、事業基本計画の審査を十分行うとともに事業の進ちょく状況等を的確に把握するなどして、事業効果を早期に発現させるよう改善させたもの (処置済事項、農林水産省、(背景金額)24億8473万円)
	港湾における大規模地震対策施設の整備及び管理について (特記事項、(背景金額)1509億円)
15	橋りょうの耐震化対策の実施状況について (特記事項、(背景金額)2334億円)
	高規格堤防整備事業の実施について (特記事項、(背景金額)4965億円)
	国営かんがい排水事業及びこれに関連する附帯事業の実施について (特記事項、(背景金額)7112億円)
16	地震災害時に防災拠点となる官庁施設の耐震化対策が重点的、効率的に実施されていない事態について (特記事項、(背景金額)423億円)
	海岸事業における津波・高潮対策の実施状況について (特定検査状況)
18	トンネル整備事業の実施に当たり、用地取得の状況等を的確に把握するなどして事業を実施することにより、事業効果が早期に発現するよう改善させたもの (処置済事項、国土交通省、(背景金額)89億9366万円)

(2) 公共事業で整備された社会資本の利活用が低調で事業効果が十分発現していないものなど

年度	件名等
平成7	漁港整備事業により造成した漁港施設用地等の利用及び管理を適正に行うことにより、事業効果の発現が図られるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、農林水産省、(背景金額)11億0828万円)
	公共マリーナ等の管理運営等を適切に行い、その利活用を図るよう改善させたもの (処置済事項、運輸省、(指摘金額)11億4107万円)
8	弾力的なダム操作を行うことにより、既存ダムの一層の有効活用を図るよう改善させたもの (処置済事項、建設省、(背景金額)11億円)
10	本州四国連絡道路の計画及び実績について (特定検査状況)
11	地方公共団体が管理する空港の整備・運営状況について (特定検査状況)
	東京湾アクアラインの運営について (特定検査状況)
12	国道下に整備されている光ファイバケーブルの收容空間の連続性を確保するなどして民間通信事業者等に対する支援の充実に図るよう改善させたもの (処置済事項、国土交通省、(背景金額)2397億0930万円)
	関西国際空港の設置運営及び関西国際空港株式会社の経営状況について (特定検査状況)
14	国が設置した空港内駐車場について、利用者の利便の向上を図るため、駐車料金の審査・承認や駐車場運営者の選定を適切に実施するよう改善させたもの (処置済事項、国土交通省、(背景金額)343億円)
	公営住宅における収入超過者、高額所得者等に対する措置の実施について (特記事項、(背景金額)8972億円)
16	電線共同溝整備事業の実施における占用予定者の入溝が計画的になっていなかったり、管理が十分行われていなかったりなどしている事態について (特記事項、(背景金額)1716億円)

年度	件名等
平成 17	道路管理者が整備した有料駐車場が低利用となっているなどのため、駐車場の利用方法の改善等について検討することが必要な事態について (特記事項、(背景金額)835億円)
	ほ場整備事業等により整備された農地が良好な状態で維持・保全され、その有効利用が図られるよう改善させたもの (処置済事項、農林水産省、(指摘金額)12億9161万円)
	関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について (特記事項、(背景金額)1兆0322億円)
19	高齢者の生活特性に配慮した公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所及びL S A専用住戸を有効に活用するよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、国土交通省、(指摘金額)5億0504万円)
20	河川改修事業を実施するために取得した土地について、適切な管理が行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに工事着手までの間の活用が図られるよう意見を表示したもの (処置要求事項(院法第34条)、意見表示事項(院法第36条)、国土交通省、(指摘金額)23億3022万円、(背景金額)409億5330万円)
	中山間地域総合整備事業の一環として整備された活性化施設について、販売スペース等の設置に関する規制を緩和するなどして、施設の有効利用を促進することにより、中山間地域における農業・農村の一層の活性化を図るよう意見を表示したものの (意見表示事項(院法第36条)、農林水産省、(指摘金額)69億0384万円)

(3) 事業計画等の内容やその達成状況を調査するなどして、事業の効果の発現状況を評価、予測等したもの

年度	件名等
平成 元	国営木曽岬干拓事業により造成された干拓地についてその有効利用を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、農林水産省)
10	並型魚礁設置事業における事業計画の策定及び魚礁の管理・活用を適切に行い事業効果の発現が図られるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、農林水産省、(背景金額)13億8336万円)
18	農道整備事業及び区画整理事業において、投資効率の適切な算定及び事業効果の十分な発現に資するため、その適切な算定、事業計画の達成状況の把握及び適切な指導等に対する認識の周知徹底が図られるよう改善させたもの (処置済事項、農林水産省、(背景金額)1667億円)

2 「安全・安心」に関するもの

公共事業分野の安全・安心施策等に関する事業の効果に着眼したもの、公共事業の検査において特に安全・安心の面に着眼したものとしては、次のようなものがある。

年度	件名等
平成 6	阪神・淡路大震災を契機とした公共土木施設の検査について (特定検査状況)
10	歩道の車両乗入れ部について、歩行者、特に車いす利用者等の安全かつ円滑な通行が確保できる構造となるよう改善させたもの (処置済事項、建設省、(背景金額)5億7464万円)
	河川改修事業の実施について (特記事項、(背景金額)359億8847万円)
11	山陽新幹線におけるトンネル、高架橋等のコンクリート構造物について (特定検査状況)
12	都市部で実施されている総合治水対策について (特記事項、(背景金額)3809億円)
14	港湾における大規模地震対策施設の整備及び管理について (特記事項、(背景金額)1509億円)
15	橋りょうの耐震化対策の実施状況について (特記事項、(背景金額)2334億円)
16	海岸事業における津波・高潮対策の実施状況について (特定検査状況)
	地震災害時に防災拠点となる官庁施設の耐震化対策が重点的、効率的に実施されていない事態について (特記事項、(背景金額)423億円)
18	河川の現況に基づく流量によりはん濫解析等を行うことにより、洪水時の迅速な避難の確保と水害による人的被害の軽減を目的とした浸水想定区域図の作成が適切なものとなるよう改善させたもの (処置済事項、国土交通省、(指摘金額)1321万円)

3 入札・契約事務に関するもの

公共事業に関しては、一般競争入札の拡大等、透明性、公正性、競争性の高い入札、契約の実施等の改革が進められてきた。会計検査院では、これら施策の実施状況について検査を実施した。また、検査対象機関の工事等の発注に関し、入札談合事件や官製談合事件が次々と発覚したが、会計検査院では、

事件等を契機として、検査対象機関の入札・契約事務が適切に行われているか、再発防止等のための入札・契約制度の見直しの効果が十分現れ契約の透明性、競争性の向上が図られているか、損害を回復する措置等が適切に実施されているかなどに着眼して、機動的な検査を実施してきた。

年度	件名等
平成	
6	日本下水道事業団の電気設備工事の発注について (特定検査状況)
9	公共工事に関する入札・契約制度の運用について (特定検査状況)
12	農業農村整備事業に係る公共工事の入札・契約制度の運用について (特定検査状況)
15	公共工事の多様な入札・契約制度、特に総合評価落札方式等の民間の技術力を活用する方式の導入状況について (特定検査状況)
17	高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について (国会及び内閣に対する報告)
	成田国際空港株式会社における空港施設等の整備事業に係る入札・契約の実施状況等について (国会及び内閣に対する報告)
18	国土交通省及び独立行政法人水資源機構における水門設備工事に係る入札・契約の実施状況について (特定検査状況)
	福島、和歌山、宮崎各県における国土交通省所管の国庫補助事業に係る入札・契約の状況について (特定検査状況)
19	談合等に係る違約金条項について、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された事業者に対しても違約金を請求することができるよう改善させたもの (処置済事項、独立行政法人水資源機構、(背景金額)11億5535万円)
	国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について (国会及び内閣に対する報告)

4 個別の不当事項

元年代、10年代は、昭和60年代から増加した構造物の設計に関する指摘が更に多くみられるようになる。このうち多く見受けられるものは、鉄筋コンクリート構造物の鉄筋の径や配筋間隔を間違えたり、土留め擁壁の安定計算を間違えたりなど、設計が適切でないため、出来上がった構造物が不安定な状態になっているというような事態などである。さらに、平成期には、橋りょうの桁を支える支承部や地震に備える落橋防止構造の施工が設計と異なっていたりなどして、構造物が不安定になっている事態も多数指摘されるようになる。

このような設計や施工の検査は、阪神・淡路大震災における構造物倒壊等を鑑みれば、国民の生命・財産の安全に資する重要な意義を持つものであると考えられる。

第5 教育・科学技術

1 教育等に関する指摘

平成期の教育等に関する不当事項に係る指摘は、従前からの文部省所管の公立文教施設整備費に係る指摘に加え、昭和58年度から新たに同省所管の義務教育費国庫負担金に係る指摘が本格的に掲記され始めたことから、日本私学振興財団の指摘の増加と相まって昭和40年代の約3倍になっている。このような傾向は、平成12年度決算検査報告まで見られるが、義務教育費国庫負担金、公立学校施設整備費負担金及び同補助金、私立大学等経常費補助金等に係る経理の正確性、合規性等の観点からの検査から、有効性等の観点からの業績検査に検査の重点を移行させたことなどにより、13年度決算検査報告以降は不当事項の掲記件数が減少し、処置済事項等の掲記件数が増加している。

近年の少子化等の問題に関連し、3年度に会計検査院法第36条の規定による意見表示を行ったり、10年度に特定検査状況として掲記したりしている。

また、文化庁の補助金については、これまで検査報告に掲記された事項がほとんどなかったが、13、16両年度決算検査報告に処置済事項として掲記している。

元～20年度の間における検査報告掲記事項の推移についてみると次のとおりである。

年度別・掲記区分別検査報告掲記事項の推移(単位:件)

年度	不当事項	意見表示事項	処置要求事項	処置済事項	特定検査状況
平成元	24	1	2	1	-
2	32	-	-	-	-
3	23	1	-	1	-
4	25	-	1	1	-
5	13	-	-	1	-
6	44	-	-	2	-
7	42	1	-	2	1
8	42	1	-	2	1
9	63	-	1	1	-
10	40	-	1	-	1
11	38	-	2	1	1
12	22	2	-	-	1
13	2	-	12	5	1
14	1	1	1	5	-
15	7	1	9	3	3
16	12	1	-	12	-
17	3	1	1	4	-
18	35	-	-	5	-
19	29	1	7	7	-
20	14	-	-	-	-

教育等に関する掲記事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成元	国立大学医学部附属病院等の診療棟、病棟等の建築工事における鉄筋の加工組立費の積算を鉄筋の径別の使用割合の実態に即して行うよう是正改善の処置を要求したもの(処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)5600万円)
	高等学校定時制課程に在学する生徒への教科書の給与事業及び夜食費の補助事業について改善の意見を表示したもの(意見表示事項(院法第36条))
3	公立の小学校及び中学校の校舎等の整備事業において学級数が減少する場合の補助対象面積の算定について改善の意見を表示したもの(意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)20億4049万円)
4	国立大学の附属病院における医薬品費の予算執行を適切に行うよう是正改善の処置を要求したもの(処置要求事項(院法第34条)、(背景金額)81億7915万円)
7	育英奨学金の回収が適切に行われるよう改善の意見を表示したもの(意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)200億円)
8	少子化等に伴う公立小中学校施設について有効活用が図られるよう改善の意見を表示したもの(意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)1856億円)
10	少子化と義務教育費国庫負担金の現状等について(特定検査状況)
11	公立の小学校、中学校等の学校給食施設の整備事業において児童生徒数が減少する場合の補助対象面積等の算定について改善の処置を要求したもの(処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)1億7002万円)
	大学病院における患者給食業務の実施に当たり、委託料等の算定方法を適切なものにするよう是正改善の処置を要求し及び外部委託の契約方式について随意契約から一般競争契約に移行するための適切な措置を講ずるよう改善の意見を表示したもの(処置要求事項(院法第34条)、意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)1億3150万円、(背景金額)48億7239万円)
12	公立小・中学校におけるコンピュータ教室等の効果的な活用について改善の意見を表示したもの(意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)174億0791万円)

年度	件名等
平成14	日本育英会から育英奨学事業を承継する独立行政法人日本学生支援機構の成立に際し、日本育英会の延滞債権について、適切な対策を講ずるよう改善の意見を表示したもの (日本育英会、意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)1562億円)
15	奨学を目的とする寄附金のうち教員等個人あての寄附金を適切に経理するため、学内規程等の整備等を図るよう改善の処置を要求したもの(国立大学法人北海道大学ほか8国立大学法人) (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)3億5112万円)
16	国立大学法人の賃借物品等及び診療報酬債権に係る会計経理について、統一的な取扱いが行われるよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)1193億0685万円)
17	国立大学法人の財務諸表として開示されている附属病院に係るセグメント情報について、法人間で統一的な取扱いが行われるよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)1兆8755億4680万円) 物品の購入、業務の委託等の契約の実施に当たり、契約事務の公正性、透明性を確保し競争の利益を享受するため、随意契約について見直すなど契約事務を適切に実施するよう改善の意見を表示し及び是正改善の処置を要求したもの (独立行政法人国立美術館、処置要求事項(院法第34条)、意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)15億1185万円)
19	東北大学において、内部統制等が十分機能するための体制を整備するなどして、常に適正な契約事務が行われるよう意見を表示したもの (国立大学法人東北大学、意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)2310万円) 交通機関等を利用する職員の通勤手当について、経済的な6か月定期券の価額に基づいて支給するよう是正改善の処置を求めたもの (国立大学法人筑波大学、同東京医科歯科大学、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構、処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)2億2046万円)
20	学資金貸与事業の実施に当たり、債務者の住所等を適時適切に把握して、債務者の実情に応じた割賦金の回収及び返還期限猶予の願い出に関する指導を適時適切に行うよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人日本学生支援機構、処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)132億8282万円)、(背景金額)2252億5466万円

2 科学技術に関する指摘

科学技術に関する指摘は、近年、特定検査状況から不当事項、処置要求事項等の指摘に検査の重点が移行してきている。

例えば、科学研究費補助金に係る指摘についてみると、科学研究費補助事業がその目的を達成し有効なものとなるよう改善の処置を要求したもの(9年度 処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)22億7360万円(下表参

照))、科学研究費補助事業の実施に当たり、研究代表者が資格要件を満たさなくなった場合等において、補助金の交付内定の辞退等の手続を適切に行うよう改善させたもの(14年度 処置済事項、(指摘金額)2億4992万円)、科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの(16、18年度～ 不当事項)が掲記されている。

科学技術に関する掲記事項のうち、不当事項、処置済事項以外のものを示すと次のとおりである。

年度	件名等
平成7	高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい事故について (特定検査状況)
8	廃棄物屋外貯蔵ピットに関する予算とその執行について (特定検査状況)
9	科学研究費補助事業がその目的を達成し有効なものとなるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)22億7360万円)
11	H-II ロケット及びM-V ロケットの開発について (特定検査状況)
12	核燃料サイクル開発機構の予算執行について (特定検査状況)
14	物品の管理が適切なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの (理化学研究所、処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)8億9162万円)
15	科学技術振興機構における文献情報提供事業について、収支改善計画の見直しなどを適切に行い、収益性の向上を図るよう改善の意見を表示したもの (独立行政法人科学技術振興機構、意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)694億6956万円) H-II A ロケットの開発等について (特定検査状況)
20	GX ロケット開発における役割分担やLNG エンジンの開発の見通しを明確にし、宇宙開発の推進に寄与するとともに、今後の国民の負担を考慮して開発を行うよう意見を表示したもの (独立行政法人宇宙航空研究開発機構、意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)123億4877万円)

上記のほかに幅広い検査対象についての経理に係る指摘として、独立行政法人の会計経理について、資産及び費用等の認識・計上処理を適切に行い、正確な財務諸表等の作成を期するよう是正改善の処置を要求したもの（13年度 独立行政法人国立特殊教育総合研究所ほか25独立行政法人（うち科学技術に係るものは12独立行政法人）、処置要求事項（第34条）、（指摘金額）26億0218万円）、独立行政法人の政府受託事業に係る経理について（13年度 特定検査状況）等が掲記されている。

第6 農林水産

農林水産業の分野では、合規性の観点から補助事業の会計経理、資金の貸付け等の検査を実施してきた。また、経済性、効率性、有効性の観点から事業運営、制度運営、事業効果等の検査に取り組んできている。さらに制度そのものの要否も視野に入れて検査を行い、事業を縮小・廃止させたものが見受けられる。

平成元～20年度の間における検査報告掲記事項のうち、不当事項、処置済事項以外の掲記事項をア 農業構造改善事業、基盤整備事業、イ 水田利用、ウ 食糧管理、畜産、エ 林業、オ 水産業、カ 共済事業及びキ その他に分類して示すと次のとおりである。

ア 農業構造改善事業、基盤整備事業

年度	件名等
平成元	国営木曽岬干拓事業により造成された干拓地についてその有効利用を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条))
2	市街化区域内に所在する国有農地等の有効な利活用を図るためその処分を促進するよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)350億0404万円)
3	新農業構造改善事業等による施設の設置及び運営が適切に行われるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)33億0202万円)
5	国営羊角湾土地改良事業の実施について (特記事項、(背景金額)109億0420万円)
12	農用地の流動化を推進するための事業の実施に当たり、農用地の利用集積という目的を実現するため効果的な実施を期するよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)4億6302万円)
	農業農村整備事業に係る公共工事の入札・契約制度の運用について (特定検査状況)
13	夕張シューバロダム建設事業に伴う損失補償等の実施について (特定検査状況)
	中山間地域等直接支払制度の運用について (特定検査状況)
14	卸売市場施設整備事業における施設整備を効率的、効果的に行うよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)487億2671万円)
	国営諫早湾干拓事業の実施について (特定検査状況)
15	国営かんがい排水事業及びこれに関連する附帯事業の実施について (特記事項、(背景金額)7112億円)
17	土地改良負担金総合償還対策事業のために国庫補助金により造成された土地改良負担金対策資金について、資金規模を資金需要に対応したものに改めるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)1658億円)
19	新農業水利システム保全対策事業において、農業水利システムの再構築に資するために策定される農業水利システム保全計画が、農業水利施設の機能診断等の結果を反映した適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)8億3526万円)
	農業集落排水事業の計画及び実施に当たり、事業計画策定の際に行う他省所管の污水处理施設整備事業との経済比較に用いる施設の耐用年数等をより実態を反映したものとするにより、経済的な事業の実施を図るよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)194億2341万円)
20	貸付けを行っている国有農地等の管理に当たり、国有農地等の使用料の長期滞納者に係る滞納額の収納を適切に行うとともに、貸付条件に違反して国有農地等を使用している場合の契約解除を厳正に行うよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)3億2915万円)
	中山間地域総合整備事業の一環として整備された活性化施設について、販売スペース等の設置に関する規制を緩和するなどして、施設の有効利用を促進することにより、中山間地域における農業・農村の一層の活性化を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)69億0384万円)

年度	件名等
平成20	土地改良事業の受益農地について、例外的に転用の許可を与える場合の具体的な審査方法を定めるとともに、転用許可後の状況に関し適時適切な指導を行うことなどの重要性について周知徹底を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)9069万円)
	土地改良施設維持管理適正化事業の実施に当たり、全国土地改良事業団体連合会が管理運営する資金の運用益についての具体的な取扱いを定めるなどして、国庫補助金の運用益相当額を国庫に納付させるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)1701万円)
	借地に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国営土地改良事業を実施するために設置されている事業所等における国有財産の管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)8億5779万円)

イ 水田利用

年度	件名等
平成3	水田農業確立特別交付金の交付の効果を確保するよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)37億1862万円)
4	水田農業確立助成補助金の地域営農加算額の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)26億9296万円)
20	水田・畑作経営所得安定対策として実施している生産条件不利補正交付金の交付が当該対策の目的である土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなるよう意見を表示したもの(意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)7億2561万円)

ウ 食糧管理、畜産

年度	件名等
平成5	飼料用外国産小麦の売渡しによるふすまの増産が適切かつ合理的に行われるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)16億5583万円)
13	牛肉在庫緊急保管対策事業における冷凍格差の助成が適切なものとなるよう是正の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)4658万円)
16	牛肉等に係る関税収入を特定財源とする肉用子牛等対策の実施状況について(特定検査状況)
17	外国産米の在庫及び損益の状況について(特定検査状況)
20	精液採取用種雄牛の貸付けに当たり、貸付けを無償とせず貸し付けた牛から生産される凍結精液の販売による収入に応じ対価を徴収するなどするとともに、貸付先の選定を競争により行うなどして増収を図るよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人家畜改良センター、処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)33億7579万円)

エ 林業

年度	件名等
平成6	国有林野事業の素材生産及び造林の請負化に関し、社会保険料等の積算を適切に行うよう是正改善の処置を要求し及び社会保険等への加入の促進を図るよう改善の意見を表示したもの (処置要求事項(院法第34条)、意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)1億0937万円、(背景金額)1億7732万円)
7	国有林野事業の経営について(特記事項、(背景金額)1兆5075億9275万円)
9	林業構造改善事業等による施設の設置及び運営が事業の効果を発現するよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)33億2811万円)
14	一般国道の道路敷として使用させている国有林野について早期に有償により所管換などをするよう是正改善及び改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条、第36条)、(指摘金額)29億5550万円、(背景金額)10億1368万円)
15	国有林野事業の抜本的改革の実施状況について(特定検査状況)
16	沖縄の復帰に伴う国有林野に係る国有財産台帳の整備を早急に行うよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億8769万円)
19	林業・木材産業改善資金貸付事業の実施に当たり、自主納付制度を活用することにより、貸付需要に対応した適切な資金規模として資金を有効に運営するよう意見を表示したもの(意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)9億6528万円)
20	借地に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国有林野事業を実施するために設置されている森林管理署等における国有財産の管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)12億0479万円)

第3編 第4章 平成期の会計検査

オ 水産業

年度	件名等
平成6	沿岸漁業構造改善事業による施設の設置及び運営を効果的に行うよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)4億9883万円)
7	漁港整備事業により造成した漁港施設用地等の利用及び管理を適正に行うことにより、事業効果の発現が図られるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)11億0828万円)
10	並型魚礁設置事業における事業計画の策定及び魚礁の管理・活用を適切に行い事業効果の発現が図られるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)13億8336万円)

カ 共済事業

年度	件名等
平成6	肉豚に係る家畜共済事業の運営が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)14億5001万円)
8	漁業共済事業の運営が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)18億3841万円)
18	農業災害補償制度(農作物共済)の運営に当たり、国がその一部を負担している共済掛金から生ずる多額の剰余の発生を防止するなどして、制度をより適切に運営するよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)1752億円)

キ その他

年度	件名等
平成9	先進的農業生産総合推進対策事業等による農産物処理加工施設、農産物集出荷施設の設置及び運営が事業の効果を発現するよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)20億1795万円)
10	農業経営改善促進資金の利用を促進し、全国低利預託基金の有効活用を図るよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)116億7100万円)
12	公共事業の再評価について (特定検査状況)
13	独立行政法人の会計経理について、資産及び費用等の認識・計上処理を適切に行い、正確な財務諸表等の作成を期するよう是正改善の処置を要求したもの (独立行政法人国立特殊教育総合研究所ほか25独立行政法人(うち農林水産に係るものは14独立行政法人)、 処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)26億0218万円)) 独立行政法人の政府受託事業に係る経理について (特定検査状況)
14	公共工事の品質を確保するための監督・検査体制等の整備状況について (特定検査状況) 農林漁業金融公庫の融資及び財務の状況について (特定検査状況)
15	公共工事の多様な入札・契約制度、特に総合評価落札方式等の民間の技術力を活用する方式の導入状況について (特定検査状況)
16	農業経営基盤強化措置特別会計における決算剰余金等の状況について (特定検査状況) 海岸事業における津波・高潮対策の実施状況について (特定検査状況)
17	農林漁業金融公庫における林業公社の分収林事業に対する貸付け等の状況について (特定検査状況)
18	役務契約の実施に当たり、競争性があり、競馬の公正確保上特段の支障がないものは、競争の利益を享受するため契約方式を見直すなど契約事務を適切に実施するよう是正改善の処置を求めたもの (日本中央競馬会、処置要求事項(院法第34条)、(背景金額)165億7509万円)
19	統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営に当たり、空室の情報を共有するなどして所有住宅の有効活用を図ることにより、借上住宅の賃借に係る費用を節減する措置を講ずるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)5668万円) 産学官の共同研究を目的とした共同研究施設の運営及び共同研究機器の利用に当たり、その実態を十分把握するなどして、共同研究の推進を図るよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)12億9025万円) 農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステムの運用支援業務等の労務費の積算に当たり、業務の内容に適合した経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求めたもの (独立行政法人農業生物資源研究所、処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)2093万円)
20	農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の有効活用等を図るよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)353億3737万円)

第7 防衛

1 概要

防衛庁は装備品の調達制度の改革として、平成13年1月に調達機関である調達実施本部を解体し、契約本部を設置した。その後、契約本部は18年7月に装備本部となった。また、18年12月に防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）が成立し、防衛庁は19年1月9日に防衛省に移行した。一方、防衛施設庁は19年9月1日に廃止され、これに伴い、地方防衛局が設置され、また装備本部は、装備施設本部となった。

元～20年度の間における防衛関係費予算の一般会計に占める割合はおおむね6%で推移している。

2 指摘等の態様

防衛関係費は多額に上っていることから、検査は、装備品等の購入費、燃料等の需品費、人件費、施設整備費などを対象として多角的な観点から行われてきた。

元～20年度の間における検査報告掲記事項の推移についてみると次のとおりである。

年度別・掲記区分別検査報告掲記事項の推移(単位:件)

年度	不当事項	意見表示事項	処置要求事項	処置済事項	特記事項	特定検査状況
平成元	2	-	-	-	-	-
2	-	-	-	1	-	-
3	1	-	-	-	-	-
4	-	-	-	1	-	-
5	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	1	-	-
7	-	-	-	1	-	-
8	-	-	-	1	-	-
9	-	-	-	2	1	1
10	1	-	1	2	-	-
11	3	-	-	2	-	1
12	1	-	-	1	-	1
13	4	-	-	2	-	-
14	2	-	-	1	1	-
15	1	-	-	2	1	-
16	4	-	-	3	-	1
17	9	1	-	3	-	1
18	1	-	2	5	-	-
19	1	-	4	5	-	-
20	1	-	3	4	-	-

元～20年度の検査報告に掲記した意見表示、処置要求、処置済、特記の各事項及び特定検査状況の件数は計49件となっており、処置済事項33件のうち19件は14年度決算検査報告以降の6年間に集中している。また、年度別の掲記件数についてみると、年度ごとに概ね増加傾向にある。

元～20年度の間における主な掲記事項を示すと次のとおりである。

① 物件に係る掲記事項

年度	件名等
平成4	護衛艦に搭載する砲のオーバーホールの実施に当たり、契約業務を簡素化するなどしてオーバーホールを経済的に実施するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)7520万円)
7	航空自衛隊のレーダー基地等の光伝送装置に使用する光ファイバケーブルに係る積算を適切なものとするよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)3900万円)
9	航空タービン燃料J P - 4の調達に係る事務を適切に行うよう改善させたもの (処置済事項、(背景金額)485億0698万円)
	アメリカ合衆国政府の有償援助による装備品等の調達について (特記事項、(背景金額)1454億円)
	防衛庁における装備品等の調達に係る会計検査について (特定検査状況)
11	81式短距離地对空誘導弾地上装置の交換部品の調達に当たり、数量の算定に交換の実績を反映させることにより調達額の節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)7290万円)
	装備品等の調達に係る過払事案の処理等について (特定検査状況)

第3編 第4章 平成期の会計検査

年度	件名等
平成12	護衛艦に搭載されている通信機器の年次検査が適切に行われるよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)2700万円)
	航空自衛隊の新初等練習機の調達について (特定検査状況)
13	エンジン等を取り外し長期に格納する航空機の国有財産法上の取扱いを適正なものとするよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)33億2964万円)
14	データの入力等に当たり、入出力装置の借上げに代えて既存のパソコンを活用することにより、経費を節減するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)2720万円)
	アメリカ合衆国政府の有償援助による装備品等の調達について (特記事項、(背景金額)1596億円)
15	海上自衛隊舞鶴航空基地及びSH-60J型哨戒ヘリコプターの活用について (特記事項、(背景金額)663億円)
16	護衛艦における主発電機用原動機のカスタマーパワーセクション予備機の調達に当たり、艦艇製造請負契約とは別途に調達することにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)2950万円)
17	陸上、海上、航空各自衛隊が使用する食器の調達に当たり、仕様を統一し数量を合わせて一本化して調達することにより、調達額の節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)5881万円)
18	重機関銃の物品管理に当たり、物品管理簿への記録方法を統一してすべての重機関銃を記録することとし、これを基に物品管理資料を作成するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)6億6570万円)
	海上自衛隊で調達しているソノブイについて、品質保証期間を考慮して管理換の指示を行うなど適切な管理が行われるよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)4億4316万円)
19	所要量を大幅に超えて保管している廃電池について処分計画を作成するなどして売り払うよう適宜の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)9億8060万円)
	航空自衛隊の補給処で保管中に有効期限が超過した救難機等搭載用の救難火工品等を訓練用として有効活用することにより、効率的な運用が行われるよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)2901万円)
20	装備品等の不具合調査及び瑕疵処理を行うに当たり、瑕疵担保期間内にある在庫品等を優先して行うこととする体制を整備するなどして、装備品等の効率的な管理運用を図るよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(指摘金額)1億3688万円)
	航空自衛隊において、修理の上使用することが見込まれる物品について、不用決定等の処分を保留する処置に係る手続を定めることにより、再利用の徹底を図るよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)3198万円)
	防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達について (国会からの検査要請事項に関する報告)

② 役務に係る掲記事項

年度	件名等
平成8	公共下水道への汚水排出量を把握することにより、駐屯地における下水道料金の支払を適切なものにするよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)7920万円)
10	自衛艦の検査・修理の契約について競争入札制度の機能を十分発揮させるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)506億1565万円)
	労務借上等の契約を締結するに当たり、予定価格に適用する総利益率の算定を適切に行うよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)3650万円)
	給汽業務の部外委託に係る予定価格の算定方法を適切なものにするよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)5530万円)
13	データ通信網を構成する専用回線の契約に当たり、長期継続利用割引制度を活用して使用料の節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)1730万円)
16	駐留軍等労働者に対する定期健康診断を委託により実施するに当たり、契約単価の設定を診療報酬点数表によることなく市場価格等を考慮することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)6480万円)
	装備品等の技術研究開発の実施状況について (特定検査状況)
17	海上自衛隊の艦艇が利用しているインマルサットサービスについて、通話等料金の割引を受けることにより、その節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)1482万円)
18	市場価格を考慮してクレーン作業料金の単価を決定することなどにより、年間輸送役務契約に基づく料金の節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)8070万円)

年度	件名等
平成19	専用サービス契約において、すべての専用回線を共通の回線群に指定して高額利用割引の適用を適切にするよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)5780万円)
	会計業務システムの運用に当たり、システムを使用して行う会計業務を明確にするなどして、システムの有効利用を図るよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億1400万円)
	陸上自衛隊における給食の実施に当たり、方面隊ごとに定められた糧食費の定額の範囲内で行うことを明確にすることなどにより、糧食費の執行を適切に行うよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)5億1121万円)
	海外を納地とする艦船用燃料油の調達において、契約相手方の取引実態に応じた為替レートを適用するなどして精算する仕組みを採用するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)2億4190万円、(背景金額)391億1360万円)
20	アウトソーシング契約の実施に当たり、競争性及び透明性を確保するため一般競争契約への移行等を推進するとともに、標準資料や実例等の適用を十分考慮するなどして、予定価格の積算を経済的なものとするよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)1億5740万円、(背景金額)5億2513万円)
	軽装甲機動車を巡回点検する技術援助役務契約の実施に当たり、巡回点検の対象車両数を必要最小限のものとし、点検項目を削減したりすることにより経済的なものとするよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)1300万円)
	航空機の機体及びエンジンの定期修理作業の役務請負契約に係る社外購入部品について、航空補給処が商社等から購入して官給することにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)1070万円)

③ 経理に係る掲記事項

年度	件名等
平成6	艦船製造請負契約における建造保険料の計算に当たり、付保対象額の算定を適切に行うよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)6180万円)
15	国際連合平和維持活動に伴う国際連合からの償還金について、遅滞なく歳入として国庫に収納するための体制を整備するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)20億2179万円)
17	任期制自衛官に係る退職手当制度において、職務に従事しない期間を退職手当の算定上考慮するように改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(指摘金額)1610万円)
	部隊輸送の経費に使用することとして購入した旅行券の購入状況及び使途について、予算統制上生じていた不適切な事態を改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)6061万円)
	防衛施設庁における建設工事及び委託業務に係る入札・契約の実施状況について (特定検査状況)
18	営舎内に居住する自衛官が居室内で使用する電気器具に係る電気料金を当該自衛官に負担させるなどして、基地等における電気料金の支払を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)4015万円)
	赴任旅費の支給に当たり、着後手当の減額調整を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)3590万円)
19	部隊発注工事により取得した財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、適切な財産管理を行うために国有財産台帳等への正確な記録が確実にされる体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、(指摘金額)12億9759万円)
	住宅防音工事の助成事業の実施に当たり、工事施工の直前に転入した者が含まれている助成に関する審査等の手続を見直すことにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの (処置済事項、(背景金額)7億2810万円)
20	有料道路損失補償額の支払について、駐留軍が使用した通行証が「公の目的」のために使用されたものであることなどを確認するため、当該通行証の記載事項を適切に調査、確認するなどの体制を整備するよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、(背景金額)4億4171万円)
	陸上自衛隊における即応予備自衛官の訓練の実施に当たり、訓練招集命令の発令を適切に行わせることなどにより、即応予備自衛官手当の支給が効果的なものとなるよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)4392万円)

④ その他の掲記事項

年度	件名等
平成2	防音工事により設置された設備を維持するための補助事業において、補助金の交付を当該設備の使用実績に応じた適切なものに改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)3680万円)
9	建物等移転補償におけるコンクリート解体費の積算を施工の実態に適合するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)2300万円)
11	医学科学生に対する給食の実施に当たり、給食人員の実態を反映することにより糧食の調達を適切なものにするよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)2980万円)

年度	件名等
平成15	アメリカ合衆国政府の有償援助による装備品等の調達に係る残余資金について、速やかに歳入として国庫に収納するための体制を整備するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)5億4686万円)
16	公務災害補償に係る治癒の認定手続を適切に行うことにより、療養補償が適正なものとなるよう改善させたもの (処置済事項、(背景金額)5085万円)
18	自衛隊病院における入院基本料に係る診療報酬の請求について、看護の実態に即した適切な入院基本料の区分により行うよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)6041万円)
	艦艇乗員待機所の仮眠室の割当てを弾力的に行うことにより、仮眠室の利用を促進するよう改善させたもの (処置済事項、(背景金額)28億5510万円)
19	進展のめどが立たない送信所の建設事業について、建設を中止するなど適切な対応策を講ずるよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)36億2661万円)

第8 政府開発援助・外務

1 政府開発援助

(1) 政府開発援助の概要

政府開発援助(ODA(Official Development Assistance))は、平成期に入り、外務省、国際協力事業団(JICA)、海外経済協力基金(OECF)等によって実施されてきたが、11年10月に日本輸出入銀行とOECFの統合により国際協力銀行(JBIC)が設立された。また、15年には独立行政法人国際協力機構(JICA)が発足し、さらに上記のJICAとJBICが統合され、現在の独立行政法人国際協力機構(JICA)に至っている。

ODAには二国間援助と国際機関に対する出資、拠出とがあり、このうち二国間援助には、贈与である無償資金協力及び技術協力並びに政府貸付である有償資金協力がある。

(2) ODAに対する検査

外務省が実施している無償資金協力、JBIC等が供与している円借款及びJICA等が実施している技術協力等を対象として、これらの機関に対して、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、事業は計画どおり順調に進ちょくしているか、援助の対象となった施設等は当初計画したとおりに十分利用されているかなどに着眼して検査を実施してきた。

検査に当たっては、外務本省、旧JBIC本店、JICA本部等のほか、海外においては在外公館、在外事務所等に対して会計実地検査を行っている。また、相手国に職員を派遣し、援助実施機関の職員等の立ち会いの下に相手国の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況の確認を行ったりなどしている。

平成期における現地調査の実績を示すと次のとおりである。

現地調査の対象

年度	調査国数	事業数			
		無償資金協力	プロジェクト方式技術協力	円借款	計
平成2	5	27	21	28	76
3	5	33	14	20	67
4	5	35	17	20	72
5	5	17	18	30	65
6	6	38	20	19	77
7	6	38	23	21	82
8	7	35	15	23	73
9	7	54	15	27	96
10	8	72	15	14	101
11	8	49	16	24	89
12	10	54	10	17	81
13	13	84	16	13	113
14	12	63	23	28	114
15	13	69	22	11	102
16	12	81	19	6	106
17	6	19	11	2	32
18	11	58	16	14	88
19	10	65	19	17	101
20	12	74	44	35	153

(3) ODAに関する掲記事項

① 特定検査状況等

ODAについては、毎年度の検査報告において、特定検査状況として掲記してきたが、19年度からは意見表示事項として掲記されている。またこのほか、国会要請事項の報告、不当事項として指摘したものなどを掲記している。

18年度までの特定検査状況、19年度からの意見表示事項については、援助の効果が十分発現していない事態について多数掲記しているが、このほかに、援助の実施が適切とは認められないもの、援助の効果の発現が遅延しているものなどについても掲記している。また、政府開発援助の実施に当たり、外務省及び独立行政法人国際協力機構において、援助の効果が十分発現するよう意見を表示したもの(19年度 意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)270億7279万円)、政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの(20年度 意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)82億0369万円)として掲記している。

平成期において特定検査状況等として掲記されている事業について、年度別・形態別にそれらの件数等を示すと次のとおりである。

年度別・形態別の事業件数等

(単位：件)

年度	無償資金協力	プロジェクト外方式技術協力	円借款	フォローアップ
平成2	2	1	2	—
3	1	2(注)	2	—
4	1	—	3	—
5	2	1	2	—
6	2	1	3	—
7	3	—	3	—
8	1	1	2	—
9	5	—	—	—
10	2	1	1	—
11	—	1	2	—
12	1	—	3	—
13	3	—	1	—
14	4	1	—	21
15	3	1	1	—
16	4	1	—	—
17	—	3	—	—
18	3	—	4	—
19	2	—	2	—
20	1	3	1	4

(注)無償資金協力事業を含む。

また、年度別、形態別にこれらの事業名を示すと次のア～ウのとおりである。

過去に特定検査状況として掲記した政府開発援助事業については、再度現地調査を実施するなどしてフォローアップ検査を実施し、その結果を14年度及び16年度決算検査報告に掲記している。また、20年度決算検査報告では「平成19年度決算検査報告の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」として政府開発援助の効果の発現について掲記している。

ア 無償資金協力

年度	事業名
平成2	公衆衛生整備事業、上水道整備事業
3	医療機材整備事業、看護婦・医療技術者養成学校建設事業
4	漁港建設事業
5	かんがい事業、漁港施設建設事業
6	漁網製造機械整備事業、小売市場改修事業
7	漁業調査船建造事業、零細漁民訓練センター建設事業、小規模ダム建設用機材整備事業
8	消防機材整備事業
9	水揚・貯蔵施設建設事業、稲研究所稲遺伝資源研究施設建設事業、浅海漁業開発事業、植物遺伝資源研究センター建設事業、上水道整備事業
10	乳製品加工施設整備事業、マイクロフィルム機材整備事業
11	米貯蔵センター改善事業
12	下水道網整備事業

第3編 第4章 平成期の会計検査

年度	事業名
平成13	漁船修理施設建設事業、漁船修理施設整備事業、ピナトゥボ火山被災民生活用水供給事業、音響・照明機材供与事業、食糧増産援助
14	オスマニア総合病院医療機材整備事業、アフガン難民女性協会料理裁縫ショップ拡充計画、女性の職業訓練のためのニット編み機供与、債務救済無償資金協力事業
15	サバナケート農業総合開発計画事業、プワンジェバレー灌漑開発計画事業、ノン・プロジェクト無償資金協力
16	マンディラリ職業訓練センターの機材整備及び改修計画、トンガ女性の地位向上のための育成センター建設及び機材整備計画、オコラ女性職業訓練センターの改修及び機材整備計画、ロコトウイヴァトゥ小学校整備計画
18	沿岸漁業振興計画、サン・ファン・ラ・ラグーナ市ごみ処理施設建設計画、虐待児童のためのシェルター建設計画
19	小中橋梁建設計画、ショクエ灌漑システム改修計画
20	地方都市水質改善計画

イ プロジェクト方式技術協力

年度	事業名
平成2	山岳林収穫技術協力事業
3	看護教育技術協力事業
5	鉄道近代化技術協力事業
6	未利用硫化鉱開発技術協力事業
8	包装技術協力事業
10	稲作研究開発技術協力事業
11	家畜人工授精センター技術協力事業
14	産業廃棄物処理技術協力事業
15	鉱山公害防止対策研究センター事業
16	繊維産業品質管理計画事業
17	鉱山公害防止研修センター協力事業、ブラジル都市交通人材開発プロジェクト、サンパウロ州森林環境保全研究計画
20	関連調査スキーム(連携D/D)

ウ 円借款

年度	事業名
平成2	揚水発電所建設事業、送水管建設事業
3	輸出加工区建設事業、肥料工場建設事業
4	発電所建設事業、通信施設拡充事業、地方幹線道路建設事業
5	地下鉄建設事業、水力発電事業
6	発電バース建設事業、送電線建設事業、かんがい事業
7	変電所建設事業、電気式ディーゼル機関車購入事業、北部かんがい農業開発事業
8	用水路水力発電事業、セメント工場建設事業
10	国鉄南線活性化事業
11	鉄道建設事業、送水管建設事業
12	発電船改修事業、苛性ソーダ工場修復事業、肥料工場改修事業
13	大気汚染対策関連事業
15	農業セクター投資事業
18	ビリビリ多目的ダム建設事業、ウォノレジョ多目的ダム建設事業、防災船調達事業、園芸作物処理設備建設事業
19	ベイスンブリッジ火力発電所建設事業、ウドヨガマンダ肥料工場アンモニアプラント近代化事業
20	国鉄南線活性化事業

上記に掲げた特定検査状況等に係る掲記事項のほか、国際協力事業団が技術協力の実施等のために供与する機材の調達について（6年度 特定検査状況）、無償資金協力のうち一般プロジェクト無償及び水産無償における施設の建設や資機材の調達等の手続及び契約状況に

ついて（14年度 特定検査状況）、技術協力プロジェクトにおける事業実施前の調査の状況について（16年度 特定検査状況）、ベトナムに対する円借款事業において道路建設中に発生した橋桁の崩落事故について（19年度 特定検査状況）などがある。

②国会要請事項の報告等

政府開発援助に関して、参議院行政監視委員会は、12年3月27日、行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査のため、会計検査院に対し、会計検査を行いその結果の報告を求めることを協議決定し、同日、参議院から会計検査院に対し検査要請がなされた。この要請は、国会法第105条の規定による参議院から会計検査院に対する最初の要請であった。要請事項は、同委員会において行われた「政府開発援助に関する決議」のうち、「被援助国の実情に即した国別援助計画の作成」、「事業の重点化と事業間の連携強化」、「評価制度の充実」、「ODAの不正防止」及び「重債務貧困国に対する債務救済」の5項目となっており、同年11月10日に検査の結果を参議院に報告した。

また、17年6月7日には参議院決算委員会において、ODA事業の執行状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、参議院から会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。要請事項は、「開発コンサルタント、NP0等への委託契約の状況について」、「草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について」及び「スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について」の3事項となっており、18年9月21日に検査の結果を参議院に報告している。開発コンサルタント及びスマトラ沖地震の2事項については、引き続き検査を実施し、取りまとめができ次第報告することとし、翌19年9月12日に報告を行った。

さらに、18年6月7日には同委員会において、我が国政府開発援助における無償資金協力及び技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、参議院から会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされ、翌19年10月17日に報告を行った。

これらの掲記事項以外に開発事業に係る資金の貸付けが不当と認められるもの(8年度 海外経済協力基金、不当事項、(指摘金額)10億5000万円)、国際開発協力関

係民間公益団体補助金の対象としていた植林事業を実施していないもの(14年度 不当事項、(指摘金額)253万円)などがある。

また、外務省等以外の政府開発援助に係る掲記事項としては、中国青年農業指導者育成事業の実施に当たり、支出した事実がない額を事業費に含めていたため、国庫補助対象事業費の精算が過大となっているもの(10年度 農林水産省、不当事項、(指摘金額)5273万円)、調査委託契約に係る委託費の支払に当たり、他の業務に従事していた日数等を含めて人件費を算定していたため、支払額が過大となっているもの(16年度 経済産業省、不当事項、(指摘金額)3398万円)、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に関する政府開発援助につき、技術協力の実施状況及び技術協力に係る援助の効果について(19年度 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省、国会からの検査要請に関する報告)などがある。

2 外務

指摘等の概要

外務省における予算執行に係る指摘は、昭和54年度決算検査報告に掲記されて以来20年掲記されることはなかったが、平成12年度決算検査報告では6件が掲記された。

13年は外務省の元要人外国訪問支援室長による内閣官房報償費からの公金詐取事件が発覚し、外務省の報償費についても国民の関心が高まるとともに、国会等においても、報償費の意義等について種々の議論が行われた。そこで、会計検査院は、外務省における報償費の経理処理は適正に行われているかなどの点に着眼して検査を実施し、その結果を掲記している。

また、在外公館においても住居手当の過大支給、渡切費の私的流用など会計経理が適正を欠くと認められる事態が発見されたため、検査を実施しその結果を掲記している。

14年には、前年に外務省が行った調査結果により、取引先に対して支払った金額と実際に要した経費と

の差額、いわゆるプール金の積立てが判明したことから、本院は国際会議の開催等に必要な経費の支払に関する検査を実施し、これにより外務省におけるプール金の実態が解明され、その結果を13年度決算検査報告に掲記した。

また、国際機関である支援委員会における拠出金の使途や会計手続等についての問題点が国会等で議論となったため、議論された問題点の解明に努めることとし、我が国の拠出金等で活動に必要な経費全

額が賄われている11国際機関等に対する拠出金等についても併せて検査を実施した。検査の結果、拠出金等の支出先である支援委員会等において、設置協定等に従った運営等が行われていなかったり、設置協定等の手続によらない事業が実施されていたり、多額の資金が滞留していたりするなどの事態が見受けられたことから、その結果を13年度決算検査報告に掲記した。

ア 会計経理に係る指摘事項

年度	件名等
平成 3,4	湾岸平和基金に対する拠出金について (特定検査状況)
12	内閣官房及び外務省において、内閣官房報償費の適切な執行等を図るよう是正及び改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条、第36条)、(指摘金額)3億7700万円、(背景金額)65億0944万円)
	在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの(在パラオ、在ケニア両日本国大使館及び在デンヴァー日本国総領事館) (不当事項、(指摘金額)981万円)
	物品・役務調達契約に当たり、原則として競争に付し、給付の確認を確実に実施することなどにより、予算の適正な執行を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(背景金額)355億0075万円)
	報償費の適正な執行を図るよう是正改善及び改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条、第36条)、(背景金額)49億5754万円)
13	国際会議の開催等に必要な経費の支払に当たり、支払金額と実際に要した経費との差額を取引先に積み立てるなどして、会計経理が不当と認められるもの (不当事項、(指摘金額)3億1391万円)
	在外公館における会計経理について (特定検査状況)
14	在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの (不当事項、(指摘金額)2894万円)
15	在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの(在ラオス日本国大使館及び在エドモントン日本国総領事館) (不当事項、(指摘金額)1111万円)
	在外公館における出納事務について、内部統制等を十分機能させることなどにより、その適切及び適正な執行を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、(背景金額)122億1739万円)
	在外公館において、その警備を強化するため、配備された爆発物探知装置を十分活用するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)2億2249万円)
16	日本人学校の校舎等の建設等に対する援助について、援助額の算定を適切に行うとともに、交付を運営主体の金融機関への償還の状況に即して適切に行うよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)16億0500万円)
18	帰国費貸付金債権の管理に当たり、債権回収の具体的な実施方法を明確に定め、督促等を的確に行うことなどにより、債権の回収に努めるよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)1億7447万円)
19	国際機関の信託基金の閉鎖に伴う拠出残余金の返還等について、受入れなどに係る具体的な事務手続を定めることなどにより、早期に処理するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)3億9751万円)
	日米センター助成事業における助成金の額の確定に当たり、助成対象額の審査が適切でなかったため、助成金の交付が不当と認められるもの (独立行政法人国際交流基金、不当事項、(指摘金額)400万円)
20	国の援助を受けて取得した日本人学校の校舎等の売却に際して、当該校舎等の残存価額に相当する援助金を国庫に返納させるとともに、援助により取得した財産を処分する場合には、売却益の有無にかかわらず残存価額に相当する援助金を国庫に返納させるよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)5億4402万円)
	健康管理休暇に際して支給される航空運賃を経済的なものにするなどにより、健康管理旅行費を節減するよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)3198万円)

イ 役務契約等に係る指摘

年度	件名等
平成 6	国際研修センター等の管理業務請負契約における清掃業務費の積算を作業の実態に適合するよう改善させたもの (国際協力事業団、処置済事項、(指摘金額)5100万円)
7	海外への図書、日本語教材等の寄贈事業の実施に当たり、経済的な船便により送付するなどして予算の効率的な使用を図るよう改善させたもの (国際交流基金、処置済事項、(指摘金額)3260万円)
11	国際電話の使用実態に応じた割引制度の適用を受けることにより、国際電話料金の節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、(指摘金額)3580万円)
12	専門家派遣事業の実施に当たり、専門家の所属する法人等に支払う人件費の補てん額の算定を支給の実態に適合するよう改善させたもの (国際協力事業団、処置済事項、(指摘金額)1億6930万円)

年度	件名等
平成13	国際機関等に対する拠出金等について、支出先における適切な事業運営が確保され、拠出金等の効率的使用等が図られるよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、(背景金額)1061億1014万円)
14	国際開発協力関係民間公益団体補助金の対象としていた植林事業を実施していないもの (不当事項、(指摘金額)253万円)
19	派遣システムの開発に当たり、基本設計書の内容を十分に確認することなどにより、追加的な費用や新たな開発費用の発生を抑えるよう改善させたもの (独立行政法人国際協力機構、処置済事項、(指摘金額)9774万円)

第9 金融

バブル経済崩壊後、金融危機、デフレ不況等の影響を受け、不良債権の増加等による金融機関の経営破綻が相次ぐ一方、民間金融機関の貸し渋り等により中小企業の資金繰りが悪化した。このような厳しい金融経済情勢に対応するため、金融機関に対しては多額の公的資金を投入する金融システムの安定化のための緊急対策等が講じられ、中小企業等に対しては政府関係機関による融資の拡大や、保証要件を緩和した特別の保証制度等の創設による貸し渋り対策が講じられた。

平成20年9月に発生したいわゆるリーマン・ショック以降、世界の金融市場は極度の不安定状態に陥る状況となった。我が国の金融システムは欧米と比べれば相対的に安定しているといわれていたが、世界的な景気後退の影響等を受けて実態経済の悪化が深刻化するに伴い金融機関の財務の状況は悪化した。国は金融機能の強化等を図るため金融機能強化法を改正し、金融機関に対する資本増強措置が実施された。

会計検査院では、このような動向に対応して、金融の分野でも、事業運営等の検査に積極的に取り組んだ。

1 政策金融

バブル経済が崩壊して景気が低迷する中で、9年秋以降、金融機関が相次いで破綻するなど金融面での不安定性が顕在化し、健全な借り手に対しても融資姿勢が厳しくなる、いわゆる貸し渋りにより企業の資金繰り悪化が顕著となってきた。

これに対応するため、中小企業者向けとしては、10年10月から12年3月までの臨時異例の措置として、信用保証協会による信用保証と中小企業総合事業団信用保険部門（11年6月以前は中小企業信用保険公庫）による信用保険からなる信用補完制度の枠組みの中で行う、中小企業金融安定化特別保証制度が創設された。

また、中堅企業等向けとしては、①9年12月、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫に、13年3月までの時限措置として金融環境対応融資制度が、②10年12月、信用補完制度の枠組みの中で行う破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険がそれぞれ創設された。

このような状況を踏まえ、中小企業金融安定化特別保証制度の実施状況について、10年度決算検査報告以降4回にわたり、特定検査状況として掲記する（10、11、12、17年度決算検査報告）などした。

また、中小企業向けの融資を拡大したことなどにより、政府関係機関の不良債権が多額に上っている事態に関しては、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫における不良債権の実態及び管理について特定検査状況として掲記したもの（13年決算度検査報告）、(独)中小企業基盤整備機構における中小企業高度化事業の不良債権を解消するため、より一層の債権管理態勢の整備が必要である事態について特記事項として指摘したもの（16年度決算検査報告）などがある。

このほか政策金融の関係では、①北海道東北開発公庫が出資・融資した苫小牧東部開発(株)及びむつ小川原開発(株)の土地開発事業（9年度決算検査報告）、②第3セクターに対する社会資本整備促進融資（11、

16年度決算検査報告）、③住宅金融公庫における延滞債権の実態及びその管理状況（16年度決算検査報告）について特定検査状況として掲記したものなどがある。

2 金融システム安定化対策

金融システムの安定化のための緊急対策等の実施状況については、7年に検査を開始し、6年度及び7年度決算検査報告では、東京共同銀行に対する日本銀行の出資、8年度決算検査報告では住宅金融専門会社の債権債務の処理に係る公的資金の投入等につ

いて特定検査状況として掲記し、9年度から13年度の決算検査報告では、金融システムの安定化のための緊急対策について、各種施策全般にわたる検査を実施しその検査状況を掲記した。13年末に、破綻した金融機関の預金等を全額保護する特例措置が終了したことから、14年で各種施策全般にわたる検査を終了し、15年以降は、特定の施策の実施状況等を取り上げて検査を行うこととした。金融システム安定化対策関連の検査報告の掲記状況は次のとおりである。

年度 平成	件名等
6	東京共同銀行に対する日本銀行の出資について（特定検査状況）
7	東京共同銀行に対する日本銀行の出資について（特定検査状況）
8	住宅金融専門会社の債権債務の処理に係る公的資金の投入等について（特定検査状況）
9	金融システムの安定化等のための緊急対策について（特定検査状況）
10	金融システムの安定化のための緊急対策の実施状況について（特定検査状況）
11	金融システムの安定化のための緊急対策の実施状況について（特定検査状況）
12	金融システムの安定化のための緊急対策の実施状況について（特定検査状況）
13	金融システムの安定化のための緊急対策等の実施状況について（特定検査状況）
14	特定住宅金融専門会社に係る譲受債権等の回収業務の実施状況について（特定検査状況）
15	株式会社りそな銀行及び株式会社足利銀行に対する金融危機対応措置の実施について（特定検査状況）
16	株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行に係る特別公的管理の終了に伴い実施された措置及び預金保険機構の財務の状況について（特定検査状況）
17	株式会社産業再生機構による事業再生支援の実施状況について（特定検査状況）
18	特定住宅金融専門会社から整理回収機構が取得した資産並びに株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行の特別公的管理の終了に伴い預金保険機構が取得した資産の回収状況について（特定検査状況）
19	金融システムの安定化のために実施された公的資金による金融機関に対する資本増強措置の実施状況及び公的資金の返済状況等並びに預金保険機構の財務の状況について（特定検査状況）
20	最近の金融情勢の下における公的資金未返済行を含む金融機関の財務の状況及び金融システムの安定化のための諸施策の実施状況について（特定検査状況）

第10 政府出資法人

1 政府出資法人改革

平成期は、政府出資法人に関する制度改革、組織見直しが次のとおり実施された。

平成9年12月の「行政改革会議最終報告」に独立行政法人制度の導入が提言されたのを契機として、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）において、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する

必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人である独立行政法人の制度を設けるものとされた。そして、13年4月に、まず国の行政組織であった施設等機関を中心に57法人が先行して発足した。

財政投融资制度については、郵便貯金、年金積立金等の資金の資金運用部への預託義務が財政投融资の対象となる特殊法人等の肥大化、非効率を招いた

などという問題点が指摘され、中央省庁等改革基本法において抜本的に改革することが規定された。そして、13年4月、郵便貯金・年金積立金については、資金運用部に対する全額預託義務を廃止し自主運用に移行すること、特殊法人等は自ら財投機関債を公募発行して、市場からの評価を受け運営の効率化に資することなどの一連の改革が実行された。

さらに、特殊法人等については、特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）に基づき、①事業の意義が低下していないか、②著しく非採算ではないか、③民営化の方が効率的ではないか等の基準に基づき、全法人の事業の徹底した見直しが検討された。そして、13年12月「特殊法人等整理合理化計画」が策定され、従来163あった特殊法人及び認可法人のうち、17法人は廃止、45法人は民営化等、38法人は独立行政法人化すべきであるとされた。これに伴い17年度末までの「集中改革期間」内に法制化等の必要な措置が講じられ、多数の法人が廃止、民営化、そして独立行政法人に移行されることとなった。

政策金融については、特殊法人等整理合理化計画において、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされた。そして、行政改革推進法（平成18年法律第118号）において、改革の基本方針が定められ、これに基づき国民金融公庫等4政府関係機関の株式会社日本政策金融公庫への統合等政策金融改革が推進されている。

郵政事業については、中央省庁等改革基本法において、郵政事業庁の所掌に係る事務を一体的に遂行する国営の新たな公社を設立するとの方針が示され、15年4月日本郵政公社が設立された。その後、郵政民営化法（平成19年法律第58号）により、19年10月に公社は解散し、その機能は、日本郵政株式会社等5株式会社及び1独立行政法人に引き継がれた。

会計検査院は、このような政府出資法人等改革の状況も踏まえ、多角的な視点で検査を実施した。

2 政府出資法人に関する横断検査

平成期は、政府出資法人を横断的に検査する体制を充実させ、多くの成果を挙げた。

財投機関の決算分析について（12年度 特定検査状況）においては、13年4月の財政投融資改革を踏まえ、元年度から12年度までの特に資金調達と財政負担の状況を中心に検査を行った。その後、財投機関における財政投融資改革後の財務状況と特殊法人改革等改革に伴う財務処理の状況について（17年度 国会及び内閣に対する報告）として、改革等による環境の変化後における財務状況等の検査を行った。

独立行政法人の業務運営に係る横断検査は、17年6月の参議院決算委員会からの要請を受け、13年4月に国の機関を母体として設立された独法45法人を対象として、組織運営、財務、業務実績、情報公開の各状況について検査し報告（独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果について（16年度 国会からの検査要請事項に関する検査状況））した。

18年次においては、政府出資法人の内部監査等に着目し、政府出資法人における内部監査等の状況について（17年度 特定検査状況）を掲記している。この特定検査状況においては、客観的で効率的かつ効果的な監査を推進すべきとの立場に立ち、内部監査等の現状を整理・分析し問題点を明らかにした。

19年次においては、15年度に設立され19年度に中期目標の期間が終了する独法25法人について、財務状況はどのように変化しているか、所期の業績成果は得られているか、関連会社等と締結している契約の方法は適切なものとなっているかなどに着眼して検査を実施し、特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について（18年度 国会及び内閣に対する報告）として報告している。

19年6月に参議院決算委員会からの要請を受け、20年次においては、全独立行政法人の①業務及び財務の状況、②各法人の契約制度、落札率等入札、契約の状況について検査を行い、独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について（19年度 国会からの検査要請事項に関する報告）として、①について、各

法人が行っている事務・事業が国民にとって真に不可欠であるかの検討を一層厳格に行うこと、運営費交付金が内部に留保されることとなっている法人について適切な取扱いを検討すること、資産の処分等により得た資金等を国庫に納付することが可能となるよう減資に係る立法措置を速やかに講ずること、②について、競争契約を拡大して契約の透明性の向上を図ること、再就職者在籍の法人との随意契約は、特に透明性の確保に留意することなどが必要であるとする報告を行った。21年次においては、独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について（20年度国会からの検査要請事項に関する報告）として、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に検査を実施し報告を行った。

また、21年次において、独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況について（20年度 特定検査状況）として、使用料の算定や法人の費用負担は適切なものとなっているか、整理合理化計画等において売却等処分することとされている施設等は適切に処分されているか、これ以外の施設等の処分状況はどうなっているかに着眼して横断的に検査を行い、その検査状況を掲記するとともに、個別の指摘として、不要資産とされている久我山運動場について、譲渡を含む適切な処分に向けた調整を積極的に進めて、調整がつかない場合には国庫へ返納することとする処分計画を作成し、処分を円滑に進めるよう改善させたもの（20年度 処置済事項、独立行政法人国立印刷局、（指摘金額）37億7186万円）、宿舍の使用料の算定に当たり、各戸専用の給排水設備等が設置されていて世帯用宿舍と設備の差異がない单身者用宿舍を減額調整の対象としないことにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの（20年度 処置済事項、独立行政法

人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（指摘金額）5671万円、独立行政法人水資源機構（指摘金額）3405万円）、入居率が低調な借上宿舍について、一括して借り上げることをやめて個別に借り上げることにより、空室となっている宿舍に対する賃貸料等を支払うことのないよう改善させたもの（20年度 処置済事項、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、（指摘金額）3269万円）を掲記した。

さらに、独立行政法人における食事手当等の現金の支給についての随時報告を行い、5独立行政法人について、職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するよう改善させたもの（20年度 処置済事項、独立行政法人農畜産業振興機構（指摘金額）5974万円、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（指摘金額）2億9839万円、独立行政法人日本貿易振興機構（指摘金額）3億2507万円、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（指摘金額）1億3664万円、独立行政法人中小企業基盤整備機構（指摘金額）2億7982万円）、3法人について、職員に対する給与の支給に当たり現金の支給を廃止するなどするよう改善の処置を要求したもの（20年度 処置要求事項（院法第36条）、独立行政法人国民生活センター（指摘金額）4947万円、独立行政法人科学技術振興機構（指摘金額）1121万円、独立行政法人都市再生機構（指摘金額）1億3720万円）を掲記した。

3 政府出資法人の事業運営、経営状況等についての検査

政府出資法人の事業運営や経営上の諸問題については、事業の性格や経営環境など様々な要因が関連しているが、これらの諸問題について検査に取組み、その状況を特定検査状況等として掲記している。また、JR3会社の直営店舗事業や科学技術振興機構の文献情報提供事業のように、改善の意見を表示し事業運営等について改善を図らせた事例もある。

年度	件名等
平成2	直営店舗事業の収支及び管理について改善を図るよう意見を表示したもの （意見表示事項（院法第36条）、JR東日本、JR東海、JR九州、（背景金額）63億8983万円）
7	育英奨学金の回収が適切に行われるよう改善の意見を表示したもの （意見表示事項（院法第36条）、日本育英会、（背景金額）200億円）

年度	件名等
平成	
11	H-II ロケット及びM-V ロケットの開発について (特定検査状況)
12	公衆電話事業の運営について (特記事項、(背景金額)389億円)
	地域振興整備公団の産炭地域振興事業について (特定検査状況)
	関西国際空港の設置運営及び関西国際空港株式会社の経営状況について (特定検査状況)
	核燃料サイクル開発機構の予算執行について (特定検査状況)
14	北海道、四国及び九州各旅客鉄道株式会社の経営状況について (特定検査状況)
	日本貨物鉄道株式会社の経営状況について (特定検査状況)
15	科学技術振興機構における文献情報提供事業について、収支改善計画の見直しなどを適切に行い、収益性の向上を図るよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、独立行政法人科学技術振興機構、(背景金額)694億6956万円)
	H-II A ロケットの開発等について (特定検査状況)
17	関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について (特記事項、(背景金額)1兆0322億円)
20	G X ロケット開発における役割分担やL N G エンジンの開発の見通しを明確にし、宇宙開発の推進に寄与するとともに、今後の国民の負担を考慮して開発を行うよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、(背景金額)123億4877万円)
	日本銀行の財務の状況及びその推移について (特定検査状況)

4 財務諸表の適正表示等に着眼した検査

独立行政法人の制度については、国による事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとすることとされた。この事後チェックのためには業績評価が正しく行われるための情報が提供されなければならないとされており、このような目的に資するため正確な財務報告が求められているところである。

会計検査院は、14年3月31日に独立行政法人が最初の決算期を迎えるに当たり、国から承継した権利及び義務が13事業年度の財務諸表等において適正に

計上されているか、期中における会計経理は会計基準等に準拠して適正に経理され財務諸表等に正確に表示されているかなどに着眼して検査を実施した。その結果、国から承継した資産について財務諸表に計上していなかったり、国有資産の維持・運営に要する費用をコスト計算書等に計上していなかったりなどしている事態が見受けられたため、26独立行政法人に対して、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

以降、独立行政法人及びその他の政府出資法人の財務諸表の表示等に関して、以下のような検査成果がある。

年度	件名等
平成	
13	独立行政法人の会計経理について、資産及び費用等の認識・計上処理を適切に行い、正確な財務諸表等の作成を期するよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、26独立行政法人、(指摘金額)26億0218万円)
	独立行政法人の政府受託事業に係る経理について (特定検査状況)
14	物品の管理が適切なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、理化学研究所、(指摘金額)8億9162万円)
15	独立行政法人における還付消費税の処理及び納付消費税の会計処理について (特定検査状況)
	施設整備費補助金により取得した研究用機器等及び建物附属設備等の資産計上に当たり、資産の分類等を適切に行い、貸借対照表の有形固定資産の各資産科目の計上額とこれに伴う減価償却額の算定を適正に行うよう改善させたもの (処置済事項、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、(指摘金額)18億1760万円)
	研究開発の実施状況等に即して、試験研究費の配賦基準を適切なものとするよう改善させたもの (処置済事項、NTT東日本、NTT西日本、(背景金額)9億1573万円)
16	診療報酬に係る会計経理について、資産及び収益の認識・計上処理を適切に行い、正確な財務諸表等の作成を行うよう改善させたもの (処置済事項、7国立大学法人、(背景金額)23億6672万円)
	国立大学法人の賃借物品等及び診療報酬債権に係る会計経理について、統一的な取扱いが行われるよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、文部科学省、(背景金額)1193億0685万円)

年度	件名等
平成16	スポーツ振興投票に係る財政状態及び運営状況を適切に開示するために財務諸表を正確かつ明瞭な表示に改めるよう改善させたもの (処置済事項、独立行政法人日本スポーツ振興センター、(指摘金額)154億0547万円)
17	有形固定資産の認識・計上処理を適切に行い財務諸表を適正な表示に是正させたもの (処置済事項、独立行政法人国立博物館、(指摘金額)2億0026万円) 道路関係4公団の民営化に伴う資産の承継・評価について、資産の価額を修正し、承継先を適切なものとするにより、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するなどするとともに、決算及び資産管理に係る事務処理を適切に行うために体制の整備を図るよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、6高速道路株式会社、(指摘金額)134億4613万円)
18	改築された農業専用施設について、固定資産として計上するための会計処理方法等を規定し、正確な資産の価額を計上した財務諸表を作成するよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、独立行政法人水資源機構、(背景金額)89億8363万円)
20	固定資産の減損処理に当たり、対象資産を誤って把握するなどしたため、適正な減損額が計上されず、財務諸表の表示が適正を欠いているもの (不当事項、独立行政法人日本原子力研究開発機構、(指摘金額)8億9240万円) 会社が行う減損に係る会計処理について、回収可能価額の算定を減損基準等の趣旨に沿って行うよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、成田国際空港株式会社、(背景金額)68億9385万円)

5 資産の管理、保有の適否等に着眼した検査

政府出資法人の資産に着眼した検査としては、従前から事業用地の管理、処分等に係る問題について検査報告に掲記してきた。15年頃から国会等において、特別会計や独立行政法人、公益法人等の剰余金や積立金、内部留保等について議論されるようにな

った。会計検査院では、政府出資法人等における資産について、効率性、有効性等の観点から重点的に検査を実施し多くの成果を上げた。

また、政府出資法人ではないが、日本放送協会の非現用不動産の管理、処分の状況について、13年度決算検査報告に掲記された。

年度	件名等
平成2	住宅団地内に施設用地として保有している土地の利活用を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、住宅・都市整備公団、(背景金額)31億4919万円)
7	日本国有鉄道清算事業団の保有する土地の処分について (特記事項、(背景金額)3兆円)
12	鉄道事業用地等における第三者占有地について、適切な処分、管理等を図るよう改善の意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、JR西日本、(背景金額)10億6708万円)
13	新住宅市街地開発事業の実施について (特記事項、(背景金額)1兆1720億円) 年金の給付に要する費用等の支払などの資金に充てるため承継した土地の処分状況について (特定検査状況) 日本放送協会の非現用不動産の管理、処分状況について (特定検査状況)
14	空港用地の取得のため保有している代替地用地の保有の必要性等を検討して不要な土地の処分を図るよう改善させたもの (処置済事項、新東京国際空港公団、(背景金額)30億4574万円)
15	新幹線施設の建設のため取得した残地の売却に係る事務を速やかに行う事務処理体制を整備することにより、その早期の売却を図るよう改善させたもの (処置済事項、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(指摘金額)3600万円)
17	独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧・中小企業総合事業団)の実施する高度化事業に関する会計検査の結果について (国会からの検査要請事項に関する報告)
18	独立行政法人国立印刷局における土地及びその譲渡収入による資金などの保有資産について適正規模を検討するとともに、不要な資産を国庫に返納させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、財務省、(背景金額)3567億4268万円)
19	独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、総務省、(背景金額)188億6640万円) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉱工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、経済産業省、(背景金額)183億1236万円) 宿舍、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地について、利用状況を考慮するなどして保有の必要性を検討するとともに、不要な資産の確実な国庫返納に備えるよう改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第36条)、独立行政法人造幣局、(指摘金額)12億4397万円、(背景金額)175億4784万円)

年度	件名等
平成19	統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営に当たり、空室の情報を共有するなどして所有住宅の有効活用を図ることにより、借上住宅の賃借に係る費用を節減する措置を講ずるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、(指摘金額)5668万円)
20	不要資産とされている久我山運動場について、譲渡を含む適切な処分に向けた調整を積極的に進めて、調整がつかない場合には国庫へ返納することとする処分計画を作成し、処分を円滑に進めるよう改善させたもの (処置済事項、独立行政法人国立印刷局、(指摘金額)37億7186万円) 預託した保証金の利息収入により行うという事業の実施方法を見直すとともに保証金を含めた資産の保有規模を適正なものとするよう独立行政法人日本貿易振興機構に検討させ、これにより不要となる資産は国庫に返納させることができることとするよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、経済産業省、(指摘金額)204億5580万円) 独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況について (特定検査状況)

6 入札、契約事務等に着眼した検査

各政府出資法人の入札、契約について、契約方式を見直すなどして公正性、競争性、透明性の確保を

求めたり、契約内容や仕様を見直すなどして経費の節減を求めたりなどした指摘として次のような事例がある。また、NHKについての指摘事例もある。

年度	件名等
平成14	電子複写機で使用するコピー用紙の購入契約において、商品名を指定することなく一般的な仕様とすることにより、経費の節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、日本原子力研究所、(指摘金額)3390万円)
15	事務所等の清掃業務の委託に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、契約方式を競争契約に改めるなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの (処置済事項、都市基盤整備公団、(背景金額)5億5921万円)
16	研究用機器の購入契約に当たり、公正性及び競争性の確保を図るため、競争に付するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの (処置済事項、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、(背景金額)1億8934万円及び7753万円)
17	物品の購入、業務の委託等の契約の実施に当たり、契約事務の公正性、透明性を確保し競争の利益を享受するため、随意契約について見直すなど契約事務を適切に実施するよう改善の意見を表示し及び是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、意見表示事項(院法第36条)、独立行政法人国立美術館、(背景金額)15億1185万円)
18	官報号外等製造加工請負契約において、随意契約を見直し競争性のある契約方式に移行するとともに、契約単価の積算を、業務の実態を反映したより経済的なものとするよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、独立行政法人国立印刷局、(指摘金額)2億2454万円) 業務の請負、物品の賃貸借等の契約の締結に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、契約方式を一般競争契約に改めて契約事務を適切に実施するよう改善させたもの (処置済事項、国立大学法人東京医科歯科大学、(指摘金額)1億8046万円) 国土交通省及び独立行政法人水資源機構における水門設備工事に係る入札・契約の実施状況について (特定検査状況) 独立行政法人及び国立大学法人における情報システムの調達等に関する契約の競争性、経済性の状況並びに業務・システムの最適化に係る取組状況について (特定検査状況) 役務契約の実施に当たり、競争性があり、競馬の公正確保上特段の支障がないものは、競争の利益を享受するため契約方式を見直すなど契約事務を適切に実施するよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、日本中央競馬会、(背景金額)165億7509万円)
19	東北大学において、内部統制等が十分機能するための体制を整備するなどして、常に適正な契約事務が行われるよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、国立大学法人東北大学、(指摘金額)2310万円) 一般競争契約によるリース契約の締結に当たり、公正性及び透明性を確保するとともに競争の利益を享受するため、リース物件の納入業者及び調達価格をあらかじめ決定することなく入札に付するよう改善させたもの (処置済事項、独立行政法人日本原子力研究開発機構、(指摘金額)5億0721万円) インキ用材料の購入契約について、製造会社と直接契約することにより、購入価額の節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、独立行政法人国立印刷局、(指摘金額)2892万円) 広報誌の調達方法を、購入による方法から自ら作成し発行する方法に改めることにより、経済的なものとするよう改善させたもの (処置済事項、独立行政法人日本芸術文化振興会、(指摘金額)1763万円)

年度	件名等
平成20	子会社が行う業務の発注において、競争の利益をより享受できるよう競争的な契約方式の導入を図らせるよう意見を表示したものの (意見表示事項(院法第36条)、成田国際空港株式会社、(指摘金額)35億4928万円)
	下水道終末処理場等の再構築に係る基本設計業務の契約に当たり、透明性、競争性等の確保を図るため、随意契約を見直して競争性のある契約方式に移行するよう改善させたもの (処置済事項、日本下水道事業団、(指摘金額)1億8233万円)
	コンピューターサービスの調達に当たり、特定調達に該当するものであることを踏まえ、透明性、公正性及び競争性が確保された契約事務を実施するよう改善させたもの (処置済事項、日本放送協会、(指摘金額)88億4825万円)

第11 特別会計

特別会計は、財政法第13条第2項により、①国が特定の事業を行う場合、②特定の資金を保有してその運用を行う場合、③その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律をもって設置することが認められており、平成18年度においては、31の特別会計が設置されていた。特別会計については、一般会計と区分経理することにより、特定の事業や資金の運用の状況を明確にするという意義があり、予算編成から決算の国会提出までの過程における主な会計上の規制、手続等は、一般会計も特別会計もほぼ同様であるが、特別会計が多数設置されているなどのため、次のような問題が指摘されてきた。

- ①特別会計が多数設置されることは、予算全体の仕組みを複雑でわかりにくくし、財政の一覧性が阻害されるのではないか
- ②その数が多数に上り国民による監視が不十分となって無駄な支出が行われやすいのではないか
- ③固有の財源により、不急不要の事業が行われているのではないか
- ④多額の剰余金等が存在し、財政資金の効率的な活用が図られていないのではないか
(「特別会計のはなし」財務省主計局 18年4月)

これを象徴的に示すものとして、塩川元財務大臣は、一般会計を「母屋」、特別会計を「離れ座敷」に例えて次のように発言している。

「…要するに、母屋ではおかゆ食って、辛抱しようとけちけち節約しておるのに、離れ座敷で子供がすき焼きくっておる、そういう状況が実際行われておるんです。…」(15年2月25日 衆議院財務金融委員会)

この状況を踏まえ、政府で特別会計の改革が始まり、15年11月、16年11月、17年11月に財政制度等審議会が特別会計の見直しについて報告を行った。17年11月の報告では、特別会計改革の基本的考え方として、①特別会計の廃止・統合、②特定財源、剰余金・積立金の点検、③予算内容の厳格な精査、④国民への説明責任を挙げ、この基本的考え方に則り、31の特別会計について点検を行い、見直しの方向性を提示した。

そして、政府において、特別会計の見直しに係る検討が行われ、その結果、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日)が閣議決定された。この中で、特別会計改革に関連して、①特別会計の資産・剰余金等をスリム化するなどし、今後5年間に於いて合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指す、②31特別会計について、統合・独立行政法人化・一般会計化等することにより、当面、1/2～1/3程度の減少、市場化テストも積極的に活用、③特別会計の統廃合等を盛り込んだ特別会計整理合理化法案(仮称)を平成19年を目途に国会提出するなどし、今後5年を目途に改革を完了、④特定財源制度について、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」(平成17年12月9日政府・与党)等に基づき、見直しを行うとされた。

そして、「行政改革の重要方針」で定める内容を推進するために、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)が制定され、①特別会計の廃止及び統合、②一般会計と異なる取扱いの整理、③企業会計

の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示等が定められた。

このうち、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示については、特別会計に関する法律により、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないこととされ（第19条第1項）、内閣は、当該書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないこととされた（第19条第2項）。このため、19年度決算から、特別会計財務書類の検査が会計検査院の業務として加わった。

上記のように、特別会計の財政運営の状況に対する国民の関心が高まっていること、決算書類で開示される情報だけでは特別会計の財政運営の状況が分かりづらいことなどが指摘されている。このような背景も踏まえ、行政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのため、会計検査院では、特別会計の財務状況の検査にも積極的に取り組んできた。

以下において、この10年間に会計検査院が検査報告に掲載した特別会計の財務状況に関する記述を「第6章第1節第4個別の決算等」で掲載したもの、特定検査状況等として掲載したものとの区分して示す。

第6章第1節第4個別の決算等で掲載したもの

年度	掲載内容
平成	
10	交付税及び譲与税配付金特別会計の決算の状況
11	国債整理基金特別会計の決算の状況 外国為替資金特別会計の決算の状況
12	資金運用部特別会計の決算の状況 特定国有財産整備特別会計の決算の状況
13	産業投資特別会計の決算の状況
17	財政投融资改革開始後における財政融資資金特別会計等の状況
18	外国為替資金特別会計の状況

第3章又は第4章で掲載したもの

年度	件名等
平成	特別会計の決算分析について（特定検査状況）
13	電源開発促進対策特別会計電源立地勘定の決算状況について（特定検査状況）
14	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の決算状況について（特定検査状況）
16	農業経営基盤強化措置特別会計における決算剰余金等の状況について（特定検査状況） 電源開発促進対策特別会計における剰余金の状況について（特定検査状況）
17	特別会計の状況に関する会計検査の結果について（国会からの検査要請事項に関する報告）
19	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、過年度の不用額の発生要因を十分に見極め、歳出予算の見積りを行う際に反映させるなどして剰余金を減少させるよう意見を表示したもの（意見表示事項(院法第36条)、経済産業省、(背景金額)2491億円） 道路整備特別会計における支出が適正かつ効率的に行われるよう意見を表示したもの（意見表示事項(院法第36条)、国土交通省、(背景金額)728億9095万円）
20	建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がよい化することなどがなくするための方策を検討するよう意見を表示したもの（意見表示事項(院法第36条)、財務省、(背景金額)785億8378万円）

第12 情報通信(IT)

政府では、行政の総合性の確保、簡素化・効率化の推進、国民のニーズへの対応等を図るため、6年に「行政情報化推進基本計画」を策定し、行政の情報化を総合的、計画的に推進した。そして13年1月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）が施行されるとともにe-Japan戦略が策定され、17年度までに世界最先端のIT国家を目指すこととされ、電子政府の実現等諸施策が推進された。

18年1月、いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現を目指して、次期戦略であるIT新改革戦略が策定され、世界一便利で効率的な電子行政の実現等の諸施策が推進されている。

会計検査院は、検査の基本方針において、重点を置いて検査を行う施策の分野の一つと位置付け、積極的に検査を行ってきている。

1 情報通信（IT）に関する横断的検査

国の情報システムの調達に関する契約と行政の情報化の推進体制について（14年度 特定検査状況）においては、契約の競争性が低く、仕様書等の作成における発注者としての主体的な関与、契約後の開発工程の管理、開発・改良後の権利関係の明確化等が十分に図られていないなどの状況を特定検査状況として掲記した。

その後、国会で「社会保険オンラインシステム」を始めとするレガシーシステムの調達に関する問題が重大な関心事項として取り上げられ、17年6月に、参議院から、各府省等におけるコンピュータシステ

ムについて会計検査の要請がなされた。会計検査院は、この要請を受諾し、各府省等における契約の競争性、システムの利用状況、情報セキュリティ対策、「業務・システム最適化計画」の現状などについて検査を行い、18年10月に、院法第30条の3の規定に基づき、その結果を報告した。（各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について（17年度 国会からの検査要請事項に関する報告））

19年次においては、独立行政法人及び国立大学法人における情報システムの調達等に関する契約の競争性、経済性の状況並びに業務・システムの最適化に係る取組状況について（18年度 特定検査状況）を掲記した。

21年次においては、電子申請等関係システムについて横断的に検査を実施し、電子申請等関係システムの利用状況について（意見表示事項（院法第36条））として11府省等（内閣官房、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務本省、財務本省、国税庁、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省、国土交通本省）の長に対して意見表示を行い、利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう内閣官房等11府省等の長に対して意見を表示したもの（20年度 国会及び内閣に対する報告）として随時報告を行った。

2 個別の検査

検査対象機関が調達、運用等する情報システムについて、個別に検査した成果の事例を、いくつかの態様に分類して示すと以下のとおりである。

(1) システムの利活用の状況等に関するもの

年度	件名等
平成13	電気通信格差是正事業等の実施に当たり、事業の審査及び実施体制を整備し、補助事業の適切な実施及び事業効果の発現を図るよう改善させたもの (処置済事項、総務省、(指摘金額)2億7463万円)
14	社会参加促進費補助金の交付を受けて購入したパソコンについて、その管理を適切に行うとともに、社会教育のために有効活用を図るよう改善させたもの (処置済事項、文部科学省、(指摘金額)7億2740万円)
	高速道路等における有料道路自動料金収受システムの利用状況について (特定検査状況)

年度	件名等
平成15	教育情報衛星通信ネットワークにおける送受信設備の有効活用等を図るよう改善させたもの (処置済事項、文部科学省、(指摘金額)4億1067万円)
	届出用紙等印刷システムの提供を受ける役務契約について、その導入の必要性がなく不当と認められるもの (不当事項、厚生労働省、(指摘金額)22億7136万円)
16	港湾EDIシステム等について、利活用の促進を図るよう改善させたもの (処置済事項、国土交通省、(背景金額)22億4172万円)
17	偽造クレジットカード解析システムの運用状況が著しく低調となっていたため、その運用の廃止を行うなどの改善をさせたもの (処置済事項、警察庁、(指摘金額)9億1286万円)
	市町村合併により遊休化している、地域イントラネット基盤施設整備事業等で整備した設備等について効率的な利活用を図るよう改善させたもの (処置済事項、総務省、(指摘金額)9250万円)
19	会計業務システムの運用に当たり、システムを使用して行う会計業務を明確にするなどして、システムの有効利用を図るよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、防衛省、(指摘金額)1億1400万円)
	自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示したもの (意見表示事項(院法第36条)、総務省、警察庁、国税庁、国土交通省、(指摘金額)4073万円、(背景金額)65億1965万円)
	地域イントラネット基盤施設整備事業において、テレビ会議装置の整備に係る補助が的確に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、総務省、(指摘金額)2億3229万円)
20	地方環境事務所等に導入した電子入札・開札システムについて、電子入札の実施を促進することにより有効活用を図るよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、環境省、(指摘金額)2797万円)
	未利用となっている特許微生物寄託業務等に係る電子申請システムについて、運用停止などの抜本的な見直しを行うよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、独立行政法人産業技術総合研究所、(指摘金額)8754万円)

(2) システムの運用、管理に関するもの

年度	件名等
平成2	電話帳の作成に利用するコンピュータへの入力方法を適切なものとするよう改善させたもの (処置済事項、NTT、(指摘金額)1億4700万円)
17	農地情報管理システム整備事業等を適切に実施させるとともに、農地情報管理システムの活用を図るため、当該システムに入力された情報を適時適切に更新するよう改善させたもの (処置済事項、農林水産省、(指摘金額)1億2279万円、(背景金額)11億1983万円)
18	事業の用に供されておらず使用の見込みもない情報システムの受変電設備等を適時に把握することにより、固定資産を適正に管理し、併せて日本郵政公社有資産所在市町村納付金等の負担を適切なものとするよう改善させたもの (処置済事項、日本郵政公社、(指摘金額)21億0692万円)
19	道路管理データベースシステムを効率的、効果的に運用するため、道路管理に必要な電気通信設備を確実に登録するよう改善させたもの (処置済事項、国土交通省、(指摘金額)3億1055万円、(背景金額)14億9680万円)

(3) 入札、契約事務等に関するもの

年度	件名等
平成10	地域通信処理システムの整備に当たり、調達手続の開始前に電子計算装置を搬入し、据付調整等に着手させるなどしていたもの (不当事項、防衛庁、(指摘金額)5145万円)
15	物品・役務の調達に当たり、公正性、競争性及び透明性の確保を図るため、競争に付するなど契約事務を適切に実施するよう改善させたもの (処置済事項、国立国会図書館、(背景金額)109億0515万円)
17	物品の購入等に当たり、競争入札の実施を偽装して契約を締結していたもの (不当事項、厚生労働省、(指摘金額)6億0321万円)
	求人情報自己検索システムの取得等に当たり、会計法令に違反し、複数年度にわたる役務の提供等に係る契約を締結するなどして当該経費の全額を支払っていたもの (不当事項、厚生労働省、(背景金額)23億5846万円)
	水田農業構造改革対策の事務処理に使用するプログラムの開発委託契約に係る会計経理が適正を欠くと認められるもの (不当事項、農林水産省、(指摘金額)2265万円)
20	コンピューターサービスの調達に当たり、特定調達に該当するものであることを踏まえ、透明性、公正性及び競争性が確保された契約事務を実施するよう改善させたもの (処置済事項、日本放送協会、(指摘金額)88億4825万円)

(4) 調達価格、予定価格の積算額、仕様、数量等が過大となっているもの

年度	件名等
平成元	交換機遠隔保守システムの機器構成を経済的、効率的なものとするよう改善させたもの (処置済事項、NTT、(指摘金額)9240万円)
5	コンピュータへのデータ入力業務委託契約における入力作業の仕様を適切なものとするよう改善させたもの (処置済事項、住宅・都市整備公団、(指摘金額)1390万円)
12	地図管理システムの賃借料等の予定価格の積算が適切なものとなるよう改善させたもの (処置済事項、法務省、(指摘金額)1010万円)
13	在留資格審査事務支援システムにおける業務委託契約の予定作業単価の算出が業務の実態を反映した経済的なものとなるよう改善させたもの (処置済事項、法務省、(指摘金額)2480万円)
14	光ファイバケーブルを利用したインターネット接続サービスの提供に当たり、装置の使用状況等を適切に把握して経済的な設備の構築を行うことなどにより、装置の購入費の節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、NTT東日本、(指摘金額)5240万円)
15	乗車券類等を発売するためのマルス端末装置の調達に当たり、類似市販品等の仕様、価格を調査するなどして、調達額の節減を図るよう改善させたもの (処置済事項、JR北海道、JR四国、JR九州、(指摘金額)7805万円)
16	データ通信サービス契約に係るソフトウェア使用料のうちの利子相当額の算出が適正なものとなるよう是正改善の処置を要求したもの (処置要求事項(院法第34条)、社会保険庁、(指摘金額)33億9594万円)
17	地籍簿の数値情報化経費の積算に当たり、既存の電磁的記録を利用することにより、経費の低減を図るよう改善させたもの (処置済事項、国土交通省、(指摘金額)5690万円)
	港湾EDIシステムの稼働に必要な設備の提供等のサービスを受けるための費用の積算に当たり、専門業者が提供するサービスの内容、料金を十分把握するなどして適切なものとするよう改善させたもの (処置済事項、国土交通省、(指摘金額)1841万円)
	原子力発電所緊急時連絡網システムに係る賃貸借、保守等の契約において、長期間にわたり履行状況を確認しないまま契約に基づく保守点検等が行われたものとして契約金額を支払っていて適切を欠いているもの (不当事項、経済産業省、(指摘金額)615万円)
18	健康保険・厚生年金保険適用関係届書に係るデータ入力等業務委託契約の予定価格の積算が適切なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、社会保険庁、(指摘金額)3719万円)
19	パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の購入に係る契約条件等を把握することなどにより、経済的な購入を行える体制の整備を図るよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、日本郵政株式会社、(指摘金額)9011万円)
	農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステムの運用支援業務等の労務費の積算に当たり、業務の内容に適合した経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求めたもの (処置要求事項(院法第34条)、独立行政法人農業生物資源研究所、(指摘金額)2093万円)
	派遣システムの開発に当たり、基本設計書の内容を十分に確認することなどにより、追加的な費用や新たな開発費用の発生を抑えるよう改善させたもの (処置済事項、国際協力機構、(指摘金額)9774万円)

第13 その他

第1から第12においては、施策等分野別に検査成果を紹介してきたが、施策等分野別に整理できない、あるいは別の角度からとらえた検査成果として、以下の特徴的なものがある。

1 横断的検査

昭和63年には横断検査を専門に担当する実働部隊として上席審議室調査官に横断検査班が設置され、平成13年には専ら事務総長から特に命じられた事項

の検査（特別検査）を実施する組織として第5局に上席調査官（特別検査担当）が設置されるなど、平成期においては、横断検査の検査体制の充実が図られた。公共事業、情報通信（IT）、ODA、政府出資法人、特別会計に関する横断検査の成果については、先に紹介したとおりであるが、このほか、国等の事務、事業等に関する横断検査の成果として、特定検査状況や国会からの検査要請事項に関する報告等として検査報告に掲記した事例には次のようなものがある。

国会要請、特定検査状況等として掲記した横断的検査事例

年度	件名等
平成4	中央省庁発注の印刷物の調達について (特定検査状況)
9	公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果について (国会からの検査要請事項に関する検査状況)
10	各省庁等における評価制度の導入状況について (別掲)
12	国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金について (特定検査状況)
13	国の機関が内部監査として実施する会計監査の状況について (特定検査状況)
15	国が発注している調査研究事業について (特定検査状況)
16	国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等に関する会計検査の結果について (国会からの検査要請事項に関する報告)
	国の広報業務の実施状況について (特定検査状況)
17	中心市街地活性化プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について (国会からの検査要請事項に関する報告)
18	各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について (国会からの検査要請事項に関する報告)
19	国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人における談合等に係る違約金条項の導入状況等について (国会及び内閣に対する報告)
	各府省等が締結している随意契約に関する事項について (国会からの検査要請事項に関する報告)
20	各府省所管の公益法人の財務等の状況について (国会からの検査要請事項に関する報告)

また、9年度以降、国の会計等のよりの確な理解に資するために、「第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要 第1節 国の財政等の概況 第4」において、個別の決算等の状況について取り上げているが、このうち、前述した特別会計の財務状況に関するもの以外のものとして次のものがある。

個別の決算等（特別会計に関するものを除く）

年度	件 名
平成12	債権の状況
13	国の債務の状況
14	国有財産の状況
	国の物品の状況
15	公共事業関係費の状況
	国庫金の状況
	国の決算額の確認
16	国の社会保障に関する経費の状況
	国債管理の状況
17	国税収納金整理資金の状況
18	政府保証債務の状況
19	一般会計歳出決算における不用額等の状況
20	国の決算における債務の計上の状況

2 予算経理等

会計検査院の平成期における不正経理等予算経理に関する指摘としては、8、9両年度決算検査報告に掲記したいわゆる文部省委嘱等事業における架空経理の指摘をこう矢として、外務省、都道府県労働局等の複数の省庁、政府出資法人、都道府県等において、

て、財政会計法令に違反した不正経理等を行っている事態を多数掲記した。

(1) 文部省委嘱事業

架空の名目により謝金、旅費等を支出させ、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどしていたもの（8年度 4県 不当事項（指摘金額 4846万円）、（9年度 22府県 不当事項（指摘金額 2億9960万円））

文部省は、教師や教育関係者の研究集会、協議会等の開催、教育等に関する調査研究の実施といった教育関係等事業を都府県教育委員会等に委嘱又は委託して多数実施しており、同事業に要する謝金、旅費等の経費については、支出負担行為に関する事務を各都道府県教育委員会の教育長等に、支出に関する事務を各都道府県の出納長に委任して、文部省所管の歳出予算から直接支弁している。

同事業の実施及び経理処理の状況について検査したところ、各教育委員会等において、架空の名目により諸謝金支給調書、旅行命令書、旅費請求書、支出負担行為決議書等を作成して、謝金を支払わないのに支払うこととしたり、出張の事実がないのに出張したこととするなどし、出納部局に不正に支出させ、これらを別途に経理し、事業の実施とは直接関係のない物品購入費、職員夜食代、慶弔費等に使用し、残額を銀行預金等で保管していることが判明した。

(2) 内閣官房・外務省

13年に発覚した元室長による公金詐取事件を契機に、外務本省や在外公館における不正経理の事態を多数指摘して、これらの検査報告への掲記状況は以下のとおりとなっている。

- ① 内閣官房及び外務省における内閣官房報償費の適切な執行等を求める院法第34条及び第36条の規定による処置要求（12年度）
- ② 報償費の適正な執行を求める院法第34条及び第36条の規定による処置要求（12年度）
- ③ 在外公館における不適切な経理に係る不当事項（12、13、14、15年度）
- ④ 在外公館における会計経理についての特定検査状況（13年度）
- ⑤ 物品・役務調達契約の適正な執行を求める院法第34条の規定による処置要求（12年度）
- ⑥ 国際会議の開催等の不適切な経理に係る不当事項（13年度）
- ⑦ 在外公館における出納事務に関する院法第34条の規定による処置要求（15年度）

(3) 厚生労働省

16年に広島、兵庫労働局で不正経理が相次いで判明し、国会でも都道府県労働局の会計経理が重大な関心事項として取り上げられた。会計検査院では、17年の検査以降、全労働局を対象として同種の不正経理の有無について重点的に検査を行っている。都道府県労働局の不正経理に関する指摘等の検査報告への掲記状況は以下のとおりとなっている。

- ① 庁費等の不正支出に係る不当事項（15、16、17年度）
- ② 航空機を利用した出張に係る不当事項（16年度）
- ③ 物品購入契約の不適切な実施に係る不当事項（17年度）
- ④ 会計法令に違反した役務提供等契約に係る不当事項（17年度）
- ⑤ 委託事業の不適切な実施に係る不当事項（17年度）

⑥ 都道府県労働局の会計経理の状況についての特定検査状況（16、17年度）

以上の検査報告に掲記された事態をまとめると次のようになり、全労働局において基本的な会計経理が適切に行われていなかった状況が明らかになっている。

全国47労働局の会計経理について検査した結果、25労働局において、庁費、謝金、旅費等を不正に支出するなどしており、そのうち16労働局では、不正支出等によりねん出した資金を会計法令の枠外において別途に経理するなどしていた。

また、物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなどの事実と異なる不適正な会計処理を行い、庁費等を支出していた事態は、47労働局のすべてで見受けられた。

このほか、求人情報自己検索システムの取得等に当たり、会計法令に違反し、複数年度にわたる役務の提供等に係る契約の締結及び経費の支払をしていた事態が32労働局、競争入札の実施を偽装して契約を締結していた事態が2労働局においてそれぞれ見受けられた。また、37雇用安定・創出対策協議会等に対する委託費の支払が過大となっていた事態では、同協議会等事務局が設置された労働局において不正支払に係る委託費を別途に経理するなどしていたものも見受けられた。

さらに、超過勤務手当の不適正支給の事態は、従前より都道府県労働局における慣行として行われてきたもので、是正が図られていなかったものと考えられる。

都道府県労働局では、会計法令及び基本的な会計事務手続等を遵守し、もって適正な会計経理の規律を確保することの重要性が十分認識されておらず、従前からの違法又は不正な会計経理が慣行的に行われていた。そして、別途経理を行っていた前記16労働局のうち10労働局では、会計実地検査の実施当時においてもなおその一部を現金又は銀行預金で保有していて、その保有額の計は6664万余円となっていた。

(4) 動力炉・核燃料開発事業団

動力炉・核燃料開発事業団の東海事業所において、長期間にわたり廃棄物屋外貯蔵ピットにおけるウラン廃棄物の保管が適切でなかったこと、及び貯蔵ピットを抜本的に改修するための予算の大部分が別の経費に充てられていたことなどが9年8月に明らかになった。また、13年4月には、事業団の業務を引き継いだ核燃料サイクル開発機構において、給与や管理共通費の支払等、機構の予算執行に関して不適切な事態がある旨の新聞報道がなされ、国会審議等でも取り上げられるところとなった。

会計検査院では、上記の各事態の判明を受けて検査を行い、事業団について廃棄物屋外貯蔵ピットに関する予算とその執行について（8年度 特定検査状況）を、サイクル機構について核燃料サイクル開発機構の予算執行について（12年度 特定検査状況）を掲記している。

(5) 都道府県警察等

15年末以降、一部の都道府県警察等における捜査費及び旅費（捜査費等）の不適正な経理処理に関する告発等が行われた。会計検査院では、16、17年の検査において、都道府県警察等の捜査費等の経理について重点的に検査を行い、都道府県警察等における捜査費及び活動旅費の経理について（15年度 特定検査状況）、都道府県警察における捜査費及び活動旅費の経理の状況について（16年度 特定検査状況）を掲記している。そして、掲記した事態をまとめると次のようになり、北海道警察及び福岡県警察において、捜査費等の基本的な会計経理の適正な執行が軽視されてきた事態が明らかになっている。

捜査費の経理については、その秘匿性の要件に配慮して比較的少数の者のみが関与する仕組みが採られている。しかし、今回その秘匿性の要件を利用して慣行的及び組織的に真実を反映しない架空の会計手続を踏むことによっていったん資金をねん出した後、正規の手続によらないで支払を行うなどの不適正な会計経理が行われていたことが警察当局の調査により明らかになった。

特に、北海道警察北見方面本部において会計実地検査の際、虚偽の領収書による説明が行われたり、その後の説明のために資料が偽造されたりしたことは、会計経理の適正性の心証形成を阻害するものである。このように組織的に虚偽の情報による説明が行われた場合には、会計検査は有効に機能し得ないこととなる。国の予算を執行する都道府県警察等においては、このような行為が会計実地検査の場において現実に行われた事実の重大性を十分に認識する必要がある。

都道府県警察等における捜査費等の経理については、その経費の性質上、捜査上の秘密及び関係者の安全などに十分配慮するなどの制約の下で会計検査を実施しているものである。したがって、警察当局による領収書等の証拠書類を含む会計書類の徴取、会計書類と捜査等の関連性の整理、会計書類の保管・管理の体制の整備及び内部監査の体制の充実を図ることが肝要である。

北海道警察及び福岡県警察において、捜査費等に関する不適正な経理が組織的、慣行的に行われてきていて、会計経理の基本原則が長年にわたり軽視されていたことは、極めて遺憾な事態である。今後、このような事態が再発しないよう、警察庁においては、関係者の再認識を促すとともに、改善策の実効性を高めるために内部監査の充実を図るなど、より一層の努力が求められる。

(6) 予算執行、給与、旅費の支給等に関する指摘

ア 予算執行

医薬品等の購入に当たり、当該年度の予算の額を超えて契約等を行い、翌年度において事実と異なる不適正な会計経理を行って代金を支払っているもの（14年度 岡山大学 不当事項（指摘金額）67億5317万円）

会計検査院では、5年12月に、文部大臣に対し、国立大学の附属病院における医薬品費の予算執行に当たり、示達額を超えて購入した医薬品等に係る支払が年度内に行われず、翌年度又は翌々年度の予算から支払われている事態について、院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。これに対し、

文部省では、附属病院を置く各国立大学に対して通知を発するなどして、予算執行残額を確認した上で、その範囲内で法令に従って契約・発注を行うよう指導の徹底を図るなどの処置を講じたところである。

以上のような処置が講じられた事態について、約10年後に検査したところ、岡山大学医学部附属病院（病院）において、次のとおり、会計法令に違背した事態が見受けられた。

病院では、8～14年度の医療費の会計経理において、各年度中に購入した医薬品等の一部について、当該年度内に支出負担行為等の会計事務処理を行うと示達額を超えることになるため、支出負担行為等の会計事務を翌年度に持ち越して処理していた。各年度において会計事務処理を行わなかった金額は、合計67億5317万余円に上っていた。

このように、医薬品等の購入に当たり、当該年度に行うべき会計事務処理を行わずに、翌年度の支出負担行為により処理するなど、事実と異なる会計経理を行い、年度を越えて翌年度の予算から購入代金が支払われている事態は、会計法令及び予算に違背し、著しく不当と認められた。

岡山大学と同様の事態は、15年度決算検査報告で、九州大学については不当事項、厚生労働省国立病院及び国立療養所については処置済事項としてそれぞれ掲記している。

イ 給与等の支給

虚偽の勤務実績によって給与等を支出しているもの（14年度 厚生労働省国立療養所帯広病院及び八雲病院 不当事項）

本件は、当時問題になった医師の名義貸しに関するもので、常勤の職員として雇用したとしていた医師の勤務状況について検査したところ、当該医師は常時勤務している医師とは認められず、給与等は虚偽の勤務実績に基づき支出されたものであった（指摘金額 1億1817万円）。

独立行政法人における食事手当等の現金の支給について（20年度 処置要求事項（院法第36条）、処置済事項）
8独立行政法人において、「食事手当等の名称で月

ごとに一定額を現金で支給しているが、この支給について、独立行政法人への移行時及び移行後において、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえて社会一般の情勢に適合したものであるかなどの検討を十分に行わないままこれを支給し続けている事態は適切と認められない」として改善の処置を要求するなどした（指摘金額 12億9754万円）。

ウ 旅費の支給

旅費の経理が適正を欠くと認められるもの（2年度 裁判所 不当事項）

地方裁判所等において、職員の公務出張に対して支払った旅費について検査したところ、管内支部との事務打合せ等を用務とする近距離の出張について、日帰りの出張を1泊2日に付増ししたり、精算の事務手続を適切に行わなかったりしていたものが1,585件、同様に1泊2日の出張を2泊3日にしていたものが35件あった（指摘金額 1973万円）。

航空機を利用した出張等に係る旅費の支給が過大となっているもの（16年度 財務省、厚生労働省 不当事項）

財務省函館税関及び沖縄地区税関、厚生労働省7労働局において、航空機を利用した出張等に係る旅費の支給が過大になっている事態を不当事項として掲記している。

これらは、航空機を利用した旅費を対象として、その支給及び精算が適切に行われているかを検査したところ、実際には割引運賃の航空券を購入して出張等しているのに、その支払額よりも高額の航空賃の領収書を請求書に添付して旅費を請求したり、実際には旅費請求者が航空賃と宿泊料がセットになったパック料金で出張しているのに、旅行業者等から往復の航空賃に相当する金額を航空賃として支払った旨の領収証を受領し、それを旅費の精算のために提出したりするなどして、旅費が過大に支給されていたというものである（指摘金額 財務省 565万円、厚生労働省 1560万円）。

この検査に当たっては、請求された航空賃と、搭乗券に印字された運賃種別の記号から推定される航空賃とを突合し、これらが合致しないなど過大に支

給されているおそれのあるものについては、検査対象機関の協力を得て、旅行業者等に販売価額を問い合わせたり、旅費請求者に購入価額等の事実関係を聴取したりするなどの確認を行った。

本件と同様な事態は、17年度決算検査報告で、預金保険機構については不当事項、日本銀行については処置済事項としてそれぞれ掲記している。

このほか、外国旅費の算定の基準となる旅行先の区分が関係書類上で特定できるように記載されていなかったり、用務の拠点である現地事務所の所在地を旅行先とする取扱いとなっていなかったりしたため、日当及び宿泊料の算定が適切なものとなっていなかったとして処置済事項として掲記している。

外国へ長期出張する職員に対する日当及び宿泊料の算定が適切に行われるよう改善させたもの（18年度 処置済事項 財務省（指摘金額）954万円）

（7）公共補助事業の事務費

7年に、公共補助事業を巡って、都道府県が中央省庁の官僚を接待する、いわゆる「官官接待」の問題が広く国民の関心を集めた。これに対し会計検査院は、公共事業事務費の中の食糧費の使用実態を緊急に検査し、懇談会の経費は補助の対象としないよう改善させ、6年度検査報告に処置済事項として掲記した。また、事務費のうちの旅費等の執行に関し、一部の都道府県において、架空の名目によって経理処理が行われていた問題が提起され内部調査が行われるなど社会的関心が高いものとなったことなどから、不適正な経理処理に対する都道府県の内部調査等の取組みについて検査を実施し、その検査の状況を7、8、9年度の検査報告に掲記し、警鐘を鳴らして地方公共団体の自浄作用を促してきた。

しかし、18年から19年にかけて、一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金のねん出が行われていた事態が明らかになり、公金を扱う地方公共団体における経理処理について、再び社会的な関心が高まった。19年次の検査において、不適正な経理処理が内部調査により明らかになった13府県を対象に検査を実施したところ、不適正な経

理処理により支払った需用費、賃金、旅費等の中に、公共事業の国庫補助金に係る事務費が含まれているものがあることなどが明らかとなった。

都道府県における不適正な経理処理に係る国庫補助金等の状況について（18年度 特定検査状況）

そして、20年次において、上記13府県を除く34都道府県の中から11道府県を選定して、これに19年次に実地検査を行った5府県のうち不適正経理の額が多額で対象年度に古いものが多かった岐阜県を加えた12道府県について、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費のうち需用費、賃金及び旅費を対象として検査を行った。

その結果、12道府県すべてにおいて、検査対象とした直近の年度まで、虚偽の内容の関係書類を作成するなどし不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費を支払っている事態が5億5600万余円判明した。

国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの（19年度 不当事項 農林水産省（（指摘金額）2億6530万余円）、国土交通省（（指摘金額）2億9069万円））

都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理等の状況について（19年度 特定検査状況）

さらに、21年次は、20年次に検査を実施した12道府県を除いた35都道府県の中から26府県を対象とし、また、全政令市についても検査することとしこのうち2政令市を対象として検査したところ、同様の不適正な経理処理が見られた。また、政令市以外の市町村のうち13市を対象として検査したところ、すべての市において不適正な経理処理が見受けられた（20年度 不当事項、農林水産省（（指摘金額）6億6877万円）、国土交通省（（指摘金額）9億4617万円））、（20年度 特定検査状況）。

（8）委託費

10年代後半に入ると、委託費の支払に関する指摘が多くなっている。主な指摘としては、複数の省庁、

団体において、調査・研究等に係る委託費の支払に当たり、他の業務に従事していた日数等を含めて人件費を算定したり、架空の経費を含めたりするなどしていたため、支払額が過大となっていた事態を不当事項、処置済事項として指摘したものがあつた。これらのうちいくつかの事例を以下に示す。

調査委託契約に係る委託費の支払に当たり、他の業務に従事していた日数等を含めて人件費を算定していたため、支払額が過大となっているもの（16年度 不当事項 経済産業省（指摘金額）3398万円）

鰻ふ化仔魚育成技術の開発等に係る委託事業の実施に当たり、委託事業の経費に架空の出張旅費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの（16年度 不当事項 農林水産省（指摘金額）518万余円）
先端計測分析技術・機器開発事業に係る委託費の経理が不当と認められるもの（18年度 不当事項 独立行政法人科学技術振興機構）

委託費の経理において、再委託された開発事業を実施する分担開発者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより架空の取引に係る購入代金を所属する大学に支払わせて別途に経理するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっている（指摘金額 352万円）。

地域求職活動援助事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から不正な支払を行い、委託事業の目的外の用途に使用するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの（18年度 19年度 不当事項 厚生労働省）

委託事業の実施に当たり、委託費から不正な支払を行いこれを別途に経理するなどしたり、委託事業の対象外の経費を支払ったりなどしていたため、委託費の支払額が過大となっている（18年度（指摘金額）18件 1億9244万円、19年度（指摘金額）23件 1億7017万円）。

指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの

（20年度 不当事項 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省（指摘金額）651万円）

第5章 その他業務運営の変遷

第1節 検定、懲戒処分の要求、検察庁への通告及び審査

第1 検定

1 制度の概要

昭和22年の日本国憲法の施行に合わせて、新院法及び新会計法が同年に制定施行され、会計検査院の権限であり職責である弁償責任の検定の制度が確立された。その後、25年に予責法、31年に物品管理法がそれぞれ制定されるに至って、検定の対象となる会計事務職員の範囲は著しく拡大された。

検定とは、会計事務職員がその取り扱っている現金や物品を亡失又は損傷したり、法令又は予算に違反した支出などを行ったりなどして国等に損害を与えた場合、会計検査院が、院法第32条又は予責法第4条等の規定に基づき、それが善良な管理者の注意を怠ったことによるものであるかどうか、又は故意若しくは重大な過失によるものであるかどうかを審理し、損害を弁償する責任の有無を判定することを行うものである。

2 検定事例の推移

現行院法下において弁償責任があるとした事例（有責事例）及び弁償責任がないとした事例（無責事例）の推移は、下表のとおりである。

50年代前半までの有責事例の態様は、出納職員の不正行為によるものが相当数を占めていた。

56年度から63年度までの有責事例の態様は、後述する日締事案のうち出納職員の窓口現金受払上の過誤によるものと認められる事例がほとんどであり、無責事例の態様は、強盗や夜間の盗難により郵便局の出納職員がその保管現金を亡失した事例であった。その後、64年1月の昭和天皇の崩御に伴い弁償責任に基づく債務が免除された（349ページ参照）ため、平成元年における検定実績は一時的に激減した。

6年度からは、新たな態様の有責事例が増えた。その主な態様は、郵便局の窓口出納員が、過失、つ

年度別検定件数

(単位：件)

年度	有責任			無責任			計	年度	有責任			無責任			計	年度	有責任			無責任			計
	出納職員	物品管理職員	予算執行職員	出納職員	物品管理職員	予算執行職員			出納職員	物品管理職員	予算執行職員	出納職員	物品管理職員	予算執行職員			出納職員	物品管理職員	予算執行職員	出納職員	物品管理職員	予算執行職員	
昭和21	14	-	-	6	-	-	20	42	4	2	0	10	0	0	16	63	1	0	0	0	0	0	1
22	16	-	-	7	-	-	23	43	1	1	0	15	0	0	17	平成元	0	0	0	13	0	0	13
23	12	-	-	1	-	-	13	44	2	0	0	14	0	0	16	2	0	0	0	11	0	0	11
24	32	-	0	31	-	0	63	45	0	1	0	6	0	0	7	3	0	0	0	13	0	0	13
25	59	-	1	56	-	1	117	46	2	0	0	9	0	0	11	4	0	0	0	31	0	0	31
26	69	-	0	2	-	0	71	47	2	0	0	9	1	0	12	5	0	0	0	23	0	0	23
27	48	-	2	3	-	1	54	48	5	0	0	17	0	0	22	6	15	0	0	23	0	0	38
28	53	-	0	4	-	2	59	49	3	0	0	35	0	0	38	7	5	0	0	34	0	0	39
29	107	-	1	18	-	3	129	50	4	0	1	29	0	0	34	8	5	0	0	28	1	0	34
30	113	0	6	8	0	3	130	51	4	0	0	11	0	0	15	9	4	0	0	13	0	1	18
31	56	0	1	20	0	6	83	52	6	0	0	18	1	0	25	10	2	0	0	4	0	0	6
32	34	0	3	34	0	4	75	53	4	0	0	17	0	0	21	11	3	0	0	30	0	0	33
33	46	0	1	44	0	2	93	54	0	0	0	25	0	0	25	12	9	1	0	34	0	0	44
34	22	1	0	20	1	0	44	55	6	1	0	17	0	3	27	13	1	0	0	24	0	0	25
35	12	0	0	22	1	0	35	56	23	1	0	11	0	0	35	14	0	0	1	35	0	7	43
36	12	0	0	17	0	3	32	57	56	0	0	21	0	0	77	15	1	0	0	31	0	2	34
37	8	0	0	22	0	0	30	58	34	0	0	28	0	0	52	16	8	0	0	2	0	0	10
38	3	0	0	10	0	3	16	59	22	0	0	17	0	0	39	17	3	1	0	11	0	0	15
39	5	0	0	9	0	0	14	60	23	1	0	14	0	0	38	18	13	0	0	3	2	0	18
40	8	0	0	15	0	0	23	61	4	0	0	10	0	0	14	19	4	0	0	1	0	0	5
41	8	0	0	16	0	0	24	62	2	0	0	14	0	0	16	20	1	0	1	1	1	4	8

(注) 年度は検査報告の年度である。

まり、善良な管理者の注意を怠ったことにより、局内の職員にその保管現金を領得された事例であり、検定に際しては、関係事実確認のための綿密な調査と、それらを踏まえた出納職員の過失の認定パターンの確立にかなりの日時を要するものであった。

15年4月、日本郵政公社の発足とともに、郵便局の職員が国の会計事務職員でなくなったことから、郵便局の出納職員がその保管現金を亡失した事例が検定の対象から外れ、当該検定事例が大幅に減少することとなった。

3 検定に関する特筆すべき事項

(1) 日締事案の処理

郵便局において、日締決算、つまり窓口の現金受払事務終了後、その日に業務上取り扱った現金の額を計算し確認する作業の結果、窓口現金受払上の過誤による現金亡失が判明し、会計検査院に通知（会計法第42条に基づく現金亡失通知）されたものに対する検定は、40年代初めまでには71件あったが、その後は49年及び52年に各1件と極めて少なくなっていた。これは、窓口現金受払上生じた不足金については、窓口出納員が任意に弁償することとする取扱いが慣行的になっていたという事情によるものであった。

しかし、50年から52年頃にかけて、一部の郵便局において、窓口出納員が任意に弁償するという取扱いは納得できないとの声が起こり、従来、任意に弁償されることの多かった少額の現金亡失について、これを欠損金として処理することとする取扱いが各地の郵便局に拡大した。これに対し、郵政省は、その大部分について会計法第43条による事前弁償を命じたため、窓口出納員がこれを不服として、善良な管理者の注意を怠ってはいないとする定型的な理由による検定請求（予決令第115条）を会計検査院に対して組織的に行った。このため、会計検査院のこの種の通知に対する処理件数が著しく増加したばかりでなく、処理未済となる件数も飛躍的に増加した。

そこで、53年以降、この種の事案に対する合理的

な処理方針を検討したが、結局、従来と同様の方法で処理していくしかなく、未処理件数の著しい増加が予想されたことから、金額の多いものを優先して可能な限りその処理を図っていくことにした。その結果、50年代後半には有責事例が著しく増加した。

郵便局の窓口における日締決算の結果判明した現金亡失に係る通知は、その後における検定例の積み重ねなどもあって鎮静化し、さらには、この種の事案で処理が未済となっていたものも、平成元年に昭和天皇の崩御に伴い弁償責任に基づく債務が免除された（349ページ参照）ため、検定の要がなくなった。

(2) 文部省委嘱等事業における架空経理の処理

8、9両年度決算検査報告に掲記されたいわゆる「文部省委嘱等事業における架空経理」（架空の名目により謝金、旅費等を支出させ、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどしていたもの）についても、その指摘金額が約3億4806万円、関与した予算執行職員が26府県に及び、検定の処理に膨大な時間と労力を要することとなった。

これらの事案について検定の処理を進めていったところ、有責となる可能性の高い事例については、会計検査院の検定を待つことなく、関係者により国損が補てんされたため、検定を要しないものとして処理を了した。

(3) 特定の事案に関する検討状況の検査報告への掲記

15年度決算検査報告に掲記された社会保険庁の国民年金事業に使用する金銭登録機の購入契約が会計法令の趣旨に反し適切でなかったもの及び届出用紙等印刷システムの提供を受ける役務契約について、その導入の必要性がなく不当と認められるものの2つの事案については、国会で質疑が繰り返されるなど社会的反響が大きかったことに加え、社会保険庁の内部報告書に予算執行職員の弁償責任等については会計検査院の判断を待つ旨の記述があったことなどから、16年度決算検査報告「第5章 会計事務職員に対する検定」に「第4節 特定の事案に関する検討状況」として、

検定の要否等について検討した結果を特に掲記した。

4 検定に関する訴訟の事例

検定は、会計検査院が会計事務職員の弁償責任の有無について審理し、その有無及び弁償額について下す行政機関としての最終的な判断の表示である。しかし、現行憲法では行政機関が終審として審判を行うことは認められていないため（憲法第76条第2項）、会計検査院の検定に不服のある会計事務職員は裁判所に訴えを提起することができる。

18年度までに、会計検査院の検定の取消しなどを求める訴えが提起されたのは、昭和58年の1件のみである。なお、この訴えについては、60年に、国が勝訴した控訴審判決が確定している。

5 弁償責任に基づく債務の免除

弁償責任は、院法第32条第4項及び予責法第7条の規定により国会の議決に基づかなければ減免することはできないこととされている。

弁償責任の減免に関しては、27年4月にサンフランシスコ平和条約が発効することに伴い、「公務員等の懲戒免除等に関する法律」（昭和27年法律第117号）が制定され、同法第4条で、大赦又は復権の行われる場合においては、「政令で定めるところにより、支出官、出納官吏その他の国、公団、公庫、公共企業体等の出納職員、予算執行職員等で政令で定めるものの弁償責任（中略）に基く債務（中略）を将来に向かつて減免することができる。但し、本人の犯罪行為に因る本人の債務については、この限りでない。」と規定された。そして、同条に基づき、「日本国との平和条約の効力発生に伴う予算執行職員等の弁償責任の減免に関する政令」（昭和27年政令第131号）が制定され、同年4月28日前における事由による弁償責任に基づく債務で本人の犯罪行為による本人の債務以外のものは免除された。

また、64年1月に昭和天皇が崩御したことに伴い、「昭和天皇の崩御に伴う予算執行職員等の弁償責任に基づく債務の免除に関する政令」（平成元年政令

第30号）が制定され、同年1月7日前における事由による弁償責任に基づく債務も同様に免除された。

第2 懲戒処分 の要求

1 制度の概要

公務員の義務違反ないし非違行為に対し、国が公務員関係の秩序維持のために科する制裁を懲戒処分といい、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条では、免職、停職、減給、戒告の4つの態様が規定されている。そして、会計事務職員の懲戒責任については、以下のとおり、法律に定める一定の要件に該当する場合は、会計検査院が、当該職員の懲戒権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することが認められている。

(1) 院法による懲戒処分 の要求

会計検査院は、院法第31条の規定により、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるとき、また、計算書及び証拠書類の提出を怠るなど計算証明の規程を守らなかったり、院法第26条の規定による資料又は報告の提出等の要求に応じなかったりしたときは、当該職員の懲戒処分を要求することができることとされている。

なお、本条の国の会計事務を処理する職員とは、債権の管理、契約、収入支出、現金物品の出納保管、国有財産の管理等の会計事務を処理する職員全般を指し、会計機関として特別の職名を有する職員に限らず、責任を負うに足る職責を有する事実上の補助者も含まれている。

(2) 予責法による懲戒処分 の要求

会計検査院は、予責法第6条第1項の規定により、検査又は検定の結果、予算執行職員が故意又は過失により義務違反の支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき、又は国に損害を与えないが故意又は重大な過失により義務違反の支出等の行為をしたと認めるときは、当該職員の懲戒処分を要求することができることとされている。

(3) その他の法律による懲戒処分要求

会計検査院は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第13条第2項の規定により、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支払を著しく遅延させたと認める事件でその職員を懲戒処分していないものを発見したときは、当該職員の懲戒処分を要求しなければならないとされている。

2 懲戒処分の要求実績

平成21年末までに、会計検査院が懲戒処分の要求を行ったのは全部で7件である。具体的には、昭和24年に1件、26年に1件、27年に4件及び平成21年に1件である。なお、これらをその根拠法からみると、院法によるものが昭和24年の1件のみで、残りの6件はいずれも予責法によるものである。

違法不当な会計経理の関係者に対する厳正な処分は、同種事態の再発防止に有効であり、会計検査院では、毎年度、検査報告に掲記した不当事項等について、関係当事者に対する当局による処分の状況を把握するとともに、懲戒処分の要求の要否について慎重に検討を行っている。近年は、会計上の非違事項があった場合、会計検査院からの要求を待つまでもなく、当局において適切な処分が行われていることなどから、懲戒処分の要求は行われていなかったが、平成21年に57年ぶりに懲戒処分の要求が行われた。

第3 検察庁への通告

1 制度の概要

会計検査院は、院法第33条の規定により、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときは、その事件を検察庁に通告しなければならないとされている。この制度は、国の会計事務を処理する職員の職務上の犯罪について、捜査当局に捜査の端緒を提供することを目的としている。

2 検察庁への通告の実績

平成21年末までに会計検査院が検察庁に通告を行ったのは、全部で9件である。具体的には昭和22年2件、24年3件、25年1件、26年2件、27年1件で、28年以降は行われていない。

近年では、検察庁への通告の実績はないが、これは、通告を行うような犯罪の容疑が明白な事態については、当局において既に告発手続等が行われ、捜査当局に捜査の端緒が提供されていることなどによるものである。

第4 審査

1 制度の概要

会計検査院は、院法第35条の規定により、国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱いに関し、利害関係人から審査の要求があったときは、これを審査し、その結果、是正を要するものがあると認めたときは、その判定を主務官庁その他の責任者に通知しなければならない。主務官庁等は、通知された判定に基づいて、適当な措置を採らなければならないとされている。

2 審査要求の実績

平成21年末までに会計検査院が処理した審査要求は、全部で85件となっている。

処理の内訳は、是正を要すると判定したもの3件、是正を要しないと判定したもの18件、是正の要否の判定をし難いと認めたもの1件、残り63件のうち20件は要件不備により却下したもの、22件は審査要求人が審査要求を取り下げたもの、21件は不受理としたものである。

審査要求の件数が少ないのは、法定の要件に該当するような事態があっても、それについて利害関係人が関係機関に申し出ると、当該機関において迅速に是正等の処理が行われ、会計検査院に対して審査要求を行うまでもないことなどによるものと考えられる。

第2節 職員の能力開発

第1 研修の変遷

1 昭和20年代から63年まで

新憲法下で発足した会計検査院では、22年の発足当初から、新採用職員を中心として総務課（23年からは人事課）が研修を担当していた。そして25年ころから、行政活動が活発になるに従って国家財政の規模も年々増大することとなり、公会計も複雑化、細分化されるに伴い、会計検査院では職員の検査能力の向上を目指した研修内容の検討が行われることになった。20年代から30年代にかけては、「新採用職員研修（25年以降）」、「事務官研修（24年以降）」、「主任研修（33年以降）」、「監督者研修（29年以降）」、「特別研修（26年以降。後の高等科研修に相当）」等が実施されることとなった。このうち33年から制度化された「主任研修」は「主任」から「調査官」に昇任させるために設けられたもので、いわゆる官補研修（現在の会計検査技術研修（本科））の原型ともいえる。このほか、税務大学校等への委託研修や会計検査院職員以外の職員に対する講習会もこの当時から始まっている。40年代になると公会計の一層の複雑化・高度化・専門化に対応するために、43年に官房に研修官が設置され、また「会計検査院職員研修規程」が制定され、現行の研修体系が確立することとなった。この当時の集合研修の実施場所は、旧庁舎本館講堂があったが、48年には会計検査院分室が活用された。また、主任研修の評価試験が44年から義務化された。50年代には、53年に真鶴研修宿泊施設が設置された。54年には従来の主任のうち将来的に検査業務に従事する者を調査官補とする制度が新設され、これに伴い、調査官に任用されるためには「新採用職員研修」、「事務官研修」、「普通科研修」の全課程を受講させる方針とした。また、58年には、研修の対象職員

を検査要員として採用された者と庶務要員として採用された者に分類し、事務官研修が検査コースと庶務コースに分けられるなどした。59年には上席情報処理調査官の新設に伴い研修官が廃止され、研修等の能力開発業務は新設された人事課研修室が担うこととなった。60年代には、61年から事務官研修（検査コース）がⅠ部とⅡ部に分けられることとなった。また、庶務要員から検査要員への職務区分の変更が認められたことに伴い、庶務要員について研修の受講に際して新たな措置が取られることとなった。62年には、従来「監督者研修」の受講対象者は副長及び係長であったが、総括副長も対象となった。

一方で、外部の諸機関に職員を派遣して行う委託研修も始まり、大蔵省（現財務省）の税務大学校及び会計事務職員研修所への派遣（26年度以降）、人事院の行政研修への参加（31年度以降）などが行われることとなった。また、在外研修については、30年代から外国派遣研修を行ってきたところであったが、41年に各省庁を統一した行政官の留学制度である行政官在外研究員制度が発足したことによって、会計検査院もこの制度により、43年度から職員を在外研修に派遣することになった。

2 平成元年から10年まで

主な研修施設としては、会計検査院分室があったが、書庫として建設した建物を研修施設として改装したものであるため、研修施設としての設備が不十分であった。このため、国の機関の地方移転の機運もあって、平成4年に、群馬県安中市に安中研修所が開設（[379ページ参照](#)）され、研修にも様々な改革がなされた。

ア 組織改編

安中研修所が開設されるに伴い、研修体制の充実強化を図るため、4年度予算から、官房に研修

官を設置し職員の研修事務を行うなどの組織改編が行われた。

イ 合宿方式への移行

従来、講堂等で行われていた職員が集合して行う研修は、「特別研修」、「普通科研修」の一部等、短期間及び短時間のものや「オリエンテーション」、「評価試験」などを除き原則として、安中研修所で合宿方式により行うこととなった。

ウ 新規研修の計画及び実施

5年度から、新任調査官を対象者として、調査官として必要な一般的な知識や技能を付与して検査業務の円滑な遂行に資することなどを目的として「調査官研修」が新設されるなどした。また、専門研修においては4年度から「専門実習研修」、5年度から「ゼミナール研修」が新設された。

エ 研修技法の充実

安中研修所には、大教室のほかに、ゼミナール室、視聴覚教室、OA教室などが備えられており、さらに、構内には測量実習フィールドがあることから、研修は、講義にとどまらず、演習、実習等の実践的な研修技法を取り入れることができるようになった。

また、国際化の進展に伴い、会計検査院においても、国際会議、ODA検査等、外国語を使用する機会が増えてきたことから、委託研修として外国語に堪能な人材の養成を図ることなどを目的として「語学研修」を実施してきたが、充実を図るため「外国人講師による英会話研修」等が開始された。

2年度には、委託研修として開発途上国の開発問題全般に対処できる専門家育成のためのアジア経済研究所開発スクールへの派遣も開始された。

また、6年度から「特別研修」として、検査業務の効率化を図る「パソコン研修」等が実施された。

さらに9年度からは、有効性の検査をより一層拡大充実するために、「高等科研修」に有効性検査コース、10年度からは、「調査官研修」の科目に「有効性検査」が新設された。そして、「高等科研修」の「会計コース」が「企業会計検査コース」に、「建設コース」が「公共事業検査コース」に、「ED

PSコース」が「情報通信検査コース」にそれぞれ名称が変更された。

3 平成11年以降

11年度に、安中研修所に新たに工事検査実習棟と構造物モデルが完成したことにより、「特別研修」として工事に関する実践的な研修が実施できることになった。

13年度から、決算・財務分析等に必要な知識の向上を図るため、簿記2級程度の習得を目的とした「簿記研修」が新設された。

14年度から17年度まで、「特別研修」として「独立行政法人等の財務会計制度と監査の現状（政府出資法人財務諸表検査研修等）」が実施された。これは、独立行政法人については、原則として企業会計原則による会計処理や財務諸表の作成・公表が義務付けられたこと、また、公団、事業団等が独立行政法人に移行することが確実視され、これらの法人の財務内容に対する会計検査院の検査に国民の期待及び関心が高まっていることから、財務諸表の検査の充実、強化を図ることとしたことによるものである。

16年度には、「新採用調査官研修」、また、「平成15年次検査報告事例集中解説研修（17年度から、「検査技法集中解説研修」に名称変更）」が開始された。

17年度には、「会計検査院職員研修規程」が改正され、規程の名称が「会計検査院研修規程」に変更された。また、情報技術（IT）関係の予算が増高し、IT関係の調達・管理に関する検査等を担う人材の育成を図る必要があったことなどから、「情報技術（IT）検査スキルアップ研修実施要領」が制定され、「情報技術（IT）検査スキルアップ研修」が新設された。

19年度には、委託研修として企業会計に関する高度かつ専門的な知識を付与することを目的として会計専門職大学院への派遣が行われることとなった。

第2 研修体系の見直し

平成19年から21年にかけて、次のような問題意識から、会計検査院研修規程に定める研修体系の見直しが行われた。

- ① 当時の研修体系は「一般研修」と「専門研修」に分かれていた。そして「一般研修」は、職員を新採用職員、事務官、主任、調査官補、調査官、監督者及び管理者という職階でとらえた職階別研修とされているが、近年、「事務官研修」では、会計検査の技法や検査に直接的に役立つ知識を習得する科目を設けたり、「調査官研修」では、統計的分析手法、監査論等の科目を設けたりしていて、「専門研修」的な職能別研修的なものが含まれ、職階に対応した研修とはいえない状況となっていた。
- ② 40歳代以降の研修は、職員が監督者又は管理者に昇任した際に受講する「監督者研修」又は「管理者研修」のみであったため、より実効性の高い検査を効率的に実施できるよう、40歳代以上の職員を対象とする研修の強化が必要であった。
- ③ 研修の名称が、会計検査院における職名や、「普通科研修」など会計検査院独自の名称を用いていて、研修の内容等が外部の者からは理解しにくい名称となっているが、現行の研修の名称を変更し、外部の者から見ても、研修内容、研修レベル等が推察しやすいものとする必要があった。

主な見直しの内容は、

- ① 職階別の内容も一部含むものの、職能（それぞれのレベルで必要な能力、機能）に重点を置き、レベル別に、「会計検査実務研修」、「会計検査技術研修」、「会計検査技術高等研修」に整理する。
- ② 職階別に重点を置くものとして、従来の「監督者研修」、「管理者研修」を「会計検査マネージメント研修」としてまとめる。

- ③ 「会計検査技術高等研修」にⅢ部とⅣ部を設けることにより、40歳代以上の職員の検査技術の研修を強化する。

以上の見直しにより、研修体系は、従来のものから大きく変化することとなった。

21年4月には組織改編に伴い、「研修官」から「能力開発官」という名称に改められた。そして、従来、総務課、上席企画調査官及び上席研究調査官が担当していた業務のうち、検査を受けるものの会計の監査に関する調査及び意見交換その他必要な連携に関する事務を能力開発官が行うこととなった。また、これに伴い公会計監査連携室が能力開発官付として新設されることとなった。

第3 現行の研修体系

前記のように、能力開発官が行う研修は、その時々における会計検査院をめぐる内外の環境の変化に応じて様々な見直しが行われてきた。さらに平成21年度からは、財務の分析や評価、特別会計、独立行政法人等の財務状況の検査に対応するための財務諸表に関する研修の充実が図られるようになった。また、人事院が主催する行政研修の管理能力の充実等を図るための研修、租税に関する専門的知識の習得のための税務大学校への派遣、国際的教養の付与等を図るための行政官在外研究員制度といったような委託研修も引き続き積極的に行っている。

現在の研修体系を整理すると以下のようなものとなっている。

研修体系（平成21年4月以降）

- 能力開発官が行う職員に対する研修の種類は、「会計検査研修」、「特別研修」及び「委託研修」とする。
- 「会計検査研修」とは「会計検査職員新採用研修」、「会計検査実務研修」、「会計検査技術研修」、「会計検査技術高等研修」、「会計検査マネジメント研修」とする。

- ① 「会計検査職員新採用研修」及び「会計検査実務研修」とは、会計検査に係る実務、事務等に関するもので、次の表に掲げる研修をいう。

< >は、従来使用されていた名称

会計検査職員新採用 研修 <新採用職員研修>	新たに採用された職員に対し、公務員としての心構えを養い、併せて職員として必要な一般的知識及び職場への適応性を付与するために行う研修
会計検査実務研修 (基礎) <事務官研修 (Ⅰ)部>	事務官に対し、会計検査実務に必要な法制度に関する基礎的知識を習得させるために行う研修
会計検査実務研修 (応用) <事務官研修 (Ⅱ)部>	事務官に対し、調査官等として必要な会計検査実務に関する実践的な知識を習得させるために行う研修

- ② 「会計検査技術研修」とは、会計検査に係る技術、知識等に関するもので、次の表に掲げる研修をいう。

会計検査技術研修 (本科) <普通科研修>	調査官補に対し、調査官として必要な会計法規の理論及びその運用並びに会計検査技術を習得させるために行う研修
会計検査技術研修 (専科) <普通科研修 ・実践>	調査官補等に対し、専門的な会計検査技術、知識等を習得させるために行う研修
会計検査技術研修 (専門実習) <専門実習研修>	検査に従事している職員に対し、専門的な検査テーマを実習させることにより、検査チームの検査能力の向上を図るために行う研修

- ③ 「会計検査技術高等研修」とは、会計検査に係るより高度な技術、知識等に関するもので、次の表に掲げる研修をいう。

会計検査技術高等 研修(Ⅰ部) <調査官研修>	調査官に対し、調査官としての責任及び権限の理解の向上並びに高度な会計検査技術とを習得させるために行う研修
会計検査技術高等	調査官に対し、高度の専門的知識

研修(Ⅱ部) <高等科研修>	を育成し、会計検査技術、知識を習得させるために行う研修
会計検査技術高等 研修(Ⅲ部) <新設>	調査官発令後10年を経過した中堅調査官に対し、会計検査を巡る動向等に対応した高度な会計検査技術を習得させるために行う研修
会計検査技術高等 研修(Ⅳ部) <新設>	調査官発令後20年を経過したベテラン調査官に対し、会計検査を巡る動向等に対応した検査報告作成能力の向上を図ることにより、高度な会計検査技術を習得させるために行う研修

- ④ 「会計検査マネジメント研修」とは、会計検査に係る監督、管理等に関するもので、次の表に掲げる研修をいう。

会計検査マネージ メント研修 (監督者／係長) <監督者研修>	係長に対し、監督者として必要なマネジメント能力と専門的知識を付与するために行う研修
会計検査マネージ メント研修 (監督者／副長) <監督者研修>	副長に対し、監督者として必要なマネジメント能力と専門的知識を付与するために行う研修
会計検査マネージ メント研修 (監督者／総括 副長) <監督者研修>	総括副長に対し、監督者として必要なマネジメント能力と専門的知識を付与するために行う研修
会計検査マネージ メント研修 (管理者／室長等) <管理者研修>	室長又はこれと同等の職にある者に対し、管理者として必要なマネジメント能力と専門的知識を付与するために行う研修
会計検査マネージ メント研修 (管理者／課長等) <管理者研修>	課長又はこれと同等の職にある者に対し、管理者として必要なマネジメント能力の向上を図るために行う研修

- 3 「特別研修」とは、「会計検査職員新採用研修」、「会計検査実務研修」、「会計検査技術研修」、「会計検査技術高等研修」、「会計検査マネジメント研修」以外の研修で能力開発官が特に必要と認める場合に自ら行うものをいう。

- 4 「委託研修」とは、外部の機関に職員を派遣して行う研修をいう。

第3節 検査対象機関の監査担当部局等との連携

第1 地方公共団体監査事務局等との交流

地方公共団体監査事務局等と交流し、それぞれの検査、監査の手法、実施状況及び結果等について意見情報の交換を図るとともに、公会計監査機関相互の連携を図るため、定期的に定期協議を開催している。定期協議については、東京都（全都道府県監査委員協議会連合会（全監連）の会長）との間で昭和63年5月より毎年2回（計40回）、大阪市（全国都市監査委員会（全監）の会長都市）との間で63年3月より毎年1回（計22回）開催している。

第2 公会計監査機関意見交換会議(公会計監査フォーラム)

公会計監査に関与する機関（会計検査院、総務省行政評価局、国・地方公共団体・政府出資法人の監査担当部局、日本公認会計士協会、学界等）の関係者が一堂に会して、公会計監査の現状、効果的な監査活動の在り方等について公開討議を行ったり、意見交換を行ったりすることにより、監査機関相互の連携を強化し、検査・監査活動の一層の充実に資することを目的として、昭和63年9月より毎年1回（計22回）開催している。第14回以降は学識経験者等による基調講演と公会計監査機関を代表するパネリストによるパネルディスカッションという形式で行われている。

平成19年には会計検査院法施行60周年を記念して開催された第20回公会計監査フォーラムでは、アメリカ会計検査院（GAO）のディビッド・M・ウォーカー院長による基調講演が行われた。

第3 検査対象機関に対する講習会等

会計検査院では、検査対象機関の内部監査や内部牽制の充実強化、指摘事項の再発防止を図るため、検査対象機関に対する講習会、説明会を開催するなどしている。

(1) 検査対象機関の内部監査職員等に対する研修等 ア 会計検査院が開催する講習会

会計検査院では、各省庁、公庫等の政府関係機関、独立行政法人等、都道府県等の地方公共団体の内部監査職員、会計事務職員を対象とする講習会を開催し、会計関係の法令実務や監査技法などの研修を行っている。

会計検査院が開催する講習会は、適正な会計経理が行われるよう常時会計検査を行って会計経理を監督している立場から、検査対象機関の職員の能力向上を図ることにより、国や政府関係機関等の財政の適正かつ効率的な執行の一助となることを目的に行っているものである。

この講習会の種類は、以下のとおりである。

(7) 全都道府県会計職員事務講習会

この講習会は、終戦後、国から各地方公共団体に交付される国庫補助金の経理の適正化と、計算証明規則に基づき提出される計算書及び証拠書類の取扱いの適正を図るため、都道府県の国費担当職員に対して研修を行う必要が生じ、昭和24年から開催しているものである。以来毎年1回開催し、平成20年度までに58回を重ね、受講者数は延4,510人に及んでいる。

(イ) 政府出資法人等内部監査業務講習会

この講習会は、公社、公団等のカラ出張等の架空経理問題に端を発し、各政府関係機関等における内部監査の充実強化を図ることを目的として、政府関

係機関、独立行政法人等の職員を対象に、昭和58年から開催しているものである。以来毎年1回開催し、平成20年度までに27回を重ね、受講者数は延1,690人に及んでいる。なお、平成19年度までは「政府関係機関等内部監査業務講習会」という名称を使用していた。

(ウ) 各省庁内部監査業務講習会

この講習会は、各省庁における内部監査の充実強化を図ることを目的として、各省庁の内部監査及び経理業務に携わっている職員を対象に、昭和61年から開催しているものである。以来毎年1回開催し、平成20年度までに23回を重ね、受講者数は延1,391人に及んでいる。

(エ) 地方自治体監査職員事務講習会

この講習会は、3年度に地方自治体の監査制度が改正され、従来の財務監査に行政監査と国の機関委任事務に対する監査が加えられたため、各都道府県等における監査の充実強化を図ることを目的として、各都道府県等の監査委員事務局等の職員を対象に、5年から開催しているものである。以来毎年1回開催し、20年度までに16回を重ね、受講者数は延890人に及んでいる。

(オ) 全都道府県内部監査業務講習会（工事コース、一般コース）

この講習会は、(7)の参加者に都道府県の国庫補助事業を担当する各事業部局の参加者が多いことから、それらの部門における内部監査の充実強化を図ることを目的として、土木、建築等の工事の監査又は審査業務を担当している職員（工事コース）と、工事以外の補助事業の監査又は審査業務を担当している職員（非工事コース、19年に「一般コース」と名称変更）を対象としてそれぞれ8年から開催しているものである。以来毎年各1回開催し、20年度までに14回を重ね、受講者数は延1,345人に及んでいる。

イ 検査対象機関が主催する研修会等への講師派遣

以上のように自ら講習会を開催するほか、同種事態の再発防止を図るなどの目的から、検査対象機関

及び関係諸団体が主催する研修会等に会計検査院の職員を講師として派遣し、決算検査報告の指摘事例等を説明している。

近年の講師派遣の実績

年度	主催者数	派遣講師数	受講者数
平成14年度	44	66 人	6,417 人
15年度	37	60	5,699
16年度	41	64	5,590
17年度	42	64	5,448
18年度	48	72	5,943
19年度	46	71	5,547
20年度	43	67	4,762

(2) 内部監査関連業務

17年4月に、上席企画調査官付として、新たに、内部監査関連業務を担当する企画官を設置（平成21年4月からは能力開発官付公会計監査連携室が担当）し、検査対象機関の内部監査など内部統制についての統一的な調査・分析や各府省庁の内部監査担当者との連絡会の開催など、内部監査等の充実・強化を後押しするための取組を進めている。

内部監査関連業務の担当者は、内部監査の実情を把握するための実態調査を行うなどして、内部監査についての優良事例などを取りまとめて各省庁の内部監査機関に情報のフィードバックを行うなどしている。

また、前述の連絡会については、各府省庁の内部監査担当者と会計検査院の内部監査関連業務担当者の間及び各府省庁の内部監査担当者相互間における情報や意見の交換を通じて関係者が適切な連携を深めるとともに、各府省庁の内部統制の一層の向上に資することを目的として開催している。第1回は、18年3月に、各省庁の内部監査担当者が56名、財務省主計局からオブザーバーとして4名が参加し開催された。その後、毎年度秋と春に連絡会を開催しており、毎回50名程度の内部監査担当者が各府省庁から参加している。

第4節 調査・研究

第1 会計検査の研究

1 会計検査問題研究会

昭和61年4月には、より効率的で効果的な会計検査活動を進めるための実践的研究、特に事業が所期の目的を達成し十分な効果が発現しているかどうかという有効性の観点での検査手法を研究開発することを目的として、加藤芳太郎中央大学教授を座長とする「会計検査問題研究会」を事務総長の私的研究会として設置した。以来、平成元年12月までの足掛け4年にわたり、延べ26回の会合を開催し、最終的に「業績検査に関する研究報告書」と題する報告書が取りまとめられた。この報告書は、業績検査手法の総論的検討と、そこで論及された費用便益分析等の手法の具体的適用を試みた7件のケース・スタディを内容とするもので、2年1月、加藤座長より秋本事務総長に提出された。

(会計検査問題研究会のメンバー)

氏 名	役 職
(座 長) 加藤芳太郎 (座長代理) 宮川 公男 今村都南雄 金井 淨 黒川 和美 黒川 洸 新藤 宗幸 高山 憲之 西尾 勝 深谷 昌弘	中央大学教授 一橋大学教授 中央大学教授 公認会計士 法政大学教授 筑波大学教授 専修大学助教授 一橋大学助教授 東京大学教授 成蹊大学教授

(役職は、会発足当時のもの)

2 「会計検査研究」の発行

(1) 「会計検査研究」の発行目的及び発行状況

政府会計検査（Government Audit）は社会的に重要な活動でありながら、従来、1つの独立した学問領域としては確立されておらず、したがって、専門

家による学問的な掘り下げもほとんど見当たらないという状況のままであった。そこで、財政監督活動に関心を有する財政学、会計学、行政学、公共経済学、政策科学等関連するアカデミズムの諸分野と組織的な交流を図り、理論及び実務両面からの研究を学際的に進展させるため、元年8月に研究誌「会計検査研究」を創刊し、21年12月までに40号を発行している。

この研究誌には、会計検査に関連する分野を研究している学識経験者、国・地方公共団体等の監査に携わっている実務専門家等が執筆した論文等とともに、職員の自主研究等の成果を掲載している。特筆すべきは第7号にノーベル経済学賞受賞者のJ.M.ブキャナン教授の巻頭論文を掲載できたことである。

この研究誌の発行により、会計検査をめぐる諸々の論点が掘り起こされ、関連する諸学会、研究者及び実務家に大きな反響を呼び、この領域における研究の進展を促しつつあるとともに、国会審議においても取り上げられるなどして会計検査院の社会的地位の向上に大きく寄与している。

(2) 英語版の研究誌「Government Auditing Review」の発行

政府会計検査をめぐる学術研究に関し、最高会計検査機関国際組織（INTOSAI）、また、特に最高会計検査機関アジア地域機構（ASOSAI）各国の会計検査院を始め、欧米各国の学者、研究者等との国際交流を図るため、日本語版の研究誌に掲載した論文の中から諸外国に対して広報した方がよいと思われるものを選定し、それを翻訳して英語版の研究誌「Government Auditing Review」を発行した。

英語版の研究誌は、6年3月に創刊し、21年3月までに16号を発行した。

3 特別研究官の設置

近年、ますます複雑化、高度化する行財政に適応した会計検査の在り方を研究するために、外部の専門家を特別研究官（非常勤職員）として招へいし、それぞれの専門領域における行財政上の問題点の発掘と整理、検査手法の開発等を目的として、中長期的な研究活動を推進している。

元年6月に金本良嗣東京大学経済学部助教授が初代特別研究官に就任して以来、21年12月までに21名が就任している。

（歴代の特別研究官）

	氏 名	役 職
初代	金本 良嗣	東京大学経済学部助教授
2代	石井 薫	東洋大学経営学部教授
3代	矢坂 雅充	東京大学経済学部助教授
4代	田辺 國昭	東京大学法学部助教授
5代	大山 耕輔	筑波大学社会科学系助教授
6代	持田 信樹	東京大学経済学部助教授
7代	小野 宏哉	麗澤大学国際経済学部助教授
8代	岩村 正彦	東京大学法学部教授
9代	吉田 浩	東北大学経済学部助教授
10代	高橋 伸夫	東京大学大学院経済学研究科教授
11代	金井 利之	東京都立大学法学部助教授
12代	佐々木隆志	一橋大学商学部助教授
13代	小西 秀樹	学習院大学経済学部教授
14代	野口 晃弘	名古屋大学大学院経済学研究科助教授
15代	稲生 信男	東洋大学国際地域学部助教授
16代	原 俊雄	横浜国立大学経営学部助教授
17代	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科助教授
18代	藤野 雅史	日本大学経済学部専任講師
19代	上村 敏之	東洋大学経済学部准教授
20代	川村 義則	早稲田大学商学学術院教授
21代	堀 真奈美	東海大学教養学部准教授

（役職は、任官当時のもの）

4 テクニカル・セミナー

検査を実施する各課の直面する課題、各種行政分野をめぐる論点をテーマとして、随時、これらの分野に造詣の深い学識経験者、実務専門家等を講師に招き、専門的な立場からの講演とともに、職員との間で意見交換をすることなどを目的としてテクニカルセミナーを開催している。また、これらの機会を通じて、講師として招く各界オピニオン・リーダーに会計検査院への理解を深めてもらうというPR効果

もその目的としている。

テクニカル・セミナーは、2年2月より計89回開催している。

5 学会への加入

6年度からは、アカデミズムと直接交流し、その動向を探るため、会計検査に関連する学会に法人加入し、総会、分科会等に参加し、学会で議論されている点に注目し、将来、会計検査に重要と考えられるものは、それを会計検査院における研究活動の1つの指標としている。

21年12月現在、日本行政学会、日本計画行政学会及び国際公会計学会の3つに加入している。

6 自主研究及び委託研究

国家財政が国民生活に果たす役割がますます増大し、公的資源の適切な配分に関する国民の監視の目も厳しくなっていることにより、会計検査活動への期待が高まってきている。自主研究及び委託研究は、このような社会変化を背景として、あるべき会計検査活動は何かという課題等を対象に実施している中・長期的な基礎研究である。

自主研究では、今後の検査活動に有用な情報を職員に提供するため、毎年研究テーマを設けて、国内外の検査手法、検査事例等や検査の前提となる公会計制度、内部監査制度等について、幅広く情報収集を行い、職員自らが報告書等を作成したり、研究誌へ投稿したりしている。

委託研究では、専門知識を必要とするもの、外国文献の収集、分析を必要とするものなど、自主研究では困難、あるいは委託により実施する方が効果的、効率的であると考えられる研究テーマについて、シンクタンク、監査法人等に研究業務を委託している。

第2 図書館

会計検査院の検査対象は国のあらゆる行政分野に及んでおり、この広範な分野について十分な検査ができるような知識を得るためには、参考書籍に依存する必要が極めて大きい。明治22年5月に旧院法が制定され、23年6月には図書の保管に関する事務を官房庶務科記録掛において行うよう定められ、その後院内組織の変更により所管の部課は幾度か変遷をみたが、大正12年7月には図書閲覧室が設置された。同年9月の関東大震災では庁舎が全焼したものの、翌13年5月には閲覧室がバラック建の仮庁舎の一角に復活された。

このような仮庁舎時代を経て、昭和10年3月に庁舎が完成すると、同庁舎2階北側に図書閲覧室及び書庫が設置され、施設が整備・拡充された。そして、18年11月の軍需省の発足に伴い、会計検査院が文部省庁舎の一部に移転した後は、図書室も同省の書庫を共同使用して終戦を迎えた。

戦後、23年4月に国立国会図書館法が施行され、同年8月に会計検査院の図書室は「国立国会図書館支部会計検査院図書館」となった。同図書館はその後も施設の整備・拡充が図られ、旧庁舎の取壊し、新庁舎となる中央合同庁舎第7号館官庁棟の建設のため、千代田区神田神保町の仮庁舎に15年12月から4年間移転し、その後19年12月に現庁舎に移転し現在に至っている。近年、同図書館では、霞が関WANを利用して他省庁に設置されている国立国会図書館支部等と情報を共有したり、館内の機械化の推進により蔵書管理等を行ったりなど、より一層の施設の整備が図られており、蔵書数も支部図書館として発足した当時は約9,300冊であったが、平成21年3月末時点で約5万2千冊となっている。



昭和50年頃の図書館

第5節 国際業務

第1 外国の財政監督制度の調査

1 旧憲法下

我が国における近代的財政監督制度の導入に当たっては、明治新政府において欧米先進諸国の財政監督制度を研究し、我が国に適した制度とすることが求められた。このため、政府は当時既に近代的財政監督制度を備えていた欧米各国の財政監督制度の調査を行い、欧米先進諸国に調査団を派遣するなどしている。憲法制定の準備が進められていた明治20年3月、渡辺昇院長は、欧米先進諸国会計検査制度調査の命を受け、通訳として同行した検査官補平塚定二郎らとともに同年5月から翌21年12月にかけて制度調査を行った。その最大の目的は、内閣総理大臣伊藤博文の指示により、特にドイツ及びプロイセンの制度調査を行うことであった。帰国後の同年12月、渡辺院長は、会計検査院官制案を立案提出している。

その後、歳出の事前監督制度の導入が検討されたことを背景に、大正14年4月から15年4月にかけて、欧米先進諸国の事前監督制度の実例及び成績の調査のため、河本検査官が外国出張を命ぜられ赴いている。しかし、事前監督制度の構想が実現することはなかった。

2 現行憲法下

公会計検査の分野においては、種々の理由により長らく定期的な国際交流の機会に恵まれず、公会計検査に係る国際組織等も存在しなかったが、第二次世界大戦後になってようやくそのような気運が生まれ、国際会議等が行われるようになり、国際的な組織も成立した。会計検査院は、昭和31年9月にベルギーのブリュッセルで開催された第2回最高会計検査機関国際会議（International Congress of Supreme Audit Institutions：略称INCOSAI）に初めて

参加し、外国の財政監督制度の調査に本格的に取り組むようになった。その後の外国の財政監督制度の調査に関して、その主なものは以下のとおりである。

(1) 「外国調査資料」の発行

外国の財政監督制度の調査、国際会議に関する事務等の国際業務は、当初、法規課が担当していたが、38年1月から上席審議室調査官の下で、事務総長特命の「海外制度調査及び国際協力関係事務」の一環として担当することとなった。48年4月、上席審議室調査官は、外国の財政監督制度調査のため購入した外国雑誌や各国から寄贈された検査報告等の資料を翻訳するなどした「外国調査資料」第1号を刊行した。「外国調査資料」は第44号（51年12月発行）まで上席審議室調査官が編集発行を担当したが、52年1月に外国の財政監督制度の調査に関する業務、最高会計検査機関国際組織（International Organization of Supreme Audit Institutions：略称INTOSAI）に関する業務等の国際業務が官房調査課に移管されたことに伴い、同課が担当することとなった。「外国調査資料」は平成21年12月現在、178号が発行されている。

(2) 東京国際会計検査意見交換会議の開催

先進諸国の最高会計検査機関（Supreme Audit Institution：略称SAI）等がその使命を果たすに当たり共通して抱える問題点について、意見の交換を図り、議論を深めることにより、その解決の糸口を探る一助とすることを目的として、平成8年度から毎年度、東京国際会計検査意見交換会議をテーマを変えつつ開催している（表1参照）。第1回会議は、「最も有効な会計検査の実施プロセスについて－異なった検査システムの下での共通の課題の分析」をテーマとして、8年9月に開催された。同会議は第1回から第12回までは「東京国際会計検査フォーラム」として開催されたが、第13回から「東京国際会

計検査意見交換会議」に名称を変更して実施されている。

表1 東京国際会計検査意見交換会議一覧

	開催年月	テーマ
第1回	平成 8. 9	最も有効な会計検査の実施プロセスについて一異なった検査システムの下での共通の課題の分析
第2回	9. 6	有効性の検査をどのように実施するか
第3回	10. 9	有効性評価を巡る諸問題
第4回	11. 9	有効性評価を巡る諸問題
第5回	12. 9	各国における最重点検査項目に対する検査の計画、実施及びその結果
第6回	13. 9	有効性の観点から検査を行うための的確な検査計画の策定
第7回	15. 2	有効性検査等において、近年マスコミ、議会の注目を集めた検査報告事例に関する検査の計画、実施及びその結果について
第8回	16. 2	有効性等の観点からの検査に際して、検査の方法又は報告書の作成において工夫を凝らして実施した検査報告について
第9回	17. 1	社会保障における有効性検査一制度及び検査報告
第10回	18. 2	民営化の検査
第11回	19. 2	農林水産関係事業における有効性検査
第12回	20. 1	財務検査一財務諸表等の適正性
第13回	20.12	防衛装備品調達検査

(3) 主要国会計検査院長会議

各国SAIにおいて今後取り組むべき共通の課題を明らかにし、解決するための方策を議論することを目的として、アメリカSAI(GAO)のウォーカー院長の提唱により平成12年1月にアメリカのワシントンD.C.で第1回会議が開催され、その後、毎年1回開催されている。会計検査院は、第1回会議から参加（第7回会議を除く。）している。第9回会議は20年4月にモロッコのマラケシュで、第10回会議は21年5月にノルウェーのロフトフースで開催され、それぞれ17か国、16か国のSAIが参加した。

第2 最高会計検査機関国際組織（INTOSAI）

1 最高会計検査機関国際会議（INCOSAI）の開催

世界各国のSAIによる第1回最高会計検査機関国際会議（INCOSAI）が、キューバSAIのカムス院長の提唱により、各国のSAIが持つ知識経験の交換を促進し、各国における財政監督の改善を図ることを目的として、昭和28年11月2日から9日まで、キューバのハバナにおいて、33か国と国際連合の代表が参加して開催された。当時、国際社会に復帰後まだ間がなかった日本は、この会議には招請されなかった。

その後、INCOSAIは3年ごとに開催されているが、会計検査院は、31年9月にベルギーのブリュッセルで開催された第2回会議に初めて招請を受け、これに参加した。また、その後開催されたINCOSAIにはいずれも参加している（表2参照）。

表2 INCOSAI一覧

	開催年月	開催地
第1回	昭和28. 11	ハバナ（キューバ）
第2回	31. 9	ブリュッセル（ベルギー）
第3回	34. 5	リオデジャネイロ（ブラジル）
第4回	37. 5	ウィーン（オーストリア）
第5回	40. 6	エルサレム（イスラエル）
第6回	43. 5	東京（日本）
第7回	46. 9	モントリオール（カナダ）
第8回	49. 5	マドリード（スペイン）
第9回	52. 10	リマ（ペルー）
第10回	55. 6	ナイロビ（ケニア）
第11回	58. 4	マニラ（フィリピン）
第12回	61. 4	シドニー（オーストラリア）
第13回	平成元. 6	西ベルリン（西ドイツ）
第14回	4. 10	ワシントン（アメリカ）
第15回	7. 9	カイロ（エジプト）
第16回	10. 11	モンテビデオ（ウルグアイ）
第17回	13. 10	ソウル（韓国）
第18回	16. 10	ブダペスト（ハンガリー）
第19回	19. 11	メキシコシティ（メキシコ）

2 東京会議の開催と最高会計検査機関国際組織 (INTOSAI)の成立

第6回会議は、昭和43年5月に東京で開催され、INCOSAIに初めて参加したアメリカを含め、70か国のSAIが参加した。同会議は、公的会計検査の分野に関して我が国で開催された初めての国際会議であり、会計検査院はその総力を挙げてこれに取り組んだ。

同会議において、第1回会議以来、懸案となっていたSAIの恒久的な国際組織が結成された。成立した国際組織の正式名称は「最高会計検査機関国際組織 (INTOSAI)」に決定した。INTOSAI発足当初の加盟SAI数は約60であったが、その後増加し続け、平成21年12月現在で188か国のSAI及び欧州連合 (European Union：略称EU)の検査を行う欧州会計検査院が加盟している。なお、INTOSAIの設立に当たって、昭和37年以来ウィーンのオーストリアSAIに設置されていた常設の国際事務局が、正式にINTOSAIの国際事務局 (49年に事務総局と改称) となった。

会計検査院は、INTOSAIの規定に従い、37年から43年の第6回東京会議まで6年間副議長を、そして第7回会議までの3年間理事会議長を、その後第11回会議までの12年間理事会理事を、それぞれ務めた。さらに、平成13年の第17回会議から19年の第19回会議までの6年間、アジア地域の代表として選任理事を務めた。



東京会議開会式に御臨席の皇太子同妃両殿下 (当時)

第3 最高会計検査機関アジア地域機構 (ASOSAI)

1 ASOSAIの成立

昭和40年にラテン・アメリカ地域機構 (ILACIF、現在はOLACEFSと呼称) が設立されたのに続いて、アフリカ及びアラブ地域にも地域機構が結成され、アジア地域においても、フィリピンSAIのタンチュイコ院長の提唱により、地域機構を設立する気運が盛上がった。そして53年10月に西ベルリンにおいて日本を含む11か国のSAIの代表が出席して設立会議が開催され、最高会計検査機関アジア地域機構 (Asian Organization of Supreme Audit Institutions：略称ASOSAI) の設立等をその内容とするASOSAI規約が採択された。ここに、アジア地域におけるSAIの専門的知識、経験、技術を相互に交換することを目的とするASOSAIが、INTOSAIの4番目の地域機構として成立した。当初の加盟SAI数は13であった。

同会議においては、フィリピンSAIのタンチュイコ院長がASOSAIの事務総長に指名されるとともに、第1回総会をインドのニューデリーで開催することなどが決定された。翌54年5月には、インドのニューデリーで第1回総会が開催され、12か国のSAIの代表が出席した。同総会においては、役員の選出、ASOSAI規則の承認等が行われ、会計検査院は監査委員となった。ASOSAIの組織は、総会 (3年ごとに開催)、理事会 (年1回開催)、事務局、監査委員会から成っている。その後、ASOSAIの加盟SAIは徐々に増え、平成21年12月現在で45か国のSAIが加盟している。

表3 ASOSAI総会一覧

	開催年月	開催地
第1回	昭和54. 5	ニューデリー (インド)
第2回	57. 4	ソウル (韓国)
第3回	60. 5	東京 (日本)
第4回	63. 6	バリ (インドネシア)
第5回	平成 3. 5	北京 (中国)
第6回	6. 11	ニューデリー (インド)
第7回	9. 10	ジャカルタ (インドネシア)

	開催年月	開催地
第8回	12.10	チェンマイ（タイ）
第9回	15.10	マニラ（フィリピン）
第10回	18. 9	上海（中国）
第11回	21.10	イスラマバード（パキスタン）

2 東京における第3回総会及び第2回国際セミナーの開催

(1) 東京総会開催の経緯

昭和59年5月、会計検査院の主催により、東京において、第7回理事会が開催された。同理事会において、インドネシアの代表から、翌年同国で開催される予定となっていた第3回総会が同国の内部事情から実施不可能になったとの報告があった。これを受けて、インドネシアSAI及び理事会メンバーから、会計検査院に対して同総会を主催してくれるよう強い要請がなされた。会計検査院はこの要請を受け入れ、同総会を主催することとなり、59年7月に事務総局に第3回ASOSAI総会等準備事務局を設置して、その総力を挙げて会議の準備に取り組んだ。

(2) 会議の概要

こうして、第3回総会及び同時に開催された第2回国際セミナーは、60年5月15日から21日までの7日間にわたり開催された。参加SAIは会計検査院を含めたASOSAI加盟20SAIのほかに、オブザーバーとしてアメリカなど4か国・地域のSAI、INTOSAI事務総長であるオーストリアSAI、ILACIF事務総長であるコロンビアSAI、国際機関であるアジア開発銀行（ADB）が参加した。会計検査院からは、鎌田院長以下17名が代表となった。全体の日程、行事は以下のとおり行われた。

開会式は5月15日に行われ、列席者は、会計検査院代表17名、外国代表及び同伴者88名、中曽根内閣総理大臣を始めとする政府、国会関係者等の来賓15名、元会計検査院長7名、会計検査院職員及び準備事務局関係者58名、報道関係者40名の総勢200余名に上った。

開会式に引き続いて開催された会議は、ASOSAIの慣例に従い、総会、国際セミナーを、全体会議及び分科会の形式で行った。全体会議は、5月15日、20日、21日の計3回開催された。

閉会式は、5月21日に行われた。鎌田院長の閉会の辞に続いて、7か国SAIの代表から挨拶があり、最後に鎌田院長の閉会宣言で会議の幕を閉じた。また、ASOSAIの慣例に従い、開会式の直前及び閉会式の直後にそれぞれ第8回及び第9回理事会が開催された。



ASOSAI第3回総会及び第2回国際セミナーの開会式風景

3 事務総長等としての活動

(1) 事務総長への選出

平成3年5月、中国の北京で開催された第5回総会において、中村院長が事務総長に選出された。会計検査院は、フィリピンSAI、マレーシアSAIに続いて3代目のASOSAI事務総長となった。これを受けて、同年6月に事務総局にASOSAI事務局を設置し、事務局次長（官房審議官）及び事務局員5名（調査課長、国際業務室長、会計課副長、国際業務室員2名）を発令した。さらに、6月末には、前任の事務総長であったマレーシアSAIに職員2名を派遣して事務の引継ぎを行った。

(2) 事務総長としての活動

事務総長の職務は、ASOSAI規約及び同規則に規定されており、その内容は、①研修セミナーなどのASOSAI活動の企画、調整及び執行、②加盟SAIとの連

絡及び情報の収集、提供、③理事会等国際会議の職務の執行の補佐、などである。

このような国際組織の事務方としての業務は、会計検査院にとっては初めての経験であったが、理事会、総会において、事務総長として主な決定事項について企画、調整を行った上、提案するなど大きな役割を果たした。

事務総長として企画、執行した主なASOSAI活動としては、①ASOSAI資金により4年5月にマレーシアにおいて初めて開催し、その後毎年開催されているASOSAI主催ワークショップ、②ADBの資金により9年から12年にかけて実施された第1期ASOSAI長期地域研修プログラムなどが挙げられる。このうちASOSAI主催ワークショップの経費に充てられる資金は、事務総長としての貢献の一環として、会計検査院が4年度から予算を得て21年度に至るまで継続してASOSAIに任意に拠出しているもので、加盟各SAIから評価を受けている。

また、ADBの資金によるASOSAI長期地域研修プログラムについては、ASOSAI事務総長である矢崎院長が、ASOSAI議長であるインドSAI院長などと協力して、ADBに資金援助を要請し、実現したものである。

このような活動が加盟各SAIから高い評価を受け、第6回総会において、矢崎院長は事務総長に再選された。そして、12年10月にタイのチェンマイで開催された第8回総会において、会計検査院は3期9年務めた事務総長職をインドSAIに引き継いだ。

(3) ASOSAI研修管理担当としての活動

12年の第8回総会に先立って開かれた第28回理事会において、会計検査院は、それまでの事務総長としての活動が評価され、理事会がASOSAIへの貢献度を考慮して任命する理事（貢献理事）に選出された。さらに、同総会直後の第29回理事会において、会計検査院は、従来事務総長が直接行っていた、ASOSAIにおける研修活動の管理業務を行うASOSAI研修管理担当（Administrator of the ASOSAI Training Program）に任命され、ASOSAIの研修活動の中心的役割を担うこととなった。21年の第11回総会において、

ASOSAI規約及び規則が改正され、貢献理事は研修管理担当理事（The Trainig Administrator of ASOSAI）となった。これに伴い、会計検査院は研修管理担当理事に任命された。

第4 インドネシア津波援助会計検査諮問委員会への参加

平成16年12月に発生したスマトラ沖大地震による被害に対する援助資金の使途・使用状況を会計検査する立場にあるインドネシアSAIの能力強化を図るため、17年4月にジャカルタで「津波、紛争その他災害に関連する資金の管理における財政上のアカウントビリティの促進に関する国際会議」が開催され、本院を含め多数のSAI等が参加した。同会議において決議された勧告に従い、インドネシア津波援助会計検査諮問委員会が設立され、18年4月にジャカルタで開催された同委員会第1回会議及び21年8月に同じくジャカルタで開催された第2回会議に、本院も出席した。

第5 国際協力活動

会計検査院は、国際研修セミナーへの派遣や研修生の受入れといった技術協力の分野を中心に、各国会計検査機関との交流を図っている。その主なものは以下のとおりである。

1 会計検査に関する国際セミナー等の開催

会計検査院は、(独)国際協力機構（JICA、平成15年9月までは国際協力事業団）との共催により、以下のセミナー等を実施している。

- ① 昭和55年以来、平成6年を除いて毎年、約4週間にわたり、開発途上国のSAI職員を対象として「政府会計検査セミナー」を実施している。このセミナーは、日本の持つ会計検査技術の移転を目的として実施されているもので、そのテーマは「コンピュータの検査」「公共事業の検査」など

となっている。

- ② 中央アジア、コーカサス地域の政府職員を対象として、7年10月に初めて「行財政及び検査制度セミナー（現在は政府会計検査制度セミナー）」を実施し、以後毎年実施している。
- ③ 15年から3年間にわたり、パレスチナ自治政府の会計検査機関職員を対象として「政府会計検査セミナー」を実施した。
- ④ 昭和63年以来3年ごとに、ASOSAIの国際セミナーのテーマに沿った討議をするため「ASOSAIワークショップ」を実施していたが、平成18年から名称を「ASOSAIセミナー」と変更し、毎年実施している。

2 各国会計検査機関との交流

(1) 外国院長等の来訪

近年、会計検査院との交流や情報・意見交換等を目的として、各国SAIの院長などが会計検査院を訪問する例が増えている。

(2) 国際研修セミナーへの参加

ASOSAIにおいては、昭和54年7月にフィリピンで開催された国際研修セミナー「公共事業の検査セミナー」に初めて会計検査院職員を派遣して以来、ASOSAI主催セミナー、INTOSAI開発イニシアチブ（IDI）主催セミナー、インドSAI主催セミナー、韓国SAI主催セミナーなど外国で開催されるセミナー等へ会計検査院職員を積極的に派遣している。

(3) 研修員・調査団等の受入れと派遣

会計検査院は、韓国SAI（監査院）との職員交換プログラムにより、昭和62年から平成8年までの間に、研修員13名を受け入れ、同院に職員7名を派遣した。同様に、中国SAI（審計署）との間においても、4年から調査団を受け入れ、7年3月に同署に職員3名を派遣した。なお、8年には、JICAの専門家として、職員4名を同署に派遣した。

また、昭和62年以降JICA個別研修員として来日したスリランカSAIの職員3名を受け入れた。

近年は、各国SAIや各国の政府機関からの調査団

を積極的に受け入れたり、相手方の要請に基づき、JICAの協力を得て、会計検査院職員を短期専門家として派遣したりしている。

3 日中韓実務者協議

平成16年10月にハンガリーのブダペストで開催された第18回INCOSAIにおいて、3か国のSAIにおける知識の共有等を図るため日中韓実務者協議を開催することについて、中国審計長、韓国監査院長及び会計検査院長が合意した。これに基づき、同協議は17年から毎年開催されている。第1回協議は17年6月にソウルで開催され、今後の協議の方向性が議論された。第2回協議は18年5月に東京で「検査業務における専門性の増進」を第1回共同研究のテーマとして開催された。その後、第3回協議（19年6月）は北京で、第4回協議（20年6月）はソウルで、第5回協議（21年6月）は東京と持ち回りで、それぞれ共同研究のテーマを設定し開催されている。また、第4回協議からは、各国SAIの検査報告事例に基づく会計検査ワークショップが実施されている。

第6節 国民、関係機関等との交流活動

第1 広報

国民への広報

(1) 広報体制の整備

ある一般紙による昭和54年の「公費天国」の取材を発端として、会計検査院は「情報の宝庫」であるとの認識がマスコミ各社に定着し、一部マスコミの社会部では、検査報告の取りまとめ時期に会計検査院専従の記者を派遣するようになった。

これを契機として、会計検査院は、検査活動に対する信頼を確立し、国民に検査成果を理解・支援してもらうための広報体制を整備することが喫緊の課題となった。

ア 広報専門官の新設

このような状況を背景にして、61年4月に総務課に広報専門官が置かれ、主に記者対応や広報誌の作成を担当することとなった。これにより、処置要求等の発表を充実させたり、各方面に広報誌を配布したりするなど、一般国民向けの広報をより積極的に行えるようになった。

イ 渉外広報室の設置

それまで広報業務の大部分は総務課の所掌であったが、官房各課でそれぞれ行っているものもあった。しかし、複数の課で類似の作業を行っていて効率的でなかったり、共通の内容について表現が異なっていたりしている場合が見受けられたこともあり、前記の状況の中で、それらを一本化して、広報体制の整備を図る必要が生じた。

そこで、62年5月に総務課に渉外広報室が設置され、同室で渉外業務と広報業務を併せて行うことになった。

(2) マスコミ対応

社会経済情勢等の変化に伴い、納税者である国民の税の使いみち、無駄遣いに対する関心は高まっている。また、近年、公務員の不祥事が続いたことも

あり、マスコミは、会計経理の監督を担う会計検査院の動向に一層注目してきており、これに伴い、マスコミからの取材の申込みも増加傾向にある。

これらについては、原則として渉外広報室が窓口となって対応しており、取材の意図等を把握した上で正確な報道に資するよう留意している。

マスコミ対応のほとんどは、検査成果の説明及びその取材対応である。渉外広報室では、会計検査院の1年間にわたる検査活動の集大成である検査報告の内容を国民各層に広く正確に広報するため、マスコミに対して説明の機会を設けるとともに、関係各課において取材を受ける体制を整えている。

会計検査院が行っている検査結果の説明には、全体説明と個別説明がある。会計検査院には記者クラブがないため、首相官邸内にある永田クラブ（内閣記者会）に対して説明を行っており、永田クラブとの連絡調整は内閣広報室官邸報道室を通じて行っている。

ア 全体説明

全体説明は、30年代から行っているもので、検査報告を内閣に送付する際に、検査報告に掲記している指摘事項等の全体について、その概要を説明するものである。

イ 個別説明

上記アとは別に、会計検査院の検査活動の成果を機会あるごとに国民に知らせる手段として、次のような個別説明を行っている。

(7) 意見表示又は処置要求事項

会計検査院が各省庁等に対し、院法第34条又は第36条の規定により、意見を表示し又は処置を要求する際は、58年からその内容を説明している。

(1) 国会からの要請事項に関する報告

国会法第105条の規定に基づき、国会から会計検査院に対して検査要請があった事項について、院法第30条の3の規定により、その検査結果を各議院等

に報告する際は、平成18年からその内容を説明している。

(ウ) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

院法第30条の2の規定に基づき、意見表示又は処置要求事項その他特に必要と認める事項について、国会及び内閣に報告する際は、18年からその内容を説明している。

このほか、永田クラブに対する説明とは別に、昭和61年から全国紙（朝日、毎日、読賣、日経、産経、東京）、通信社（共同、時事）及びNHKの論説委員等に対して検査報告の概要説明を行っている。

これは、検査結果の個別報道だけでなく、社説や時事解説においても、検査成果を正確に理解した上で取り上げてもらうという趣旨で行っているものである。

(3) 広報刊行物の作成・発行

ア 「会計検査のあらまし」（昭和23年～）の編集・発行

本誌は、戦後、新生会計検査院の活動とその成果を広く一般に知らせることにより、会計検査院に対する一般の理解を得ることを目的に発行されることになったもので、検査報告を簡潔・平易に記述するとともに、会計検査院の組織、権限、各種活動等も紹介している。

現在は、検査対象機関、全国の公共図書館、各種団体に配布しており、検査報告のダイジェスト版として広く活用されている。

イ パンフレット「会計検査院」（昭和61年～）の作成・配布

61年に、会計検査院の地位、権限、業務活動の内容等を分かりやすく記述した広報用パンフレット「会計検査院」を発行した。以後、毎年版を重ね、検査対象機関、国会、マスコミ関係者を始めとして多くの国民の方々に配布し、会計検査院の役割についての理解を深めるために活用されている。

(4) 政府広報媒体の利用

政府広報のテレビ・ラジオ番組や政府広報刊行物を通じて、検査報告の内容や会計検査院の組織、業務内容について国民の方々に幅広く理解してもらう

ことも行っている。

(5) 会計検査院ホームページの運用管理

インターネットが社会に普及してきたことから、平成9年7月に会計検査院ホームページを開設し、新たな広報媒体として運用を開始している。

その後、14年8月に内容を充実させるため、トップページ及びコンテンツを見直し、16年7月に子ども向けサイトとして「きっずページ」を、17年11月に「ご意見箱」をそれぞれ開設し、また、19年4月にはアクセシビリティ、ユーザビリティに配慮して全面的なリニューアルを行った。

ホームページのトップページへのアクセス件数は、11年の10万件から20年には87万件に大幅に増加している。



会計検査院ホームページ

(6) 広報用映像（ビデオ）の制作

会計検査院における広報用映像（ビデオ）としては、昭和63年度に「会計検査院」（旧国際協力事業団と共同制作）を、その後の会計検査院の組織改正や会計検査院安中研修所の完成を受けて、平成9年度に「厳しくかつ公正に 国の財政監督機関 会計検査院」を、それぞれ制作した。

その後、10年以上経過して、会計検査院法の改正に伴う報告形態の多様化など、会計検査院を取り巻く状況が大きく変わっていることから、20年度に「会計検査院 明るい明日へ向かって」を制作し、

会計検査院の業務内容等について、国民の方々に幅広く理解してもらうために使用している。さらに、会計検査院が開催する講習会や検査対象機関が開催する各種の研修会などにも活用している。

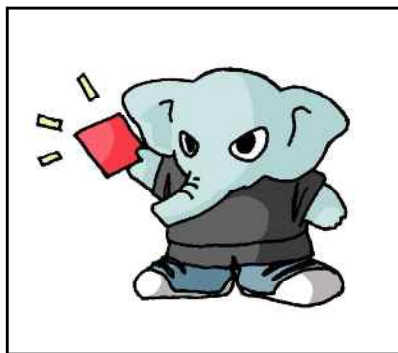
(7) 情報の収集

主要な新聞の朝夕刊、雑誌を対象にして、主に会計検査院の検査業務の参考となる記事について、関係課に連絡している。

また、国等の会計経理に関して国民から寄せられる情報を検査の参考として活用しており、近年、その件数は増加傾向にある。

(8) 子ども（霞が関）見学デーの開催

子ども（霞が関）見学デーは、文部科学省を始めとした各省庁が連携して、業務説明や省内見学を行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、各省庁の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として、11年度から実施されており、会計検査院もその趣旨に賛同して、翌12年度から毎年参加している。



会計検査院子ども向けイメージキャラクター

「だめだゾウ」

第2 有識者との意見交換

会計検査懇話会

(1) 会計検査基本問題懇話会の設置

(昭和56～58年)

昭和56年4月、行財政に造詣の深い学識経験者と会計検査院幹部をメンバーとする会計検査基本問題懇話会が設置、開催された。本会は、会計検査院の

機能をより一層有効に発揮するため、その基本的な在り方について検討するとともに、長期的展望に立った会計検査の将来像について考究することを目的として設置されたもので、各年度の検査報告の概要のほか、「会計検査の実施体制」「会計検査の権限」「検査結果の実効性の確保」などのテーマ、社会的に関心の高い政策金融、公共事業、農林水産、社会保障、補助金、公企業等の各検査について意見交換が行われた。そして、本会は、58年1月に開催された第13回をもって閉会した。

外部のメンバーは、桜田武日経連名誉会長、林修三元内閣法制局長官、石原周夫元海外経済協力基金総裁、知野虎雄元会計検査院長であった。

(2) 会計検査懇話会(第1次)の設置

(昭和63～平成7年)

63年12月、行財政に造詣の深い学識経験者と会計検査院幹部をメンバーとする会計検査懇話会が設置、開催された。本会は、会計検査を巡る諸問題について意見交換を行うことを通じて、より有効かつ適切な会計検査について考究することを目的として設置されたもので、各年度の検査報告の概要のほか、社会的に関心の高いODA、社会保障、農林水産、民営化した旧公社、公共事業、文教の各検査の動向などについて意見交換が行われた。そして、本メンバーによる懇話会は、テーマがほぼ一巡したことなどから、平成7年2月に開催した第13回をもって閉会した。

(外部のメンバー)

氏 名	役 職
(座長) 林 修三	元内閣法制局長官 (第1回まで参加)
(座長) 伊部恭之助	(株)住友銀行最高顧問 (第2回から座長)
緒方 彰	国際問題評論家
木下 和夫	大阪大学名誉教授
柴田 護	(財)自治総合センター会長
武安 義光	(社)資源協会会長
谷村 裕	(財)資本市場振興財団理事長
辻 清明	東京大学名誉教授 (第2回まで参加)
縫田 暉子	ジャーナリスト (第5回まで参加)
吉國 二郎	(株)横浜銀行会長
村山徳五郎	公認会計士 (第6回から参加)
亘理 彰	(財)日本不動産研究所理事長 (第3回から参加)

(役職は、初参加時のもの)



会計検査懇話会(第1次)第1回開催

(3) 会計検査懇話会(第2次)の設置(平成7～12年)

7年7月、新メンバーによる懇話会が設置、開催された。本会では、各年度の検査報告の概要のほか、「会計検査院の現状と当面の課題」「会計検査を取り巻く状況と基本スタンス」「今後の会計検査院のあり方」などのテーマ、社会的に関心の高い公共事業、社会保障、農林水産、文教、ODA等の各検査の動向などについて意見交換が行われた。そして、本メンバーによる懇話会は、テーマがほぼ一巡したことなどから、12年1月に開催した第15回をもって閉会した。

(外部のメンバー)

氏 名	役 職
(座長)	
諸井 虔	秩父小野田(株)会長
大山 晃人	東京国際大学教養学部教授
貝塚 啓明	中央大学法学部教授
高原須美子	経済評論家(第1回まで参加)
五代利矢子	評論家(第2回から参加)
堀田 力	弁護士
真野 輝彦	(株)東京銀行常任参与

(役職は、初参加時のもの)

(4) 会計検査懇話会(第3次)の設置

(平成12～16年)

12年5月、新メンバーによる懇話会が設置、開催された。本会では、各年度の検査報告の概要のほか、「会計検査の現状と課題」「会計検査の方向性」などのテーマ、社会的に関心の高い社会資本整備、社会保障、教育科学技術、外務、防衛、農林水産、特

殊法人、独立行政法人等の各検査の動向などについて意見交換が行われた。そして、本メンバーによる懇話会は、テーマがほぼ一巡したことなどから、16年12月に開催した第14回をもって閉会した。

(外部のメンバー)

氏 名	役 職
(座長)	
宮内 義彦	オリックス(株)代表取締役会長
坂本 春生	セゾン総合研究所理事長
塩野 宏	東亜大学教授
田中 直毅	経済評論家
藤川 忠弘	日本経済新聞社論説委員(第12回まで参加)
宮島 洋	東京大学教授

(役職は、初参加時のもの)

(5) 会計検査懇話会(第4次)の設置

(平成17～20年)

17年4月、新メンバーによる懇話会が設置、開催された。本会では、各年度の検査報告の概要のほか、「会計検査の現状」「業績検査」「基本的な会計経理の検査」「特別会計の検査」「政府出資法人の検査」「府省等横断的な検査」「検査対象機関における内部監査等と会計検査」などのテーマについて意見交換が行われた。そして、本メンバーによる懇話会は、テーマがほぼ一巡したことなどから、20年3月に開催した第10回をもって閉会した。

(外部のメンバー)

氏 名	役 職
(座長)	
北城格太郎	日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
猪口 邦子	上智大学法学部教授(第2回まで参加)
大田 弘子	政策研究大学院大学教授 (第3回から第5回まで参加)
翁 百合	(株)日本総合研究所理事(第6回から参加)
榎野 信治	読売新聞東京本社論説委員
佐藤 幸治	近畿大学法科大学院長
富田 俊基	中央大学法学部教授
日野 正晴	弁護士

(役職は、初参加時のもの)

(6) 会計検査懇話会(第5次)の設置

(平成20年～)

20年5月、新メンバーによる懇話会が設置、開催され、21年12月までに4回開催された。本会では、各年度の検査報告の概要のほか、「会計検査院の現状」「業績検査」などのテーマについて意見交換が行われている。

(外部のメンバー)

氏 名	役 職
(座長)	
牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
翁 百合	(株)日本総合研究所理事
佐々木 毅	学習院大学法学部教授
鳶 信彦	ジャーナリスト
富田 俊基	中央大学法学部教授
原田 明夫	弁護士

(役職は、初参加時のもの)

第3 他の関係機関等との情報・意見交換

他の監査機関等との情報・意見交換

(1) 総務省行政評価局との連絡会

会計検査院は、国等の各種の会計経理を外部から検査監督する機関として設けられている。一方、総務省行政評価局の行政評価・監視（平成13年1月の中央省庁再編前は総務庁行政監察局の行政監察）は、内閣に所属する各行政機関等における業務の実施状況を評価・監視するため行われているものであって、それぞれの立場及び目的は異なっている。しかし、両者の業務は会計経理の適正化と行政執行の効率化を図るという点では共通する面もあり、行政評価・監視の実施状況及び所見を把握することが、限られた陣容で高度の検査効率を上げるために必要であると考えられた。また、両者の関係は国会等においても取り上げられた。このようなこともあり、昭和62年から、両者の連絡会を定例化することとなり、以後、活発な意見交換が行われている。

なお、平成13年1月の政策評価制度の導入後は、総務省が行う統一性・統合性確保評価等の政策評価の実施状況等についても、連絡会の議題としている。

さらに、平成17年からは年1回、会計検査院の事務総局次長と総務省の行政評価局長をトップとする幹部級の意見交換会が開催されており、会計検査院が行う会計検査や総務省が行う行政評価・監視の状況について大局的な見地から意見交換が行われている。

いずれの連絡会も、会計検査院と行政評価・監視当局との意思疎通や連携を図る見地から欠くことのできないものとなっている。

(2) 公正取引委員会との連絡会

公正取引委員会は、競争を阻害する入札談合行為を取り締まる職責を有している。一方、会計検査院は、検査対象の会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図ることを職責としており、会計検査院の検査は、談合の存在の究明を目的として行うものではない。また、落札業者以外の入札業者に対する検査権限がないことから、談合の存在を探知し又はその蓋然性を判断することは難しい。しかし、談合行為は、入札参加業者の違法な行為であると同時に、発注者である国や国の出資法人などの適正かつ経済的な予算執行にも関係する問題であることから、会計検査院と公正取引委員会が相互に連絡することが、それぞれの活動に資すると考えられた。このようなことから、12年に申合せにより連絡会を開催することとなり、以後、それぞれの検査結果や審査結果について活発な意見交換が行われている。

また、公正取引委員会が「入札談合等関与防止行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。いわゆる官製談合防止法）」に基づき改善措置要求を行った場合には、同法の附帯決議等を踏まえ、公正取引委員会から会計検査院にその旨の通知が行われている。

(3) 日本公認会計士協会との交流

日本公認会計士協会と交流し、その分野の違いを超えて、それぞれの検査、監査の手法、実施状況、監査結果及び同協会の研究成果等について、意見・情報の交換を図るとともに、公会計監査に対する相互の連携を図るため、定期的に又は随時に協議等を開催している。定期協議については、昭和61年2月より毎年2回（計50回）開催している。

第7節 情報公開、個人情報保護

第1 情報公開

1 制度の概要

平成11年5月に、会計検査院を含めた行政機関を対象とした「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）が成立して、13年4月から施行されている。

現行の情報公開法第5条には、行政文書の開示・不開示の枠組みについて次のように規定されている。

（行政文書の開示義務）

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ～ホ (略)

このように、情報公開法では、行政文書は原則開示すべきことを明確に定めるとともに、不開示にすることが私人の権利利益の保護や公益の保護のために必要な場合があることも認めており、例外的に不

開示にすべき情報として、同条第1号から第6号までの6類型の情報を限定列挙している。

なお、情報公開法の制定に伴う院法改正については、第3編第4章第1節に記述している。

2 会計検査院における情報公開業務の状況

(1) 事務処理の体制

会計検査院では、法規課（平成21年3月以前は総務課）が情報公開業務を担当している。そして、情報公開の開示請求に係る事務処理については、法規課長（平成21年3月以前は総務課長）が開示請求の受付等を行い、所定の専決者による開示決定等の決裁を経て、行政文書の文書管理者である課長等が事務処理を行うこととなっている。

(2) 開示・不開示等に係る審査基準

会計検査院に対して行われた開示請求については、「情報公開請求に対する審査基準」（平成18年3月29日会計検査院長決定）に基づき、開示請求に係る行政文書に記録された情報の不開示情報該当性その他当該請求に対する開示決定等の適否等を判断している。

同審査基準において、会計検査院の保有する行政文書に記録された情報のうち、情報公開法第5条第5号及び第6号の不開示情報に該当するものとして掲げられている具体例は次のとおりである。

- 申報書に記録された実地検査の結果等に関する情報
- 院法第26条の規定により作成・発遣した質問文書（以下「照会文書」という。）又はこれに対する回答文書に記録された検査の結果等に関する情報
- 検査報告提案審議資料に記録された検査の結果等に関する情報
- 照会文書又は検査報告事項案等及び同説明資料の作成の基礎資料とされ又は基礎資料とすることが予定されている各種の検査資料に関する情報

- 検査官会議議事録に記録された議事の内容等に関する情報
- 検査計画に記載されている検査上の重要項目、課の勢力配分、検査の着眼点、検査方法等に関する情報
- 外部情報の有無・内容等に関する情報
- 申告書、旅行命令書等に記録された実地検査の実施予定又は現検査年次における実地検査の実施状況等に関する情報
- 申告書、旅行命令書、検査報告提案審議資料等に記録された会計検査院職員の氏名に関する情報であって、特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官を特定することができるもの

(3) 開示請求等に係る実績

年度別の開示請求等の件数は、以下のとおりである。

開示請求の受付等、開示決定等の件数 （単位：件）

年度	開示請求の受付等			開示決定等			
	開示請求	移送受	計	開示決定		不開示決定	計
				開示	部分開示		
平成13	215	7	222	7	113	24	144
14	55	6	61	13	27	4	44
15	53	5	58	9	26	10	45
16	108	6	114	3	35	10	48
17	67	9	76	6	30	5	41
18	71	12	83	5	40	6	51
19	26	17	43	2	12	14	28
20	46	10	56	4	18	26	48

備考 「移送受」とは、情報公開法第12条に基づき、会計検査院が事案の移送を受けたものである。

第2 個人情報保護

1 制度の概要

平成15年5月に、個人情報の取扱いに対する一般法としての規律を定めた「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、会計検査院を含めた行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。「行政機関個人情報保護法」）等の5つの法律が同

時に成立して、17年4月から施行されている。

行政機関個人情報保護法においては、行政文書に記録されたすべての保有個人情報を法の対象情報としており、本人情報についての開示請求権に加え、訂正請求権及び利用停止請求権が認められている。

開示請求権については、行政機関個人情報保護法第14条に開示・不開示の枠組みが規定されているが、情報公開法と同様の枠組みを設けており、不開示情報の構成も基本的に情報公開法の不開示情報の構成に準拠している。

なお、行政機関個人情報保護法の制定に伴う院法改正については、第3編第4章第1節に記述している。

2 会計検査院における個人情報保護業務の状況

(1) 事務処理の体制

会計検査院では、法規課（21年3月以前は総務課）が個人情報保護業務を担当している。そして、保有個人情報の開示請求等に係る事務処理については、法規課長（21年3月以前は総務課長）が開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付等を行い、所定の専決者による開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の決裁を経て、保有個人情報の保護管理者である課長等が事務処理を行うこととなっている。

(2) 開示・不開示等に係る審査基準

会計検査院に対して行われた開示請求等については、「保有個人情報の開示請求等に対する審査基準」（平成17年3月23日会計検査院長決定）に基づき、保有個人情報について、不開示情報該当性の有無、開示（不開示）決定等の処分の適否等を判断している。

同審査基準において、会計検査院の保有する個人情報のうち、行政機関個人情報保護法第14条第6号及び第7号の不開示情報に該当するものとして掲げられている具体例は、前記の「情報公開請求に対する審査基準」における具体例と基本的に同様である。

(3) 開示請求等に係る実績

年度別の開示請求等の件数は、以下のとおりである。

開示請求等の受付等、開示決定等の件数（単位：件）

年度	開示請求の受付等			開示決定等			
	開示請求	移送受	計	開示決定		不開示決定	計
				開示	部分開示		
平成17	0	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0	0
19	32	0	32	0	0	4	4
20	2	0	2	0	0	3	3

備考1 「移送受」とは、行政機関個人情報保護法第21条に基づき、会計検査院が事案の移送を受けたものである。

2 20年度末現在で、訂正請求及び利用停止請求を受け付けた実績はない。

会計検査院長が審査会の答申を踏まえて裁決することにより、客観的で合理的な解決が期待される。

なお、一般の行政機関等については、内閣府に情報公開・個人情報保護審査会が設置されているが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されている。

(2) 委員

審査会の委員は3人で、全員非常勤である。両議院の同意を得て、院長が任命することとされている。

委員の任期は3年で、再任されることができるとされている。

会長は委員の互選により決定することとされている。

審査会委員の一覧（役職は任官時のもの）

＜平成13年4月1日～16年3月31日＞
 会長 碓井 光明（東京大学教授）
 委員 隅田 一豊（横浜国立大学教授）
 委員 五代 利矢子（評論家）
 ＜平成16年4月1日～19年3月31日＞
 会長 碓井 光明（東京大学教授）
 委員 河野 正男（中央大学教授）
 委員 早坂 禧子（横浜桐蔭大学教授）
 ＜平成19年4月1日～＞
 会長 小木曾 国隆（公証人）
 委員 河野 正男（中央大学教授）
 委員 早坂 禧子（横浜桐蔭大学教授）

第3 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

1 組織の概要

(1) 設置と役割

平成13年4月の情報公開法施行に伴い、同法に基づく行政文書の開示決定等について不服申立てがあった場合に会計検査院長が諮問する機関として、会計検査院情報公開審査会が設置された。

そして、行政機関個人情報保護法が施行された17年4月には、同法に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立てがあった場合に会計検査院長が諮問する機関としての役割も上記審査会が担うこととなり、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（「審査会」）に改組された。

会計検査院長は、情報公開法又は行政機関個人情報保護法に基づく処分についての不服申立てがあった場合には、原則として、審査会に諮問することとされている（情報公開法第18条、行政機関個人情報保護法第42条、院法第19条の2）。

審査会は、諮問を受け、第三者的な立場から、処分の適法性及び妥当性について判断するものであり、

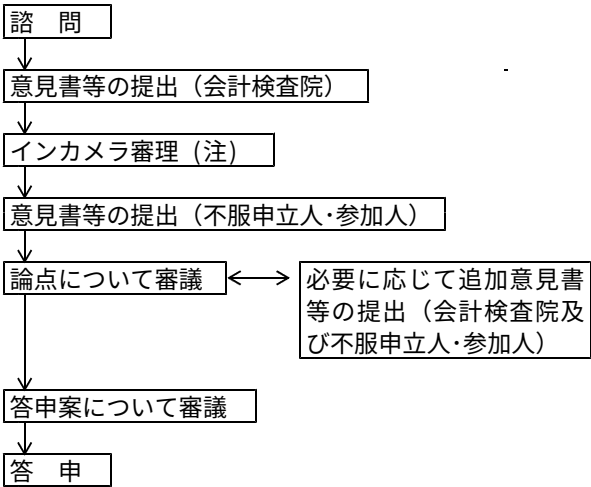
(3) 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務局

13年4月、会計検査院情報公開審査会の庶務を担当する会計検査院情報公開審査会事務局が法規課に設置された。同事務室は、17年4月に情報公開・個人情報保護審査会事務局に名称変更され、21年4月から上席企画調査官に移管された。

2 調査審議の手続

審査会における調査審議の手続の基本的な流れは、下図のとおりである（実際の諮問事件に即した調査審議の手続は、事件の内容により異なる）。

調査審議手続



注 会計検査院長から権限の委任を受けた事務総長が行った開示・不開示等の判断が適法、妥当かどうかなどを迅速かつ適切に判断できるように、当該決定に係る行政文書又は保有個人情報について提示を求めて実際に見分すること。

3 審査会の運営状況、諮問事件の処理状況

審査会の開催実績、情報公開法及び行政機関個人情報保護法関係の開示決定等に係る諮問事件の処理状況は、下表のとおりである。

開催実績、諮問及び答申の件数（単位：回、件）

	年度	平成13	14	15	16	17	18	19	20
	回数	12	12	12	12	11	12	11	11
情報公開関係	諮問	10	16	19	8	8	10	10	13
	答申	1 (1)	6 (1)	11 (6)	4 (4)	4 (2)	6 (3)	3 (3)	6 (6)
	処理中	9	10	8	4	4	4	7	7
個人情報保護関係	諮問	-	-	-	-	0	0	4	4
	答申	-	-	-	-	0	0	2 (2)	4 (4)
	処理中	-	-	-	-	0	0	2	0

備考1 各年度の諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。
2 各年度の答申件数中、括弧内の件数は、答申において諮問庁の判断は妥当と判断されたものの件数を内数で示す。

4 過去の答申例

(1) 検査資料等が対象となった事件

- ・平成13年諮問第1号 文部省委嘱事業(山梨県分)についての質問及び特別調書の不開示決定に関する件（諮問庁の判断は妥当）

- ・平成15年諮問第1号 特定の農業協同組合が建設した柑橘出荷施設に係る平成14年度国庫補助事業会計検査資料の不開示決定に関する件（諮問庁の判断は妥当）
- ・平成15年諮問第7号 平成15年4月に実施された特定の検査箇所に対する会計実地検査において出張官が記載し、又は作成した文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件（諮問庁の判断は妥当）
- ・平成17年(情)諮問第2号外2件 平成14年に実施された特定の社会保険事務局に対する会計検査院の実地検査による指摘事項に関する文書等の一部開示決定に関する件外2件（諮問庁の判断は一部妥当でない）
- ・平成18年(情)諮問第3号外1件 特定の労働局に係る平成17年度会計検査受検関係書類及び当該受検において指摘された事項に関する支出関係書類（会計検査院提出資料）の不開示決定に関する件外1件（諮問庁の判断は妥当）

(2) 申報書が対象となった事件

- ・平成17年(情)諮問第1号 平成15年2月に実施された特定の地方公共団体の過疎地域滞在施設整備モデル事業に対する会計検査の結果が記録された文書(申報書)の一部開示決定に関する件（諮問庁の判断は一部妥当でない）
- ・平成18年(情)諮問第2号 平成8年5月に実施された特定の地方公共団体に対する会計実地検査の申報書の一部開示決定に関する件（諮問庁の判断は妥当）

(3) 検査の結果等の記録が対象となった事件

- ・平成19年(情)諮問第6号 航空幕僚監部の平成10年度「航空自衛隊の部隊史」の特定の頁のうちの一部開示決定に関する件（諮問庁の判断は一部妥当でない）

(4) 検査課業務の手引が対象となった事件

- ・平成19年(情)諮問第2号 検査課業務の手引の不開示決定に関する件（諮問庁の判断は一部妥当でない）

第8節 執務環境

第1 庁舎

1 会計検査院の庁舎の変遷

(1) 旧庁舎本館への復帰

昭和10年3月に元工部大学校跡に新築した会計検査院の旧庁舎本館は、18年11月に軍需省が使用することになり、会計検査院は隣接する旧文部省庁舎の一部に移転していた。そして、22年の新院法の施行に伴う組織の拡充によって、300人に満たなかった職員数が約1,200人へと大幅に増員したため、25年10月に旧文部省庁舎4階部分の屋上に1階約874㎡を継ぎ足し、更に30年12月には同庁舎6階部分の屋上に1階約452㎡を継ぎ足し、庁舎を増築した。

一方、旧庁舎本館は20年8月から商工省が、24年5月からその後身である通商産業省が使用していたが、その間に4階部分の屋上に1階継ぎ足され、26年9月に東側部分に約709㎡、27年4月に西側部分に約739㎡がそれぞれ増築された。そして、旧文部省庁舎に移転してから16年余を経て、35年8月に会計検査院は旧庁舎本館に復帰した。

その後、旧庁舎本館については、38年に外壁タイルの張り替え、44年と45年に冷暖房設備の導入、48年に書庫棟のエレベータの新設をそれぞれ行った。

(2) 旧庁舎別館の建設

旧文部省庁舎から旧庁舎本館に復帰したものの、職員の増員や業務量の増加によって庁舎の狭隘が限界にきたため、庁舎の別館を新築することになり、39年に中庭の自動車車庫を取り壊し、その跡地を敷地として41年6月に鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上6階の旧庁舎別館（建築面積576㎡、延べ床面積5,196㎡）が完成した。そして、別館完成直後は、地下1階に売店、1階に車庫、2階に官房の一部、3階以上に第5局がそれぞれ配置された。

さらに、54年7月には旧庁舎別館6階の屋上に3階

延べ床面積2,131㎡を継ぎ足し、庁舎を増築した。増築工事に当たっては、人工軽量コンクリートを使用し、9階部分は鉄骨造とし、建物全体の耐震性を向上させるために1階から6階までに後打鉄筋コンクリート耐震壁を増設した。そして、別館の増築に伴い、当時書庫棟4階にあった食堂が8階に、旧庁舎本館5階にあった講堂が9階にそれぞれ移転するなどした。



三年坂方面から見た旧庁舎



旧庁舎本館のエントランスホール

(3) 書庫の変遷

22年の新院法の施行後、証拠書類等を保管するための書庫については、27年に新宿区市谷仲之町に鉄

筋コンクリート造3階建て（延べ床面積1,004㎡）の倉庫を新築し、更に30年には世田谷区三宿に木造2階建て2棟（延べ床面積1,190㎡）の倉庫を新築した。しかし、両倉庫では増加の一途をたどる証拠書類等を収容しきれなくなったため、北区王子に証拠書類等の保管倉庫を新築することになり、46年11月に鉄筋コンクリート造8階建て（建築面積841㎡、延べ床面積6,628㎡）の倉庫が完成した（管理棟は同年12月完成）。

王子書庫の完成に伴い、それまで使用していた三宿及び仲之町の両倉庫に分散して保管されていた証拠書類等は王子書庫に集中的に保管されることになった。そして、不要となった仲之町倉庫は用途変更し、47年11月に模様替工事を開始し、48年3月に会計検査院分室として完成し、研修等に活用された。



会計検査院分室(新宿区市谷仲之町)

(4) 新庁舎の整備

ア 庁舎建て替えの経緯

会計検査院の旧庁舎と旧文部省庁舎（昭和8年建設）は共に築60余年を経過し、経年劣化による老朽化等により円滑な業務に支障を来しかねない状況で

あった。このため、官庁営繕を担当する国土交通省の「第三次官庁施設整備10箇年計画」等において、会計検査院と文部科学省が入居する中央合同庁舎第7号館の整備が予定されていた。

このような中で、平成13年4月に政府の緊急経済対策の具体的施策の一つとして、「21世紀型都市再生プロジェクトの推進」と「PFI（Private Finance Initiative）の積極的活用」が決定された。そして、同年6月に都市再生本部において、第一次都市再生プロジェクトの一つとして「中央官庁施設のPFIによる整備」が決定され、民間の資金やノウハウ等を活用して低廉・良質なサービスを提供し、民間の事業機会を創出するため、前記の中央合同庁舎第7号館のPFI手法による整備とこれらの官庁施設を含む街区全体の再開発について調査が行われることとなった。この都市再生プロジェクトは、のちに「霞が関R7Project」と命名された。

本プロジェクトは街区全体の再開発を伴うため、13年7月に会計検査院を含む地権者等で構成する「霞が関三丁目南地区まちづくり協議会」が発足した。同協議会は、当地区は官民が共存する特徴ある地区であり、この地区で21世紀を先導するまちづくりを目指すこととする「霞が関三丁目南地区まちづくり提案書」を作成し、同年12月に東京都と千代田区に提出した。そして、街区全体の整備は、都市基盤整備公団（現(独)都市再生機構）を施行者とする「霞が関三丁目南地区第一種市街地再開発事業」により実施することになった。

中央合同庁舎第7号館の整備については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）等に基づき、14年6月にPFI事業の実施に関する方針が公表され、PFI事業として民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるかどうかの評価が行われた。その結果、同年8月に庁舎の設計、建設、維持管理運営等を内容とするPFI事業として選定され、庁舎の整備は国土交通省が市街地再開発事業の特定建築者制度を活用して実

施することになった。次いで、15年4月に総合評価落札方式によりPFI事業者が選定され、同年6月に中央合同庁舎第7号館の建設、維持管理運営に係る協定及び契約が締結され、庁舎の完成予定は19年9月末、PFIの事業方式はBT0方式（施設完成後国に所有権を移転する方式）、事業期間は15年度から33年度までの19年間とされた。

イ 仮庁舎への移転

本プロジェクトの実施に伴い、旧文部省庁舎の一部及び会計検査院の旧庁舎は取り壊されることが決定され、これにより会計検査院は、新庁舎完成までの間は仮庁舎に移転することになった。

仮庁舎の選定に当たっては、会計検査に支障を来さないように証拠書類等を保管できる床面積の確保等の条件を考慮し、最終的に千代田区神田神保町一丁目に15年3月に完成した神保町三井ビルディングを仮庁舎として使用することに決定した。このビルは、「神保町一丁目南部地区市街地再開発事業」により誕生した「ジェイシティ東京」の東街区に位置する鉄骨造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地下3階地上23階建てのオフィス棟（延べ床面積88,648㎡）で、このうち会計検査院の仮庁舎として借り上げたのは1階（一部）から9階までの20,246㎡であった。この仮庁舎では、院長室、検査官室、官房・各局の事務室、会議室、書庫等は、表1のとおり配置された。

仮庁舎への移転は、15年12月に約1週間かけて証拠書類、什器備品等に移設し、その年の御用納めは仮庁舎で行われた。これに先立ち、同月18日に旧庁舎本館1階エレベータホールにおいて「会計検査院庁舎お別れ会」が開催され、杉浦院長や関本事務総長より旧庁舎生活の思い出が語られた。

その後、会計検査院は、仮庁舎に4年間入居していたが、学生や古本の町である神田は生活感があり、新鮮な印象を残した。

表1 仮庁舎の各課配置状況（平成17年4月の組織改正後）

階	南	北
9	総括審議官、技術参事官、企画、研究、厚生管理官、研修官、講堂	調査、図書館、書庫
8	院長、検査官、検査官会議室、特別会議室、事務総長、次長、人事	審議官(官房)、総務、官房会議室、検定、法規、審査会
7	通信、経済、上経、上融、上鉄、特別、上特	第5局長、審議官、5監、郵政、局会議室、書庫
6	文1、文2、上文、農1、農2、農3、上農	第4局長、審議官、4監、局会議室、書庫
5	国1、国2、国3、国4、上都、上航、上道	第3局長、審議官、3監、局会議室、書庫
4	防1、防2、防3、厚1、厚2、厚3、上年	第2局長、審議官、2監、局会議室、書庫
3	財務、上財、司法、外務、租1、租2、租3	第1局長、審議官、1監、局会議室、書庫
2	会計、情報	印刷センター、書庫
1	守衛室、総務文書、情報公開・個人情報窓口、PRコーナー	



神保町仮庁舎全景

ウ 旧庁舎の取り壊し

庁舎の建て替えに伴い取り壊されることになった旧庁舎本館は、昭和10年に竣工した歴史ある官庁建造物と評価されていた。しかし、旧文部省庁舎の一部が関東大震災後の復興建築として保存されることが決定されたことなどから、旧庁舎本館で使用していた正面玄関扉や各階エレベータホールの照明器具等を利活用して新庁舎に旧庁舎の雰囲気を継承することとされ、平成16年に旧庁舎は取り壊された。取り壊された旧庁舎の施設概要は表2のとおりである。

また、会計検査院が従前から管理していた土地、建物等は、16年12月に市街地再開発事業の権利変換計画に基づき土地に権利変換された。しかし、その土地も19年4月に中央合同庁舎第7号館の管理官署である文部科学省に所管換えされたため、会計検査院が管理する庁舎敷地はなくなった。

表2 旧庁舎の施設概要

項 目	本館	別館
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上9階
建築面積	2,834㎡	576㎡
延べ床面積	15,455㎡	7,328㎡



旧庁舎全体（航空写真）

エ 新庁舎の概要

前記のとおり、本プロジェクトでは、官民共同施設として2棟の超高層ビル（官庁棟と官民棟）や店

舗、広場等が市街地再開発事業により整備された。このうち官庁棟には会計検査院と文部科学省が、官民棟の一部には金融庁がそれぞれ入居することとされ、これらの入居部分全体（旧文部省保存棟も含む。）が表3のとおり中央合同庁舎第7号館として整備された。

新庁舎の整備に当たっては、旧庁舎本館の雰囲気を継承するため、官庁棟の正面玄関扉に保存正面玄関扉が、1階車寄せ玄関の風除室や2階資料展示室に保存照明器具等がそれぞれ活用された。また、旧庁舎本館と三年坂の街路のもつ雰囲気を残すため、官民棟に入居する金融庁の正面玄関の底には、旧庁舎本館の正面玄関の底の雰囲気が継承された。

本プロジェクトは官民共同による街区全体の再開発であったことから、地区全体が「霞が関コモンゲート」と命名されている。

表3 中央合同庁舎第7号館の施設概要

項 目	官庁棟	官民棟
構造	鉄骨造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造
規模	地下2階 地上33階	地下3階 地上38階
最高高さ	約156m	約176m
容積率	950%	950%
延べ床面積	約114,600㎡	約118,700㎡
入居官署	会計検査院(20F～32F) 文部科学省	金融庁（下層階）

オ 新庁舎への移転

中央合同庁舎第7号館は19年9月末に竣工し、同年10月2日に竣工記念式典が3階講堂で開催され、会計検査院からは大塚院長等が参加した。その後、会計検査院内ネットワークの構築、新規購入備品の搬入等が行われ、職員が使用する事務机も一新され、執務室には移動書架が新たに設置されるなど執務環境が整備された。

また、19年11月の後半から仮庁舎で使用していた什器備品の一部が先行移設され、それに続き証拠書類や図書館所蔵図書等も移設された。そして、執務室や会議室等の什器備品・書類は、12月中旬に約1週間かけて移設され、無事、新庁舎への移転が完了した。



庁舎（中央合同庁舎第7号館官庁棟）

施設として敷地内に測量実習場（三角点、水準点）等も整備された。そして、これにより、従来の研修体制では十分実施できなかった討議、演習等の研修技法を取り入れたより効果的な研修を実施している。

その後、研修施設の西側の敷地（面積9,068m²）を取得して工事検査実習施設を整備することになり、10年11月に鉄骨造平屋建ての工事検査実習棟（延べ床面積786m²）、11年3月に道路舗装、擁壁、橋梁、建築物などの実物大構造物モデルが整備された。そして、これにより、工事検査について、より実践的な研修を実施している。



安中研修所正面玄関

2 安中研修所

「会計検査院安中研修所」は、昭和48年に設置された会計検査院分室が老朽化・狭隘化したことにより、新たな研修施設を整備することとなり、平成4年10月に合宿研修施設として開設された。研修施設の建設に当たっては、政府の1省庁1機関地方移転の方針に協力して群馬県安中市に設置することにし、建設事業については、元年6月から特定国有財産整備特別会計を活用し、会計検査院分室の敷地と建物を関東財務局に所管換えすることにより行った。

新しい研修施設は、敷地面積33,017m²に、管理研修棟（鉄筋コンクリート造3階建て）、厚生棟（同地下1階地上2階建て）、宿泊棟（同2階建て）、専門実習棟（同2階建て）、体育館兼講堂（同平屋建て）総延べ床面積6,992m²が整備され、また、屋外

第2 宿舍

職員の宿舍については、戦後間もない頃は住宅難がひどく、安定した勤務能率を確保する上から職員の居住施設についても対策を講じるため、昭和22年春に北区滝野川に宿舍を11世帯確保したり、同年9月には中野区上高田に2階建ての建物を購入して、28名収容の独身寮とするなど徐々に整備が行われ、職員の住宅確保について大きな努力が払われた。

戦後の本院の宿舍設置状況は表のとおりとなっている。

また、戦後の住宅事情の窮迫は本院だけでなく各

省庁とも同じような状況であったため、24年に法律の整備が行われ宿舍の建設、運用は専ら財務省が行い完成したものを各省に割り当てる合同宿舍ができた。本院にも24年末に西ヶ原住宅の1戸が、25年には新宿、白金の鉄筋アパート合同宿舍が配分された。

平成19年6月に財務省の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」が取りまとめた報告書により、東京23区内の宿舍を移転・再配置することとなり、本院の宿舍も駒込寮、池ノ上宿舍、滝野川宿舍及び寮の廃止が計画されている。

平成21年4月現在、合同宿舍については、86か所に205戸が割り当てられている。

会計検査院宿舍の設置状況

宿 舎 名	取 得 年 月 日	棟 数	建面積/延面積	廃 止 年 月 日	備 考
			坪 坪		
1 中野 野	昭22. 9.17	1	52/ 80	昭42. 2.14	独身寮
2 真砂 町	22. 5.30	1	104/148	46. 3.31	公邸
3 柿ノ木 坂	23. 4.13	1	30/ 30	49. 3.28	
4 初川 台	23. 4.13	1	17/ 26	52.10.11	独身寮
5 立会 川	23. 4.21	1	52/ 68	33.12.15	独身寮
6 下馬 沢	24. 4.13	1	26/ 26	53. 6.21	
7 奥沢 町	24. 8.23	1	27/ 27		
8 和泉 町	24. 8.31	1	20/ 20	46. 3.31	
9 森川 町	24. 9. 6	1	14/ 24	40. 4.26	
10 雪ヶ谷 原	25. 2. 7	1	19/ 19	42. 9.16	
11 久三 宿	25. 2.20	1	22/ 22	45. 1.19	
12 三 〃	25. 3.31	30			
13 〃 〃	26. 3.31	8	468/468	38. 7.29	三宿合同宿舍へ移管
14 〃 〃	30. 3.31	1		39. 5.11	
15 富士前 町	26. 3.19	5	81/ 81	44. 7. 9	29に建替え
16 桜ヶ丘 町	26. 3.19	1	20/ 30	51. 7.26	
17 一番 町	26. 3.31	3	73/ 73	45. 5.28	
18 池ノ上 町	26.11.30	8			
19 〃 〃	27.12.20	10	278/278		31に建替え
20 中根 町	27. 3.21	1	37/ 47	平18.10. 3	昭47.2.29 建替え
21 仲之 町	27. 3.31	1	15/ 15	昭48.11.30	
22 鷹番 町	27.11.20	1	37/ 46	51. 1.13	
23 滝野川 第1	29. 6.10	1	90/ 90	41. 4. 4	
24 〃 第2	29. 1.31	1	37/ 74	41. 4. 4	
25 〃 第3	33. 3. 4	1	29/ 57	41. 4. 4	28に建替え
26 〃 第4	33.11. 7	1	29/ 57	41. 4. 4	
27 等々力 川	37. 3.31	1	30/ 48	平10. 9. 2	
28 滝野 寮	41.11.30	3	615㎡/2,263㎡		うち2棟独身寮
29 駒込 寮	45. 3.31	1	266 / 799		独身寮
30 柏ノ上 寮	50. 3.26	1	210 / 622		
31 池ノ上 寮	54. 3.24	6	411 / 672		
32 安中 寮	55. 3.29	8	648 /1,020		
	平 4.10. 2	1	137 / 412		

第3 情報技術（IT）の利用

1 検査業務における大型コンピュータ利用の展開

会計検査院では、いち早くコンピュータが検査業務に及ぼす影響に着目して、昭和38年に上席審議室調査官にADPS(Automatic Data Processing System)班を設置し、コンピュータ利用の可能性の調査研究を開始した。当時は専ら検査対象機関や民間のコンピュータを利用していただけ、処理に十分な時間が取れない、柔軟な運用ができないなどの問題があったものの、着実にコンピュータ利用のノウハウを積み重ねていった。

これらのノウハウを基に、56年7月に「会計検査情報システムに関する基本計画」を策定し、これに基づき、58年12月に汎用コンピュータHITAC M-220Hを設置し、59年4月から実地検査等の業務を対象とした検査情報管理システム、給与システムの各サブシステムの運用を開始した。また、同月に上席審議室調査官のADPS班を発展的に解消し、本格的なコンピュータシステムの開発、運用管理等を実施するための専門部署として上席情報処理調査官を新設した。

その後、60年4月に決算確認システム（歳入・歳出）の運用を開始し、同年10月に総務庁で運用していた調査カードシステムを会計検査院へ移行するなどして、会計検査院に設置したコンピュータの利用を拡大していった。また、個別の検査へのコンピュータの活用についても、60年に租税関係のデータ集計分析を行い、61年からは労働保険関係のデータ処理を開始しており、毎年の検査報告に掲記される事案の検査にコンピュータが活用されるようになった。

一方、検査に関する資料及び情報の収集並びに有効活用の必要性が著しく増大してきたことから、これらの資料及び情報の収集管理に関する事務を一元的に行うため、62年5月に調査課に資料情報管理室を新設した。そして、63年2月に同室にMicroVAXを設置してテスト運用を開始し、同年10月から各種資料及び情報の蓄積及び提供を目的とした資料検索システム、図書館業務の効率化を図る図書館システム

の運用を開始した。

その後、処理業務量が増大したことなどから、上席情報処理調査官では平成2年1月に汎用コンピュータの機種をHITAC -M640/20に、7年1月にはHITAC -M860/40にそれぞれ更新して処理機能を増強する一方、契約の透明性の確保、経費の削減等を図るため、コンピュータシステムそのものを、特定のメーカ固有の仕様からなる汎用コンピュータシステムから、複数のメーカの競争により調達するサーバから構成されるオープンシステムに変更することとした。これに伴い、新規開発するシステムはサーバにより構築するとともに、既存システムを汎用コンピュータからサーバへ順次移行し、最終的に13年12月に汎用コンピュータを撤去してオープンシステム化を完了した。

21年12月現在で運用している主なシステムとしては、会計検査院にコンピュータを設置した当初から運用している決算確認システム、給与システム、調査表管理システム、出張管理システム、総合検索システムのほか、図書館システム、検査報告全文を一般公開している決算検査報告データベースシステム、電子メールや院内ポータルのコミュニケーションシステムなどの各種システムがある。

2 PC (personal computer) の整備と業務処理

(1) PCの整備

決算確認システムやコミュニケーション基盤等を職員が使用する上で、インターフェイスとして重要となるのがPCである。PCはワープロとともに昭和50年代に登場したが、会計検査院に本格的に導入されたのは、58年12月に汎用コンピュータの端末機として各局2台及び官房に数台導入したT560/20が最初である。当時はホストコンピュータの端末機としての使用が優先されていたため、表計算やワープロとして使用できる時間が限られていたことなどから、本格的には使用しづらいものであった。

その後、61年から順次各検査課へPC9801デスクトップ型PCを導入し、63年度からは、現在ノート型と

呼んでいるラップトップ型PCの導入を開始した。そして、ノート型PCの導入を順次進め、平成11年5月には職員1人1台の体制となり、電子メールを本格的に使用することができるようになった。

また、上記のPCとは別に会計実地検査等の出張の際に使用するため軽量のモバイルPCを11年から導入し、21年までに220台導入している。モバイルPCは、当初、ワープロや表計算のみに使用されていたが、12年3月に院内ネットワークとの接続が可能になり、19年12月の新庁舎移転と同時に、院外からすべての院内システムの利用が可能になった。モバイルPCは、特に時差が影響する海外出張時には、在庁者や出張官相互の連絡のために必須のツールとなっている。

(2) PCによる業務処理

会計検査院においてPCにより処理している主な業務は、次のとおりである。

ア 表計算ソフト等によるデータ処理

検査の着眼点の発見や検査対象箇所等の選定において、PCによるデータ処理が活用されている。例えば、労働保険料の徴収等の検査では、効率的検査のため大量の事業所データから調査対象事業所の選定を行っており、PCがなければその選定は不可能となっている。

また、指摘金額の集計等の処理においても、PCは必要不可欠のものとなっている。PCにより取り扱うデータ量が増加してきたことに伴い、1千件以上のデータを処理して検査報告に掲記されたものは、PC導入5年後の元年度決算検査報告では3件のみ（データ件数の単純な合計は約5万8千件）であったものが、19年度決算検査報告では43件（データ件数の単純な合計は約630万件）と大幅に増加している。

さらに、検査課においては、個々の検査内容に応じたシステムを自ら構築している例もある。

イ ワープロソフト等による文書処理

実地検査の過程における各種文書の作成や検査報告の作成などにおいて、ワープロソフトを使用している。主要な用途の一つである検査報告の文書量を、同報告全文を一般公開している決算検査報告データ

ベースシステムのデータ量でみると、昭和40年代は1年度当たり平均1.8MB（メガバイト。B5版約180ページ）であったものが、平成19年度は随時報告等を含めると86.2MB（A4版3,143ページ）と約50倍に増えている。検査報告の作成過程では、このほかに照会文書や検査報告委員会での提案資料が作成されており、これらの書類の作成は全職員に供用されているPCがなければ不可能なものとなっている。

ウ Web技術の活用

検査の着眼点の発見や、検査業務遂行上必要な調査などのため、インターネットやイントラネット上にある情報の検索に使用されているほか、ほとんどの院内業務システムがWBS（Web Based System）で設計されている。

エ 院内システムによる各種業務処理

院内各システムの業務に使用されている。

オ 電子メール等のコミュニケーション

電子メールやインスタントメッセージの送受信に使用されている。

(3) 情報セキュリティ対策

PCの使用に当たっては、データ漏洩対策等のセキュリティ向上のため、昭和59年に会計検査情報システム運用管理規程やデータ管理要領を定め（現行の情報セキュリティ規程、情報セキュリティポリシーに相当）、データが記録されるフロッピーディスク1枚1枚について管理を行うこととしていた。その後、データの保存にはPCのハードディスクやNAS（Network Attached Storage）が使用されるようになったが、新庁舎ではPCのハードディスクへのデータの保存は不可能とし、原則としてファイルサーバに集約して保存することとしている。また、フロッピーディスク等の外部媒体にデータを保存する場合は、すべて強制的に暗号化する仕組みを採用している。

また、近年、セキュリティ対策が更に強く求められていることから、平成15年12月の仮庁舎への移転を機に、PCログイン時の指紋による生体認証を他省庁に先駆け本格的に採用して、PCの盗難等が発生した場合のデータ漏洩やなりすましによる事故の防止

を図り、セキュリティを向上させている。

3 決算確認システム

(1) 決算確認システムの導入

会計検査院で開発・運用しているシステムの中でも最大のものが決算確認システムである。本システムの対象業務である決算の確認等は、国の決算の計数等を確認するもので、会計検査院では、毎年、国の会計事務を取り扱っている支出官等の証明責任者から提出された計算書の計数等に基づいて、国の決算の計数等の正確性を確認している。この確認に当たっては、証明責任者ごと、科目ごとに内訳明細を記入した「内訳表」を作成し、各科目の合計値を算出することとされている。この表の作成作業は、検査報告の取りまとめ作業と重なる時期に行われるため、その作業量は検査課にとって大きな負担となっていた。この負担を軽減するため作業の自動化を図ることは、会計検査院にコンピュータを設置した当初の目的の一つであった。

本システムの開発には、コンピュータ設置当初の昭和59年度から着手した。当時はシステム開発の予算が少なかったため、システムの設計から製造・テスト・運用まですべて職員により行われた。そして、本システムは、歳入徴収額計算書・支出計算書について、59年10月に手作業による内訳表作成と並行して試行運用を行い、翌60年4月から運用を開始した。その後、本システムの対象業務は拡大され、平成3年7月から物品管理計算書について、7年4月から債権管理計算書・債務負担額計算書について運用を開始した。

(2) A-ACCeSSの導入

財務省で運用している官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）が原則として国のすべての官署に導入され、15年度に予算の成立から決算までの国の一連の会計事務が電子化されることとなった。会計検査院の決算の確認等もこれに対応するべく、12年度に新たな決算確認システムであるA-ACCeSSの開発に着手し、15年4月から運用を開始した。

A-ACCeSSは、ADAMSが対象としている業務について電子化を図ることとし、歳入徴収額計算書、支出計算書、債権管理計算書及び債務負担額計算書を対象としている。それまでの決算確認システムでは、証明責任者から紙により提出された上記の計算書の計数等を入力し、内訳表を自動的に作成することを主な処理としていたのに対し、A-ACCeSSでは、①ADAMSにより電子署名を付与されて送信される電子化された計算書を会計検査院のA-ACCeSSが受領し、紙による計算書を原則廃止としたこと、②財計文書等の繰越等の予算関係の文書も電子化して業務量の削減を図ったこと、③決算書データもADAMSで作成されることとなったことから、これらデータを取り込み、併せて日本銀行からもデータを受領することにより、それまで手作業で行っていた内訳表と決算書等の突合をすべて自動化したことが大きな特色となっている。

(3) CEFIANの導入

その後、A-ACCeSS機器類の耐用年限の到来及び政府における予算・決算業務の業務・システム最適化計画の策定、政策評価の充実に向けた予算書及び決算書の見直しなどの動向を踏まえ、新システムへ更新することとしてCEFIANの開発に着手し、21年1月から運用を開始した。

CEFIANは、新たに、決算書の新様式や、歳入歳出外現金出納計算書及び支出計算書に添付される支出済みの通知に関する書類の電子化に対応した。また、計算書の送付については、A-ACCeSSではADAMSとの間の専用線によっていたものを、CEFIANでは霞が関WANの電子文書交換システムによることとした。

なお、CEFIANは計算書を対象としたシステムであるが、計算書と併せて証明責任者から提出される証拠書類についても、検査対象機関の業務処理の電子化に伴い電子的に提出されるようになってきており、その受入態勢も逐次整備している。

さらに、21年には国有財産の決算確認を支援するシステムを開発中であり、将来はCEFIANの一機能とする計画である。

4 コミュニケーション基盤

(1) 電話網・ファクシミリの整備

検査業務においては、検査対象機関とのコミュニケーションは検査の重要な手段である。電話は戦前より使用されていたものの、電話網の整備状況は非常に低い水準に止まっており、会計検査院では、専ら検査対象機関の職員との直接面談や郵便によりコミュニケーションを行ってきた。しかし、戦後、電話網が発達してきたことに伴い、会計検査院の通信手段もこれに対応したものとなってきた。昭和50年代において各課に供用されていた電話機は、職員2人につき約1台であったが、その後、順次増強され、新庁舎では職員1人に1台の体制となっており、検査業務の効率化に大きく寄与している。

電話と同様に検査対象機関とのコミュニケーションを図る手段として重要なものに、ファクシミリがある。会計検査院においては、60年に総務課、63年に各局監理課に導入し、その後、順次検査課にも導入し、平成11年にはコピー機能も合わせた複合機を全検査課に導入した。

(2) 電子メールの導入

現在最も重要な通信手段である電子メールに関しては、8年3月にその基盤を構成する院内LANを院内全体に敷設し、これに併せて同年4月からコミュニケーションシステムの運用を開始するなどして、院内のメールシステムを整備した。そして、9年7月から各省庁間のネットワークである霞が関WANに接続し、他省庁とのメール交換等を可能とした。

電子メールを送る際のあて先や、インターネットでの会計検査院のホームページの表示に使われるドメイン名は「jbaudit.go.jp」となっている。go.jpの前の部分は財務省であればmof(ministry of finance)、経済産業省であればmeti(ministry of economy, trade and industry)となるべく短い文字数で当該省庁が端的にわかる文字が使われている。このルールに倣えば、会計検査院の場合はboa(board of audit)という文字が使われることになるが、英語のboaには婦人用毛皮襟巻き、ウワバミ（大蛇）といっ

た意味があり、会計検査院を代表する名前として好ましくない。そこで、複数の案について院内で検討した結果、最終的にjbauditと決定された。

(3) 新庁舎の院内LAN

新庁舎の院内LANは、会計検査院安中研修所や国会控室にも接続されているだけでなく、出張の際に使用するモバイルPCでも庁舎内において自席で使用するPCと同様の業務が実施できるようになっている。このネットワーク基盤は会計検査院の業務の遂行に不可欠なものであり、不具合があれば業務に致命的な支障が及ぶ最重要インフラの一つとなっている。このため、ネットワークの主要部分は二重化し、可用性を高める構成としている。

上記の院内ネットワークの機能は、①外部からの不正侵入や攻撃を防御するためのF/W（ファイアウォール）やIPS（侵入防御装置）、②データや文書を保存する統合ファイルサーバ、③各課のプリンタを制御するプリントサーバ、④電子メールの送受信を取り扱うメールサーバ、⑤PCログインの際のユーザ認証を行う生体認証サーバ、⑥院内各システムが共通で使用する組織名、検査箇所名等を管理する共通マスタシステム、⑦職員に即時に伝言できるメッセージシステム、⑧各課から全職員への周知を図ったり、電子会議を支援するイントラポータルシステムなどで構成されている。

第2部 資 料

歴代の会計検査院長



山口 尚芳
(院長在職 M14.5～14.10)



岩村 通俊
(院長在職 M14.10～17.5)



渡辺 昇
(院長在職 M17.5～31.12)



元老院議員 田中 光顕
M20.5～21.12
渡辺院長外国出張中兼任



山田 信道
(院長在職 M31.12～33.3)



内海 忠勝
(院長在職 M33.3～34.6)



田尻 稲次郎
(院長在職 M34.6～T7.2)



中隈 敬蔵
(院長在職 T7.2～13.3)



水町 袈裟六
(院長在職 T13.3～S4.11)



湯浅 倉平
(院長在職 S4.11~8.2)



河野 秀男
(院長在職 S8.2~13.2)



岡 今朝雄
(院長在職 S13.2~16.10)



河本 文一
(院長在職 S16.10~21.6)



荒井 誠一郎
(院長在職 S21.6~22.8)



佐藤 基
(院長在職 S22.8~29.8)



東谷 傳次郎
(院長在職 S29.8~32.8)



加藤 進
(院長在職 S32.8~34.8)



山田 義見
(院長在職 S34.9~36.8)



芥川 治
(院長在職 S36.10～39.8)



小峰 保栄
(院長在職 S39.8～41.9)



塚越 虎男
(院長在職 S41.10～42.5)



山崎 高
(院長在職 S42.7～46.8)



白木 康進
(院長在職 S46.10～48.9)



白石 正雄
(院長在職 S48.12～50.10)



佐藤 三郎
(院長在職 S50.11～53.10)



知野 虎雄
(院長在職 S53.10～55.11)



大村 筆雄
(院長在職 S55.12～57.11)



鎌田 英夫
(院長在職 S57.11～60.10)



大久保 孟
(院長在職 S60.10～62.3)



辻 敬一
(院長在職 S62.4～H元.4)



中村 清
(院長在職 H元.4～4.10)



中島 隆
(院長在職 H4.10～6.4)



矢崎 新二
(院長在職 H6.4～8.9)



疋田 周朗
(院長在職 H9.2～11.10)



金子 晃
(院長在職 H11.12～14.7)



杉浦 力
(院長在職 H14.8～16.2)



森下 伸昭
(院長在職 H16.2～18.1)



大塚 宗春
(院長在職 H18.1～H20.2)



伏屋 和彦
(院長在職 H20.2～21.1)



西村 正紀
(院長在職 H21.4～)

現行院法下の事務総長（院長経験者等を除く）



池田 直
(総長在職 S27.1～34.2)



大沢 実
(総長在職 S34.9～37.3)



上村 照昌
(総長在職 S37.3～40.9)



宇ノ沢 智雄
(総長在職 S41.9～45.2)



石川 達郎
(総長在職 S46.10～50.12)



柴崎 敏郎
(総長在職 S53.10～55.6)



松尾 恭一郎
(総長在職 S55.6～56.7)



藤井 健太郎
(総長在職 S56.7～60.3)



西川 和行
(総長在職 S60.10～H元.4)



秋本 勝彦
(総長在職 H元.4～2.7)



三原 英孝
(総長在職 H2.7～3.7)



安部 彪
(総長在職 H4.10～8.6)



中島 孝夫
(総長在職 H8.6～10.6)



深田 烝治
(総長在職 H11.12～14.12)



関本 匡邦
(総長在職 H14.12～16.12)



重松 博之
(総長在職 H16.12～21.4)



増田 峯明
(総長在職 H21.4～)

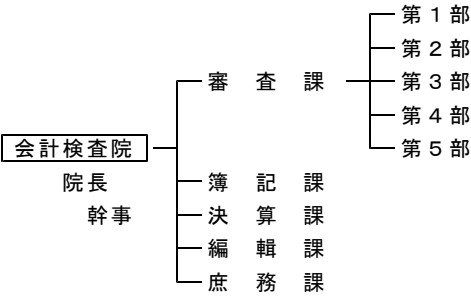
第1節 機構・定員・予算の変遷

第1 機構

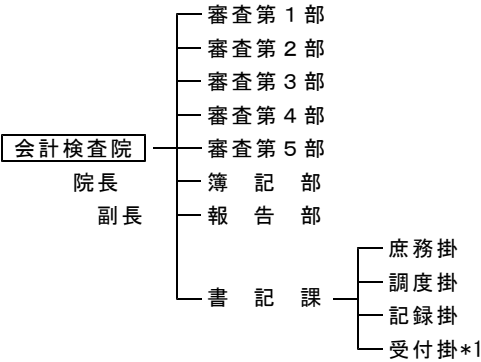
(戦前)

表中 () は、その時点以後設置又は改称されたもの

< 明治13年3月11日 >

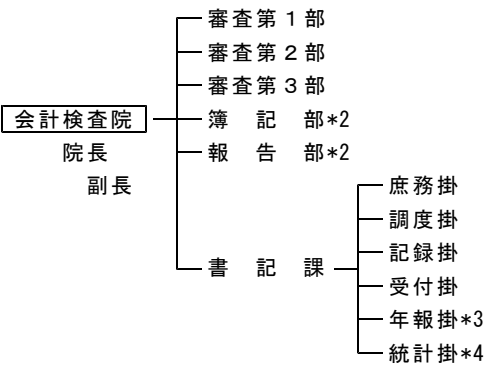


< 明治14年6月22日 >



*1 : 8月23日設置

< 明治15年1月18日 >

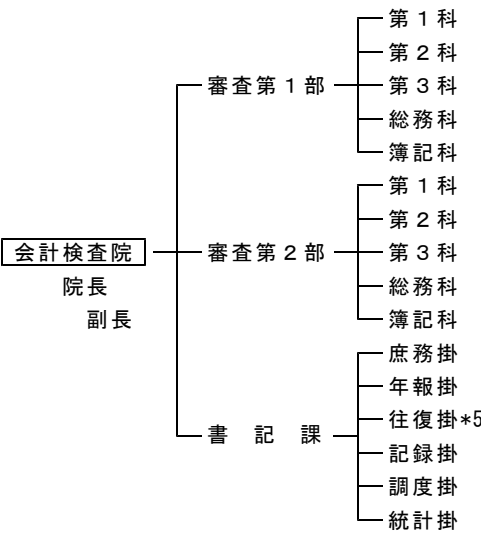


*2 : 1月23日廃止

*3 : 1月23日設置

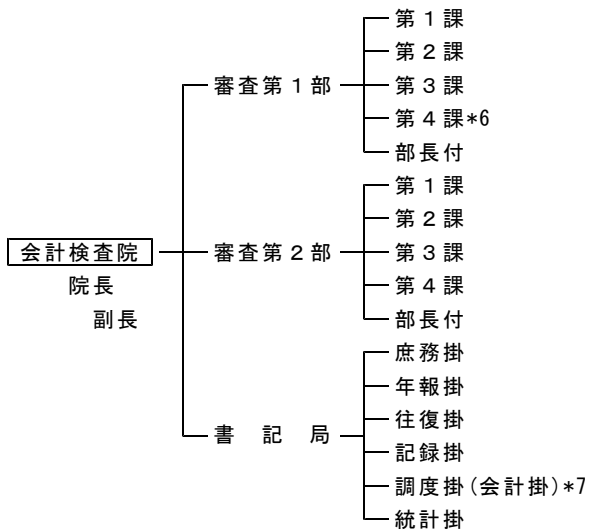
*4 : 2月3日設置

< 明治16年1月17日 >



*5 : 受付掛を改称

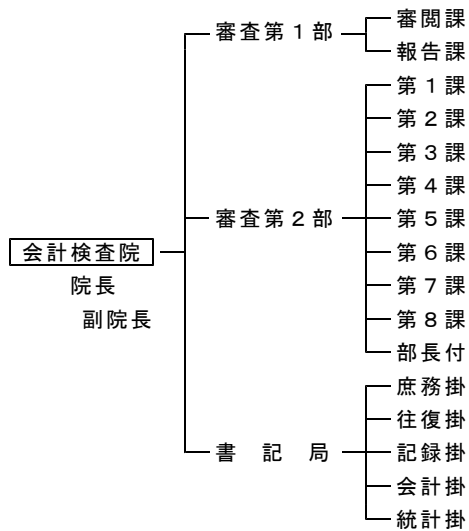
< 明治16年12月3日 >



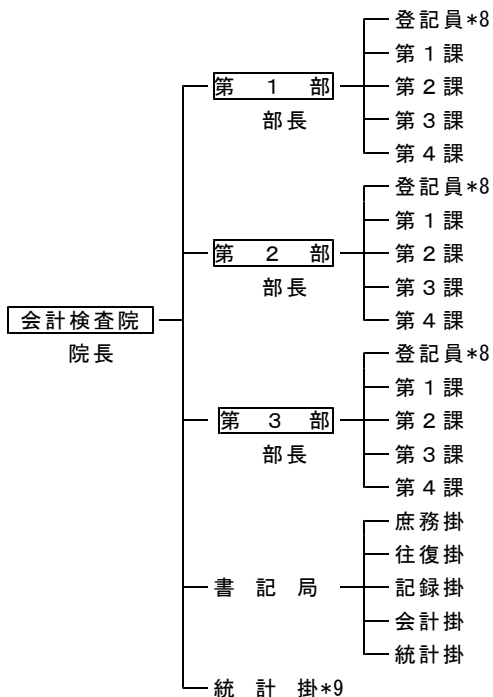
*6: 明治17年5月6日設置

*7: 明治17年8月20日改称

< 明治19年10月14日 >



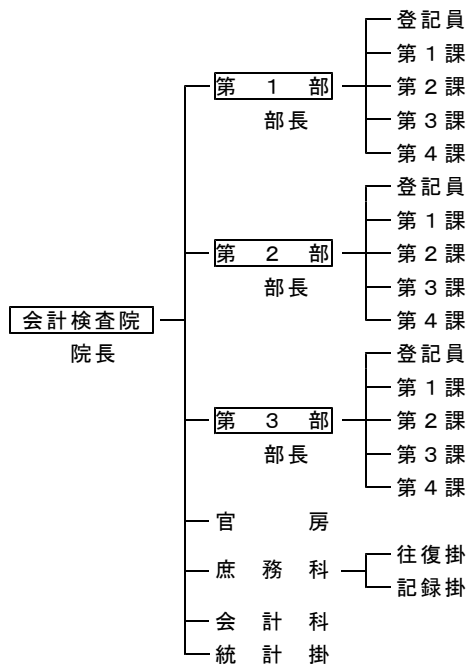
< 明治22年9月25日 >



*8: 明治22年10月9日官房(書記局内)に登記員を置き各部に派出(定員-各部3人)

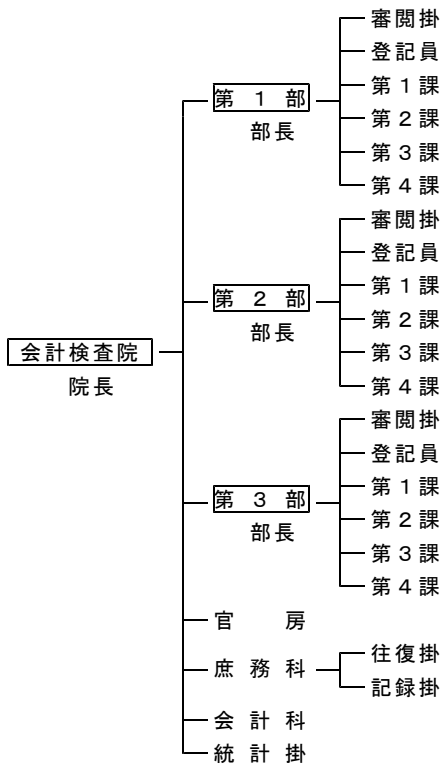
*9: 10月7日設置

< 明治23年6月2日 >

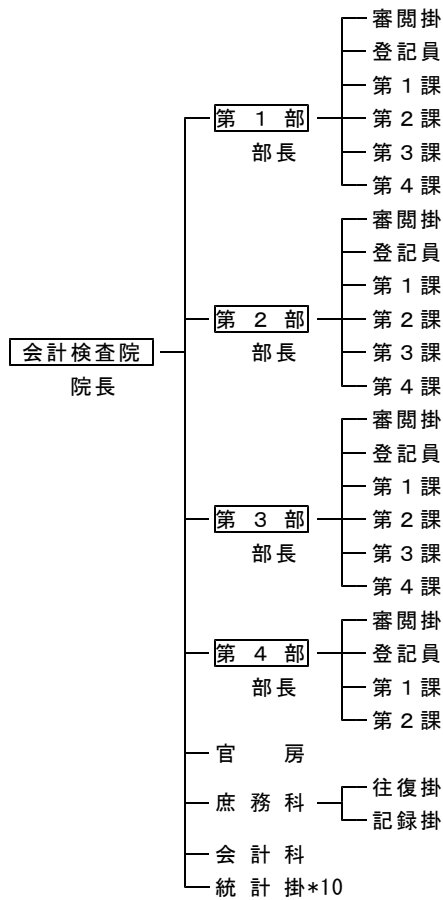


第2部 資料

< 明治29年12月9日 >

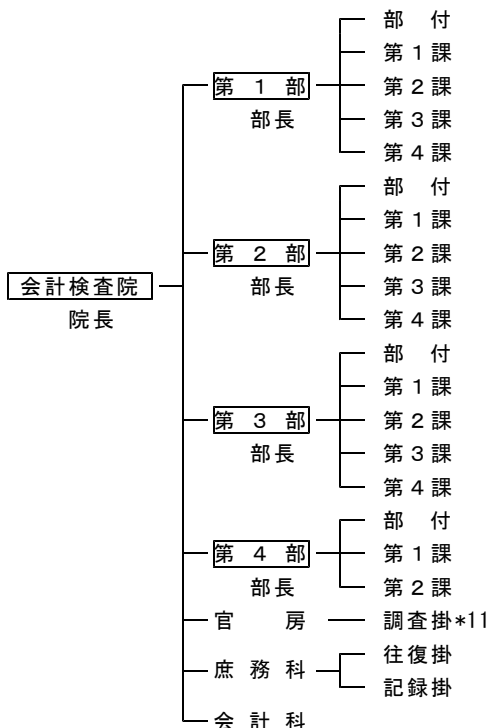


< 明治30年5月7日 >



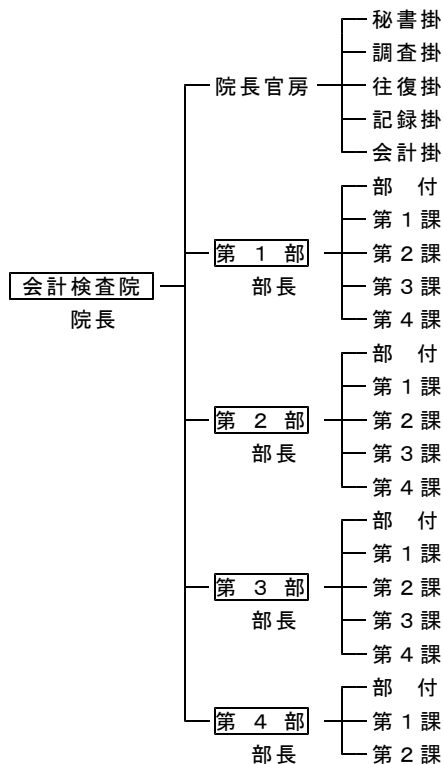
*10 : 明治31年5月30日廃止

< 明治31年10月27日 >

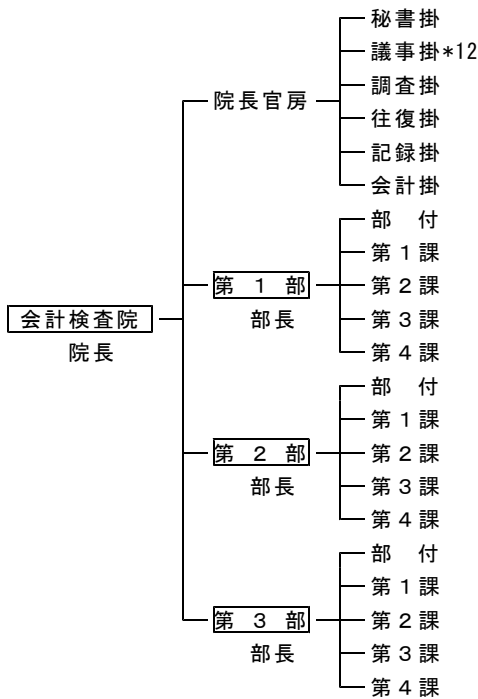


*11 : 明治32年5月15日設置

< 明治32年10月7日 >

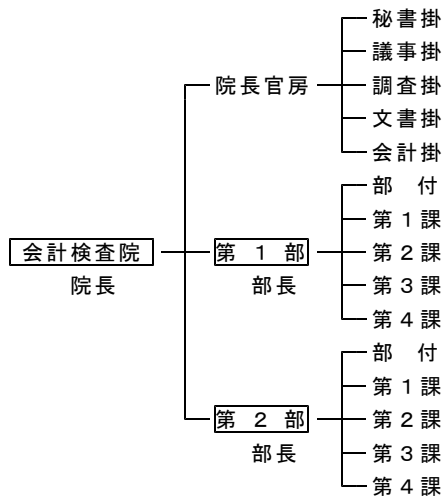


< 明治33年4月5日 >

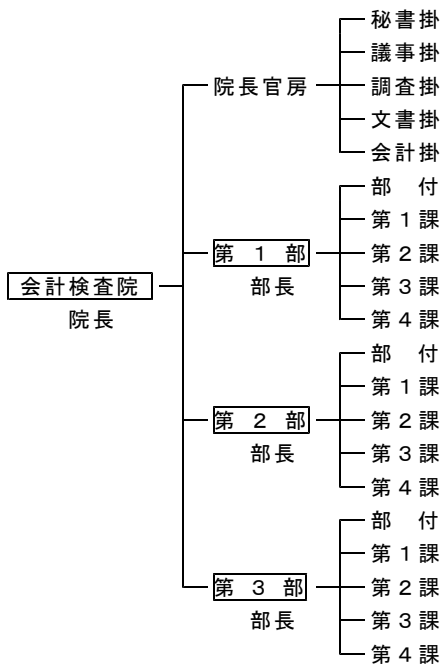


*12：明治34年1月19日設置

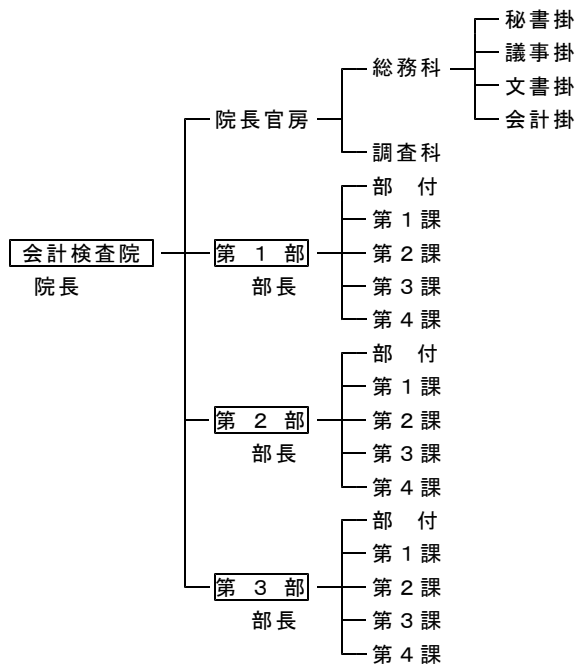
< 大正2年6月13日 >



< 大正10年9月1日 >

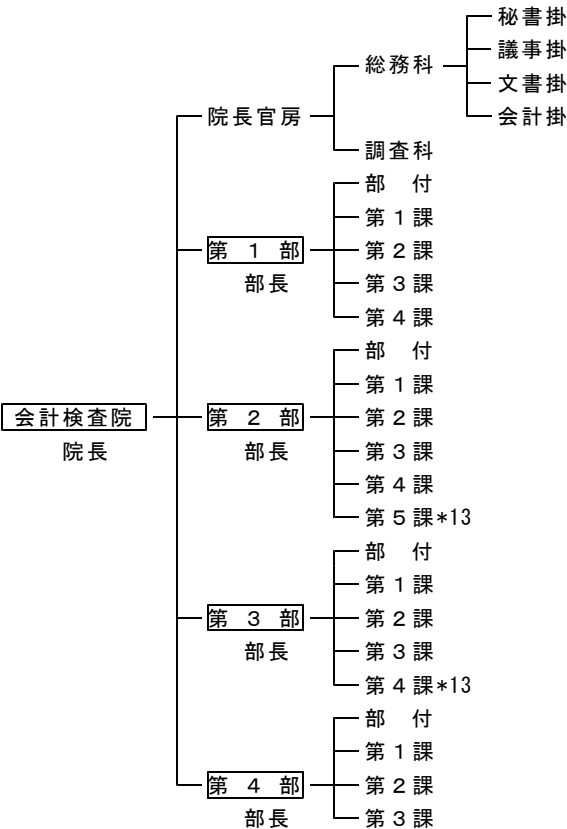


< 昭和4年4月1日 >



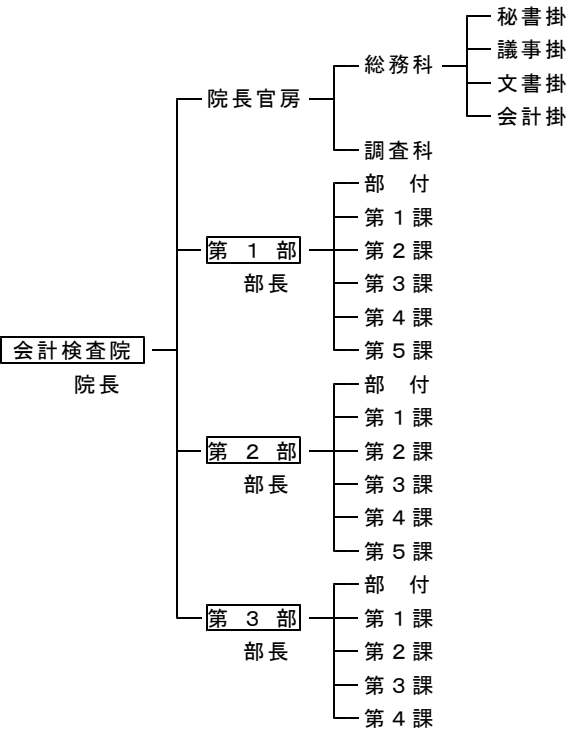
第2部 資料

< 昭和12年4月1日 >

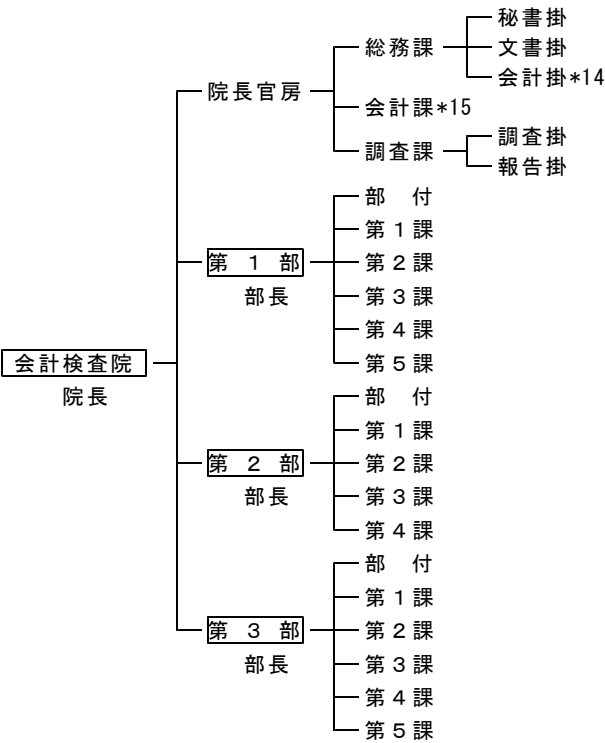


*13 : 昭和15年4月1日設置

< 昭和18年3月20日 >



< 昭和21年12月11日 >



*14 : 昭和22年3月14日廃止

*15 : 昭和22年3月14日設置

(戦後) 事務総局各課の変遷

	昭和22年 5月 3日	昭和23年 3月 8日	昭和24年 1月20日	昭和24年 6月 1日
事務 総 長 官 房	総務課 文書課 調査課 会計課	総務課 文書課*1 法規課*2 (人事課)*3 調査課 会計課	総務課 人事課 調査課 会計課	総務課 人事課 調査課 会計課
検 査 第 1 局	第1課 第2課 第3課 第4課 第5課*1 (出資検査課)*2	第1課 第2課 第3課 第4課 第5課 第6課	大蔵検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課 出資検査第1課 出資検査第2課	大蔵検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課 租税検査第4課 出資検査第1課 出資検査第2課
検 査 第 2 局	第1課 第2課 第3課 第4課 第5課	第1課 第2課 第3課 第4課 第5課 第6課	文部検査課 厚生労働検査課 農林検査課 商工検査課 建設検査第1課 建設検査第2課	文部検査課 厚生労働検査課 農林検査課 通商産業検査課 建設検査第1課 建設検査第2課
検 査 第 3 局	第1課 第2課 第3課 第4課 第5課	第1課 第2課 第3課 第4課 第5課	司法検査課 大蔵事業検査課 運輸検査第1課 運輸検査第2課 通信検査課	司法検査課 大蔵事業検査課 運輸検査課 郵政電気通信検査課 鉄道検査第1課 鉄道検査第2課
検 査 第 4 局	(第1課)*3 法規課 検定課 審査課 出資検査課*4	第1課 第2課 第3課 検定課 審査課	終戦処理検査第1課 終戦処理検査第2課 国有財産検査課 検定課 審査課	終戦処理検査第1課 終戦処理検査第2課 国有財産検査課 検定課 審査課
備 考	*1：10月3日廃止 *2：10月3日検査第4局より *3：10月3日設置 *4：10月3日検査第1局へ	*1：12月20日廃止、総務課へ 統合 *2：検査第4局より 12月20日廃止、総務課へ *3：12月20日設置		

第2部 資料

	昭和25年 1月21日	昭和26年 1月16日	昭和27年 1月16日	昭和30年 1月 8日
事務総長官房	総務課 人事課 調査課 会計課 検定課*1 審査課*2 (改善課)*3	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課*1 審査課 改善課	総務課 人事課 調査課 会計課 法規改善課*1	総務課 人事課 調査課 会計課 法規改善課
検査第1局	大蔵検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課 租税検査第4課 出資検査第1課 出資検査第2課	大蔵検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課 出資検査第1課 出資検査第2課	監理課*2 大蔵検査課 国有財産検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課	監理課 大蔵検査課 国有財産検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課
検査第2局	司法検査課 文部検査課 厚生労働検査課 農林検査課 通商産業検査課	司法検査課 文部検査課 厚生労働検査課 農林検査第1課 農林検査第2課 通商産業検査課	監理課*2 司法検査課 警察検査課*3 終戦処理検査課*4 外務通商産業検査課 文部検査課 厚生労働検査課	監理課 司法検査課 防衛検査課 警察調達検査課 外務通商産業検査課 文部検査課 厚生労働検査課
検査第3局	大蔵事業検査課 運輸検査課 郵政検査課 電気通信検査課 鉄道検査第1課 鉄道検査第2課	大蔵事業検査課 運輸検査課 郵政検査課 電気通信検査課 鉄道検査第1課 鉄道検査第2課	監理課*2 農林検査第1課 農林検査第2課 運輸検査課 建設検査第1課 建設検査第2課	監理課 農林検査第1課 農林検査第2課 農林検査第3課 運輸検査課 建設検査第1課 建設検査第2課
検査第4局	終戦処理検査第1課 終戦処理検査第2課 (警察検査課)*4 国有財産検査課 建設検査課	終戦処理検査第1課 終戦処理検査第2課 警察検査課 国有財産検査課 建設検査課	監理課*2 大蔵事業検査課 郵政検査課 電気通信検査課 鉄道検査第1課 鉄道検査第2課 出資検査課	監理課 大蔵事業検査課 郵政検査課 電気通信検査課 鉄道検査課 出資検査第1課 出資検査第2課
備考	*1：検査第4局より 6月2日「検定意見課」 に改称(検定関係の調整 事務等を所掌) *2：検査第4局より *3：6月8日設置(会計検査 に関する改善事項の企 画立案を所掌) *4：8月24日設置	*1：検定関係の調整事務及 び検査院諸法規の制定改 廃等に関する事務を所掌	*1：法規課、審査課、改善課 を統合 *2：局内の総括事務のほか 検定及び審査要求関係の 事務を所掌 *3：29年7月1日「防衛検査 課」に改称 *4：9月4日「調達検査課」に 改称	

	昭和30年 8月 1日	昭和34年 4月 1日	昭和37年 4月 1日	昭和41年 4月 1日
事務 総 長 官 房	総務課 人事課 調査課 会計課 法規改善課 審議室	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 審議室*1 上席検定調査官*2 (上席審議室調査官)*3	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 上席検定調査官 上席審議室調査官*1 (厚生管理官)*2	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 上席検定調査官 上席審議室調査官*1 厚生管理官 (研修官)*2 (技術専門官)*3
第 1 局	監理課 大蔵検査課 国有財産検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課	監理課 大蔵検査課 国有財産検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課	監理課 大蔵検査課 国有財産検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課	監理課 大蔵検査課 国有財産検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課
第 2 局	監理課 司法検査課 防衛検査課*1 警察調達検査課*1 文部検査課 郵政検査課	監理課 司法検査課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 文部検査課 郵政検査課	監理課 司法検査課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 文部検査課 郵政検査課	監理課 司法検査課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 (防衛検査第3課)*4 文部検査課 郵政検査課
第 3 局	監理課 厚生検査課 運輸検査課 労働検査課 建設検査第1課 建設検査第2課	監理課 厚生検査課 運輸検査課 労働検査課 建設検査第1課 建設検査第2課	監理課 厚生検査課 運輸検査課 労働検査課 建設検査第1課 建設検査第2課	監理課 厚生検査課 運輸検査課 労働検査課 建設検査第1課 建設検査第2課
第 4 局	監理課 農林検査第1課 農林検査第2課 農林検査第3課 農林検査第4課 通商産業検査課	監理課 農林検査第1課 農林検査第2課 農林検査第3課 農林検査第4課 通商産業検査課	監理課 農林検査第1課 農林検査第2課 農林検査第3課 農林検査第4課 通商産業検査課	監理課 農林検査第1課 農林検査第2課 農林検査第3課 農林検査第4課 通商産業検査課
第 5 局	監理課 大蔵事業検査課 鉄道検査課 電気通信検査課 出資検査第1課 出資検査第2課	監理課 大蔵事業検査課 鉄道検査課 電気通信検査課 出資検査第1課 出資検査第2課	監理課 大蔵事業検査課 鉄道検査課 電気通信検査課 上席調査官(第1部門担当) 上席調査官(第2部門担当) 上席調査官(第3部門担当) 上席調査官(第4部門担当) 上席調査官(第5部門担当) (上席調査官(第6部門担当))*3 (上席調査官(第7部門担当))*3 (上席調査官(第8部門担当))*3 (上席調査官(第9部門担当))*3 (上席調査官(第10部門担当))*3	監理課 大蔵事業検査課 鉄道検査第1課 鉄道検査第2課 電気通信検査課 上席調査官(第1部門担当) 上席調査官(第2部門担当) 上席調査官(第3部門担当) 上席調査官(第4部門担当) 上席調査官(第5部門担当) 上席調査官(第6部門担当) 上席調査官(第7部門担当) 上席調査官(第8部門担当) 上席調査官(第9部門担当)
備 考	*1：33年12月17日「防衛検査第1課」「防衛検査第2課」に改称	*1：36年4月1日廃止 *2：3人設置 各局監理課で処理されてきた検定関係の事務を処理 *3：36年4月1日1人設置	*1：40年4月1日1人増 *2：38年4月1日設置 *3：39年4月1日設置	*1：1人増 *2：43年4月1日設置 *3：44年4月1日1人設置 *4：42年4月1日設置

第2部 資料

	昭和46年 1月20日	昭和53年 1月 7日	昭和59年12月17日	昭和62年12月18日
事務総長官房	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 上席検定調査官*1 上席審議室調査官*2 厚生管理官 研修官 技術専門官*3	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 上席検定調査官 上席審議室調査官 厚生管理官 (上席情報処理調査官)*1 研修官*2 技術専門官*3	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 上席検定調査官 上席審議室調査官 厚生管理官 上席情報処理調査官 技術参事官	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 上席検定調査官 上席審議室調査官 厚生管理官 上席情報処理調査官 技術参事官
第1局	監理課 大蔵検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課 上席調査官(国有財産担当) 上席調査官(総理府担当)	監理課 大蔵検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課 上席調査官(国有財産担当) 上席調査官(科学技術担当)	監理課 大蔵検査第1課 大蔵検査第2課 上席調査官(大蔵担当) 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課	監理課 大蔵検査課 上席調査官(大蔵担当) 外務検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課
第2局	監理課 司法検査課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 防衛検査第3課 文部検査課 郵政検査課 上席調査官	監理課 司法検査課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 防衛検査第3課 文部検査第1課 文部検査第2課 郵政検査課	監理課 司法検査課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 防衛検査第3課 文部検査第1課 文部検査第2課 上席調査官(科学技術担当)	監理課 司法検査課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 防衛検査第3課 文部検査第1課 文部検査第2課 上席調査官(科学技術担当)
第3局	監理課 厚生検査課 運輸検査課 労働検査課 建設検査第1課 建設検査第2課 建設検査第3課 上席調査官	監理課 運輸検査課 労働検査課 建設検査第1課 建設検査第2課 建設検査第3課 上席調査官(運輸担当) 上席調査官(建設担当)	監理課 運輸検査課 上席調査官(運輸担当) 建設検査第1課 建設検査第2課 建設検査第3課 上席調査官(建設担当) 上席調査官(地域開発担当)	監理課 運輸検査課 上席調査官(運輸担当) 建設検査第1課 建設検査第2課 建設検査第3課 上席調査官(建設担当) 上席調査官(地域開発担当)
第4局	監理課 農林検査第1課 農林検査第2課 農林検査第3課 農林検査第4課 通商産業検査課 上席調査官(農林担当) 上席調査官(通商産業担当)	監理課 厚生検査課 農林検査第1課*4 農林検査第2課*4 農林検査第3課*4 通商産業検査課 上席調査官(農林担当)*4 上席調査官(通商産業担当)	監理課 厚生検査課 上席調査官(厚生担当) 農林水産検査第1課 農林水産検査第2課 農林水産検査第3課 上席調査官(農林水産担当) 労働検査課	監理課 厚生検査第1課 厚生検査第2課 農林水産検査第1課 農林水産検査第2課 農林水産検査第3課 上席調査官(農林水産担当) 労働検査課
第5局	監理課 大蔵事業検査課 鉄道検査第1課 鉄道検査第2課 電気通信検査課 上席調査官(第1部門担当) 上席調査官(第2部門担当) 上席調査官(第3部門担当)	監理課 大蔵事業検査課 鉄道検査第1課 鉄道検査第2課 電気通信検査課 上席調査官(第1部門担当) 上席調査官(第2部門担当) 上席調査官(第3部門担当)	監理課 通商産業検査課 上席調査官(通商産業担当) 郵政検査課 鉄道検査第1課 鉄道検査第2課 電気通信検査課 上席調査官(融資機関担当)	監理課 通商産業検査課 上席調査官(通商産業担当) 郵政検査課 鉄道検査課 上席調査官(鉄道担当) 電気通信検査課 上席調査官(融資機関担当)
備考	*1 : 47年4月28日1人減 *2 : 47年4月28日1人増 *3 : 49年4月11日1人増 51年5月10日1人増 52年4月18日1人増	*1 : 59年4月11日設置 *2 : 59年4月11日廃止 *3 : 53年4月4日1人増、54年4月4日「技術参事官」に改称、55年1月1日1人減 *4 : 53年7月26日「農林」を「農林水産」に改称		

	平成 3年12月17日	平成13年 1月 6日	平成17年 4月 1日	平成21年 4月 1日
事務 総 長 官 房	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 上席検定調査官 上席審議室調査官*1 厚生管理官 上席情報処理調査官 (研修官)*2 技術参事官	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 上席検定調査官 上席企画調査官 上席研究調査官 厚生管理官 上席情報処理調査官 研修官 技術参事官	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 上席検定調査官*1 上席企画調査官 上席研究調査官 厚生管理官 上席情報処理調査官 研修官 技術参事官*1	総務課 人事課 調査課 会計課 法規課 上席検定調査官 上席企画調査官 厚生管理官 上席情報処理調査官 能力開発官 技術参事官
第 1 局	監理課 大蔵検査課 司法検査課 外務検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課	監理課 財務検査課 上席調査官(財務担当) 司法検査課 外務検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課	監理課 財務検査課 上席調査官(財務担当) 司法検査課 外務検査課 租税検査第1課 租税検査第2課 租税検査第3課	監理官 財務検査第1課 財務検査第2課 司法検査課 総務検査課 外務検査課 租税検査第1課 租税検査第2課
第 2 局	監理課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 防衛検査第3課 厚生検査第1課 厚生検査第2課 上席調査官(年金担当) 労働検査課	監理課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 防衛検査第3課 厚生労働検査第1課 厚生労働検査第2課 厚生労働検査第3課 上席調査官(年金担当)	監理課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 防衛検査第3課 厚生労働検査第1課 厚生労働検査第2課 厚生労働検査第3課 上席調査官(年金担当)	監理官 厚生労働検査第1課 厚生労働検査第2課 厚生労働検査第3課 厚生労働検査第4課 防衛検査第1課 防衛検査第2課 防衛検査第3課
第 3 局	監理課 運輸検査課 上席調査官(運輸担当) 建設検査第1課 建設検査第2課 建設検査第3課 上席調査官(都市担当) 上席調査官(道路担当)	監理課 国土交通検査第1課 国土交通検査第2課 国土交通検査第3課 国土交通検査第4課 上席調査官(都市・地域担当) 上席調査官(航空担当) 上席調査官(道路担当)	監理課 国土交通検査第1課 国土交通検査第2課 国土交通検査第3課 国土交通検査第4課 上席調査官(都市・地域担当) 上席調査官(航空担当) 上席調査官(道路担当)	監理官 国土交通検査第1課 国土交通検査第2課 国土交通検査第3課 国土交通検査第4課 国土交通検査第5課 環境検査課 上席調査官(道路担当)
第 4 局	監理課 文部検査第1課 文部検査第2課 農林水産検査第1課 農林水産検査第2課 農林水産検査第3課 上席調査官(農林水産担当) 郵政検査課	監理課 文部科学検査第1課 文部科学検査第2課 上席調査官(文部科学担当) 農林水産検査第1課 農林水産検査第2課 農林水産検査第3課 上席調査官(農林水産担当)	監理課 文部科学検査第1課 文部科学検査第2課 上席調査官(文部科学担当) 農林水産検査第1課 農林水産検査第2課 農林水産検査第3課 上席調査官(農林水産担当)	監理官 文部科学検査第1課 文部科学検査第2課 上席調査官(文部科学担当) 農林水産検査第1課 農林水産検査第2課 農林水産検査第3課 農林水産検査第4課
第 5 局	監理課 通商産業検査課 上席調査官(通商産業担当) 上席調査官(科学技術担当) 鉄道検査課 上席調査官(鉄道担当) 電気通信検査課 上席調査官(融資機関担当)	監理課 郵政検査課 経済産業検査課 上席調査官(経済産業担当) 鉄道検査課 電気通信検査課 上席調査官(融資機関担当) 上席調査官(特別検査担当)	監理課 情報通信検査課 郵政検査課 経済産業検査課 上席調査官(経済産業担当) 上席調査官(融資機関担当) 上席調査官(鉄道担当) 特別検査課 上席調査官(特別検査担当)	監理官 情報通信検査課 上席調査官(情報通信担当) 経済産業検査第1課 経済産業検査第2課 上席調査官(融資機関担当) 上席調査官(郵政担当) 特別検査課 上席調査官(特別検査担当)
備 考	*1 : 4年4月10日1人減 *2 : 4年4月10日設置		*1:1人減	

第2部 資料

第2 定員
(戦前)

年	定員	年	定員
	人		人
明治13. 3. 10	(88)	昭和 2. 4. 1	253
14. 4. 28	(126)	4. 4. 1	256
15. 1. 16	(105)	7. 7. 4	248
19. 4. 17	(132)	9. 4. 1	243
22. 5. 10	(138)	11. 6. 1	253
23. 10. 11	(191)	12. 4. 1	260
24. 11. 16	208	12. 4. 28	266
26. 10. 31	202	13. 4. 20	296
28. 5. 4	237	14. 4. 26	310
29. 5. 2	315	15. 4. 1	316
30. 4. 1	340	15. 4. 6	306
30. 10. 15	345	16. 6. 11	280
31. 11. 1	270	17. 5. 2	273
33. 4. 2	280	17. 11. 1	253
33. 4. 5	248	18. 3. 20	243
35. 3. 31	206	20. 4. 1	241
36. 12. 5	198		
40. 4. 1	228		
43. 4. 1	201		
44. 4. 1	224		
大正 2. 6. 13	198		
3. 11. 10	193		
5. 4. 13	191		
8. 4. 1	194		
8. 4. 10	214		
10. 9. 1	287		
12. 4. 1	281		
14. 4. 1	247		

備考 (1) () 内は現員。

(2) 原則として定員数が変化する都度記載している。

(戦後)

年	定員	年	定員	年	定員
	人		人		人
昭和22	386	43	1,212	平成元	1,236
23	1,174	44	1,212	2	1,237
24	1,255	45	1,212	3	1,238
25	1,256	46	1,212	4	1,240
26	1,252	47	1,212	5	1,243
27	1,140	48	1,212	6	1,246
28	1,140	49	1,212	7	1,248
29	1,118	50	1,216	8	1,251
30	1,178	51	1,218	9	1,252
31	1,178	52	1,220	10	1,253
32	1,178	53	1,220	11	1,253
33	1,178	54	1,222	12	1,254
34	1,178	55	1,224	13	1,255
35	1,178	56	1,226	14	1,256
36	1,185	57	1,227	15	1,257
37	1,186	58	1,228	16	1,297
38	1,192	59	1,229	17	1,297
39	1,212	60	1,229	18	1,296
40	1,212	61	1,230	19	1,281
41	1,212	62	1,232	20	1,278
42	1,212	63	1,234	21	1,284

備考 (1)特別職4人(検査官3人、院長秘書官1人)を含む。

(2)原則として各年度の4月1日現在の定員数を記載しているが、定員に関する規則の改正がなされている場合、改正後の定員数を記載している。

第2部 資料

第3 予算

年度	一 般 会 計			
	歳 入		歳 出	
	予算額	決算額	予算額	決算額
明治13年度	59,934	63,367	59,933	63,141
明治14年度	68,574	71,490	68,574	71,460
明治15年度	66,814	73,508	66,814	73,481
明治16年度	75,606	83,107	75,606	83,107
明治17年度	75,983	76,670	75,983	76,663
明治18年度	56,622	62,157	56,620	61,115
明治19年度	74,695	85,326	74,689	83,224
明治20年度	79,937	88,161	79,936	79,453
明治21年度	80,756	92,957	80,748	81,504
明治22年度	76,600	96,688	76,596	79,714
明治23年度	85,071	106,469	84,904	82,125
明治24年度	83,514	103,231	77,064	83,556
明治25年度	85,413	101,462	86,168	76,735
明治26年度	88,045	113,769	81,848	84,582
明治27年度	91,143	98,170	85,837	78,129
明治28年度	92,103	118,433	91,642	85,317
明治29年度	198,555	187,019	203,458	168,857
明治30年度	249,525	226,390	249,547	223,679
明治31年度	254,725	220,054	246,473	219,758
明治32年度	252,599	254,255	252,098	254,166
明治33年度	254,550	295,855	257,930	292,750
明治34年度	278,960	274,359	281,413	266,857
明治35年度	282,433	297,341	281,753	289,227
明治36年度	287,470	260,221	294,273	249,596
明治37年度	351,115	327,467	399,628	277,056
明治38年度	433,709	535,256	464,887	420,741
明治39年度	504,962	530,448	504,962	464,276
明治40年度	635,904	857,084	635,890	602,401
明治41年度	626,788	794,937	626,788	636,361
明治42年度	520,488	677,546	520,480	532,894
明治43年度	548,250	672,874	548,250	569,154
明治44年度	573,997	657,192	573,997	685,375
大正元年度	582,040	687,392	582,040	593,596
大正 2年度	594,417	721,975	594,417	573,634
大正 3年度	672,195	734,648	668,235	648,420
大正 4年度	727,653	708,616	750,679	583,270
大正 5年度	600,938	813,309	602,263	590,795
大正 6年度	730,929	1,084,958	780,170	735,024
大正 7年度	902,373	1,479,116	902,373	1,017,036
大正 8年度	1,064,190	1,808,633	1,064,190	1,172,328
大正 9年度	1,387,924	2,000,652	1,504,756	1,359,978
大正10年度	1,591,287	2,065,711	1,591,287	1,489,856
大正11年度	1,501,486	2,087,345	1,501,486	1,429,690
大正12年度	1,389,354	2,045,298	1,389,354	1,521,050
大正13年度	1,694,285	2,127,391	1,785,443	1,625,024
大正14年度	1,580,462	2,071,369	1,580,462	1,524,989
昭和元年度	1,666,775	2,056,361	1,666,775	1,578,826
昭和 2年度	1,759,318	2,062,755	1,759,318	1,765,723
昭和 3年度	1,849,094	2,005,691	1,856,638	1,814,855
昭和 4年度	1,773,567	1,826,444	1,773,567	1,736,317
昭和 5年度	1,816,276	1,596,972	1,828,129	1,557,863
昭和 6年度	1,496,854	1,531,082	1,497,905	1,476,875
昭和 7年度	2,189,975	2,045,275	2,091,400	1,950,140
昭和 8年度	2,320,504	2,331,759	2,320,504	2,254,662
昭和 9年度	2,223,776	2,246,981	2,223,776	2,163,003
昭和10年度	2,215,414	2,259,321	2,215,414	2,206,477
昭和11年度	2,580,010	2,372,098	2,417,648	2,282,175
昭和12年度	3,422,136	2,914,470	3,488,899	2,709,157
昭和13年度	3,522,361	3,594,978	3,550,827	3,288,029
昭和14年度	4,836,636	4,969,857	4,882,650	4,493,833
昭和15年度	6,116,828	6,444,987	6,173,770	5,860,213
昭和16年度	8,211,077	8,601,695	8,657,849	8,133,891
昭和17年度	8,984,912	9,191,608	9,317,326	8,276,475
昭和18年度	14,373,216	14,009,734	14,459,908	12,551,813
昭和19年度	21,244,332	21,040,389	21,838,224	19,871,947
昭和20年度	29,156,653	23,487,487	29,156,653	21,496,189

(単位：千円)

特 別 会 計		純 計		会計検査院経費	
歳入決算額	歳出決算額	歳入決算額	歳出決算額	予算額	決算額
—	—			51	46
—	—			110	84
—	—			95	88
—	—			98	86
—	—			91	94
—	—			95	75
—	—			92	85
—	—			92	84
—	—			92	86
—	—			92	102
53,404	25,620			139	139
48,626	24,418			113	113
46,942	21,617			113	113
41,734	25,127			126	126
39,703	25,488			127	127
160,925	106,216			126	126
131,355	45,279			147	145
131,946	122,990			199	194
262,376	194,745			199	200
222,045	222,755			199	200
120,462	151,038			202	192
126,809	123,129			183	183
169,681	125,006			177	175
137,336	112,666			177	171
187,890	134,871			177	166
246,982	192,183			171	170
593,149	488,980			171	171
816,893	678,875			185	181
680,554	532,957			197	193
701,829	551,735			195	194
1,167,642	968,762			214	214
831,405	658,015			237	236
876,658	703,960			237	236
952,689	790,559			237	226
859,543	694,415			237	212
899,570	659,164			237	200
993,097	742,662			209	208
1,420,469	896,738			210	210
2,057,387	1,196,193			213	213
2,688,589	1,908,711			237	237
3,043,620	2,265,333			346	346
3,208,744	2,304,119			485	485
3,418,309	2,539,504	4,737,191	3,473,436	547	547
3,478,665	2,653,181	4,771,279	3,665,409	518	515
3,962,433	3,042,292	5,159,328	4,019,930	518	500
3,236,475	2,663,719	4,499,368	3,682,972	457	457
3,047,908	2,451,295	4,275,749	3,508,567	459	459
3,447,763	2,832,532	4,541,777	3,949,455	490	480
3,541,024	2,844,397	4,471,211	3,916,526	490	477
3,724,214	3,063,458	4,556,715	4,116,839	497	486
3,549,582	3,052,108	4,260,762	4,001,041	497	474
3,191,785	2,691,389	3,804,045	3,508,575	477	454
4,199,402	3,622,793	4,688,549	4,278,847	482	444
5,014,375	4,374,840	5,481,562	5,079,577	511	475
5,993,550	5,228,198	6,238,497	5,709,615	509	475
6,039,217	5,235,286	6,334,410	5,817,378	537	478
8,590,005	7,661,059	9,046,058	8,432,236	554	495
10,349,740	8,402,336	10,865,199	9,195,999	561	549
13,152,557	11,729,118	14,330,973	13,124,950	652	547
15,925,423	14,390,140	17,365,612	16,024,369	692	538
19,691,354	17,408,065	21,087,673	18,920,358	709	547
30,111,993	27,717,204	30,464,628	28,308,048	707	558
38,994,602	35,554,024	—	—	760	530
55,898,311	50,621,361	—	—	740	486
69,826,235	64,913,612	—	—	799	520
82,915,738	78,355,334	—	—	836	535

第2部 資料

年度	一 般 会 計			
	歳 入		歳 出	
	予算額	決算額	予算額	決算額
昭和21年度	119,087	118,899	119,087	115,207
昭和22年度	214,256	214,467	214,256	205,841
昭和23年度	473,145	508,037	473,145	461,974
昭和24年度	741,313	758,611	741,046	699,448
昭和25年度	664,576	716,792	664,576	633,294
昭和26年度	793,707	895,482	793,707	749,837
昭和27年度	932,535	1,078,804	932,535	873,942
昭和28年度	1,027,250	1,219,019	1,027,250	1,017,164
昭和29年度	999,879	1,185,060	999,879	1,040,761
昭和30年度	1,013,314	1,126,387	1,013,314	1,018,169
昭和31年度	1,089,652	1,232,513	1,089,652	1,069,204
昭和32年度	1,184,613	1,399,858	1,184,613	1,187,675
昭和33年度	1,333,083	1,453,746	1,333,083	1,331,562
昭和34年度	1,512,094	1,597,213	1,512,094	1,495,039
昭和35年度	1,765,162	1,961,024	1,765,162	1,743,148
昭和36年度	2,107,382	2,515,931	2,107,382	2,063,467
昭和37年度	2,563,091	2,947,622	2,563,091	2,556,617
昭和38年度	3,056,807	3,231,214	3,056,807	3,044,291
昭和39年度	3,340,498	3,446,768	3,340,498	3,310,969
昭和40年度	3,744,725	3,773,096	3,744,725	3,723,016
昭和41年度	4,477,147	4,552,146	4,477,147	4,459,195
昭和42年度	5,203,436	5,299,445	5,203,436	5,113,035
昭和43年度	5,917,332	6,059,873	5,917,332	5,937,081
昭和44年度	6,930,854	7,109,266	6,930,854	6,917,837
昭和45年度	8,213,085	8,459,181	8,213,085	8,187,696
昭和46年度	9,658,999	9,970,859	9,658,999	9,561,131
昭和47年度	12,118,949	12,793,873	12,118,949	11,932,172
昭和48年度	15,272,616	16,761,977	15,272,616	14,778,302
昭和49年度	19,198,131	20,379,123	19,198,131	19,099,793
昭和50年度	20,837,157	21,473,416	20,837,157	20,860,878
昭和51年度	24,650,234	25,076,016	24,650,234	24,467,612
昭和52年度	29,346,615	29,433,622	29,346,615	29,059,841
昭和53年度	34,440,043	34,907,265	34,440,043	34,096,030
昭和54年度	39,667,586	39,779,228	39,667,586	38,789,831
昭和55年度	43,681,366	44,040,667	43,681,366	43,405,025
昭和56年度	47,125,364	47,443,337	47,125,364	46,921,154
昭和57年度	47,562,139	48,001,280	47,562,139	47,245,063
昭和58年度	50,839,441	51,652,904	50,839,441	50,635,307
昭和59年度	51,513,359	52,183,384	51,513,359	51,480,622
昭和60年度	53,222,882	53,992,561	53,222,882	53,004,511
昭和61年度	53,824,828	56,489,194	53,824,828	53,640,431
昭和62年度	58,214,155	61,388,769	58,214,155	57,731,141
昭和63年度	61,851,731	64,607,380	61,851,731	61,471,062
平成元年度	66,311,891	67,247,822	66,311,891	65,858,938
平成 2年度	69,651,178	71,703,468	69,651,178	69,268,676
平成 3年度	70,613,465	72,990,559	70,613,465	70,547,185
平成 4年度	71,489,671	71,465,996	71,489,671	70,497,431
平成 5年度	77,437,497	77,731,174	77,437,497	75,102,488
平成 6年度	73,430,517	76,339,007	73,430,517	73,613,605
平成 7年度	78,034,005	80,557,215	78,034,005	75,938,516
平成 8年度	77,771,230	81,809,038	77,771,230	78,847,867
平成 9年度	78,533,159	80,170,473	78,533,159	78,470,310
平成10年度	87,991,484	89,782,693	87,991,484	84,391,798
平成11年度	89,018,896	94,376,336	89,018,896	89,037,431
平成12年度	89,770,226	93,361,027	89,770,226	89,321,049
平成13年度	86,352,554	86,903,038	86,352,554	84,811,128
平成14年度	83,688,984	87,289,021	83,688,984	83,674,289
平成15年度	81,939,568	85,622,807	81,939,568	82,415,970
平成16年度	86,878,703	88,897,515	86,878,703	84,896,776
平成17年度	86,704,827	89,000,271	86,704,827	85,519,592
平成18年度	83,458,343	84,412,713	83,458,343	81,445,480
平成19年度	83,804,191	84,553,478	83,804,191	81,842,570
平成20年度	88,911,212	89,208,229	88,911,212	84,697,395

(単位：百万円)

特 別 会 計		純 計		会計検査院経費	
歳入決算額	歳出決算額	歳入決算額	歳出決算額	予算額	決算額
190,778	178,205	170,629	164,802	0.8	0.5
419,113	372,500	411,476	403,417	46	41
1,144,303	1,009,595	1,035,338	978,230	117	116
1,839,472	1,757,275	1,626,974	1,564,769	173	173
2,092,079	1,900,029	1,989,184	1,801,400	215	215
1,400,083	1,275,068	1,653,282	1,595,284	279	276
1,349,980	1,213,628	1,781,111	1,661,090	312	310
1,481,506	1,333,513	1,978,718	1,916,472	349	345
1,660,131	1,522,006	2,014,752	2,004,720	402	394
1,879,857	1,726,572	2,225,535	2,165,984	430	423
2,231,478	2,007,473	2,509,127	2,281,741	454	451
2,376,288	2,139,318	2,653,960	2,460,665	510	506
3,058,520	2,802,768	2,729,416	2,633,346	533	532
3,411,926	3,096,323	3,116,965	2,913,633	574	558
3,939,179	3,555,073	3,634,993	3,264,220	683	719
4,431,764	3,959,211	4,306,693	3,735,025	736	766
4,798,415	4,283,616	4,686,226	4,370,995	800	829
5,383,303	4,785,868	5,259,209	5,054,637	942	934
6,148,097	5,557,586	6,028,557	5,795,728	1,087	1,142
7,216,047	6,406,370	6,999,195	6,610,953	1,397	1,397
8,658,349	7,669,892	8,314,253	7,620,940	1,378	1,476
10,747,572	9,572,302	9,925,179	8,968,558	1,467	1,543
13,408,942	11,902,721	11,500,754	10,414,567	1,672	1,716
16,029,214	14,309,416	13,348,858	12,066,617	1,870	1,934
18,164,819	16,007,565	15,435,358	13,727,021	2,314	2,378
19,627,386	16,863,593	17,783,166	15,524,594	2,575	2,733
22,567,254	19,369,727	21,592,313	18,747,587	2,900	3,004
27,130,782	23,016,568	26,352,150	22,065,195	3,451	3,650
33,593,003	28,485,462	31,452,613	28,399,137	4,105	4,765
39,501,421	33,876,198	36,974,289	33,571,441	5,529	5,515
49,289,133	42,700,575	45,475,588	40,853,585	6,165	6,115
60,562,085	52,268,427	54,143,802	48,604,542	6,703	6,866
71,958,304	62,552,732	64,122,760	57,212,579	7,509	7,531
83,708,212	72,195,935	72,676,643	64,579,975	8,163	8,332
96,889,616	83,946,459	80,111,686	72,931,450	8,373	8,592
105,959,594	92,320,981	87,217,595	80,212,446	8,461	8,652
111,737,371	97,879,671	91,381,917	83,554,276	8,617	8,890
119,190,539	106,276,630	97,594,144	90,798,088	8,724	9,173
128,788,304	115,568,866	100,988,933	93,629,582	10,037	9,912
126,677,520	111,775,183	99,502,045	90,834,048	9,995	9,789
148,212,137	129,788,557	109,432,997	95,886,708	10,520	10,205
167,667,862	145,204,789	118,045,968	102,866,647	11,006	10,297
172,501,531	147,492,227	118,082,140	105,623,132	11,248	10,816
175,330,999	152,801,642	121,357,928	113,391,452	11,393	11,152
194,543,445	168,583,841	132,750,582	116,858,274	12,159	12,006
207,766,453	177,879,328	138,160,492	120,621,971	12,783	12,753
220,793,017	188,798,218	145,931,152	129,562,512	14,183	13,994
236,206,705	202,241,118	158,289,859	137,911,659	14,103	13,801
247,147,911	214,245,102	160,744,290	145,078,162	14,523	14,179
267,813,629	232,465,893	175,417,953	155,325,150	15,222	14,761
280,714,499	245,210,470	178,387,845	161,961,438	15,406	15,195
283,499,310	247,035,976	185,023,375	169,938,578	15,883	15,159
306,416,946	272,579,000	204,086,127	186,549,935	16,231	15,993
310,175,592	279,368,933	209,620,003	198,763,086	16,275	15,867
341,146,378	305,775,943	211,258,544	199,466,439	17,300	16,126
396,223,501	363,336,765	249,965,273	248,343,412	17,682	18,215
399,745,636	373,897,723	242,954,522	245,376,354	16,789	16,514
385,754,803	357,691,356	230,192,900	230,853,755	19,086	18,855
419,300,415	376,032,929	264,270,565	233,320,930	19,678	19,134
452,141,039	401,183,565	256,444,817	230,182,819	19,709	18,935
501,536,310	450,579,547	265,279,146	250,922,536	20,113	19,254
395,920,306	353,283,177	220,154,527	203,514,874	21,106	20,080
387,739,529	359,198,223	201,444,241	204,780,565	17,022	16,408

第2節 検査報告

第1 不当事項

年度 態様	昭和21年度		昭和22年度		昭和23年度		昭和24年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
租 税	件	円	件	円	件	円	件	円
予 算 経 理	68		95		216		268	
工 事	32		44		62		63	
物 件	4		20		18		49	
役 務	34		71		154		128	
保 険	3		8		22		—	
未 収 金	—		—		1		—	
補 助 金	—		—		—		44	
不 正 行 為	8		69		56		—	
そ の 他	7	1,820,000	10	2,795,000	44	57,614,046	147	673,263,253
資 金 管 理	19		69		50		26	
財 務 諸 表	—		—		—		13	
	—		—		—		12	
合 計	175		386		623		750	

年度 態様	昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
租 税	件	円	件	円	件	円	件	円
予 算 経 理	619	502,087,705	177	378,087,114	215	462,557,568	161	459,764,936
工 事	10	42,179,206	2	328,591,105	3	27,260,683	—	
物 件	(1) 128	823,313,927	60	170,025,787	19	47,524,866	9	85,523,265
役 務	(10) 58	1,292,618,308	35	314,145,407	26	193,531,790	(1) 12	107,647,181
保 険	6	12,152,823	3	73,281,153	3	18,080,000	1	1,220,000
未 収 金	398	2,361,954,715	214	285,772,199	11	177,118,043	33	265,448,959
補 助 金	—		—		—		—	
不 正 行 為	907	1,244,521,942	598	707,095,058	194	336,368,556	107	191,612,343
そ の 他	51	197,225,426	30	71,205,594	24	65,094,328	30	110,943,024
	8	137,214,165	9	196,046,862	6	172,979,678	2	27,851,592
合 計	(11) 2,185	6,613,268,217	1,128	2,524,250,279	501	1,500,515,512	(1) 355	1,250,011,300

昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
288	244,074,077	309	268,920,726	399	325,224,434	745	466,989,945	693	426,016,313
101 (2)	1,219,488,648	40	269,488,977	10 (3)	402,337,648	8	193,495,010	5	74,265,286
61 (11)	397,742,456	62	155,873,953	34 (14)	73,400,195	51 (8)	404,240,200	118 (7)	1,140,730,508
157 (2)	2,004,429,998	122	1,396,912,526	89 (1)	7,186,820,090	76	1,725,852,347	66	833,207,707
32	152,571,415	27	104,249,759	11	15,404,668	11	428,237,629	7	248,955,970
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80	354,267,618	62 (1)	423,850,650	45 (20)	493,899,458	11 (8)	10,169,709	10 (1)	12,825,304
137	442,255,687	500	301,455,433	1,166	1,356,187,693	1,279	11,193,416,129	1,114	2,646,032,316
193 (1)	207,163,435	72	129,277,679	45	71,416,237	36 (7)	74,867,000	38	60,790,582
26 (1)	327,181,632	4	8,571,062	14	365,685,013	15	316,982,722	196	1,901,248,732
8	3,221,871,546	—	—	—	—	—	—	—	—
30	6,333,050,188	—	—	—	—	—	—	—	—
(17) 1,113	14,904,096,700	(13) 1,198	3,058,600,765	(38) 1,813	10,290,375,436	(23) 2,232	14,814,250,691	(8) 2,247	7,344,072,718

昭和34年度		昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
121	321,417,731	115	275,271,153	153	348,238,399	200	421,551,775	196	467,538,296
—	—	— (2)	—	—	—	—	—	—	—
10	120,048,954	17	72,483,687	17	76,522,842	17	58,217,000	31	131,966,735
10	16,670,464	8	53,450,198	20	82,481,518	18	85,059,183	16	65,957,585
—	—	—	—	4	16,947,323	1	1,262,570	4	4,799,092
22	184,452,601	22	209,152,250	29	176,808,805	36	316,726,430	23	210,271,142
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
111	624,074,955	159	233,455,514	346	1,132,115,138	364	1,269,817,321	333	1,374,678,510
16	24,327,831	13	19,831,242	10	52,355,053	9	15,598,996	7	43,252,059
2	6,228,735	4	7,952,708	—	—	6	323,289,779	6	23,966,817
292	1,297,221,271	(2) 338	871,596,752	579	1,885,469,078	651	2,491,523,054	616	2,322,430,236

備考 () は、金額の算定が困難なため、金額を計上していないものの件数で、内書。

第2部 資料

年度 態様	昭和39年度		昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
収 入	件	円	件	円	件	円	件	円
	181	448,557,355	112	535,339,491	129	540,596,601	134	542,212,984
	4	133,256,287	4	78,316,019	4	90,388,428	4	135,844,461
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	1	3,394,768	—	—	—	—
計	185	581,813,642	117	617,050,278	133	630,985,029	138	678,057,445
支 出	25	65,720,612	31	135,556,025	8	26,578,071	6	116,144,468
	5	47,300,000	3	11,500,000	1	5,900,000	2	17,077,800
	—	—	—	—	—	—	—	—
	34	318,949,091	16	154,366,645	15	107,517,968	4	59,554,509
	403	1,679,577,163	190	620,396,246	167	530,680,341	105	307,602,028
計	472	2,165,211,866	246	933,483,080	198	683,576,380	119	553,227,249
そ の 他	1	19,197,314	1	7,723,083	—	—	—	—
	5	28,114,416	8	63,831,343	6	27,899,265	3	18,748,727
	1	840,321	—	—	—	—	—	—
	7	48,152,051	9	71,554,426	6	27,899,265	3	18,748,727
合 計	664	2,795,177,559	372	1,622,087,784	337	1,342,460,674	260	1,250,033,421

年度 態様	昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
収 入	件	円	件	円	件	円	件	円
	1	891,886,643	1	1,068,878,674	1	1,155,057,863	1	1,437,927,363
	3	61,482,729	2	138,290,611	2	80,103,486	2	115,084,244
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	1	8,072,515	2	20,344,541	—	—
計	4	953,369,372	4	1,215,241,800	5	1,255,505,890	3	1,553,011,607
支 出	7	78,160,652	6	107,784,234	4	53,742,636	8	191,259,481
	—	—	1	5,500,000	—	—	1	5,700,000
	—	—	—	—	1	6,800,000	2	17,182,970
	1	71,732,776	1	49,059,350	2	85,039,991	2	164,252,050
	135	273,860,568	70	204,765,547	64	437,315,180	50	273,500,392
計	143	423,753,996	79	432,491,669	71	582,897,807	66	2,045,230,277
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
	5	18,472,350	3	11,721,976	6	33,675,874	5	69,642,433
	5	18,472,350	3	11,721,976	6	33,675,874	5	69,642,433
合 計	152	1,395,595,718	86	1,659,455,445	82	1,872,079,571	74	4,319,779,210

昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
46	726,293,431	1	642,359,384	1	869,357,837	1	1,015,347,344	1	1,035,763,158
4	123,226,845	2	42,660,606	2	59,471,806	2	46,556,608	2	48,229,064
—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	849,520,276	3	685,019,990	4	928,829,643	3	1,061,903,952	3	1,083,992,222
3	99,162,119	5	29,440,787	5	47,769,295	5	145,163,455	3	17,700,000
2	20,709,000	—	—	—	—	1	3,100,000	3	20,300,000
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	58,887,444	1	33,025,110	1	34,587,134	1	34,542,953	1	57,903,713
120	208,637,443	143	209,637,175	131	166,513,185	183	296,425,216	157	238,971,131
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1	1,035,875,000	1	27,620,844	—	—	—	—
127	387,396,006	150	1,307,978,072	138	276,490,458	190	479,231,624	164	334,874,844
1	5,500,000	—	—	—	—	—	—	1	5,560,978
4	20,144,549	—	—	4	61,184,873	6	6,105,509	8	21,277,306
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	25,644,549	—	—	4	61,184,873	6	6,105,509	9	26,838,284
182	1,262,560,831	153	1,992,998,062	146	1,266,504,974	199	1,547,241,085	176	1,445,705,350

第2部 資料

年度 態様		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
収 入	租 税	1	1,186,567,715	1	1,168,545,093	1	1,243,380,334	1	1,781,000,657
	保 險	2	150,392,138	3	265,538,880	3	516,164,935	3	703,973,349
	物 件	—	—	—	—	—	—	—	—
	医 療 費	—	—	—	—	—	—	—	—
	不正行為	—	—	2	12,443,229	1	19,961,300	6	104,479,068
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	1	34,630,109
	計	3	1,336,959,853	6	1,446,527,202	5	1,779,506,569	11	2,624,083,183
支 出	予算経理	—	—	6	322,015,196	4	19,828,585,425	—	—
	工 事	5	258,232,200	11	1,275,985,000	5	71,007,704	8	693,990,662
	物 件	2	3,520,622,000	15	193,100,000	3	42,650,000	1	18,000,000
	役 務	5	46,075,686	3	49,400,000	5	47,200,000	3	131,200,000
	保 險	2	168,351,015	2	141,376,544	2	116,524,423	2	194,160,472
	医 療 費	—	—	—	—	—	—	—	—
	補助金	61	588,198,787	67	440,382,422	99	479,816,706	114	2,580,647,302
	貸 付 金	3	319,571,911	13	549,523,100	9	157,599,051	11	284,363,084
	不正行為	1	15,993,374	4	4,877,120	6	81,303,160	1	3,874,956
	そ の 他	—	—	1	14,390,000	1	256,900,000	2	158,000,000
	計	79	4,917,044,973	122	2,991,049,382	134	21,081,586,469	142	4,064,236,476
そ の 他	物 件	1	8,769,031	—	—	—	—	—	—
	不正行為	10	190,960,803	36	119,389,532	18	153,342,554	27	251,186,355
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	11	199,729,834	36	119,389,532	18	153,342,554	27	251,186,355
合 計		93	6,453,734,660	164	4,556,966,116	157	23,014,435,592	180	6,939,506,014

年度 態様		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		平成元年度	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
収 入	租 税	1	1,138,522,285	1	1,196,657,970	1	1,320,510,995	1	1,450,153,535
	保 險	3	1,079,387,524	3	1,046,976,918	3	1,106,566,261	3	907,533,986
	物 件	—	—	—	—	—	—	—	—
	医 療 費	—	—	—	—	—	—	—	—
	不正行為	—	—	—	—	—	—	1	20,127,580
	そ の 他	—	—	—	—	1	4,632,140	—	—
	計	4	2,217,909,809	4	2,243,634,888	5	2,431,709,396	5	2,377,815,101
支 出	予算経理	—	—	—	—	—	—	1	4,094,905
	工 事	3	37,758,909	1	5,005,618	2	32,553,884	4	49,096,096
	物 件	1	36,400,000	1	12,020,000	—	—	1	21,171,606
	役 務	—	—	—	—	—	—	—	—
	保 險	5	224,639,218	6	313,670,694	6	294,547,462	7	404,186,916
	給 付	—	—	—	—	—	—	—	—
	医 療 費	—	—	—	—	—	—	—	—
	補助金	55	598,731,505	77	470,277,293	67	1,068,711,256	78	6,370,457,363
	貸 付 金	19	430,964,790	20	639,095,486	14	297,533,027	8	391,455,905
	不正行為	—	—	1	60,448,789	—	—	1	18,794,692
	そ の 他	8	116,776,200	25	187,619,525	35	211,230,820	57	347,491,120
	計	91	1,445,270,622	131	1,688,137,405	124	1,904,576,449	157	7,606,748,603
そ の 他	物 件	—	—	—	—	—	—	—	—
	不正行為	34	247,750,844	35	208,224,549	37	504,990,299	30	283,924,781
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	34	247,750,844	35	208,224,549	37	504,990,299	30	283,924,781
合 計		129	3,910,931,275	170	4,139,996,842	166	4,841,276,144	192	10,268,488,485

(単位：件、円)

昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度		昭和60年度	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
2	1,350,331,019	1	1,421,406,468	1	1,190,682,712	1	1,210,145,675	1	1,076,008,541
3	859,379,403	3	747,330,258	3	923,002,635	3	1,103,339,524	3	896,815,633
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	27,379,400	1	4,053,698	5	28,203,280	—	—	3	9,113,830
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	2,237,089,822	5	2,172,790,424	9	2,141,888,627	4	2,313,485,199	7	1,981,938,004
2	9,102,711	—	—	—	—	—	—	—	—
6	239,404,722	7	234,843,252	2	31,800,000	2	121,321,680	3	82,900,000
1	61,700,000	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	2	14,854,836	3	54,456,452	1	36,300,000	1	44,800,000
3	485,926,412	3	234,637,402	4	236,789,222	5	310,274,365	5	225,369,776
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
126	704,216,735	111	2,504,369,526	74	4,118,568,303	84	1,159,739,639	49	353,681,264
4	126,498,000	21	512,857,062	23	864,243,662	23	556,378,279	21	429,209,573
—	—	1	1,992,820	2	4,543,000	2	51,038,960	2	96,511,818
1	198,813,000	1	33,400,000	—	—	—	—	1	36,244,900
143	1,825,661,580	146	3,536,954,898	108	5,310,400,639	117	2,235,052,923	82	1,268,717,331
1	43,017,494	—	—	1	578,686,216	—	—	—	—
31	145,161,605	30	557,991,918	39	353,833,185	27	289,400,381	28	413,544,977
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	188,179,099	30	557,991,918	40	932,519,401	27	289,400,381	28	413,544,977
184	4,250,930,501	181	6,267,737,240	157	8,384,808,667	148	4,837,938,503	117	3,664,200,312

(単位：件、円)

平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1	1,390,861,815	1	1,504,583,276	2	1,712,637,302	1	1,619,728,690	1	1,394,293,271
3	693,416,785	2	421,276,298	2	1,532,698,697	2	2,489,687,437	2	11,613,692,862
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	17	932,511,980
1	3,915,457	3	16,610,307	2	11,690,120	1	355,738,000	2	10,090,000
9	127,611,900	2	41,233,981	—	—	—	—	—	—
14	2,215,805,957	8	1,983,703,862	6	3,257,026,119	4	4,465,154,127	22	13,950,588,113
8	123,709,750	—	—	—	—	—	—	—	—
6	182,778,577	2	48,000,000	1	13,500,000	3	92,229,983	1	21,000,000
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	2	28,900,000
4	543,575,756	4	624,988,252	4	2,652,759,871	5	3,564,087,080	5	3,958,540,533
76	1,082,139,459	86	289,794,077	101	397,429,191	94	701,853,286	2	626,336,114
91	3,625,067,328	80	885,344,688	75	439,617,404	84	888,699,137	127	777,615,364
11	112,122,443	9	143,751,969	14	266,273,474	13	461,407,862	12	258,651,930
1	3,099,306	1	31,322,000	1	10,027,772	1	2,441,647	3	66,170,694
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
197	5,672,492,619	182	2,023,200,986	196	3,779,607,712	200	5,710,718,995	152	5,737,214,635
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	551,966,273	34	296,363,714	50	769,947,826	31	202,619,678	43	762,817,701
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	551,966,273	34	296,363,714	50	769,947,826	31	202,619,678	43	762,817,701
240	8,440,264,849	224	4,303,268,562	252	7,806,581,657	235	10,378,492,800	217	20,450,620,449

第2部 資料

年度 態様		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
収 入	租 税	1	1,340,927,339	3	1,425,949,588	1	1,371,785,205	2	2,228,769,913
	保 険 料	2	16,071,039,652	2	5,811,783,927	2	4,810,377,682	2	4,155,982,835
	物 件 費	—	—	—	—	—	—	—	—
	医 療 費	33	460,524,465	20	157,777,950	19	152,753,170	20	206,581,410
	不正行為	—	—	2	31,885,701	—	—	1	4,456,800
	不正行為・予算経理 その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	36	17,872,491,456	27	7,427,397,166	23	6,344,590,457	25	6,595,790,958
支 出	予 算 経 理	—	—	4	48,461,581	22	299,607,879	1	51,450,000
	予算経理・不正行為	—	—	—	—	—	—	—	—
	工 事	—	—	2	39,096,000	—	—	3	258,063,494
	物 件 費	—	—	—	—	—	—	1	74,550,000
	役 務	—	—	—	—	—	—	—	—
	保 険 給 付	5	1,746,119,308	4	1,499,743,805	4	1,714,023,653	4	1,235,562,885
	医 療 費	2	467,829,731	2	646,356,033	2	1,796,477,016	2	1,868,695,229
	補 助 金	142	1,512,084,475	206	4,402,161,078	200	2,113,016,548	148	1,133,896,764
	貸 付 金	14	163,708,013	22	2,183,812,174	23	726,700,294	9	39,585,233
	不正行為	—	—	—	—	1	8,458,836	4	65,756,663
	不正行為・予算経理 その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	164	3,909,891,479	240	8,819,630,671	252	6,658,284,226	173	4,737,521,500
そ の 他	物 件 費	—	—	—	—	—	—	—	—
	不正行為	38	896,392,525	47	808,115,828	29	379,924,108	31	452,377,629
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	38	896,392,525	47	808,115,828	29	379,924,108	31	452,377,629
合計		238	22,678,775,460	314	17,055,143,665	304	13,382,798,791	229	11,785,690,087

年度 態様		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
収 入	予 算 経 理	—	—	—	—	5	52,479,000	5	93,641,960
	租 税	1	627,765,814	2	522,632,681	1	821,310,153	2	682,974,712
	保 険 料	2	2,936,197,138	2	3,041,895,063	2	3,116,611,281	2	2,192,747,145
	物 件 費	—	—	—	—	—	—	—	—
	医 療 費	—	—	—	—	—	—	4	81,738,260
	不正行為	2	5,623,832	1	3,983,005	3	7,318,900	14	351,707,074
	その他	—	—	1	6,420,000	—	—	—	—
	計	5	3,569,586,784	6	3,574,930,749	11	3,997,719,334	27	3,402,809,151
支 出	予 算 経 理	12	1,390,518,416	91	5,795,506,099	24	185,885,564	21	2,289,206,840
	予算経理・補助金	—	—	—	—	—	—	—	—
	予算経理・役務	—	—	—	—	—	—	1	4,660,321
	予算経理・不正行為	6	78,074,995	18	308,803,912	—	—	—	—
	工 事	2	30,442,515	3	447,774,000	1	19,065,000	4	129,440,027
	物 件 費	1	33,735,571	—	—	1	496,629,000	2	355,345,105
	役 務	4	48,624,145	5	169,229,064	26	568,349,466	36	484,869,788
	役 務 ・ 補 助 金	—	—	—	—	—	—	1	4,176,655
	保 険 給 付	3	438,884,170	4	279,672,205	4	215,326,225	4	230,498,184
	医 療 費	2	965,694,913	2	460,223,305	2	747,018,225	2	797,781,184
	補 助 金	212	1,393,109,159	218	2,166,521,540	226	2,741,940,544	710	11,735,937,275
	貸 付 金	1	6,489,433	—	—	5	392,490,675	7	40,692,151
	不正行為	6	171,637,881	5	37,427,134	7	42,874,259	22	66,403,911
	不正行為・予算経理 その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	250	4,588,115,585	348	9,688,489,843	300	5,475,020,638	815	16,250,041,752
そ の 他	予 算 経 理	—	—	—	—	—	—	—	—
	物 件 費	—	—	1	91,176,944	—	—	—	—
	不正行為	41	1,594,868,355	35	753,461,639	50	689,737,389	15	247,577,211
	その他	—	—	—	—	—	—	2	17,815,930,379
	計	41	1,594,868,355	36	844,638,583	50	689,737,389	17	18,063,507,590
合計		296	9,752,570,724	390	14,108,059,175	361	10,162,477,361	859	37,716,358,493

(単位：件、円)

平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1	1,260,577,980	1	1,121,731,138	1	1,014,703,506	3	1,315,446,812	1	849,019,852
2	6,223,818,885	2	5,901,777,924	2	4,783,710,839	2	4,913,918,986	2	2,843,532,868
—	—	2	111,550,000	1	25,440,000	—	—	—	—
15	151,519,300	12	70,815,750	—	—	—	—	—	—
3	67,560,044	2	14,360,130	4	15,683,060	2	4,672,282	3	23,340,557
1	8,150,600	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	2	9,759,461	—	—	2	5,728,983
22	7,711,626,809	19	7,220,234,942	10	5,849,296,866	7	6,234,038,080	8	3,721,622,260
—	—	3	9,815,882	1	313,913,495	6	6,906,809,337	3	3,262,217,113
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	9,011,000	1	7,800,000	—	—	—	—	—	—
1	18,267,014	—	—	1	6,249,030	—	—	—	—
—	—	1	13,869,190	1	12,192,000	2	95,880,417	1	2,271,364,533
3	1,384,677,132	3	1,171,691,708	3	893,036,888	3	473,324,957	3	480,352,672
2	1,426,590,450	2	1,861,996,843	2	1,214,821,349	2	1,544,579,002	2	1,047,705,013
167	1,841,865,081	141	4,084,680,709	178	4,318,011,076	209	2,069,383,820	164	1,350,602,889
5	20,203,507	7	87,254,159	1	56,284,519	—	—	3	7,478,000
3	69,194,389	2	14,242,647	6	97,389,040	1	60,963,364	7	109,127,665
—	—	—	—	—	—	—	—	2	11,115,981
2	125,459,196	1	201,529,689	4	292,862,283	3	118,894,871	2	69,494,275
184	4,895,267,769	161	7,452,880,827	197	7,204,759,680	226	11,269,835,768	187	8,609,458,141
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	515,184,800	46	738,952,314	41	741,118,587	39	1,325,256,061	24	310,310,914
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	515,184,800	46	738,952,314	41	741,118,587	39	1,325,256,061	24	310,310,914
252	13,122,079,378	226	15,412,068,083	248	13,795,175,133	272	18,829,129,909	219	12,641,391,315

(単位：件、円)

平成20年度	
件数	金 額
1	77,501,366
1	1,024,664,596
2	1,157,476,870
—	—
13	140,091,234
4	35,903,548
4	171,746,867
25	2,607,384,481
35	390,548,891
9	20,107,963
—	—
—	—
2	160,161,854
—	—
22	225,690,299
—	—
4	225,697,160
2	630,162,795
487	6,917,248,967
—	—
1	29,523,857
—	—
5	231,002,380
567	8,830,144,166
1	892,409,072
—	—
—	—
—	—
1	892,409,072
593	12,329,937,719

第2部 資料

第2 決算等受領、検査報告送付及び国会提出等年月日

年度	決算受領	内閣への総決算の回付 (決算検査報告の送付)	議会への提出	貴族院議決	衆議院議決
明治24年度	明治26. 7. 3	明治26. 12. 16	明治27. 5. 15	明治28. 3. 11	明治34. 3. 23
明治25年度	27. 7. 17	27. 12. 25	28. 2. 22	28. 3. 23	28. 3. 23
明治26年度	28. 6. 24	28. 12. 28	29. 2. 29	29. 3. 27	29. 3. 26
明治27年度	29. 7. 1	29. 12. 26	30. 2. 23	30. 3. 24	30. 3. 23
明治28年度	30. 7. 6	30. 12. 27	31. 5. 19	32. 3. 28	33. 2. 7
臨時軍事費	30. 7. 23	30. 11. 13	31. 5. 19	32. 2. 28	33. 2. 14
明治29年度	31. 8. 4	31. 12. 26	32. 2. 14	32. 3. 2	32. 3. 4
明治30年度	32. 7. 14	32. 12. 5	33. 1. 26	33. 2. 20	33. 2. 19
明治31年度	33. 6. 23	33. 12. 3	34. 2. 15	34. 3. 23	34. 3. 23
明治32年度	34. 7. 3	34. 11. 19	35. 1. 28	35. 3. 4	35. 3. 8
明治33年度	35. 6. 2	35. 10. 27	35. 12. 28	38. 2. 27	36. 6. 4
明治34年度	36. 6. 24	36. 10. 10	38. 1. 19	38. 2. 25	38. 2. 27
明治35年度	37. 7. 5	37. 10. 3	38. 1. 19	38. 2. 25	38. 2. 27
明治36年度	38. 7. 13	38. 10. 11	39. 1. 26	39. 3. 26	39. 3. 27
明治37年度	39. 8. 2	39. 10. 24	40. 2. 21	40. 3. 26	40. 3. 26
明治38年度	40. 8. 28	40. 11. 1	41. 2. 1	41. 3. 23	41. 3. 17
明治39年度	41. 9. 11	41. 11. 13	42. 1. 23	42. 3. 24	42. 3. 24
臨時軍事費	41. 2. 18	41. 3. 2	42. 1. 23	42. 3. 24	42. 3. 24
明治40年度	42. 9. 9	42. 10. 16	43. 1. 21	43. 3. 22	43. 3. 15
明治41年度	43. 10. 1	43. 11. 7	44. 1. 21	44. 3. 4	44. 3. 21
明治42年度	44. 7. 22	44. 10. 25	45. 1. 27	45. 3. 9	45. 3. 22
明治43年度	大正元. 10. 11	大正元. 11. 18	大正 2. 2. 24	大正 2. 3. 26	大正 2. 3. 26
旧韓国	元. 11. 19	元. 12. 27	2. 2. 24	2. 3. 26	2. 3. 26*1
明治44年度	2. 11. 4	2. 12. 1	3. 2. 2	3. 6. 28	4. 5. 31
大正元年度	3. 11. 10	3. 12. 3	3. 12. 25	4. 6. 7	4. 6. 9
大正 2年度	4. 10. 22	4. 11. 22	4. 12. 16	5. 2. 26	5. 2. 28
大正 3年度	5. 11. 11	5. 12. 7	6. 6. 25	6. 7. 11	7. 3. 23
大正 4年度	6. 12. 27	7. 1. 21	7. 2. 16	7. 3. 25	7. 3. 23
大正 5年度	7. 8. 28	7. 11. 12	8. 2. 25	8. 3. 26	8. 3. 25
大正 6年度	8. 7. 29	8. 12. 5	9. 1. 31	9. 7. 28	9. 7. 28
大正 7年度	9. 12. 10	9. 12. 27	10. 2. 24	10. 3. 26	10. 3. 24
大正 8年度	10. 10. 4	10. 12. 27	11. 2. 13	11. 3. 25	11. 3. 24
大正 9年度	11. 11. 30	11. 12. 27	12. 2. 15	12. 3. 25	12. 3. 26
大正10年度	大正12. 8. 2*2	大正13. 1. 29	大正13. 7. 1	大正13. 7. 17	大正13. 7. 17
大正11年度	13. 12. 13	14. 1. 12	14. 2. 18	14. 3. 25	14. 3. 23
大正12年度	14. 7. 24	14. 12. 28	15. 2. 8	15. 3. 25	15. 3. 24
大正13年度	14. 12. 19	15. 1. 30	15. 2. 24	15. 3. 25	15. 3. 24
大正14年度	15. 12. 18	昭和 2. 1. 27	昭和 2. 2. 18	昭和 2. 3. 24	昭和 2. 3. 25
臨時軍事費	昭和 2. 1. 18	2. 2. 2	2. 2. 18	2. 3. 24	2. 3. 25
昭和元年度	2. 12. 20	2. 12. 28	3. 4. 23	4. 3. 12	4. 3. 23
昭和 2年度	3. 12. 26	4. 1. 16	4. 2. 15	4. 3. 23	4. 3. 23
昭和 3年度	4. 12. 20	4. 12. 27	5. 4. 23	5. 5. 13	7. 6. 14
昭和 4年度	5. 12. 20	5. 12. 26	6. 2. 20	6. 3. 24	7. 6. 14
昭和 5年度	6. 12. 21	6. 12. 28	8. 1. 21	8. 3. 8	8. 3. 23
昭和 6年度	7. 12. 28	8. 1. 24	8. 2. 20	8. 3. 22	8. 3. 23
昭和 7年度	9. 1. 15	9. 2. 3	9. 2. 23	9. 3. 24	9. 3. 24
昭和 8年度	10. 1. 21	10. 2. 1	10. 2. 15	10. 3. 18	10. 3. 25
昭和 9年度	11. 1. 20	11. 2. 5	11. 5. 4	11. 5. 18	11. 5. 31
昭和10年度	11. 12. 10	12. 2. 3	12. 2. 19	12. 3. 18	12. 8. 3
昭和11年度	13. 1. 15	13. 2. 1	13. 2. 23	13. 3. 19	13. 3. 23
昭和12年度	13. 12. 8	13. 12. 28	14. 2. 2	14. 2. 28	14. 3. 25
昭和13年度	14. 12. 18	14. 12. 28	15. 2. 13	15. 3. 4	15. 3. 21
昭和14年度	15. 12. 18	15. 12. 27	16. 1. 28	16. 2. 12	16. 3. 25
昭和15年度	16. 12. 19	16. 12. 27	17. 1. 21	17. 2. 4	17. 2. 14
昭和16年度	17. 12. 19	17. 12. 29	18. 1. 21	18. 2. 15	18. 3. 25
臨時陸軍材料資金	17. 12. 19	17. 12. 29	18. 1. 28	18. 2. 22	18. 3. 25
昭和17年度	18. 12. 24	19. 1. 13	19. 1. 21	19. 2. 5	19. 3. 23
昭和18年度	20. 1. 21	20. 2. 5	20. 2. 6	20. 2. 14	20. 3. 24
昭和19年度	21. 8. 21	22. 1. 22	22. 3. 7	22. 3. 25	22. 3. 27
昭和20年度	22. 4. 19	22. 5. 1	22. 7. 25	22. 12. 4	22. 12. 6
臨時軍事費	22. 3. 10	22. 3. 17	22. 3. 22	22. 3. 29	23. 3. 31

*1 旧韓国政府予算襲用会計である

*2 震災により焼失のため、再接受12. 12. 27

年度	決算受領	内閣への総決算の回付 (決算検査報告の送付)	国会への提出	参議院議決	衆議院議決
昭和21年度	23. 3. 9	23. 3. 22	23. 3. 30	24. 4. 25	24. 5. 21
昭和22年度	24. 1. 31	24. 2. 15	24. 3. 30	25. 3. 30	25. 3. 18
昭和23年度	24. 11. 28	25. 1. 10	25. 2. 21	27. 5. 30	26. 3. 30
昭和24年度	25. 11. 24	26. 1. 12	26. 2. 24	27. 12. 23	27. 6. 7
昭和25年度	26. 11. 28	27. 1. 18	27. 3. 24	28. 7. 29	28. 8. 10
昭和26年度	27. 11. 29	27. 12. 31	28. 2. 18	29. 4. 23	30. 5. 28
昭和27年度	28. 11. 30	28. 12. 25	29. 2. 11	29. 12. 1	30. 5. 28
昭和28年度	29. 11. 6	29. 12. 24	30. 1. 22	30. 7. 29	31. 3. 22
昭和29年度	30. 11. 10	30. 12. 14	31. 1. 12	32. 3. 29	32. 11. 13
昭和30年度	31. 10. 31	31. 12. 7	31. 12. 25	33. 4. 9	33. 7. 8
昭和31年度	32. 10. 26	32. 12. 7	32. 12. 23	33. 12. 23	35. 6. 17
昭和32年度	33. 10. 25	33. 12. 4	33. 12. 22	35. 3. 21	35. 6. 17
昭和33年度	34. 10. 24	34. 12. 4	34. 12. 29	36. 6. 8	36. 10. 13
昭和34年度	35. 10. 24	35. 12. 5	35. 12. 27	37. 5. 6	37. 2. 23
昭和35年度	36. 10. 23	36. 12. 4	36. 12. 23	38. 2. 5	38. 3. 29
昭和36年度	37. 10. 25	37. 12. 4	37. 12. 26	39. 3. 25	39. 5. 15
昭和37年度	38. 10. 25	38. 12. 4	38. 12. 24	40. 2. 26	39. 12. 18
昭和38年度	39. 10. 24	39. 12. 3	39. 12. 25	41. 6. 22	41. 6. 7
昭和39年度	40. 10. 23	40. 12. 2	40. 12. 28	42. 6. 12	42. 5. 9
昭和40年度	41. 10. 22	41. 12. 6	41. 12. 27	42. 12. 21	43. 5. 14
昭和41年度	42. 10. 21	42. 11. 30	42. 12. 27	43. 5. 17	44. 3. 18
昭和42年度	43. 10. 15	43. 11. 29	43. 12. 27	45. 4. 28	45. 4. 17
昭和43年度	44. 10. 15	44. 11. 29	45. 1. 14	46. 5. 19	46. 5. 11
昭和44年度	45. 10. 15	45. 11. 30	45. 12. 26	47. 5. 26	47. 5. 12
昭和45年度	46. 10. 15	46. 12. 3	46. 12. 29	48. 6. 22	48. 7. 13
昭和46年度	47. 10. 14	47. 12. 12	47. 12. 22	49. 5. 17	49. 12. 25
昭和47年度	48. 10. 13	48. 12. 10	48. 12. 21	50. 6. 6	50. 6. 27
昭和48年度	49. 10. 15	49. 12. 11	49. 12. 27	52. 5. 25	51. 10. 21
昭和49年度	50. 10. 17	50. 12. 11	50. 12. 27	53. 6. 16	52. 5. 24
昭和50年度	51. 10. 19	51. 12. 10	51. 12. 30	54. 6. 1	53. 5. 25
昭和51年度	52. 10. 18	52. 12. 14	52. 12. 27	55. 4. 25	54. 6. 5
昭和52年度	53. 10. 13	53. 12. 15	53. 12. 26	56. 4. 17	55. 10. 21
昭和53年度	54. 10. 12	54. 12. 14	54. 12. 25	57. 4. 28	57. 4. 20
昭和54年度	55. 10. 14	55. 12. 10	55. 12. 26	58. 5. 18	58. 5. 25
昭和55年度	56. 10. 13	56. 12. 15	56. 12. 25	58. 5. 18	59. 3. 9
昭和56年度	57. 10. 12	57. 12. 13	57. 12. 28	59. 7. 11	60. 3. 28
昭和57年度	58. 10. 14	58. 12. 21	58. 12. 26	60. 6. 19	61. 2. 25
昭和58年度	59. 10. 12	59. 12. 10	59. 12. 21	61. 5. 22	62. 4. 14
昭和59年度	60. 10. 15	60. 12. 12	60. 12. 24	62. 7. 6	62. 4. 14
昭和60年度	61. 10. 14	61. 12. 12	61. 12. 29	63. 7. 19	63. 11. 18
昭和61年度	62. 10. 13	62. 12. 11	62. 12. 28	平成元. 12. 15	平成元. 12. 12
昭和62年度	63. 10. 14	63. 12. 16	63. 12. 30	3. 4. 24	3. 10. 4
昭和63年度	平成元. 10. 13	平成元. 12. 8	平成元. 12. 25	4. 6. 19	3. 10. 4
平成元年度	2. 10. 12	2. 12. 14	2. 12. 21	4. 6. 19	5. 6. 8
平成 2年度	3. 10. 4	3. 12. 9	4. 1. 24	5. 8. 27	6. 6. 16
平成 3年度	4. 10. 6	4. 12. 11	5. 1. 22	6. 10. 4	6. 6. 16
平成 4年度	5. 10. 5	5. 12. 14	6. 1. 31	8. 2. 16	8. 6. 14
平成 5年度	6. 10. 7	6. 12. 16	7. 1. 20	8. 2. 16	8. 6. 14
平成 6年度	7. 10. 6	7. 12. 15	8. 1. 22	9. 1. 17	9. 6. 17
平成 7年度	8. 10. 4	8. 12. 11	9. 1. 20	10. 1. 14	9. 6. 17
平成 8年度	9. 10. 3	9. 12. 12	10. 1. 12	11. 11. 10	12. 5. 23
平成 9年度	10. 10. 2	10. 12. 11	11. 1. 19	11. 11. 10	12. 5. 23
平成10年度	11. 9. 28	11. 11. 29	12. 1. 20	13. 6. 27	14. 5. 10
平成11年度	12. 9. 29	12. 11. 30	13. 1. 31	14. 12. 11	14. 5. 10
平成12年度	13. 9. 28	13. 11. 30	14. 1. 21	14. 12. 11	14. 12. 10
平成13年度	14. 9. 27	14. 11. 29	15. 1. 20	15. 6. 16	15. 7. 15
平成14年度	15. 9. 26	15. 11. 28	16. 1. 19	16. 6. 2	16. 6. 3
平成15年度	16. 9. 10	16. 11. 9	16. 11. 19	17. 6. 8	17. 6. 30
平成16年度	16. 9. 6	17. 11. 8	18. 1. 20	18. 6. 9	18. 6. 13
平成17年度	18. 9. 8	18. 11. 10	18. 11. 21	19. 6. 13	19. 10. 18
平成18年度	19. 9. 7	19. 11. 9	19. 11. 20	20. 6. 11	20. 6. 10
平成19年度	20. 9. 9	20. 11. 7	20. 11. 21	21. 7. 1	21. 6. 25
平成20年度	21. 9. 8	21. 11. 11	21. 11. 24		

第2部 資料

第3 行務成績書、会計検査成績書等の総会議議決及び上奏年月日

年度	事 項	総 会 議 議 決 年 月 日	上 奏 年 月 日
明治20年度	行務成績書	明治24. 7. 2	明治24. 7. 11
明治21年度	〃	26. 6. 20	26. 9. 13
明治22年度	〃	27. 7. 4	27. 10. 16
明治23年度	〃	27. 11. 9	27. 12. 10
明治24年度	〃	28. 3. 20	28. 6. 11
明治25年度	〃	28. 8. 12	28. 10. 12
明治26年度	〃	29. 7. 18	29. 10. 13
—	臨時軍事費検査功程図	—	30. 3. 8
明治27年度	行務成績書	30. 8. 2	30. 9. 13
—	臨時軍事費特別会計歳入歳出決算検査成績書	30. 12. 14	30. 12. 21
明治28年度	行務成績書	31. 3. 25	31. 4. 21
明治29年度	〃	32. 4. 28	32. 5. 12
明治30年度	会計検査成績書	33. 4. 13	33. 5. 19
明治31年度	〃	34. 1. 15	34. 4. 11
明治32年度	〃	35. 1. 28	35. 3. 5
明治33年度	〃	35. 12. 24	36. 2. 9
明治34年度	〃	36. 12. 11	37. 1. 25
明治35年度	〃	37. 12. 19	38. 1. 14
明治36年度	〃	38. 12. 19	39. 1. 19
明治37年度	〃	39. 12. 26	40. 2. 6
明治38年度	〃	40. 12. 20	41. 2. 3
—	臨時軍事費会計検査成績書	41. 5. 20	41. 6. 12
明治39年度	会計検査成績書	41. 12. 25	42. 2. 2
明治40年度	〃	42. 12. 12	43. 2. 18
明治41年度	〃	43. 12. 23	44. 2. 6
明治42年度	〃	44. 12. 26	45. 3. 2
明治43年度	〃	大正元. 12. 25	大正 2. 3. 14
明治44年度	〃	2. 12. 24	3. 2. 7
大正元年度	〃	3. 12. 24	4. 2. 22
大正 2年度	〃	4. 12. 27	5. 2. 5
大正 3年度	〃	6. 1. 18	6. 2. 17
大正 4年度	〃	7. 2. 16	7. 3. 13
大正 5年度	〃	7. 12. 27	8. 2. 26
大正 6年度	〃	8. 12. 24	9. 3. 3
大正 7年度	〃	10. 1. 27	10. 3. 15
大正 8年度	〃	11. 2. 8	11. 4. 8
大正 9年度	〃	12. 1. 31	12. 3. 15
大正10年度	〃	13. 2. 15	13. 4. 15
大正11年度	〃	14. 2. 25	14. 3. 31
大正12年度	〃	15. 3. 15	15. 4. 13
大正13年度	〃	15. 3. 23	15. 4. 13
大正14年度	〃	昭和 2. 3. 9	昭和 2. 4. 18
—	臨時軍事費会計検査成績書	2. 3. 12	2. 4. 18
昭和元年度	会計検査成績書	3. 3. 2	3. 4. 13
昭和 2年度	〃	2. 3. 15	4. 4. 4
昭和 3年度	〃	5. 3. 7	5. 4. 11
昭和 4年度	〃	6. 3. 7	6. 4. 13
昭和 5年度	〃	7. 3. 8	7. 4. 15
昭和 6年度	〃	8. 3. 8	8. 3. 29
昭和 7年度	〃	9. 3. 7	9. 4. 2
昭和 8年度	〃	10. 3. 4	10. 3. 28
昭和 9年度	〃	11. 3. 11	11. 3. 27
昭和10年度	〃	12. 3. 9	12. 3. 26
昭和11年度	〃	13. 3. 19	13. 4. 8
昭和12年度	〃	14. 2. 24	14. 3. 16
昭和13年度	〃	15. 1. 25	15. 2. 14
昭和14年度	〃	16. 1. 24	16. 2. 7
昭和15年度	〃	17. 1. 30	17. 2. 10
昭和16年度	〃	18. 2. 5	18. 2. 17
—	臨時陸軍材料資金会計検査成績書	18. 2. 5	18. 2. 17
昭和17年度	会計検査成績書	19. 2. 8	19. 2. 18
昭和18年度	〃	20. 2. 24	20. 3. 19
昭和19年度	〃	22. 3. 27	22. 4. 23
—	臨時軍事費会計検査成績書	22. 4. 4	22. 4. 23
昭和20年度	会計検査成績書	22. 4. 25	22. 5. 2

第4 国有財産報告送付及び国会提出等年月日

年度	総計算書受領	内閣への総計算書の回付 (検査報告の送付)	国会への提出	参議院議決	衆議院議決
昭和21年度	昭和22. 11. 30	昭和23. 3. 22	昭和23. 6. 22	昭和23. 7. 5	昭和23. 11. 30
昭和22年度	23. 12. 7	24. 2. 2	24. 5. 14	24. 5. 23	24. 5. 21
昭和23年度	24. 11. 4	24. 12. 24	25. 4. 3	25. 4. 29	25. 4. 30
昭和24年度	25. 11. 1	25. 12. 23	26. 3. 20	26. 1. 7	26. 5. 25
昭和25年度	26. 10. 27	26. 12. 21	27. 3. 29	27. 5. 26	27. 5. 20
昭和26年度	27. 10. 30	27. 12. 26	28. 6. 16	28. 7. 22	28. 12. 8
昭和27年度	28. 10. 29	28. 12. 22	29. 2. 11	29. 3. 24	29. 3. 18
昭和28年度	29. 10. 30	29. 12. 20	30. 4. 4	30. 6. 13	30. 6. 4
昭和29年度	30. 10. 29	30. 12. 7	31. 2. 24	32. 3. 29	33. 4. 22
昭和30年度	31. 10. 29	31. 12. 7	32. 2. 1	33. 4. 9	33. 7. 8
昭和31年度	32. 10. 29	32. 11. 29	33. 2. 18	33. 12. 23	35. 6. 17
昭和32年度	33. 10. 28	33. 11. 28	34. 2. 14	35. 3. 21	35. 6. 17
昭和33年度	34. 10. 31	34. 12. 4	35. 3. 28	36. 6. 8	36. 10. 13
昭和34年度	35. 10. 29	35. 12. 5	36. 2. 24	37. 5. 6	37. 2. 23
昭和35年度	36. 10. 31	36. 12. 4	37. 2. 7	38. 2. 5	38. 3. 29
昭和36年度	37. 10. 31	37. 12. 4	38. 1. 16	39. 3. 25	39. 5. 15
昭和37年度	38. 10. 31	38. 12. 4	39. 1. 28	40. 2. 26	39. 12. 18
昭和38年度	39. 10. 28	39. 12. 3	40. 1. 22	41. 6. 22	41. 6. 7
昭和39年度	40. 10. 22	40. 12. 2	41. 1. 25	42. 6. 12	42. 5. 9
昭和40年度	41. 10. 29	41. 12. 6	42. 2. 21	42. 12. 21	43. 5. 14
昭和41年度	42. 10. 21	42. 11. 30	43. 1. 23	43. 5. 17	44. 3. 18
昭和42年度	43. 10. 25	43. 11. 29	44. 1. 24	45. 4. 28	45. 4. 17
昭和43年度	44. 10. 24	44. 11. 29	45. 1. 30	46. 5. 19	46. 5. 11
昭和44年度	45. 10. 24	45. 11. 30	46. 1. 22	47. 5. 26	47. 5. 12
昭和45年度	46. 10. 29	46. 12. 3	47. 1. 21	48. 6. 22	48. 7. 13
昭和46年度	47. 10. 24	47. 12. 12	48. 1. 23	49. 5. 17	49. 12. 25
昭和47年度	48. 10. 23	48. 12. 10	49. 1. 22	50. 6. 6	50. 6. 27
昭和48年度	49. 10. 22	49. 12. 11	50. 1. 21	52. 5. 25	51. 10. 21
昭和49年度	50. 10. 21	50. 12. 11	51. 1. 30	53. 6. 16	52. 5. 24
昭和50年度	51. 10. 29	51. 12. 10	52. 1. 28	54. 6. 1	53. 5. 25
昭和51年度	52. 10. 28	52. 12. 14	53. 1. 31	55. 4. 25	54. 6. 5
昭和52年度	53. 10. 27	53. 12. 15	54. 1. 30	56. 4. 17	55. 10. 21
昭和53年度	54. 10. 26	54. 12. 14	55. 1. 29	57. 4. 28	57. 4. 20
昭和54年度	55. 10. 24	55. 12. 10	56. 1. 30	58. 5. 18	58. 5. 25
昭和55年度	56. 10. 23	56. 12. 15	57. 1. 29	58. 5. 18	59. 3. 9
昭和56年度	57. 10. 15	57. 12. 13	58. 1. 28	59. 7. 11	60. 3. 28
昭和57年度	58. 10. 18	58. 12. 21	59. 1. 31	60. 6. 19	61. 2. 25
昭和58年度	59. 10. 12	59. 12. 10	60. 1. 29	61. 5. 22	62. 4. 14
昭和59年度	60. 10. 15	60. 12. 12	61. 1. 28	62. 7. 6	62. 4. 14
昭和60年度	61. 10. 21	61. 12. 12	62. 1. 30	63. 7. 19	63. 11. 18
昭和61年度	62. 10. 20	62. 12. 11	63. 1. 29	平成元. 12. 15	平成元. 12. 12
昭和62年度	63. 10. 21	63. 12. 16	平成元. 1. 27	3. 4. 24	3. 10. 4
昭和63年度	平成元. 10. 20	平成元. 12. 8	2. 1. 19	4. 6. 19	3. 10. 4
平成元年度	2. 10. 19	2. 12. 14	3. 1. 29	4. 6. 19	5. 6. 8
平成 2年度	3. 10. 11	3. 12. 9	4. 1. 24	5. 8. 27	6. 6. 16
平成 3年度	4. 10. 9	4. 12. 11	5. 1. 22	6. 10. 4	6. 6. 16
平成 4年度	5. 10. 8	5. 12. 14	6. 1. 28	8. 2. 16	8. 6. 14
平成 5年度	6. 10. 11	6. 12. 16	7. 1. 20	8. 2. 16	8. 6. 14
平成 6年度	7. 10. 13	7. 12. 15	8. 1. 22	9. 1. 14	9. 6. 17
平成 7年度	8. 10. 22	8. 12. 11	9. 1. 20	10. 1. 14	9. 6. 17
平成 8年度	9. 10. 14	9. 12. 12	10. 1. 12	11. 11. 10	12. 5. 23
平成 9年度	10. 10. 20	10. 12. 11	11. 1. 19	11. 11. 10	12. 5. 23
平成10年度	11. 10. 8	11. 11. 29	12. 1. 20	13. 6. 27	14. 5. 10
平成11年度	12. 10. 6	12. 11. 30	13. 1. 31	14. 12. 11	14. 5. 10
平成12年度	13. 10. 26	13. 11. 30	14. 1. 12	14. 12. 11	14. 12. 10
平成13年度	14. 10. 11	14. 11. 29	15. 1. 20	15. 6. 16	15. 7. 15
平成14年度	15. 9. 26	15. 11. 28	16. 1. 19	16. 6. 2	16. 6. 3
平成15年度	16. 9. 10	16. 11. 9	16. 11. 19	17. 6. 8	17. 6. 30
平成16年度	17. 9. 6	17. 11. 8	18. 1. 20	18. 6. 9	18. 6. 13
平成17年度	18. 9. 8	18. 11. 10	18. 11. 21	19. 6. 13	19. 10. 18
平成18年度	19. 9. 7	19. 11. 9	19. 11. 20	20. 6. 11	20. 6. 10
平成19年度	20. 9. 9	20. 11. 7	20. 11. 21	21. 7. 1	21. 6. 25
平成20年度	21. 9. 8	21. 11. 11	21. 11. 24		

第2部 資料

第5 物品検査報告書送付及び国会提出等年月日

年度	総計算書受領	内閣への総計算書の回付 (検査報告の送付)	国会への提出	参議院議決	衆議院議決
昭和32年度	昭和33.10.31	昭和33.11.29	昭和34.2.14	昭和35.3.21	昭和35.6.17
昭和33年度	34.10.24	34.12.4	35.3.28	36.6.8	36.10.13
昭和34年度	35.10.24	35.12.5	36.2.24	37.5.6	37.2.23
昭和35年度	36.10.23	36.12.4	36.12.23	38.2.5	38.3.29
昭和36年度	37.10.25	37.12.4	37.12.26	39.3.25	39.5.15
昭和37年度	38.10.25	38.12.4	38.12.24	40.2.26	39.12.18
昭和38年度	39.10.24	39.12.3	39.12.25	41.6.22	41.6.7

物品に関しては、38年度検査報告限りで廃止された。

第3節 会計検査院関連法規

1 会計検査院職制章程（明治14年4月28日太政官達第35号）

会計検査院職制

長 二等官

本院ノ官吏ヲ統率シテ主管百般ノ事務ヲ総理ス

本院官吏ノ進退黜陟奏任以上ハ之ヲ具状シ判任以下ハ之ヲ専行ス

副長 三等官

職掌長ニ亶ク

以上勅任

一等検査官

二等検査官

三等検査官

四等検査官

官金及ヒ物品ノ出納官有財産管理方法ノ監査歳計ノ予算決算ニ係ル事務ニ分任シ会計主務官吏懲戒ノ断案ヲ調整ス

定員10名

大書記官

権大書記官

少書記官

権少書記官

院長官房ノ事務及ヒ院中ノ庶務会計記録ヲ幹理ス

大少書記官ノ内2名ヲ定員トス

以上奏任

検査官補 相当八等官ヨリ 十七等官ニ至ル

検査官ニ属シ検査ノ事務ニ従事ス検査官事故アルトキハ其事務ヲ代理スルヲ得

定員75名

属 相当八等官ヨリ 十七等官ニ至ル

書記官ニ属シ文書計算ノ事務ニ従事ス

会計検査院章程

第1条 会計検査院ハ政府ノ歳計ヲ審査監督シ会計法規ノ統一ヲ主持スル所トス

第2条 歳入出予算ノ当否ヲ審査シ其意見ヲ内閣ニ具申ス

第3条 官金及ヒ物品ノ出納官有財産管理ノ方法ヲ監査ス

第4条 会計検査上ニ於テ各事業ノ審査ヲ要スル時ハ其実況ヲ視察シ其得失ヲ内閣ニ具申スルコトヲ得

第5条 国庫及ヒ各庁収支ノ決算ヲ審査判定シ当該会計官吏ニ向テ決算ノ状ヲ宣告ス

第6条 前条ニ依リ為シタル宣告ハ終審ノモノトス但内閣ニ於テ其宣告ヲ不当ト認メタル時ハ更ニ本院ニ下シテ再審セシメ又ハ特

別委員ヲ命ジテ審理セシムルコトヲ得

第7条 歳入出決算ノ報告及ヒ行務ノ年報ヲ調整シ之ヲ内閣ニ進呈ス

第8条 会計ニ関スル法律規則及ヒ院中処務課程ノ創定釐革ニ付其意見ヲ内閣ニ建議スルコトヲ得

第9条 会計ニ関スル法規ノ疑条ヲ弁明シ之ヲ各庁ニ通知スルコトヲ得

第10条 地方税収入支出ノ予算及ヒ決算報告ヲ査閲ス

第11条 会計主務官吏会計ノ法規ニ違フタル時ハ懲戒ノ断案ヲ草シ其奏任以上ニ係ル者ハ内閣ニ上申シ其判任以下ニ係ル者ハ所属

長官ニ通報ス但刑法ニ明文アル者ハ一面以テ之ヲ検事ニ告知ス

第12条 会計検査院ヨリ発スル文書ハ院長ノ名ヲ以テシ其決算ノ状ヲ宣告スルモノ及ヒ懲戒ノ断案ハ主任ノ検査官之ニ連署ス

第2部 資料

2 会計検査院職制章程（明治15年1月16日太政官達第5号）

会計検査院職制

長 相当二等

本院ノ官吏ヲ統率シテ主管ノ事務ヲ総理ス本院官吏ノ進退黜陟奏任以上ハ之ヲ具狀シ判任以下ハ之ヲ專行ス

副 相当三等

職掌長ニ亙ク

検査官 相当四等ヨリ
七等ニ至ル

会計検査ノ事務ニ分任ス

書記官 相当四等ヨリ
七等ニ至ル

院長官房ノ事務及ヒ院中ノ庶務会計記録ヲ幹理ス

検査官補 相当八等ヨリ
十七等ニ至ル

検査官ニ属シ検査ノ事務ニ従事ス検査官事故アルトキハ其事務ヲ代理スルヲ得

属 相当八等ヨリ
十七等ニ至ル

書記官ニ属シ文書会計ノ事務ニ従事ス

会計検査院章程

第1条 会計検査院ハ政府ノ会計ヲ検査シ会計法規ノ統一ヲ主持スル所トス

第2条 歳入歳出ノ決算ヲ審査判定シ其証明者ニ向テ認可ノ狀ヲ宣告ス

第3条 各庁長官会計ノ報告書ニ就テ太政官ニ向テ其計算ヲ証明ス

第4条 会計ノ帳簿及ヒ金錢物品ノ出納ヲ検査シ時宜ニ依リ事業ノ実況ヲ査閲スルヲ得

第5条 会計検査上要用ト認ムル書類ハ悉皆之ヲ点検シ及ヒ其主務者ノ弁明ヲ求ムルヲ得

第6条 会計法規ノ創定釐革ニ関シ其意見ヲ内閣ニ建議スルヲ得

第7条 歳入出決算検査完了ノ後其行務ノ成績及ヒ会計ニ関スル意見ヲ掲述シタル年報ヲ調製シ之ヲ内閣ニ進呈ス

第8条 会計官吏会計ノ法規ニ違フ者アルトキハ所屬長官ニ対シ其旨ヲ告知スヘシ但刑事ニ係ル者モ亦本条ニ準ス

3 会計検査院官制（明治19年4月17日勅令第20号）

第1条 会計検査院ハ政府ノ会計ヲ検査スル為ニ左ノ職員ヲ置ク

院長 副院長 書記官 検査官 検査官補 属

第2条 院長ハ1人勅任一等トス内閣総理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ国库及各庁金錢物品ノ会計官有財産ノ増減作業資本別種金保管金抵当物品ノ会計ヲ審査判定シ歳出入ノ決算報告書ニ対シ其当否ヲ証明スルコトヲ掌ル

審査判定及証明ノ手續ニ関スル検査ノ規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第3条 院長ハ院中ノ官吏ヲ統督シ奏任官ノ進退ハ内閣総理大臣ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

第4条 院長ハ各官庁中一部ニ属スル会計ノ検査ヲ其庁ニ委任シテ之ヲ報告セシムルコトヲ得

第5条 院長ハ検査上必要ト認ムル簿冊書類等ヲ点検シ及主任官吏ノ弁明ヲ求ムルコトヲ得

第6条 院長ハ金庫倉庫及出納ノ実況其他事業ノ審査ヲ要スルトキハ予メ其旨ヲ通知シ検査官ヲ其庁ニ派遣シ主務官吏ノ立会ヲ求ムルコトヲ得

第7条 院長ハ会計正当ナリト判定シタルトキハ主任官吏ニ対シ認可狀ヲ下付ス其正当ナラサルモノハ該所屬長官ニ通知シ之カ処分ヲ為サシメ又ハ時宜ニ依リ直ニ内閣総理大臣ニ具狀シ処分ヲ請フコトヲ得

第8条 院長ハ毎会計年度ノ終リタル後5箇月以内ニ報告書ヲ調整シテ前年度ノ会計ニ就キ検査ノ功程ヲ内閣総理大臣ニ上申スヘシ及需費ノ成績ニ就キ行政上ノ意見ヲ開申スルコトヲ得

第9条 副院長ハ1人勅任二等トス院長ノ職務ヲ佐ケ又ハ院長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第10条 書記官ハ奏任トシ2人ヲ以テ定員トス院長ノ命ヲ承ケ文書会計ノ事ヲ掌ル

第11条 検査官ハ奏任トシ10人ヲ以テ定員トス院長ノ命ヲ承ケ会計検査ノ事務ヲ分掌ス

第12条 検査官補ハ判任トス検査官ニ分属シテ会計検査ノ事務ニ従事ス

第13条 属ハ判任トス書記官ニ属シテ書記会計ノ事務ニ従事ス

4 公布時（明治22年5月10日）の会計検査院法と最終改正後（昭和18年3月20日）の会計検査院法の対比

公布時の会計検査院法(明治22年法律第15号)	最終改正(昭和18年法律第77号による改正)後の会計検査院法
会計検査院法 第1章 組織 第1条 会計検査院ハ天皇ニ直隸シ國務大臣ニ対シ特立ノ地位ヲ有ス 第2条 会計検査院ハ院長1員部長3員検査官12員ヲ置キ之ヲ会計検査官トシ別ニ書記官2員検査官補24員及属若干員ヲ置ク 第3条 院長ハ勅任トシ部長ハ勅任又ハ奏任トシ検査官書記官及検査官補ハ奏任トシ属ハ判任トス 第4条 院長ハ院務ヲ總理シ部長ハ部務ヲ掌理ス ② 院長事故アルトキハ上席ノ部長ヲシテ代理セシムルコトヲ得 第5条 会計検査院ニ3部ヲ設ケ各部部長1員検査官4員ヲ以テ検査ノ事務ヲ分掌ス	会計検査院法 第1章 組織 第1条 会計検査院ハ天皇ニ直隸シ國務大臣ニ対シ特立ノ地位ヲ有ス 第2条 会計検査院ニ院長1人、部長3人及検査官14人ヲ置キ之ヲ会計検査官トシ別ニ書記官、副検査官、理事官及書記ヲ置ク ② 会計検査官ハ陸軍又ハ海軍ニ召集セラレタル場合其ノ他特別ノ事由アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定員外ト為スコトヲ得 <改正>一部改正（明治29年法律第90号） 一部改正（明治33年法律第81号） 一部改正（明治43年法律第31号） 一部改正（明治44年法律第23号） 一部改正（大正 2年法律第11号） 一部改正（大正 5年法律第36号） 一部改正（大正 8年法律第 4号） 一部改正（大正10年法律第53号） 一部改正（大正14年法律第43号） 一部改正（昭和 2年法律第26号） 一部改正（昭和 4年法律第22号） 一部改正（昭和 9年法律第19号） 一部改正（昭和12年法律第28号） 一部改正（昭和15年法律第20号） 全部改正（昭和18年法律第77号） 第3条 院長ハ親任、部長ハ勅任、検査官ハ勅任又ハ奏任、書記官、副検査官及理事官ハ奏任、書記ハ判任トス但シ書記ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ奏任ト為スコトヲ得勅任検査官、書記官、副検査官、理事官及書記ノ定員ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム <改正>全部改正（明治43年法律第31号） 旧第1項一部改正（大正 5年法律第36号） 旧第1・2項一部改正（大正14年法律第43号） 旧第1項一部改正（昭和 9年法律第19号） 全部改正（昭和18年法律第77号） 第4条 院長ハ院務ヲ總理シ部長ハ部務ヲ掌理ス ② 院長事故アルトキハ上席ノ部長ヲシテ代理セシムルコトヲ得 第5条 会計検査院ニ3部ヲ設ケ各部部長1人及検査官4人又ハ5人ヲ以テ検査ノ事務ヲ分掌ス <改正>一部改正（大正 2年法律第11号） 一部改正（大正10年法律第53号） 一部改正（昭和12年法律第28号） 一部改正（昭和15年法律第20号） 全部改正（昭和18年法律第77号）

公布時の旧会計検査院法(明治22年法律第15号)	最終改正(昭和18年法律第77号による改正)後の会計検査院法
第6条 会計検査官ハ勅令ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス ② 会計検査官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其ノ意ニ反シテ退官転官又ハ非職ヲ命セラルルコトナシ ③ 会計検査官ニ関ル懲戒ノ条規ハ別ニ定ムル所ニ依ル 第7条 父子兄弟ハ同時ニ会計検査官トナルコトヲ得ス 第8条 会計検査官ハ他ノ官職ヲ兼ネ及帝国議會又ハ地方議會ノ議員トナルコトヲ得ス 第9条 会計検査院ノ議事ハ総會議又ハ部會議ヲ以テ決ス總會議ハ院長ヲ以テ議長トシ部會議ハ部長ヲ以テ議長トス ② 議事ハ多数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル 第10条 左ノ場合ニ於テハ總會議ヲ以テ議決ス (1) 第15条ニ依リ上奏ヲ為シ又ハ天皇ノ下問ニ奉答スルトキ (2) 第14条ニ依リ報告書ヲ確定スルトキ (3) 第17条ニ依リ意見ヲ陳述スルトキ (4) 検査事務ノ規程計算証明ノ様式及提出ノ期限ヲ定メ又ハ之ヲ改正スルトキ (5) 其ノ他院長ニ於テ總會議ニ付スルノ必要アリト認メタルトキ 第11条 計算検査ノ判決ハ凡テ會議ニ於テス其ノ總會議ニ於テスルト部會議ニ於テスルトハ会計検査院長ノ定ムル所ニ依ル	第6条 会計検査官ハ勅令ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス ② 会計検査官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其ノ意ニ反シテ退官転官又ハ休職ヲ命セラルルコトナシ ③ 会計検査官ニ関ル懲戒ノ条規ハ別ニ定ムル所ニ依ル <改正>一部改正(明治43年法律第31号) 第7条 父子兄弟ハ同時ニ会計検査官トナルコトヲ得ス 第8条 会計検査官ハ他ノ官職ヲ兼ネ及帝国議會又ハ地方議會ノ議員トナルコトヲ得ス 第9条 会計検査院ノ議事ハ總會議又ハ部會議ヲ以テ決ス總會議ハ院長ヲ以テ議長トシ部會議ハ部長ヲ以テ議長トス ② 議事ハ多数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル 第10条 左ノ場合ニ於テハ總會議ヲ以テ議決ス (1) 第15条ニ依リ上奏ヲ為シ又ハ天皇ノ下問ニ奉答スルトキ (2) 第14条ニ依リ報告書ヲ確定スルトキ (3) 第17条ニ依リ意見ヲ陳述スルトキ (4) 検査事務ノ規程計算証明ノ様式及提出ノ期限ヲ定メ又ハ之ヲ改正スルトキ (5) 其ノ他院長ニ於テ總會議ニ付スルノ必要アリト認メタルトキ 第11条 計算検査ノ判決ハ凡テ會議ニ於テス其ノ總會議ニ於テスルト部會議ニ於テスルトハ会計検査院長ノ定ムル所ニ依ル
第2章 職権	第2章 職権
第12条 会計検査院ハ官金ノ收支官有物及国債ニ関ル計算ヲ検査確定シテ會計ヲ監督ス 第13条 会計検査院ノ検査ヲ要スルモノ左ノ如シ (1) 総決算 (2) 各官庁及官立諸營造ノ收支及官有物ニ関ル決算 (3) 政府ヨリ補助金又ハ特約保証ヲ与フル団体及公立私立諸營造ノ收支ニ関ル決算 (4) 法律勅令ニ依リ特ニ会計検査院ノ検査ニ属セラレタル決算 第14条 会計検査院ハ憲法第72条ニ依リ決算ヲ検査確定スルト同時ニ左ノ諸項ニ付報告書ヲ作ルヘシ (1) 総決算及各省決算報告書ノ金額ト各出納官吏ノ提出シタル計算書ノ金額ト符合スルヤ否ヤ (2) 歳入ノ賦課徴収歳出ノ使用官有物ノ得有沽売譲与及利用ハ各、其ノ予算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ (3) 予算超過又ハ予算外ノ支出ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナキヤ否ヤ	第12条 会計検査院ハ官金ノ收支官有物及国債ニ関ル計算ヲ検査確定シテ會計ヲ監督ス 第13条 会計検査院ノ検査ヲ要スルモノ左ノ如シ (1) 総決算 (2) 各官庁及官立諸營造ノ收支及官有物ニ関ル決算 (3) 日本銀行ノ政府ノ為取扱フ現金及有価証券ノ出納ニ関ル決算 (4) 政府ヨリ補助金又ハ特約保証ヲ与フル団体及公立私立諸營造ノ收支ニ関ル決算 (5) 法律勅令ニ依リ特ニ会計検査院ノ検査ニ属セラレタル決算 <改正>第3号追加、旧第3・4号繰り下げ(大正10年法律第53号) 第14条 会計検査院ハ憲法第72条ニ依リ決算ヲ検査確定スルト同時ニ左ノ事項ニ付報告書ヲ作ルヘシ (1) 総決算及各省決算報告書ノ金額ト日本銀行ノ提出シタル計算書ノ金額ト符合スルヤ否ヤ (2) 歳入ノ賦課徴収歳出ノ使用官有物ノ得有沽売譲与及利用ハ各、其ノ予算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ (3) 予算超過又ハ予算外ノ支出ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナキヤ否ヤ <改正>一部改正(大正10年法律第53号)

公布時の旧会計検査院法(明治22年法律第15号)	最終改正(昭和18年法律第77号による改正)後の会計検査院法
第15条 会計検査院ハ各年度ノ会計検査ノ成績ヲ上奏シ其ノ成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスヘキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得 第16条 会計検査院ハ各官庁中一部ニ属スル計算ノ検査及責任解除ヲ其ノ庁ニ委託スルコトヲ得但シ其ノ検査ノ成績ハ該庁ヲシテ之ヲ会計検査院ニ報告セシムヘシ ② 前項ノ委託ニ拘ラス会計検査院ハ時宜ニ依リ其ノ所管ノ官庁ヲシテ計算書ヲ送付セシメ之カ検査ヲ行フコトアルヘシ ③ 第13条第3項団体及公立私立諸営造ノ決算ニ就テモ亦本条ヲ適用スルコトヲ得 第17条 金庫ノ出納及簿記上ニ関ル各省ノ命令ニ付会計検査院ハ其ノ発布ノ前通知ヲ受ケ意見アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ得 ② 会計検査院ハ収入及支出ニ関ル規則ヲ定メ及既定ノ規則ヲ改正スル各省ノ命令ニ付其ノ発布ノ前通知ヲ受ク 第18条 会計検査院ハ計算書及計算証明ノ様式並ニ其ノ提出及推問ニ対スル答弁ノ期限ヲ定ム 第19条 会計検査院ハ各官庁ヲシテ検査上必要ナル簿書及報告ヲ提出セシメ及主任官吏ノ弁明書ヲ求ムルコトヲ得 ② 会計検査院長ハ検査上必要ト認ムルトキハ主任官吏ヲ派遣シ実地検査ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ予メ本属長官ニ通知シ該長官ハ主任官吏ヲシテ検査ニ立会ヲ為サシムルコトヲ得 第20条 会計検査院ハ出納官吏ノ計算書及証憑書類ヲ検査シ正当ナリト判決シタルトキハ該官ニ対シ認可状ヲ付シ其ノ責任ヲ解除ス若必要ナル場合ニ於テハ之ヲ推問シ弁明又ハ正誤ヲ為サシメ仍正当ナラスト判決シタルトキハ本属長官ニ移牒シテ処分ヲ為サシム 第21条 会計検査院ノ判決ニ抛リ弁償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本属長官之ヲ減免スルコトヲ得ス 第22条 出納官吏計算書及証憑書ノ提出ヲ怠リ又ハ様式ヲ守ラサルトキハ会計検査院ハ本属長官ニ移牒シテ懲戒処分ヲ要求スルコトヲ得 第23条 政府ノ機密費ニ関ル計算ハ会計検査院ニ於テ検査ヲ行フ限ニ在ラス	第15条 会計検査院ハ各年度ノ会計検査ノ成績ヲ上奏シ其ノ成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスヘキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得 第16条 会計検査院ハ各官庁中一部ニ属スル計算ノ検査及責任解除ヲ其ノ庁ニ委託スルコトヲ得但シ其ノ検査ノ成績ハ該庁ヲシテ之ヲ会計検査院ニ報告セシムヘシ ② 前項ノ委託ニ拘ラス会計検査院ハ時宜ニ依リ其ノ所管ノ官庁ヲシテ計算書ヲ送付セシメ之カ検査ヲ行フコトアルヘシ ③ 第13条第4号ノ団体及公立私立諸営造ノ決算ニ就テモ亦本条ヲ適用スルコトヲ得 <改正>一部改正(大正10年法律第53号) 第17条 現金物品ノ出納及簿記上ニ関ル各省ノ命令ニ付会計検査院ハ其ノ発布ノ前通知ヲ受ケ意見アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ得 ② 会計検査院ハ収入及支出ニ関ル規則ヲ定メ及既定ノ規則ヲ改正スル各省ノ命令ニ付其ノ発布ノ前通知ヲ受ク <改正>一部改正(大正10年法律第53号) 第18条 会計検査院ハ計算書及計算証明ノ様式並ニ其ノ提出及推問ニ対スル答弁ノ期限ヲ定ム 第19条 会計検査院ハ各官庁ヲシテ検査上必要ナル簿書及報告ヲ提出セシメ及主任官吏ノ弁明書ヲ求ムルコトヲ得 ② 会計検査院長ハ検査上必要ト認ムルトキハ主任官吏ヲ派遣シ実地検査ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ予メ本属長官ニ通知シ該長官ハ主任官吏ヲシテ検査ニ立会ヲ為サシムルコトヲ得 ③ 前2項ハ会計検査院ノ検査ヲ受クル各官庁以外ノモノニ付之ヲ準用ス <改正>第3項追加(大正10年法律第53号) 第20条 会計検査院ハ出納官吏ノ計算書及証憑書類ヲ検査シ正当ナリト判決シタルトキハ該官ニ対シ認可状ヲ付シ其ノ責任ヲ解除ス若必要ナル場合ニ於テハ之ヲ推問シ弁明又ハ正誤ヲ為サシメ仍正当ナラスト判決シタルトキハ本属長官ニ移牒シテ処分ヲ為サシム 第20条ノ2 会計検査院ハ日本銀行ノ計算ヲ検査シ正当ナリト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ大蔵大臣ニ通知スヘシ正当ナラスト決定シタルトキハ大蔵大臣ニ移牒シテ相当ノ処置ヲ要求スルコトヲ得 <改正>追加(大正10年法律第53号) 第21条 会計検査院ノ判決ニ抛リ弁償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本属長官之ヲ減免スルコトヲ得ス 第22条 出納官吏計算書及証憑書ノ提出ヲ怠リ又ハ様式ヲ守ラサルトキハ会計検査院ハ本属長官ニ移牒シテ懲戒処分ヲ要求スルコトヲ得 第23条 政府ノ機密費ニ関ル計算ハ会計検査院ニ於テ検査ヲ行フ限ニ在ラス

第2部 資料

公布時の旧会計検査院法(明治22年法律第15号)	最終改正(昭和18年法律第77号による改正)後の会計検査院法
第24条 会計検査院ハ認可状ヲ付スルノ後ト雖其ノ付シタル日ヨリ5箇年以内ニ於テハ出納官吏ヨリ之ヲ請求スルカ又ハ計算書ノ誤謬脱漏ニ重記載アルコトヲ発見シタルトキハ再審ヲ為スコトヲ得但シ詐偽ノ証憑ヲ発見シタルトキハ5箇年後ト雖再審ヲ為スコトヲ得 ② 出納官吏ハ会計検査院再審ノ判決ニ対シテ再ヒ審判ヲ請求スルコトヲ得ス 第3章 附 則 第25条 会計検査院ノ事務章程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第24条 会計検査院ハ認可状ヲ付スルノ後ト雖其ノ付シタル日ヨリ5箇年以内ニ於テハ出納官吏ヨリ之ヲ請求スルカ又ハ計算書ノ誤謬脱漏ニ重記載アルコトヲ発見シタルトキハ再審ヲ為スコトヲ得但シ詐偽ノ証憑ヲ発見シタルトキハ5箇年後ト雖再審ヲ為スコトヲ得 ② 出納官吏ハ会計検査院再審ノ判決ニ対シテ再ヒ審判ヲ請求スルコトヲ得ス 第3章 附 則 第25条 会計検査院ノ事務章程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

5 施行時（昭和22年5月3日）の会計検査院法と現行（平成19年4月1日最終改正後）の会計検査院法の対比

施行時の会計検査院法	現行の会計検査院法
会計検査院法目次（略） 会計検査院法 第1章 組織 第1節 総則 第1条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。 第2条 会計検査院は、3人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。 第3条 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。 第2節 検査官 第4条 検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。 ② 検査官の任命について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本国憲法第67条第2項の場合の例により、衆議院の同意を以て両議院の同意とする。 ③ 検査官の任免は、天皇がこれを認証する。 ④ 検査官は、年額5万円の俸給を受ける。 第5条 検査官の任期は、7年とし、1回に限り再任されることができる。 ② 検査官が任期中に欠けたときは、後任の検査官は、前任者の残任期間在任する。 ③ 検査官は、満65才に達したときは、退官する。 第6条 検査官は、他の検査官の合議により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定され、又は職務上の義務に違反する事実があると決定された場合において、両議院の議決があつたときは、退官する。 ② 第4条第2項の規定は、前項の場合に、これを準用する。 第7条 検査官は、刑事裁判により禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失う。	会計検査院法目次（略） 会計検査院法 第1章 組織 第1節 総則 第1条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。 第2条 会計検査院は、3人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。 第3条 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。 第2節 検査官 第4条 検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。 ② 検査官の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会が閉会中であるため又は衆議院の解散のために両議院の同意を経ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を経ないで、検査官を任命することができる。 ③ 前項の場合においては、任命の後最初に召集される国会において、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかつたときは、その検査官は、当然退官する。 ④ 検査官の任免は、天皇がこれを認証する。 ⑤ 検査官の給与は、別に法律で定める。 <改正>旧第4項全部改正（昭和22年法律第209号） 旧第3・4・5項追加（昭和25年法律第165号） 旧第7項全部改正（昭和33年法律第86号） 旧第2・5項削除、旧第3項一部改正・第2項に繰上げ、旧第4項第3項に繰上げ、旧第6・7項2項ずつ繰上げ（平成11年法律第36号） 第5条 検査官の任期は、7年とし、1回に限り再任されることができる。 ② 検査官が任期中に欠けたときは、後任の検査官は、前任者の残任期間在任する。 ③ 検査官は、満65才に達したときは、退官する。 第6条 検査官は、他の検査官の合議により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定され、又は職務上の義務に違反する事実があると決定された場合において、両議院の議決があつたときは、退官する。 <改正>第2項削除（平成11年法律第36号） 第7条 検査官は、刑事裁判により禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失う。

施行時の会計検査院法	現行の会計検査院法
第8条 検査官は、前2条の場合を除いては、その意に反してその官を失うことがない。 第9条 検査官は、他の官を兼ね、又は国会議員、若しくは地方公共団体の吏員若しくは議会の議員となることができない。 第3節 検査官会議 第10条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。 第11条 左の事項は、検査官会議でこれを決する。 (1) 第38条の規定による会計検査院規則の制定又は改廃 (2) 第29条の規定による検査報告 (3) 第23条の規定による検査を受けるものの決定 (4) 第24条の規定による計算証明に関する事項 (5) 第31条の規定による処分要求 (6) 第32条の規定による出納職員の検定 (7) 第35条の規定による審査決定 (8) 第36条の規定による意見の表示又は処置要求 (9) 第37条の規定による意見の表示 第4節 事務総局 第12条 事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。 ② 事務総局に官房及び左の4局を置く。 検査第1局 検査第2局 検査第3局 検査第4局 ③ 官房及び各局の事務の分掌及び分課は、会計検査院規則の定めるところによる。	第8条 検査官は、第4条第3項後段及び前2条の場合を除いては、その意に反してその官を失うことがない。 <改正>一部改正（昭和25年法律第165号） 一部改正（平成11年法律第36号） 第9条 検査官は、他の官を兼ね、又は国会議員、若しくは地方公共団体の職員若しくは議会の議員となることができない。 <改正>一部改正（平成18年法律第53号） 第3節 検査官会議 第10条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。 第11条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。 (1) 第38条の規定による会計検査院規則の制定又は改廃 (2) 第29条の規定による検査報告 (2)の2 第30条の2の規定による報告 (3) 第23条の規定による検査を受けるものの決定 (4) 第24条の規定による計算証明に関する事項 (5) 第31条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第13条第2項の規定並びに予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第6条第1項及び第4項の規定（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）による処分の要求に関する事項 (6) 第32条（予算執行職員等の責任に関する法律第10条第3項及び同法第11条第2項において準用する場合を含む。）並びに予算執行職員等の責任に関する法律第4条第1項及び同法第5条（同法第8条第3項及び同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検定及び再検定 (7) 第35条の規定による審査決定 (8) 第36条の規定による意見の表示又は処置要求 (9) 第37条及び予算執行職員等の責任に関する法律第9条第5項の規定による意見の表示 <改正>第5・6号全部改正、第9号一部改正（昭和25年法律第172号） 第6号一部改正（昭和27年法律第251号） 第6号一部改正（昭和31年法律第137号） 第6号一部改正（昭和59年法律第87号） 第5・6号一部改正（昭和61年法律第93号） 第2号の2追加（平成17年法律第112号） 第4節 事務総局 第12条 事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る。 ② 事務総局に官房及び左の5局を置く。 第1局 第2局 第3局 第4局 第5局 ③ 官房及び各局の事務の分掌及び分課は、会計検査院規則の定めるところによる。 <改正>第2項一部改正（昭和30年法律第110号）

施行時の会計検査院法	現行の会計検査院法
第13条 事務総局に、事務総長1人、事務総局次長1人、秘書官、事務官及び技官を置く。 ② 事務総長及び次長は、1級とし、秘書官は2級、事務官は1級、2級又は3級、技官は2級又は3級とする。 ③ 1級事務官は専任11人とする。 第14条 1級官吏は、検査官の合議で決するところにより、内閣でその任免、進退を行う。 ② 事務総長及び次長については、官吏の任用叙級の資格に関する法令の規定は、これを適用しない。 ③ 2級官吏は、検査官の同意を経て事務総長の指名するところにより、内閣総理大臣においてその任免、進退を行う。 ④ 3級官吏は、事務総長においてその任免、進退を行う。 第15条 事務総長は、事務総局の局務を統理し、公文に署名する。 ② 次長は、事務総長を補佐し、その欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行う。 第16条 各局長は、事務総長の推薦により、検査官の同意を経て1級の事務官のうちから、院長がこれを補する。 ② 各局長は、局務を掌理する。 第17条 秘書官は、検査官の命を受けて、機密に関する事務に従事する。 ② 事務官は、官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、上官の指揮を受け、庶務、検査又は審査の事務に従事する。 第18条 技官は、各局課に分属し、上官の指揮を受け、技術に従事する。 第19条 会計検査院は、会計検査院規則の定めるところにより事務総局の支局を置くことができる。	第13条 事務総局に、事務総長1人、事務総局次長1人、秘書官、事務官、技官その他所要の職員を置く。 <改正>第1項一部改正、第2・3項削除（昭和30年法律第110号） 第14条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決するところにより、院長がこれを行う。 ② 院長は、前項の権限を、検査官の合議で決するところにより、事務総長に委任することができる。 <改正>全部改正（昭和30年法律第110号） 第15条 事務総長は、事務総局の局務を統理し、公文に署名する。 ② 次長は、事務総長を補佐し、その欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行う。 第16条 各局に、局長を置く。 ② 局長は、事務総長の命を受け、局務を掌理する。 <改正>全部改正（昭和30年法律第110号） 第17条 秘書官は、検査官の命を受けて、機密に関する事務に従事する。 ② 事務官は、上官の指揮を受け、庶務、検査又は審査の事務に従事する。 <改正>第2項一部改正（昭和30年法律第110号） 第18条 技官は、上官の指揮を受け、技術に従事する。 <改正>一部改正（昭和30年法律第110号） 第19条 会計検査院は、会計検査院規則の定めるところにより事務総局の支局を置くことができる。 第5節 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会 <改正>追加（平成11年法律第43号） 節名改正（平成15年法律第61号） 第19条の2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第18条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第42条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。 ② 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会は、委員3人をもつて組織する。 ③ 委員は、非常勤とする。 <改正>追加（平成11年法律第43号） 第1・2項一部改正（平成15年法律第61号） 第19条の3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、院長が任命する。 ② 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、院長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

施行時の会計検査院法	現行の会計検査院法
第2章 権限 第1節 総則 第20条 会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。 ② 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。 第21条 会計検査院は、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。	③ 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、院長は、直ちにその委員を罷免しなければならない。 ④ 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ⑤ 委員は、再任されることができる。 ⑥ 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 ⑦ 院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。 ⑧ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 ⑨ 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 ⑩ 委員の給与は、別に法律で定める。 <改正>追加（平成11年法律第43号） 第19条の4 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第3章の規定は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続について準用する。この場合において、同章の規定中「審査会」とあるのは、「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。 <改正>追加（平成15年法律第61号） 第19条の5 第19条の3第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 <改正>追加（平成11年法律第43号） 旧第19条の4一部改正・繰下げ（平成15年法律第61号） 第19条の6 第19条の2から前条までに定めるもののほか、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に関し必要な事項は、会計検査院規則で定める。 <改正>追加（平成11年法律第43号） 旧第19条の5一部改正・繰下げ（平成15年法律第61号） 第2章 権限 第1節 総則 第20条 会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。 ② 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。 ③ 会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。 <改正>第3項追加（平成9年法律第126号） 第21条 会計検査院は、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

施行時の会計検査院法	現行の会計検査院法
第2節 検査の範囲 第22条 会計検査院の検査を必要とするものは、左の通りである。 (1) 国の毎月の収入支出 (2) 国の所有する現金及び国有財産の受払 (3) 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減 (4) 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払 (5) 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 (6) 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 第23条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、左に掲げる会計経理の検査をすることができる。 (1) 国の所有又は保管する物品及び有価証券又は国の保管する現金 (2) 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払 (3) 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計 (4) 国が資本金の一部を出資しているものの会計 (5) 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計 (6) 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計 (7) 国の工事の請負人及び国に対する物品の納入者のその契約に関する会計 ② 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。	第2節 検査の範囲 第22条 会計検査院の検査を必要とするものは、左の通りである。 (1) 国の毎月の収入支出 (2) 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払 (3) 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減 (4) 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払 (5) 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 (6) 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 <改正>第2号一部改正（昭和31年法律第137号） 第23条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。 (1) 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品 (2) 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払 (3) 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計 (4) 国が資本金の一部を出資しているものの会計 (5) 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計 (6) 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計 (7) 国若しくは前条第5号に規定する法人（以下この号において「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計 ② 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。 <改正>第1項第2・3・5・6・7号一部改正（昭和30年法律第110号） 第1項第1号一部改正（昭和31年法律第137号） 第1項第2号一部改正（昭和59年法律第71号） 第1項第2・3・5・6・7号一部改正（昭和59年法律第87号） 第1項第2・3・5・6・7号一部改正（昭和61年法律第93号） 第1項第7号一部改正（平成17年法律第112号）
第3節 検査の方法 第24条 会計検査院の検査を受けるものは、会計検査院の定める計算証明の規程により、常時に、計算書及び証拠書類を、会計検査院に提出しなければならない。	第3節 検査の方法 第24条 会計検査院の検査を受けるものは、会計検査院の定める計算証明の規程により、常時に、計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして会計検査院規則で定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）及び証拠書類（当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を、会計検査院に提出しなければならない。

施行時の会計検査院法	現行の会計検査院法
② 国が所有し又は保管する現金、物品及び有価証券の受払については、前項の計算書及び証拠書類に代えて、会計検査院の指定する他の書類を会計検査院に提出することができる。 第25条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。 第26条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。 第27条 会計検査院の検査を受ける会計経理に関し左の事実があるときは、本属長官又は監督官庁その他これに準ずる責任のある者は、直ちに、その旨を会計検査院に報告しなければならない。 (1) 会計に関係のある犯罪が発覚したとき (2) 現金、有価証券その他の財産の亡失を発見したとき 第28条 会計検査院は、検査上の必要により、官庁、公共団体その他の者に対し、資料の提出、鑑定等を依頼することができる。 第4節 検査報告 第29条 日本国憲法第90条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。 (1) 国の収入支出の決算の確認 (2) 国の収入支出の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との不適合の有無 (3) 検査の結果法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項の有無 (4) 予備費の支出で国会の承諾をうける手続を採らなかったものの有無 (5) 第31条の規定により懲戒の処分を要求した事項及びその結果 (6) 第32条の規定による出納職員に対する検定 (7) 第34条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果	② 国が所有し又は保管する現金、物品及び有価証券の受払については、前項の計算書及び証拠書類に代えて、会計検査院の指定する他の書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を会計検査院に提出することができる。 <改正>第1・2項一部改正（平成14年法律第152号） 第25条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。 <改正>一部改正（平成17年法律第112号） 第26条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。 <改正>一部改正（平成14年法律第152号） 一部改正（平成17年法律第112号） 第27条 会計検査院の検査を受ける会計経理に関し左の事実があるときは、本属長官又は監督官庁その他これに準ずる責任のある者は、直ちに、その旨を会計検査院に報告しなければならない。 (1) 会計に関係のある犯罪が発覚したとき (2) 現金、有価証券その他の財産の亡失を発見したとき 第28条 会計検査院は、検査上の必要により、官庁、公共団体その他の者に対し、資料の提出、鑑定等を依頼することができる。 第4節 検査報告 第29条 日本国憲法第90条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。 (1) 国の収入支出の決算の確認 (2) 国の収入支出の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との不適合の有無 (3) 検査の結果法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項の有無 (4) 予備費の支出で国会の承諾をうける手続を採らなかったものの有無 (5) 第31条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第13条第2項並びに予算執行職員等の責任に関する法律第6条第1項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により懲戒の処分を要求した事項及びその結果 (6) 第32条（予算執行職員等の責任に関する法律第10条第3項及び同法第11条第2項において準用する場合を含む。）並びに予算執行職員等の責任に関する法律第4条第1項及び同法第5条（同法第8条第3項及び同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検定及び再検定 (7) 第34条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

施行時の会計検査院法	現行の会計検査院法
(8) 第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果 第30条 会計検査院は、前条の検査報告に関し、国会に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官をして出席せしめ又は書面でこれを説明することができる。 第5節 会計事務職員の責任 第31条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求することができる。 ② 前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第26条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する。 第32条 会計検査院は、出納職員が現金又は物品を亡失毀損したときは、善良な管理者の注意を怠つたため国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。 ② 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、本属長官その他出納職員を監督する責任のある者は、前項の検定に従つて弁償を命じなければならない。 ③ 第1項の弁償責任は恩赦によらなければ減免されない。	(8) 第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果 <改正>第5号一部改正、第6号全部改正（昭和25年法律第172号） 第6号一部改正（昭和27年法律第251号） 第6号一部改正（昭和31年法律第137号） 第6号一部改正（昭和59年法律第87号） 第5・6号一部改正（昭和61年法律第93号） 第30条 会計検査院は、前条の検査報告に関し、国会に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官をして出席せしめ又は書面でこれを説明することができる。 第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。 <改正>追加（平成17年法律第112号） 第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和22年法律第79号）第105条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。 <改正>追加（平成9年法律第126号） 旧第30条の2繰下げ（平成17年法律第112号） 第5節 会計事務職員の責任 第31条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求することができる。 ② 前項の規定は、国の会計事務を処理する職員が計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合又は第26条の規定による要求を受けこれに応じない場合に、これを準用する。 <改正>第1・2項一部改正（昭和30年法律第110号） 第1・2項一部改正（昭和59年法律第87号） 第1・2項一部改正（昭和61年法律第93号） 第32条 会計検査院は、出納職員が現金を亡失したときは、善良な管理者の注意を怠つたため国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。 ② 会計検査院は、物品管理職員が物品管理法（昭和31年法律第113号）の規定に違反して物品の管理行為をしたこと又は同法の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、故意又は重大な過失により国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。 ③ 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、本属長官その他出納職員又は物品管理職員を監督する責任のある者は、前2項の検定に従つて弁償を命じなければならない。 ④ 第1項又は第2項の弁償責任は、国会の議決に基かなければ減免されない。

施行時の会計検査院法	現行の会計検査院法
④ 会計検査院は、第1項の規定により出納職員の弁償責任がないと検定した場合においても、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等によりその検定が不当であることを発見したときは5年間を限り再検定をすることができる。前2項の規定はこの場合に、これを準用する。 第33条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときは、その事件を検察庁に通告しなければならない。 第6節 雑則 第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。 第35条 会計検査院は、国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱に関し、利害関係人から審査の要求があつたときは、これを審査し、その結果是正を要するものがあると認めるときは、その判定を主務官庁その他の責任者に通知しなければならない。 ② 主務官庁又は責任者は、前項の通知を受けたときは、その通知された判定に基いて適当な措置を採らなければならない。 第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。 第37条 会計検査院は、左の場合には予めその通知を受け、これに対し意見を表示することができる。 (1) 国の会計経理に関する法令を制定し又は改廃するとき (2) 国の現金、物品及び有価証券の出納並びに簿記に関する規程を制定し又は改廃するとき ② 国の会計事務を処理する職員がその職務の執行に関し疑義のある事項につき会計検査院の意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。 第3章 会計検査院規則 第38条 この法律に定めるものの外、会計検査に関し必要な規則は、会計検査院がこれを定める。	⑤ 会計検査院は、第1項又は第2項の規定により出納職員又は物品管理職員の弁償責任がないと検定した場合においても、計算書及び証拠書類の誤謬脱漏等によりその検定が不当であることを発見したときは5年間を限り再検定をすることができる。前2項の規定はこの場合に、これを準用する。 <改正>旧第3項一部改正（昭和25年法律第172号） 第1項一部改正、第2項追加、旧第2・3・4項一部改正・1項ずつ繰下げ（昭和31年法律第137号） 第33条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたときは、その事件を検察庁に通告しなければならない。 <改正>一部改正（昭和30年法律第110号） 一部改正（昭和59年法律第87号） 一部改正（昭和61年法律第93号） 第6節 雑則 第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。 第35条 会計検査院は、国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱に関し、利害関係人から審査の要求があつたときは、これを審査し、その結果是正を要するものがあると認めるときは、その判定を主務官庁その他の責任者に通知しなければならない。 ② 主務官庁又は責任者は、前項の通知を受けたときは、その通知された判定に基いて適当な措置を採らなければならない。 <改正>第1項一部改正（昭和30年法律第110号） 第1項一部改正（昭和59年法律第87号） 第1項一部改正（昭和61年法律第93号） 第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。 第37条 会計検査院は、左の場合には予めその通知を受け、これに対し意見を表示することができる。 (1) 国の会計経理に関する法令を制定し又は改廃するとき (2) 国の現金、物品及び有価証券の出納並びに簿記に関する規程を制定し又は改廃するとき ② 国の会計事務を処理する職員がその職務の執行に関し疑義のある事項につき会計検査院の意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。 <改正>第2項一部改正（昭和30年法律第110号） 第2項一部改正（昭和59年法律第87号） 第2項一部改正（昭和61年法律第93号） 第3章 会計検査院規則 第38条 この法律に定めるものの外、会計検査に関し必要な規則は、会計検査院がこれを定める。

施行時の会計検査院法	現行の会計検査院法
附 則 第1条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。 第2条 左の法律は、これを廃止する。 明治29年法律第91号（会計検査官退官ニ関スル法律） 会計検査官懲戒法 第3条 この法律施行前の事由に因る出納官吏の弁償責任に関する第32条第3項及び第4項の改正規定の適用については、従前の規定による判決は、これを同条第1項の改正規定による検定とみなす。 第4条 この法律施行の際現に存する会計検査院事務章程その他会計検査院の制定に係る会計検査に関する諸規程に定めた事項は、第38条の改正規定による会計検査院規則の制定があるまでは、なお従前の例による。 第5条 この法律施行の際現に在職する会計検査院長は、この法律により、会計検査院の長の任命があるまでは、会計検査院の長の地位にあるものとする。 ② 前項の会計検査院長及びこの法律施行の際現に在職する部長又は検査官のうち、同項の会計検査院長の指名する者2人は、この法律により、検査官の任命があるまでは、検査官の職務を行うものとする。 ③ この法律施行の際現に在職する会計検査院長は、この法律により、事務総長の任命があるまでは、事務総長の職務を行うものとする。 第6条 この法律施行の際現に在職する部長、検査官、書記官、副検査官、理事官及び書記は、別に辞令を發せられないときは、同俸給を以て事務官に任ぜられ、勅任の者は1級、奏任の者は2級、判任の者は3級に叙せられたものとする。 ② この法律施行の際現に休職中の会計検査院の職員は別に辞令を發せられないときは、休職のまま、前項の例により事務官に任ぜられたものとする。 第7条 この法律により初めて任命される検査官のうち2人の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、1人については3年、他の1人については5年とする。	附 則 第1条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。 第2条 左の法律は、これを廃止する。 明治29年法律第91号（会計検査官退官ニ関スル法律） 会計検査官懲戒法 第3条 この法律施行前の事由に因る出納官吏の弁償責任に関する第32条第3項及び第4項の改正規定の適用については、従前の規定による判決は、これを同条第1項の改正規定による検定とみなす。 第4条 この法律施行の際現に存する会計検査院事務章程その他会計検査院の制定に係る会計検査に関する諸規程に定めた事項は、第38条の改正規定による会計検査院規則の制定があるまでは、なお従前の例による。 第5条 この法律施行の際現に在職する会計検査院長は、この法律により、会計検査院の長の任命があるまでは、会計検査院の長の地位にあるものとする。 ② 前項の会計検査院長及びこの法律施行の際現に在職する部長又は検査官のうち、同項の会計検査院長の指名する者2人は、この法律により、検査官の任命があるまでは、検査官の職務を行うものとする。 ③ この法律施行の際現に在職する会計検査院長は、この法律により、事務総長の任命があるまでは、事務総長の職務を行うものとする。 第6条 この法律施行の際現に在職する部長、検査官、書記官、副検査官、理事官及び書記は、別に辞令を發せられないときは、同俸給を以て事務官に任ぜられ、勅任の者は1級、奏任の者は2級、判任の者は3級に叙せられたものとする。 ② この法律施行の際現に休職中の会計検査院の職員は別に辞令を發せられないときは、休職のまま、前項の例により事務官に任ぜられたものとする。 第7条 この法律により初めて任命される検査官のうち2人の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、1人については3年、他の1人については5年とする。

第4節 年表

年	財政会計事項	一般事項
慶応 3年 (1867)	12. 27 金穀出納所設置	10. 14 大政奉還 12. 9 王政復古の大本令
慶応 4年 明治 元年 (1868)	1. 17 会計事務課設置 2. 3 金穀出納所、会計事務課を廃し、会計事務局設置 閏4. 21 会計事務局を廃し、会計官設置	1. 3 鳥羽伏見の戦い、戊辰戦争始まる 3. 14 五箇条の御誓文発布 7. 17 江戸を東京とする詔書を発布 9. 8 「明治」に改元
明治 2年 (1869)	4. ー 大隈八郎財政監督機関設置を建議 5. 8 会計官中に監督司設置 [P. 5] 7. 8 会計官廃止、監督司は新設の大蔵省の所管となる (8. 11 民部省の所管となる) 8. 12 民部省、大蔵省合併	6. 17 版籍奉還 7. 8 官制改革 (2官6省を設置)
明治 3年 (1870)	7. 10 民部省大蔵省分離し、監督司再び大蔵省所管となる 12. 9 監督司職制章程制定	閏10. 20 工部省設置
明治 4年 (1871)	5. 10 新貨幣条例制定 (初の金本位制) 7. 27 監督司を廃止 8. ー 伊藤博文、大隈重信に財政監督機関存続の意見書を送る 8. 10 検査寮、大蔵省中に設置 [P. 10] 8. 19 大蔵省職制事務章程、検査寮職制事務章程制定 [P. 10]	7. 14 廃藩置県の詔書発布、1使3府302県 7. 29 官制改革 (正院、左院、右院設置)
明治 5年 (1872)	10. 9 正算司廃止、旧正算司の事務は検査寮に引継	11. 9 太陽暦採用 (12月3日を6年1月1日とする) 11. 15 国立銀行条例制定
明治 6年 (1873)	6. 9 大蔵省、明治6年歳入出見込会計表を作成 12. 27 金穀出納順序制定 [P. 12]	1. 10 徴兵令布告 10. 24 征韓論の廟議 (西郷隆盛、板垣退助等5参議辞職)
明治 7年 (1874)		1. 17 民撰議院設立建白書を左院に提出
明治 8年 (1875)	11. ー 大蔵本省複式簿記を採用、ポルトガル人ブラガ簿記法を講義 [P. 16] 12. 22 明治8年7月～9年6月歳入出予算表公布	4. 14 左、右両院廃止、元老院、大審院設置
明治 9年 (1876)	1. ー 伝票簿記条例制定 6. 30 検査寮職制章程改正 7. 13 簿記法改正、簿記改正の事務は検査寮所管となる 9. 19 大蔵省出納条例制定、官庁簿記に複記式簿記採用	
明治 10年 (1877)	1. 11 大蔵省中検査寮など各寮を廃し、検査局など10局を設置 (この年に中仕切決算検査始まる) [P. 14]	2. 15 西南戦争
明治 11年 (1878)	1. 17 検査員派出規程制定 [P. 15] 2. 9 検査条例制定 [P. 15] 9. 30 金穀出納の簿記法、各庁とも複記式採用 (12年7月実施)	7. 22 郡区町村制、地方税規則等制定
明治 12年 (1879)	2. 7 明治8年度歳入出決算報告書を各庁、府県に頒布 (決算公示のはじめ)	

注 表中の[]は第1部における該当ページを示している。

年	会計検査院長	副長	会計検査院事項	一般事項
明治 13年 (1880)	幹事 (院長心得) 安藤 就高		3. 5 大蔵省中検査局を廃止し、太政官中に会計検査院設置 [P. 17] 3. 10 会計検査院における院長以下の職員定まる 3. 11 審査、簿記、決算、編輯、庶務課を置き、審査課を5部に分け、分掌事務を定める。職員の現員88名	2. 28 参議と省卿を分離 3. 3 太政官に6部設置 6. 15 政府、財政取調委員を設置、伊藤、大隈らを任命 9. 18 経費節減、財政整理鋭意断行の勅諭
明治 14年 (1881)	5. 28 山口 尚芳 (～14. 10. 21) 10. 21 岩村 通俊 (～17. 5. 7)	5. 28 安藤 就高 (～19. 1. 10)	4. 28 会計検査院職制章程制定 [P. 18] 6. 2 分課を改定、審査第1～第5部、簿記部、報告部、書記課を置く	4. 28 会計法制定 7. 25 開拓使官有物払下げ問題起こる 10. 11 御前会議で立憲政体に関する方針、開拓使官有物払下げ中止、大隈重信の参議罷免などを決定(明治14年の政変) 10. 12 明治23年国会開設の詔書を發布
明治 15年 (1882)			1. 16 会計検査院職制章程改定(予算審査権と決算調製権は、会計検査院の権限外となる) [P. 21] 1. 18 審査5部を廃し、さらに審査3部を置き担理事務を定める。 6. 16 中仕切決算検査中止 8. 22 審査3部を廃し、2部(第1、第2)を置く 12. 22 本院、麹町区銭瓶町新築庁舎に移転	1. 16 会計法改定 3. 14 伊藤博文ら憲法調査のため渡欧 6. 27 日本銀行条例制定(開業10. 10)
明治 16年 (1883)			1. 17 審査第1、第2部に第1、第2、第3、総務、簿記の5科を置く 9. 12 証書類調理順序を定め各庁に通達 [P. 22]	5. 5 銀行条例改正(各銀行紙幣の消却を規定) 7. 2 官報第1号発行
明治 17年 (1884)	5. 7 渡辺 昇 (～31. 12. 20)		11. 27 決算認可状様式及交付手続を定める	
明治 18年 (1885)			5. 21 会計検査院第一年報を太政官に上呈 [P. 31]	8. 19 会計法改正 12. 22 太政官制廃止、内閣制度施行
明治 19年 (1886)			4. 16 会計検査院官制制定 10. 14 審査事務の分課を改定、審査第1部は報告、審閲の2課を置き、第2部は8課を置く	2. 27 各省官制制定
明治 20年 (1887)	5. 14 渡辺院長欧米出張中 田中 光顕 (内閣書記官長)が兼任		5. 24 院長渡辺昇、会計検査制度視察のため欧米各国に出発(21年12月帰国) [P. 38]	
明治 21年 (1888)	12. 3 渡辺院長帰国			4. 30 枢密院設置

年	会計検査 院 長	会計検査院事項	一般事項
明治 22年 (1889)		5. 10 会計検査院法公布 [P. 39] 3部12課で発足、定員は部長3人、検査官12人、書記官2人、検査官補24人、属若干 6. 5 会計検査官資格ノ件公布 9. 24 会計検査院事務章程制定 [P. 59] 9. 25 物品出納証明程式を定め各庁に通達 10. 7 行務年度規程及び統計規程を定める [P. 59] 10. 9 行務監督規程を定める [P. 59] 11. 28 検査要書規程を定める [P. 59] 12. 17 物品出納計算書に対する認可状の様式を定める [P. 62]	2. 11 大日本帝国憲法発布 会計法公布 5. 1 会計規則公布 6. 12 物品会計規則公布
明治 23年 (1890)		6. 2 官房、庶務科及び会計科を置く 8. 20 陸海軍出師準備ニ属スル物品検査ノ件公布 10. 11 検査官試補設置（定員6人） 10. 24 初めて決算検査報告（19年度）を内閣に提出 [P. 69]	7. 1 第1回総選挙 10. 20 元老院廃止 11. 29 第1回帝国議会議開会
明治 24年 (1891)		2. 21 認可状交付細則を定める [P. 62] 4. 21 委託検査ニ係ル責任解除及検査成績報告順序を制定 [P. 57] 5. 一 検査権限に関する通信省との論争起こる [P. 86] 7. 11 初めて行務成績書（20年度）を上奏 [P. 71] 11. 16 属定員を160人に定める 12. 12 庁舎を麹町区大手町2丁目1番地の農商務省跡へ移す	10. 28 濃尾大地震
明治 25年 (1892)		7. 9 検査官補特別任用ノ件公布 検定及判決規程を定める [P. 59]	
明治 26年 (1893)		1. 22 認可状書式改正（不動文字を石版刷とする） 10. 31 会計検査院試補廃止	
明治 27年 (1894)			8. 1 日清戦争始まる 10. 24 臨時軍事費特別会計法公布
明治 28年 (1895)		5. 4 臨時軍事費の会計検査のため属35人を臨時増置（31. 10. 22 廃止） 5. 6 臨時軍事費検査委員設置	
明治 29年 (1896)		5. 2 院法改正（公布）、検査官補の定員を24人から32人に増加 会計検査官退官ニ関スル法律公布 台湾ニ会計検査院支庁ヲ設置スルノ法律公布（部長1人、会計検査官3人、書記官1人、検査官補5人及び属若干） [P. 52] 会計検査院長、親任官待遇となる 属の定員を220人に改める 会計検査院台湾支庁事務章程公布	
明治 30年 (1897)		3. 30 台湾支庁に代え本庁に部長1人、検査官2人、検査官補2人、属若干を増置 4. 1 4部14課となる 台湾会計検査のため属30人を臨時増置（33. 4. 5廃止） 5. 6 各部の分課を定めるのは院長の取扱いに属することを定める 10. 15 速記技手設置（属の定員以内で2人）	2. 26 台湾總督府特別会計法公布 3. 29 貨幣法公布（金本位制確立）

年	会計検査 院長	会計検査院事項	一般事項
明治 31年 (1898)	12. 22 山田 信道 (～33. 3. 1 2)	11. 1 属定員改正、属定員を190人とする 台湾会計検査の為の臨時措置属を20人に改める	7. 16 民法施行
明治 32年 (1899)		12. 25 会計検査院事務章程全面改正 [P. 59]	6. 12 台湾銀行設立
明治 33年 (1900)	3. 19 内海 忠勝 (～34. 6. 2)	3. 1 会計検査官懲戒法公布 (昭和22. 5. 3廃止) 4. 2 属定員を210人に改める 4. 5 院法改正 (公布)、検査官補定員を20人に改める 5. 14 検査事務規程制定 [P. 54]	
明治 34年 (1901)	6. 5 田尻稻次郎 (～大正7. 2. 25)		2. - 官営八幡製鉄所操業開始
明治 35年 (1902)		2. 27 委託検査取扱順序を改定 [P. 57] 3. 31 属定員を168人に改める	1. 30 日英同盟成立
明治 36年 (1903)		12. 5 属定員を160人に改める	
明治 37年 (1904)			2. 10 日露戦争始まる 3. 30 臨時軍事費特別会計法公布 4. 1 煙草専売法公布
明治 38年 (1905)			1. 1 塩専売法公布 12. 21 統監府を韓国の漢城に置き、伊藤博文が統監に 就任
明治 39年 (1906)			3. 31 鉄道国有法公布 11. 26 南満州鉄道株式会社設立
明治 40年 (1907)		4. 1 属定員を190人に改める	3. 15 樺太庁官制公布
明治 41年 (1908)			12. 5 鉄道院官制公布
明治 42年 (1909)			7. - 地方改良運動
明治 43年 (1910)		4. 1 院法改正、書記官2人を専任1人に、検査官補20人を副検査官専任14人に、属を書記に、書記技手を技手に改める 勅任検査官定員を3人、書記及び技手の定員を170人に改める	8. 22 日韓条約 (韓国併合) 調印 9. 30 朝鮮總督府官制公布 朝鮮總督府特別会計法公布
明治 44年 (1911)		4. 1 院法改正、副検査官の定員を4人増員、書記及び技手定員を19人増員	
明治 45年 大正 元年 (1912)		11. 6 出納官吏弁償責任ノ免除ニ関スル件公布 (初めて、弁償責任の勅令免除行われる) [P. 97]	7. 30 「大正」に改元

第2部 資料

年	会計検査 院長	会計検査院事項	一般事項
大正 2年 (1913)		3.28 派出官心得を定める [P. 93] 6.13 院法改正、2部8課となり、定員は部長2人、検査官8人、 副検査官16人となる 会計検査官の休職の特例が定められる 部長1名、検査官3名休職となり、休職給が支給される 書記及び技手の定員を170人に改める	6.13 政府、行政整理大綱発表 6.30 日本興業銀行、政府へ救済融資を要請
大正 3年 (1914)		11.10 書記及び技手の定員を165人に改める	1.22 シーメンス事件暴露 7.28 第一次世界大戦始まる 8.23 日本、ドイツに対し宣戦布告 9.9 臨時軍事費特別会計法公布
大正 4年 (1915)		7.19 計算証明規程制定（単一の証明規程となる） [P. 92] 9.11 技術顧問員の制度が設けられる	
大正 5年 (1916)		4.13 院法改正、副検査官の定員を14人に改め、院長を親任官とする	
大正 6年 (1917)			1.20 いわゆる西原借款始められる 9.25 八幡製鉄所疑獄事件起こる 11.7 ロシア10月革命
大正 7年 (1918)	2.25 中 隈 敬 蔵 (～13. 3. 21)	5.14 機械、土木、建築に関し、技術顧問員各1名を囑託 [P. 90]	8.2 シベリア出兵を政府宣言 8.3 富山県下で米騒動起こり、次いで全国各地に波及
大正 8年 (1919)		4.1 院法改正、副検査官の定員を17人に改める 4.10 書記及び技手の定員を185人に改める	6.28 ベルサイユ講和条約調印
大正 9年 (1920)			1.10 国際連盟成立 3.15 東京株式市場暴落、戦後恐慌始まる 5.15 鉄道省官制公布 5.24 尼港事件起きる 7.3 サガレン占領等を発表
大正 10年 (1921)		6.24 冶金に関し、技術顧問員1名を囑託 9.1 院法改正、3部12課となる 書記及び技手の定員を245人に改める 9.29 電気に関し、技術顧問員1名を囑託	4.8 会計法全文改正、国有財産法公布（施行11.4.1） 11.12 ワシントン会議開かれる
大正 11年 (1922)		4.1 院法改正（日本銀行の取り扱う国庫金及び有価証券の出納に検査権限が及ぶように明文化するなど） [P. 48] 計算証明規程全文改正 5.10 検査事務規程、検査報告及検査成績書取調規程、部会議決議事項、議事細則、行務監督規程の全文改正、行務年度規程の廃止 [P. 94]	2.6 海軍軍縮条約、九カ国条約調印 3.31 南洋庁官制、同特別会計法公布 11.29 日本積善銀行休業、各地の銀行へ取付波及
大正 12年 (1923)		4.1 大正11年4月1日現在の国有財産現在額総計算書を検査報告とともに内閣に提出（国有財産に関する検査報告の最初） 書記及び技手の定員を239人に改める 9.1 大震災により庁舎焼失、仮事務所を経て、12月仮庁舎に移転 [P. 145]	4.5 産業組合中央金庫法公布 9.1 関東大震災 9.27 帝都復興院官制、震災手形割引損失補償令公布
大正 13年 (1924)	3.27 水町袈裟六 (～昭和 4. 11.22)	1.14 大震災のため交付未済の認可状の処理方を定める 6.23 大震災により提出不能の計算証明書類の取扱方を定める 7.2 会計検査院法改正取調委員設置（事前監督制度導入等の調査のため）	9.18 与党3派の行政財政整理案決定

年	会計検査 院長	会計検査院事項	一般事項
大正 14年 (1925)		4. 1 院法改正、副検査官の定員を18人に改める 書記の定員を212人に改める 4. 20 事前監督制度調査のため河本検査官が欧米へ出張（15年 4月帰国） [P. 111]	1. 8 大蔵省に歳出事前監督機関調査会設置 4. 1 預金部資金運用規則、同特別会計規則施行 4. 22 治安維持法公布 9. 1 台湾銀行整理案決定
大正 15年 昭和 元年 (1926)		2. ー 実業同志会により会計検査院法中改正法案が衆議院に提出されるが、審議未了となる（その後昭和2年、4年に同趣旨の法案が衆議院に提出されるが、いずれも審議未了） [P. 112] 6. 8 産業組合中央金庫に対する検査実施に関し、大蔵省と論争起きる（昭和2年2月実地検査施行） [P. 114] 9. 30 検査対象となる補助特約保証団体の範囲を明確化する [P. 103]	3. ー 復興局疑獄事件拡大 3. 30 日本興業銀行外二銀行ノ対支借款関係債務ノ整理ニ関スル法律公布 8. 6 日本放送協会設立 12. 25 「昭和」に改元
昭和 2年 (1927)		4. 1 院法改正、副検査官の定員を20人に改める 書記の定員を216人に改める	3. 15 金融恐慌始まる 4. 22 全国に3週間モラトリアム施行
昭和 3年 (1928)			2. 20 普通選挙法施行
昭和 4年 (1929)	11. 22 湯浅 倉平 (～8. 2. 15)	4. 1 院法改正、書記官の定員を2人に改める 書記の定員を218人に改める	6. 10 拓務省官制公布 11. 12 金輸出解禁に関する大蔵省令公布
昭和 5年 (1930)			4. 22 ロンドン海軍軍縮条約調印 (この年、世界恐慌日本に波及(昭和恐慌))
昭和 6年 (1931)		10. 8 会計検査官定年退職を申し合わせる [P. 91]	9. 18 満州事変起こる 12. 13 金輸出再禁止を閣議決定 (この年、農村不況深刻化)
昭和 7年 (1932)		7. 4 書記の定員を210人に改める	1. 28 第1次上海事変起こる 3. 1 満州国建国宣言
昭和 8年 (1933)	2. 15 河野 秀男 (～13. 2. 16)		3. 27 国際連盟脱退 3. 29 外国為替管理法公布 5. 31 塘沽停戦協定成立
昭和 9年 (1934)		4. 1 院法改正、理事官4人設置 書記の定員を201人に改める	12. 29 ワシントン海軍軍縮条約破棄を通告
昭和 10年 (1935)		3. 31 麹町区三年町（現在千代田区霞が関3-2-1）に庁舎完成、 5. 28移転完了 [P. 145]	12. 9 ロンドン軍縮会議開かれる
昭和 11年 (1936)		6. 1 書記の定員を211人に改める	1. 15 ロンドン軍縮会議脱退 2. 26 2・26事件起こる 11. 25 日独防共協定成立
昭和 12年 (1937)		4. 1 院法改正、4部14課とし、部長4人、検査官14人、副検査官24人に改める 4. 28 書記の定員を217人に改める	7. 7 蘆溝橋事件起こる（日華事変勃発） 8. 13 軍機保護法改正強化される 9. 10 臨時軍事費特別会計設置 10. 8 資金前渡、前金払、概算払、随意契約ニ関スル件公布 10. 25 企画院官制公布 11. 6 日独伊三国防共協定成立
昭和 13年 (1938)	2. 16 岡 今朝雄 (～16. 10. 15)	4. 20 臨時軍事費特別会計の検査のため書記30人を臨時措置 11. ー 蒙疆連合委員会主計審計要員として、会計検査院の職員3名を派遣、以後終戦までに延べ9名の職員を派遣	1. 11 厚生省官制公布 4. 1 国家総動員法公布 11. 3 政府、東亜新秩序建設を声明 12. 16 興亜院官制公布

第2部 資料

年	会計検査 院長	会計検査院事項	一般事項
昭和 14年 (1939)		4. 26 書記の定員を212人に改める 臨時増置の書記の定員を49人に改める	3. 25 軍用資源秘密保護法公布 5. 12 ノモンハン事件起こる 7. 8 国民徴用令公布 9. 1 蒙古連合自治政府成立 9. 3 英仏、ドイツに宣戦布告（第二次世界大戦始まる） 10. 18 価格統制令、地代家賃統制令公布
昭和 15年 (1940)		4. 1 院法改正、第2部・第3部にそれぞれ1課を増設し、検査官16人、副検査官28人、各部の検査官を4人又は5人に改める 4. 6 勅任検査官の定員を4人、書記の定員を202人に改める	9. 27 日独伊三国同盟成立 10. 12 大政翼賛会発会
昭和 16年 (1941)	10. 24 河本 文一 (～21. 6. 10)	4. 1 計算証明手続を大幅に簡素化する [P. 122] 6. 11 書記の定員を178人、臨時増置の書記の定員を47人に改める	4. 13 日ソ中立条約調印 6. 22 独ソ戦始まる 12. 8 ハワイ真珠湾空襲、米英に宣戦布告
昭和 17年 (1942)		5. 2 書記の定員を155人に、臨時増置の書記の定員を63人に改める 5. 5 計算証明規程戦時特例制定（陸海軍の計算証明を簡素化） [P. 122] 5. 一 南方軍政会計監督要員として、会計検査院の職員を派遣、以後終戦までに延べ25名の職員を派遣 [P. 118] 11. 1 書記の定員を140人に、臨時増置の書記の定員を58人に改める	4. 28 会計法戦時特例・会計規則等戦時特例施行 6. 5 ミッドウェー海戦 7. 28 閣議、行政措置簡素化決定 11. 1 大東亜省官制公布（拓務省、興亜院など廃止）
昭和 18年 (1943)		3. 20 院法改正、3部14課制に改め、部長1人、奏任検査官2人を減員する。勅任検査官、書記官、副検査官、理事官及び書記の定員は勅令で定めることに改める 臨時軍事費の検査のため従来の書記58人のほか副検査官3人が臨時に置かれる 11. 11 旧文部省庁舎の一部に移転する	9. 8 イタリア無条件降伏 10. 1 予算ノ徹底的単純化ニ関スル件閣議決定 11. 1 軍需省、運輸通信省、農商省各官制公布（企画院、商工省、逓信省、鉄道省、農林省、海務院廃止）
昭和 19年 (1944)		1. 29 計算証明規程戦時特例を軍需省にも適用、さらに従来の規程を大幅に改正 5. 4 計算証明臨時措置規程を制定（計算証明規程戦時特例の一部を一般官庁に適用し、さらに同特例を一層簡素化） [P. 123] 5. 10 委託検査取扱規程を制定（委託検査取扱順序を整備簡素化） [P. 126]	
昭和 20年 (1945)		4. 1 臨時増置の書記の定員を54人に改め、新たに理事官2人を臨時増置する	4. 1 軍需工廠官制公布 5. 7 ドイツ降伏 8. 14 ポツダム宣言受諾 8. 28 連合国軍進駐開始 9. 2 ミズーリ艦上で降伏文書に調印 連合国軍総司令部 (GHQ) 設置 10. 24 国際連合成立 11. 5 戦災復興院設置 11. 6 財閥解体 12. 17 新選挙法公布、政党政治復活
昭和 21年 (1946)	6. 26 荒井誠一郎 (～22. 8. 23)	7. 2 会計検査院法改正取調委員会を設置 [P. 151] 9. 17 会計制度改正取調委員会を設置	2. 1 第1次農地改革 3. 3 物価統制令公布施行、旧円廃止 8. 12 経済安定本部、物価庁設置 10. 21 第2次農地改革 11. 3 日本国憲法公布

年	会計検査院長	検査官	事務総長	会計検査院事項	一般事項
昭和 22年 (1947)	8. 26 佐藤 基 (～29. 8. 22)	5. 3 津屋 幸右衛門 (検査官の職務を行う者) 大山 常蔵 (検査官の職務を行う者) 8. 23 佐藤 基 下岡 忠一 (～27. 8. 22) 諸橋 襄 (～25. 8. 22)	5. 3 荒井 誠一郎 (職務代行) 8. 26 東谷 傳次郎	1. 22 昭和19年度決算検査報告を内閣に送付 4. 19 会計検査院法改正法公布(5. 3施行) 5. 1 20年度決算検査報告を内閣に送付 5. 3 新会計検査院法施行[P. 156] 4局19課、官房4課で発足 会計検査院規則の公布に関する規則、 会計検査院事務総局定員規則、会計検査 院事務総局事務分掌及び分課規則、会計 検査院法施行規則、会計検査院審査規 則、計算証明規則の制定 副長制度を設ける(23人発令) 新しい職制は、事務総長、事務総局次 長、局長、課長、副長、係長、一般職員とな る	3. 31 財政法、会計法改正法公布(4. 1施行) 4. 17 地方自治法公布(5. 3施行) 5. 1 産業復興公団設立、以後各種配給公団及び貿 易公団の設立相次ぐ 5. 3 日本国憲法施行 5. 24 片山内閣発足 6. 23 第1回国会開会式 9. 14 キャサリン台風、関東に大被害 10. 21 国家公務員法公布(11. 1施行)
昭和 23年 (1948)				3. 8 4局22課、官房5課に機構拡充 3. 22 21年度決算検査報告を内閣に送付 6. 19 院法改正(検査官の俸給額) [P. 163]	3. 10 芦田内閣発足 6. 30 国有財産法公布(7. 1施行) 9. 10 昭和電工事件が発展し、官僚・財界人・政治家の逮捕相次ぐ 10. 15 第2次吉田内閣発足
昭和 24年 (1949)				1. 20 検査課の名称を従来の通し番号から 検査内容を示すものに改める 2. 15 22年度決算検査報告を内閣に送付 9. 5 第1回全都道府県会計職員事務講習 会開催	2. 16 第3次吉田内閣発足 3. 7 ドッジ、均衡予算の実施と補給金廃止強調 (ドッジ・ライン) 4. 23 為替相場、1ドル360円に決定(4. 25から実施) 6. 1 国鉄、専売公社発足 8. 26 シェラブ勧告の大綱発表
昭和 25年 (1950)		8. 23 東谷 傳次郎	8. 23 綿貫 謹一	1. 10 23年度決算検査報告を内閣に送付 2. 15 検査各局に局検査報告委員会を設置 [P. 182] 5. 10 院法改正(検査官の任命方法) [P. 163] 5. 11 院法改正(予責法関係) [P. 163] 6. 8 官房に改善課を設置 6. 17 会計検査院懲戒処分要求及び検定規 則の制定	5. 11 予算執行職員等の責任に関する法律公布施 行 6. 25 朝鮮戦争ばつ発 8. 10 警察予備隊創設
昭和 26年 (1951)				1. 12 24年度決算検査報告を内閣に送付 2. 1 官房に検査報告調整委員会を設置 [P. 182]	9. 8 サンフランシスコ平和条約、日米安全保障条 約に調印
昭和 27年 (1952)		8. 25 加藤 進 (～8. 28) 9. 1 加藤 進	1. 21 池田 直	1. 16 各局に監理課を設置。官房の法規、審 査、改善の3課を統合し法規改善課とする 1. 18 25年度決算検査報告を内閣に送付 6. 7 新計算証明規則の制定(証明事務の 簡素化、規定の平易明確化)(7. 1施行) [P. 174] 8. 1 院法改正(電電公社関係) [P. 163] 12. 31 26年度決算検査報告を内閣に送付	1. 13 輸入ビルマ米から黄変米 4. 28 サンフランシスコ平和条約、日米安全保障条 約発効。GHQなど廃止 7. 1 東京国際空港発足 8. 1 電電公社発足 8. 13 日本がIMF・世界銀行に加盟 10. 30 第4次吉田内閣発足
昭和 28年 (1953)				12. 25 27年度決算検査報告を内閣に送付	5. 21 第5次吉田内閣発足 7. 27 朝鮮休戦協定調印 12. 25 奄美群島本土復帰

第2部 資料

年	会計検査院長	検査官	事務総長	会計検査院事項	一般事項
昭和29年 (1954)	8. 25 東谷傳次郎 (～32. 8. 22)	8. 25 山田 義見		6. 25 新会計検査院事務総局定員規則の制定 12. 24 28年度決算検査報告を内閣に送付	2. 8 東京地検が造船会社を一斉手入れ(造船疑獄の発端) 3. 1 ビキニ水爆実験で第五福竜丸被災 3. 8 日米相互防衛援助協定調印 7. 1 防衛庁・自衛隊発足 12. 10 第1次鳩山内閣発足
昭和30年 (1955)				4. 1 主任制度を設ける 8. 1 院法改正(1局増設) [P. 165] 定員改正(1局増設に伴い60人増員し、1,178人とする) 12. 14 29年度決算検査報告を内閣に送付	3. 19 第2次鳩山内閣発足 8. 27 補助金適正化法公布(9. 27施行) 9. 10 日本、GATTに加盟 10. 13 左右両派社会党統一、日本社会党に 11. 15 自由民主党結成(55年体制のスタート) 11. 22 第3次鳩山内閣発足
昭和31年 (1956)				4. 1 調査官制度を設ける(370人発令) [P. 168] 9. 24 第2回国際最高会計検査機関会議がブリュッセルで開催(29日まで)され、日本国会計検査院が初参加(以後継続して参加) [P. 361] 12. 7 30年度決算検査報告を内閣に送付	5. 22 物品管理法、国の債権の管理等に関する法律公布(32. 1. 10施行) 7. 16 経済白書、「もはや戦後ではない」と発表 12. 18 国連総会、日本の加盟を全会一致で可決 12. 23 石橋内閣発足
昭和32年 (1957)	8. 27 加藤 進 (～34. 8. 24)	8. 23 芥川 治		1. 10 院法改正(国の所有する物品を必要の検査対象とする) [P. 166] 12. 7 31年度決算検査報告を内閣に送付 12. 10 参事官制度を設ける(第3局を除く各局に各1人発令、その後逐次増員され、48年4月までに各局に2人ずつ置かれる)	2. 25 第1次岸内閣発足 8. 9 愛知用水700ドル世界銀行借款調印 8. 27 原子の火、茨城県東海村で初点火
昭和33年 (1958)				4. 25 院法改正(検査官の俸給額) [P. 163] 12. 4 32年度決算検査報告を内閣に送付	3. 9 関門国道トンネルの開通式 5. 13 全通中郵便事件 6. 12 第2次岸内閣発足 12. 23 東京タワー完工(333m)
昭和34年 (1959)	9. 25 山田 義見 (～36. 8. 24)	9. 22 小峰 保栄	2. 6 小峰 保栄 9. 22 大沢 実	4. 1 官房に検定参事官1人、検定調査官9人を設置(うち、3人を上席検定調査官とする) 12. 4 33年度決算検査報告を内閣に送付	8. 26 戦後最大の三池争議始まる 9. 26 伊勢湾台風、中部地方に大被害
昭和35年 (1960)				5. 7 戦後初の在外公館実地検査実施(東南アジア地域) [P. 176] 8. 30 旧文部省庁舎から旧庁舎に復帰 9. 1 「会計検査院八十年史」刊行 12. 5 34年度決算検査報告を内閣に送付	1. 19 日米新安保条約調印 3. 15 世界銀行理事会、日本道路公団の借款4000万ドル承認(3. 17調印) 5. 20 自民党が新安保条約単独可決 7. 19 第1次池田内閣発足 12. 8 第2次池田内閣発足 12. 27 国民所得倍增計画を閣議決定
昭和36年 (1961)	10. 17 芥川 治 (～39. 8. 22)	10. 16 塚越 虎男		4. 1 官房に審議室調査官4人を設置(うち、1人を上席審議室調査官とする) 12. 4 35年度決算検査報告を内閣に送付、この年から、横書き、B5版に改める	4. 1 国民皆年金、皆保険制度発足 5. 3 国鉄、東海道新幹線のため8000万ドルの世界銀行借款調印
昭和37年 (1962)			3. 31 上村 照昌	4. 1 第5局に上席調査官5人を設置し、出資法人検査に当たらせる(出資検査第1課、第2課を廃止) 12. 4 36年度決算検査報告を内閣に送付	2. 15 第1次臨時行政調査会初会合 8. 30 戦後初の国産旅客機YS-11、試験飛行に成功
昭和38年 (1963)				4. 1 官房に厚生管理官を設置 12. 4 37年度決算検査報告を内閣に送付	6. 4 黒四ダムが完成、アーチ式では日本最大 7. 16 名神高速道路栗東～尼崎間開通(日本初の長距離高速道路) 12. 9 第3次池田内閣発足

年	会計検査 院長	検査官	事務総長	会計検査院事項	一般事項
昭和 39年 (1964)	8. 25 小峰 保栄 (～41. 9. 2 1)	8. 24 山崎 高		4. 1 第5局に上席調査官5人を増置 12. 3 38年度決算検査報告を内閣に送付	4. 1 日本、IMF8条国へ移行 4. 28 日本、OECD加盟 10. 1 東海道新幹線開業 10. 10 東京オリンピック大会開会 11. 9 第1次佐藤内閣発足
昭和 40年 (1965)			9. 15 白木 康進	4. 1 官房に上席審議室調査官1人を増置 8. 19 第1回大蔵省主計局との連絡会 [P. 23 3] 12. 2 39年度決算検査報告を内閣に送付	2. 7 米軍機が北ベトナム爆撃開始 6. 22 日韓基本条約調印 7. 1 名神高速道路全線開通 11. 19 戦後初の赤字国債の発行を閣議決定
昭和 41年 (1966)	10. 4 塚越 虎男 (～42. 5. 2 1)	9. 30 白木 康進	9. 30 宇ノ沢 智雄	4. 1 官房に上席審議室調査官1人を増置 し、審議室参事官1人を設置 6. 10 旧庁舎別館完成(地下1階、地上6階) 10. 20 第1回大蔵省理財局との連絡会 [P. 23 3] 12. 6 40年度決算検査報告を内閣に送付	1. 29 政府、戦後初の赤字国債発行 3. 31 住民登録の総人口1億人突破 7. 4 新東京国際空港、千葉県富里案から三里塚案 への変更を閣議決定
昭和 42年 (1967)	7. 18 山崎 高 (～46. 8. 2 3)	7. 14 白石 正雄		2. 1 各課の副長のうち1人を総括副長と する 11. 30 41年度決算検査報告を内閣に送付	2. 17 第2次佐藤内閣発足 5. 2 日本初の商業用原子力発電所、敦賀原発起工 式
昭和 43年 (1968)				4. 1 官房に研修官を設置 5. 22 第6回国際最高会計検査機関会議を 東京で開催(30日まで) [P. 362] 最高会計検査機関国際組織(INTOSAI) が正式に発足 11. 29 42年度決算検査報告を内閣に送付	4. 18 霞が関ビルしゅん工(147m) 6. 26 小笠原諸島本土復帰 7. 1 郵便番号制スタート
昭和 44年 (1969)				4. 1 官房に技術専門官1人を設置(49年、5 1年、52年、53年に各1人増置) 11. 29 43年度決算検査報告を内閣に送付	5. 26 東名高速道路全線開通 8. 1 自主流通米の第一弾、宮崎から60 t 東京入り 11. 25 八郎潟干拓打ち切り決定
昭和 45年 (1970)			2. 16 佐藤 三郎	11. 30 44年度決算検査報告を内閣に送付	1. 14 第3次佐藤内閣発足 2. 5 農林省、稲作減反割当を各都道府県に通告 3. 14 大阪で、日本万国博覧会開会 6. 23 日米安保条約が自動延長、各地抗議集会
昭和 46年 (1971)	10. 26 白木 康進 (～48. 9. 2 9)	10. 22 佐藤 三郎	10. 23 石川 達郎	1. 20 第5局の上席調査官のうち6人を他局 に配置(出資法人の検査体制を変更) 11. 11 北区王子に8階建て書庫完成 12. 3 45年度決算検査報告を内閣に送付	6. 17 沖縄返還協定調印 9. 28 東大宇宙航空研、国産初の科学衛星打上げに 成功 12. 19 円切上げ決定(1ドル308円、20日から適用)
昭和 47年 (1972)				4. 28 上席検定調査官1人を廃止し、上席 審議室調査官1人を増置 12. 12 46年度決算検査報告を内閣に送付	2. 3 札幌オリンピック冬季大会開会 3. 15 山陽新幹線新大阪～岡山間が開業 5. 15 沖縄施政権返還される 7. 7 第1次田中内閣発足
昭和 48年 (1973)	12. 1 白石 正雄 (～50. 10. 1 5)	11. 30 知野 虎雄		3. 29 新宿区市谷仲之町に分室完成 12. 10 47年度決算検査報告を内閣に送付	1. 1 老人医療費無料化制度発足 2. 13 政府、円の変動相場制移行決定 10. 17 OPECがイスラエル支援国向け石油生産削減 決定、オイル・ショック始まる 12. 22 第2次田中内閣発足
昭和 49年 (1974)				12. 11 48年度決算検査報告を内閣に送付	9. 1 原子力船むつ実験航海中に放射線漏れ事故 12. 9 三木内閣発足
昭和 50年 (1975)	11. 25 佐藤 三郎 (～53. 10. 2 1)	11. 21 大村 筆雄	12. 22 鎌田 英夫	12. 11 49年度決算検査報告を内閣に送付 (この年から会計検査院長が内閣総理大 臣へ検査報告を手交) [P. 232]	3. 10 山陽新幹線岡山～博多間開業 7. 19 沖縄国際海洋博覧会開会 11. 15 第1回先進国首脳会議(サミット)開催 12. 24 財政特例法成立(赤字国債発行)

第2部 資料

年	会計検査 院長	検査官	事務総長	会計検査院事項	一般事項
昭和 51年 (1976)				12. 10 50年度決算検査報告を内閣に送付	7. 27 ロッキード事件で田中前首相逮捕 11. 5 政府、防衛費をGNPの1%以内とすることを決定 12. 24 福田内閣発足
昭和 52年 (1977)				4. 18 参事官6人を廃止し、審議官6人を設置(53. 4. 4残りの参事官も全て審議官とする) 5. 24 会計検査院の検査権限の拡大について、衆議院本会議で決議[P. 213] 10. 12 会計検査院審査規則全文改正 12. 14 51年度決算検査報告を内閣に送付	4. 24 日本初の高速増殖実験炉「常陽」が臨界点に達し「原子の火」ともる 7. 1 海洋2法実施(領海12海里、漁業専管水域200海里時代突入)
昭和 53年 (1978)	10. 24 知野 虎雄 (～55. 11. 29)	10. 23 鎌田 英夫	10. 22 柴崎 敏郎	1. 7 大幅な組織の再編成が行われる[P. 217] 10. 1 西ベルリンで最高会計検査機関国際組織アジア地域機構の設立会議が開催(7日まで) 12. 15 52年度決算検査報告を内閣に送付	5. 20 新東京国際空港開港 8. 12 日中平和友好条約調印 11. 9 円高倒産急増(1,390件) 12. 7 第1次大平内閣発足
昭和 54年 (1979)				4. 1 調査官補制度を設ける 4. 4 技術専門官を技術参事官に改称 5. 7 最高会計検査機関アジア地域機構(ASOSAI)第1回総会がニューデリーで開催(11日まで)され、会計検査院も参加(以後継続して参加)[P. 362] 7. 31 旧庁舎別館増築完成(9階とする) 12. 14 53年度決算検査報告を内閣に送付	6. 28 第5回サミット東京で開催 9. 6 日本鉄道建設公団でカラ出張などの不正経理事件表面化 10. 2 KDD事件発覚 11. 9 第2次大平内閣発足
昭和 55年 (1980)	12. 2 大村 肇雄 (～57. 11. 20)	12. 1 大久保 孟	6. 23 松尾 恭一郎	1. 1 技術参事官1人を廃止 3. 5 昭和天皇の御臨席の下、会計検査院創立百年記念式典挙行(於国立教育会館虎ノ門ホール、式典列席者1,400名)、『会計検査院百年史』刊行、財政監督制度100年記念切手(50円)発行[P. 210] 7. 18 ASOSAIセミナーを国際協力事業団の八王子国際センターで初めて実施(8月2日まで)、以後毎年開催される 12. 10 54年度決算検査報告を内閣に送付	2. 26 自衛隊がリムパック(環太平洋合同演習)に初参加 7. 17 鈴木内閣発足
昭和 56年 (1981)			7. 6 藤井 健太郎	4. 3 会計検査基本問題懇話会が発足(第1回会合は4. 20、以後58年1月まで13回開かれる)[P. 368] 7. 23 会計検査院の検査等への協力についての内閣官房副長官通達(いわゆる「翁通達」)が発せられる[P. 214] 12. 15 55年度決算検査報告を内閣に送付	3. 16 第2次臨時行政調査会(臨調)初会合 8. 25 臨調第1次答申(7. 1)実施のための行革大綱を閣議決定 12. 7 公共事業入札での談合が判明
昭和 57年 (1982)	11. 24 鎌田 英夫 (～60. 10. 22)	11. 22 辻 敬一		4. 11 ASOSAI第2回総会及び第1回国際セミナーが韓国で開催(18日まで。日本は理事国となる) 12. 13 56年度決算検査報告を内閣に送付	2. 10 臨調、行革第2次答申(許認可等の整理) 6. 23 東北新幹線開業 7. 30 臨調、第3次基本答申(3公社の民営化など) 11. 10 中央自動車道全線開通 11. 15 上越新幹線開業 11. 27 第1次中曽根内閣発足

年	会計検査 院長	検査官	事務総長	会計検査院事項	一般事項
昭和 58年 (1983)				2. 24 第1回各政府関係機関等内部監査業務講習会開催 12. 21 57年度決算検査報告を内閣に送付 12. 28 汎用コンピュータHITAC M-220Hを設置[P. 381]	3. 14 臨調が最終答申を提出(15日解散) 3. 24 中国自動車道全線開通 6. 26 参院選で初の比例代表制を導入 8. 10 老人医療に対する一部負担の導入などを盛り込んだ老人保健法が成立 12. 27 第2次中曽根内閣発足
昭和 59年 (1984)				3. 6 会計検査院情報処理センター開所 4. 11 官房に上席情報処理調査官を設置し、研修官を廃止 5. 28 第7回ASOSAI理事会会議が日本国会計検査院の主催で開催(6月1日まで。参加国は韓国など6か国) 12. 10 58年度決算検査報告を内閣に送付 12. 17 大幅な組織の再編成が行われる	4. 7 日米農産物交渉決着(高級牛肉とオレンジの輸入枠拡大など) 8. 7 医療費に対する本人1割負担の導入、退職者医療制度の創設などを盛り込んだ改正健康保険法等が成立 8. 10 国鉄再建監理委、国鉄経営改善のため分割・民営化を首相に緊急提言 12. 21 基礎年金制度の導入などを盛り込んだ改正国民年金法等が成立
昭和 60年 (1985)	10. 25 大久保 孟 (～62. 3. 29)	10. 24 中村 清	3. 1 中村 清 10. 23 西川 和行	2. 13 肩越し検査への協力についての内閣官房副長官通達(いわゆる「藤森通達」)が発せられる[P. 215] 3. 31 定年制度施行により31名定年退職 4. 1 院法改正(専売、電電公社民営化関係)[P. 211] 4. 6 企画官の設置 5. 15 ASOSAI第3回総会及び第2回国際セミナーが日本国会計検査院の主催で開催(21日まで)[P. 363] 12. 12 59年度決算検査報告を内閣に送付	3. 10 青函トンネルが貫通 3. 14 東北・上越新幹線の上野駅開業 3. 16 筑波研究学園都市で国際科学技術博覧会開催 4. 1 日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社発足 9. 22 プラザ合意の発表、円高ドル安が急速に進行 10. 2 関越自動車道全線開通
昭和 61年 (1986)				1. 1 統括情報処理調査官・統括調査官の設置 2. 6 日本公認会計士協会との定期協議会(第1回) 4. 5 会計管理官の設置 4. 15 第1回会計検査問題研究会開催(平成元年末まで)[P. 357] 7. 17 第1回各省庁内部監査業務講習会開催 12. 12 60年度決算検査報告を内閣に送付	7. 22 第3次中曽根内閣発足 7. 30 東北自動車道(浦和～青森間)全線開通 10. 29 政府保有のNTT株一般売出し 12. 30 防衛費がGNPの1%枠を突破
昭和 62年 (1987)	4. 3 辻 敬一 (～元. 4. 10)	4. 2 中島 隆		4. 1 院法改正(国鉄分割・民営化関係)[P. 211] 5. 21 渉外広報室・資料情報管理室の設置 8. 4 第1回総務庁行政監察局との連絡会 12. 11 61年度決算検査報告を内閣に送付 12. 18 第1局に外務検査課を設置	4. 1 国鉄の分割・民営化実施 9. 4 第二電電、日本テレコム、日本高速通信の3社、市外通話サービス開始 9. 19 マル優原則廃止など税制改革法成立 11. 6 竹下内閣発足 11. 18 日本航空完全民営化
昭和 63年 (1988)				2. 9 出資法人等の監事、監査役に対する検査報告説明会を初めて開催[P. 301] 3. 15 大阪市監査・人事制度事務総括局との定期協議会(第1回) 5. 30 東京都監査事務局との定期協議会(第1回) 9. 20 第1回公会計監査フォーラム開催 12. 16 62年度決算検査報告を内閣に送付 12. 22 第1回第1次会計検査懇話会開催(7年2月まで計13回)	3. 13 青函トンネル(53.9km)開業。80年続いた青函連絡船終航式 4. 10 瀬戸大橋(児島一坂出ルート)全線開通 6. 18 リクルート疑惑の発覚 6. 20 日米牛肉・オレンジ自由化問題決着 11. 29 「ふるさと創生」で1億円の交付方針決定 12. 24 消費税法案成立(翌年4月1日施行)

第2部 資料

年	会計検査院長	検査官	事務総長	会計検査院事項	一般事項
昭和 64年 平成 元年 (1989)	4. 11 中村 清 (～4. 10. 2 3)	4. 10 矢崎 新二	4. 1 秋本 勝彦	1. 30 各府省等の会計課長に対する検査報告説明会を初めて開催[P. 301] 5. 29 総務審議官・国際業務室の設置 6. 1 特別研究官制度発足 8. 31 研究誌『会計検査研究』創刊 12. 8 63年度決算検査報告を内閣に送付	1. 8 「平成」に改元 3. 6 リクルート事件でNTT前会長逮捕 4. 1 消費税導入 6. 3 宇野内閣発足 6. 4 天安門事件 7. 23 第15回参議院議員選挙、社会党大勝、自民党過半数割れ 8. 10 第1次海部内閣発足 12. 15 年金支給開始年齢を65歳までに引き上げることなどを盛り込んだ改正国民年金法等が成立 12. 29 東京株式市場の日経平均株価の終値が38,915円87銭と史上最高値を記録
平成 2年 (1990)			7. 10 三原 英孝	2. 15 第1回テクニカルセミナー開催[P. 35 8] 3. 31 『この10年のあゆみ』(1980～1989)発行 6. 8 人事企画官の設置 12. 14 平成元年度決算検査報告を内閣に送付	2. 28 第2次海部内閣発足 3. 31 大阪で、国際花と緑の博覧会開会 6. 28 10年間で430兆円の公共投資を行う公共投資基本計画を決定 8. 2 イラク軍、クウェート侵攻 8. 29 海部首相が多国籍軍に資金を提供するなどの中東支援策を決定
平成 3年 (1991)			7. 1 疋田 周朗	4. 12 決算監理官の設置 4. 17 安中研修所新営工事安全祈願祭及び起工式 5. 8 第5回ASOSAI総会が開催(14日まで)され、中村院長がASOSAI事務総長に選任される 12. 9 2年度決算検査報告を内閣に送付 12. 17 大幅な組織の再編成が行われる[P. 2 72]	1. 17 湾岸戦争始まる 1. 24 湾岸戦争の追加支援策として多国籍軍に90億ドルを追加支出することを決定 4. 24 ペルシャ湾岸の機雷除去のため自衛隊掃海部隊を派遣決定 6. 3 長崎の雲仙・普賢岳が噴火 6. 20 東北・上越新幹線の東京駅開業 11. 5 宮澤内閣発足
平成 4年 (1992)	10. 30 中島 隆 (～6. 4. 4)	10. 27 疋田 周朗	10. 26 安部 彪	4. 10 官房に研修官を設置し、上席審議室調査官1人を廃止、研修官付研修室の設置 10. 6 会計検査院安中研修所落成式[P. 37 9] 12. 11 3年度決算検査報告を内閣に送付	6. 15 PKO協力法案成立 6. 18 ODAの1991年実績が110億3300万ドルと、世界一になる見通し 7. 20 証券取引等監視委員会発足 9. 17 自衛隊カンボジア派遣第一陣出発 10. 13 年金通知はがきの「目隠しシール」受注をめぐり、東京地検が談合容疑で5社の6人を逮捕
平成 5年 (1993)				4. 1 専門調査官の設置 10. 4 第1回地方自治体監査職員事務講習会開催 12. 14 4年度決算検査報告を内閣に送付(この年からA4版に改める)	7. 18 第40回総選挙、自民党過半数割れ、社会党惨敗(55年体制が崩壊) 7. 23 ゼネコン疑惑で東京地検が茨城県知事を逮捕 8. 9 細川内閣発足 9. 30 農水省は1993年産米の作況指数を80と発表、政府はコメの緊急輸入を決める 12. 14 政府、コメの部分開放を決定 12. 15 GATTウルグアイ・ラウンド最終協定調印
平成 6年 (1994)	4. 12 矢崎 新二 (～8. 9. 27)	4. 8 佐伯 英明 (～9. 7. 27)		7. 1 研究企画官の設置 12. 16 5年度決算検査報告を内閣に送付	1. 29 小選挙区比例代表並立制を柱とする、政治改革関連4法案が成立 2. 4 純国産大型ロケットH-IIの打上げ成功 4. 5 高速増殖炉型原子炉「もんじゅ」(敦賀市)が臨界に到達 4. 28 羽田内閣発足 6. 30 村山内閣発足 9. 4 関西国際空港が開港

年	会計検査 院長	検査官	事務総長	会計検査院事項	一般事項
平成 7年 (1995)				4. 1 研修調査官の設置 7. 10 第1回第2次会計検査懇話会開催(12年1月まで計15回) 12. 15 6年度決算検査報告を内閣に送付	1. 17 阪神・淡路大震災 3. 20 地下鉄サリン事件 4. 19 東京外為市場で1ドル79円75銭と戦後最高値 7. 25 40都道府県の5年度分食糧費の公開総額は52億円、多くは「官官接待」に 7. 27 九州自動車道全線開通 11. 1 新食糧法施行、コメ市場規制緩和へ 12. 8 動燃「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故 12. 19 住専7社の不良債権処理に公的資金の導入を決定
平成 8年 (1996)			6. 25 中島 孝夫	1. 22 第1回全都道府県内部監査業務講習会(工事)開催 2. 19 第1回全都道府県内部監査業務講習会(非工事)開催 4. 1 コミュニケーションシステム(電子メール等)の運用開始 9. 4 第1回国際会計検査フォーラム開催(11日まで) [P. 360] 12. 11 7年度決算検査報告を内閣に送付	1. 11 第1次橋本内閣発足 3. 19 薬害エイズ解明へ、厚生省が調査報告書 7. 26 住専7社の資産を引き継ぎ、債権を回収する住宅金融債権管理機構が発足 10. 20 第41回衆議院選挙、小選挙区比例代表並立制の下での初めての選挙 11. 7 第2次橋本内閣発足 12. 4 彩福祉グループ事件で、前厚生事務次官を収賄容疑で逮捕
平成 9年 (1997)	2. 18 疋田 周朗 (～11. 10. 26)	2. 17 杉浦 力 8. 1 金子 晃		3. 31 「日本国憲法下の会計検査-50年のあゆみ-」刊行 7. 1 震が関WANの利用開始 7. 26 会計検査院ホームページを開設 12. 12 8年度決算検査報告を内閣に送付 「国会法等の一部を改正する法律」成立(国会からの検査要請制度の創設、検査の視点の法定化) [P. 261]	4. 1 消費税率が3%から5%に引上げ 10. 1 長野新幹線開業 11. 24 山一証券が自主廃業を決定 11. 28 財政構造改革法成立(翌年凍結) 12. 1 地球温暖化防止京都会議が開幕(12. 11 京都議定書採択) 12. 18 東京湾アクアライン開通
平成 10年 (1998)			6. 24 森下 伸昭	1. 12 院法改正(国会からの検査要請関係) [P. 261] 4. 22 国会法第105条に基づく初めての検査要請(公的宿泊施設の運営に関するもの)が衆議院からなされる 9. 28 4. 22の国会からの検査要請に対する検査結果を衆議院に報告 12. 11 9年度決算検査報告を内閣に送付	2. 7 長野オリンピック冬季大会開会 2. 16 改正預金保険法と金融機能安定化緊急措置法が成立 4. 5 明石海峡大橋(神戸-鳴門ルート)が全線開通 6. 22 大蔵省の銀行局・証券局を廃止、金融監督庁が発足 7. 30 小渕内閣発足 9. 3 防衛庁の過払事案の処理をめぐり、東京地検が背任容疑で4人を逮捕 10. 12 金融再生関連法成立(日本長期信用銀行、日本債券信用銀行の特別公的管理を決定) 11. 16 政府が総額24兆円の緊急経済対策(貸し渋り対策や地域振興費支給など)を決定
平成 11年 (1999)	12. 7 金子 晃 (～13. 12. 4) (13. 12. 7～14. 7. 30)	12. 3 森下 伸昭	12. 2 深田 喬治	2. 15 工事検査実習施設外構工事完成 4. 27 安中研修所工事検査実習施設開設式 5. 10 院法改正(優越規定削除) [P. 262] 11. 29 10年度決算検査報告を内閣に送付	3. 3 日本銀行が金利ゼロの超金融緩和策を実施 5. 11 しまなみ海道(尾道-今治ルート)全線開通 7. 1 持株会社のもとで事業会社3社に分割・再編した新生NTTスタート 7. 12 食料自給率引き上げなどを目標とした新農業基本法が成立 8. 9 国家公務員倫理法成立(12. 4. 1施行) 10. 1 政府関係機関等の統合により、国際協力銀行、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫が発足

第2部 資料

年	会計検査 院長	検査官	事務総長	会計検査院事項	一般事項
平成 12年 (2000)				1. 27 アメリカ会計検査院主催で開催された第1回主要国会会計検査院長会議に参加(28日まで) [P. 361] 3. 27 参議院から国会法第105条に基づく検査要請が初めてなされる(検査結果は11. 10に報告) 5. 30 第1回第3次会計検査懇話会開催(16年12月まで計14回) 11. 30 11年度決算検査報告を内閣に送付	1. 20 国会の正式な機関として、衆参両院に憲法調査会を設置 4. 1 介護保険制度がスタート 4. 5 第1次森内閣発足 7. 4 第2次森内閣発足 7. 21 第26回サミット沖縄県名護市で開催 11. 28 島根県の中海干拓事業など公共事業255件の中止を決定
平成 13年 (2001)				1. 6 中央省庁再編に合わせて組織の再編成が行われる [P. 273] 総務審議官を総括審議官に改称 4. 1 院法改正(情報公開審査会関係) [P. 263] 会計検査院情報公開審査会委員3名を任命 総務企画官、情報公開審査会事務室の設置 10. 17 4月発足の57独立行政法人のうち53法人について、計算証明の指定 10. 22 第17回国際最高会計検査機関会議がソウルで開催(27日まで)、日本がINTOSAIの理事国になる 11. 30 12年度決算検査報告を内閣に送付	1. 6 中央省庁を1府12省庁に再編 3. 10 外務省の機密費流用事件で、元要人外国訪問支援室長を詐欺容疑で逮捕 4. 1 情報公開法施行 57の独立行政法人が発足 4. 26 第1次小泉内閣発足 6. 20 特殊法人等改革基本法成立 7. 16 沖縄サミットをめぐり、ハイヤー代金を水増し請求したとして、外務省職員4人を詐欺容疑で逮捕 8. 29 HⅡ-Aロケットの打上げ成功 9. 11 アメリカで同時多発テロ発生 9. 22 農水省が国内初の狂牛病感染を正式に発表
平成 14年 (2002)	8. 2 杉浦 力 (～16. 2. 16)	7. 31 大塚 宗春	12. 13 関本 匡邦	10. 11 安中研修所創立10周年記念式典 11. 29 13年度決算検査報告を内閣に送付	1. 1 欧州単一通貨ユーロの現金流通を開始 4. 18 成田空港で2本目となる暫定平行滑走路の運用開始 5. 31 サッカーの第17回ワールドカップ日韓大会が開会 7. 24 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律成立 7. 26 医療費自己負担割合を3割に引き上げることを柱とした医療制度改革関連法が成立 10. 30 金融再生プログラムを含めた総合デフレ対策を決定 12. 1 東北新幹線盛岡～八戸間が開業
平成 15年 (2003)				2. 3 院法改正(行政手続オンライン化法関係) [P. 264] 4. 1 A-ACCeSSの運用開始に伴い、通信回線による計算書データの受入れが始まる [P. 383] 電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の制定 11. 28 14年度決算検査報告を内閣に送付 12. 19 仮庁舎(神保町三井ビルディング)へ移転(27日まで) [P. 377]	3. 19 米英軍がイラクに対する攻撃を開始 4. 1 日本郵政公社が発足 5. 8 産業再生機構が営業開始 6. 10 リソナホールディングスに公的資金注入を正式決定 8. 27 北朝鮮の核開発問題をめぐる6か国協議が北京で開幕 10. 1 特殊法人等整理合理化計画に基づき、改組した32の独立行政法人が発足 11. 19 第2次小泉内閣発足

年	会計検査 院長	検査官	事務総長	会計検査院事項	一般事項
平成 16年 (2004)	2. 20 森下 伸昭 (～18. 1. 2 0)	2. 17 西村 正紀	12. 3 重松 博之	4. 1 定員改正(40人増員し、1,297人とする) 公認会計士2人を初めて特定任期付職員として採用 5. 27 衆議院憲法調査会統治機構のあり方に関する調査小委員会で森下院長が会計検査制度について説明 [P. 271] 11. 9 15年度決算検査報告を内閣に送付	1. 9 イラク復興支援特別措置法に基づき、陸上自衛隊と航空自衛隊を派遣 3. 13 九州新幹線新八代～鹿児島中央間が開業 4. 1 国立大学を法人化した89の国立大学法人が発足 6. 2 道路関係4公団の民営化関連4法案が成立 6. 5 年金改革関連法成立 10. 23 新潟県中越地震 11. 26 国と地方の税財政を見直す三位一体改革の全体像について政府・与党が合意 12. 26 インドネシア・スマトラ島沖地震発生
平成 17年 (2005)				1. 7 中央合同庁舎第7号館起工式 4. 1 院法改正(情報公開・個人情報保護審査会関係) [P. 265] 審議官1人増置、特別検査課の設置、上席検定調査官、技術参事官各1人廃止 4. 12 第1回第4次会計検査懇話会開催(20年3月まで計10回) 4. 24 津波被害援助等関連資金の管理におけるアカウンタビリティの促進に関する国際会議(インドネシアで開催、28日まで) [P. 364] 6. 8 参議院から国会法第105条に基づく検査要請計9件受諾(以後毎年数件受諾) 11. 7 院法改正(検査の範囲の拡大、随時報告制度の創設など) [P. 267] 11. 8 16年度決算検査報告を内閣に送付	2. 16 地球温暖化防止のための京都議定書が発効 2. 17 中部国際空港が開港 3. 24 愛知で、国際博覧会「愛・地球博」開会 4. 1 行政機関個人情報保護法施行 6. 22 施設での居住費・食費の自己負担化などを盛り込んだ改正介護保険法が成立 7. 25 橋りょう談合事件で東京地検が道路公団副総裁を逮捕 9. 21 第3次小泉内閣発足 10. 1 道路関係4公団が民営化、6高速道路会社が発足 10. 14 郵政民営化関連法成立
平成 18年 (2006)	1. 27 大塚 宗春 (～20. 2. 8)	1. 23 伏屋 和彦		3. 23 第1回各省庁内部監査担当者連絡会 3. 31 会計検査院懲戒処分及び検定規則と会計検査院審査規則の全文改正(4. 1施行) 7. 13 会計検査院法第30条の2の規定による国会及び内閣に対する随時報告が初めて行われる 11. 10 17年度決算検査報告を内閣に送付	1. 23 日本郵政株式会社発足 3. 9 日本銀行が、13年3月から続けた「金融の量的緩和策」の解除を決定 5. 26 行政改革推進法が成立 6. 14 医療制度改革関連法が成立 6. 20 北海道夕張市、財政再建団体の指定を国に申請することを表明 9. 26 安倍内閣発足 10. 23 官製談合事件で福島県前知事を逮捕(11. 15和歌山県、12. 8宮崎県でも前知事逮捕) 12. 8 地方分権改革推進法成立
平成 19年 (2007)				3. 26 31特別会計の統廃合などを盛り込んだ特別会計に関する法律が成立 19年度決算から作成される特別会計財務書類が会計検査院の検査を経て国会に提出されることになった [P. 291] 4. 1 院法改正(地方自治法改正関係) [P. 260] 8. 24 第20回公会計監査フォーラムでアメリカ会計検査院ウォーカー院長が講演 10. 2 中央合同庁舎第7号館整備等事業竣工記念式典 11. 9 18年度決算検査報告を内閣に送付 12. 13 神保町の仮庁舎から霞が関の中央合同庁舎第7号館へ移転(19日まで) [P. 378]	1. 9 防衛省発足 6. 8 年金記録問題発生の経緯、原因や責任の所在等についての調査・検証を早急に行うため、総務大臣の下に年金記録問題検証委員会が設置される 7. 29 第21回参議院議員選挙で民主党躍進 9. 26 福田内閣発足 10. 1 日本郵政公社が民営化、持株会社と4つの事業会社から成るJPグループが発足 11. 28 防衛装備品の調達をめぐり、前防衛事務次官を収賄容疑で逮捕

第2部 資料

年	会計検査 院長	検査官	事務総長	会計検査院事項	一般事項
平成 20年 (2008)	2. 15 伏屋 和彦 (～21. 1. 2 5)	2. 12 山浦 久司		4. 1 業績検査計画官の設置 4. 23 「日本国憲法下の会計検査院60年の あゆみ」刊行 5. 30 第1回第5次会計検査懇話会開催 11. 7 19年度決算検査報告を内閣に送付 12. 2 各府省等官房長に対する検査報告説 明会を初めて開催[P. 301]	4. 1 後期高齢者医療制度が始まる 5. 21 宇宙基本法成立 6. 6 国家公務員制度改革基本法が成立 7. 7 第34回サミットが北海道洞爺湖町で開催 8. 8 夏季オリンピック北京大会が開会 9. 15 ミリマン・ブラザーズが破綻、世界同時 株安に 9. 24 麻生内閣発足 10. 1 日本政策金融公庫発足
平成 21年 (2009)	4. 6 西村 正紀	4. 2 重松 博之	4. 1 増田 峯明	1. 5 CEFIANの運用開始[P. 383] 4. 1 大幅な組織の再編成が行われる[P. 2 74] 審議官1人増置 11. 11 20年度決算検査報告を内閣に送付	4. 22 改正道路整備事業財政特別措置法成立 5. 21 裁判員制度が始まる 8. 30 第45回衆議院議員選挙で民主党の議席が過 半数を上回り、政権交代 9. 16 鳩山内閣発足

あ　と　が　き

本院の創立130年を記念するため、会計検査院百三十年史の刊行が企画され、平成20年10月に、事務総局次長を事務局長とする会計検査院130年史編集事務局が設置されました。併せて、編集委員・執筆委員が指名され、これまでの1年余りで、2度の編集委員会を開催するなどして執筆・編集の作業に当たってきました。

本院は、これまでも「会計検査院史」「会計検査院八十年史」「会計検査院百年史」など節目ごとに年史を刊行してきました。本史の執筆・編集に当たっては、これらの内容も踏まえ、権限、組織、業務、成果等同じ切り口で各時代の状況を記述し、それぞれの130年の変遷が把握できるように心がけたつもりです。また、コラムを設けたりできる限り口語体を用いたりするなど読みやすさにも留意しました。内容につきましては、必ずしも十分ではない点もあるかと思いますが会計検査院のあゆみを知る上でいささかでもお役に立てば幸甚です。

最後に、本史の作成に当たり、ご協力頂いた関係各位、特に多忙な中、企画、編集、執筆等を担当して頂いた編集委員・執筆委員の各位に深く感謝を申し上げます。

会計検査院130年史編集事務局

◆ 写真等提供 ◆

国立国会図書館

国土地理院

独立行政法人国立公文書館

京都府立総合資料館

財団法人建設物価調査会

株式会社官公庁通信社

会計検査院百三十年史

編 集 会計検査院130年史編集事務局

発 行 会計検査院

東京都千代田区霞が関3-2-2

平成22年3月 初版発行

令和 2年1月 初版改訂

